平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業

報告書

平成 31 年 3 月

一般社団法人　全国食支援活動協力会

目次

目次 1

第１章　調査研究事業の概要 3

１　事業の目的 3

２　事業の内容 3

第２章　アンケート調査から見えてきたこと 7

１　調査概要 7

２　回収状況 8

３　調査から抽出された３つの論点 8

第３章　ヒアリング調査 22

１　調査の概要 22

２　調査結果 24

１）東京都荒川区 25

２）琴平町社会福祉協議会（香川県琴平町） 37

３）特定非営利活動法人とかの元気村（高知県佐川町） 46

４）黒潮町あったかふれあいセンターこぶし（高知県黒潮町） 54

５）特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市） 63

６）愛知県知多市 72

７）島根県美郷町 80

８）むつみ元気支援隊（山口県萩市） 91

９）島根県雲南市 100

１０）新潟県新潟市 113

１１）竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」（大分県国東市） 122

１２）不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」（大阪府富田林市） 131
１３）秋田県小坂町 139

第４章　研修会「住民の力を活かす！育てる！地域に支え合いの生活支援を広げるために」.... 145
１　研修会の概要 145
２　実施後アンケートから 152
３　まとめ..... 167

第５章　住民のやる気を支える支援の手引き 168

【資料集】
１．アンケート調査票（調査 A：都道府県市区町村、社会福祉協議会対象） 資料-1
２．アンケート調査票（調査 B：生活支援サービス運営団体対象）調査概要 閲覧用資料 .. 資料-11
３．アンケート調査（調査 B：生活支援サービス運営団体対象）分野別設問　集計結果一覧 資料-25
４．研修会チラシ(東京会場） 資料-67
５．研修会チラシ(大阪会場） 資料-69
６．研修会チラシ(香川会場） 資料-71
７．研修会テキスト(東京会場） 資料-73
８．研修会テキスト(大阪会場） 資料-123
９．研修会テキスト(香川会場） 資料-169

第１章　調査研究事業の概要

１　事業の目的

人口減少、家族・地域社会の変容が一層進む中で、今、地域包括ケアを超える「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進んでいる。平成30年からの生活支援体制整備事業開始にともない、各地で様々な助け合いづくりが推進されているが、住民主体の互助の枠組みづくりは喫緊の課題となっている。また、持続可能で発展的な取り組みとなるためには、子どもから高齢者、世代や分野を超えて様々な機関と連携を図っていくことが重要である。

そこで、本調査研究事業では、地域における様々な生活支援サービスに着目し、各市町村・社会福祉協議会において既存の社会参加サービスを活用した互助・生活支援サービス創出に向け具体的にどのような取り組みを行っているか、地域資源の活用や介護サービス事業所等様々な関係機関との連携体制とあわせて調査（アンケート調査、ヒアリング調査）を行う。

とくに、近年、ボランティア活動に関連して急速に地域に広まっている子ども食堂・地域食堂は子どもだけではなく、高齢者・障害者の居場所としての機能を持ち、また担い手としての障害者や高齢者の就労・参加（利用者のお世話や生きがい就労も含む）の場となっている。こうした拠点整備により、地域において共に支え合う地域共生の基盤をつくり、地域住民によるコミュニティの再生を促し、かつ、地域資源活用による地域活性化（シャッター街の空き店舗活用など）の効果をあげている地域もあり、その実態及び効果的な運営方法、期待される効果について明らかにする。

事業の成果は、研修会を通じてノウハウを伝播するとともに、互助を基盤にした住民による生活支援サービス創出を促すための手引きの作成に活用する。手引きでは、市町村他関係機関が伴走型支援を始めるときに活用できるよう、支援の着眼点を提案する。これにより、地域で自主的な活動に取り組む人たちの裾野を増やし、活動の持続性を支える仕組みの強化を図ることで、生活支援サービスを創出するための基盤整備に寄与することを目的とする。

２　事業の内容

１）研究委員会・作業委員会の開催

研究事業全体の方針・計画の確定、調査の企画・方針の策定、収集資料の検討とモデル形成、および報告書内容の検討に関して４回の会議を行った。

また、作業委員会を設置し、９回の会議を通してアンケート調査票の作成・結果分析、ヒアリング項目内容の検討・実施、研修プログラムのカリキュラム開発を行った。

（１）研究委員会

第１回：平成30年7月20日（金）　家の光会館　1階セミナールーム　17:00～20:00

議題：事業実施の経緯について、事業計画の協議、事例報告（長久手市および香川県社会福祉協議会）　他

第２回：平成30年8月26日（日） NATULUCK飯田橋東口駅前店　4階大会議室B 13:00～16:00
議題：事業の進捗状況報告、アンケート調査項目案およびヒアリング調査候補地の協議、事例報告（知多市における生活支援サービスの体制整備の取り組み） 他
第３回：平成30年11月12日（月）東京ウイメンズプラザ　2階第1会議室　17:00～20:00
議題：事業の進捗状況報告、アンケート調査票案の協議、研修プログラム案協議　他
第４回：平成31年2月27日（金）飯田橋レインボービル　2階2A会議室
議題：事業の進捗報告、成果物の作成状況について　他

＜委員長＞
内藤 佳津雄　日本大学文理学部教授（法人理事）
＜委員（五十音順）＞
秋山 由美子 一般財団法人社会福祉研究所　研究員（外部委員）
石田 惇子　一般社団法人全国食支援活動協力会 代表理事/NPO法人支え合う会みのり副理事長（法人理事）
石橋 智昭　公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 主席研究員（外部委員）
伊藤 みどり NPO法人全国移動サービスネットワーク事務局長（外部委員）
日下 直和　香川県社会福祉協議会 事務局長（外部委員）
熊谷 美和子 住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 副代表幹事/NPO法人たすけあい平田 理事長（外部委員）
近藤 博子　気まぐれ八百屋だんだん 店主/だんだんワンコインこども食堂 主宰（外部委員）
鈴木 訪子　荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課 地域福祉活動促進専門員（外部委員）
隅田 耕史　NPO法人フェリスモンテ 事務局長（法人理事）
高橋 良太　全国社会福祉協議会地域福祉部長 兼 全国ボランティア・市民活動振興センター 所長（外部委員）
武安 眞珠　公益財団法人調布ゆうあい福祉公社 事業課長(外部委員)
中野 智夫　長久手市役所福祉部 次長（外部委員）
長谷部 俊介 東京ボランティア・市民活動センター 副所長（外部委員）
服部 真治　一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究部 研究員 兼 研究総務部 次長（外部委員）
平野 覚治　一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事（法人理事）
牧里 毎治　関西学院大学人間福祉学部名誉教授（外部委員）

（２）作業委員会
第１回：平成30年7月6日（金）　立教大学池袋キャンパス　太刀川記念館 1階会議室　17：00～20:00
議題：調査設計について（アンケート調査、ヒアリング調査)、訪問調査先について
第２回：平成30年8月3日（金）立教大学池袋キャンパス　ロイドホール 5階会議室　10：00～12：00
議題：調査設計について（アンケート調査、ヒアリング調査)、訪問調査先について

第３回：平成30年8月20日（日）　世田谷区役所庁舎内　レストランけやき　15:30～17:00
　　議題：調査設計について（アンケート調査、ヒアリング調査)、訪問調査先について
第４回：平成30年9月3日（月）　立教大学池袋キャンパス ロイドホール 5階第3会議室 13：00～17：00
　　議題：調査設計について（アンケート調査、ヒアリング調査)、訪問調査先について
第５回：平成30年10月28日（日）東京大学 本郷キャンパス 法文2号館社会学研究室　9：00～13：00
　　議題：アンケート調査票の最終確認、支援の手引き構成案の検討 、訪問調査の進捗状況他
第６回：平成30年11月2日（金）　立教大学池袋キャンパス12号館 2階会議室　10：00～12：30
　　議題：アンケート調査票の最終確認、支援の手引き構成案の検討、報告書の体裁について他
第７回：平成30年12月3日（月）　立教大学池袋キャンパス12号館 地下1階第3会議室　13:00～16:00
　　議題：アンケート調査票の発出について報告、支援の手引き構成案の検討他
第８回：平成30年12月10日（月）　東洋海事ビル　3階会議室　15:00～18:00
　　議題：アンケート調査回収状況、研修会日程・プログラム案検討、支援の手引き構成案の検討他
第９回：平成31年2月27日（水）　飯田橋レインボービル　2階2A会議室　15:00～16:15
　　議題：研修会の振り返り、アンケート調査分析・解析の経過について、支援の手引き検討他

＜委員長＞
平野 覚治　一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事（法人理事）
＜委員（五十音順）＞
清水 洋行　千葉大学大学院人文科学研究院 教授（法人理事）
祐成 保志　東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授（外部委員）
関屋 光泰　東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 助教（外部委員）
内藤 佳津雄　日本大学文理学部 教授（法人理事）
中島 智人　産業能率大学経営学部 教授（法人監事）
原田 晃樹　立教大学コミュニティ福祉学部 教授（外部委員）

２）アンケート調査（第２章）

自治体、社会福祉協議会および住民参加による生活支援サービス運営団体等を対象に、食支援／移動支援／居場所づくり／訪問によるサービス／子ども食堂・地域食堂に分類し、運営団体への支援状況の把握とともに支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的に、アンケート調査を実施した。都道府県市区町村の高齢者保健福祉・児童福祉所管部署に電子調査票を送付、団体に対しては web 回答フォームを開設して回答を求め、平成 30 年 11 月から平成 31 年 1 月にかけ行った。調査結果は第２章に掲載した。

３）ヒアリング調査（第３章）

自治体、社会福祉協議会、食を通じた通いの場・移動支援等の住民参加による生活支援サービス運営団体を対象に、生活支援の実施状況（多世代の参加を含む）と地域の関係機関との連携、地域資源の活用方法、住民参加を促す支援策を把握することを目的に、聞き取り調査を行った。13 地域の調査結果は

第３章に記載した。

４）研修会の開催「住民の力を活かす！育てる！地域に支え合いの生活支援を広げるために」（第４章）

地域における様々な生活支援サービス（食支援／移動支援／居場所づくり／訪問によるサービス／子ども食堂・地域食堂）に着目し、各市町村・社会福祉協議会が互助・生活支援サービス創出のために具体的にどのような支援を行っているか、地域資源の活用に関する工夫等を研修会にて共有した。

あわせて、開催地の団体と調整し、希望者を対象に活動視察を受け入れることで、取組みの理解促進を図った。結果は第４章に掲載した。

【開催日時・会場】

東京会場（東京都豊島区）

平成 30 年 1 月 28 日（月） 13：00～17：00　東京セミナー学院 4 階 会議室

参加者：68 名

大阪会場（大阪府大阪市天王寺区）

平成 31 年 2 月 4 日（月） 13：00～17：10　たかつガーデン 7 階 東中会議室

参加者：63 名

香川会場（香川県高松市）

平成 31 年 2 月 4 日（月） 13：00～17：10 香川県社会福祉総合センター 第 1 中集会室

参加者：71 名

５）住民のやる気を支える支援の手引き（第５章）

地域で自主的な活動に取り組む人たちの裾野を増やし、それらの活動の持続性を支える支援の仕組みをつくりだすことを目的に、事業の成果を簡潔にまとめたカラー冊子を作成し、関係者に配布するとともに、当会公式 HP にてデータを公開した。

市町村他関係機関が伴走型支援を始めるときに活用できるよう、支援の着眼点（着目してほしい視点を示したシート）を提案した。手引きの後半には、具体的な支援事例をもとにシートの使い方を示している。作成したカラー冊子は、第５章に収載した。

第２章　アンケート調査から見えてきたこと

住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況や実態、評価ポイントを把握するために、行政・社協向けと、運営団体に向けてアンケート調査を実施した。ここでは、調査の中から抽出された３つの論点について記載する。

１　調査概要

１）調査Ａ：行政・社協向け調査

目的	行政や社協による、住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況を把握するとともに、支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署 ②　〃　の児童福祉所管部署 ③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署 ④　〃　の児童福祉所管部署 ⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会 ⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会
調査方法	①、②：メールにて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ③、④：①、②を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑤：全国社会福祉協議会を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑥：⑤を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。
回答時期	平成 30 年 11 月～平成 31 年１月の２か月間
備考	＊都道府県及び市区町村の高齢者保健福祉所管部署（①、③）に対しては、子ども食堂・地域食堂を除く生活支援サービス（食支援、移動支援、居場所づくり、訪問によるサービス）について回答を依頼した。当該部署以外が担当している生活支援サービスについては、担当部署に照会した上で回答を取りまとめるよう依頼した。 ＊都道府県及び市区町村の高齢者保健福祉所管部署（②、④）に対しては、子ども食堂・地域食堂について回答を依頼した。当該部署が子ども食堂・地域食堂について把握していない場合は、担当部署に転送を依頼した。 ＊社会福祉協議会（⑤、⑥）に対しては、すべての生活支援サービスについて回答を依頼した。

２）調査Ｂ：サービス運営団体向け調査

目的	住民参加による生活支援サービスの運営実態を把握するとともに、団体が感じる課題や、活動について評価してほしいと考えるポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	住民参加による生活支援サービス運営団体
調査方法	調査Ａの調査対象（①～⑥）および関連団体を通じ、各機関・団体が把握している団体にアンケートの回答記入フォームの URL を伝達し、回答を依頼した。
回答時期	平成 30 年 11 月～12 月の１か月間

２　回収状況

１）調査 A

調査 A	有効回答数／配布数	回収率
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	43 件／67 件	64.2%
②　　〃　　の児童福祉所管部署	56 件／67 件	83.6%
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	913 件／1896 件	48.2%
④　　〃　　の児童福祉所管部署	835 件／1896 件	44.0%
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	29 件／67 件	43.3%
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	522 件／1896 件	27.5%

２）調査 A（事業票）

調査 A（事業票）	回答事業数
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	59 事業
②　　〃　　の児童福祉所管部署	40 事業
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	1408 事業
④　　〃　　の児童福祉所管部署	169 事業
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	32 事業
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	852 事業

３）調査 B

調査 B	回答数
住民参加による生活支援サービス運営団体	1254 件

３　調査から抽出された３つの論点

次頁より、調査 A・B の結果から導かれた３つの論点について記載する。

論点１：必要なのは団体に寄り添う支援

団体を増やし、担い手を増やしていくには、広く地域全体に働きかけるとともに、立ち上げ準備や立ち上げ後の段階で団体に寄り添う支援を行っていくことが必要です。調査結果からは、支援の実施状況はサービス分野によって偏りがあること（図表 2-1、2-2）、団体運営・事務に関する知識の提供や会場確保についての支援があまり行われていないこと、（図表 2-3、2-4）、公的な資金援助は比較的多く行われている一方で、民間資金の活用は進んでいないこと（図表 2-5）などが示唆されました。また、多くのサービス運営団体が地域住民から様々なサポートを受けている一方で、民間企業等からの支援はまだ広がっていない状況も伺えました（図表 2-6）。

サービス運営団体の多様なニーズに応え、寄り添う支援を行うに当たっては、ボランティアセンターや社会福祉協議会、食支援や移動サービス等領域ごとのサービス運営ネットワークとの連携を図ることも有用です。

また、地域住民や地元企業といった多様な方々を重要な地域資源として捉え、地域全体でサービス運営団体を支えていく基盤づくりをすることも、行政や社会福祉協議会の重要な役割といえます。

１）地域への働きかけ

住民参加による生活支援サービスを地域に広げるためには、サービスの担い手（個人、団体）を増やすための地域への働きかけが必要です。

本事業で実施した調査からは、広く地域住民に対して参加を働きかける取組みは、都道府県・政令市や市区町村、社会福祉協議会で行われていることが示されました。ただし、子ども食堂・地域食堂については、都道府県や市区町村の取組みが比較的少ないことも示唆されました。

図表 2-1　サービスの立ち上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組みを実施している割合

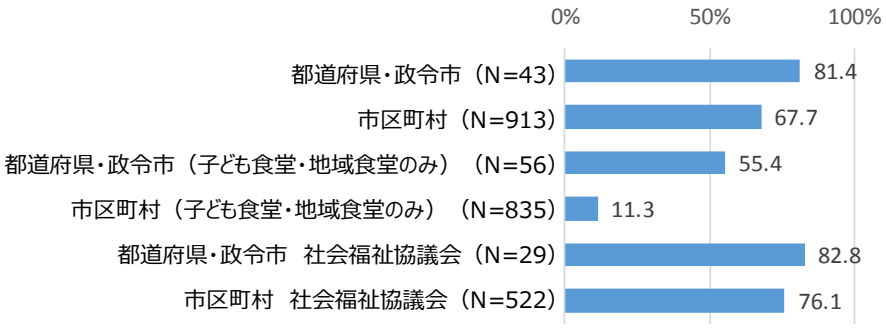

２）サービス運営団体への直接的な支援

一方、サービスを立ち上げた団体、あるいは立上げ準備を行う団体への直接的な支援の取組み状況は、サービス分野によって大きく偏りが見られました。

都道府県・政令市や、都道府県・政令市の社会福祉協議会では、比較的満遍なく、どのサービス分野でも支援が行われていた一方で、市区町村や市区町村社会福祉協議会では「居場所づくり」分野のサービス運営団体への支援が、その他のサービス分野に比べて突出して多く行われていました。

図表 2-2　住民参加による生活支援サービス運営団体への支援を実施している割合

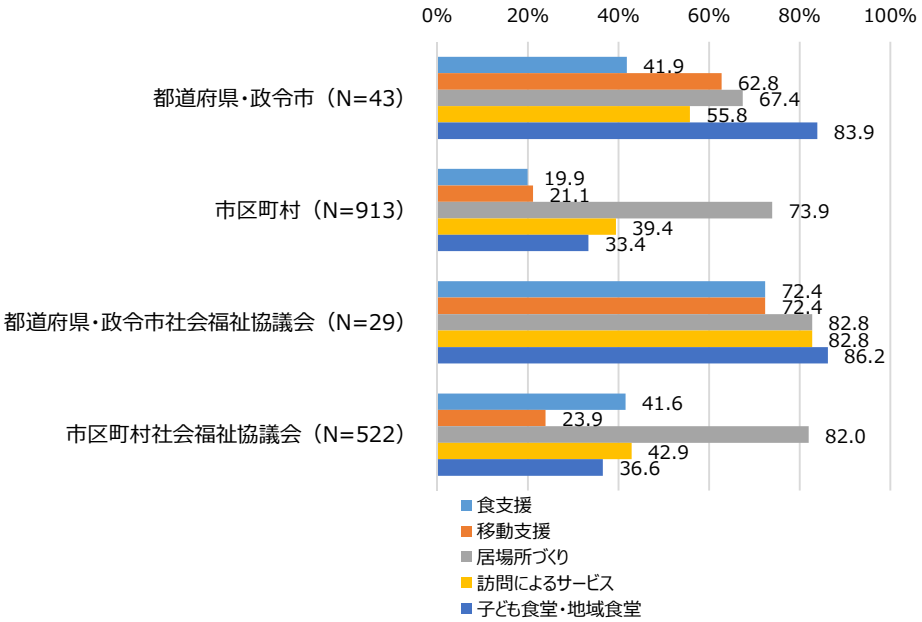

＊各サービス分野の支援について、支援メニューを一つでも実施している場合は「支援を実施している」とみなした。

サービスを立ち上げた団体、あるいは立上げ準備を行う団体への支援としては、資金面の援助だけでなく、人材育成、ノウハウ提供、会場・拠点の確保といった、様々な面からのサポートが考えられます。

市区町村の支援実施状況に関する調査結果について、「支援を行っている」と回答した場合に絞って支援内容に着目すると、サービス分野によって支援内容にも差があることが見えてきました。

例えば、担い手養成のための講習会・講師派遣を行う市町村の割合は、「居場所づくり」や「訪問によるサービス」では比較的多い傾向にありました。また、サービスの立上げやサービス提供に必要なノウハウ提供は比較的多く実施されている一方で、会則や定款、会計、法人格取得といった事務・運営に関わるノウハウ提供については、いずれのサービス分野でもあまり行われていないことが示されました。

図表 2-3　ノウハウ提供・人材育成面の支援　市町村の実施状況

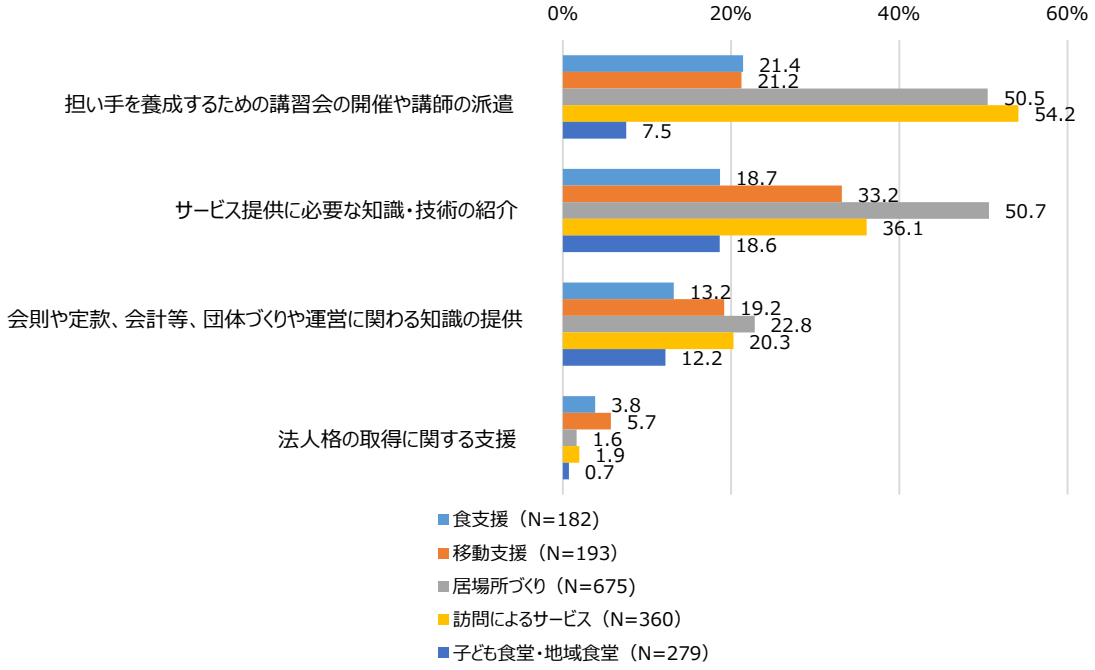

会場や活動拠点の確保に関する支援に着目すると、比較的実施割合が低く、特に空き家等の地域資源の活用は進んでいない状況が示されました。地域によっては、公民館等の公共施設を定期的（週 1 回等）に利用することが、公平性の観点から制限されてしまう場合もあり、住民参加による生活支援サービスの活動を支援するためには、占有利用できる会場・拠点の提供は重要なポイントです。空き家等の地域資源の活用も含め、無償または安価に利用できる場所の提供を検討してみましょう。

図表 2-4　会場や拠点確保の支援　市町村の実施状況

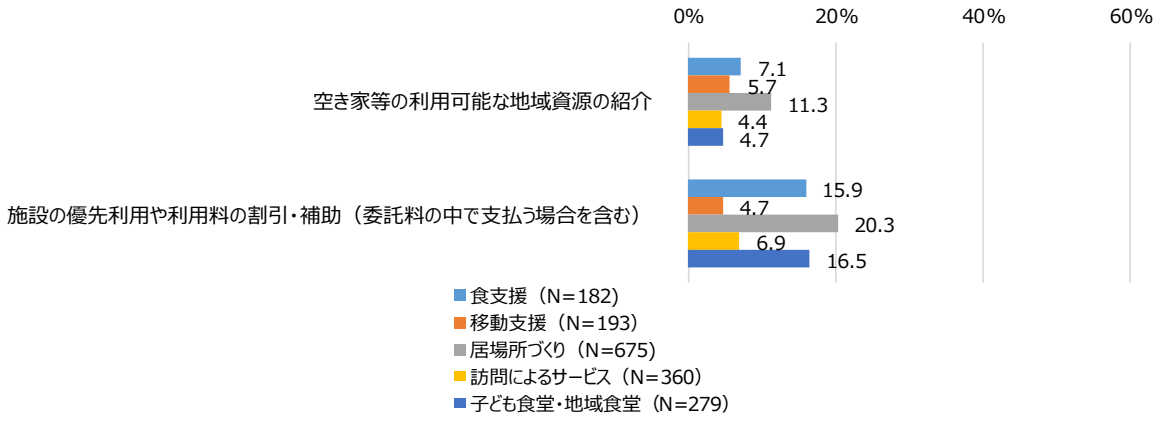

資金面の支援に着目すると、サービス運営資金の公的支援（補助・助成、事業委託）や立上げ資金の公的支援（補助・助成、事業委託）は比較的多く実施されていた一方で、民間資金の活用支援についてはあまり行われていない状況が示されました。

限られた予算の中で幅広いサービス運営団体が支援を受けられるよう、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民や地元企業等、様々な地域資源の活用を模索していくことが求められます。

図表 2-5　資金面の支援　市町村の実施状況

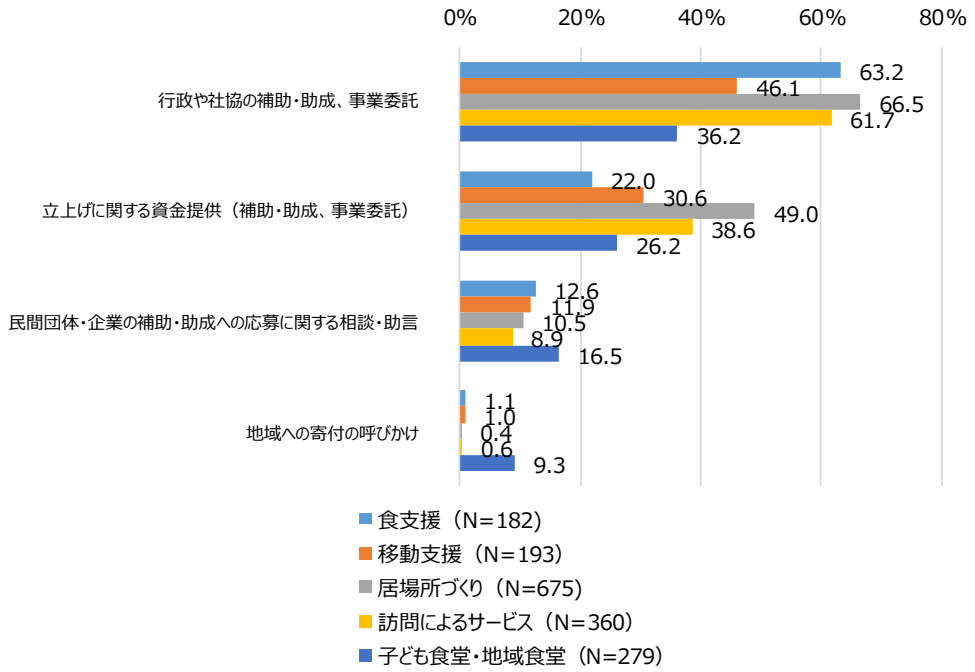

＊「支援を実施している」市区町村を分母として、各支援内容を選択した者の割合を示した。

サービス運営団体の多様なニーズに応え、寄り添う支援を行うには、様々な支援メニューを用意することが望まれます。市町村に支援ノウハウがない場合でも、市町村・特別区、政令指定都市、都道府県のボランティアセンターや社会福祉協議会との連携、あるいは、食事サービス・子ども食堂・居場所づくりといった分野における一般社団法人全国食支援活動協力会、移動支援分野におけるＮＰＯ法人全国移動ネットのような、領域別のノウハウのある団体との連携を図ることで、サービス運営団体のニーズを捉えた支援を目指すことが望まれます。

３）地域の住民、民間企業等による支援

住民参加による地域支援サービスへの支援は、必ずしも行政や社会福祉協議会だけが担うものではありません。

調査では、多くの団体が地域住民個人から何らかの支援を受けており、特に寄付やスタッフとしての手伝いといった支援が多い傾向にありました。自治会等の地縁組織からの支援を受けている団体も一定数見られました。

一方、企業や小売店・飲食店、生協・農協といった企業・団体からの支援はまだ少ない状況です。これらの組織を地域資源として捉え、地域全体で住民参加による地域支援サービスを支える基盤をつくることは、持続的な支援環境をつくる上で重要な要素といえます。民間企業・団体にとって、初めて付き合うサービス運営団体への支援を行うことにはリスクが伴います。それが小規模なサービス運営団体であれば尚更、支援のハードルとなりかねません。

行政や社会福祉協議会がサービス運営団体の後ろ盾となるような関わり方をすることで、民間企業・団体の支援を増やすことにつながることが期待されます。

図表 2-6　サービス運営団体が地域から受けている支援内容

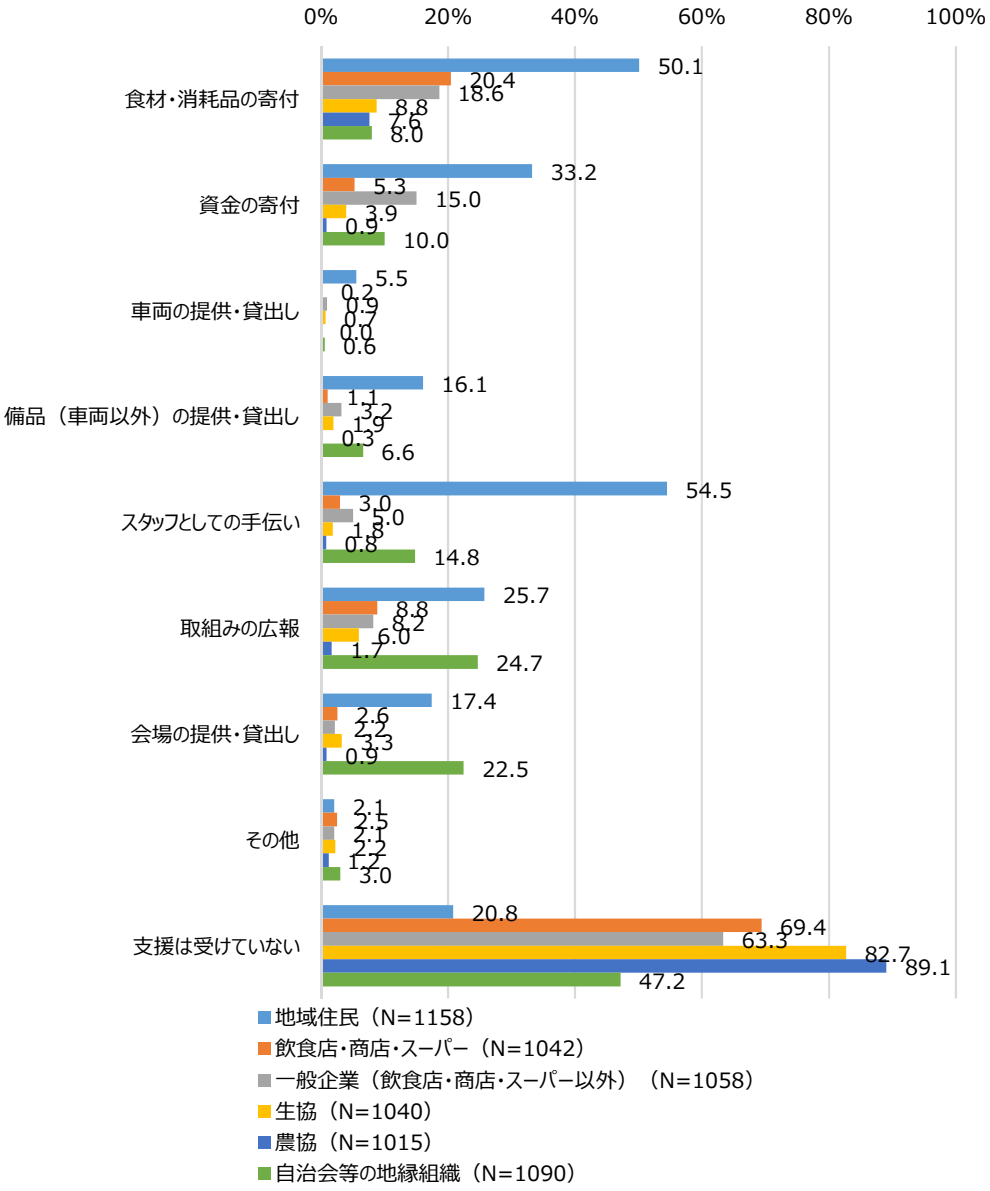

論点２：特徴や規模に合わせた支援

住民参加による生活支援サービスの規模や運営基盤は多様で、小規模な運営団体が多く活動しています（図表 2-7）。こうした小規模な団体には、小額の補助・助成でも大きく役立つと考えられますが、実際には、公的な補助・助成や委託を受けていない活動が多いことが、調査結果から示唆されました（図表 2-8）。

補助・助成や委託を受けていない活動が多い理由の一つとして、小規模なサービス運営団体にとって補助・助成、委託の基準が高いことが考えられます（図表 2-9）

先ずは団体を立ち上げるという観点からも、まちづくりへの貢献や住民同士の交流、ニーズへの柔軟な対応といった、住民参加によるサービスならではの特長に目を向けながら、団体を育てていくような伴走型の支援が求められます（図表 2-10）。

⇒支援を始める時に注目してほしい、具体的な視点は、本冊子の第５章　住民のやる気を支える支援の手引き　「第４章⑥住民のやる気を支援する視点（評価項目）の提案と使い方イメージ」に掲載

１）住民参加による生活支援サービス運営団体の規模

住民参加による生活支援サービスは、既に社会的事業を行う社会福祉法人が、地域住民を巻き込んで運営するものから、地域課題に関心を持つ住民が自主的に始めた草の根的活動まで、その規模や運営基盤は多様です。

住民参加による生活支援サービス運営団体に年間収入額をたずねたところ、500 万円以上が 2 割以上ある一方で、全体の 6 割を年間収入額 50 万円未満の団体が占めていました。非常にばらつきが大きく、月当たり数万円程度で運営している、規模の小さな団体もが多いことが伺えます。

こうした小規模な団体にとっては、年間数千円～数万円の少額の支援であっても、活動の継続や発展に大きく役立つことが考えられます。

図表 2-7　住民参加による生活支援サービス運営団体の年間収入金額　分布

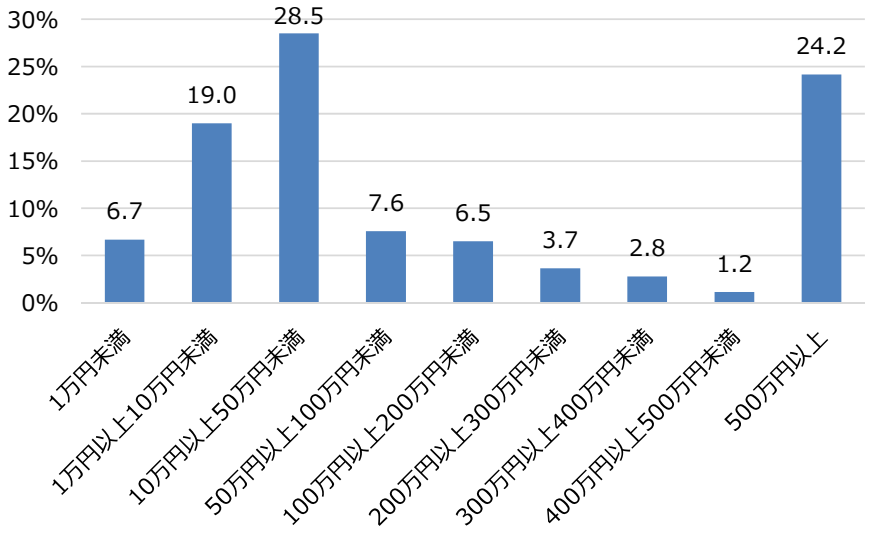

２）行政や社会福祉協議会からの補助・助成、委託の状況

しかし、実際には、多くの団体が公的な資金援助を受けずにサービスを運営している実態が、調査から見えてきました。サービスの種類によって異なりますが、50%～60%程度の団体が委託や補助・助成を受けずに実施している生活支援サービスがあると回答しました。

図表 2-8　行政、社会福祉協議会からの補助・助成、委託状況

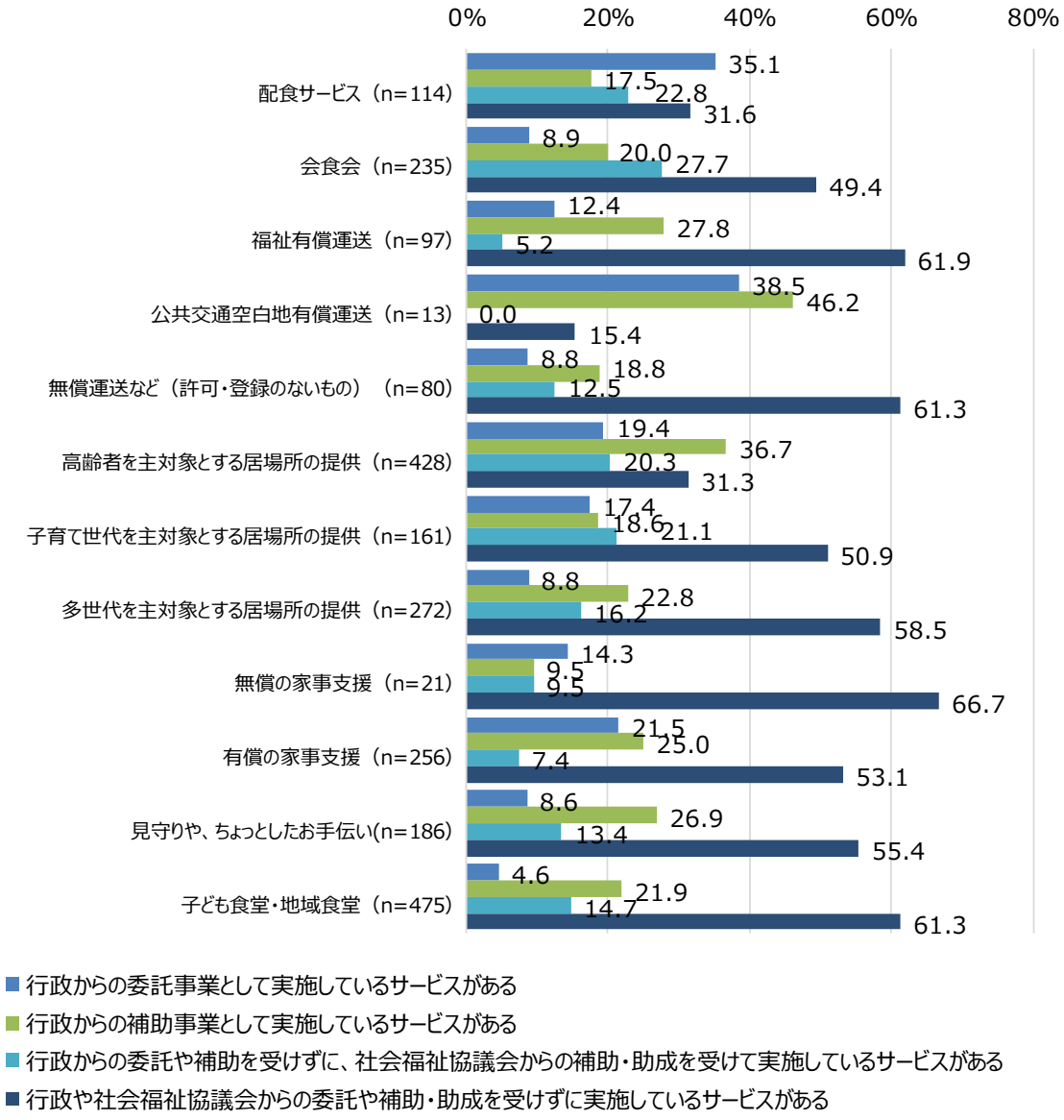

３）行政や社会福祉協議会からの補助・助成、委託の基準

団体が補助・助成、委託を受けていない理由には様々なものが考えられますが、その中のひとつとして、行政や社会福祉協議会が求める基準が、住民参加による生活支援サービス運営団体（特に小規模な団体）の実情に合っていないという可能性が考えられます。

調査では、市区町村や市区町村社会福祉協議会が補助・助成、委託を行う基準として、サービスの提供や管理の体制、提供実績が多く挙げられていました。特に市区町村ではサービスの提供体制が第１に

挙げられており、規模が小さく、運営基盤が育っていない団体にとって、公的な資金援助を受けるには高いハードルがあることが考えられます。

もちろん、サービスの提供や安全管理が確実に行われることは重要です。しかし、それを実現できる水準に達した団体にのみ資金援助を行うのでは、既に運営基盤が確立した団体、ある程度規模の大きな団体でなければ支援を受けることができません。住民参加による生活支援サービスを広げていくためには、緩やかな基準で広く資金援助を行いながら、体制や実績が十分でない団体を「育てる」視点が鍵となります。

図表 2-9　補助・助成、委託を行うに当たっての基準　上位５つ

	市区町村　高齢者保健福祉所管部署	市区町村社会福祉協議会
1	**サービスの提供体制（スタッフ、設備等）が整っている**	地域住民がサービスの担い手として多く参加している
2	地域住民がサービスの担い手として多く参加している	担い手や利用者・参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している
3	担い手や利用者・参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している	担い手や利用者・参加者の意見を運営に反映している
4	**十分なサービス提供実績がある**	**サービスの提供体制（スタッフ、設備等）が整っている**
5	**安全管理の体制が整っている**	**十分なサービス提供実績がある**

４）住民参加による生活支援サービスへの評価・注目ポイント

住民参加による生活支援サービスには、同じ住民同士が助け合うことで生まれる交流や、利用者からのニーズに寄り添ったきめ細かい支援といった、専門職によるサービスとは異なる良さがあります。

本事業で行った調査で、住民参加による生活支援サービス運営団体への評価・注目ポイントについてたずねたところ、いくつかの項目で、市区町村・市区町村社会福祉協議会と、サービス運営団体との間にギャップが見られました。

特に、

・地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている

・利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる

・担い手と利用者との交流が生まれる

といった点が、複数のサービス分野で共通して特にギャップが大きい項目（サービス運営団体では評価・注目してほしいと考えているが、市区町村・市区町村社会福祉協議会では比較的注目度が低い）でした。

これらの特長は必ずしも定量評価できるものではなく、利用者や担い手ではない行政や社会福祉協議会の立場からは見えにくいものかもしれません。

だからこそ、こうした視点を行政・社会福祉協議会とサービス運営団体が共有することで、目指す方向性や実現したいサービスのあり方を互いにすり合わせることが、地域づくりに求められる姿勢と言えるでしょう。

図表 2-10　評価・注目ポイント　団体と市区町村・市区町村社会福祉協議会とのギャップが大きい項目（上位 5 つ）*

	食支援	移動支援	居場所づくり	訪問によるサービス	子ども食堂・地域食堂
1	**担い手と利用者との交流が生まれる**	高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	**担い手と利用者との交流が生まれる**	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している
2	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	**担い手と利用者との交流が生まれる**	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	多世代が利用・参画できるサービスである	**担い手と利用者との交流が生まれる**
3	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**
4	利用者もサービスの担い手となることができる	利用者もサービスの担い手となることができる	行政だけでは不足するサービスを補完できる	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	地域で多世代をつないでいる
5	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	多世代が利用・参画できるサービスである	行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	行政だけでは不足するサービスを補完できる	多世代が利用・参画できるサービスである

＊サービス運営団体への調査で「評価・注目してほしいポイント」として選択された割合から、市区町村・市区町村社会福祉協議会への調査で「住民参加による生活支援サービスに望むあり方」として選択された割合を差し引き、差が大きい順に上位 5 つを並べた。

＊＊４つ以上のサービス分野で共通している項目を太字で表した。

論点３：多様なサービスを生み出す居場所の機能に期待

子どもを対象に含む居場所づくりや子ども食堂・地域食堂は、近年新たに立ち上がったサービス運営団体の割合が多く、また、現役世代のボランティアが多く活躍しており、新たな担い手が集まる生活支援サービス分野として着目されます（図表 2-11、2-12）。これらのサービス分野では、既に高齢者を含む多世代を受け入れている、あるいは今後受け入れたいと考えている団体も一定数存在することが分かりました（図表 2-14、2-15）。

高齢者を主対象とする居場所づくりに今後受け入れたいと考えている年齢層についてたずねたところ、一定程度が 64 歳未満を受け入れたいと回答しました（図表 2-13）。

また、居場所づくりを通じて、会食会等の新たなサービスが派生して始まった事例もあることが分かりました（図表 2-16、2-17）。

限られた資源を効率的に活用して、生活支援サービスの担い手と受け手が共に参加できる場づくりを進めるために、多様な年齢層が参加できる居場所（拠点）をプラットフォームとした新たなサービスの創出は、有用な方策であると考えられます。

１）新たな担い手が集まるサービス分野

住民参加による生活支援サービスには、それを担う団体の不足や、担い手の不足・高齢化など、様々な課題が指摘されています。ただし、すべてのサービスが同じ課題を抱えているわけではなく、最近になって活動が増えている「勢いのある」サービス分野もあるようです。

サービス運営団体を対象とした調査で、実施しているサービスの種類ごとに、運営団体の設立年を比べたところ、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所、子ども食堂・地域食堂は、５～６割が 2016 年以降に設立された団体でした。

図表 2-11　サービス分野ごとの団体設立年

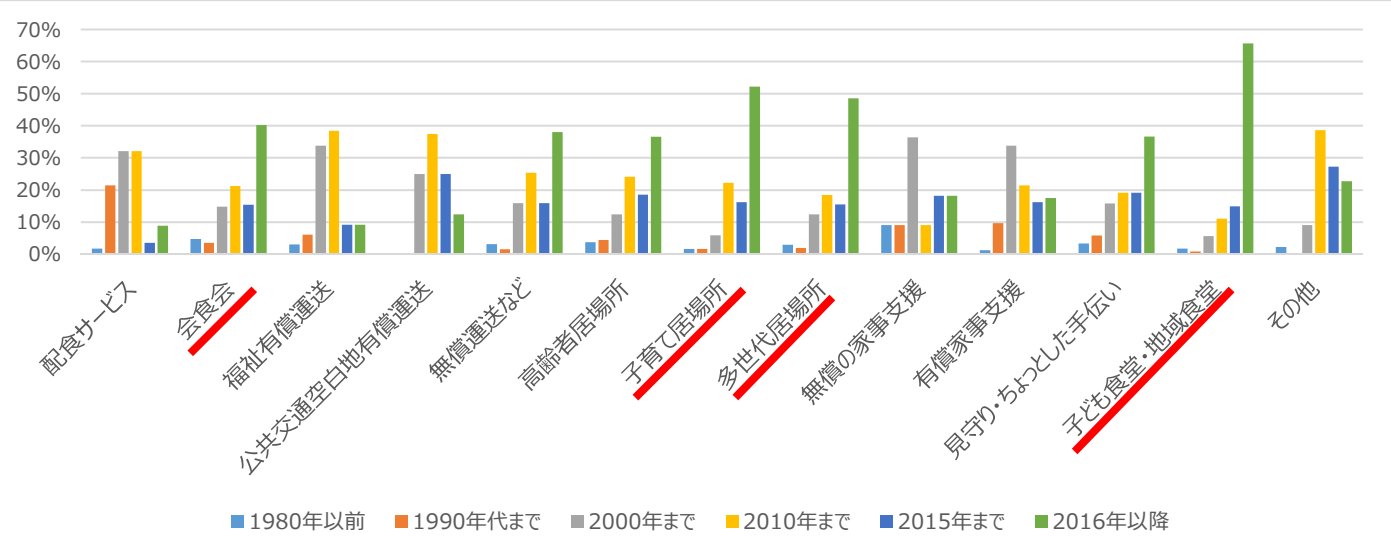

また、調査からは、これらのサービス分野に担い手として参加するボランティアに現役世代が多く含まれていることも分かりました。

ボランティアの年齢構成の平均値をサービスの種類ごとに比較したところ、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所、子ども食堂・地域食堂は半分以上が現役世代（64 歳以下）でした。

こうした、**子どもを含む多様な年代が参加できる居場所づくり**は、若い世代の担い手の注目を集めやすく、担い手の確保や事業の継続・発展に向けた支援が成功しやすい要素があると考えられます。

図表 2-12　ボランティアの年齢構成（平均値）

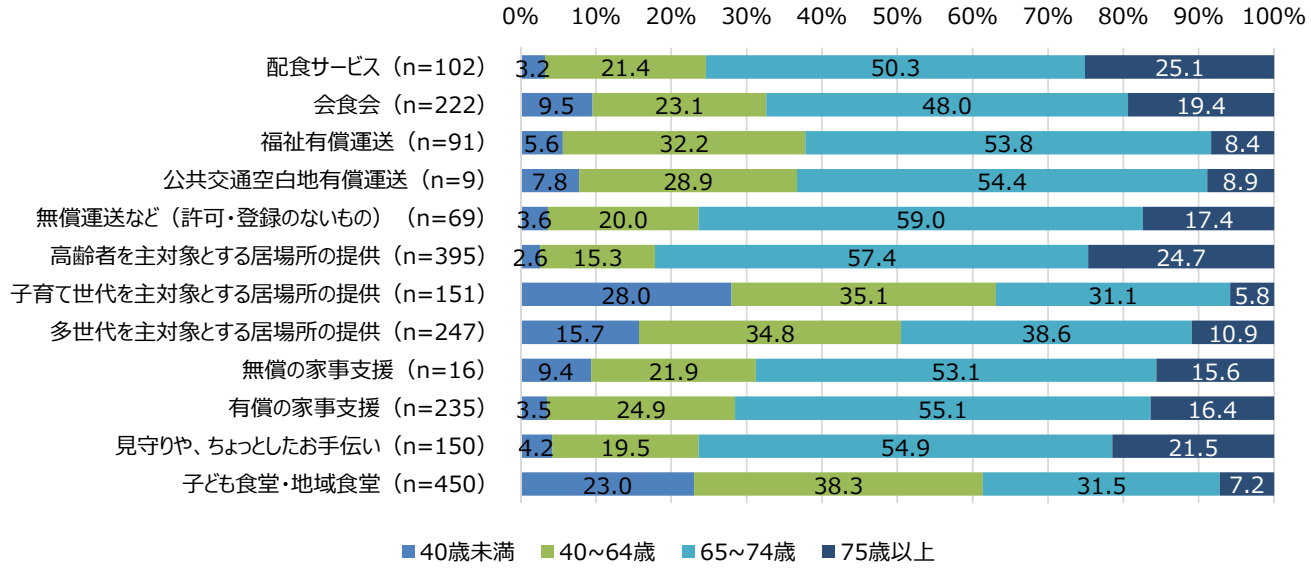

２）多様な世代の利用者を受け入れる活動

限られた地域資源を有効に活用するための１つの方向性として、こうした担い手が集まりやすいサービス分野において、利用対象者の範囲（年齢層等）を広げ、多世代型の生活支援サービスを作り上げていくということが考えられます。多様な年代の利用者が集まることで、多世代交流が生まれる効果も期待できるでしょう。

居場所づくりを行っているサービス運営団体に、今は受け入れていないが今後受け入れたいと考えている年齢層についてたずねたところ、高齢者を主対象とする居場所でも、一定程度が 64 歳未満を受け入れたいと回答しました。また、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所でも、65 歳以上を受け入れることに前向きな団体が一定程度見られました。

図表 2-13　居場所づくりにおいて、今後受け入れたい年齢層

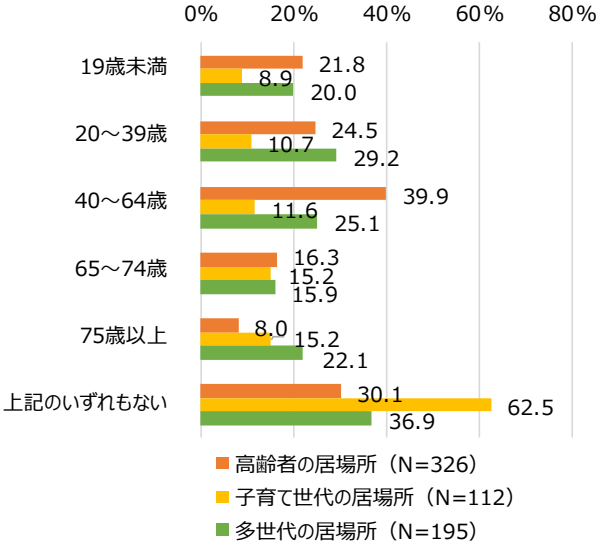

また、子ども食堂・地域食堂も、多様な年代を受け入れる居場所として捉えることができます。調査では、子ども食堂・地域食堂の半数程度が既に高齢者を受け入れており、今後新たに受け入れたいという回答も 2 割程度見られました。

図表 2-14　子ども食堂・地域食堂で受け入れている年齢層

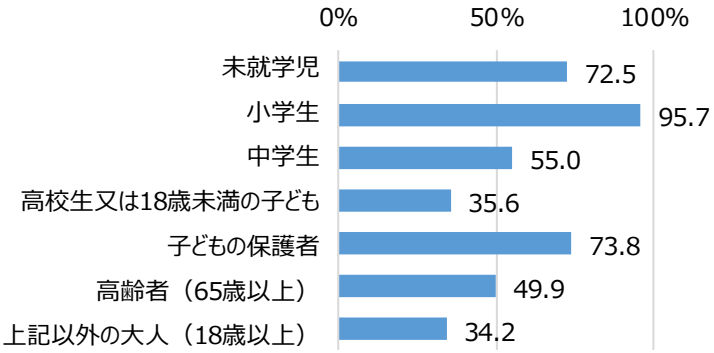

図表 2-15　子ども食堂・地域食堂で今後新たに受け入れたい年齢層

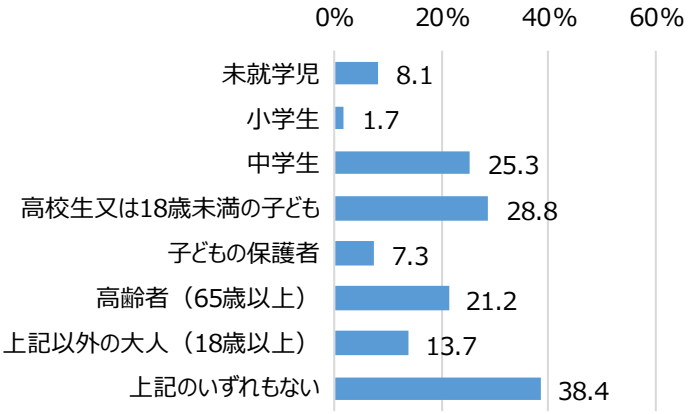

３）居場所づくりから生み出される新たなサービス

対象年齢の多様化だけでなく、サービス内容の多様化も重要な視点です。

調査結果からは、居場所づくりから、会食会や子ども食堂・地域食堂といった、会場を活用して共食の機会を提供する活動や、買い物支援、移動支援、食材・惣菜の提供といった派生サービスが生まれていることが伺えます。

居場所づくりは、新たな担い手が集まりやすいだけでなく、派生して新たなサービスを生み出すプラットフォームとなりうる可能性を秘めていると言えるでしょう。

図表 2-16　派生してサービスが生まれたことのある団体の割合

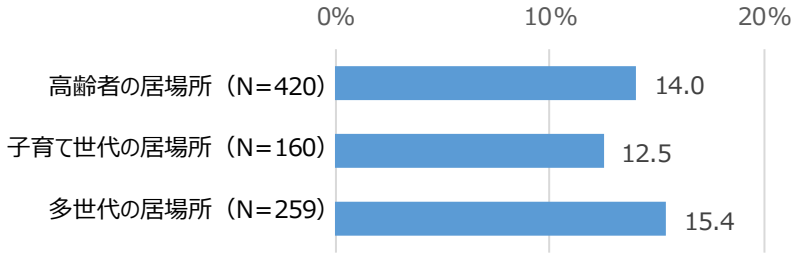

図表 2-17　居場所づくりから生まれたサービスの種類

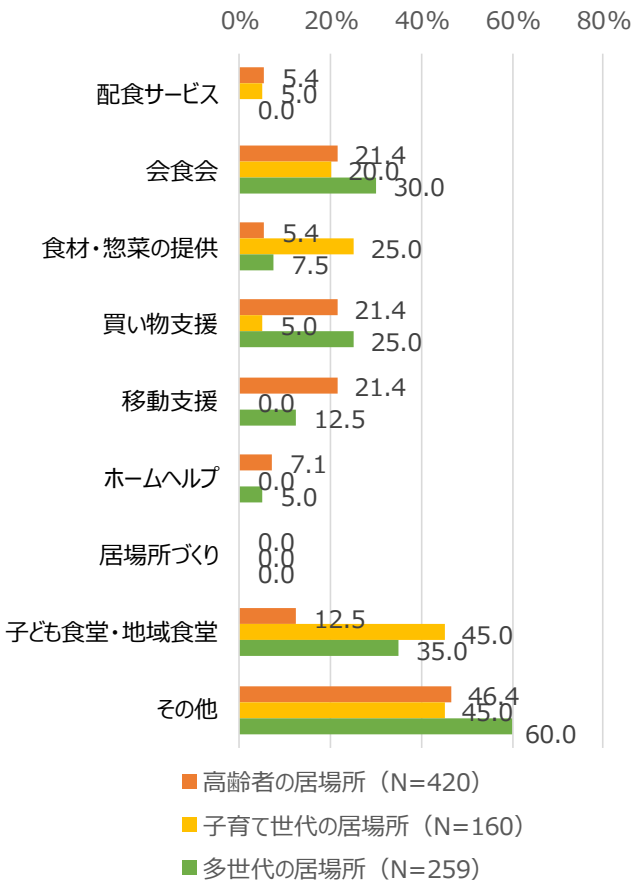

第３章　ヒアリング調査

１　調査の概要

１）目的

生活支援の実施状況（多世代の参加を含む）、地域の関係機関との連携、地域資源の活用方法、住民参加を促す支援策について明らかにすることを目的に、自治体、社会福祉協議会、食を通じた通いの場・移動支援等の住民参加型生活支援サービス運営団体を対象に聞き取り調査を行った。

２）主な聞き取り調査項目

〈自治体、社会福祉協議会〉

・住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景
・サービス運営団体への支援の考え方
・支援の実践例
・今後の方針、課題

〈生活支援サービス運営団体〉

・生活支援サービスを始めた背景
・生活支援サービスの実施内容
・住民参加に関する特徴
・住民参加による生活支援サービスの意義
・地域との連携状況
・課題と今後の方針

３）訪問調査先　一覧（13 地域）

訪問日	所在地	団　体　名	主な応対者	調査委員
8 月 20 日 10 月 5 日 10 月 11	東京都荒川区	荒川区役所 やまぶき会 子ども村・中高生ホッとステーション	荒川区福祉部高齢者福祉課石黒氏、荒川区子育て支援部子育て支援課 伊藤氏、荒川区社会福祉協議会 鈴木氏　他	祐成 平野
8 月 23 日	香川県琴平町	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会	琴平町社会福祉協議会常務理事・事務局長　越智氏　他	原田 平野
9 月 20 日	高知県佐川町	特定非営利活動法人とかの元気村	とかの元気村　事務局長 吉森氏 とかの元気村　副理事長 森田氏	原田 平野

9月21日	高知県黒潮町	黒潮町あったかふれあいセンターこぶし	黒潮町社会福祉協議会佐賀支所長 松岡氏 黒潮町佐賀北部活性化推進協議会　集落活動センター会長 大石氏　他	原田 平野
9月22日	北海道登別市	特定非営利活動法人ゆめみ～る	ゆめみ～る 事務局長 山田氏　他	原田 清水 平野
9月27日	愛知県知多市	知多市福祉部 特定非営利活動法人ゆいの会	知多市福祉部 部長 竹之越氏 知多市第一層生活支援コーディネーター 松下氏	清水 平野
10月9日	島根県美郷町	美郷町役場	美郷町役場健康福祉課 松嶋氏 美郷町役場定住推進課 石田氏	伊藤 服部
10月10日	山口県萩市	むつみ元気支援隊	むつみ元気支援隊副会長 中原氏 萩市社会福祉協議会 地域福祉課 主査 伊藤氏 萩市高齢者支援課 課長補佐 池永氏　他	伊藤 服部
10月11日	島根県雲南市	雲南市役所 波多コミュニティ協議会 躍動と安らぎの里づくり鍋山	雲南市政策企画部地域振興課 課長　板持周治氏 波多コミュニティ協議会 会長　山中氏 躍動と安らぎの里づくり鍋山 会長　秦氏　他	伊藤 服部 原田
10月15日	新潟県新潟市	新潟市福祉部地域包括ケア課 実家の茶の間	新潟市 福祉部地域包括ケア推進課 係長 金子氏 実家の茶の間 代表　河田氏	関屋 平野
10月16日	大分県国東市	竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」	竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」 会長　坂口氏　他	服部
10月31日	大阪府富田林市	不動ヶ丘高齢者等	不動ヶ丘自治会高齢者等生活	伊藤

		生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」	支援プロジェクト「ほっとらいふ」 代表 梅田氏 富田林市まちづくり政策部道路交通課 主幹　山本氏 富田林市社会福祉協議会 地域支援課 主査　高橋氏	服部 平野
11 月 8 日	秋田県小坂町	小坂町役場 小坂町社会福祉協議会	小坂町福祉課町民福祉班 課長　西谷氏 同班職員　三政氏 小坂町社会福祉協議会 事務局長　柏山氏 生活支援コーディネーター 對馬氏　他	清水 原田 平野

２　調査結果

次頁より、訪問ヒアリング調査の結果をまとめ、掲載する。

１．東京都荒川区

◆ 自治体の状況※

総人口	215,953 人
高齢者人口	50,169 人
高齢化率	23.2% （全国平均 25.6%）
面積	10.16 ㎢
人口密度	20892.1 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

※面積・人口密度は平成 27 年国勢調査、それ以外は住民基本台帳平成 31 年 3 月 1 日現在数より

◆訪問調査実施概要

・日時　2018 年 8 月 20 日
　・場所　荒川区役所
　・お話しを伺った方　荒川区福祉部高齢者福祉課、荒川区子育て支援部子育て支援課
　・場所　荒川区社会福祉協議会
　・お話しを伺った方　荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課及び荒川ボランティアセンター
・日時　2018 年 10 月 5 日
　・場所　荒川区「荒川六丁目ひろば館」
　・お話しを伺った方　「やまぶき会」世話人
・日時　2018 年 10 月 11 日
　・場所　荒川区東尾久「@スペース」
　・お話しを伺った方　「子ども村・中高生ホッとステーション」代表およびスタッフ

・なお、本報告書の作成に当たり、荒川区社会福祉協議会から提出された文書による回答、および当調査研究事業の一環として開催された研修会「住民の力を活かす！育てる！」（2019 年 1 月 28 日開催、東京会場）の配布資料のうち、「現地訪問調査結果概要２．東京都荒川区」（原田晃樹委員）、「荒川区の生活支援体制事業」（荒川区福祉部高齢者福祉課地域包括支援係・石黒清子氏）、「多者協働の取組」（荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課地域コーディネーター・稲葉隆裕氏）も参考とした。

◆調査結果

取組の特徴

■実施している支援内容

・多機関が連携した、担い手の発掘、登録、育成、派遣、交流の仕組みづくり
・団体の支援ニーズを把握するため、地域コーディネーター・ボランティアコーディネーターがきめ細かく地域をまわる
・先駆的な事業の立ち上げ支援のため、年間 50 万円、最長 3 年のスタートアップ資金を補助
・サービス提供団体からの提案を受け入れ、使いやすくなるように補助の内容を改定
・地域内で人材、情報、寄付、物資が行きわたる「循環型の連携」の構築

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・荒川区は都心への交通アクセスが良く、都電をはじめとする公共交通機関が発達している。東京の下町として早くから住宅地、商業地、工業地帯として開発されてきた。近年、工場の移転や区画整理などにより再開発が進み、人口が増加している。他方で、木造住宅の密集、狭隘な道路など、防災面で課題を残している。
・町会・自治会が 120 あり、加入率は約 60%で、都市部としては高い。一定規模以上の集合住宅は条例で町会への加入を義務付けている。区内は 8 圏域に分けられ、それぞれに地域包括支援センターと高齢者みまもりステーションがある。区域が比較的小さいため、地区社協はない。
・高齢者の夫婦世帯、独居世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。高齢化率は特別区の中で 5 番目、生活保護受給世帯割合が特別区の中で 4 番目に高い（東京都福祉行政統計）。子育て世代の転入が続いており、高齢者の孤立対策だけでなく、子どもの貧困にどう対処するかが課題となっている。

２）住民参加による生活支援サービスの活動状況

【ふれあい粋・活サロン】

・独居高齢者、聴覚障がいの高齢者、家族介護者、ひきこもり家族、不登校児家族、シングルマザー等の孤立を予防する目的で月 1 回程度、また介護予防を目的に週 1 回程度の集いの場、お茶会等を実施。2019 年 1 月現在 86 か所。参加者は年々増加し、2017 年度には延べ 31,705 名。
・社協の実施する地域懇談会や、テーマ別の支援者を中心とした立上げ懇談会等により開設。主催団体はテーマにより異なるが、町会・自治会・民生委員児童委員・高年者クラブ・商店街、首都大学荒川キャンパス、各種の当事者家族会、ボランティア団体、NPO、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等の協働で運営。

【高齢者外出支援】

・ふれあい粋・活サロンと地域の銭湯などに外出する際に不安のある虚弱な高齢者を対象として、外出サポートのボランティアを社協（ボランティアセンター）にて養成し、区（高齢者福祉課）が名簿を保管、地域包括支援センターがコーディネートを行っている。

【傾聴ボランティア】

・2 人 1 組で外出が困難な高齢者等の個人宅を訪問し、傾聴活動を行う。月に 2 回 1 時間。対象者 74 名、会員数（傾聴ボランティア）は 78 名。

【子どもの居場所づくり・子ども食堂】

・区内 12 か所で「子どもの居場所」「子ども食堂」が開設されている。子どもの居場所はクローズ型。子ども食堂は基本的にオープン型で、「ふれあい粋・活サロン」のテーマ型サロンとして位置づけている。

・子育て支援課、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、学校から、必要とする子どもたちを紹介。活動の主体は地域のボランティアで、食事づくり、学習指導、話し相手など、多世代のボランティアが参加。

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１）住民参加による生活支援サービスの意義

・誰もが、住み慣れた地域で生活していくためには、元気な高齢者の地域活動の参画が不可欠であり、介護保険サービス以外の生活支援を充実させる。（行政：高齢）

・貧困のリスクを抱える家族への支援、シグナルの早期発見。産後うつや育児不安を抱える親へのサポート。（行政：子ども）

・各関係者の強みを活かし、地域の人々の協力で「歩いて参加できる人々の集いの場づくり」を推進する。地縁型団体（縦糸）とテーマ型団体（横糸）が編み合う地域づくりを進める。（社協）

２）サービス運営団体の支援ニーズ

・「担い手」の技術の向上：サービス利用者と家族からの信頼を得られると、「担い手」の活用が進む。（行政：高齢）

・立ち上げと継続のための支援：丁寧な立ち上げ支援を行うとともに、各団体が支援を受け入れる力を高め、運営者が抱え込みすぎないようにすること。（行政：子ども）

・ネットワークづくりとコーディネート：きめ細かく地域をまわり、団体の相談に乗り、ニーズをつかみ、機関とつなぎ、関係者が顔を合わせる場をつくり、課題の解決に向けたコーディネートを行うこと。（社協）

（３）支援の実践例

１）生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

【高齢者外出支援】

・生活支援体制整備事業として、区、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、社協、町会、高年者クラブ等が連携し、担い手の発掘、登録、育成、派遣、交流を行う（図参照）。

・担い手の登録先は高齢者福祉課。登録資格は特になく、無報酬。

・登録から活動までの流れ：①登録、②活動地域の希望調査、③利用者との面接、④担当

９　取り組みと連携

№	事業名	区		包括	見守	社協	区民	その他
		高齢	介護					
1	「担い手」登録	◎	○				◎	※1
2	「担い手」育成	○				◎	◎	
3	「担い手」派遣	◎		◎	◎	○	◎	※2
4	「担い手」交流会	◎		○	○	○	◎	
5	活動報告会・交流会	◎	○	○	○	○	◎	※3
6	区民向け講演会	◎		○	○	○	◎	
7	広報活動	◎		○	○	○	◎	※4

※1：「ポイント制度」説明会等で発掘連携
※2：マッチング及びコーディネート業務連携
※3：報告者リストアップに、町会・高年者クラブ・区民課・区民事務所等の協力
※4：「みまもり通信」等掲載の協力

◎:主　○:副

者と「担い手」と送迎、⑤「担い手」による送迎活動開始

・研修・交流：お互いさまの外出講座「外出サポート研修」を年１回開催。内容は「高齢者の身体と心」（保健師）、「高齢者の移動の実際」（介護事業者）。また、担い手の意見交換、交流会、活動報告会、講演会を行っている。

・登録人数は 91 人。８割以上が女性。70 歳代が６割を占める。

・活動内容：①自宅からふれあい粋・活サロン会場までの送迎。②荒川見守り支援員銭湯派遣事業の送迎。

２）団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

【ふれあい粋・活サロン】

・［区］「ふれあい粋・活サロン補助事業」：行事保険及びサロン会場費を荒川区社会福祉協議会に補助。総額 977,057 円（2017 年度）。

・［社協］「ふれあい粋・活サロン事業」：サロン運営団体に、お茶菓子代・チラシ等の印刷代等、会議も含む会場費等を支給。総額 3,041,250 円（2017 年度）。

【傾聴ボランティア】

・［社協］傾聴ボランティアグループダンボの会の活動に係る研修の講師料を含む運営助成金として、210,000 円を支出。

【子どもの居場所・子ども食堂】

・［区］「子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱」（2015 年 4 月 30 日制定、2017 年 9 月 1 日一部改正）の概要は以下の通り。

・定義：区の区域内に居住している生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の 18 歳以下の子どもに対し、（1）子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業、（2）食事を調理し、提供する事業、（3）学習指導及び相談、進学相談に関する事業。

・（A）子どもの居場所づくり事業：上記の（1）～（3）を一体として、週１回以上の割合で年間を通じて実施するもの。居場所事業の実施日以外に（1）と（3）を行う学習・体験事業も補助の対象。

・（B）子ども食堂事業：上記の（1）と（2）を、月１回以上の割合で年間を通じて実施するもの。

・補助対象団体：①構成員が（A）は 10 名以上、（B）は５名以上で、過半数が区内に居住または勤務・通学。②それぞれの事業を継続して実施するための物的及び人的能力を有すること。③開始前までに荒川区保健所に相談し、必要に応じて指導、助言を受けること。④宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。⑤公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。⑥暴力団又は暴力的集団でないこと。

・補助対象経費と基準額

補助対象経費		補助基準額
運営費	・ボランティア保険料 ・ボランティアに係る人件費等 ・会場使用料等 ・消耗品等 ・教材費等（子どもの居場所づくり事	（A）子どもの居場所づくり事業 ・居場所事業の実施１回当たり 15,000 円、補助対象者の参加１人につき１回あたり 1,000 円 ・学習・体験事業の実施 1 回当たり

	業のみ） ・食事の調理提供に係る食材費用（事業対象者の参加 1 人につき 1 回当たり 300 円を上限とする） ・その他区長が事業の運営に必要と認める経費	5,000 円、補助対象者の参加 1 人につき 1 回当たり 500 円 （B）子ども食堂事業の実施 1 回当たり 7,000 円、補助対象者の参加 1 人につき 1 回当たり 300 円
事業開始経費	・消耗品費等 ・その他区長が事業の運営に必要と認める経費	・事業の開始時に 1 か所当たり 1 回を限度として 100,000 円

・区の平成 30 年度「事務事業分析シート」によると、平成 29 年度（子どもの居場所づくり事業）の補助対象は 5 団体。参加（登録）人数 93 名。延利用人数 4,225 人。補助金総額 7,671 千円。

【その他】

・［社協］「地域福祉活動助成金」：区内住民や民間団体のボランティア・地域福祉活動事業に、歳末たすけあい地域福祉募金の一部を財源に、必要な資金の助成を行う。このうち、「先駆的なモデル事業」は、以下の活動（募集要項より抜粋）に上限 500,000 円に最大 3 年間の助成を行うもの。

・家に引き込もりがちな高齢者、障がいのある人達、子育て中の親子等への支援プログラム。

・公的制度の狭間にいる人や重複した生活課題を抱える人等、支援を要する人々への支援事業。

・区内のボランティアグループ・地域活動団体等のネットワークづくり。

・新たな福祉ニーズを持つ人達の組織化。

ii）取組みを始めた経緯

【子どもの居場所・子ども食堂】

・2009 年度に区が「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト」を開始。2011 年度の最終報告書は、「リスク」を抱えた家庭に「決定因子」が組み合わさることで、子どもの貧困・社会排除問題が発生すると分析。報告を受けて、区は子どもの貧困・社会排除問題検討部会を設置。

・区は 2012 年度に、無料塾「学びサポートあらかわ」を開設。スタッフ有志から、学習支援の前の段階での居場所づくりの必要が提起される。2014 年度、社協の地域福祉活動助成金を活用し、「子ども村：中高生ホッとステーション」が活動を始める。

・2015 年度に区が独自財源で「子どもの居場所づくり」活動団体への補助を開始。2017 年度から子ども食堂も補助対象となる。

iii）支援対象団体の状況把握・評価

【子どもの居場所・子ども食堂】

・補助条件に、定期的な状況報告と実績報告に関する規定がある。このうち状況報告には、事業実施実績、事業対象者とボランティアの参加実績の報告に加えて、「子どもの居場所づくり及び子ども食堂に係る連絡会に参加し、荒川区内の関係機関と連携しなければならない」という項目がある。

iv）他部署や他機関・団体との連携

【子どもの居場所・子ども食堂】

・交付要綱に、交付申請の審査に関する規定がある。審査会は、子育て支援部長（会長）、同部子育て支援課長（副会長）、同部児童青少年課長、健康部生活衛生課長、教育委員会事務局教育総務課長、

同局指導室長から構成される。

v）効果的な支援のための工夫

【子どもの居場所・子ども食堂】

・活動団体の意見を取り入れて補助の内容を変更した。2015 年４月の開始当初は実施対象の子ども１人の参加につき１回当たり 2,000 円の補助だったが、翌年４月には実施１回当たり 15,000 円（固定費）と子ども１人の参加につき１回当たり 1,000 円（加算）の補助が導入された。

３）団体の立上げ・活動に対する非金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

【ふれあい粋・活サロン】

・公共施設の無償提供

・社協の地域コーディネーター（常勤１名、非常勤１名）が、区内全域で世話人と伴走しつつ調整役を担う。立ち上げ支援のほか、定期的に巡回して活動状況を確認し、情報・ニーズ把握に努めている。

【子どもの居場所・子ども食堂】

・区が学習・生活支援相談員（非常勤職員１名）を配置し、各団体に訪問して実施状況の把握を行った。

・2017 年７月、「あらかわ子ども応援ネットワーク」を設立。事務局は社協ボランティアセンター。３ヶ月に一度開催されるネットワーク会議を中心に、情報共有、学習会の開催、地域に向けた広報・啓発、ボランティアのマッチング、フードバンクを通じた食材の提供等をおこなっている。

ii）取組みを始めた経緯

【ふれあい粋・活サロン】

・もともと社協が当該公共施設の減免対象となっており、区内で居場所事業に使用可能な資源が限られていたため、区の窓口（区民施設課）を通して年間で予約申請を実施。

iii）他部署や他機関・団体との連携

【ふれあい粋・活サロン】

・町会会館及び集会室（町会・自治会）、「ふれあい館」、男女協働参画センター、高齢者デイサービスの業務外スペースの無償提供。

【子どもの居場所・子ども食堂】

・「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、地域住民主体のボランティア団体、区役所関係各課、教育委員会、社協、社会福祉士会、大学等から構成される。

・フードバンク（民間団体）、フードドライブ（区）からの食材提供。

・ネットワークが中心となって、地域内で人材、情報、寄付、物資が行きわたる「循環型の連携」を目指している。（図参照）

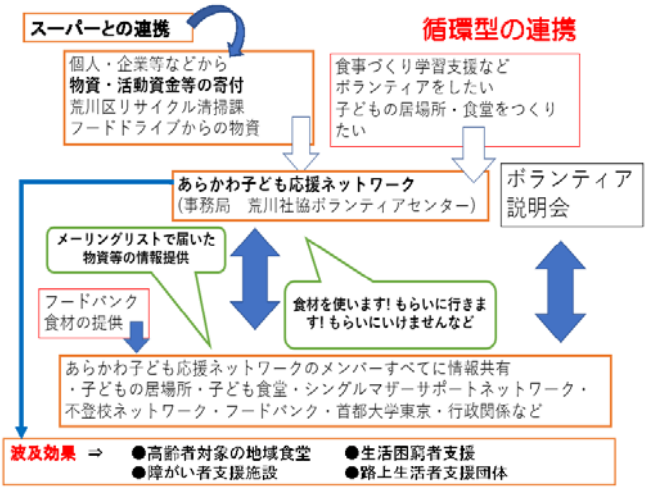

（４）支援を受けた団体の実例①

１）団体概要　共に地域を支えるやまぶき会

・荒川地区の 9 町会から構成される任意団体。各町会が年 1 万円ずつを出し合って運営にあてている。

・担い手も利用者も、多くは 70 代以上。

２）活動内容

・民児協、包括、みまもりステーションと連携して、ふれあい粋・活サロン「喫茶やまぶき」（荒川六丁目ひろば館）と「喫茶はなのき」（特養花の木ハイム）をそれぞれ月 1 回開催している。当地では 2005 年 10 月に開始。

３）自治体・社協からの支援状況

・花の木ハイムの施設長の呼びかけで 5 町会が集まり、のちに 4 町会が参加。社協職員が関わり、ふれあいいきいきサロン（のちの「ふれあい粋・活サロン」）が先行して開設されていた汐入地区のノウハウを紹介。

・社協では毎回の活動に必要な物品を提供している。また、地域コーディネーターが巡回し、世話人の相談に乗り、関係機関との調整を行っている。区の施設を社協として予約することで利用料の減免を受けている。

・平成 29 年度からは区が「ふれあいいきいきサロン補助事業」としてサロン開催にかかる保険料を補助している。

４）地域との連携状況

・町会が主体だと月 1 回でも負担が大きい。しかし、区内のどこかで毎日開催されている。町会員以外に開放しているサロンが多く、公共交通を使ってはしごする人も多い。全体としてみれば、ミニデイのような機能がある。外出をうながすことで、本人の介護予防や健康維持の効果が期待される。

・スタッフの方が毎回の参加者を記録しており、安否確認もある程度はできる。サロンをきっかけとして専門機関のサービスにつながることがある。断片的な情報でも、持ち寄ると、補い合って漏れが少なくなっていく。一つ一つは粗い網でも重ねれば対応能力が高まる。制度を横断して活動する地域コーディネーターの役割が大きい。

（４）支援を受けた団体の実例②

１）団体概要　子ども村：中高生ホッとステーション

・「ほっとできる居場所づくり、学習支援とボランティアによる手作りの夕食の提供」。

・「学びサポートあらかわ」のスタッフ有志が、2013 年秋から準備委員会をつくって準備し、2014 年 5 月に立ち上げ。2015 年度から区の補助が始まった。

・食事提供と学習支援を行う「子どもの居場所」としては区内初。

２）活動内容

・活動場所は、使用料を払って民間物件（約 120 ㎡）を借りている。

・スタッフは 15 人ほど。10 代から 70 代後半まで幅広い年齢層。元民生委員、元青少年委員など。コミュニティカレッジの修了者も。最初は社協から呼びかけてもらった。最近は、利用者だった若者がスタッフとして参加することも増えてきた。食事づくりには毎月 2 回、更生保護女性会が参加。

・登録利用者は 40 人ほど。各回の参加者は 5～10 数人。中高生が中心。最初は代表が知っている子どもに声をかけた。2 年目くらいから、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターとの関わりができた。学校

の教員から紹介されることもある。

３）自治体・社協からの支援状況

・荒川区に支援について相談したところ、これまでの実績がなく、都に助成金を受け入れる窓口がないなどの理由で難航。社協に相談したところ、お金、人、場所の面で社協のサポートを受けられた。

・活動の立ち上げ資金として、2014年度から３年間、社協の地域福祉活動助成金（先駆的なモデル事業）500,000 円を受給し、備品をそろえることができた。

・2105 年度に区が「子どもの居場所事業補助金」を創設。実態に即して提案すると、使いやすいように補助の内容の改定がなされた。

４）地域との連携状況

・スタッフと利用者のハードルは低い。スタッフからも、学校、家族に関する相談が来る。支援しているのかされているのかがあいまいな、「ソーシャルファミリー」と呼べるような関係のなかで互いに成長する。

・毎回活動報告を発行し、現在 200 回を超えている。教育長、校長、社協、子ども家庭支援センターにも送付。子どもは少しずつでも変わっている。それを見届けた人が記録しなければならない。子どもに対して、福祉と教育の両方を見る目線が必要。

・遠隔地から食材を送ってくれる人がいる。企業からの食材の寄付、社員の方のボランティア参加もある。清掃リサイクル課が地元のスーパーに働きかけている。就労を見据えたときに、地元の企業との連携は重要。

・「子ども村」で育った子が大学生や社会人になり、彼らが中心メンバーとなって高校の推薦入試をサポートする「日曜ゼミ」等の取組も、「ホッとステーション」の活動に並行して始まっている。

・全国の子ども食堂ネットワークに参加しながら、区内の子ども食堂設立を応援している。

（５）今後の方針

１）取組みにおける課題

（社協）

・転入者や町会未加入の住民に既存の地縁団体との関わりを促す取組が区として不十分。

・区の企画する講演会等の 9 割以上の参加者がベテラン活動者であり、若い世代等の参加につながっていない。

・サロンのスタッフ探しが難しくなっている。

２）住民参加による生活支援サービスに関する展望

（行政：高齢）

・様々な課題に取り組んで行くための、区の複数部課の連携による全庁的な組織。

・行政と関係機関との連携した取り組み。

（社協）

・住民向けの啓発：区と社協が連携し、「地域活動報告会」を実施。

・既存団体への声かけ：町会自治会、高年者クラブ、ボランティアグループ等。

・動物愛護（地域猫）団体との連携による、「高齢者の多頭飼いによる生活崩壊」問題への対応。

・区が地域福祉計画を策定することにより、社協の地域福祉活動計画との連動をはかる。

（まとめ）

・町会が運営するサロンのように、住民が自主的にはじめた取組みは、単独で評価することはできない。一つ一つを取り出すと規模が小さかったり、開催頻度が少なかったり、カバーしきれていないとしても、それらが地域で重なっていけばカバーし合える。そうしたネットワークが形成できているかどうかに着目する必要がある。

・子どもの居場所については、社協が先駆的な取組みにお金、人、場所についての支援をしたことが、住民主体の自発的な活動の背中を押した。それに対して、区が制度を作って継続を可能にし、さらには、活動団体の意見を活かして補助の内容を変えていった点も特筆すべきことである。

・自主的な活動と、それらをつなぐネットワーク、そしてそれらを支援する、柔軟な姿勢をもった行政の役割が重要である。ここで鍵になるのが社協による中間支援。住民のなかで志を持った人たちの、相談相手であり、保証人としての役割を担う。こうした活動に専念し、持続的に地域に関わることのできるコーディネーターが求められている。

研修会資料

※記載内容はヒアリング記録の一部

1. 東京都荒川区

- 概況：人口：212,264人（H27国調）、高齢者数：48,930人（高齢化率：23.05%）、面積：10.16km^2、人口密度：21,384人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は362.570万円（2017年）で全国101位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 人口は特別区の中で20位。政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国3位、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。
  近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。
- 他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- 生活保護受給率も比較的高く、最近では独居高齢者や子どもの貧困対策も課題である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

- 区内には4つの区民事務所があり、住民票発行等の窓口業務を分掌している。
- 区域が比較的小さいため地区社協はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

1. 東京都荒川区

取組①　地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク

【取組み内容】

- 荒川区社会福祉協議会では、2003年より、地域における「ふれあい粋・活サロン」活動が地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアに加え、地域包括支援センターなどの機関や施設の職員まで多様な区民が中心となり、交流・見守り・支えあいを目的としたサロンづくりを推進している。
- ふれあい粋・活サロンを構成している町会・自治会、高年者クラブ、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等を核に、地域の様々な団体及び地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、行政など関係機関の参加により、毎月サロン終了後に懇談会を開催し、サロン活動を通じてキャッチしたニーズや困りごとについて、施策の枠を超えて協議し、必要な対応ができるようつないでいる。
- サロン活動が契機となって町内会を基盤とした高齢者の孤立予防のネットワーク組織、孤独死対策としてのシルバー交番制度などの取り組みにつながっている。

【円滑な支援のための工夫点】

- 現在のサロン数は85になるが、社協の地域ネットワーク課地域コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が毎回巡回し、直接活動状況を確認し、情報・ニーズ把握に努めている。
- 行政と町内会・民生委員との距離は近く、町内会の会議には区係長級職員は出席して直接施策を説明したりニーズを受け取る関係にある。
- 古くから続けている地域活動は後継者問題を抱えているところも多く、一方、何かやってみたいという新住民が一定数いると考えられる。町会・自治会、民生委員・児童委員、高年者(老人)クラブなどが担うサロン活動に、音楽ボランティアや健康体操ボランティア等を受け入れ一緒に取り組むことで、活動のサポートを行う。
- サロン運営については、公的施設の優先予約や保険料の助成もあるが、活動助成の主な原資は歳末助け合い募金。自分が出したお金が地域や自分たちの活動のために使われていることが実感できるので、募金も募りやすい。このほか、社協が外資系企業の助成金を運用しており、行政の補助対象にならなかったり、実験的な取り組みに対する貴重な資金源になっている。

1. 東京都荒川区

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組② 地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート

【取組み内容】

- 荒川区は、高齢者の孤立対策が急がれる一方で、子育て世代の流入が続いており、人口も増加基調にある。また、生活保護受給世帯割合が特別区の中で3番目に高く、子どもの貧困問題にも国の法制化以前から検討を重ねてきた。子ども家庭支援センターや児童相談所のスタッフ、ケースワーカー、保育士、小中学校の校長や養護教諭、保健所の保健師、ハローワークのスタッフなどとのケース検討の結果、①子育てサロンの設置や育児相談の機会を設けて孤立しない対応、②学校現場にスクールソーシャルワーカーを配置するなど、教育と福祉を現場レベルでつなぎやすくする取り組み、③全小中学校において学習指導を行う「あらかわ寺子屋」と学習習慣のない子どものための「学びサポート事業」、④一人親家庭の就労支援としての「保護者の学び直し支援事業」や「若者就労サポート事業」等の自立支援プログラムなどを展開してきた。
- こうした活動を基盤として、2014年度から、地域で子どもを見守る取り組みとして、「子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業」を実施している。現在13箇所で展開しており、今後さらに増える予定。

【円滑な支援のための工夫点】

- 子ども食堂に対しては補助制度を設けている。要件は、食事、学習支援、団らんを週1回以上行うこと、住民が10人以上（食事の場合は5人以上）であること、食事を提供する場合は生活衛生課で給食の開始届を提出することであり、緩やかな条件になっている。また、立ち上げを希望する住民グループに対しては社協がきめ細かくサポートしている。
- 現場に行政の担当職員や社協職員が直接出向いて相談に乗ったりアドバイスするなど、第一線職員と住民との信頼関係が、補助のハードルを下げる効果をもたらしている。また、補助制度は現場のニーズに応じて固定費補助を引き上げるなど、柔軟な見直しにつながっている。
- 当事者である子どもの問題をいち早く察知し、適切な解決につなげたり、個々の活動をサポートし合う目的で、「あらかわ子ども応援ネットワーク」組織を住民と行政、社協が協働で設置し、社協が事務局を担っている。子どもに関係する部署や地域の関係者が一堂に会し、し、実効性を担保している。また、社協は、フードバンクや地域住民、企業等とつながり、食料を調達したり、社協施設内に食料を備蓄するなど、資源媒介としての役割も担っている。第一線職員相互の協働関係が、ニーズ志向の対応を促し、縦割りの弊害を乗り越え、ボトムアップの施策を生み出す力になっている。
- 子ども食堂、子どもの居場所活動への住民の関心が高く参加希望者が多いことから、月1回活動の意義や内容等についてのボランティア説明会を開催し、ニーズ調整とマッチングをし各活動につなげ活動の支援を行う。

※記載内容はヒアリング記録の一部

1. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

※記載内容はヒアリング記録の一部

1. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

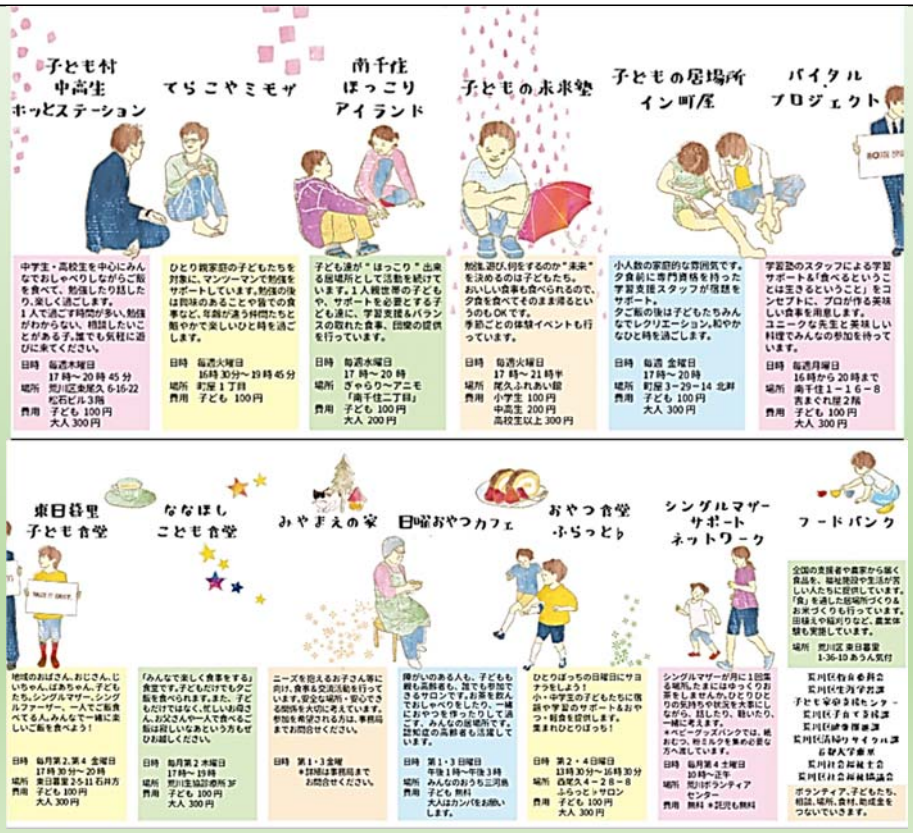

２．琴平町社会福祉協議会（香川県琴平町）

◆ 団体概要

団体名･法人名	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会		
所在自治体	香川県琴平町	**設立年**	昭和 58 年
実施している 生活支援サービス	配食･サロン･居場所･食事会･買い物支援･地域生活総合支援		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 8 月 23 日（木）

・場所：琴平町社会福祉協議会

・お話しを伺った方：琴平町社会福祉協議会常務理事･事務局長　越智和子氏
琴平町社会福祉協議会地域福祉課　課長　新原隆一氏
香川県社会福祉協議会事務局長兼地域福祉部長　日下直和氏
琴平町社会福祉協議会地域福祉グループ　生活支援コーディネーター　松島直子氏

◆調査結果

取組の特徴

■ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係を創出し、その利益を買い物難民対策として開店した惣菜店の運営に還元することで、狭い福祉の枠を超えた地域ネットワークをつくりだしている。

（１）生活支援サービスを始めた背景

1）地域の生活課題と住民のニーズ

・琴平町は香川県中西部に位置する総面積 8.47km²の比較的小規模な町。平坦地が多く、JR・高松琴平電鉄や国道が通っている。古くから金比羅宮を中心とする門前町として発展し、現在でも主要産業は観光業だが、近年観光客入込客数は減少が続き、2016 年度は 227.4 万人と 2014 年度実績と比べ 22%減少した。とりわけ、日本人観光客数の落ち込みが激しく、老舗店舗の廃業や商店街の空き店舗が増えているだけでなく、労働力の流出が続き、人口減だけでく高齢化も 4 割近くに達している。障害者など社会的に排除されがちな人たちの働きの場も確保しにくくなっている。

・移住策として「新婚さんいらっしゃい事業」（40 歳未満の新婚夫婦が民間賃貸住宅に居住した場合、家賃を月額 1 万円補助する制度）に取り組んでいるが、している。主な産業は観光。東西 2 キロ、南北 4 キロしかないので企業誘致するための土地がない。これに対し、隣のまんのう町は土地がある。琴平は鉄道の利便性はよく、中心部の半径 200 メートルに公共施設が集積しているが、土地がないので地価も高く、子どもが巣立ち高松方面に就職しても戻ってこない。通勤時間もかかるので敬遠される。

2）生活支援サービスを始めたきっかけ

・介護保険開始以前の琴平町には、養護老人ホームと老人保健施設が一か所ずつ、それぞれ異なった法人で設置されているだけだった。そのため、増加する高齢者への対応については町内の医療機関に依存する傾向が高かった。また、在宅福祉サービスの展開など町行政については隣接町との広域で展開していました。このような状況の中で、琴平町社会福祉協議会はホームヘルパーの派遣事業を基盤にして、一人暮らし高齢者への自立生活支援を行ってきた。

・まず、ホームヘルパー派遣事業を通じて食事サービスのニーズが高いことが明らかになった、1989 年より食事サービスを開始した。1998 年に保育所だった建物に移り、厨房機能ができたことから、その機能を強化している。当初は、独居高齢者に他人と一緒に食事する機会を提供することを重視していたが、徐々に会食会にも集まれない人が増えていったため、配食サービスをはじめ、回数も増やしている。

・また、同じくホームヘルパー派遣事業において、ヘルパーが入っている家庭の中に一人暮らしでうつ状態の方がおり、

ヘルパーだけでは対応できずにいたところ、ヘルパーが行けないとき、利用者に事務所の応接セットに居てもらって、職員が仕事をしながらみようということになった。それが現在の「えんがわクラブ」のきっかけになっている。

・他方で、住民による地域での福祉活動やボランティア活動を活性化する趣旨で、1996 年度から「ふれあいのまちづくり事業」に取り組み、総合相談事業を開始して相談から支援へつなぐとともに、住民の社会福祉に対する意識啓発を行いながら、福祉でまちづくりを始めた。

・2004 年にはアーケード街の商店街の真ん中に、シャッターを下ろしていた文房具屋の店舗を借りて、「サービスステーションちょっとこ場」という住民活動拠点を開設した。また、全国社会福祉協議会の「ふれあいいきいきサロン」として老後をいきいきと暮らすことのできる地域づくり（居場所）である「ひだまりクラブ」を開始し、現在 45 箇所で展開している。

・2010 年度から 12 年度にかけ、国のモデル事業である「安心生活創造事業」を受けた。これは、「悲惨な孤立死、虐待などを 1 例も発生させない地域づくり」を目指し、一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者や障害世帯をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する事業である。この事業で一人暮らし後期高齢者を年間約 1,200 件訪問し、その後、小地域単位で地域懇談会（自治会長、福祉委員、民生委員等）を組織化して地域の課題を把握し、要援護者の見守り・声かけを実施した。そして、それを基盤として「地域生活総合支援サービス」をスタートさせ、生活支援サービスを充実させている。

（２）生活支援サービスの実施内容

社会福祉協議会として多様な地域福祉活動を実施あるいは支援しているが、そのうちの主な生活支援サービス事業は以下の通りである。

1）ふれあい弁当活動　＊延べ参加者数はいずれも平成 28 年度

社会福祉協議会の厨房を利用し、各地区婦人会、五條あゆみ会等の協力により年 1 回実施している。対象は独居高齢者及び高齢者世帯で見守り・声掛けを実施している方で、琴平地区約 300 食、榎井地区約 130 食、五條地区約 100 食の配食を行うとともに、象郷地区では会食会を行っている。

2）ひだまりクラブ

ふれあいいきいきサロンを総称してひだまりクラブと称している。社会福祉協議会が支援し、住民が互いを気にかけ、時には助け合ったり支えあったりするサロンを運営している。現在町内に 44 箇所あり、752 人が登録している。

3）ちょっとこ場

中心商店街の空き店舗を活用した「ちょっとこ場」を運営するために琴平町ボランティア連絡会議を組織し、住民のボランティアによる居場所活動を行っている。ボランティアに関わる個人・団体は 831、参加者は 4846 人にのぼった。

4）えんがわクラブ

ホームヘルパー派遣対象者の中で長年の独居生活等が原因となって心身のバランスを崩したり、「生きがい」を無くし孤独感を強めている人や老老介護のため支援を必要としている人等、ホームヘルパーの家庭への訪問だけでは充足されず、何らかの対応が求められる高齢者に対して取り組んでいる事業。天候によっては外出もする。グループホームこんぴらとの交流会の実施を毎月第 3 木曜日、フラダンス指導を毎月 1 回実施している。延べ参加者は 638 人に上った。

5）住民参加型サービス

・ゴミ捨てや買い物支援などを行う生活支援ボランティアを支援している。利用者は 10 人。

・毎週火・水・木曜に調理ボランティア（食生活改善推進協議会他）に食事づくりのボランティアを依頼している。稼働日は年 152 日、調理ボランティア数は延べ 403 人に上った。

6）食事サービス

・生活支援型の配食事業として、町から受託している配食サービス事業の基準に達しない人に対し、ケア会議で必要と判断される場合に配食を行っている。また、ひだまりクラブ、地域クラブ等に配食を行い、夕食も柔軟に対応している。会食 1238 件、地域クラブ 653 件、ひだまりクラブ 110 件、夕食（弁当）1665 件、夕食（おかず）1458 件の食事を提供した。

7）特産品（ガァリック娘）の販売・促進

・都道府県の中で全国 2 位のにんにくの産地である琴平町産にんにくを「こんぴらにんにく」として特産品化する動きの中で、2007 年度から香川県が主導するマッチング事業をきっかけとして、ＪＡや町、町社会福祉協議会、加工業者などが協力し、琴平町産の規格外にんにくを活用し、にんにく成分をオリーブオイルに滲み込ませた食用油を開発した。商品化に際し、デザインやネーミングを隣市の高校のデザイン科に依頼した。農家がにんにく生産に手間をかけ大切にしていることから、商品名を大切に育てている＝箱入り「娘」をイメージして「ガァリック娘」と名づけられた。その後、ポスターやキャラクターの「ガァル」も考案された。にんにくのスライスなどの加工作業については障害者の作業所が担当し、社会福祉協議会が販売元となった。

8）まちのキッチン「もぐもぐ」の運営

・琴平町の中心街にある商店街は近年店舗の閉鎖が相次いでおり、唯一あったパン屋も 2015 年末に閉店してしまい、日用品の買い物ができる店舗がなくなってしまった。そこで、同町商工会が空き店舗対策事業として金物店だった空き店舗を改装し、2016 年より、町社協が地元の食材を使った総菜や弁当、パン、駄菓子などを販売する店舗を運営した。

・地元の婦人会やＪＡなどの協力があり、あたたかい惣菜・パン等を比較的低廉な価格で販売している。日曜以外毎日（平日 10～16 時、土曜 10～13 時）営業している。

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

社会福祉協議会スタッフの総数は 33 人、うち介護保険事業を除くと 12 人（すべて常勤）。

２）サービス提供の担い手としての参加

各生活支援サービスの提供に当たっては住民参加型で対応している。個々の参加者は上記の通り。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

・福祉委員研修（2 箇所）、地区地域福祉推進連絡会（定例会５回）、ひだまりクラブ情報交換会、民生児童委員協議会（4 回）、関係機関との連携などの場において、実際に活動している住民からの声を社会福祉協議会スタッフが直接聞く場を活動領域ごとに有している。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

・社会福祉協議会が住民の組織化を促し、活動するグループが出てきている。

（５）地域との連携状況（「ガァリック娘」の開発・販売を中心とする地域との連帯的関係）

１）立上げ準備~立上げ期における連携

①「外で稼ぐ」必要性

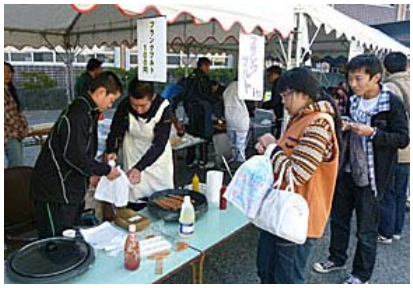

・町の観光収入は大幅に落ち込んでいることに伴い、町財政も厳しい状況が続き、町からの運営補助金は大幅に削減されている。また、社会福祉協議会の活動の意義を行政や住民に理解してもらいにくい面がある。このため、「稼ぐ発想」がないと社会福祉協議会でも生き残れないという危機感を抱くようになった。そこで、地域に積極的に働きかけ、地域との関係づくりを通じて収入を確保し、その収益で地域福祉活動を展開することを模索した。

・主な取り組みの一つ目は、年末のチャリティ即売展の開催である。毎年 200 万円近い収入を上げている。内訳は、チャリティ即売の売上げと広報チラシの発行収入である。チラシの 1 枠 3000 円×20 面分を地元事業者に買い取ってもらっている。もう一つが「ガーリック娘」の販売である。

②異業種のコラボレーションによる商品開発

・「ガァリック娘」を生産・販売するきっかけは、地元のオリーブオイル生産業者から琴平のニンニクを使ったガーリックオイルをつくってみたいという打診があったこと。香川県はニンニクの一大産地で青森県に次ぐ生産量を誇るが、知名度が低く、産地のブランド化に寄与したいとの思いがあった。それで、JA 生産部会の農家と農政課、社協の三者でニンニクの規格外作物の有効活用を目的として商品開発した。当初は社会福祉協議会が商品開発に関わることに対し、産業部局から異論が出たが、JA と行政だけでは地域のネットワークができないということで、販売部門を担うことになった。

２）立上げ後における連携

①生産・販売を通じた地域とのネットワーク

・ネーミングとラベリングは地元の高校に依頼した。瓶の形状は越智氏のアイデア。食卓におけるようなおしゃれな形・大きさがコンセプト。にんいくについては全量地元農家から実勢買い取り価格を上回る価格で買い取っている。加工するため、そのままでは出荷できない規格外のにんにくも同様に買い取っている。にんにくの加工作業については障害者の小規模作業所に依頼した。ニンニクの加工は、球根から実の一片ずつを取り出す「玉割り」から始まり、皮むき、身に付いた根の切り取り、スライス、袋詰めという手間のかかる作業を伴う。農協の敷地の中に県の補助で皮むきとその保管施設を設置し、県障害者基盤整備で 2 千万円で作業棟を建てた。現在では NPO 法人格を取得するようになり、同法人の受注量は 1.3 トン、出荷時期に一人 3～4 万円分くらいの仕事になっている。また、同法人は自らニンニク栽培にも乗り出し、1 トン近くを生産するようになった。これにより、障害者の活動の幅が広がっており、

ガァリック娘の生産に関わることで、農業による自立支援の道筋をつくりつつある。

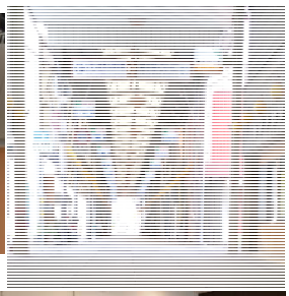

・販売については、社会福祉法人の WEB 販売の他、町内の土産物店、酒屋、呉服屋などの商店においてもらっている。1 本当たり 100 円の販売手数料を支払っている。1 本 1350 円で 500～600 円くらいの儲けになる。

っている。このように、商品開発から販売に至るまで、関わる誰もが利益を得られる連帯的な取引関係をつくりだしている。売上げは地域福祉財源にしている。ピーク時には 8 千本台に達したが、昨年は 6300 本の売上げだった。

②収益の地域への還元

・社会福祉協議会は、ガァリック娘などの収益を地域福祉活動の原資にしている。

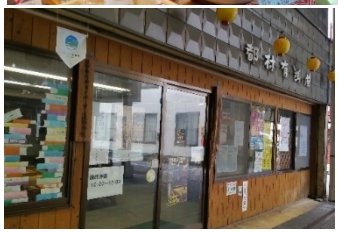

上記のまちのきっちん「もぐもぐ」はこの資金によって開設された。また、従来より運営してきた住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場も引き続き継続できるようになった。これは、新町商店街の文具店だった店舗を改修して琴平町ボランティア連絡会議が運営する、誰もが集える居場所として開設しているもので、町社協が管理している。商店街に来た買い物客や観光客の休憩・団らんスペースとして活用されている。運営は毎日 10 時～16 時までボランティア連絡会議のメンバーが常駐している。「もぐもぐ」の向かいに位置する。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・今後、琴平町社会福祉協議会の人件費をいかに確保するかが課題。介護保険事業を行っているため、ヘルパー等のスタッフ数を含めた職員数は多くなるため、活動の内容をよく知らない人からは人員は足りていると誤解されてしまうことがある。

・社会福祉協議会は廃園になった保育園を改修して使っているが、十分な修繕にコストをかけられていない上耐震補強もできていない。今後建て替えや大幅改修の予定もないなど、施設整備の見通しが立っていない。

・近年、ニンニクが品不足のため取引価格が上昇しており、利益を圧迫している。

・「ガァリック娘」の販売に当たっては、連帯的な取引関係を重視し、あえて大手の流通業者と組まないようにしている。これにより、地域の豊かな関係づくりが進んだが、他方で、売上げは近年低迷気味である。販売に力を入れるだけのスタッフを確保できない課題がある。

２）今後の方針

・買い物場の整備など、住民のニーズに応じた生活支援サービスを今後も展開していくとしている。

３）望ましい支援

・琴平町社会福祉協議会の地域福祉活動支援は、直接サービスを生み出すわけではないため、一定の公的支援は不可欠である。スタッフがやりがいを持って働くことのできる職場づくりが確保されて初めて、意欲的な生活支援サービスに対する支援も可能になると考えられる。経済取引を通じた収入は、そうした基盤の上の付加的な収入と

みるべきである。

・琴平町社会福祉協議会の連帯的な経済取引を通じた地域ネットワークづくりは、狭い福祉の枠を超えた地域づくりのモデルになる。こうした取り組みが今後も充実・発展するための人的・財源的支援が望まれる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 琴平町社会福祉協議会

● 人口9,186人（H27国調）、高齢化率39.00%、人口密度1,084.5人/km²

背景情報

【地域課題とそれへの対応】

● 琴平町は香川県中西部に位置する総面積8.47km²の比較的小規模な町。平坦地が多く、JR・高松琴平電鉄や国道が通っている。古くから金比羅宮を中心とする門前町として発展し、現在でも主要産業は観光業。しかし、近年観光客入込客数は減少が続き、2016年度は227.4万人と2014年度実績の22%減少した。とりわけ、日本人観光客数の落ち込みが激しく、このため老舗店舗の廃業や商店街の空き店舗が増えているだけでなく、労働力の流出が続き、人口減だけでく高齢化も4割近くに達している。障害者など社会的に排除されがちな人たちの働きの場も確保しにくくなっている。また、県北地域は全国有数のニンニク産地であり、国内シェアの20%以上を占めているものの、知名度の低さから高値で取引されにくい面があった。

● 他方で、琴平町は1958年以来合併しなかったこともあり、町にとって財政健全化が急務であり、いわゆる予算編成におけるマイナスシーリングを続けてきた。社会福祉協議会の運営費補助もその影響を受け、厳しい財政が続いている。

● 社協は、高齢者をはじめとする住民のたまり場、惣菜などの買い物先の確保、障害者等の働き場の創出などの地域福祉の取り組みに当たり、できるだけ自主財源を確保した対応を模索してきた。これまでチャリティー作品即売展や朝市などの活動を通じて地元商工会や生産団体などともネットワークをつくってきてきた実績を踏まえ、住民の買い物・居場所の拠点づくりとこんぴらにんにくを活用した商品開発を行った。

【取り組みの特徴】

● 琴平町社協は地域福祉連絡会やひだまりクラブ活動（サロン活動）などの地域福祉活動を推進してきたが、これに加え、チャリティー作品即売展を運営したり、朝市・てづくり市・産直市の実行をサポートしてきた。こうした活動を通じて地元商工会、生産者組合、観光協会等とのつながりが強化され、福祉の枠を超えた地域のネットワークをつくりだしている。これが総菜や弁当の販売店（キッチンもぐもぐ）や商品開発を軌道に乗せた基盤になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 琴平町社会福祉協議会

取組① ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出

【取組み内容】

● 2007年度に香川県の農商工連携ビジネスマッチング活動により、ニンニク生産者、食品加工業者、町社会福祉協議会が連携し、地元の規格外ニンニクを活用した新商品の試行を重ね、2009年から町の新しい特産品として販売するに至った。その際、町社協が販売事業者となった。商品のネーミングとラベルのデザインについては地元高校の地域連携活動として企画を依頼し、ボトルの形状は社協スタッフが考えた。食卓におけるおしゃれなデザインを意図している。同年より「ガァリック娘」として販売を開始した。

● 原材料にんにくについては、町社協が生産農家から、市場価格に一定額を加算した単価を設定してJA香川県を通じ1.5トン程度を買い取っている。にんにくの皮むきを地元の障害者施設に委託している。元々小規模作業所だったが、NPO法人化し、障害者就労支援基盤整備事業を活用して作業棟を建てて対応してくれている。繁忙期には一人当たり月数万円程度の収入が確保できている。また、ネット販売の他、町内の土産店、酒屋、呉服屋など町内50の店舗や「まちのキッチンもぐもぐ」（後述）などで委託販売している。1本当たり250円の販売手数料を支払っている。

● 「ガァリック娘」は現在1本185グラムで1,350円（税込）。1本当たり500～600円程度が社協の取り分になり、これが地域福祉活動の主要な原資になっている。ピーク時には8千本ほどを売り上げたが、近年は6千本程度で推移しており、2016年度の社協収入は567.5万円だった。

【効果】

● 社協はあえて大手流通事業者ではなく、独自のネットと地元商店を通じた販売の道を選んでいる。これにより販売量は伸び悩んでいるものの、市場のニーズによって買取量や買取額が大きく変動するリスクを回避できている。また、特産品の開発・販売を通じて、高校生、観光業者、生産者、消費者など地域のさまざまなアクターがつながり、経済活動を通じて互いに持続的に支え合うことのできる連帯関係がつくられている。近年、国内産の規格外ニンニクの需要は高まっているが、生産者はこの事業の意義に鑑み優先的に物資を調達してくれたり、住民の居場所事業など新たなニーズに取り組むための原資になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 琴平町社会福祉協議会

取組② 商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出

【取り組み内容】
(1)まちのキッチン「もぐもぐ」
- 琴平町の中心街にある商店街は近年店舗の閉鎖が相次いでおり、唯一あったパン屋も2015年末に閉店してしまい、日用品の買い物ができる店舗がなくなってしまった。そこで、同町商工会が空き店舗対策事業として金物店だった空き店舗を改装し、2016年より、町社協が地元の食材を使った総菜や弁当、パン、駄菓子などを販売する店舗を運営した。
- 地元の婦人会やJAなどの協力により、あたたかい惣菜・パン等を比較的低廉な価格で販売している。日曜以外毎日(平日10～16時、土曜10～13時)営業している。

(2)住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場
- 新町商店街の文具店だった店舗を改修して琴平町ボランティア連絡会議が運営する、誰もが集える居場所として開設。町社協が管理している。商店街に来た買い物客や観光客の休憩・団らんスペースとして活用されている。
- 運営は毎日10時～16時までボランティア連絡会議のメンバーが常駐している。「もぐもぐ」の向かいに位置する。

【効果】
- 町社協は、年末のチャリティ即売展で即売の売上げと地元事業者のニュースペーパーへの広告収入で毎年200万円近い売上げを上げている。これが可能なのは、町社協が狭い福祉の枠にとらわれない幅広い相互扶助のネットワークをつくり、信頼の基盤があるからだと考えられる。実際、社協への寄付金は、社協が葬儀・死後事務をしていることにも関係している(香典返しとしての寄付が多い。)とはいえ、昨年度は680万円に上っている。
- 前述の商品開発や即売・広告等の収益事業をこうした非採算の活動に投下することで、新しい住民活動や経済活動の拠点づくりにつなげており、また、多くのボランティア、店舗・看板の意匠のサポート、地元商工会の拠点創出サポートなど、相互扶助の基盤を豊かにしながら連帯的な経済の循環を作り出している。

３．特定非営利活動法人とかの元気村（高知県佐川町）

◆ 団体概要

団体名･法人名	特定非営利活動法人とかの元気村		
所在自治体	高知県佐川町	**設立年**	平成 17 年
実施している 生活支援サービス	サロン･送迎･生活支援･訪問･学びの講座等		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 9 月 20 日（木）

・場所：NPO 法人とかの元気村

・お話しを伺った方： 特定非営利活動法人　事務局長　吉森伸郎氏

特定非営利活動法人とかの元気村　副理事長　森田有紀氏

◆調査結果

取組の特徴

■住民自治組織である特定非営利活動法人とかの元気村が、国・県・町からの資金を効果的に活用しながら「居場所づくり＋生活支援サービス」を住民参加の下で行っている。地域のコーディネーターを住民自らが継続的に担える希有な仕組みをつくりだしている。

（１）生活支援サービスを始めた背景

1）地域の生活課題と住民のニーズ

・佐川町は周囲を山に囲まれた盆地上の地形で、その70%を森林が占めるが、高知市まで 27 ㎞（1 時間）に位置し、JR や国道・高速道へのアクセスもよい。人口は 1955 年の 18,785 人をピークに減少に転じ、1980 年代前半にはいったん下げ止まったものの、1990 年から再び減少に転じ、現在に至っている。1980 年代後半～90 年代初頭のいわゆるバブル期や 2000 年代末のいわゆるリーマンショック期に転出者が増えており、町の人口動向は好不況に関わらず日本全体の景気に左右される面がある。

・高齢化率は 2018 年 3 月末現在で 37.9%である。1954 年と 55 年の町村合併により、町は旧町村別の 5 つの地区（佐川、黒岩、尾川、加茂、斗賀野）で構成されている。そのうち、斗賀野地区は人口が 3,306 人、高齢化率は 37.3%である。

・製造品出荷額と農業産出額は人口が減少に転じた 1985 年をピークに減少傾向が続いており、卸売販売額は 1995 年をピークに半分程度の規模にまで落ち込んでいる。町に雇用の場が少ないことが課題となっており、自伐型林業や木工製品加工による 6 次産業化を目指している。

・地域活性化の担い手と将来の定住人口増の手段として地域おこし協力隊を積極的に受け入れており、現在 26 人の地域おこし協力隊が、林業、ものづくり、農業、植物などの分野に従事している。

・買い物や喫茶店などの店舗がなくなりつつあり、車がないと買い物が困難になっている。

2）生活支援サービスを始めたきっかけ

・地域の組織化のきっかけとなったのは農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったこと。事業を受託することを目的として、2002 年４月ころから検討し、翌年に現在の法人格を取得した。地区住民のうち 150 人程度がメン

バーになった。当初の業務は草刈りだったことや、地縁組織がベースとなっていたので、主たるメンバーは男性だった。設立当初から地域づくりの活動を始めるようになった。当初は地域の役職者を中心に構成していたが、徐々に実際に活動に参加する人が中心になっていった。平成 26 年に高知県のあったかふれあいセンター事業を受託し、開所した。これにより女性の参加が増え、さまざまな生活支援サービスへの取り組みが拡大していった。

（２）生活支援サービスの実施内容

とかの元気村は、斗賀野地区におけるエリア型 NPO として、環境保護、地域づくりなどの活動を実施し、地域全体の交流と活性化につなげるイベントを実施している。また、佐川町からあおぞら公園とわんぱく広場の 2 施設の指定管理を受けるとともに、高知県からあったかふれあいセンター業務の受託、集落活動センターの指定管理を受けている。

2016 年度の事業高は 12,262 千円。

1）自然保護・環境整備事業

・あおぞら公園管理・トイレ管理・周辺草刈り（235 千円）
・わんぱく広場管理運営・草刈り年 2 回（964 千円）

2）健康福祉事業

・あったかふれあいセンターとかの運営費（8,175 千円）
・敬老会開催事業（460 千円）
・ササユリ鑑賞会（ウォーキングイベント）（5 千円）
・歴史探索（4 千円）

3）地域づくり事業

・たらふく秋祭り開催（1,700 千円）
・斗賀野地区新年会（336 千円）
・あったかふれあいセンターとかの運営費（8,175 千円）
・総会（257 千円）
・機関誌発行（年 2 回）（126 千円）
・このほか、イベント会場は 1 時間 300 円、半分なら 150 円で、とかの地区住民は半額。また、あったかふれあいセンターの室料（カラオケ、体操、ゲーム、サロンなど）も基本的に有料。

4）あったかふれあいセンターとかの

・2014 年 5 月にあったかふれあいセンター開所。当初よりNPO 法人とがわ元気村が業務を受託している。最初は 4 人で担当。当初農協 2 階を活動拠点につかっていたが、県の方針で各地区に活動センター構想があり、2015 年 5 月にふれあいセンターの受託とともに 4 人体制になった。
・あったかふれあいセンターの主たる収入源は県の運営費補助。
・主な活動：
①「集い」機能（子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い・交流できる場所となるよう、カレーの日や喫茶の日、カラオケの日など参加者が楽しめるイベントや、異世代交流を目的としたイベント（流しそうめん）等）

②送迎活動：希望者には無料で自宅までの「あったか号」による送迎、必要

に応じて買物や通院の手助け

③生活支援活動：布団干し、ごみ出し、電球の取替え、窓拭きといったちょっとした困りごとなどに対して、基本利用料 500 円で提供

④講習・研修活動：地域の住民の声を取り入れた保健師によるミニ講座、クラフトバック教室、防災に対する意識を高める防災講座。講座の講師は、地域の住民がボランティアとして協力。

⑤介護予防事業：「いきいき百歳体操」、やエクササイズの感覚で楽しみながら体を動かす 3B（ボール・ベル・ベルター）体操などの実施、認知症の人や家族を中心とする地域住民が一緒に集い・学ぶことのできる、「認知症カフェ」の開催、認知症予防ゲーム（スリーA ゲーム）の実施。

⑥「つなぎ」機能：訪問活動や相談への対応などで把握した困りごとの関係機関などへのつなぎ

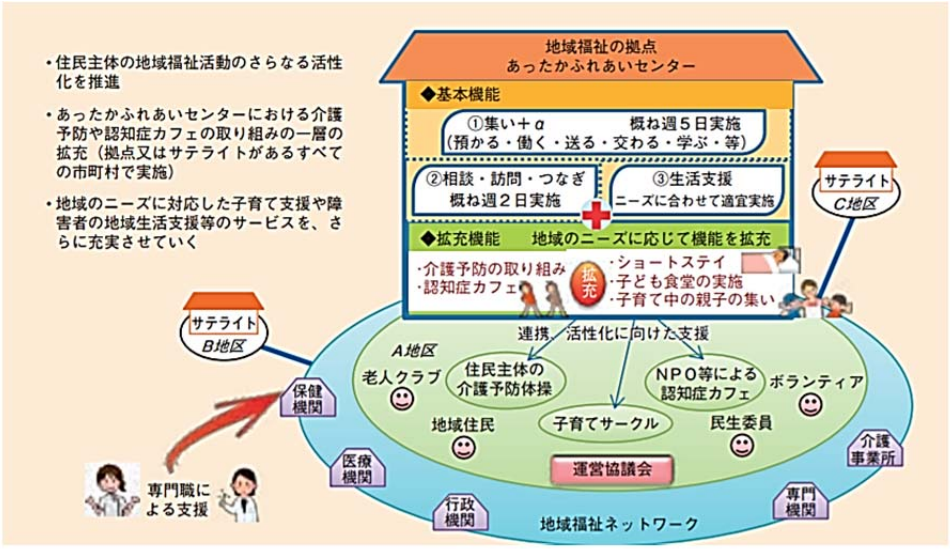

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区） H26.5スタート

～ ともに支えあいながら安心して自分らしく暮らせる地域を目指して～

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

関係各機関との連携により地域の見守りを推進します
民生委員・児童委員・地域包括支援センター・関係行政機関・町社会福祉協議会・百歳体操お世話役・自治会長・保育所・PTA(小) 等

相談・つなぎ
・訪問・集い等で住民のニーズを拾い関係機関へつなぐ
・関係機関との定例意見交換会開催

訪　問
・独居・高齢者世帯への見守り
・関係機関や近所住民等から情報による訪問活動

集い・学び・交わり
・いきいきかみかみ百歳体操
・カレーの日
・各種教室の開催（地域の人材の活用）
・異世代間交流（園児・児童と親）
・カラオケの日（ぱっぱ館）

送　迎
・集い参加者のうち希望者

安全運転でお迎えに行きます！

ここに来ると楽しい！話もはずみます！

マキでごはんを炊こう！

ボランティアスタッフ拡充
・チラシ等での募集・声かけ
・円滑な運営のための仕組みづくり

あったかふれあいセンター とかの
拠　　点：とかの集落活動センターあおぞら内
サテライト：とかの元気村役場

ＰＲ活動
・活動予定表の全戸配布（毎月）
・訪問活動時にパンフ配布

５）とかの集落活動センターあおぞら

・2017 年 10 月に開所。集落活動センターとは、「地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み」である。集落活動センターの主たる収入は建物の指定管理と公園・広場の指定管理料収入。女性のボランティアが中心となって子ども食堂などを始めている。

・まちづくりにも取り組んでいる。地縁組織の活動を支援することが大きなミッション。社協の第 4 次地域福祉（活動）計画にも元気村が積極的に関わっている。環境や子育てにも関わり始めているほか、社協の支援により、従来は意識の弱かった自主防災活動にも取り組んでいる。

・中山間地の過疎対策は従来縦割りだった。高齢者も子どもも地域で一緒に対応したいというのが制度の趣旨。そのため、必ずしも高齢者向けの活動を目的としているわけではない（地域が高齢化しているので高齢者向けの対応が多くなっているだけ）。

表　NPO 法人とかの元気村の 2017 年度事業高

環境整備			健康福祉				文化教育	地域づくり				事業費計
公園管理	広場草刈り	草刈り	鑑賞会	敬老会	専門委員会	あったかふれあい	作品展	総会	新年会	秋祭り	集落活動センター	
41.7	98.1	16.1	0.7	39.6	0.5	1009.0	0	24.9	36.1	122.4	107.6	1496.7

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

・あったかふれあいセンターのスタッフとして 4 人。うち一人が副理事長。事務局長は集落活動センターを担当。あったかふれあいセンターの人件費はあったかふれあいセンターの委託料で賄われ、事務局長については集落支援員として手当てされている。

２）サービス提供の担い手としての参加

・あったかふれあいセンターの地域福祉業務については、「あったかお助け隊」と呼ばれているボランティアの募集を通じて協力してくれる人が 35 人ほどいる。草刈りやカレーの日などは老若男女多様な参加がある。

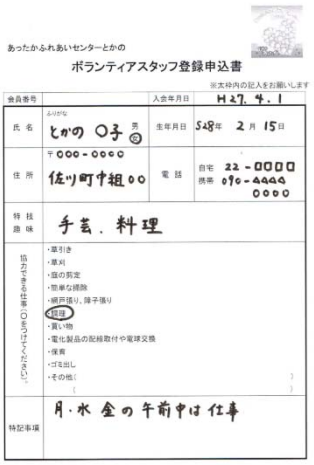
あったかふれあいセンターとかの

ボランティアスタッフ登録申込書

※太枠内の記入をお願いします

会員番号		入会年月日	H27. 4. 1
氏名	ふりがな とかの ○子 男 ㊞	生年月日	S48年 2月 15日
住所	〒000-0000 佐川町甲組○○	電話	自宅 22-0000 携帯 090-4444-0000
特技 趣味	手芸、料理		
協力できる仕事（○をつけてください）	・草引き ・草刈 ・庭の剪定 ・簡単な掃除 ・網戸張り、障子張り ・調理 ・買い物 ・電化製品の配線取付や電球交換 ・保育 ・ゴミ出し ・その他（ ）		
特記事項	月・水 金の午前中は仕事		

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

・総会で住民の声が事業計画に反映される仕組みになっているが、日常的な関わりの中でさまざな声がでるため、その都度対応している。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

・住民参加による自治組織が基盤となり、町内会の枠を超えて多様な住民を巻き込む力となった。国・県・町の委託や指定管理の受け皿としても機能したことが、事業の拡大に寄与しただけでなく、地域に常駐して生活課題を把握したり、支援する側とされる側をつなげたりすることにつながっている。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

・農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったことが、地縁とは異なる新しいグループづくりの下地になった。ここに補助金が投入され、草刈りのような活動内容が明確で、かつ地域で共通する課題に共に対応するという行為が一体感を生み、新しいまちづくり活動の受け皿として発展する基盤となった。

２）立上げ後における連携

・農水省、町、県地域福祉、県まちづくり系の補助金等を地域の実情・必要に応じて一体的に運用できたことで、従来の草刈りをベースに行ってきた地域づくりの活動と、地域福祉の活動が一体化し、多様な主体とのネットワークも広がった。

・あったかふれあいセンター事業等で人件費が手当てされていることで、拠点にスタッフが常駐し、さまざまな生活支援活動やまちづくり業務に専念できることで、ネットワークが一過性のものでなく、生活を支えるインフラになっている。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・あったかふれあいセンターの常勤スタッフは ４ 人いるが、仕事の割に給与水準が低いことが課題。あったかふれあいセンターの運営費は総額 10,600,00 円で、委託事業として常勤スタッフ４人分の人件費を含んでいる。人件費は、町の臨時職員の給与と同額であるが、県と市町村が折半し、市町村決定分を県が半額補助する仕組みである。県の要綱ではそれほど厳しい条件ではないが、町の積算単価が低いため、最低賃金に近い給与水準にとどまっている。スタッフの賃金見直す場合、役場の臨時職員全員の給与見直しとあわせてすすめなければならないが、2019 年度を検討の年にする予定となっている。

２）今後の方針

・つながり・支え合いの地域づくり関連のイベントの開催を通じて若い世代を巻き込んでいきたい。住民による生活支援のボランティアイベント「夏のお助け大作戦」などを通じて、住民も家庭内の見えない課題をみることができたので、住民の関心を具体的なアクションにつなげていきたい。

３）望ましい支援

・町社会福祉協議会が効果的なインフォーマルサポートを行っている。ただ、実際に生活支援を行う常駐スタッフについては、業務量や仕事の内容に見合う人件費を捻出できるかが課題になるのかもしれない。また、「あったかふれあいセンター」が担う業務内容は、 縦割り制度の隙間もカバーする柔軟な事業ゆえに業務量が増え続けている。現在は業務分担を健康福祉課でも検討しているが、業務量によっては一定の線引きも視野に入れていく必要もでてくるかもしれない。

研修会資料

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．高知県佐川町

- 概況：人口：13,114人（H27国調）、高齢者数：4,947人（高齢化率：37.%）、面積：100.80km2、人口密度：125人/km2
- 1954～55年の合併で誕生。地区は当時の旧町村（佐川、黒岩、尾川、加茂、斗賀野）単位。斗賀野地区は人口3,306人、高齢化率37.3%。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 佐川町は周囲を山に囲まれた盆地上の地形で、その70%を森林が占めるが、高知市まで27km（1時間）に位置しJRや国道・高速道へのアクセスもよい。人口は1955年の18,785人をピークに減少に転じ、1980年代前半にはいったん下げ止まったものの、1990年から再び減少に転じ、現在に至っている。1980年代後半～90年代初頭のいわゆるバブル期や2000年代末のいわゆるリーマンショック期に転出者が増えており、町の人口動向は好不況に関わらず日本全体の景気に左右される面がある。
- 製造品出荷額と農業産出額は人口が減少に転じた1985年をピークに減少傾向が続いており、卸売販売額は1995年をピークに半分程度の規模にまで落ち込んでいる。町に雇用の場が少ないことが課題となっており、自伐型林業や木工製品加工による6次産業化を目指している。
- 地域活性化の担い手と将来の定住人口増の手段として地域おこし協力隊を積　極的に受け入れており、現在26人の地域おこし協力隊が、林業、ものづくり、農業、植物などの分野に従事している。2014年度においては、移住者数は13人（8組）だった。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

- 町の対応：2016年4月に、まちづくりのコンサルタントと博報堂に委託し総合計画を刷新した。現町長就任時に発足した「チーム佐川推進課」は、総合計画の推進、進捗管理の担当課であり、集落活動センター事業を担当していることから、地域づくりや住民との協働を全庁的に推進する核となる課となっている。また、総合計画で住民の幸福度を指数表示する際に企画と福祉の連携も進み、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの共同的な推進がやりやすくなっている。集落活動センターとあったかふれあいセンターは中心部を除く4地区にあり、集落活動センターには集落支援員が配置されている。
- 町社会福祉協議会の対応：第1次地域福祉活動計画の推進組織視察研修にて、参加者から拠点設置を切望する声が生まれ、あったかふれあいセンターのベースになった。第2次計画でも拠点作りに力を入れており、集落活動センターの対象にならない中心部の佐川地区には社協の遺贈金を活用して拠点を整備した。

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【取組み内容（活動の経緯）】

- 地域の組織化のきっかけとなったのは農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったこと。事業を受託することを目的として、2002年4月ころから検討し、翌年に現在の法人格を取得した。地区住民のうち150人程度がメンバーになった。当初の業務は草刈りだったことや、地縁組織がベースとなっていたので、主たるメンバーは男性だった。設立当初から地域づくりの活動を始めるようになった。当初は地域の役職者を中心に構成していたが、2年に一度のペースで実際に活動に関わってくれる人に入れ替えていった。
- 2014年5月に「あったかふれあいセンターとかの」を開所し、とかの元気村が運営主体となった。メインとなるスタッフは4人。主な機能は①サロン（週5回）、②送迎（NPO所有のワゴン車でサロンへの送り迎えが主、必要に応じて買い物や通院にも対応）、③生活支援（基本料金500円で生活上の困りごとに対応）、④講習・研修（手芸、防災、保健等の講座）、⑤介護予防（体操や認知症カフェ等）、⑥つなぎ（訪問活動や相談を受けた事項を関係機関につなぐ）。あったかふれあいセンターへの取組により、活動への女性の関わる割合が一気に上がった。これらの運営については、スタッフのほか「あったかお助け隊」（ボランティア）を募って手伝ってもらっている。35人くらいの登録がある。集いの「カレーの日」や草刈りなどには老若男女問わず多くの参加があり、多世代交流の場になっている。
- 2017年10月に「とかの集落活動センターあおぞら」を開所した。中心メンバーは副理事長（森田氏）と事務局長（吉森氏）。事務局長は元県職で退職後に活動に参加するようになった。現在は集落支援員として、副理事長はあったかふれあいセンターの人件費補助で雇用されている。2017年度の法人の総支出額1,596.8万円、うち事業費総額1,496.7万円。

環境整備			健康福祉				文化教育	地域づくり				事業費計
公園管理	広場草刈り	草刈り	鑑賞会	敬老会	専門委員会	あったかふれあい	作品展	総会	新年会	秋祭り	集落活動センター	
41.7	98.1	16.1	0.7	39.6	0.5	1009.0	0	24.9	36.1	122.4	107.6	1496.7

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区） H26.5スタート

～ ともに支えあいながら安心して自分らしく暮らせる地域を目指して～

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

関係各機関との連携により地域の見守りを推進します
民生委員・児童委員・地域包括支援センター・関係行政機関・町社会福祉協議会・百歳体操お世話役・自治会長・保育所・PTA（小） 等

生活支援
・ちょっとした困りごとへの対応
・簡単な掃除

相談・つなぎ
・訪問・集い等で住民のニーズを拾い関係機関へつなぐ
・関係機関との定例意見交換会開催

訪　問
・独居・高齢者世帯への見守り
・関係機関や近所住民等から情報による訪問活動

ボランティアスタッフ拡充
・チラシ等での募集・声かけ
・円滑な運営のための仕組みづくり

あったかふれあいセンター
とかの
拠　　点：とかの集落活動センターあおぞら内
サテライト：とかの元気村役場

集い・学び・交わり
・いきいきかみかみ百歳体操
・カレーの日
・各種教室の開催（地域の人材の活用）
・異世代間交流（園児・児童と親）
・カラオケの日（ぼっぽ館）

ＰＲ活動
・活動予定表の全戸配布（毎月）
・訪問活動時にパンフ配布

送　迎
・集い参加者のうち希望者

安全運転でお迎えに行きます！

ここに来ると楽しい！話もはずみます！

マキでごはんを炊こう！

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【軌道に乗れたポイント・効果】

- 農水省のモデル事業が地域の組織化を後押しし、受託事業を通じて能動的に地域に関わる経験を積んだことが今日の発展のきっかけになっている。地縁組織が母体になっているものの、リーダーはそことは一線を画し、法人の運営の点から地域に関わったことで、地域のニーズや社協・行政からの補助メニューの提案などにも柔軟に対応することができた。また、Iターン・移住者も参加しやすい受け皿となっている。
- 「カレーの日」や草刈りなどを通じて日常的に子ども、引きこもりがちな青年、高齢者の交流を意識している。特に、昨年夏に実施した「夏のお助け大作戦」では、高齢者の自宅や庭の掃除・片付けなどを大々的に行うことで、外部からは見えにくい課題を可視化し、協働で取り組むことの意義を認識する機会になるだけでなく、自宅等のプライベートの空間に関わることに対する心理的な抵抗を減らすきっかけになっている。
- 地元住民で組織した法人が、集落活動センターとあったかふれあいセンターの両方を運営する例は県内でもほとんど例はないようだが、地域ケアを外部に依存せず、住民の自治とある程度の専門的・継続的サービスを両立させているという点で希有な取組といえる。これが可能になっているのは、一つには上記のとおり、地縁組織をベースにしつつも組織がそこから一定の自律性を確保することができたことであり、もう一つは、集落支援員とあったかふれあいセンター人件費補助によって、地域全体をコーディネートしたり、継続的な地域福祉支援を行う常駐スタッフを確保できたことである。双方の給与単価は求められる働きに比べて低額であるが、地域の代表性を確保しつつ、有能な人材を外部（IUターン者）から登用することも容易になった。
- また、法人が地域福祉の活動にきめ細かく関われている背景には、町社協のきめ細かなサポートも大きな要因としてあげられる。たとえば、社協は自主防災を推進する観点から「防災となり組」（緊急連絡先）を全世帯分集めて回っていたり、生活困窮者に対する「フードサポートおすそわけ」に取り組むなど、徹底的な現場主義を通じて支援のネットワークにつなげている。地域住民自身の手で相互扶助の関係を作り上げていくことは重要だが、社協のインフォーマルなネットワークや現場に寄り添ったサポートが、相互扶助を持続可能なものにするための重要な基盤になっている。

４．黒潮町あったかふれあいセンターこぶし

◆ 団体概要

団体名・法人名	黒潮町あったかふれあいセンターこぶし		
所在自治体	高知県黒潮町	**設立年**	平成 23 年
設立母体	黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）		
実施している生活支援サービス	認知症カフェ、移送、子ども食堂、配食、介護予防、買い物支援、訪問相談、生活支援		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 9 月 21 日（金）

・場所：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし

・お話しを伺った方：黒潮町社会福祉協議会佐賀支所長　松岡伸治氏
黒潮町社会福祉協議会　あったかふれあいセンター　コーディネーター 清藤春菜氏
黒潮町佐賀北部活性化推進協議会　集落活動センター　会長　大石正幸氏
黒潮町役場　総務課　企画振興係　集落支援員　碇　美知氏

◆調査結果

取組の特徴

■2 つの制度と既存の施設を活用し、地域住民の交流の場、支えあいの拠点として、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する仕組み：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

（1）生活支援サービスを始めた背景

1）地域の生活課題と住民のニーズ

・高知県黒潮町は、人口 11,255 人（平成 31 年 2 月）で高齢化率 43.3%である。

・町の基幹産業は一次産業であるが、40 代以下の主たる就業先は 3 次産業であり、1 次産業従事者の半数以上が 60 代以上のため、近い将来農業従事者の大幅な減少が見込まれている

・移住者については、若年世代の大幅な転出増加が続いているも一方で、50 歳～70 歳代では転入超過（20 人程度）となっており、0～4 歳の子どもがやや転入超過の傾向が見られる。25 歳～35 歳世代の転入者が一定数あることから、移住者（IU ターン者）が比較的流入しているとみられる。

・そのうち佐賀北部の人口 613 人・288 世帯で高齢化率 48.9%。小学校児童数 16 人、9 つの集落で構成、旧小学校が単位となっている。高齢化率は県平均 31.2%を大きく上回っており、人口減少と高齢化は進行、保育園も閉鎖されたため、助け合いの仕組みが必要であった。

・地域の課題としては、高速道路延長によりインフラ整備は進みつつあるが、雇用の場が少ないため地域外に住宅を構えるものが多く、住宅や雇用の場の確保が急務である。さらに、JA の撤退により地区内には日用雑貨を扱う商店が 2 軒しかなく、買い物弱者対策が急務な状況にある。

・2010 年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9 集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として 9 つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的にしたゆずを栽培や品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させ、集落活動センターでは、特産品づくりや販売、伝統文化の保存と継承を実施している。

2）生活支援サービスを始めたきっかけ

・人口減少と高齢化の進行し保育園も閉鎖される中で、中山間地域でもあり多様なニーズありながらも、必要なサービスが提供されにくい状況があったため、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により 2011 年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金活用）が開設された。また、協議会は前述した 2015 年に「集落活動センター」（高知県集落活動センター推進事業費補助金活用）を開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設される。

・集落センターでは、地区内の商店が 2 軒しかなく、買い物支援が遅れていたため、社会福祉協議会と協力し、配食サービスや惣菜等の出張販売を実施。

（2）生活支援サービスの実施内容

「あったかふれあいセンターこぶし」は小規模多機能支援拠点となっており、基本機能としては①集いの場、②訪問・相談・つなぎ、③生活支援、そのほか、移動支援、食支援等がある。「集落活動センター」は集落の支え合い活動の拠点で、安心・安全サポート、生活支援、集落支援等の機能がある。

●「あったかふれあいセンターこぶし」

１）集い＋α

預かる・働く・送る・交わる・学ぶ等をキーワードに概ね週 5 日、日中の居場所と見守りの場を開催している。誰でも、気軽に集える「場」を提供。

・預かる：一時預かりとして、家族やケアマネージャーと相談して対応。

・送る：必要に応じて集いの場への送迎を実施。

・交わる：小学校や地域の開催行事に参加して交流を図る

・学ぶ：利用者やボランティア等を対象として講座や研修会、勉強会の開催。

２）訪問・相談・つなぎ

地域のネットワーク構築を目的としていて、おおむね週２日実施。訪問では、高齢者世帯を中心に引きこもりがちな方等を順次訪問し、生活課題の発見と相談体制の強化。また、訪問・相談等で発見された課題やニーズ等を関係機関につなぎ、連携して支援する。

３）生活支援

新たな支え合いの仕組みづくりを主な目的とし、ニーズに合わせて適宜実施。生活支援サービスや支えあいの仕組みづくとコーディネート、介護予防やサロン活動等のサポート、ボランティアの人材育成等

４）拡充機能

地域のニーズに応じて機能を拡充。買い物代行や日常生活の困りごと等に対応する。また、黒潮町内の通院等の外出支援、配食（「集落活動センター」と協力）介護予防のための体操や誤嚥予防のための発語、低栄養利用者の保健指導の実施。

●「集落活動センター」

１）特産品づくり・販売、伝統文化の保存と継承

特産品の開発、直売所「さが谷三里マーケット」の開催（週 2 回開催、寿司・餅・惣菜等を製造販売）

「あったかふれあいセンター」と連携して、月 1 回モーニングを開催。「若山椿」の栽培拡大ほか

２）生活支援サービス

2016 年より、「あったかふれあいセンターこぶし」と連携し、食事提供やサロン開催時の交流事業等の実施。

３）そのほか

防災活動（防災の拠点づくりとして鈴地区に緊急ヘリポート整備）、鳥獣被害対策

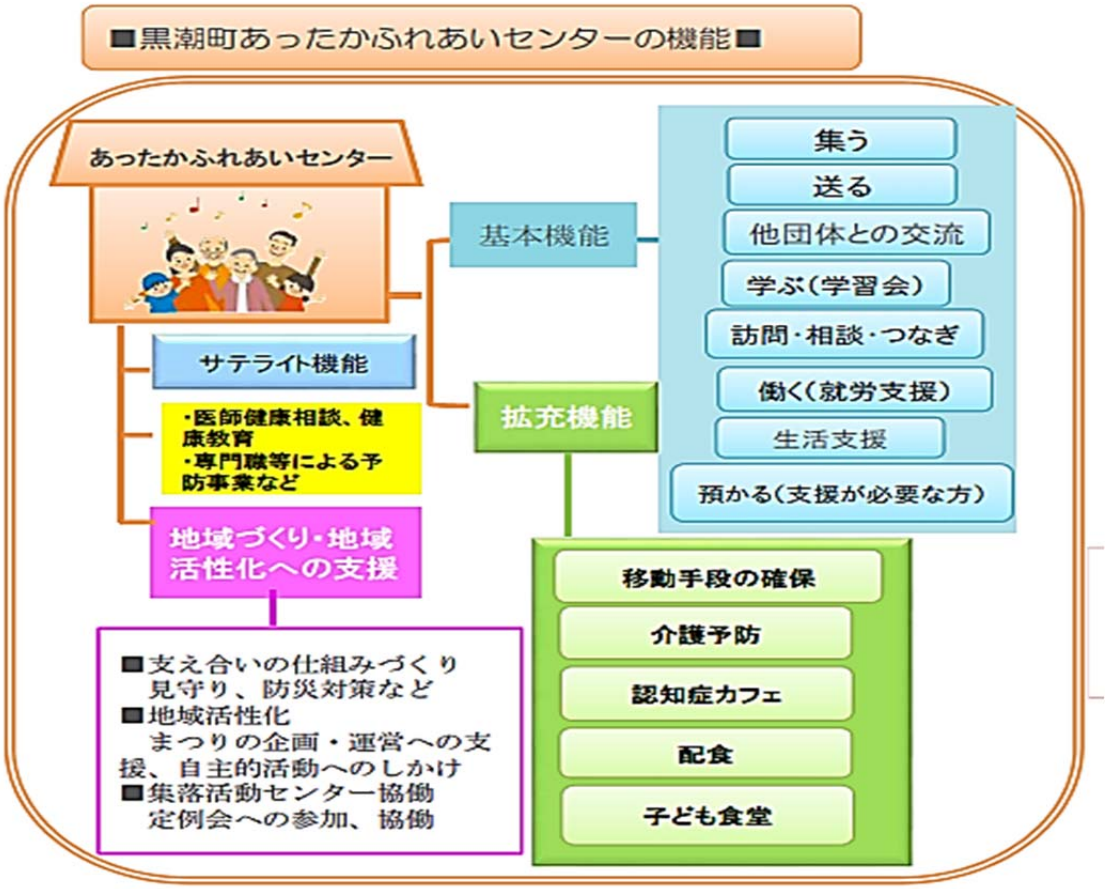

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

・黒潮町内にはあったかふれあいセンターは４箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。「あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは３人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は１千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは９名、全て有給。（集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的）事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは、４年目以降運営費補助はない

２）サービス提供の担い手としての参加

同じ建物に「集落活動センター」と「あったかふれあいセンターこぶし」が同居することにより、元気なシニアが独居高齢者をサポートするというような相互扶助の関係が促進され、また、子どもの居場所としても機能させることで多世代交流の場ともなり、地域福祉の拠点性がより高まっている。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

地元集落が集まり協議会をつくったことにより、地域の食材を活用した加工品作りにつながっているが、それを可能にしたのは地域を盛り上げたいと考えた住民と町職員の両者の働きかけによるものであった。また、協議会を母体にしたことにより、さまざまな住民の参加が容易になり、定期的な産直市の開催や新たな特産品開発といった新しい取組みにつながっている。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

地元集落が集まり協議会をつくったことにより住民参加が容易になったことや、「あったかふれあいセンターこぶし」が多世代が集える「場」となり情報共有がしやすく必要な支援に結びつくことができる。また「集落活動センター」の併設により、雇用が生まれたり、「あったかふれあいセンターこぶし」の利用者が買い物したり、食支援を行ったりと、元気高齢者と要支援の高齢者が出会い、支援し合える相互関係を築けている。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

2010 年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることが、協議会立ち上げの下地となった。補助金の受け皿として９つの区長が集まって協議会を発足させた。もともと、地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域の課題やニーズに応じて地域ぐるみで取り組み行ってきた土壌に、耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた機運も重なり、地域との連携が進んでいった。

２）立上げ後における連携

・「あったかふれあいセンターこぶし」と「集落活動センター」が併設により、２つの財源を活用することで、地域の実情やニーズにあわせて一体に運用でき、また実際面でも両センターの連携もあり、利用者同士の交流や、「あったかふれあいセンターこぶし」のスタッフは、日常的に利用者と関わっているため、わずかな変化もキャッチして町地域包括支援センター等の機関につなげられている。スタッフの献身的な働きもあるが、社協職員の裏方としてのサポートによるところも大きい

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

「あったかふれあいセンターこぶし」のスタッフは３人で、コーディネーターを含め全員臨時職。年間予算は１千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給 7,000 円程度の単価）で運営してきた。集落活動センターのスタッフは９名、全て有給。事務局を担う集落支援員で、集落活動センターは４年目以降運営費補助がなくなり、事務局の人件費（１名）は、１年後ごとの契約となっている。多様なニーズの収集ためにも相談や電話等をうえる人材が必要であり人件費の獲得が課題

・資格要件として、コーディネーターは福祉職に３年以上従事した者、スタッフは要件なしだが、日本福祉大が高知県のあったか事業をバックアップしている。県では、データベースにスタッフを登録し資質アップを求めているため、それに応えていく課題がある。

２）今後の方針

・黒潮町は、現在 4 か所の「あったかふれあいセンター」があるが、今後 7 か所に増やし「あったかネットワーク」を構築する計画。それぞれのセンターの特色を生かし、エリアを超えて補完しあうことにも期待している。

３）望ましい支援

・「あったかふれあいセンター」は、行政にはできないインフォーマルサービスを提供している。人が集える場の設置と、集いに来られない人には訪問する等しながら相談業務を実施していることから、情報収集がしやすく、必要時には支援に結び付けることが出来、生活の質が上がってきた人も多い。

・「あったかふれあいセンター」等が始まるきっかけには、住民と行政職員との協働があり、また、センターの運営にはスタッフの献身的な働きかけにプラスして、社会福祉協議会の職員の働きが指摘されており、行政職員や社教との連携や伴走も活動の発展には有効に働いているのではないか。

・また、「高知県あったかふれあいセンター事業」と「高知県集落活動センター推進事業」の２つの制度の財源を活用しながら、両センターが併設にされている。そのことにより、元気高齢者、支援を必要とする高齢者、子どもや障がい者など困難を抱える人たちが出会う場ができ、相互支援（物販購入、買い物・食事支援等）が生まれる場となっており、共生社会実現のモデルの 1 つと言えるのではないか。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4. 高知県黒潮町

● 概況：人口：11,217人（H27国調）、高齢者数：4,731人（高齢化率：42.2%）、面積：188.59km2、人口密度：55.8人/km2

背景情報

【地域の生活課題】

● 黒潮町は2006年に大方町と佐賀町が合併して誕生した。両町をあわせた人口は1960年の21,354人がピークであり、1970年台後半に一時上昇に転じたものの、1980年以降減少の一途をたどっており、H22からの5年間で9.3%（1,145人）減少している。町の基幹産業は一次産業であり、就業者総数5,242人のうち1次産業従事者は1,206人（23.06%）を占める。とりけ沿岸部においては漁業、旧佐賀町では林業が盛んである。ただし、40代以下の主たる就業先は3次産業であり、1次産業従事者の半数以上が60代以上のため、近い将来農業従事者の大幅な減少が見込まれる。
● 年間平均気温17度という南国特有の温暖で、高校・大学のスポーツ合宿や移住対策に力を入れている。スポーツ合宿・大会の宿泊者数は年1万人を超えている。移住者については、若年世代の大幅な転出増加が続いているも一方で、50 歳～70 歳代では転入超過（20 人程度）となっており、0～4歳の子どもがやや転入超過の傾向が見られる。25 歳～35 歳世代の転入者が一定数あることから、移住者（IUターン者）が比較的流入しているとみられる。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

● 県の地域振興施策
① 集落活動センター：地域住民が主体になり、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といったさまざまな活動に総合的に取り組む仕組み
② あったかふれあいセンター：既存の施設を活用し、地域住民の交流の場、支えあいの拠点として、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する仕組み
● 町の地域資源を活用した振興団体
③ NPO法人砂浜美術館：砂浜を美術館と見立ててイベント等を開催した地元有志により組織化。現在は行政の外郭団体を統合し、スポーツ合宿やTシャツアート等のイベントや合宿誘致、ホエールウオッチング、公園管理等のまちづくりを幅広く行い、地域団体とのネットワークをつくりつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4. 高知県黒潮町

取組① 新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）】

● 活動のきっかけは、高知国体（2002年）の選手の宿泊を廃校になった旧蜷川小学校で受け入れたこと。外部の人たちの交流が地域や自分たちの活力につながると実感し、地元女性の有志8人と「であいの里」を発足させた。その後、「砂浜美術館」のTシャツアートのイベントで訪れたボランティアスタッフの宿泊や地元小中学校の体験学習などの受け入れを重ねたり、県・町補助を受けてシャーベットマシンを購入し、食品営業許可を取って文旦シャーベットを販売したり、不定期でイチゴケーキ、クリスマスケーキなどをつくるなどの経験を経て、地域外との交流が深まり、また、自分たちも先進地に視察に行って交流を実践するための学習を重ねていった。
● こうした取組を経て、次第に地区全体で地域づくりへの取り組みの気運が高まり、県の後押しを受けてワークショップを重ね、2005年3月に「蜷川地区地域づくり計画」を策定した。そして、2007年の地区の総会において「であいの里 蜷川」を地区の組織として運営することが承認され、旧蜷川小学校を核とした地域づくりが始まった。
● 当時、奈良の学習塾の関係者が関心を持ってくれ、夏休みに林間学校として受け入れていたが、料金を取ることができず、自主的に布団を持ってきて田舎暮らしを体験するという建前でやりくりしていた。それで、さまざまな地域を見学して簡易宿泊所の営業許可、2007年に旅館業の営業許可を取得した。
● 最盛期には幡多広域観光協会が誘致して修学旅行生等を受け入れ、年間4千人くらいがケーキ作りなどの体験に訪れていた。小学校には当時風呂がなかったので近所でもらい湯をしていた。また、ピーク時には民泊もしていた。県が体験型宿泊のガイドラインを作ってくれて受け入れができた。

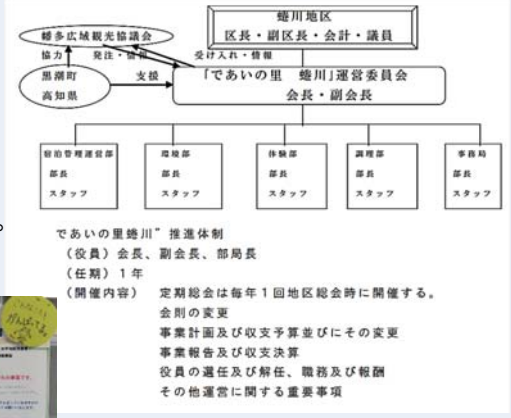

※記載内容はヒアリング記録の一部

4. 高知県黒潮町

取組① 新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）〔続き〕】

- 2009年に農林水産大臣賞を受賞したのを契機に地域住民のための活動をしようということになり、2010年2月より喫茶モーニングを月4回の頻度で営業するようになった。また、日高村から県に出向していた職員がそばづくりをアドバイスしてくれ、皆で習得して「蜷川そば」をつくり、体験学習につなげた。このほか、町から公園管理の指定管理を受けている。
- 2016年4月に集落活動センターとして開所した。これにより、トイレ・洗面所の増改築、風呂の整備・拡張、エアコンの設置、調理器具の更新ができた。また、この年から地域おこし協力隊を受け入れ、事務処理、広報、コロッケ、おかき等の企画・営業などの業務を担ってもらっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】

- であいの里蜷川のような住民自治組織は、住民のやりがいやイベントなどの楽しみの場であるのと同時に、相互扶助を強化する基盤であり、農家の現金収入を増やす仕組みとしても機能している。そうした組織体が成り立った要因として考えられることは主に次の点である。

①第一に地区ではなく、自主的な女性グループが主体となって立ち上げたことである。それにより、おもてなしのアイデアやノウハウを持つ女性の力が遺憾なく発揮された。

②第二に、外部との交流を軸にした活動により、「外から評価される」という意識を地域にもたらし、ともすれば閉鎖的な地縁コミュニティに変化をもたらしたことである。

③第三に、外部のさまざまな人・団体と連携できたことである。当初、学校に厚労省関連の補助を使うことが難しい面があったが、職員のインフォーマルな調整により対処できた。その後、特産品の製造、体験学習、施設改修では県職員、Tシャツアート等のイベントの協力を通じた宿泊客・応援者の確保、おかきの企画・販売ではデザイナーや県が公式・非公式に支援している。特に観光面では、NPO法人砂浜美術館とのつながりが大きい。地域全体で町の観光を盛り上げるネットワークをつくっており、地域おこし協力隊も同法人のTシャツアートイベントのボランティアが縁だった。

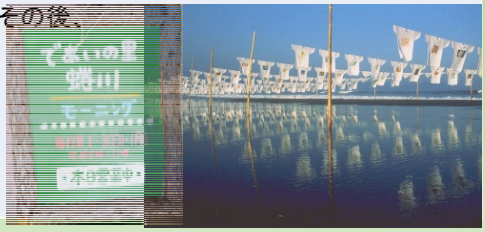

※記載内容はヒアリング記録の一部

4. 高知県黒潮町

取組② 地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組み内容（活動の経緯）】

- 人口613人・288世帯、高齢化率48.9%、小学校児童数16人、9つの集落で構成、旧小学校が単位
- 2010年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として9つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた。東京より高知県で紙漉き後継者に力を入れているとの記事をみて移り住むみ、椿栽培の歴史に注目し、かつて「若山椿栽培復活」していたことを知り、何とかもう一度やってみる事は出来ないのか！とこの人が活動をもう一度復活させた。
- 年間200万の補助が受けられるとのことだったが、政権が代わって1年で打ち切りとなってしまった。その後、しばらく町が予算化してくれることになり、半年くらい経て時給500円くらいの仕事になった。ゆずについは濃縮瓶に1.8ℓ換算で330本を県内のアイスメーカーに卸している。椿は、海外にも使用される文化修復や、複数の紙問屋が購入されている。繁忙期には地元住民も手伝ってくれるようになった。収支はとんとん。
- この間も人口減少と高齢化は進行し、保育園も閉鎖されてしまった。
それで、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により2011年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」が開設された。また、協議会は2015年に集落活動センターを開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設されることになった。
- 黒潮町内にはあったかふれあいセンターは4箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは3人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は1千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは9名、全て有給です。

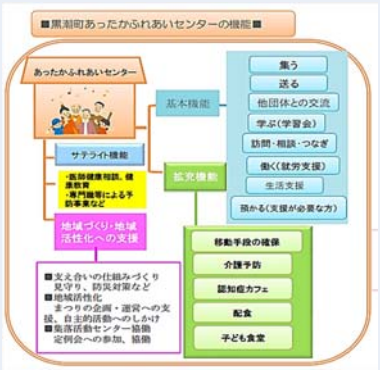

集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的とされています。
事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは4年目以降運営費補助はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4. 高知県黒潮町

取組② 地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組の内容】

- 佐賀北部活性化協議会には、現在、食部会、椿部会、柚子部会の3部会が組織されている。食部会については、女性グループが中心となって、さが谷三里マーケットにお寿司や餅、お惣菜を販売している。
- あったかふれあいセンターの事業目的は地域づくりや活性化。毎週金曜日には食部会の協力のもと、食支援の一環として食事を提供している。それ以外は各自弁当を持参するか、業者に注文する。月・火・木・金曜は集いがあり、その際に希望者に対して業者が350円で弁当を配達してくれる。また、事業用8人乗りワゴンで集いに参加する利用者を送迎している。センターの近くに診療所と町保健センターがあり、送迎することで診察等を受けることもできる。
  また、月・金に外出支援として美容院やスーパーなどにスタッフが車で連れて行っている。
- 水曜日には子どもが数人程度来て高齢者と過ごしている。夏季休業期間中なども日中の居場所になっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】

- 地元集落が集まり協議会をつくったことにより、地域の食材を活用した加工品作りにつながっているが、それを可能にしたのは地域を盛り上げたいと考えた住民と町職員の働きかけによるものであった。また、協議会を母体にしたことにより、さまざまな住民の参加が容易になり、定期的な産直市の開催や新たな特産品開発といった新しい取組みにつながっている。
- 同じ建物に集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居することにより、元気なシニアが独居高齢者をサポートするというような相互扶助の関係が促進され、また、子どもの居場所としても機能させることで多世代交流の場ともなり、地域福祉の拠点性がより高まっている。あったかふれあいセンターのスタッフは、日常的に利用者と関わっているので、わずかな変化もキャッチして町地域包括支援センター等の機関につなげられている。スタッフの献身的な働きもあるが、社協職員の裏方としてのサポートによるところも大きい。

５．特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市）

◆ 団体概要

団体名・法人名	特定非営利活動法人ゆめみ～る		
所在自治体	北海道登別市	**設立年**	平成 20 年
設立母体	登別市幌別鉄南地区連合町内会有志		
実施している生活支援サービス	地域食堂（高齢者を中心とした多世代の居場所）・配食サービス・買い物支援（送迎・体操）・放課後子ども教室・学童保育・会食会		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 9 月 22 日（土）

・場所：NPO 法人ゆめみ～る

・お話しを伺った方：特定非営利活動法人ゆめみ～る　事務局長・山田正幸氏
特定非営利活動法人ゆめみ～る 理事・鳴海文昭氏
登別市社会福祉協議会　事務局長・藤江紀彦氏
登別市保健福祉部子育てグループ統括主幹兼子ども相談室長　平田雅樹氏

◆調査結果

取組の特徴

■住民主体の居場所としての地域食堂を拠点として、配食、子育てサロン、朝市、移動サービスなど多様な生活支援サービスを展開している。住民自らが立ち上げ資金を負担し、自分たちの共有財産をベースにしており、公的な資金はほとんど受けていない。

（１）生活支援サービスを始めた背景

1）地域の生活課題と住民のニーズ

・登別市には 95 町内会と 11 連合会がある。ゆめみ～るが立地する地域は「幌別・鉄南地区」で、8 つの町内会で構成される。1200 世帯。

・「幌別・鉄南地区」は登別発祥の地であり、大正・昭和初期には国道沿いに食堂や映画館などもありちょっとした繁華街だった。それが、室蘭に新日鉄住金、日本製鋼所、日本セメント会社とその関連会社が立地するようになると奥の山側に社宅が建ち並ぶようになり、この地区は衰退していった。

・近年高齢化が著しいことに加え、郊外型店舗の立地により 10 年ほど前には生鮮食料品を扱う店舗もなくなり、車のない世帯は買い物にも事欠くようになった。高齢者など外出しにくい人の孤立が目立つようになってきた。

2）生活支援サービスを始めたきっかけ

・市社会福祉協議会が、2005 年頃から地域福祉実践計画（第 1 次）の策定にあたり、地区別計画（中学校区）において住民を集めて「福祉のまちづくり推進会」（翌年から「きずな推進委員会」）を発足し、生活課題についての検討を始めた。参加者やアンケートから、「一人暮らしで外出機会がない」「生活のよりどころがない」といった課題が明らかになり、地域福祉実践計画において「仲間づくり・居場所づくり」に取り組むことになった。社会福祉協議会は、その後「ふれあいいきいきサロン」や「子育てサロン」を 53 箇所設置し、サポーター養成講座を通じて 261 人のサポーターを養成した。「幌別・鉄南地区」の関係者も、町内会の福祉活動では限界を感じていたので居場所づくりから始めてみようということになり、当初は連合町内会有志として住民 5 人で検討を始めた。

・そんな中、たまたま近くに元コンビニの物件があり、物件の購入費と改修費を住民の一人からの申し出で全額用立ててもらうことができた（現在はその人に分割で返済している。）。建物の構造上厨房があり、食堂として運営できるため、食事を提供する居場所として NPO 法人を設立することとし、地域住民に呼びかけたところ、100 人の賛助会員を集めることができた。2008 年 11 月にオープンした。

・1 階は NPO の会員が集まり定食を食べお茶ができる食堂、2 階は子育て世代や高齢者が集まるサロンとしてスタートした。開業資金の返済が必要だったため、食堂は有料とし、2 階のサロンは無料開放することとした。翌年からそば打ちをならったメンバーがそばも提供するようになった。

（２）生活支援サービスの実施内容

ゆめみ～るは、当初地域の高齢者が気軽に立ち寄れる居場所としてスタートした。当初から活動を拡げることに対し

て明確なビジョンがあったわけではなく、活動を続けるうちに地域のニーズを見いだしたり、地域住民から依頼が来るようになり、それらに対応していった結果活動の幅が広がっていった。

1）地域食堂

・定食（600 円・飲み物付）のほか手打ちそばを販売。一日 80 食程度売れる。また、コーヒー200 円、ジュース 100 円で何時間でも自由に過ごすことができるようにしている、2015 年度の地域食堂部門の打ち上げは 305 万円だった。

2）配食サービス

・2009 年からは高齢者と障害のある人を対象に配食サービスを開始した。現在は土曜以外毎日、昼と夜弁当を配達している。一般配食（見守り配食）は基本 600 円。昼 20 食前後（高齢者自宅、企業職場 2 社（10 食）、障がい者施設（月とライオン・5 食））、夜 35 食程度。野菜価格の高騰により当初ワンコンだったものが、550 円、600 円と順次値上げした。店舗内の定食料金にあわせている。

・病院の人工透析患者への昼食を月・火に昼・夜各 20～30 食配達している。ご飯を 130ｇ、ゆで野菜を中心にするので価格を 450 円に抑えている（患者用の弁当づくりは神経を使う割に利益率が低い。）。

・福祉施設へのデイサービスに、日曜祝日以外一日平均 15 食配達している。ご飯が通常の半分のため 550 円にしている。最初は調理人を置いていたが確保できなくなったのでゆめみ～るに弁当の配達を継続的に依頼するようになった。デイサービスに来る人は比較的元気なので、基本的におかずの内容は通常の配食と同じ。夜におかゆのリクエストがあるくらい。

・敬老会や法事などの行事に仕出し弁当を配達している。リクエストに応じて内容と価格を決めるが 1,000 円くらいの場合が多い。その場合は通常のおかずだと値段に見合った内容にならないので刺身をつけるようにしている。

・弁当・店内の食材は野菜と魚主体で、基本的に近くのスーパーで調達している。これ以外に、伊達市の農家が、売り物にならない野菜がでたときに無料で提供してくれることがある。また、随時近所の住民やスタッフから野菜の差し入れがある。

・配達については、市内を登別、幌別、鷲別の 3 地区に分けて 6 人で手分けして行っている。弁当を配達する際には本人の所在を確認し、挨拶を交わしている。不在の時は地区町内会長や民生委員に確認してもらうか家族に連絡するようにしている。

3）ふれあいいきいきサロン

・地区のサロン活動は、ゆめみ～るができる前から町会・個人単位で比較的活発だった。現在、市の町内会のうち半分くらいが取り組んでいる。主に集会所が使われており、月 1 回程度のところが多いが、一部では毎日やっているところもある。そうしたところには子どもも集まるようになっている。

・ゆめみ～るでは、当初、サロンづくりをやりたいと申し出ていた方が専属のサロン・サポーターとして活動してもらえるよう、場所を提供していた。だが高齢のため、今は定期的ではなくスポットで実施している。もっとも、高齢参加者の場合、

知らない人がいると居心地が悪く感じるようで、サロンだけを単独でやることに難しさも感じている。もっとも、2018 年で発足 10 周年となり、利用者のお陰という意識を再確認し、記念行事として会食会を行ったところ、ふだん出てこない方を含め 15 人くらい集まった。手応えを感じている。

・サロンでは参加費は取らない。代わりに弁当を注文してもらっている。

４）ふれあい子育てサロン

・当初から２階のスペースを子育てサロンとして使うことを想定していたが、専任のスタッフを置くことができず、現在は場所を使いたいという依頼があったときに、随時貸し出している。

・午前中から子どもを連れてサロンのように使う例が多い。使用量は無料で、代わりに昼食をとってもらうようにしている。

５）放課後学童保育・子ども教室

・メンバーの一人が鷲別地区で以前から子育てサロン「トーマス」に関わっていた。2018 年に鷲別で児童館に併設して子育て支援センターが開設し、そこと連携してほしいとの依頼を受け、2018 年４月から行政の取組に乗る形で運営に参加している。朝 10 時から子育て中の母親にきてもらっている。毎月第三金曜日に誕生会をやっており、その際は手が足りないので地元のボランティアに補助してもらっている。

・学校の空き教室をつかって週 2 回、14～16 時半くらいの時間で放課後子ども教室（預かり教育）を行っている。月 1 回くらいの頻度でゆめみ～るにも来てもらい、鉄板焼き、団子餅つくり、餅つきなどをしている。10～20 人の参加がある。また、建物の裏に子ども農園を作り、収穫祭も行っている。

６）土曜朝市

・毎週土曜に朝市を開催している。食堂の隣にプレハブを建て、そこにスタッフと近所のボランティアに来てもらっている。近隣にはコンビニはあるもののスーパーがないので、高齢者の買い物支援の一環という性格を持つ。野菜が中心。鮮魚は許可が必要なので、漁港から干物を調達している。近所の農家が持ち込んだものが中心に、ゆめみ～るが差し入れを受けた野菜なども置いている。売上げは１回２千円くらい。経費を差し引いてとんとんになる程度。

・野菜は重たいので、持って帰れない人のために、ボランティアで来てくれた人が自宅まで無料で届けている。

・これまで住民の完全なボランティアで配達していたが、昨年事故が起こってしまってからはレンタカーを借りて対応しており、保険にも入るようにした。

７）買い物支援

・社協は地域住民が気づいた問題解決の後方支援に力を入れており、「幌別・鉄南地域」に買い物難民が増えていることから、鉄南地区で１年間のモデル事業として、2016 年度に「移動支援サービスモデル事業」に取り組んだ。社協が車を用意し、住民はボランティアで添乗・運転するというもの。住民は町内会の住民。スーパーの空きスペースの一角を居場所拠点として提供してもらっている。スーパーで買い物したあとにそのスペースに集合し、サロンとしてくつろいでもらったり、健康体操をしている。毎週水曜と金曜に実施している。

・車は、社協がレンタカーの業者から借り上げ、ゆめみ～るに貸与している。社協が活動養成研修をして住民の希望者をマッチングしてボランティアの役割分担を決めるようにし、運転手と介添え役の二人一組でローテーションを組んで回し、社協は直接関与しない仕組みにしている。

・スーパーにはサロンのスペースを提供してもらう代わりに買い物はこのスーパーのみで行う。ボランティアに対する謝礼は活動ポイント（「キズポ」）を付与している。これは、一回につき 1 ポイント＝500 円分の商品券に換金できる（当該スーパーでのみ使用可）。他方で、利用者からは月 3000 円の会費を徴収している。これには月 4 回の買い物送迎、月 1 回の食事会の費用が含まれる。社協が負担する分はお出かけ応援事業として共同募金で対応している。年間 10 万円ほど。

項 目	内 容
運行期間	平成28年11月2日（水）～平成29年2月24日（金）
モデル校区	幌別東小学校区
事業主体	移動支援サービスモデル事業委員会 （協力／鉄南地区連合町内会、NPO法人ゆめみ～る、川田自動車工業㈱）
対象者 （基準）	鉄南地区にお住まいの方で、次の項目に該当する移動が困難な方 1）75歳以上の単身高齢者もしくは75歳以上の高齢者のみ世帯 2）障がい者のみ世帯 ※車を所有している方やご家族の支援を受けられる方は対象外。
利用登録／料金	登録者16名／無料（自宅玄関前まで送迎） ※買物同行は行わない
利用形態	毎週水・金曜日の午前・午後（週1回の利用とする）
買物場所	登別中央ショッピングセンター・アーニス、コープさっぽろ登別桜木店
車両	「鉄南きずな号」（レンタカー／エルグランド／8人乗り）
その他	運転手登録11名／安全運転講習会の実施

出典：登別市社会福祉協議会「平成 29 年登別市介護予防・生活支援体制整備推進協議体第 1 回会議資料。

表　NPO 法人ゆめみ～るの事業活動（2015 年度）

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 千円
ふれあいいきいきサロン	1．会食会（料理教室・会食） 2．趣味の会（パッチワーク等） 3．お楽しみ会（諸行事）	都度	ゆめみ～る	3～5	希望者 都度 10～15	
ふれあい子育てサロン	1．研修会（健康管理・躾） 2．食事会（料理教室・会食） 3．ゲーム（遊び・レク）	都度	ゆめみ～る	2～3	希望者 都度 10～15	
放課後学童保育子供教室	1．学童保育 学習・遊び・スポーツ等 2．子供教室 体験学習	毎日（日祭除く） 1回／月	ゆめみ～る（周辺施設）	学童 1～2 教室 5～6	学童 3 教室 35	
見守り支援	1．高齢者（配食と安否確認） 2．障がい者（施設への配食）	毎日 日祭除く	市内全域	4～5	対象 30～40	
買物支援	1．朝市（野菜・果物・干魚）	毎週 土曜日	市内全域	5～6	20～30	
地域食堂	1．定食 地元の食材を使用し、家庭の味を中心にした料理を低額で提供。	毎日（日祭除く）	ゆめみ～る	7～8	20～30	
	2．そば 地域のそば愛好者による手打ちそばを低額で提供。	毎日（日祭除く）	ゆめみ～る			
	3．弁当 個人・福祉施設及び地域	毎日（日曜除く）	市内全地域	3人	30～40	
	4．出店 福祉・障害施設のイベントへの出店協力。	依頼時	依頼先 福祉施設	4～5	100～200	16.849

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

・店内業務のメインは５人の女性。曜日指定で週５回。これ以外に週２回の人が２～３人。配達者のメインは３人。

・常時来てもらう運営スタッフの時給 300 円、スポットは 200 円、初心者は 100 円。

２）サービス提供の担い手としての参加

・客の中で興味を持ってきてくれるようになった人を含め、随時協力してくれる人が他に 10 人くらい。

・配食は基本的に自家用車で行っており、それに係る経費（ガソリン代等）として月 2000 円支給。

・全員にボランティア保険（社協の保険、月 400 円）をかけている。また、配食に使う車には車両保険をかけている。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

・常設の地域食堂のため、地域の情報やニーズは自ずと日々入ってくる。そこから、「何はなくともまずは顔を合わせよ支援隊」と第２層協議体が一体的で、住民の声を施策等に反映させやすい仕組みになっている。

・翌日の献立については毎日献立会議を行って決定している。料理本などを参考に皆で議論しているが、忙しいので動きながら話し合っている。また、年間の事業計画については総会で決議している。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

・町内会の活動としてではなく、地域の困りごとを解決する住民の自主的な活動をベースにできたことが、協力者を多く巻き込むことにつながると同時に、対象を高齢者だけでなく、子育て世代や子どもにも広げることができ、結果として多世代交流の促進につながっている。

・「食堂の経営」を通じて、自分たちの資産を自分たちで管理運営する実感と地域のつながりが可視化できたことが、活動のインセンティブとなり、ニーズに対応した新しい活動を生み出すことのできた要因だと考えられる。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

・地域の課題を考える場として市社会福祉協議会の地区別計画を通じた組織化の動きがあり、ここに参加した住民が動機づけられ、また、グループとして課題解決に動くきっかけができた。

・地域住民は有志のグループだが、町内会の役員を含み、設立当初から地縁組織との連携も十分にできていた。

２）立上げ後における連携

・食堂を運営する中で、住民のニーズや依頼ごとと直接向き合うようになり、それらへの対応が新しい活動につながっていった。配食、朝市、移動サービス、学童保育などは、必ずしも当初から想定していた活動ではなく、活動する過程で必要性を認識し、拡げていったものである。逆に、当初食堂の２階で予定していた子育てサロンは、常設化しなかった。社会福祉協議会を中心とした団体、農家、地域住民、スーパーなどとの関係は強化され、それらが活動を支える力になっている。

・ただし、市との関係はほとんどない。活動する際に相談することも、来ることもない。補助金も受けていない。そのため、

新潟市のように、モデル的な居場所として支援したり、ここでの経験知を他の地域に広めたりすることを行政として考える場もない。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・メンバーが高齢化しており、次の担い手がいないことが最大の課題。手伝ってくれるメンバーはともかく、コアメンバーは基本的に変わっていないので、活動が広がると共にコアメンバーにかかる負担は大きくなっており、体力的にきついと感じるメンバーが増えている。

・報酬もかなり低く抑えられているので、賃労働として考えるともっと割のいい仕事があるという意識を持ってもらう人はいるかもしれない。

・建物をリフォームしたいと考えているが、まとまった資金を工面できないでいる。また、カラオケなどの購入したい備品を手当てする見込もない。こうした資金的なニーズに対し、相談に乗ったりマッチングのサポートを行政や中間支援組織で担う受け皿がないので、ずるずると先延ばしになっている。

・移送サービスについては、白タク行為に当たらないようにすることが課題。過疎地域に指定されていないので、福祉有償をするときは要介護しか対象にならない。それをクリアするために利用料金を車代に使わないようにし、会費の中に車の経費を含めないようにしている。送迎は無料という扱いにしている。地元の業者からレンタカーを一日4000 円（ガソリン代・保険料込）という格安で借りられている。

２）今後の方針

・「地区の子どもや保護者、地域住民が新たに交流する機会を創出したい」という思いは、地域食堂を開設した当初からあった。子育て支援の経験も踏まえ、2019 年 1 月の理事会で子ども食堂の目的・予算など開設に向けた運営方針を固め、その後鉄南地区の町内会役員やゆめみ～る地域食堂の関係者で話し合い、協力の呼びかけに応じた住民と「準備委員会」を構成し、開設に向けて話し合いを始めている。運営に当たる地域住民の確保が課題だが、今後もスタッフを募ることにしている。今後、市連合町内会総会での承認を受けて決定し、2019 年 5 月の開設を目指している。対象は、幌別東小学校区の子どもたち（高校生以下）。鉄南地区の住民有志らが月に１、２回、料理やイベントを通して世代間交流を深める場をつくることが当面の目標。

３）望ましい支援

地縁組織をベースにし社会福祉協議会のサポートを受ける一方で、事業型の活動を展開する希有な例である。また、公的な資金をほとんど受けていないことも特筆すべき点であろう。しかし、ゆめみ～るが目指す取り組みの多くは地域の困りごとへの対応であり、基本的に採算がとれないものばかりである。世代交代の問題もあり、今後も引き続き活動を継続させるには、現在の自立的な運営を損なうことなく、行政との関係をより深めていく必要が生じるかもしれない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5. 特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市）

● 人口49,625人（H27国調）、高齢者数16,002人（高齢化率32.2%、人口密度228人/km2、面積212.21km2

背景情報

【地域課題】

● 登別市の基幹産業は観光業であり、全国でも有数の温泉を有している。2000年代は300万人程度で推移していたが、ここ数年日本人ツアー客だけでなく個人客や外国人客も増加し、2017年度には4,08,916人（うち外国人518,936人）に達している。ただし、大手代理店のパックツアーは利ざやが小さく、温泉地は山間部に位置していることから、他の産業との関わりが薄く、沿岸部の市街地南西部の鷲別地区は室蘭市のベッドタウンとして開発されている。人口は1993年の59,500人をピークに減少を続け、それに伴い高齢化も急激に高まりつつある。
● ゆめみ～るが位置する「幌別・鉄南地域」は、昭和の初期までは繁華街として栄えたが、室蘭工業地帯の形成とともに衰退し、「登別市地域福祉活動計画」（第1次）では一人暮らしの高齢者などの外出機会や生活のよりどころとなる居場所の確保が課題になっていた。

【取り組みの経緯】

● 市社会福祉協議会の後押しを受け、連合自治会の有志で検討委員会を立ち上げてサロンの運営を検討することになった。最大の課題は場所の確保だったが、ちょうど国道沿いに元コンビニだった建物（約200坪）が売りに出されていた。そこで、現理事長が土地建物（800万円）と改修費（400万円）を提供し、同時にNPO法人格も取得して地域食堂「ゆめみ～る」を開店した。
● 2008年に地域食堂を開店し、当初は食堂とサロンを中心に活動していたが、やがて配食のニーズや買い物支援のニーズが出てきたため、こうした地域の困りごとに対応する形で徐々に活動の幅を広げつつある。
● 活動の基盤は自治会連合会。昨年までの事務局長は長らく連合会の会長や市地区社協の会長も歴任しており、地域の信望が厚く、現在の事務局長も市連合会事務局長。また、社協との連携関係も強い。社協がさまざまな事業化に当たってインフォーマルなサポートをしている。ただし、主たるメンバーはあくまでも有志のグループである。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5. 特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組① 住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開

【取組み内容】

(1) 地域食堂（3,052,180円（2015年度事業高））
● 定食（600円・飲み物付）のほか手打ちそばを販売。一日80食程度売れる。また、コーヒー200円、ジュース100円で何時間でも自由に過ごすことができるようにしている。
(2) ふれあいサロン（210,392円）
● 季節ごとのお楽しみ会、趣味の会、会食会等を随時開催している。
(3) 配食サービス（見守り分4,404,180円、通常分4,967,710円、仕出し分176,200円）
● 昼10食、夜30～40食程度の配食を土曜以外毎日行っている。ランチと同じ値段にして据え置いていたが、昨年600円に値上げした。補助金等は受けていない。透析患者にも配達するため、食材や刻み方にも配慮している。
● 市内を3地区に分けて6名で配達している。届けたときに挨拶を交わして安否を確認し、不在の際は地区町内会長か民生委員に連絡している。
(4) 買い物支援（1,468,015円）
● 地域福祉実践計画で買い物が困難な独居高齢者の存在が課題になったことから、社協の事業に協力して2017年度に買い物支援のモデル事業を行った。地元スーパーと提携して、自治会有志とゆめみ～るスタッフが社協が手配した車で買い物に連れて行き、スーパーの空きスペースでくつろいだり体操したりして帰るというもの。会費制（月3,000円）として制度上の問題をクリアし、ボランティア協力者には1回につき500円分のスーパーのポイントを付与している。車代・ボランティア保険・事務経費は共同募金から拠出。
● 地元の農家と提携し、出荷できなかった野菜などを格安で販売する土曜朝市を毎週土曜午前に開催している。簡単なプレハブを建てて対応している。行きは徒歩できてもらうが、帰りは荷物と一緒にボランティアの車で送迎している。

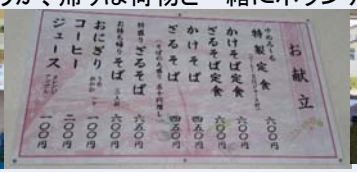

※記載内容はヒアリング記録の一部

5. 特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組② 住民自身の拠点を軸にした地域活動の展開

【取組み内容〔続き〕】

(5)放課後児童クラブ・放課後子ども教室(108,110円)

●放課後児童クラブでは、共働き世帯や放課後に保護者がいない世帯の小学校低学年の子どもに対して、遊びや生活の場を提供している。市内7箇所あるうちの1箇所をになっている。

●放課後子ども教室は、放課後に子どもたちが安心して過ごすことができる活動拠点(居場所)であり、市内2箇所にあり、いずれも学校内に設置されている。放課後子ども実行委員会を組織し、そこが受託している。週2回14時～16時半頃まで活動し、月1回ゆめみ～るで鉄板焼き・団子作りや裏の畑で農作業もしている。

(6)子育てサロンフレンド(事業費65,600円)

●月曜から土曜の10～16時に、子育てサロンを開催している。子育て中の家族が自由に語り合ったり、子どもを遊ばせられるよう、施設を開放している。利用料金は無料。母親同士の話し合いがある場合は、2階の部屋を貸し、スタッフが子どもの相手をしている。

【運営体制】

● ボランティアとして関わる住民は30人程度で、店内業務の主たる女性スタッフは5人で、平均週5日勤務。これ以外に週2日程度のスタッフが2～3人、配達者は3人。以上が中心メンバー。これ以外に随時協力してくれる地元住民が10人程度。メインのスタッフの時給は300円、スポット協力者は200円、初めての場合は100円。

● 配食は原則として配達スタッフの自家用車を使っており、それにかかるガソリン代として月2千円支給するほか、昨年から車に車両保険をかけている。全員がボランティア保険(社協が代理店・月400円)に加入している。

● 社協からは移動サービスなどの地域福祉活動に関係する助成金を年10万円程度受けてきたが、市からの補助金はない。毎月理事長が提供してくれた資金を家賃として7万円ずつ返済し続けている。

【効果】

● 自治会の活動としてではなく、地域の困りごとを解決する住民の自主的な活動をベースにできたことが、協力者を多く巻き込むことにつながると同時に、対象を高齢者だけでなく、子育て世代や子どもにも広げることができ、結果として多世代交流の促進につながっている。

●「食堂の経営」を通じて、自分たちの資産を自分たちで管理運営する実感と地域のつながりが可視化できたことが、活動のインセンティブとなり、ニーズに対応した新しい活動を生み出すことのできた要因だと考えられる。

６．愛知県知多市

◆ 自治体の状況※

総人口	85,488 人
高齢者人口	22,812 人
高齢化率	26.7% （全国平均 25.6%）
面積	45.9 ㎢
人口密度	1843.5 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

※面積・人口密度は平成 27 年国勢調査、それ以外は住民基本台帳平成 30 年 4 月 1 日現在数より

◆訪問調査実施概要

・日時　平成 30 年 9 月 27 日（木）

・場所　知多市市役所

　　NPO 法人ゆいの会

・お話しを伺った方

　　知多市福祉部　竹之越 康正氏

　　知多市第一層生活支援コーディネーター（NPO 法人ゆいの会）松下典子氏

◆調査結果

取組の特徴

NPO（中間支援）、行政、社協の協働による生活支援体制整備事業

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・知多市は知多半島の北西部に位置する。農業・漁業・繊維産業を主な産業とする地域であったが、昭和 37（1962）年の臨海部の埋め立て開始と企業進出等により大きく変貌する。昭和 45 年に市制が施行される。人口（住民基本台帳）は、平成 21（2009）年の 86,915 人をピークとして減少傾向にあったが、平成 27、28 年は微増した。今後 5～10 年の間に 75 歳以上の後期高齢者の急激な増加とともに、要支援・介護認定者数の増加が推測される。

・平成 29 年実施の市民アンケートによると、上位を占める要望は「施設介護サービスの充実」、「在宅介護サービスの充実」、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」、「介護している人への支援策の充実」、「認知症予防のための事業の充実」である。高齢者について増加傾向がみられる項目は、「健康診査・がん検診・歯科検診の充実」、「高齢者の雇用やボランティア活動の促進」、「外出支援サービス等の充実」、「高齢者の虐待防止や権利擁護」、「高齢者が気軽に利用できる憩いの場の整備・充実」である。

・生活支援体制整備にあたり、居場所づくりと人材育成を優先課題として位置づけられる。

２）住民参加による生活支援サービスの活動状況

①生活支援体制整備を市民互助活動の実績があるＮＰＯ法人へ委託

・知多市では福祉圏域として、市全域を第１層とし、第２層として日常生活圏域（コミュニティ）にあたる 15 学区（５中学校区、10小学校区）、第３層として地域行政の推進を図るため設置された70行政区を定めている。平成 28 年度に第１層（市域）の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置した。平成 30 年度に第２層の生活支援コーディネーターを５地区に配置して、地域に不足するサービスの創出やサービス提供主体のネットワーク構築を図っている。さらに、よりきめ細かな支援体制の整備を図るため行政区等を活動範囲とする第３層の生活支援コーディネーターのあり方及び配置などについて検討している。

・生活支援体制整備事業の実施にあたり、第１層の生活支援コーディネーターを住民参加（市民互助）による在宅福祉サービスを実施してきたNPO 法人ゆいの会（平成３年設立。平成 11 年 NPO 法人化）が受託することにより、同会が蓄積してきたノウハウやネットワークを活用したコーディネートが可能となる。

・協議体の構成について２つの特徴がある。

a)活動分野や活動対象の年齢層、団体のタイプなどの点で多様であり、地域づくりに向けて多様な視点・立場からの検討や多様な地域資源の活用ができる構成となっている。

b)協議体の構成員に、社会福祉協議会、地域福祉サポートちた（知多半島の市民互助型在宅福祉団体のネットワークから生まれた中間支援組織）、知多市民をつなぐLinkちた（知多市域の中間支援組織）などの中間支援組織や市民協働課を含むことで、人材育成や新たな住民グループの形成を支援することができる。

●なお、平成28年度の第１層生活支援協議体の委員は次の通りである。コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会、知多市民をつなぐ Link ちた 、ＮPO法人あゆみ、ＮPO法人だいこんの花 、ＮPO法人地域ぐるみで子育て・子育ちの会こころん、ＮPO法人びすた～り、ＮPO 法人地域福祉サポートちた、居宅介護支援事業所連絡協議会、小規模多機能ホームフェリーチェ、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、在宅ケアセンター、健康福祉部福祉課、健康福祉部健康推進課、子ども未来部子ども若者支援課、子ども未来部若者女性支援室、市民生活部市民協働課

●また、第２層の生活支援コーディネーターは、知多市社会福祉協議会が２地区、NPO法人ゆいの会、NPO 法人あゆみ、NPO 法人だいこんの花が各 1 地区を担当している。

②行政区（第三層）での見守り活動（あんしんとなり組）

・第三層にあたる 70 行政区あり、平成 30 年度までにすべての行政区で見守り活動である「あんしんとなり組」を実施。その設立や常設化について、社会福祉協議会と市がそれぞれ補助金を支出している。

③居場所（ふれあい・いきいきサロン）

・40 か所。多くは月 1 日から週 1 日ほどの頻度であるが、7 か所が常設型である（平成 30 年時点）。

・詳細について別紙参照 {大阪研修資料 p.58}

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１）住民参加による生活支援サービスの意義

・生活支援体制整備事業を NPO 法人ゆいの会が行う意義の一つに、介護保険制度の動向や他地域の事例などに関わる当会の先見性や情報収集力がある。それらの活動支えているのは、当会が市民互助（市民参加）による在宅福祉サービスを創り・続けて行くために、これまで知多半島エリア・圏域・全国の住民団体（NPOほか）や中間支援組織、大学ほかと築いてきたネットワークである。このようなネットワークにもとづく情報や知見が積極的な意義を持つ背景に、知多市は隣接する東海市、大府市、東浦町と共同で介護保険の保険者として知多北部広域連合を設置しており、市が独自の明確な財源の根拠がないなかで施策をつくるのが難しい状況におかれていることもある。

２）サービス運営団体の支援ニーズ

・生活支援サービスの運営団体はサービス提供についても一定の支援が必要であるが、他のサービス運営団体に向けた立ち上げや活動の支援といった中間支援については定まった財源がない状態である。そのなかで NPO 法人ゆいの会への生活支援体制整備事業の委託は、これまで公的財源がないなかで行われている当事業の生活支援コーディネート（中間支援の機能）の活動を制度に位置づけるとともに財政的に支援する一面を持つ。

（３）支援の実践例

１）生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

①第３層（町内会単位等）での支え合い（あんしんとなり組）づくりの働きかけ

・社会福祉協議会があんしんとなり組の冊子を作成（初版は平成 16 年３月発行）。全 21 ページ。内容は、あんしんとなり組の活動（声かけ・見守り・安否確認）の流れ・モデル（活動例）、運営、経費、役割分担、生活課題の把握の手引き、安否確認の調査用紙・記録用紙・活動記録（個票）のサンプル）、プライバシーを守る申し合わせ、事例紹介、支え合いマップの例、要援護者の把握の事例、見守り活動の心得など。

②半島広域「NPO 法人地域福祉サポートちた」、知多市域「知多市民をつなぐ Link ちた」における中間支援

・第１層協議体の構成員でもある当団体は、知多半島エリアの市民互助型在宅福祉サービス団体のネットワークから生まれた中間支援組織であり、市の市民協働の拠点である知多市市民活動センター内に拠点をもつ。

・当団体では、a) 市民を対象とするまちづくりの担い手育成事業のほか、b) 団体支援として団体とプロボノをつなぐ支援、c) NPO の理解を広げる取り組みとして、知多市職員、民生委員、企業（社会貢献）などを対象とする研修（NPO の現場視察を含む）、日本福祉大学のサービスラーニングへの協力をしている。

・また、「知多市民をつなぐ Link ちた」は既存組織の課題や新しく立ち上がった地域密着、居場所グループの学習の機会やネットワーク、相談等に対応している。特に行政との協働の関係づくりに努めている。

２）団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

① 社会福祉協議会「地域福祉活動推進事業補助金」

・活用事例：あんしんとなり組が 70 か所で実施

②「知多市介護予防・日常生活支援推進事業補助金」

・地域支援事業の経費から

・常設の居場所づくりを促進する効果（7 か所）

・詳細は別紙参照{大阪研修資料 pp.59-60}

３）団体の立上げ・活動に対する非金銭的支援に関する取組み

・あんしんとなり組の活動について社会福祉協議会のコーディネーターが相談・連絡・調整にあたる。

・対象者（要援護者）台帳の作成、管理（データベース管理）

・啓発用、関係者説明資料の作成

・緊急連絡用の用紙（対象者、関係者用）の作成

（４）支援を受けた団体の実例

１）団体概要

・NPO 法人ゆいの会

設立：平成 3 年 5 月。平成 11 年 8 月に法人化。

理念：「ともに生きる地域社会を」助け合い、学びあい、育ちあい

会員数：333 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(内訳)正会員 126 人、利用会員 186 人、賛助会員 21 人。

事業規模：経常収益　57,154 千円（平成 29 年度）

２）活動内容

①在宅サービス事業

たすけあいサービス（家事援助など）、たすけあいサービス（移送）、配食サービス（夕配食）、ゆいサロン（高齢者の居場所）、ボランティア活動推進（市内の福祉施設等でのボランティア活動）、サロンおいじゃあ（後述）

●「サロンおいじゃあ」（常設型の通いの場。平成 29 年 6 月開設）

・会場：同会の拠点内（多目的ホール）

・開催：9 時～12 時。

【火・水・木】参加費 100 円。お茶、コーヒー・紅茶を用意。絵手紙、はがき絵、新聞ちぎり絵、陶芸絵付け体験、

唱歌・懐メロ、民謡、体操ほかのイベントがあるが、イベントを体験せずに過ごしてもよい。

【土】モーニング 300 円。さをり織体験。

②ふれあい予防事業

a)さおり織り、b)陶芸、c)自立支援（パソコン教室）、d)パッチワーク、e)子どもの創作ひろば、f)オカリナクラブ、g)絵手紙同好会、h)夏休み体験講座（こども向けに、さおり織り、陶芸、手芸、習字、絵手紙、などの教室を開催）

③介護保険事業（訪問介護・予防介護事業）

④障害者福祉サービス事業（居宅・移動支援事業）

⑤委託事業（生活支援体制整備事業）

３）自治体・社協からの支援状況

①生活支援体制整備事業

②知多市介護予防・日常生活推進事業補助金（常設型の居場所「サロンおいじゃあ」）

a) 高齢者まちかど居場所づくり事業として活動拠点の整備費（初年度のみ対象。100 万円）

b) 地域介護予防活動支援事業として通いの場の活動経費（週 4 日以上の加算を含めて 30 万円）

４）地域との連携状況

・日本福祉大学のサービスラーニングの受け入れ

・見学・インターンの受け入れ（NPO 新人職員、民生委員、NPO 担当職員、内閣府、大学、NPO 見学バスツアーなど）

（５）今後の方針

１）取組みにおける課題

・生活支援体制整備事業の実施にあたり、第 2 層にあたるコミュニティ地区間に意識の差もある。背景に、コミュニティ地区の会長も 1 年毎に交替して、やる気のある人を見つけることが難しいことや、老人クラブの参加率が低下していることなどがある。

・今後、町内会等を単位とする第三層を展開していくことが課題であるが、現在そこでのコーディネートは無償で行われており、何らかの制度・支援が必要である。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6. 愛知県知多市

● 概況：人口：84,617人（H27国調）、高齢者数：21,432人（高齢化率：25.3%）、面積：45.90km^2、人口密度：1,844人/km^2

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

● 知多市は知多半島の北西部に位置する。農業・漁業・繊維産業を主な産業とする地域であったが、昭和37（1962）年の臨海部の埋め立て開始と企業進出等により大きく変貌する。昭和45年に市制が施行される。人口（住民基本台帳）は、平成21（2009）年の86,915人をピークとして減少傾向にあったが、平成27、28年は微増した。今後5～10年の間に75歳以上の後期高齢者の急激な増加とともに、要支援・介護認定者数の増加が推測される。

● 平成29年実施の市民アンケートによると、上位を占める要望は「施設介護サービスの充実」、「在宅介護サービスの充実」、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」、「介護している人への支援策の充実」、「認知症予防のための事業の充実」である。高齢者について増加傾向がみられる項目は、「健康診査・がん検診・歯科検診の充実」、「高齢者の雇用やボランティア活動の促進」、「外出支援サービス等の充実」、「高齢者の虐待防止や権利擁護」、「高齢者が気軽に利用できる憩いの場の整備・充実」である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

● 知多北部広域連合

・知多市の特徴の一つは、隣接する東海市、大府市、東浦町と共同で、介護保険の保険者として知多北部広域連合を設置している点である。

●生活支援体制整備

・第1層（市域）の生活支援コーディネーターを、平成3年に設立され住民参加（市民互助）による在宅福祉サービスを実施してきた特定非営利活動法人ゆいの会が受託している。

●生活支援サービス（見守り・居場所）

・福祉圏域として小中学校区などの日常生活圏域（コミュニティ）が第2層（5中学校区、10小学校区）。地域行政の推進を図るため設置された70行政区が第3層に該当する。70行政区で見守り活動である「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」を実施（平29）。社協が支援してきたサロンや地域の住民有志が立ち上げた居場所合わせて40か所あり、うち7か所が常設型である（平30）。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6. 愛知県知多市

取組①　NPO（市民）、行政、社協の協働による生活支援体制整備事業

【取組み内容】

● 第1層（市域）の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度に配置。平成30年度に、中学校区を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを5地区に配置し、住民周知と地域に不足するサービスの創出やサービス、提供主体のネットワーク構築を図る。また、生活に必要なきめ細かな支援体制の整備を図るため、行政区の既存組織と連携、協働の関係づくりに努め、第3層生活支援コーディネーターのあり方及び配置などについて検討する。

● 28年度　第1層生活支援協議体委員

コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会、知多市民をつなぐLinkちた 、(N)あゆみ、(N)だいこんの花 、(N)地域ぐるみで子育ち・子育ての会こころん、(N)びすた～り 、(N)地域福祉サポートちた、居宅介護支援事業所連絡協議会、小規模多機能ホームフェリーチェ、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、在宅ケアセンター、健康福祉部福祉課、健康福祉部健康推進課、子ども未来部子ども若者支援課、子ども未来部若者女性支援室、市民生活部市民協働課

● 目指す地域像の具体化として居場所づくりと人材育成を優先課題として位置づける。

【円滑な支援のための工夫点】

● 生活支援コーディネーターを受託したNPO法人が住民互助の助け合い活動で蓄積してきたノウハウやネットワークを活用したコーディネートが可能となる。

● 協議体の構成員が、〈地域コミュニティ／介護・福祉・医療〉〈高齢者／障がい者／子ども〉〈住民参加・NPO／事業所／行政〉など、多様性に富んでいることから、地域づくりに向けて多様な視点からの検討や多様な地域資源の活用ができる。

● 協議体の構成員に、社会福祉協議会のほか、地域福祉サポートちた、知多市民をつなぐlinkちたなどの中間支援組織や市民協働課を含むことで、高齢者だけでなく0～100才までの地域共生の取り組み構想を共有する機会となり、新しい地域づくりと市民の意識改革、暮らし方改革につながる。地域社会の資源や特性によりつながり方は様々。地域では共生の活動も始まっている。

● 新たな住民グループの形成、人材育成やネットワークの相乗効果を生み出していく支援を行うことができる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6. 愛知県知多市

取組② 常設の居場所の創出支援

【取組み内容】

● 市内には40か所の「ふれあい・いきいきサロン」がある。多くは月1日から週1日ほどの頻度であるが、7か所が週4日以上開催する常設型の居場所となっている。

● 常設型の居場所では、日常の困りごと支援や移送サービスが生まれているところがある。

● 常設型の居場所づくりを「介護予防・日常生活支援推進事業補助金」が推進。
・補助対象事業は、①地域の介護予防活動として行われる高齢者の日常生活の困りごとの相談や解決、通院・買い物の際の移動支援、ふれあいサロン、ミニデイサービスなど、②介護予防の普及啓発のために行われる高齢者の健康・生きがいづくりの講演会、体操、スポーツ大会などの事業費とともに、③上記①の事業を継続的に行うために必要な活動拠点の整備、または維持、④高齢者の介護予防、日常生活支援、認知症対策などを推進する常設型サロンを行うための活動拠点の整備に関わる費用。
・補助対象団体は 市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上で組織する団体。ただし、③はNPO法人を除く。

● 常設型の居場所の例
1、「サロンおいじゃあ」（平成29年6月開設）
・運営：特定非営利活動法人ゆいの会
・会場：同会の拠点内（多目的ホール）
・開催：9時～12時。【火・水・木】参加費100円。お茶、コーヒー・紅茶を用意。絵手紙、はがき絵、新聞ちぎり絵、陶芸絵付け体験、 唱歌・懐メロ、民謡、体操ほかのイベント有。【土】モーニング300円。さをり織体験。
2、きずなルーム （H.26年8月、）
・運営：「日長台生き生き隊」地域住民有志
・会場：企業の協力を得て商店界のースペースをみんなのサロンとして月曜日から土曜日まで二交代で常設
・声掛け隊、お手伝い隊、趣味の支援隊を日常活動としている。「お互い助け合い、楽しく暮らせるまちづくり」をスローガンに地域のニーズにこたえる活動をしている。自家用車による移動支援も始まっている。

７．島根県美郷町

◆ 自治体の状況（数値は平成 28 年 10 月 1 日現在※）

総人口	4,997 人
高齢者人口	2,252 人
高齢化率	45.1% （全国平均 25.6%）
面積	282.9 ㎢
人口密度	17.7 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

※数値は平成 27 年国勢調査より

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 10 月 9 日（火）

・場所：島根県美郷町役場

・お話しを伺った方：美郷町役場健康福祉課　松嶋由香里氏

美郷町役場定住推進課　石田圭司氏

◆調査結果

取組の特徴

■連合自治会を関係各課で積極的に支援し、移動支援と生活支援のサービスを創出・定着

例）・県の過疎債を財源とした交付金で連合自治会を積極的かつ重層的に金銭的支援
・連合自治会への地域おこし協力隊や「集落支援員」の配置や役場職員の「地区担当制」で人的支援
・それらを駆使した NPO 法人をモデル的に支援し、地域間の切磋琢磨による横展開を促進
・NPO 法人と連合自治会のネットワークによる広域的な移動支援の体制を整備

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・美郷町では、少子高齢化と人口減少が進み、高齢化率は 45.6%、後期高齢化率は 27.1%に達している。
・高い高齢化率もさることながら、その 5 割を占める独居世帯と高齢者のみ世帯への対応が課題となっている。
・ゴミ出しや灯油入れなどの軽度の家事ができない要介護認定外の高齢者が急激に増加している。
・人材不足でヘルパーが手いっぱいとなり、プランを立てても、十分な対応が困難になってきている。
・町内には、診療所が 3 つしかなく、町内 13 の連合自治会のち、5 つには商店もない。
・ＪＲ三江線の廃線に伴う代替バス、路線バス、町営乗合バス・乗合タクシーなどが走っているが、バス停まで 400 m以上離れている交通不便地域が 12 エリアほど点在している。
・連合自治会による住民アンケートでは、「通院や買い物に困る」という声が上位を占めた。

２）住民参加による生活支援サービスの活動状況

・住民主体の生活支援サービス等の提供主体は、基本的に連合自治会である。その実現に向けて、後述するように行政は積極的な支援を行っており、その結果、住民主体の移動支援と生活支援のサービスがいくつかの連合自治会単位で誕生している。通院や買い物のニーズが高かったこともあり、とくに移動支援の取り組みが先行してはじまり、体制が整っていった点が大きな特徴と言える。
・その中でも、いち早く移動支援の活動を開始した別府地域の連合自治会では、役員らが中心となり、平成 24 年に NPO 法人「別府安心ネット」を発足させた。島根県の「自治会等輸送事業」という、車両等の提供を受けた住民がガソリン代のみで送迎を実施する事業の補助が発端となり、その後も町から地域おこし協力隊の配置や各種の補助金などの種々の支援を受け、法人化に至った。
・そして、「別府安心ネット」では、町の「NPO 法人等活動支援事業」補助金を得て、有償運送登録の上、公共交通空白地有償運送を開始した。しかし、バス事業者等との関係で運送区域が町内のみに限定されたことから、追加で、町外にも輸送可能な福祉有償運送にも登録。現在は、その後にほかのいくつかの連合自治会がはじめた域内のみの有償運送などの取り組みと連携し、近隣市町等を含めた町外エリアの通院や買い物等の支援まで広域的に行う仕組みをつくり上げている。
・また、「別府安心ネット」では現在、介護予防・日常生活支援総合事業にも取り組んでいる。具体的には、訪問型サービス B および D とともに、ヘルパーやケアマネ、介護職などの有資格者もいるため、町の健康福祉課や地域包括支援センター、医療機関の専門職とも連携をしながら、訪問型サービスＡに近いサービスまで実施している。
・「別府安心ネット」は、町内では比較的体力がある団体であるため、行政も積極的に支援を行っており、その結果と

して、各地の連合自治会の取り組みを刺激し、町全体の活動を活性化するけん引役としての役割を果たすことができている。

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１）住民参加による生活支援サービスの意義

・少子高齢化と人口減少が進む美郷町では、専門職の数にも限りがあることから、個々の高齢者の生活を把握、理解している顔なじみの地域住民が移動支援や生活支援を身近な相談相手となりつつ支え合いの形で提供することが最も住民ニーズに即している、と考えている。

・そのため、「別府安心ネット」を各連合自治会の取り組みのけん引役、モデル的存在として位置づけ、そこから地域全体への波及、横展開が進むよう期待して、財政的支援、人的支援を行っている。

２）サービス運営団体の支援ニーズ

・生活支援や移動支援のサービスをスタートさせた「別府安心ネット」ではあるが、高齢化が進む地域での住民による取り組みであり、しかも移動支援も生活支援もともに、道路運送法や介護保険法といった法律にもとづいた活動であり、かつ補助や委託その他の支援策にも行政等への煩雑な申請手続きが必要となることから、法律面や制度面に係る実務的な支援が不可欠となっている。

（３）支援の実践例

１）生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

i）取組み内容

・住民主体の取り組みは一般に生活支援サービスからはじまるケースが多いが、「別府安心ネット」の活動は移動支援からスタートしている。その契機の 1 つとなったのは、行政による地域おこし協力隊の配置である。また、その後に別府連合自治会が実施した住民アンケートの結果も、移動支援の取り組みを施策として位置づける契機の１つとなった。いずれも、後述する金銭的・非金銭的支援を通じて、行政が深くかかわっている。

ii）取組みを始めた経緯

・別府地域では、通院や買い物等の移動支援のニーズが高く、連合自治会がその解決を強く行政に要望していた。そうした中、平成 21 年度から町が連合自治会に配置していた地域おこし協力隊を運転従事者とした移動支援の試みがはじまった。そして、その必要性を実感した連合自治会役員らが「別府安心ネット」を組織したのである。

・もう一つのきっかけは、別府連合自治会が平成 28 年に実施した住民アンケートであった。そのアンケートの結果、通院や買い物の移動支援への要望が非常に強いことが確認できた。実は、「別府安心ネット」が活用してきた「NPO 法人等活動支援事業」補助金が平成 28 年度末に期限を迎えることもあり、アンケートの結果を踏まえて、別府連合自治会と定住推進課、健康福祉課などで議論を重ね、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス B および D の助成を行って、その財源をもとに、それまでの活動を維持をしていくこととなった。

iii）効果的な取組みのための工夫や苦労した点

・個々に生じていたニーズを地域のニーズ、地域課題として「見える化」したという点と、それをもとに介護予防・日常生活支援総合事業の財源を確保し、活動を維持することができたという点で、住民アンケートは有益であったと言

える。実は、このアンケート調査には、行政も深く関わっていた。

2）団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

・美郷町では、連合自治会を住民主体の取り組みの基礎単位と捉えており、連合自治会にさまざまな金銭的支援を行っている。

・その筆頭が、「地域自立促進特別推進事業交付金」である。県と連携し、過疎債を財源とした交付金で、地域運営が困難になった集落単位に運営の仕組みづくりや課題解決に向けた取り組みに要する経費を町が負担するというものである。

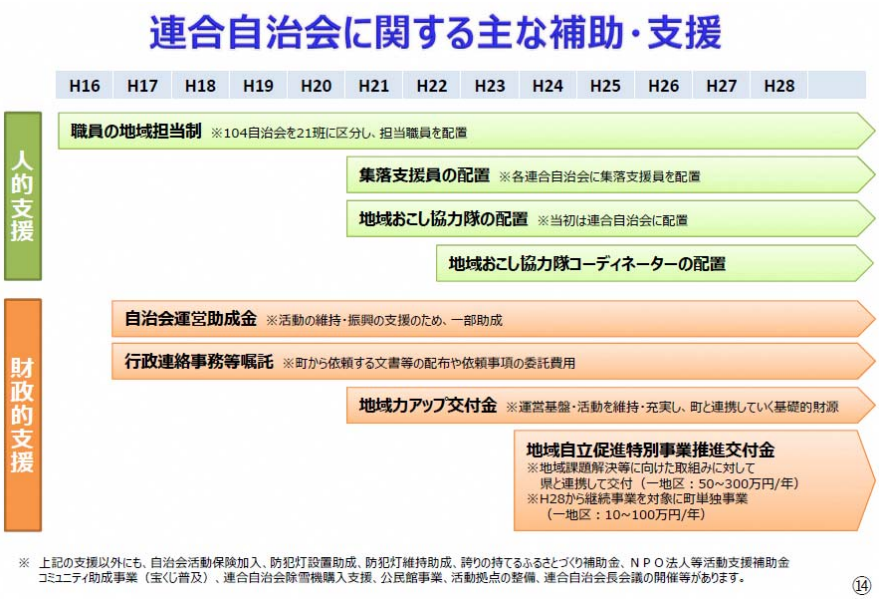

・連合自治会に対しては、このほかにも、「自治会運営交付金」「地域活動体制・運営基盤強化交付金（地域力アップ交付金）」「小さな拠点整備（ハード面）」「地域交通対策」「公民館活動」などの助成等を行っている。

・また美郷町では、NPO に対しても、地域課題の解決や活性化に向け、公共性・公益性の高い活動を充実させ、住民の結束を結集した地域づくりを促進することを目的として、「NPO 法人等活動支援事業助成金」を交付している。「別府安心ネット」は公共性・公益性の高い活動を行っていることから、この交付を受けている。

美郷町NPO法人等活動支援事業助成金交付要綱（抜粋）

（平成22年4月1日施行）

(目的)
第1条　地域課題の解決や地域活性化に向けて、公共性・公益性の高い活動を一層充実させ、住民の総力を結集した地域づくりを促進することを目的として、美郷町NPO法人等活動支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することとし、その交付については、美郷町補助金等交付規則(平成16年美郷町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(事業の内容等)
第2条　助成対象の事業、事業者及び事業費並びに助成金の助成率及び助成期間は、次のとおりとする。
(1) 対象事業　地域の元気づくりのために、団体自らが実施する継続的な各種活動で、団体の立ち上がり期の活動若しくは新規の活動又は団体の自立的経営に資する活動若しくは規模を拡大して行う活動とする。なお、次の各号のいずれかに該当する事業は原則として対象外とする。
ア　直接、営利を目的とする事業
イ　政治的、宗教的活動と認められる事業
ウ　国、県等他の補助事業の対象となっている事業
(2) 対象事業者　町内の団体等で別表1のとおりとする。
(3) 対象事業費　対象事業を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、町長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。
(4) 助成率　対象事業費内で定額(助成限度額を150万円以下とする。)
(5) 助成期間　原則3年間とし、最長で5年間を限度とする。

別表１（第２条　対象事業者）

(1) NPO法人
(2) 法人格をもたない民間団体にあっては、NPO法人を設立予定の団体であって、以下の要件を備えているもの
ア　10人以上の会員を有していること
イ　団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること
ウ　団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を町内に有し、町内で活動する団体であること
エ　定款、寄付行為又は規約等を有していること
オ　代表者が明らかであること

別表２（第２条　対象事業費）

(1) 謝金(講師や専門家への謝礼)
(2) 賃金
(3) 旅費
(4) 食料費
(5) 材料費及び消耗品費
(6) 使用料及び借り上げ料
(7) 通信運搬費
(8) 広告料
(9) 印刷費
(10) 調査費(販路確保等)
(11) 研究費(技術導入等)
(12) 備品購入費
(13) 施設整備費(用地取得は除く)
(14) その他事業実施に必要と認められる経費

ii）取組みを始めた経緯

・高齢化の進展と人口減少の中、行政中心に取り組みを推進することがむずかしくなり、その一方で、住民のニーズは住民が最も知っていることから、連合自治会や NPO などの取り組みに支援をすることとした。

iii）支援対象団体の状況把握・評価

・次項で紹介する役場職員による連合自治会への人的支援策を通じて、活動の公共性・公益性を担保するとともに、マンパワーなどの状況からその体力、持続可能性を把握し、支援に値する団体かつ横展開の起爆剤になる団体であるかどうかを評価している。

iv）他部署や他機関・団体との連携

・移動支援と生活支援に関係する取り組みであることから、健康福祉課はもちろん、交通政策や NPO の支援策を所管する定住推進課、財源を所管する企画財政課が緊密に連携している。

v）効果的な支援のための工夫や苦労した点

・連合自治会や NPO への金銭的支援の期限が迫っていたりすれば、県や町における補助制度等の情報を適切なタイミングで提供するなどして、支援が途切れないように工夫している。

3）団体の立上げ・活動に対する非金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

・美郷町では、連合自治会等への人的支援が手厚い。具体的には、いくつかの連合自治会を管轄する町内 4 つの公民館エリアに対し、元役場職員や元農協職員、会社勤務経験者などの「集落支援員」を 1 人配置し、連合自治会役員にも同様の人材を 1 人配置する 2 人体制の支援の仕組みと、すべての連合自治会を何人かの役場職員が分担して担当する「地区担当制」を敷いている。それらの人材は、施策や補助金などに関する情報提供とともに、各種の補助金等の申請手続きなどの支援を行う。こうした実務的な支援体制が取り組みの立ち上げや活動の継続に大きく寄与している。

・一方、地域おこし協力隊の各連合自治会等への配置も平成 21 年から行われており、最も多いときには 20 人以上にも達していた。

・また美郷町では、地域が目指す姿を連合自治会ごとに「地域コミュニティ計画」に書き込み、行政が連携してそれを推進することを町の長期総合計画に位置づけている。これに書き込むことで予算が出る。つまり、町長や役所の担当者、連合自治会の役員等が代わっても、活動が継続できるようにオーソライズしているのである。

ii）取組みを始めた経緯

・これらは、島根県中山間地域活性化基本条例にもとづく取り組みで、①住民主導の取り組みの推進、②生活機能の確保、③生活交通の確保、④地域産業の振興を柱とした「小さな拠点づくり（安心して住み続けることができる地域）」を促進することを狙っている。県レベルでもさまざまな事業や予算が措置されており、活動を支援しやすくなっている。前述の金銭的支援も、もうした県の条例等にもとづくものである。

iii）支援対象団体の状況把握・評価

・これら「集落支援員」と「地区担当制」により、連合自治会単位の地域の細かな実情などを適宜、把握、評価することが可能となる。

iv）他部署や他機関・団体との連携

・前項と同様、健康福祉課と定住推進課、企画財政課で緊密に連携している。

v）効果的な支援のための工夫や苦労した点

・「集落支援員」や「地区担当制」の取り組みは、生活支援体制整備事業における協議体の趣旨に近い試みで、

今後、本格化する協議体の試行的な活動ともなっており、その促進にも寄与することが期待されている。

（４）支援を受けた団体の実例

1）団体概要

①別府地域連合自治会「NPO 法人別府安心ネット」　平成 24 年設立

②比之宮連合自治会

③沢谷地域連合自治会

2）活動内容

・取り組みが進んでいる「別府安心ネット」やその他の連合自治会の取り組みは、以下の通りである。いずれも、移動支援の取り組みからスタートしている点が特徴である。

	別府地区「NPO法人別府安心ネット」	比之宮連合自治会	沢谷地域連合自治会
取り組み内容	①生活サポート事業（農作業、生活弱者支援）、②移動サポート事業、③軽度生活支援事業、④共育ツーリズム事業、⑤6次産業研究事業	①高齢者のサロン ②公共交通空白地有償運送（小型自動車1台） ③生活支援（家事、除雪等）	①高齢者向け会食会 ②買い物支援（10人乗りワゴン車1台）の試験運行
移動・外出支援の内容	＜公共交通空白地有償運送（町内のみ）、福祉有償運送（町外可）＞ ・月～金曜（時間指定なし） ・車両3台 ・1キロあたり50円 ・日用品や食材の確保、外出の付添 ・運転者は有償ボランティア　7名 ※訪問B＋訪問Dを③軽度生活支援事業として実施。対象は要支援1.2および基本チェックリスト該当者の高齢者のみ世帯補助を活用	・交流センターが開館している平日 ・各戸から比之宮交流センター（診療所、公民館等地区内）まで ・1乗車100円 ・運転者は連合自治会住民による運転ボランテイア15名	・毎月1回第1木曜日、午前午後に各1往復 ・沢谷駅ー（隣町）赤名バス車庫を概ねドアツードアで運行。 ・無料（登録不要の運送） ・利用者は運転免許のない人＋75歳以上、障がい者 ・運転者は連合自治会役員2名 （国交省運転者講習受講者） ・目的地は隣町（飯南町）の衣料品店、金融機関、量販店など

・訪問Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添い。訪問Dは訪問Bをセットで実施する団体に対して補助。

3）自治体・社協からの支援状況

・冒頭に示した町の状況に対処すべく、町内に 8 つある公民館エリアのうち、北部の限界集落・別府地区では、平成 22 年から別府連合自治会が、行政による地域おこし協力隊の配置を契機として、高齢者や身体障害者といった交通弱者を自宅から最寄りのバス停や診療所等の目的地まで輸送する移動支援の取り組みを開始した。

・地域おこし協力隊の任用期間の終了を機に、活動を継続させたいという同連合自治会役員が中心となって、平成 24 年度に移動支援や生活支援を担う NPO 法人「別府安心ネット」を設立。居場所づくり、要介護高齢者に対するゴミ出しや相談支援、見守り、書類書きといった軽度生活支援（町単独事業）、草刈りや農作業等を含む生活支援の提供を開始した。

・それとともに、過疎地有償運送（地域内のみ）と福祉有償運送（近隣市町村まで）の認可を取得した上、平成 25 年度からは、本格的に移動支援の取り組みに着手した。現在は、車いす仕様の福祉車両、10 人乗り車両、5 人乗り普通車を各 1 台ずつ保有している。

・地域の維持活性化には、移動支援だけではなく、生活支援との有機的な提供が必要であるため、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいる。

・そのきっかけとなったのは、別府地域連合自治会による住民アンケートであった。アンケートには、地区担当職員や集落支援員らも全面的に協力しており、自治会役員らとともに夜間の会議にも出席して、協議にも積極的に加わり、アンケート調査の際にも各戸訪問して聞き取りまで行った。アンケート項目の設定には、地区担当の町保健師らも関与したと言う。さらに、その後の補助金の申請等の手続きにおいても、地区担当職員や集落支援員が書類づくりなどで支援を行っている。

・別府地区への支援の経過は、以下のとおりである。

NPO法人別府安心ネットの事業実績

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
運営団体		連合自治会		NPO法人別府安心ネット			
生活サポート	稼働日 利用回数 利用時間	165日 1,100時間	181日 1,250時間	179日 302回 785時間	134日 210回 763時間	124日 254回 737時間	108日 199回 715時間
	草刈			138回 (362時間)	113回 (441時間)	157回 (545時間)	126回 (506時間)
	農作業			130回 (356時間)	72回 (250時間)	82回 (151時間)	61回 (173時間)
	その他			34回 (68時間)	25回 (73時間)	15回 (41時間)	21回 (44時間)
移動サポート	運行日数	190日	198日	244日	220日	235日	207日
	利用者数	609人	752人	892人	790人	778人	576人
	自治会輸送 過疎地有償	自治会輸送 609人	644人	892人	過疎地有償 153人	91人	57人
	福祉有償	–	–	–	福祉有償 637人	687人	519人
	1日当り 利用者数	3.2人	3.8人	3.7人	3.6人	3.3人	2.8人

別府地域における行政の関わりの経緯

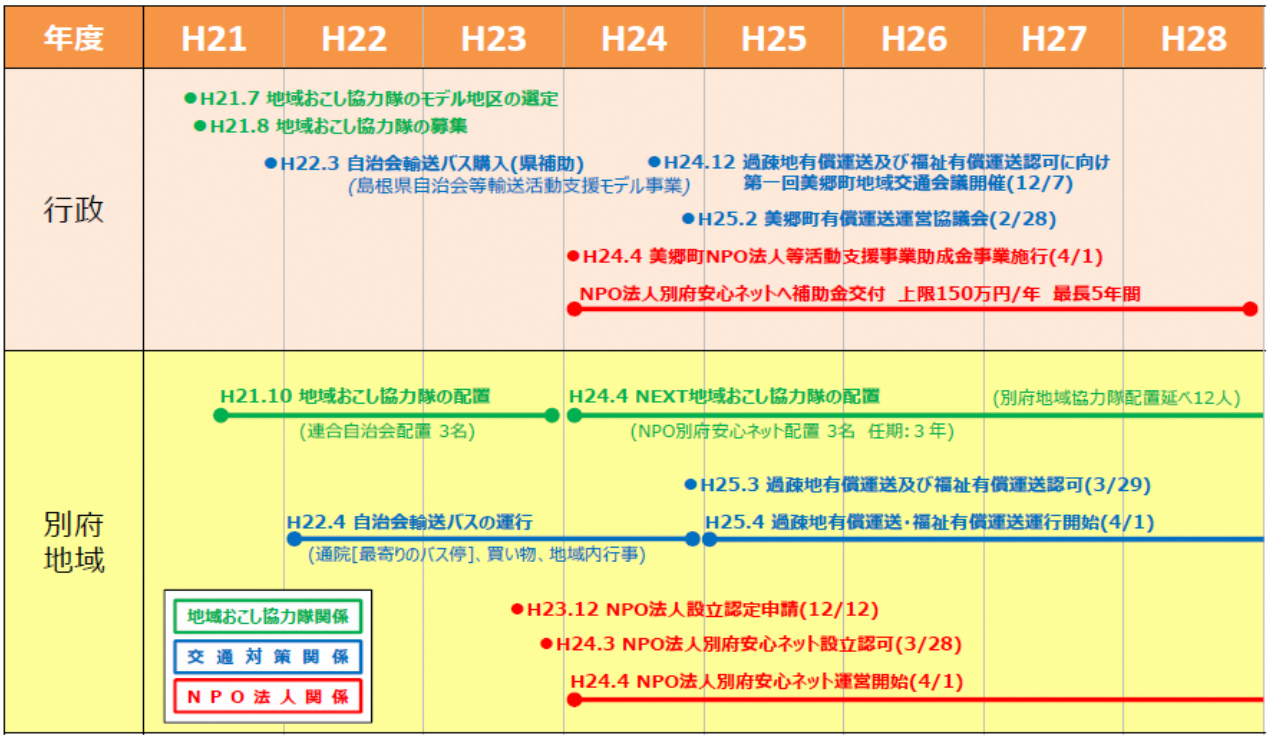

4）地域との連携状況

・美郷町では、この「別府安心ネット」を町内におけるモデル地域・団体として機能させている。実際、ほかの連合自治会においても、この動きを真似て、サロン活動や生活支援、移動支援といったサービスを展開するようになってきた。

・とくに移動支援に関しては、ほかの 3 つの連合自治会においても、町や県の補助金等を活用して車を確保し、地域内限定だが、ドアツードアの取り組みがはじまっている。そして、それらの移動支援の取り組みと、近隣市町の医療機関等への移動支援まで対応できる「別府安心ネット」とが有機的に連携して、かなりの人数の広域的な移動支援ニーズに応えられる仕組みが出来上がりつつある。ちなみに、平成 29 年度に「別府安心ネット」では、福祉有償運送で 532 人、過疎地郵送運送で 74 人と合計 606 人の移動支援を行っている（登録利用者数 127 人、運転登録者数 10 人、運行日数 224 日）。

・「別府安心ネット」では、前述のように、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス B、訪問型サービス D もスタートさせている。それらに加え、たまたまヘルパーやケアマネ、甲介護職などの有資格者がいることから、町の助言もあって、訪問型サービス A に近いサービスも提供できている。

・また、ほかの連合自治会でも、こうした影響を受けて、訪問型サービス B や D に準じたサービスをはじめている。

・なお美郷町では、訪問型サービス A は社会福祉協議会へ委託、訪問型サービス C は行政直営でそれぞれ実施しているところである。

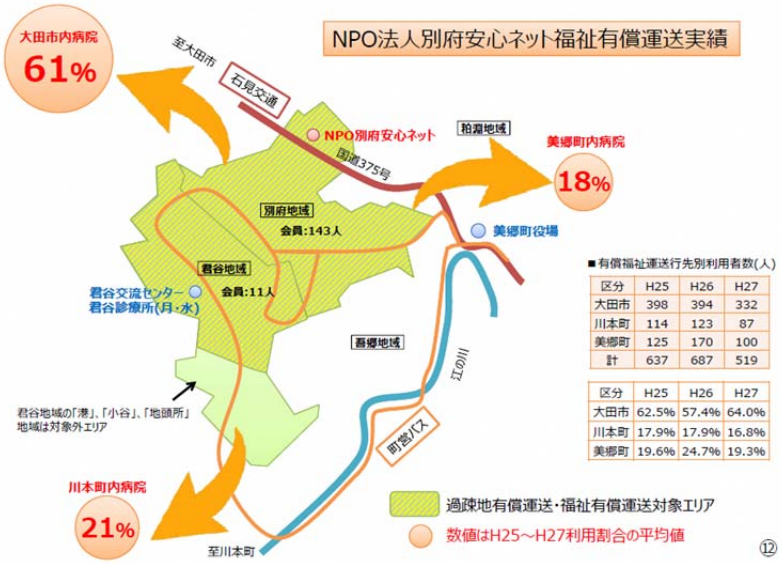

■有償福祉運送行先別利用者数(人)

区分	H25	H26	H27
大田市	398	394	332
川本町	114	123	87
美郷町	125	170	100
計	637	687	519

区分	H25	H26	H27
大田市	62.5%	57.4%	64.0%
川本町	17.9%	17.9%	16.8%
美郷町	19.6%	24.7%	19.3%

・一方、通いの場も、社会参加の観点から求められており、これらの地区では、行政側の働き掛けもあって、町単独の一般介護予防事業を活用した「グループ支援事業」で、空き家や元郵便局などを使った居場所ができはじめた。これにより、買い物、通院、地域行事、居場所といった社会参加の相乗効果も出はじめていると言う。

・一連の活動の効果について、美郷町は、「独居高齢者や高齢者世帯のケースでは、タクシーやバスでは介助ができないが、これらの活動では付き添いができるので、家族も安心して通院や買い物に送り出せる。また、地区の行事にも参加しやすくなったという声が聞かれるようになっている。その意味で、移動支援だけでなく、総合事業に切り替えた効果が出ている。また、別府安心ネットとその他の連合自治会の移動支援がネットワークし、町外に出られる仕組みも整ってきたことも大きい」と評価している。さらに、連合自治会同士が互いに意識をし合ってサロン活動を開始しはじめたり、交通がない地域では老人会も月 1 回、地域住民の買い物のオーダーを受けて買い出しをしたり、個人的に移動支援を行ったりと、さまざまな試みも生まれはじめたと言う。

・公的サービスだけでは町内すべてをカバーできない中、お互いの切磋琢磨が良い作用を生み出している。

（５）今後の方針

1）取組みにおける課題

・「別府安心ネット」を起爆剤として、辺縁エリアのひっ迫した地域にあるいくつかの連合自治体においても、車両の購入やメンテナンス、改装等を町で負担して無償で貸与する町の有償運送事業補助金などを活用した移動支援等の取り組みがはじまり、町内に順調に波及しつつある。

・時間はかかるかもしれないが、今後は広がりつつある地域住民による移動支援とタクシー会社やバス会社との共存、

連携をめざし、検討する場を調整役の行政が中心となって持ちながら、住民にとってのより良い交通体制の整備が求められている。

・町健康福祉課も定住推進課もともに、「別府安心ネット」や連合自治会が行う有償運送については、通院といった安心の担保と、通いの場や買い物へのつなぎ、社会参加の促進に貢献しており、介護予防に資するばかりか、地域の活性化にも寄与していることから、制限をかける意向はまったくない。現に、「別府安心ネット」らの活動は、タクシー事業、バス事業などと同列で地域公共交通計画に位置づけられている。

・とは言え、交通事業者との調整は、大きな課題である。

・乗合タクシーの整備も図ってはいるものの、事前予約制がネックで、高齢者が予約を忘れたりと、若干の不便さがつきまとうとの指摘もある。そこで町として、タクシーチケットを買い取って提供するタクシー助成に走るべきかといった議論も出はじめていると言うが、タクシー助成では遠方への移動が際限なく増え、助成額が青天井となる懸念もぬぐい去れず、結論が出ないまま、大きな課題となっている。

2）住民参加による生活支援サービスに関する展望

・今後は、自治会や住民グループなどに声をかけ、8 つの日常生活圏域に生活支援体制整備事業における協議体を設置し、地域ぐるみの生活支援体制を構築することを目指している。その際には、県が積極的に推進している小さな拠点づくりの事業や予算も積極的に活用する考えである。

・各地域における生活支援サービスの創出のイメージは、①住民からメンバーを選出して地域課題を把握・検討するための作業部会を設置し、地域の現状等に関する話し合いを重ね、課題を共有する、②住民の実態や困り事を把握するため、取り組みの趣旨を住民に説明した上、アンケート調査や聞き取り調査を実施する、③それらの調査結果から地域課題を分析する、④把握した地域課題への対策を住民の作業部会で検討する、⑤行政と協力して困り事解消のための事業や予算の確保を目指す――である。

・美郷町では、移動支援の取り組み等のように地域間で切磋琢磨し、サービスが創出できたこれまでの経験を活かし、協議体の取り組みにおいても、そうした地域間の良い意味での競争を活用しながら、住民主体のサービスの普及・定着を目指す。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7. 島根県美郷町

平成16年に1町1村が合併して誕生。人口：5000人高齢化率：45.2%。面積：約283㎢。市全域が過疎地指定。

取組① 連合自治会と地域おこし協力隊が連携した生活支援、移動・外出支援

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】

・少子高齢化により地域力が低下、地域の存続のために地域で生活を共にし活動に参加する人材の確保が必要となった。特に、別府地域は、限界集落を抱え、高齢者等の日常の通院や買い物が大きな負担となっていた（多くの集落がバス路線から外れている）。

・平成21年に別府地域連合自治会へ地域おこし協力隊3名を配置。地域活性化、高齢者の支援活動、若者の定住対策に着手。地域おこし協力隊は、町内に最も多いときで20人以上いた。

・交通手段：バスは市町村運営有償運送を含め7路線。乗合タクシーは町内4地区で午前午後とも2便ずつまたは3便ずつ運行。ドアツードア。1回400円。町内の鉄道は、JR三江線が平成30年に全線廃止によってなくなり、廃止代替バスが運行中。

【住民参加による生活支援サービス】

・別府地区のNPO法人別府安心ネットが、町全域の牽引役になっている。メンバーの中に、元看護師や元ヘルパーもいるため、専門職との連携も進んでいる。

・移動・外出支援も訪問型のサービスも、別府安心ネットの規模には満たないが、複数の地区で動き出している。

・訪問B（家事支援等）・訪問D（移動支援）の補助も、活用事例が増えつつある。

美郷町集落対策関係図（13連合自治会）

※記載内容はヒアリング記録の一部

7. 島根県美郷町
別府安心ネット、沢谷地区ほか

取組② NPO法人別府安心ネットの取り組みを参考に、他の連合自治会でも移動・外出支援を開始

・「別府安心ネット」は、島根県が提案した「自治会等輸送事業（車両等の提供を受け住民がガソリン代のみで送迎実施）」をきっかけに連合会自治会からNPO法人として平成24年に発足した団体。維持継続が課題となり、有償運送登録をした。公共交通空白地有償運送は、バスとの関係で運送の区域が町内に制限されたため、追加で福祉有償運送も登録。町のNPO法人等活動支援助成金の期限が切れたあとは、平成29年度から総合事業の補助を活用。

	別府地区「NPO法人別府安心ネット」	比之宮連合自治会	沢谷地域連合自治会
取り組み内容	①生活サポート事業（農作業、生活弱者支援）、②移動サポート事業、③軽度生活支援事業、④共育ツーリズム事業、⑤6次産業研究事業	①高齢者のサロン ②公共交通空白地有償運送（小型自動車1台） ③生活支援（家事、除雪等）	①高齢者向け会食会 ②買い物支援（10人乗りワゴン車1台）の試験運行
移動・外出支援の内容	＜公共交通空白地有償運送（町内のみ）、福祉有償運送（町外可）＞ ・月～金曜（時間指定なし） ・車両3台 ・1キロあたり50円 ・日用品や食材の確保、外出の付添 ・運転者は有償ボランティア　7名 ※訪問B＋訪問Dを③軽度生活支援事業として実施。対象は要支援1.2および基本チェックリスト該当者の高齢者のみ世帯補助を活用	・交流センターが開館している平日 ・各戸から比之宮交流センター（診療所、公民館等地区内）まで ・1乗車100円 ・運転者は連合自治会住民による運転ボランテイア15名	・毎月1回第1木曜日、午前午後に各1往復 ・沢谷駅ー（隣町）赤名バス車庫を概ねドアツードアで運行。 ・無料（登録不要の運送） ・利用者は運転免許のない人＋75歳以上、障がい者 ・運転者は連合自治会役員2名 （国交省運転者講習受講者） ・目的地は隣町（飯南町）の衣料品店、金融機関、量販店など

・訪問Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添い。訪問Dは訪問Bをセットで実施する団体に対して補助。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7. 島根県美郷町
美郷町の支援策

取組③　実働部隊の支援を手厚くし、庁内連携によってモノや財源を重層的に確保

【取組み内容】
・町の職員が自治会の活動を支えるために地域担当制になっている。また、町内13ある連合自治会全てに、集落支援員（町職員OBの嘱託が多い）が配置されている。地域課題の話し合いや住民アンケート調査、県の車両補助の情報入手、申請手続き等の実働部隊でもある。
・人の配置に加え、県の補助や町の単独補助が重層的に活用できる。島根県「「小さな拠点づくり」推進事業」「住み続ける中山間地域生活サポート支援事業」「地域生活交通再構築実証事業補助金」等

・介護予防・日常生活支援総合事業は要支援者向けのサービスで、同様の補助委託事業を町の単独事業でも行っている。要介護者や障がい者も同じようにサービス利用できる。直営のヘルパーや社協のヘルパーが担当。複数の横断的な会議にて、ニーズを把握。

・移動の問題については、常に健康福祉課と定住推進課が連携を取っている。定住推進課が有償運送の補助金を担当しているほか地域公共交通計画にタクシー等と一体的に位置づけている。ただし、調整に時間を要する場合も少なくない。

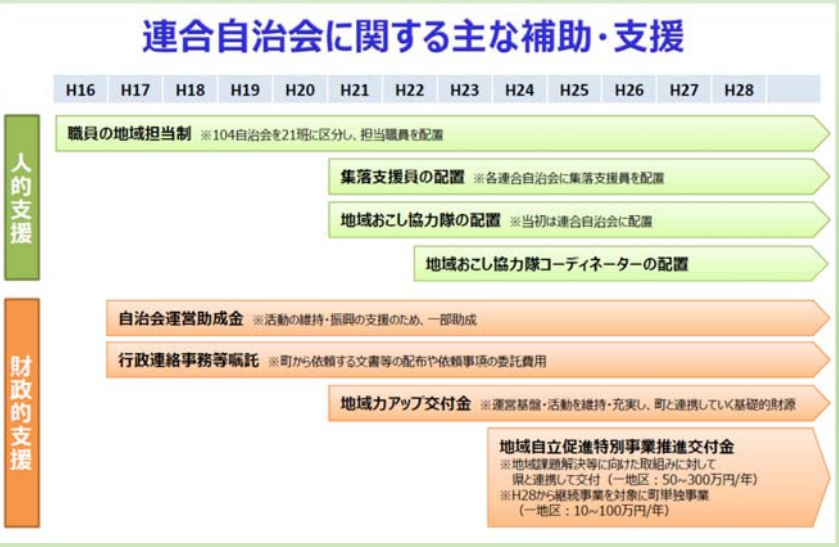

８．むつみ元気支援隊（山口県萩市むつみ地域）

◆ 団体概要

団体名・法人名	むつみ元気支援隊		
所在自治体	山口県萩市	**設立年**	平成 25 年
設立母体	（社会福祉協議会が旧町村小学校単位に設置した「小地域福祉活動会議」）		
実施している生活支援サービス	サロン活動（通所型サービスＢ） 散歩・通院介助・買い物代行・ゴミ出しなどの生活支援（訪問型サービスＢ）		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 10 月 10 日（水）

・場所：むつみ元気支援隊の活動拠点「むつみ世代間交流拠点施設」

・お話しを伺った方：むつみ元気支援隊副会長・中原誠子氏、事務局・末成香奈江様、会計・堀田幸子氏
萩市社会福祉協議会地域福祉課主査・伊藤美智江氏
萩市高齢者支援課課長補佐・池永美杉氏、課長・俣賀保宏氏、主任主事・田村哲也氏

◆調査結果

取組の特徴

■住民主体の「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体的な機能も持った実施主体としての「むつみ元気支援隊」が創出・実践。市の総合事業等の施策をつくる際のモデル的存在として機能している。また、市が公用車を無償貸与し、移動支援の後押しを行っている。

（１）生活支援サービスを始めた背景

1）地域の生活課題と住民のニーズ

・萩市の高齢化率は 41.77%だが、「むつみ元気支援隊」があるむつみ地域は 56.12%とさらに高い。
・むつみ地域の人口は 1,445 人で、平成 17 年度の市町村合併時に比べ、約 700 人も減少した。
・むつみ地域は、急速に少子高齢化が進んでおり、住民から「みんなで話ができる場がほしい」「地域の機能が果たせなくなってしまう」「5 年先、10 年先の自分たちの暮らしはどうなっていくのだろう？」との不安の声が上がっていた。
・むつみ地域は、市街地から車で 30 分ほど離れ、移動困難者が増加し、免許返納の該当者も多くなりつつある。
・循環バスのルートや域内限定の予約制デマンド交通などはあるが、移動支援ニーズが高まりつつある。

2）生活支援サービスを始めたきっかけ

・1 市 2 町 4 村の市町村合併後、旧町村社会福祉協議会にはヘルパー等を含め 7～8 人程度いたが、支所に縮小、人員も削減され、地域課題の把握がむずかしくなってきた。
・そこで、市社会福祉協議会は、旧 6 町村を含む 13 圏域（おおむね小学校区）ごとに力のある住民、日中にボランティア活動ができそうな人たちに声をかけ、地域で暮らし続けるための話合いを行う「小地域福祉活動推進事業」に着手。むつみ地域（吉部地区）では平成 22 年度から開始した。
・むつみ地域では、「小地域福祉活動会議」コアメンバー9 人が基盤となり、「自分たちで行動しないと寂れてしまう」との危機感を持ちながら毎月、議論を重ね、生活支援サービスを提供するための「むつみ元気支援隊」に発展させた。
・むつみ地域の住民にアンケートを実施したところ、「みんなで集まって話せる場がほしい」との声が多く、市に相談して、既存施設を改修。活動拠点「むつみ世代間交流拠点施設」**（写真）**が整備された。

・「むつみ元気支援隊」では、居場所づくりとプラスアルファとして、中山間地生活支援モデル事業に取り組み、独自の生活支援サービスを生み出した。やがて、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスＢ、訪問型サービスＢの実施主体となり、次項の生活支援サービスを実施するに至る。
・旧町村 11 圏域の小学校区ごとの「小地域福祉活動会議」は、平成 27 年から順次、行政職や専門職などを加え、生活支援体制整備事業（社会福祉協議会に委託）にもとづく「第２層協議体」へと展開。それぞれが居場所づくりとプラスアルファとしての生活支援サービスを「むつみ元気支援隊」をモデルとして創出しはじめたところである。

（２）生活支援サービスの実施内容

高齢者等の日常生活上の困り事の解消および見守り体制の充実をはかるため、住民ボランティアである「むつみ元気支援隊」では、年間 500 円の会員登録をした住民に、以下のような、サロン活動と支え合い活動を行っている。

1）通所型サービス（通所型サービスＢ）　＊延べ参加者数はいずれも平成 29 年度

拠点となる「むつみ世代間交流拠点施設」の一室「ひだまりの里」に「むつみ元気支援隊」が常駐しており、誰でも立ち寄れる居場所が整備されている。サロン活動のほか、高齢者の技を活かした教室等が行われる。

・月曜サロン（**写真**、週１回、１回当たり参加者数＝14 人程度、年間延べ参加者数＝674 人、平均 87.4 歳）
自分たちで得意なものを行う。体操、カルタ、生け花、フライパン演奏会など。

・男性サロン（**写真**、月 1 回、男性のみ、1 回当たり参加者数＝8 人、年間延べ参加者数＝59 人、平均 76.5 歳）
何をするかは自分たちで考える。集まった後には、「お弁当と一緒にちょっと一杯」もある（送迎あり）。歴史散策や健康マージャンなどのほか、プランターづくり、小中学校の門松づくり、どんど焼き支援なども行い、プランターは販売もした。

・季節イベント・世代間交流（**写真**、月 1 回、1 回当たり参加者数＝買物支援 4 人・その他 33 人、延べ参加者数＝414 人）
餅つき大会、ひな祭、カード大会、秋のお出かけ、節分、買い物支援など。リンゴ狩りをしたり、回転すし屋に行ったりもする。参加費は 200 円程度。

・牛丼・カレーの日
通所型サービスのメンバーが固定化してきたため、閉じこもり傾向の高齢者を外出させる目的で新たにスタートさせた。高齢者があまりつくらないような食事を定期的に提供する。参加費 200 円。

2）訪問型サービス（訪問型サービスＢ）

会員登録した住民に対し、ゴミ出し等の困り事に対する支援を行う。買い物代行や電球交換、灯油入れなどのちょっとした支援は 100 円（30 分）、大型ごみの搬出や掃除等は内容によって 300～500 円を支払う。

また萩市は、住民主体の活動を後押しするため、公用車を無償貸与し、ガソリン代・保険料などを市が負担する全国的にも珍しい仕組みを展開しており、「むつみ元気支援隊」もそれを活用している。収益は、サービス提供者ではなく、「むつみ元気支援隊」の収益となる。気兼ねなく依頼できるよう有償とした。

・むつみ愛サービス

散歩介助、買物代行、通院介助、ゴミ出し、薬受け取り、雪かき、自主避難介助など

＊モットーは、「できる人が できることをできるときにやる」。

＊そのため、対応できないことは、「むつみ元気支援隊」の判断により、断ることがある。その場合は、対応可能な団体等を紹介する。

＊最初の仕事は、平成 25 年 7 月の集中豪雨災害時の流入土砂の搬出作業だった。

移動外出支援（道路運送法上の届出不要の訪問型サービスＢ）

＊車両送迎だけでなく、乗降介助、病院内の付添、薬受け取り、買い物の付き添い等も行う。そのため、2 人 1 組で移動支援を行うことにしている。

＊市が公用車を無償で貸し出す（**写真**）。車検代・保険料・ガソリン代等も市が負担する。

＊ただし、送迎時の病院や店舗の駐車場代、高速道路交通料は、本人負担となる。

＊利用の流れは、ケアマネジャーや在宅介護支援センター相談員ら専門職が、利用希望者の状態像を確認し、住民ボランティアが担うべきか、交通事業者を利用すべきか、身内等を利用すべきかを判断する。その上で、「むつみ元気支援隊」に依頼をする。

＊利用料金は、例えば往復 2 時間＋病院や買い物の所要時間 1 時間の 3 時間だった場合、30 分@100 円なので、合計 600 円となる。

＊平成 29 年度の実績は、利用者数 15 人、回数 21 回、ボランティア数（運転＋付添）42 人。

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

コアメンバーは、「小地域福祉活動会議」の頃の役員も含め、12 人。すべて地域住民である。

２）サービス提供の担い手としての参加

コアメンバーが地域住民にできる範囲で協力してほしいと声をかけ、隊員は現在 51 人に拡大。女性が 7 割を占める。地域おこし協力隊や東京からのＩターン組みなどの若手もおり、年齢は 30～90 歳代までと幅広い。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

・「何はなくともまずは顔を合わせよう。みんなで会えば、それぞれが持っている情報から、何がしかの声が出てくる」と毎月、会合を持っている。

・「サービス提供はコミュニケーションをとるため、情報を収集するため」とも位置づけており、地域で収集した多様な情報を会合等で共有し、新たなサービス開発のみならず、行政等への報告・提案も行っている。

・そのため、市社会福祉協議会の職員は、「むつみ元気支援隊からは、地域住民のさまざまな情報を入れてくれる」と高く評価している。また例えば、通所サービスをつくったらそれで終わりとならず、個別のニーズに応えるために訪問サービ

スも必要だという提案まで上げてくれると述べ、地域の住民ニーズを詳細に把握しているので、そのような視点が持てるのだろう、と分析している。
・同様に、市社会福祉協議会の職員は、「サービス利用者のなかに、介護保険サービスを利用したほうが良いケースがいれば、そうした情報も適宜上げてくれるなど、地域ケア会議的な機能も果たしてくれる」と言う。そのため、「地域ケア会議は、すぐにケース検討に入ることができる」と評価している。
・「むつみ元気支援隊」と第 2 層協議体が一体的で、住民の声を施策等に反映させやすい仕組みになっている。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

・既存の住民主体の組織に第 2 層協議体の機能を被せるなど、既存の枠組みを活かしている。住民がサービス提供しているため、収益は二の次で、サービス提供を地域情報の収集の機会ととらえている。
・サービス提供が提供側にとっても介護予防につながるという考え方から、提供する側・受ける側という垣根がなく、全員が会費を払っている。文字どおり、支え合いの活動であり、究極の住民参加と言える。
・行政等に依存せず、仕事を持つ人もできる範囲でできることを行うという考え方から、多様な活動に関与している。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

・「むつみ元気支援隊」のコアメンバーは発足当初から毎月、居場所づくりとプラスアルファとしての生活支援サービスの利用者の状況について報告をし合い、「地域はこんなことに困っている」などと協議体のごとく課題を共有し、改善策を実行に移していた。
・そのため、市社会福祉協議会や行政は「すでに協議体の機能を果たしている」と認識しており、平成 27 年度に若干のメンバーを加え、そのまま 2 層協議体と位置づけた。
・このように市役所等との連携は、緊密である。なお、協議体での協議には、萩市高齢者支援課、健康増進課（保健師）、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会の専門職が参画している。

２）立上げ後における連携

・このような経緯もあり、萩市では以下のような、実施団体に対する協議体を通じた補助金交付制度などの体制整備事業による支援策を創設し、「むつみ元気支援隊」にも適用してきた。

①**住民主体生活支援サービス活動拠点整備**（トイレの洋式化や調理スペースの改修など）の活用

②**住民主体生活支援サービス実施団体補助金**（立ち上げ経費 30 万円、訪問サービス 8 万円、通所サービス 11 万円）の活用

＊住民主体生活支援サービス実施団体補助金の条件は、①協議体の設置圏域（小学校区）のすべてをカバーする活動を行う、②協議体で適当と認められた団体である（圏域内で訪問・通所それぞれ 1 団体ずつのみ）、③週 1 回以上の活動がある、④団体構成員は 10 人以上。なお、通所サービスのみ、月 1 回（年 2 万 7,500 円）や隔週（年 5 万 5,000 円）の実施も経過措置として可としている。

＊圏域内で訪問・通所それぞれ 1 団体ずつと規定しているのは、担い手が減少し、複数存在していると運営ができないというリスクがあるためである。

③**住民主体生活支援サービス車両貸し出し**（住民主体生活支援サービス団体がサロン送迎等を行う場合、市が車両を購入し、公用車として無償で貸し出すという全国的に珍しい支援策。これまで、旧町村単位に「8

人乗り」「10 人乗り」など計 6 台を貸与。ガソリン代・維持管理経費・保険料等は、市がすべて負担）

＊車両購入費の補助も検討したが、購入後の維持管理費の団体負担を考慮し、公用車の無償貸与という手法に落ち着いた。

＊市では、介護予防のための訪問Ｂ・通所Ｂの周知や利用促進のため、車両貸し出しのお披露目式を関係者が多数来る老人クラブ総会や中学生の高齢者施設訪問といった場で積極的にＰＲしている。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・隊員の 7 割が女性であるため、依頼内容によっては対応できないものがあり、男性の参加が課題である。

・とは言え、生涯現役の地域で 60～70 歳代は貴重な労働力であり、日中にボランティア活動できる人材は限られている。

・生活支援サービスは単なる便利サービスではなく、高齢化によって自分 1 人ではできなくなってしまったことをボランティア等のできる人でできる範囲で支援する、という理解をさらに深めていくことが課題である。公共交通が使いにくいからと安易に移動支援サービスを利用しようという人もいるため、残された機能を維持し、少しでも介護予防につながるように設定されたサービスあるという認識を持ってもらうようにしたい、と行政では考えている。

・移動支援では、運転と添乗の 2 人を揃えるのに苦労している。

・移動支援に関しては、支援隊の活動であり、制度には昇華していない。これは、むつみ地域だけの問題ではなく、市全体の課題でもあり、免許返納者の問題もあることから、行政側としては、市行政の交通政策の一つとして検討する意向を持っている。

２）今後の方針

・「むつみ元気支援隊」は、コアメンバーの善意、持ち出しなどで活動してきたところに、行政が補助金を交付してくれたという経緯があるため、補助金に依存せず、自力で収益を拡大し、活動を維持したいという意向がある。例えば、「牛丼・カレーの日」の材料費がかかったら、たいやきも焼いて売って補てんする。隊員に習った着物のリフォームで直した服を販売をする。そういうことを考えるのも楽しい」と話すなど、自立できる活動を常に意識している。

・第 2 層協議体を有する旧町村の多くの小学校区単位で、住民参加による多様な生活支援サービス（通所系＋訪問系）が創出されつつあるが、（ヒアリング時点では）第 1 層の協議体ができておらず、第 2 層協議体から上がってきた課題、提案の政策化が不十分である。第１層協議体は、平成 30 年度中に立ち上げたいとしている。

３）望ましい支援

「むつみ元気支援隊」は、ユーザーオリエンテッドなサービスを開発・提供しつつ、コミュニケーションをとる、情報をとるというユニークな発想を持って、活動を行っている。また、社会福祉協議会や行政も、そうした情報を丁寧に把握し、課題を整理し、団体が活動しやすい補助金や公用車の無償貸与といった制度をつくって支援していた。行政側で一方的に制度や要綱をつくり上げ、その枠組みを住民活動に押しつけるところがない理想的な支援関係と言えるのではないか。

具体的には、早くから住民主体の活動をスタートさせていた「むつみ元気支援隊」の独自サービスに支援を行いつつ、のちに第 2 層協議体の機能を被せて、サロン運営（通所型サービスＢ）＋手助けサービス（訪問型サービスＢ）を協議体発の介護予防・日常生活支援総合事業として整備している。

いわば、「むつみ元気支援隊」をモデルとして、サービスを開発し、第 2 層協議体が設置された市内 16 圏域へと

横展開しているわけである。そして、行政は、行政にしかできないことをきちんと整理している。

双方で「パブリック」をつくり上げているという印象であり、理想的な関係にあると言えるだろう。

※記載内容はヒアリング記録の一部

8. 山口県萩市

平成17年に1市2町4村が市町村合併して現在の萩市が誕生。高齢化率：41.77%。面積：約700㎢。

取組① 「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・1市2町4村の市町村合併後、旧町村社会福祉協議会にはヘルパー等を含め7～8人程度いたが、支所に縮小、人員も削減され、地域課題の把握が難しくなってきた。
・そこで、市社会福祉協議会は、旧6町村を含む13圏域（おおむね小学校区）ごとに力のある住民、日中にボランティア活動ができそうな人たちに声をかけ、地域で暮らし続けるための話合いを行う「小地域福祉活動推進事業」に着手。
・旧町村11圏域の小学校区ごとの「小地域福祉活動会議」は、平成27年から順次、行政職や専門職などを加え、生活支援体制整備事業（社会福祉協議会に委託）にもとづく「ささえあい協議体」第2層協議体」へと展開。
・それぞれが居場所づくりプラスαとしての生活支援サービスを創出しつつある。「集いの場」という目標が達成された後、地域の困りごと（課題）やわが地域のあり方について、住民が考えていく流れができている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・平成27年以降、段階的に市内全15カ所（おおむね小学校区）で「地域ささえあい協議体が発足。
介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、各地域で開催している地域ささえあい協議体での話し合いの結果、以下のサービスが誕生した。地区社協が実施主体になる場合や、地域内のNPO法人が実施主体になる場合など様々。平成30年10月現在の実施状況は以下。

【中央型サロンの運営（通所型サービスB）】
通所Bのみ実施：4地域（買い物支援、草刈り、ゴミ出し、調理、雪かき、安否確認等）
【ちょっとした手助けサービス（訪問型サービスB）】
通所Bとの両方実施：6地域（訪問Bは同上、通所Bは月1回から月5回まで様々）

※記載内容はヒアリング記録の一部

8. 山口県萩市
むつみ元気支援隊（萩市むつみ地域）

取組② 小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ

・市内でも、旧萩市以外は高齢化が50%を超えている。むつみ地域は56.12%で人口は1,445人。
・市街地から車で30分ほど離れている。循環バスのルートや域内限定の予約制デマンド交通などはあるが、移動支援のニーズも高まりつつある。

【むつみ地域における住民参加による生活支援サービス】
・「小地域福祉活動会議」コアメンバー9人が基盤となり、「むつみ元気支援隊」が発足。市に相談して、既存施設を改修。「むつみ世代間交流拠点施設」が整備された。居場所づくりと中山間地生活支援モデル事業に取り組み、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスB、訪問型サービスBの実施主体となった。

1）通所型サービス（通所型サービスB）
「むつみ世代間交流拠点施設」に「むつみ元気支援隊」が常駐。誰でも立ち寄れる居場所が整備されている。高齢者の技を活かした教室等も行われる。月曜サロン（週1回）、男性サロン（月1回、男性のみ）、季節イベント・世代間交流（月1回、参加費は200円程度）。牛丼・カレーの日（参加費200円）

2）訪問型サービス（訪問型サービスB）
会員登録した住民に対し、ゴミ出し等の困り事に対する支援を行う。買い物代行や電球交換、灯油入れなどのちょっとした支援は100円（30分）、大型ごみの搬出や掃除等は内容によって300～500円を支払う。
・むつみ愛サービス：散歩介助、買物代行、通院介助、ゴミ出し、薬受け取り、雪かき、自主避難介助など
・移動外出支援：2人1組で実施。送迎だけでなく付添い介助を行う。

8. 山口県萩市
萩市の支援策

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組③ 「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援

【取組み内容】

①住民主体生活支援サービス活動拠点整備

トイレの洋式化や調理スペースの改修など

②住民主体生活支援サービス実施団体補助金

・団体立ち上げ経費　　300,000円（初回のみ）
・通所型サービスB　月1回開催／年額27,500円、隔週開催／年額55,000円、週1回開催／年額110,000円
・訪問型サービスB　年額80,000円

人件費や食費は、補助対象外。条件①協議体の設置圏域（小学校区）のすべてをカバーする活動を行う、②協議体で適当と認められた団体である（圏域内で訪問・通所それぞれ1団体ずつのみ）、③週1回以上の活動がある、④団体構成員は10人以上。なお、通所サービスのみ、月1回（年2万7,500円）や隔週（年5万5,000円）の実施も経過措置として可としている。

③住民主体生活支援サービス車両貸し出し

（住民主体生活支援サービス団体がサロン送迎等を行う場合、市が車両を購入し（国や県の補助金も活用）、公用車として無償で貸し出す。これまで、旧町村単位に「8人乗り」「10人乗り」など計6台を貸与。ガソリン代・維持管理経費・保険料等は、市がすべて負担）。

【円滑な支援のための工夫点】

・「むつみ元気支援隊」のコアメンバーは発足当初から、協議体と同様の機能を果たしてきた。そのため、市社会福祉協議会や行政は平成27年度に若干のメンバーを加え、そのまま2層協議体と位置づけた。市役所が社会福祉協議会は、他の地域との連携を深め施策をつくる上でも、「むつみ元気支援隊」がモデル的・牽引役的な存在となっている。
・地域の自主性を尊重しながら、必要なものは支援するという姿勢が貫かれている。

９．島根県雲南市

◆ 自治体の状況（数値は平成 27 年国勢調査※）

総人口	3.9 万人
平均年齢	52.1 歳 （全国平均 45.0 歳）
高齢者人口	14,228 人
高齢化率	36.5% （全国平均 25.6%）
面積	約 553 ㎢
人口密度	70.6 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 10 月 11 日（木）

・場所： ①雲南市役所
②波多交流センター
③鍋山交流センター

・お話しを伺った方：①雲南市政策企画部地域振興課 課長 板持周治氏
雲南市健康福祉部健康づくり政策課 医療介護連携室 栂博章氏、石田誠氏
雲南市健康福祉部健康福祉総務課 課長 糸原幸子氏
雲南市健康福祉部健康福祉総務課 総務 G 周藤寛雅氏
雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課 課長 石飛和宏氏
雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課 高齢者福祉グループ 田中秀信氏
雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課 定住・公共交通グループ 藤本万葉氏
②波多コミュニティ協議会 会長 山中満寿夫氏
波多コミュニティ協議会 コミュニティナース 柿木守氏
③躍動と安らぎの里づくり鍋山 会長 秦美幸氏
躍動と安らぎの里づくり鍋山 地域づくり応援隊 古市妙氏
躍動と安らぎの里づくり鍋山 チーム「ちょんてご」代表 中村裕美子氏

◆調査結果

取組の特徴

■「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」＝地域自主組織が課題を発見し解決する

例）・「地域自主組織」に裁量と交付金を渡し、小規模多機能自治を制度的に担保
・協働を担保するため「地域自主組織」と行政が基本協定書を交わしている
・誰でも参加できる「地域円卓会議」で取り組みを地区間で共有
・スーパーマーケットと連携した買い物支援や移動支援も「交流センター」を拠点に展開
・専門職不足の中、コミュニティナース、元看護職の住民、行政保健師、医療機関の連携のハブ機能も

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・6 町村合併で誕生した雲南市は人口 3 万 9,032 人、高齢化率 36.5%で全域が過疎地指定されている。
・人口減少が著しく、地区によっては数世帯だけの自治会が存在するなど、主体的な活動が困難になっている地域もある。
・商店やスーパーマーケット、診療所なども減少し、車で 15 分圏内に商店などがない地区もある。
・免許や車を持たない高齢者が増加しており、市町村運営有償運送の市民バスとデマンド型乗合タクシーが 31 路線相当あり、一部地域ではJR 木次線がある。免許のない人へのバス・タクシー利用券交付制度があり、地区によってはドアツードアのデマンド型乗合タクシーがあるが、地区内のみの限定運行なので、他地区に行く場合には、乗り継ぎが必要となる。いずれにしても、使いやすい交通の確保が課題となっている。
・保健師等の専門職が市役所本庁に集約され、気軽に健康相談等を利用する機会が大幅に減少している。

２）住民参加による生活支援サービスの活動状況

・そうした中、雲南市では協働と自治体内分権を進め、地域性を踏まえた「小規模多機能自治」を目指すこととした。
・小規模多機能自治とは、概ね小学校区域で分野横断的な住民自治を展開することであり、その実践組織として、「地域自主組織」を平成 17～19 年度にかけて設置した。
・「地域自主組織」は、自治会などの地縁型組織、PTA や老人クラブなどの属性型組織、消防団や文化サークルなどの目的型組織を地縁単位で発展的に結集させたもので、各地区の公民館等を改称した「交流センター」を活動拠点として現在、市内に 30 組織が存在している。
・「地域自主組織」では、「持続可能性の確保」「安心安全の確保」「歴史・文化の活用」の３つの視点と、「地域づくり」「地域福祉」「生涯学習」の３本柱を中心に活動が行われており、このうち、地域福祉では、多様な見守り活動、

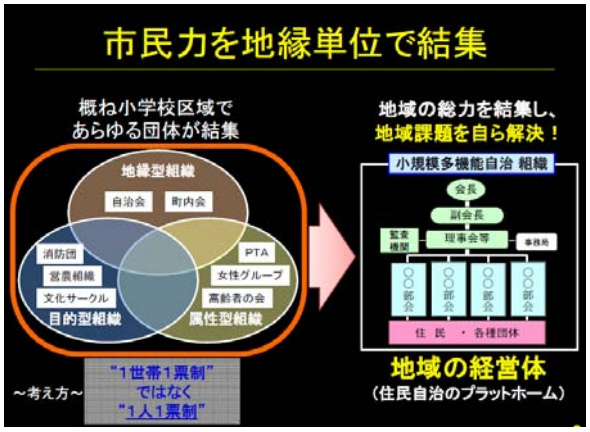

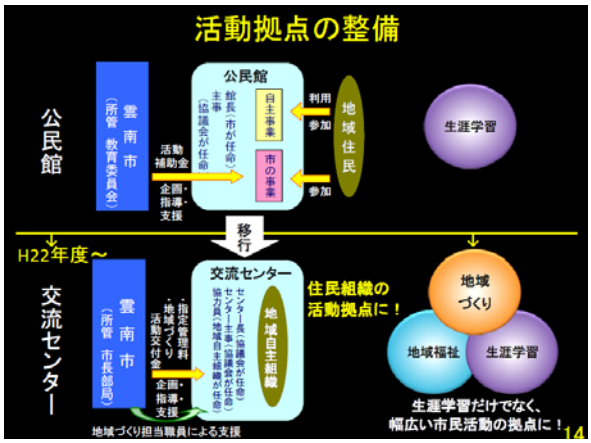

サロン活動などの事業が展開されている。

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１）住民参加による生活支援サービスの意義

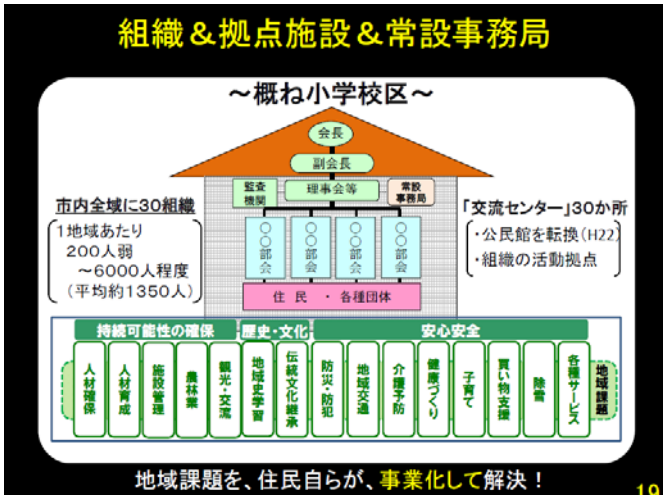

・「地域自主組織」の人口規模は、平均 1,350 人程度で、生活課題の把握や、住民ニーズの発見・共有化、具体的な課題解決、実践活動などを地域自主組織で主体的に行う。

・「地域自主組織」のポイントは、①自らの地域は自らで治める、②地縁でつながるさまざまな人、組織、団体が連携して相乗効果を発揮する、③イベント型から課題解決型にシフトする、④個性的な地域力を発揮する――である。

・集落機能を補完するための「地域自主組織」の確立と、地域の主体性にもとづく組織化が進むような環境づくりの必要性については、市の総合計画に盛り込み、平成 20 年度には「まちづくり基本条例」にも明記しており、行政として推進することが担保されている。

２）サービス運営団体の支援ニーズ

・従来、行政が行ってきた公的な取り組みを「地域自主組織」が地域性を踏まえて自らの判断で行うことになるため、そのための活動資金とマンパワーが不可欠となった。

・そこで、地域活動のための補助金を交付するとともに、平成 22 年度から公民館を交流センターに転換し、各交流センターの職員は交流センター雇用協議会で一元的に雇用されていた。

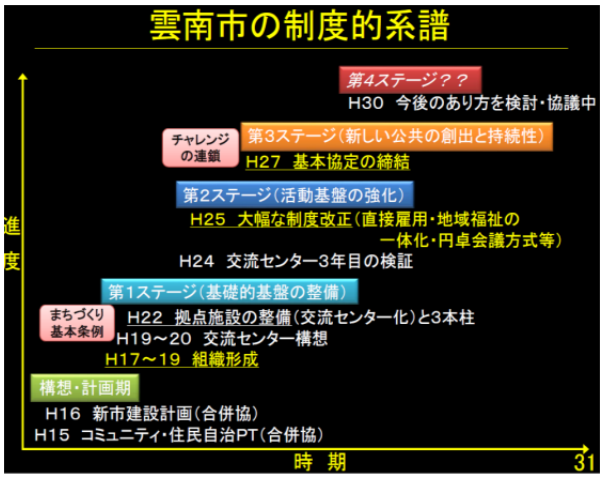

・平成 23 年度からは、補助金をより自由度の高い交付金に段階的に移行し、平成 22 年度からは交流センターの指定管理を段階的に導入し、「地域自主組織」が自ら管理運営できるようにした。

・さらに平成 25 年度からは交流センターを地域自主組織の活動拠点施設として条例に明記し、交流センターで勤務する職員は「地域自主組織」が直接雇用する方式に転換した。

・これによって、「地域自主組織」として自らの地域の課題に自らのこととして自ら取り組む体制が整った。

・平成 27 年度には各「地域自主組織」と市長との間で基本協定書を締結し、「地域自主組織」を地域の包括的代表者であることを明記するとともに、協働でまちづくりを担っていくパートナーとしての関係性を明確にした。

（３）支援の実践例

１）生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

ｉ）取組み内容

・合併前の旧 6 町エリアに設置されている総合センター（支所）に現場支援を行う地域づくり担当職員を 1 名ず

つ配置するとともに、それぞれの「地域自主組織」に対し、教育関係では中学校区単位に教育支援コーディネーターをそれぞれ配置し、活動支援してきた。

・このうち福祉関係では、「地域福祉推進員」（週 2 日分）を地域自主組織の雇用により配置していたが、生活支援体制整備事業の予算で週 2 日から週 4 日あるいは複数名体制へと上乗せし、住民の困りごとを専門職につないだり、多世代交流行事を積極的に行えるように支援している。以前は補助金で手当てしたが、「地域自主組織」の裁量で使途を決定できるよう交付金化して、当該分を上乗せすることにした。交付金であるため、どのような人材を「地域福祉推進員」に充てるかは、「地域自主組織」の裁量で決定できる。

・また、拠点施設として、公設の交流センター（元公民館や小学校）を指定管理方式で提供（利用料金制）し、活動を担保している。

・市と「地域自主組織」は、「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」を交わしており、地域と行政相互の役割について明確にしている。

・社会情勢の変化や地域、行政それぞれの状況変化に応じて的確に対応できるよう数年に 1 回見直しを行い、制度的進化を図っている。

２）団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

・「地域自主組織」に対する金銭的支援は、前述の通り、当初は補助金を充てていた。

・しかしその後、「地域づくり活動交付金」という一括交付金に変更した。その構成は、地域運営費（人件費等）、地域づくり関係経費、地域福祉関係経費、生涯学習関係経費である。

・市内全体で「地域自主組織」に提供される「地域づくり活動交付金」は合計約２億９,000 万円であり、１組織あたりでは平均９00 万円程度となる。具体的な交付金額の算定にあたっては、人口や面積、高齢化率などで調整している。

・また、これに加え、生涯学習を行う「公民館」を地域福祉や地域づくりまで幅広く展開する市民活動の拠点として「交流センター」へと昇華させ、かつその運営についても「地域自主組織」に利用料金制による指定管理で委託し、条例の範囲内で裁量性をもって「地域自主組織」がその活動拠点施設として柔軟に活用できるよう工夫している。

ii）取組みを始めた経緯

・組織が進化する過程で、地域性を踏まえた活動には補助金では使い勝手が悪く、自由度の高さを求める意見が多くなったため、交付金化した。

iii）支援対象団体の状況把握・評価

・総合センターに配置された地域づくり担当職員等が活動状況を把握し、本庁職員と頻繁に情報共有・情報交換を図っている。

iv）他部署や他機関・団体との連携

・市総合計画や条例に位置づけられた取り組みであるため、庁内連携は比較的スムーズで連携しながら支援できている。多機関や各種団体等との連携も、以下の 2 つの事例のように、積極的に行われている。

v）効果的な支援のための工夫や苦労した点

・重要な工夫点は、補助金を交付金に移行し、自由度を高くした点である。また、交流センターの職員についても、「地域自主組織」が自ら直接採用できるようにした点も、地域の主体性を確保する上で欠かせない。

３）団体の立上げ・活動に対する非金銭的支援に関する取組み

【地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定】

i）取組み内容

・新しく「地域自主組織」が誕生したことに伴い、徐々に町全体の自治会連合組織がなくなり市全体の自治会連合組織も開催できなくなったため、平成 26 年に雲南市地域自主組織連絡協議会で、①地域の協議窓口を「地域自主組織」とする、②「地域自主組織」と市の相互の役割をより明確にする、③平成 28 年度からの適用を目途に進める――ことを確認した上で、約１年半をかけて話合いが重ねられ、「地域自主組織」と市が対等な関係で協働でまちづくりに取り組む旨が明記された「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定」が平成 27 年に各地域自主組織と雲南市で締結され、平成 28 年度から発効された。

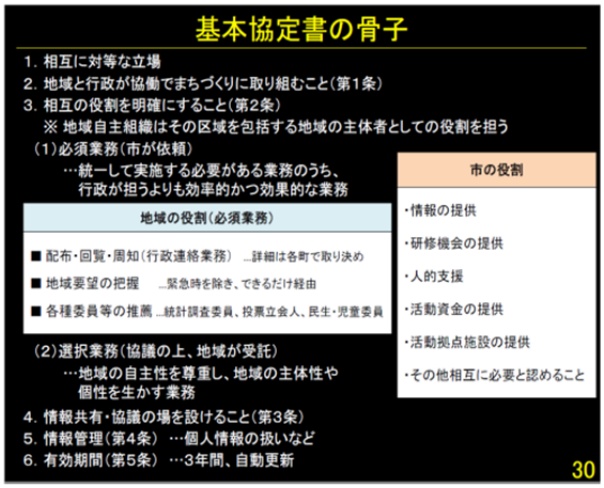

ii）取組みを始めた経緯

・それ以前は、「地域自主組織」に公的な支援がなされてはいたものの、「地域の代表」ということを明文化されていなかったため、それを担保する観点も盛り込まれた。

・仕組みは進化していくものであり、市担当者は将来的に必要になった時点で条例化する可能性はあると考えている。

iii）支援対象団体の状況把握・評価

・活動状況等は総合センターに配置された地域づくり担当職員等と本庁担当課、関係部局が相互に情報共有・協議し、共通認識を図りながら進めている。

【円卓会議】

i）取組み内容

・平成 25 年度から、「地域自主組織」と行政の対等な協議の場として、「地域円卓会議」が開催されている。地域自主組織や行政、関係機関等が一堂に会し、地域包括ケアや防災などをテーマに２か月に一度、開催されている。

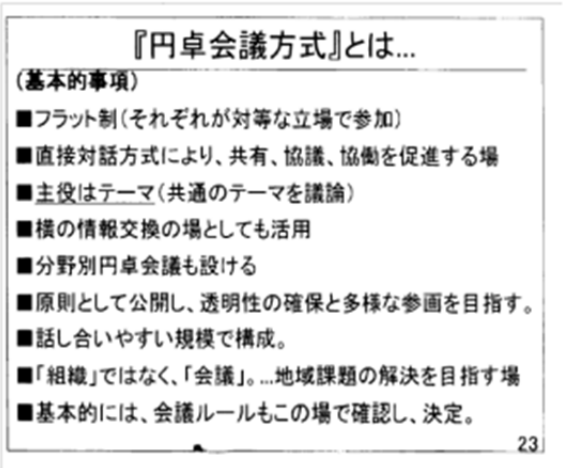

ii）取組みを始めた経緯

・平成24年度に全般にわたり検証した結果、以前町単位に条例で設置されていた地域委員会（市民意見を反映する場）も見直すこととなり、その発展形として導入したものである。

・平成29年度まで毎年2～3回開催していた地域間の学び合い、高め合いの場であった「地域自主組織取組発表会」も翌年度からより深化させるために地域円卓会議方式を採用している。

iii）他部署や他機関・団体との連携

・原則、公開で、透明性を確保するため、誰でも参加できる。

・「地域自主組織」や関係団体などにとっても、他地区の取り組みを共有する場、連携する場として機能している。

ⅳ）効果的な支援のための工夫や苦労した点

・「地域自主組織」は、すでに自由度の高い交付金である程度の裁量権を持っている。今後は、地区間の取り組みを共有し合い、より効果的な活動を目指そうとしている。そのための気づきの機会、学び合いの機会、方向性を共有する機会となり、協働のまちづくりを進める上で有益だと思われる。また、同様の取り組みを促進する全国的なネットワーク「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」で全国的にも高め合い、市内にもその結果をフィードバックするようにしている。

（４）支援を受けた団体の実例

①**【波多コミュニティ協議会】**（市長から認可された認可地縁団体の法人格を持つ）

1）団体概要

・雲南市の旧・掛合町波多地区の地域自主組織で、人口 309 人、139 世帯、高齢化率 52.22%。市の最南端に位置し、市役所までは約 36ｋｍ。活動拠点は、元小学校を活用した「波多交流センター」である。

・総会は、自治会代表 16 人、老人クラブや民生児童委員、消防団などの各種団体代表 14 人で開催される。

波多コミュニティ協議会の構成
役員会：会長 1 名、副会長 4 名、事務局員
4 部制（地域づくり、施設管理、地域福祉、生涯学習／部長＝副会長）
幹事会：役員、自治会代表 5 名、女性部代表 2 名
総　　会：自治会 16 名、各種団体代表 14 名
交流センター職員体制（協議会事務局兼務）6 名
人件費は雲南市交付金及び事業収入を充当
☆交流センター主事（常勤職員）　会計兼務
☆施設管理者（常勤職員）
☆生涯学習推進員（非常勤）
☆コミュニティナース（「ＮＰＯ法人 おっちラボ」から派遣）

2）活動内容

・平成 20 年度から 3 年間、島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業（補助事業）で「波多いろどりプロジェクト」を結成し、地域マネージャーを配置して地域を回り、全住民へのヒアリングを行い、課題の抽出と解決策の議論を実施した。

・それをもとに、手挙げで検討メンバーを募り、「地域づくりビジョン」を策定した。重点課題として、①防災体制の整備、②買い物不便の軽減、③地区内の交通手段の確保、④収穫物の余りを販売するなどの小さな仕事づくり、⑤自然を活かした交流――を掲げた。

・平成 22 年度から波多交流センターの指定管理業務を受託し、高齢者等を中心としたサロンや週に一度の喫茶デーなどを開催するとともに、無料で高齢者等の移動支援を行っている。

・また、平成 26 年に地区唯一の個人商店が閉店となり、高齢者等の買い物が不便となったことから助成金や融資、寄付金などをもとに、「はたマーケット」を開設し、運営をはじめた。

■はたマーケットの営業

地区唯一の商店の閉店を受け、「買い物ができなくなる」「楽しみがなくなる」「波多交流センター内にお店があればいいのに」といった声がとくに車を持たない高齢者等

から挙がり、センター内に店舗を開設。助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを活用し、全日食チェーンからの仕入れの条件を整えた。また、サロン機能も併設した。

当初は 650 品目のみの取り扱いだったが、現在は 800 品目ほどに増えている。一日の利用客数は平均 34.6 人で、売り上げは年間 1,500 万円～1600 万円程度。利益は、2 割ほどだと言う。交流センターの職員は、市の地域づくり活動交付金を活用し、波多コミュニティ協議会で雇用してマーケット運営に携わっている。

■地域内交通「たすけ愛号」運行

地域内のみの無償運行、利用登録不要のデマンド型乗合タクシーを運行している。運転は、交流センター職員と「波多コミュニティ協議会」役員ら 7 人で担当しており、不足感はないと言う。

運行ルートは非固定で、ドアツードア利用が可能。申し込みに応じて相乗りもあるが、地区内のみの運行となっており、他地区に行く場合には、乗り継ぎが必要になる（午前は往復各 3 便、午後は往 2＋復 4 便）。

一日あたりの利用者は 5.2 人（平成 29 年度）。平成 25 年度の年間の延べ利用者は 511 人だったが、「はたマーケット」開設後は 1,491 人（平成 29 年度。配達件数も含む）に大幅に増加した。その男女比は 2：8 で圧倒的に女性が多い。

目的地としては、はたマーケットや交流センターの利用が 62%を占めており、以下、温泉施設や診療所、バス停、ATM などの利用が続く。

移動支援に用いている自動車は、島根県の事業によって取得した。波多コミュニティ協議会が認可地縁団体として法人化したため、車の取得が可能になった。

■生涯学習・福祉活動

ふれあい交流会、自治会ごとのサロン活動、喫茶、温泉ほかほかわくわくサロンなどを開催し、安否確認や閉じこもり防止の場として活かしている。地域福祉推進員が実施し、コミュニティナースが協力する形で展開されている。男性の参加者が少ないことから、温泉ほかほかわくわくサロンでは、男性を引っ張り出すため、食事付きワンコインで開催するなどの工夫も行われている。

■自主防災会による防災訓練など

防災マップづくりやくらしのあんしんカードを作成した。また、平成 24 年度からはじめた防災訓練によって、住民の意識が高まった。

■その他.

そのほかにも、波多温泉の運営、自然体験合宿、EM 石鹸づくり、祭り行事などを実施している。

3）自治体・社協からの支援状況

・交付金で会長が職員を雇用している形を取っている**（上表参照）**

・「はたマーケット」の開設は、公益財団法人ふるさと島根定住財団から 200 万円の補助金、日本政策金融公庫から 250 万円の融資、会員らからの寄付金などを合わせ合計 500 万円を確保できたことで実現した。

・「はたマーケット」の開設にあたって、市施設（交流センター）の使用と交付金の人件費としての活用の可否について、雲南市に相談したところ、許可を得ることができた。

・このほかに、社会福祉協議会からの助成金がある。平成 25 年度までは、社会福祉協議会が福祉推進員を委嘱していたが、その人件費をふくめ、市が一括交付金化した。それにより、「波多コミュニティ協議会」が独自に福祉推進

員を採用できるようになった。
・会長は、「市町村合併で役場が遠くなったが、自由度の高い交付金を付けてくれ、かつ職員を付けてくれるので、非常に助かっている・100%自分たちのやりたいことをやっているわけではないが、担当職員も本庁も親身になって細かく対応してくれるので、ありがたい」と話している。

4）地域との連携状況

・以前は、旧町単位に保健師がいたが、市役所に集約され、健康相談等の機会が減ってしまった。そこで、「NPO おっちラボ」×「コミュニティナースカンパニー」×「雲南市」のプロジェクトにより、コミュニティナースの派遣を受けている。
・医療機関が地区内になく、国保直営診療所が週 1 回、出張診療を行うのみで、高齢化率も非常に高いため、市に地域包括ケアの重点地区に指定されることになり、実現した。
・コミュニティナース自身も、健康相談等に応じることはあるが、個別対応だけでなく、買い物などで来店する住民と接する機会が多い「はたマーケット」職員等に健康の視点をレクチャーし、例えば低栄養予防のアドバイスなどを接客を通じて行ってもらうなどしている。また、介護予防体操が浸透するように自主グループ化の支援を行うほか、健診の受診勧奨なども行っている。市役所や地域包括支援センターとも連携を深め、会議などにも参加している。
・波多コミュニティ協議会や地区内住民に元看護職等がいるので、そうした人材とコミュニティナースで連携し、介護サービス等を含む、地域包括ケアの提供をしていきたいと構想している。

②【躍動と安らぎの里づくり鍋山】

1）団体概要

・雲南市の旧・三刀屋町の鍋山地区の地域自主組織で、人口 1,357 人、409 世帯、高齢化率 41.34%。

・市の東部に位置し、活動拠点は、農村環境改善サブセンターを活用した「鍋山交流センター」**（写真）**である。

躍動と安らぎの里づくり鍋山の構成
執行機関
役員会：役員 5 名、部長 5 名
幹事会：支部長 11 名、有識者 2 名
（拡大幹事会＝自治会長 28 名）
監　事：2 名
決議機関
運営審議委員（自治会長 28 名）
部　会
5 部会：部員 17 名
総務部、躍動部、遊学部、福祉部、体育部
福祉部員 28 名、体育委員・係員 37 名
事務局体制：職員 21 名、活動ボランティア 66 名
11 支部・支部長
28 自治会

・他地区と異なり、役員会ではなく、幹事会が実質的な執行機関となっている。幹事会のメンバーは、当初は各団体の長であったが、住民の声が上がってこないことから、団体の長ではなく、１１支部から選出された支部長に参加してもらう形をとった。業務に関わる者は、労災保険の対象となるように「職員」とした。
・「地域づくり活動交付金」の約 800 万円のうち、700 万円を職員 5 名の人件費に充てている。
・活動経費としては、会費、交付金や補助金等のほか、貸館、水道検針、有償サービスなどの収益事業による売り上げなどがあり、例えば平成 29 年度はそれらを合わせて約 3,500 万円、30 年度は約 2,200 万円の収入予算を確保している。運営の維持のため、収益事業には力を入れている。

2）活動内容

・「躍動と安らぎの里づくり鍋山」の主要事業は、以下の 18 事業である。

①山林地籍調査事業導入対策と推進体制強化事業、②災害時要援護者避難支援体制整備事業、③防災用品備蓄事業と備品活用避難訓練事業、④子育て支援事業（放課後子ども教室開設運営）、⑤まめなか君の水道検針事業、⑥まもる君のまかせて支援事業（携帯キッズ電話による見守り活動）、⑦安心生活応援隊事業（雪かき応援隊事業の改称）、⑧交通弱者支援事業（デマンド型タクシー活用促進対策）、⑨買い物弱者支援事業（ファミリーマート移動販売車の地区内巡回と連携）、⑩景観保全事業、⑪鳥獣害対策事業、⑫消防団後援事業、⑬遊べる水辺づくり事業、⑭小学校教育後援事業、⑮野良から子どもの見守り事業（高齢者グループ、いきいきサロン、地域住民等による子どもの見守り活動）、⑯活き活き鍋っこ水辺の教室事業、⑰地区内実態調査（我が家の将来・地域の将来への全戸アンケート、集落ごとの農地現況調査・11 支部）、⑱地域づくり応援隊員導入事業。

■子育て支援事業

各種行事の開催のほか、放課後子ども教室の開設・運営を行っている。鍋山小学校の児童約 50 人のうち、40 人ほどを放課後に預かっている。ほかの事業でも、高齢者チームが河川敷を整地して遊び場にしたり、見守り活動を行ったりと、子どもたちを大切にした取り組みを積極的に実施している。

■安心生活応援隊（有償生活支援サービス）

除雪、草刈り、剪定、農作業、空き家等の片づけ、話し相手、買い物や病院等への送迎・付添などの軽作業を有償で提供する。作業従事者は「躍動と安らぎの里づくり鍋山」職員扱いとされ、報酬が支払われる。

■デマンド型タクシー運行

実証運行モデル地区の指定を受け、サロンや高齢者クラブなどに説明会や事前講座を行って、ニーズを掘り起こし、平成 25 年に実証運転を実施。平成 26 年度から、本格的に運行している。市街地まで直通で行けるようになった。ただし発車時刻は固定で午前・午後に 2 便ずつ、乗降場所も固定されている。「躍動と安らぎの里づくり鍋山」では、積極的に利用促進をしている。

■買い物弱者支援

ファミリーマート里方店の移動販売車と連携し、「買いもん助け隊・だんだん号」として毎週木曜日に鍋山地区内を巡回販売してもらっている。「躍動と安らぎの里づくり鍋山」職員が要援護者や高齢独居者、高齢者世帯に食料品や日用品の買い物希望を聞き、ファミリーマート里方店へ取次、巡回販売車に運んで来てもらう。会長が交渉し、実現させた。販売車と同事業の周知・利用促進を積極的に行っている。販売車は、雲南市補助金で購入した。

■「安らぎ広場」の運営

気軽に立ち寄れる場として、「安らぎ広場」を運営している。趣味の集いなどのほかに、住民の声やニーズを拾う場として機能させている。元看護職である住民らがおり、健康や介護等の相談にも応じている。

また、行政や医療機関、大学、活動団体等との連携のプラットフォームとしての機能も期待されている。

3）自治体・社協からの支援状況

・「躍動と安らぎの里づくり鍋山」の声掛け・見守り活動等を通じ、個人診療所が減り、在宅医療等が困難な状況や、遠くの医療機関への社会的入院が少なくないことなどが明らかになり、地元診療所等を核とした在宅医療の整備が課題として浮上した。

・そこで、市役所担当者等を介して、総務省「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」に申請し、平成 29 年

度に約 1,200 万円の交付金を得て、地区内の専門職等の把握とそうした資源による連携体制づくり、そしてそれを医療・看護などの関係機関でバックップする仕組みづくりについて検討した。その結果できたのが、医療・介護等に関する相談機能を持った「安らぎ広場」であった。

・この事業では、こうした連携構想についての研修会・説明会を 42 回も重ね、1,368 人の参加を得ている。

・新しい「安らぎ広場」では、男性を中心に木工細工のおもちゃづくりの場も提供し、社会参加が乏しい男性対策としても機能させる意向である。

4）地域との連携状況

・平成 30 年度からは、旧 JA 支所を新たな拠点「粟原分室」として確保し、そこに「安らぎ広場」を移転させて、交流人口の拡大と定住化促進のために民間会社にスペースを貸して賃貸料を得るとともに、①健康体操などの健康長寿推進・高齢者交流推進事業、②安心生活応援隊事業、③チーム「ちょんてご」事業、④福祉部研修・ボランティア研修事業を実施している。

・このうち、チーム「ちょんてご」とは、「ちょんぼし（少し）」+「てご（手伝い）」するという意味で、前述の事業によって把握した地区の専門職（退職看護師 8 人、現役看護師 14 人）のうち、9 人がメンバーとなり、見守りなどを行う活動である。具体的には、地区内の要支援者 63 人や高齢独居者 44 人の見守り、健康記録の「ちょんてご手帳」による健康管理、ゲームやお茶会、子どもカフェ、健康測定等を行う「ちょんてごカフェ」の月 1 回の開催などである。

・「躍動と安らぎの里づくり鍋山」で雇用しているコミュニティナースと地域福祉推進員、地元の看護職で「てょんてご」活動を行い、市保健師らのバックアップを得る計画である。すでに、会長が市保健師を健康講座の講師として依頼し、関係性を構築しており、「てょんてご」定例会にも地区担当保健師が参加するようになっている。病院勤務の傍らチーム「ちょんてご」の代表を務めるコミュニティナースは、「地区担当保健師が来てくれることで、この地区は健診受診率が低いなどの課題も把握できた」と連携の効果を口にし、期待を寄せている。

・チーム「ちょんてご」は、すでに少しずつ機能を発揮している。在宅療養中の患者の異変に気づいた家人が「ちょんてご」の看護師に連絡し、その場で搬送の判断が下って、大学病院へ即時入院となった事例では、本人家族から感謝された。医療資源が不足している中、地域と医療機関のハブ的な役割を果たしはじめている。

・「ちょんてご」の代表は、「個別訪問をしながら、ちょんてごカフェを中心に近所を気にかける、見守っていくという風土を醸成するため、相談しやすい土壌をつくっている。その甲斐あって、相談の電話も増えてきた。環境が整っていないため、社会的入院から帰ってきたくても帰れない住民がいる。最期を選べる地域にもしたい」と意気込んでいる。

・「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」で検討したイメージ**（図参照）**が個別事例のレベルではあるが、でき上がりつつある。今後の人口推移を見ても、現状が維持される可能性は低く、無理のない持続可能性の高い仕組みが必要で、そうした情報発信も地区住民に行いはじめてもいる。

・会長も、「誰からやってくれるという時代は終わり、チームちょんてごで、できることから自分たちでやっていこう。地域共生社会づくりの取り組みにもつながるこの活動を何とか地元に根付かせたい」と張り切っている。

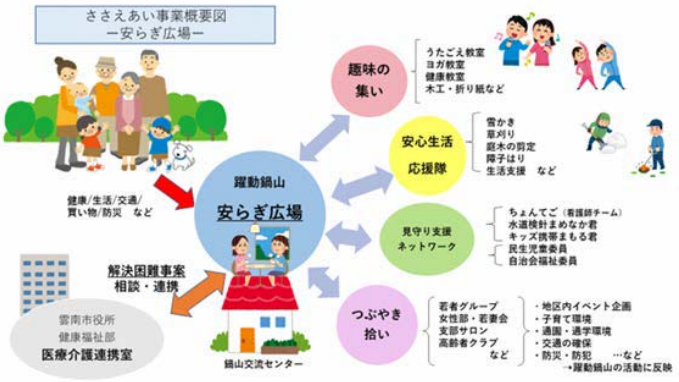

（５）今後の方針

1）取組みにおける課題

・最大の課題は、取り組みに対する「評価」である。地域活動への参加率などは取っており、要介護認定率や医療費の推移なども分析できるが、それらの変化だけでは、「活動が生み出している何か」を評価しきれていない印象がぬぐえない。生活支援サービスのみならず、地域の将来像までを 1 人 1 人が考えはじめており、そういった住民の数も増加していると感じているが、行政としては、PDCA サイクルを回すためにも、適切な評価指標が必要と認識している。

2）住民参加による生活支援サービスに関する展望

・権限委譲ではなく、パートナーという関係性をそれぞれが考え、行動する参画協働型社会に向け、「地域自主組織」や関係団体とともに歩みを進めていきたいとしている。

・そのためには、市民と行政が統治的、垂直的関係から脱し、水平の協働の関係性が不可欠であるので、地域も行政も一連の仕組みも絶え間なく進化し続けていく必要があるとしている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

9. 島根県雲南市

平成16年に6町村が合併して誕生。人口：3.8万人高齢化率：38.18%。面積：約553㎢。市全域が過疎地指定。

取組① 「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」＝地域自主組織が地域課題を発見し解決する

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】

・人口減少と市町村合併を受けて、平成17～19年度に小学校区ごとの地域自主組織が結成された（自治会町内会、消防団、営農組織、文化サークル、PTA、女性グループ、高齢者の会などあらゆる地域内の団体が連携）。平成22年に公民館を廃止し、交流センターを拠点として地縁単位で総力を結集する形になった。市内全域30組織。自らの地域は自らが治めるのが地域自主組織であり、課題の発見や共有化も地域自主組織が行っている。
<例>：波多地区では平成20～22年度に島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト（補助事業）を活用し全住民対象のヒアリングを3回実施、鍋山地区では、中山間地域研究センターの協力を得て、アンケート調査を実施。両地区とも地域の計画を作成。
・交通手段の確保：路線バスはなく、市民バス（市町村運営有償運送）とデマンド型乗合タクシーが31路線相当、161便。デマンド型乗合タクシーは、発車時刻固定で地区内のみ運行。免許のない人へのバス・タクシー利用券（18000円/年）交付制度もあるが、地区をまたいで移動する手段がない。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

・地域自主組織では「持続可能性の確保」、「安心安全の確保」、「歴史・文化の活用」の3つの視点と、地域づくり、地域福祉、生涯学習の3本柱を中心に、地域福祉として見守り活動、サロン活動等、様々な事業が展開されている。
・生活支援体制整備事業の予算で、地域自主組織の中の地域福祉推進員の配置を週2日から週4日、あるいは複数名体制とするなどし、充実化。住民の困りごとを専門職につないだり、多世代交流行事等を支えている。
・子ども・若者・大人のキャリアパスをテーマに、雲南市をフィールドにした人材育成を市が後押し＝「幸雲南塾」。新しい人材としてコミュニティナースが配置されている地区もある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

9. 島根県雲南市
波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町波多地区）

取組② 地域の総力を結集して地域自主組織へ：「はたマーケット」を拠点に「たすけ愛号」で

・人口309人、139世帯、高齢化率：52.22%
・地域マップ・生活アンケートなどで地域の実情や困りごとを出し合い、5カ年計画「波多地区振興計画」を立て、雇用されたスタッフ（役員兼任）が中心になって事業を展開。第2期（平成28～32年度）は、「たすけ愛」のしくみをつくろう（地域福祉活動）、いきいきと元気にこころ豊かに暮らそう（生涯学習活動）、波多の素材を産業につなげよう（地域づくり活動）、住みよい波多をPRしIターンUターンにつなげよう、の4つ。

【はたマーケット】

地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、元々は小学校であった波多交流センターに店舗を開設。助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを活用し、全日本食品株式会社からの仕入れの条件を整えた。サロン機能も併設。

協議会の構成
役員会：会長1名、副会長4名、事務局員
4部制（地域づくり、施設管理、地域福祉、生涯学習／部長＝副会長）
幹事会：役員、自治会代表5名、女性部代表2名
総　会：自治会16名、各種団体代表14名

交流センター職員体制（協議会事務局兼務）6名
人件費は雲南市交付金及び事業収入を充当
☆交流センター主事（常勤職員） 会計兼務
☆施設管理者（常勤職員）
☆生涯学習推進員（非常勤）
☆コミュニティナース（「NPO法人 おっちラボ」から派遣）

【 地域内交通「たすけ愛号」運行】

・地域内無償運行、利用登録不要の活動。ルートは非固定で、申し込みに応じて相乗りもあり。
運転は事務局職員が担当。目的地は、マーケットや交流センター利用が62%、温泉施設や診療所、バス停やATMと続く。自動車は島根県の事業によって取得し、協議会は認可地縁団体として法人化している。

【自主防災会による防災訓練等】

防災マップ作りやくらしのあんしんカードを作成。平成24年度から始めた防災訓練によって、住民の意識が高まった。
その他、波多温泉の運営、自然体験合宿、EM石鹸づくり、祭り行事等。

9. 島根県雲南市
雲南市の支援策

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組③　自由度の高い交付金と、人と地域と行政が絶え間なく進化し続けられる仕掛けづくり

【取組み内容】

「地域づくり活動等交付金」

・地域自主組織に対する自由度の高い一括交付金で、地域運営費（人件費等）、地域づくり関係経費、地域福祉関係経費、生涯学習関係経費で構成している。市内全体で約2億9千万円、1地区あたり平均9百万円程度。
・公民館や小学校区で小さな拠点（場所＋人）を作り、産業、防災、交流等、色々な取り組みを展開する、人口割や面積割、組織数割など、算定方法は各項目で異なる。
・当初は補助金であったが、組織の進化に応じて自由度の高さを求める意見が多くなり、交付金化した。

「人的支援と協働の関係づくり」

・6町の各総合センター（支所）に現場支援を行う地域づくり担当職員を1名ずつ配置。福祉関係では第1層生活支援コーディネーターをモデル地区2か所に配置。教育関係では中学校区単位で教育支援コーディネーターを配置し、コミュニティスクールなどを推進。
・拠点施設として、公設の交流センター（元公民館や小学校）を指定管理方式で提供している（利用料金制）。
・市と小学校区ごとの地域自主組織が「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」を交わし、地域と行政相互の役割を盛り込んでいる。数年に1回、制度的進化を図ってきている。

【円滑な支援のための工夫点】

既に自由度の高い金銭的支援を行っていることから、それをどのように使うかは地域の裁量であり、そのための気づきの機会、学び合いの機会を設けている。

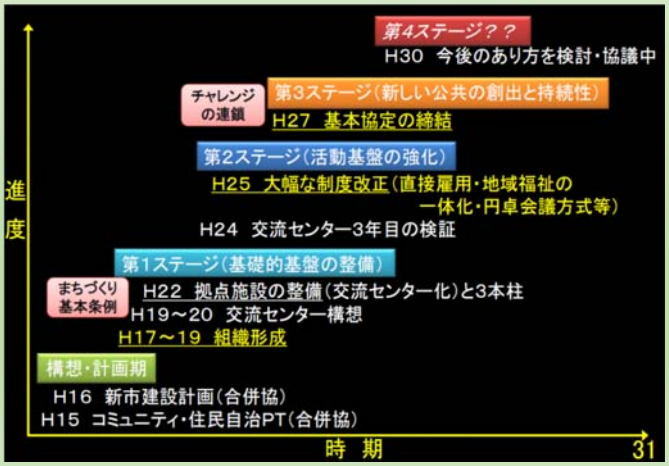

１０．新潟県新潟市

◆ 自治体の状況※

総人口	791,708 人
高齢者人口	228,440 人
高齢化率	28.9% （全国平均 25.6%）
面積	726.45 ㎢
人口密度	1115.2 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

※面積・人口密度は平成 27 年国勢調査、それ以外は住民基本台帳平成 31 年 2 月 28 日現在数より

◆訪問調査実施概要

・日時　 平成 30 年 10 月 15 日（月）

・場所 「実家の茶の間・紫竹」（新潟市基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）

・お話しを伺った方

新潟市 福祉部地域包括ケア推進課

「実家の茶の間」河田珪子氏 （「地域の茶の間」創設者）

◆**調査結果**

取組の特徴

■実施している支援内容

・地域包括ケア推進モデルハウス「実家の茶の間・紫竹」の、新潟市と「実家の茶の間」との協働運営

・住民主体による多世代共生の居場所「地域の茶の間」の支援事業。開催頻度等に応じた助成。
「地域の茶の間」は、新潟市内で約 500 ヶ所が活動している。
これらにより、地域における共助・支え合い活動の促進。

・「茶の間の学校」の実施により、住民を茶の間活動の担い手として養成し、茶の間の立ち上げを支援。

・地域の茶の間事業から生まれた「助け合い『お互いさま新潟』」による、健康な高齢者も担い手になる、有償の互助活動の支援。

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１） 地域の生活課題と住民のニーズ

生活の支援を必要とする住民の増加、福祉ニーズの増大

新潟市の高齢者人口は、228,299 人、高齢化率 28.4%（2017 年 10 月 1 日）であり、2025 年には高齢化率は 30%に達すると見込まれる。新潟市においても、確実に高齢化が進行している。

また、新潟市の高齢者のいる世帯は、2015 年の国勢調査によれば約 13 万 7 千世帯である。これは 2000 年の調査と比較して約 1.4 倍、4 万世帯以上、増加している。加えて、高齢夫婦世帯は 2000 年と比較すると約 1.7 倍、高齢単身世帯では約 2.1 倍と、増加が目立っている。

今後も、市内のほぼ全ての地域で高齢者と、高齢者のいる世帯の増加が見込まれる。また家族介護者や、ハンディキャップを持つ人の高齢化も進む。

具体的には、地域で高齢夫婦もしくは単身で生活する認知症の高齢者や、歩行の障害等のハンディキャップを持つ高齢者が増加し、その介護にあたる家族も高齢化しているのが現状であり、将来である。

共助、支え合い、つながりの希薄化

家族や、地域におけるつながりの希薄化により、住民の社会的孤立感の増大や、家族や地域の支え合いの機能が低下している。

高齢になっても、一人であっても、誰もがそれぞれの人生の最後まで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会であることが課題である。

つまり、地域に根ざした共助の促進が今日、行政も民間団体も、住民にも求められている。地域における高齢者の見守り、支え合いの仕組みの早期の構築を目指す、地域ぐるみの取り組みが必要とされている。

２） 住民参加による生活支援サービスの活動状況

新潟市における「地域の茶の間」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる居場所である。新潟市内で合計約 500 ヶ所で活動が行われている。地域住民により運営され、住民の多世代交流の場所

となっている。

新潟市は、その経費の一部を助成している。

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１） 住民参加による生活支援サービスの意義

介護予防の促進と地域包括ケアシステムの構築

新潟市は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に、支え合い、助け合う地域づくりを推進している。

多世代の住民が気軽に集まることができる居場所「地域の茶の間」の運営を支援し、高齢になっても生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進め、参加者自らの介護予防へとつなげていく。

総じて、「地域の茶の間」とは、互助の仕組みづくりの基盤であり、多世代交流や地域の支え合いの意識を醸成し、共生の地域づくりを推進する。

２） サービス運営団体と行政のニーズ

「実家の茶の間」として、新潟市との協働事業として実施することである。協働であることにより、市担当職員等も通い易く、住民も市職員の来所に緊張しなくなり、交流も生まれる。

また、住民が運営も建物の補修も分担して行っていくプロセスを重視するため、新潟市から現状以上の助成は望んでいない。活動の方針を話し合い、共有するプロセスを重視している。

新潟市側は、「地域の茶の間」の創設者の河田珪子氏のノウハウを協働するなかで共有し、全市に広げることがニーズである。

（３）支援の実践例

１） 生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

i）取組み内容

「茶の間の学校」

各地域の「地域の茶の間」の活動の立ち上げを支援し、その担い手を養成する研修プログラムである。

「茶の間」の担い手を発掘し、活動を始めるきっかけづくりであり、「地域の茶の間」の立ち上げや、運営の方法等を具体的に学ぶための実践的な内容である。

全６日間（2018 年は３日間）、ワークショップ、講義、実習等が行われている。

2015 年からの４年間で約 170 人が受講した。

内容は、地域包括ケアシステムの制度の概要と市の取り組み、具体的な「茶の間」のつくり方とその「実習」、会計、支え合いの人間関係づくり等にしくみづくりに関する内容である。

ii）取組みを始めた経緯

各地域において、「地域の茶の間」の活動を担う住民の取り組みを支援し、茶の間等の地域福祉活動の立ち上げを支援する。

２） 団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

①「実家の茶の間・紫竹」

基幹型地域包括ケア推進モデルハウスであり、新潟市独自の事業として、2014 年 10 月に開設された。

新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業である。「地域の茶の間」の創設者である河田珪子氏の 20 年間の空き家を活用した常設型の居場所の経験と住民からの方法論を継承・波及していく、新潟市の地域包括ケアシステム構築の要である。換言するなら、住民の共助、支え合いの仕組みづくりを推進するための拠点である。

「実家の茶の間・紫竹」の家賃、光熱費等の費用を新潟市が支払っている。

②地域包括ケア推進モデルハウス

「実家の茶の間・紫竹」の他、８ヶ所のモデルハウスが各区で活動している。

このモデルハウスは、家賃が月額上限 5 万円、光熱水費が上限月額 1 万 7 千円の活動の助成が行われている。

③地域の茶の間支援事業

週 1 回以上開催の「地域の茶の間」であり、市内の 60 か所以上で活動が行われている。新潟市による助成が行われ、月額上限２万円の活動の助成が行われている。

④地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業

月 1 回、月 2 回以上開催の「地域の茶の間」であり、市内の約 400 か所で活動が行われている。新潟市による助成が行われ、月１回開催では月額上限 2500 円、月 2 回開催では 5 千円の活動の助成が行われている。

これらの助成を申請できる団体は、市内に主たる活動拠点を有する団体であれば、原則全ての団体が申請可能である。しかし、営利目的の活動や趣味的活動を主目的にする活動等は、助成の対象外である。また週 1 回以上の区分の助成は、任意団体及び NPO 法人に限られる。

（４）支援を受けた団体の実例

１） 団体概要

新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業である「実家の茶の間・紫竹」は、2014 年 10 月に開設された。

目的は、つながりを構築し、お互いの不自由に気づき、距離感を学び、お互い様の助け合う地域づくりを図る。

２） 活動内容

毎週月曜と水曜日の午前 10 時から午後 4 時まで行われている。多世代の誰でも集える居場所であり、

参加費 300 円、食事 300 円、子どもは無料である。

乳幼児を連れた母親も利用し、お茶を飲み休むこともできる。 高齢者のなかには、デイサービスと併用しながら「地域の茶の間」に通う人もいる。

住民が共につくる居場所の運営方法

「地域の茶の間」の利用者が居心地のよい居場所づくり、実家にいるようにくつろぐための「約束ごと」が共有され、河田氏の 10 年の実践に基づく工夫が「茶の間」の安定した運営の鍵を握っている。

「地域の茶の間」の「目的」や「決まりごと」を会場の目立つところに貼ることで、皆が常に意識して過ごすことも、注意し合うこともできる。住民が適度の距離感で支え合いながら、共に過ごすための倫理を共有する「張り紙」とも言える。

会場の受付はセルフサービスであり、入りやすいよう入口は開けておく。セルフサービスの飲み物は、「紙コップ」を使用し、自分の紙コップにマジックで名前を書く。衛生管理にもつながり、会話時に相手の名前が分かる。

「当番」はできる人ができる時に担う。会場の食器等は持ち寄ったものであり、修理は住民が行うこともある。文字通り、住民が共につくる居場所である。

「どなたが来られても 「あの人は誰?」といった目をしない」、「プライバシーを聞き出さない」、「その場にいない人の話をしない」が「決まりごと」となっている。

「どなたが来られても 「あの人は誰?」といった目をしない」、集う人々がお互いを受容と尊重し合うための決まりごとなのだろう。

「プライバシーを聞き出さない」「その場にいない人の話をしない」等は、皆のプライバシーを尊重し、安心して集うための不可欠な決まりごとである。また、相手の話しは、話してくれた分だけ聴き、その場で知ったプラ

イベートなことを他言しない。

会場に「上座」や「下座」、固定席をつくらないため、床の間に黒板やおもちゃ囲碁、将棋等を置く。初めての人は、会場の全体が見えるところに座ってもらう。自由で開放的な場所の雰囲気をつくるための工夫と考えられる。

集う人にお菓子を分ける人、献立を書き出す人、テーブルに花を飾る人など、一人ひとりの「出番」＝役割＝他者に喜ばれる機会がつくられる。一方、「頼み上手になる」ということにより、自然体の相互支援をつくっていく。

「生涯現役」、利用者参加型の居場所であり、サービスを受けるだけの「お客さん」は、誰もいない。人とのつながりがあるなら、「生涯現役」である。他者に喜ばれることがないなら、生きがいがなくなってしまう。

身近な材料を用いた工作や書道は、地域におけるリハビリテーションの一環とも言える。また「出番づくり」と合わせて、地域を基盤とした介護予防の取り組みでもある。

障害者支援施設（就労継続支援Ｂ型）が豆腐をつくり、月に１回、茶の間における販売を継続してきた。他の障害者支援施設が、コーヒーや味噌等を販売する。これらは、小さな地域経済の仕組みづくりであり、地域の活性化にもつながる。地域と経済を介した交流とも言える。

総じて、「世話をする人」「世話をされる人」の関係を固定せず、「受け身」の人をつくらない、住民主体の相互支援による居場所である。河田氏は「支え合い・助け合いを目的としたまちづくりですよ、点ではなく、面を作っていく」と語っていたが、高齢や単身になっても、地域で孤立せず、住民の支え合いが再生し根付くならば、安心して生活することができる地域づくりでもある。

３）　地域との連携状況

地域において住民と「茶の間」、行政等の協働で互助の居場所である。具体的には、地域との連携は、両隣からはじまる。地域との連携は、会場の隣から声を掛ける。近隣をはじめ、地縁組織、民生委員、学校、保育園、公民館、郵便局、市社会福祉協議会、市役所・区役所など様々な関係を築いている。

（５）今後の方針

１）　取組みにおける課題

地域においてサポートを必要とする高齢者等の住民の生活支援、介護予防を住民主体で推進する。

地域包括ケア推進のための「モデルハウス」として、「地域の茶の間」等の福祉活動により、どのような地域社会をつくっていきたいのかという模索を行っている。

２）　住民参加による生活支援サービスに関する展望

「助け合い お互いさま新潟」　事務局：実家の茶の間・紫竹

「1 時間＝500 円」という謝礼を設定し、高齢者や子育て中の住民等、手助けを必要としている人と、手助けができる人をつなぐ有償の互助活動である。当事者同士で時間と、支援の内容を取り決め、1 時間に対して 500 円の謝礼を手渡す仕組みである。住民の互助により、地域のなかの生活、子育て等の多様なニーズの充足に活かす。

「お互いさま」の活動により、誰かの役に立ちたい、喜ばれたいという住民の思いと力、知恵、経験、時間を活かす。また、住民間で自然に支え合う繋がりの構築、緩やかな関わりと互助が地域に広がっていくことを目指している。

具体的には、「地域の茶の間」等の人間関係を基盤に、地域住民の多様な困りごとに対して、訪問による支え合い活動を促進していく。手助けする住民は、「助け合いの学校」で訪問支援の基礎を学ぶ

河田氏の「まごころヘルプ」のノウハウを活かし、プログラムの根幹は河田さんが立案した。

特徴として、事務局や専任のコーディネーター等にお金を掛けず、住民が担う相互支援のシンプルな仕組みを構築する。

総じて、新潟市の協働事業・支援事業の「地域の茶の間」等には、相互支援の居場所、ネットワークづくりの具体的な手法が蓄積されている。健康な高齢者は、生活支援の担い手になることを希望する人もいる。生涯現役で、他者に喜ばれることがないなら、生きがいが減じてしまう。「お互いさま」等の活動により、住民の間の頼まれごとと支え合いを引き出し、地域社会において互助の意識と行為が広がっていくことを目指している。新潟市における介護予防につながる、住民主体の地域包括ケアシステムの要である活動と考えられる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10. 新潟県新潟市

● 概況：人口：810,302 人　高齢者数：212,886（高齢化率：26.63%）　面積：726.1㎢

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
・**新潟市の高齢化率**は、2013年に25%を超え、2025年には30%を超えると見込まれる。
ほとんどの地域で高齢者が増加し、家族介護者及びハンディキャップを持つ人の高齢化も進む。
加えて、家族や地域におけるつながりの希薄化により、社会的孤立感の増大や、支え合い機能が低下している。

⇒地域における高齢者の見守り、支え合いの仕組みの早期の構築を目指す。
地域に根ざした互助の促進が求められている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・新潟市は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に、支え合い、助け合う地域づくりを推進している。経費の一部を助成。
「地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業」月1回　月2回以上　約400か所（H31.3.1現在）

「地域の茶の間支援事業」週1回以上　65か所（H31.3.1現在）（補助金支出）

・「地域の茶の間」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる居場所である。

＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・任意団体「実家の茶の間」と新潟市が協働で開設・運営。支え合いのしくみづくりを進めるための拠点である。
「地域の茶の間」の創設者である河田珪子氏のノウハウを継承・波及していく新潟市の地域包括ケアシステム構築の要である。

＊地域包括ケア推進モデルハウスは、「実家の茶の間・紫竹」の他、8ヶ所。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10. 新潟県新潟市

取組①　住民の互助による地域包括ケアのモデルハウス

【取組み内容】
＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業。平成26年10月開設。
：参加費300円、食事300円。子ども無料
・目的は、つながりを構築し、お互いの不自由に気づき、距離感を学び、**お互い様の助け合う地域づくり**を図る。
・誰でも集える居場所－子どもから高齢者まで多世代が、ハンディキャップの有無に関わらず共に過ごす。

・支え合いを創る仕組み－世話をする人 される人の関係は固定しない。受け身の人をつくらない。
⇒地域において住民と行政等の協働で創る互助の居場所

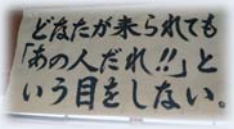

・保健師・看護師や作業療法士による健康相談・困りごと相談
・障害者支援施設の製品販売－地域における経済的なつながりの構築、活性化
・運営費：家賃・光熱水費は新潟市が負担。駐車場借り上げのために年会費。
・その他、参加費、バザー収益。備品のほとんどは 住民やメンバーによる持ち寄り－寄付で応援を拡大。

【円滑な支援のための工夫点】
＊参加型の居場所における生きがいの促進
①「出番づくり」－他者に喜ばれる機会
利用者の役割を創出し、それぞれの能力や人生経験を活かし、互助を引き出す。
②手仕事の場、展示による応援
多様な手仕事は、地域におけるリハビリテーションの機会と場を創出する。
⇒**「生涯現役」**＝介護予防をもたらす。
③敷居の低さと
誰でも参加できて、受け容れられ、ゆるやかにつながる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10. 新潟県新潟市

取組② 住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成

【取組み内容】

＊「助け合い お互いさま新潟」 事務局：実家の茶の間・紫竹

・「1時間＝500円」という謝礼を設定。手助けを必要としている人と、手助けができる人をつなぐ。
　コーディネーターを介さず、当事者同士でどのぐらいの時間、何をするのか取り決め、1時間に対して500円の謝礼を渡す。

⇒家庭内で活動する際の心構えやマナーを学ぶ助け合いの学校により手助けできる人を育成するとともに、地域住民の多様な困りごと（子育て、介護等）に対処するため、支え合い・助け合いの気風を全市に広げていく取組み。

＊「茶の間の学校」

・「地域の茶の間」の立ち上げを支援し、担い手を養成する。
・茶の間の立ち上げ、運営の方法などを具体的に学ぶための実践的なプログラム。
　６日間の、ワークショップ、講義、実習等。

【円滑な支援のための工夫点】

・「お互いさま」活動により、誰かの役に立ちたい、喜ばれたいという住民の思いと力、知恵、時間を活かす。
　住民がごく自然に手助けし合うようになる繋がりの構築、緩やかな助け合いが地域に広がっていくこと。
・地域の茶の間で結びついた人間関係をベースに、訪問による支え合い活動を始めていくきっかけづくり。
・事務局やコーディネーター等にお金をかけない－住民主体、シンプルな仕組み。

・総じて、「地域の茶の間」や「お互いさま」における「役割」、頼まれごとによって、住民の力や経験、知恵を活かし、支え合いの思いと行為を引き出す仕組みであると言える。
**　相互支援の居場所、ネットワークづくりの具体的な手法が蓄積されている。**
**　結果として、介護予防につながっていく、住民主体の活動と考えられる。**
⇒住民参加、互助を主体とした地域包括ケアシステムの要である。

１１．竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」

◆ 団体概要

団体名・法人名	竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」（任意組織）		
所在自治体	大分県国東市	**設立年**	平成 28 年
設立母体	（地区内の行政区代表者などからなる「活力ある竹田津の暮らしを考える会」）		
実施している生活支援サービス	カフェ、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援（送迎付き・出張販売）、生活支援		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 10 月 16 日（火）

・場所：国東市竹田津地区公民館（くらしのサポートセンターかもめ）、国東市社会福祉協議会

・お話しを伺った方：竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」会長 坂口弘道氏

国東市社会福祉協議会主任（生活支援コーディネーター）宮田太一郎氏

〃 生活支援コーディネーター 岩本泰則様、金澤里美氏

〃 田城裕太様、松本博晃氏

〃 福祉支援課長 徳部勝吉氏

〃 福祉支援課係長 宮本孝憲氏

国東市高齢者支援課長・地域包括支援センター所長 小川浩美氏

国東市高齢者支援課高齢者支援係主幹兼係長 溝部一晴氏

◆調査結果

取組の特徴

■市・社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、わずか一年で居場所をつくり、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」

（１）生活支援サービスを始めた背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・大分県国東市は、人口 27,508 人、高齢化率 41.9%で、高齢化率は県平均 31.2%を大きく上回っている。
・うち、竹田津地区は人口 1,000 人、高齢化率 54.3%（85 歳以上率 13.2%）とさらに高齢化が進んでいる。
・農業等が衰退し、人口が流出して、集落機能の存続が危ぶまれ、高齢者の孤立なども問題化していた。
・数年前から市補助の「いきいきサロン」を実施していたが、月 1 回のみで、自治会活動も弱く、機能していなかった。
・地域住民からは、「気軽に立ち寄れる場所がほしい」など、コミュニケーションの機会を求める声が上がっていた。
・移動・交通等に関しては、谷筋ごとに集落が形成されていることから広域対応では不十分で、小学校区単位の小規模な助け合いの仕組みが必要であった（小学校 18 校、公民館 16）。

２）生活支援サービスを始めたきっかけ

・国東市では、こうした事態へ対応するため、生活支援や介護予防のための組織体制の整備、活動促進を行う「地域支え合い活動推進事業」を開始。竹田津と上国崎を平成 27 年にモデル地区とし、その説明会を平成 28 年 1 月に市と市社会福祉協議会が地区内 5 つの行政区の区長らに声をかけ、実施した。
・その後、3 月には訪問型生活支援サービスの先進地である大分県竹田市をその行政区代表者らで「視察」。さらに、地区住民の 1 割が足を運んだ「生活支援講演会」の開催を経て、4 月には「かもめ」の母体となる「活力ある竹田津の暮らしを考える会」（各行政区代表者 5 人＋地元選出市議、地元在住の市社協職員）が発足した。
・5～6 月には居場所づくり、食事、移動支援などの「暮らしを考える勉強会」（全７回）を市保健師や地域包括支援センター職員らの協力を得て、「考える会」に 5 人の民生委員を加えたメンバーで、講演会参加者を中心に声をかけて開催。毎回、18～70 人が参加した。勉強会の内容等は毎回、まとめて全戸配布した。
・そして、6～7 月にかけて、地区内の 470 世帯に全戸訪問調査を実施。「考える会」が口コミで調査スタッフを行政区ごとに集め、総勢 29 人で地区住民のニーズを詳細に把握した。

・396 世帯から回答が得られ、生活支援のニーズとして上がったのは、居場所 25.4%、食事 20.1%、草刈り 17.9%、移動支援 10.3%、買い物支援 9.2%などで、64%が何らかの支援を求めていた。また、気軽に立ち寄れる場所がほしいとの回答も 62%に達しており、運転ができない人や外出頻度が少ない人も、そうした場所の利用を希望していた。
・こうしたエビデンスを踏まえ、さらなる先進事例の視察、カフェの試行、アンケートでボランティア活動を希望していた者への安全運転者講習等を行った上、12 月に任意組織「くらしのサポートセンターかもめ」を設立。翌 29 年 1 月から月 6 回の稼働をはじめ、同年 4 月から月 12 回へと拡大した**（写真）**。
・市社協の生活支援コーディネーターらの声かけからわずか 1 年で住民発意・住民主体のカフェが稼働したことになる。

（２）生活支援サービスの実施内容

竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」が提供するのは、送迎付きのカフェ・食事会を含む「居場所」。「カフェ」のオープン時間に合わせて各種の教室や講演会等が行われるほか、商店やパン屋さん、豆腐屋さんなどが出張販売にやって来てくるなど「買い物支援」も行われる。また、「ちょい加勢」という愛称の生活支援サービスも行われている。担い手は 42 人の「かもめ」会員で、利用者は会員限定ではなく、地域に開かれている。

１）カフェ（週３回、13～15 時）

・竹田津地区農村環境改善センターを改修した公民館の一角を利用し、毎月第 1～4 週の火・水・木曜日の 13～15 時に「かもめカフェ」がオープンする**（写真）**。
・ホットコーヒーが 100 円、アイスコーヒーが 200 円で提供され、誰でも自由に利用できる。おかわりも自由。
・利用者は 60～80 歳代女性を中心に 20～30 人ほど（女性９割。男性１割）。高齢者 5 人以上を支援する組織に補助される市高齢者支援課による「元気高齢者健やかサロン事業」（一般介護予防事業）にもとづいて月 1 回実施していた地域のサロン利用者より若い。

・近隣に喫茶店もなく、「楽しくお話ができ、コーヒーも飲めてありがたい」「みんなと会え、嬉しい」といった声が聞かれると言う。
・会場の公民館は、農村環境改善センターとして使われていた当時から調理室があり、また小学校の隣に位置し、地域住民にとっては馴染みの場所なので、集まるのにはうってつけの場所である。
・オープン時間に合わせ教室や講演会等も行われる。市地域包括支援センター職員による介護予防・認知症予防、市社会福祉協議会職員による体操、市保健師による塩分対策や運動等の講話、地元講師による折り紙教室やカラオケ、地域おこし協力隊によるヨガ教室など、メニューはさまざま。ヒアリングの日には、相撲甚句の指導が行われていた**（写真）**。
・また、市民病院の巡回診療も月 2 回、カフェの営業時間に併せて実施されている。
・最近は、市子育て支援センターの利用者が訪れ、世代間交流も見られるなど、来所者の年齢層が広がっている。
・利用者に積極的に声をかけ、担い手をスカウトしている。

２）送迎付き食事会（月２回）

・カフェ開催日のうち、毎月第 2・4 木曜日の 10～13 時には、「送迎付きの食事会」が開催される。
・昼食代は予約制で 400 円。定員は先着 40 人。毎回定員を超える利用がある。
・行事等に合わせ、半年先のメニューまで決めている。食材は、会員らの家で収穫したものを含め、安価に収める。
・送迎は無料。顔なじみで道も良く知る各地域の地元の会員が自家用車で送迎する形をとっている。

３）送迎付きカフェ（月２回）

・毎月第 1・3 木曜日には、食事会とは別に「送迎付きカフェ」を実施。送迎は無料である。
・これも事前予約制で、コーヒーとスイーツのセットが 400 円で利用できる。

・「運転免許を返納したので助かる」との声が聞かれている。送迎利用者は、以下を含め、実人数で 25 人である。

４）買い物支援（カフェ開催日の出張販売＋月 2 回の送迎付きカフェでの送迎付き買い物）

・カフェ開催日には、酒屋さん、雑貨屋さん、パン屋さん、豆腐屋さんなどが商品を販売。最近は、フェリーの売店も出張販売に来て、弁当や総菜などを販売している**（写真）**。毎回、列をなすほどの大盛況ぶりで、新しい買い物支援の形として評判も良い。

・また、送迎付きカフェの日には、地区内行政区ごとに地元「かもめ」会員が運転を担う自家用車による買い物支援も行われる。

・なお、「カフェ」は、市の一般介護予防事業の予算補助を受けており、送迎はその中でやりくりして実施している。送迎用にレンタカーを借りる場合も一般介護予防事業の補助金を使うことが可能。

５）「ちょい加勢」（生活支援）

・草刈りや電球交換、雨どい掃除、家具の移動、通院付添などを有償サービスとして行う。

・料金は 30 分 300 円。全額がボランティアの手当てとなる。

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

・「かもめ」の理事会は、会長 1 人、副会長 2 人、事務局長 1 人、会計 1 人、監事 2 人の合計 7 人の役員と、地区内 5 行政区の代表 5 人からなる。さらに、5 行政区の区長が相談役、地区選出の市議会議員が顧問を務めている。

・「かもめ」の意思決定は、理事会の後に開催される「活力ある竹田津の暮らしを考える会」（毎月開催）で行われる。会員全員に招集がかかり、毎回 20 人程度が参画。居場所の声から、新しい活動が続々と生まれている。

２）サービス提供の担い手としての参加

・「かもめ」の会員は 42 人。地区内 5 つの行政区ごとに 7～11 人。

・年齢は 60～80 歳代で、多くが女性で、男性は 15 人である。うち、食事スタッフは 15 人、送迎スタッフは 25 人。送迎スタッフは原則、道路事情に慣れており、顔見知りの安心感を持ってもらうため、地元の会員が担っている。

・会員の多くは、後述する全戸訪問アンケート調査の調査スタッフなどを経験した者であるが、カフェなどにおける会員の活動や役割などを見て、利用者の中から担い手として活躍したいと会員になる者も現れはじめている。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

・地域住民による会員組織であるが、区長に相談役、地元選出の市議会議員に顧問を依頼しており、地域の意向が行政や議会等に届く仕組みとなっている。地域の代表性、正統性が担保されていると言える。

・一方、住民の声を拾うという意味で大きく貢献したのは、やはり地元住民が調査スタッフを担った全戸訪問のアンケート調査である。各行政区からバランスよく集めた総勢 29 人の調査スタッフが約 2 カ月、1 軒あたり 1～2 時間かけてニーズを把握し、クロス集計などの分析も行った。運転ができない、外出が少ない、「勉強会」への参加がないといった人が住民同士のつながりが弱く、生活上の不安を抱えていたことなどもわかった。また、ボランティア活動への参加意向を聞いたところ、「ぜひ参加したい」34 人、「機会があれば参加したい」270 人と約 300 人（40.1%）が希望し

ていることもわかった。栄養や食事の不安も把握できた。市社協職員は、「市や社協がやっても、何かを押しつけられると思われ、本音も聞けなかっただろう。信頼のおける地元住民だからこそのアンケートだった」と評価している。

・アンケートを訪問型で調査スタッフが行う形は、先進地視察で行った竹田市で用いられていた手法であった。全戸訪問による調査は、調査の正確さばかりでなく、支え合い活動の周知ができ、「かもめ」の主要メンバーでもある調査スタッフと住民との信頼関係も構築できるという利点と、スタッフ自身の当事者意識を高めるという効果もあったようだ。

・また、ニーズを踏まえた居場所づくりをした結果、多くの利用者が足を運ぶこととなり、今では「住民の声が見える場となっている」と市社協職員は言う。「他課もニーズを拾いに来ているし、例えば健康部門でフレイル対策を行うのなら、ここへ来れば、より多くの住民に伝えることができる。とても良い場になっている」と話している。

・一方、市が単費で確保した市社協の生活支援コーディネーターが竹田津地区を担当し、各種の補助金等の申請書を作成するなどして、支援している。住民には、そうした事務的な力が不足しており、住民主体と言っても、ニーズを仕組み・予算として具現化するには、そうしたマンパワーと人件費が不可欠である。

・住民の声を反映しても、形が残らなければ、後々に続かない。そこで、市の支援で大分県の「くらしの和づくり応援事業」というソフト事業に申請したところ、採択されて予算がついたので、前述のニーズ調査や運転者講習の開催とともに、ニーズ調査の結果をもとに分析を行い、「かもめ」としてのビジョンの策定作業に使うことができた。このような継続的な運営に資する支援も重要と言えるだろう。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

「かもめ」の取り組みは、住民参加にもとづく住民主体の活動ではあるが、市社協が伴走型で深く関わっており、それを市高齢者支援課が補助金、人件費などを通して側面的に支援している点が特色である。

そして、そうした中で実施した戸別訪問によるアンケート調査が、この取り組みのポイントである。「かもめ」会長も、そのように指摘していた。住民主体の生活支援サービスの試みは、一部の有志による孤軍奮闘で終わってしまう場合が少なくない。しかし、信頼をバックに地元住民が隈なく歩き、顔を合わせながら行った全戸アンケート調査は、単にニーズを把握するためではなく、当事者意識を持たせる軽い介入にもなっており、非常に有益であったと言える。

そのような地域全員で頑張るという風土をつくり出した強力なエンジンがあったからこそ、利用される生活支援サービスに発展していったのだろう。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

・国東市では、高齢化に対応するため、平成 27 年度の介護保険改正に伴う生活支援体制整備事業に取り組み、生活支援コーディネーター（地域支え合い活動推進員）を市社協に 4 人配置（旧町村ごと）するとともに、生活支援や介護予防活動のための組織体制の整備、活動促進を行う「地域支え合い活動推進事業」をスタートさせた。

・実は、竹田津地区には地区社協もなく、市社協との関係も弱く、生活支援サービスの創出・実施に向けて、新たに組織づくりからスタートしなければならなかった。しかし、それができれば、他地区への展開の際にも経験が生きるだろうとして、モデル地区に選定した。そして、市社協は前述のように、平成 28 年 1 月の説明会とともに、視察、講演会等を重ね、くらしのサポートセンター「かもめ」の母体となる「暮らしを考える会」の立ち上げを支援した。

・モデル地区（竹田津と上国崎~~もう 1~~地区の計 2 か所）を選定したタイミングで、市高齢者支援課は市社協の生活

支援コーディネーターの人件費を単費で確保していた。「それまでに 4 人のコーディネーターで地域を回ったところ、支え合い活動をしたい気持ちがあっても、事務的な能力が弱いことが把握できていた。しかし、そこを専属のコーディネーターをつけるなど手当てをし、第 3 層協議体として想定したかもめの活動が動けば、体制整備事業全体も上手く回りはじめるだろうと考え、モデル地区 2 カ所に 2 人分の人件費を追加することに踏み切った」と市高齢者支援課は振り返っている。

・これにより、視察、講演会、全戸調査、勉強会などの一連のメニュー提示、段取り、分析等が迅速に動かせた。

・市社協では、その数年前から地区踏査を重ね、地域の情報を収集し、戦略を練っていた。「元気高齢者健やかサロン事業」にもとづくサロンや、行政区単位で開催され、防災や見守りの情報共有が目的の「地域ふれあいネットワーク会議」、住民主体の介護予防教室で介護保険からの卒業生の受け皿でもある「週一元気アップ教室」などをはじめ、さまざまな場に出向き、地域の声を聞き、そこで育っていた人材に出会っていた。市社協職員は、「この経験があり、キーパーソンに会っていたので、説明会や視察、講演会、勉強会などに飛び込みやすかった」と話している。

・説明会の後、先進地視察、講演会、勉強会等を経て、一年で設立した点について、市高齢者支援課は「気持ちが盛り上がっているうちに急がないとできないと思った」と述べており、また「かもめ」会長も「鉄は熱いうちに打てという気持ちでどんどんと進めた。アンケート調査で直接ニーズを聞いたので、早くそれに応えたいという思いも私たちの気持ちを急がせた」と振り返っている。

２）立上げ後における連携

・アンケートで要望が高かった生活支援サービス「ちょい加勢」に関し、利用者は増えてきたが、ハイリスク者への支援をどのように行うか、他人を家に上げることへの抵抗感をどのようにクリアするか、が課題となった。

・そこで、要支援者レベルの利用者に対し、買い物代行をツールとして、「かもめ」のサービスと介護保険のホームヘルプサービスの組み合わせを実施することにした。具体的には、「かもめ」会員とホームヘルパーが一緒に利用者宅に入り、買い物のオーダーを会員が聞き取り、買い物に行っている間に、ヘルパーが洗濯物の取り込みや足浴、フットケアの支援などのサービスを行うなど、役割分担をする。ヘルパーからは、以前は限られた時間のなかで買い物もしなければならず、自立支援につながるケアプラン通りの支援が必ずしもできていないことがネックだったという声が聞かれたようだが、その辺りの課題も解消できるようになった。

・一方、支援に同行する「かもめ」会員も、「元気になったら一緒に買い物に行きましょう！」と自立のモチベーションを上げるアシストを行っており、効果が期待できる、と市社協職員は指摘している。実際、その後に「かもめカフェ」の送迎付き買い物を利用し、「足がしんどかったけれど、久し振りに買い物に行けた！」と喜んでいたと言う。また、「買い物時の送迎で車に乗り、屋外の景色、季節の変化を楽しんでいて、それも気持ちを前向きにさせた」と評価している。

・このような成果も期待できることから、市内で居場所をつくったものの、広まらない地区に対し、買い物支援チームをつくる動きも出ており、竹田津地区の試みがモデル的な役割を果たしていると言う。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・さらなる高齢化の進展への対応とせっかく育ってきた組織の発展を考えると、「かもめ」として、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスＢ型およびＤ型に取り組むことが必要ではないか、という議論があり、一つの課題となっている。居場所をつくっても広がっていかない地区も存在するので、総合事業の趣旨が「住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める」であることから、買い物支援チーム

をつくって、趣旨に沿った、すなわち本人ができるようにする工夫、機能の向上や栄養・運動等の改善、さらには環境を整えるといった自立的支援の手法開発が求められている。
・また、自主財源の確保も課題で、伝統を活かしたみつまたを用いた和紙づくりの事業化なども検討している。

２）今後の方針

・国東市としての大きな課題は、「かもめ」の手法や実践活動などを市内に横展開することである。
・そこで市では、平成 29 年度から、専門機関による支援だけでなく、住民同士の支え合い活動、自分たちでできる生活支援の情報などを共有し、後方支援を行う「くにさき地域応援協議会　寄ろう会」をスタートさせた。社会保障制度等の公的な支援が減る中で重要となる住民主体の取り組みを情報共有しながら、市社協の生活支援コーディネーターがそれぞれの地区で伴走しながら、つくり育てていく方針である。
・「寄ろう会」では現在、市内 16 の公民館区のうち、6 つのエリアで行われている活動を中心に情報交換をはかっていると言う。
・同協議会の副会長も務める「かもめ」会長は、竹田津のノウハウを市全域にも活かしたいと意気込んでいる。

３）望ましい支援

・「居場所」を中心とした住民主体の活動により、「楽しみができ、次も来ようという流れができてきた」と「かもめ」の会長は評価している。最近では、地域おこし協力隊も支援の輪に加わり、小学校や保育園との定期的な交流活動もはじまっている。一方、活動を維持し続けるための自主財源の確保も重要な検討課題となっており、より自立化の姿勢が強くなっているようだ。また、コアメンバーも高齢化するし、市社協職員も生活支援コーディネーターも人事異動する可能性があることなどから、活動を形に残し担保するための「ビジョン」の策定も行った。
・こうした活動は、住民の意気込みはもちろんだが、それを具現化するために汗をかいた市社協職員の支援と、市高齢者支援課の側面的サポートの賜物である。市を挙げた取り組みとして、理想的な活動と言えるのではないか。

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 大分県国東市

人口:27,508人、高齢化率:41.9%、面積:85㎢。

取組① 社会参加のある・支え合う地域づくりを強力に推進し、介護予防や生活支援のベースを作る

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・農業等が衰退し、人口が流出して、集落機能の存続が危ぶまれ、高齢者の孤立なども問題化。
・数年前から市補助の「いきいきサロン」を実施していたが、月1回のみで、自治会活動も弱かった。
・地域住民からは、「気軽に立ち寄れる場所がほしい」といった声が上がっていた。
・移動・交通等に関しては、谷筋ごとに集落が形成されていることから広域対応では不十分で公民館単位(小学校区域に近い)の小規模な助け合いの仕組みが必要だった。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・国東市では、「地域支え合い活動推進事業」を開始。竹田津ともう1カ所を平成27年にモデル地区とし、市社会福祉協議会が地区内5つの行政区の区長らに声をかけ、実施した。
・平成28年度にスタートしたモデル2地区のほか、平成29年度 から30年度にかけ、新たに3地区が地域組織を立ち上げた。それぞれの地域にあった支え合う地域づくりを始めている。
・社会参加のある地域づくりで介護予防と生活支援を推進することをコンセプトとし、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業を活用している。

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 大分県国東市
くらしのサポートセンター「かもめ」(国東市竹田津地区)

取組② 市・社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、わずか一年で居場所をつくり、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」

竹田津地区は人口1,000人、高齢化率54.3%(85歳以上率13.2%)

【取組み内容】
①カフェ(週3回、13～15時)
②送迎付き食事会(月2回)
③送迎付きカフェ(月2回)
④買い物支援(カフェ開催日の出張販売＋月2回の送迎付きカフェでの送迎付き買い物)
⑤「ちょい加勢」(生活支援)

【くらサポ『かもめ』が実施に伴う送迎及び外出利用者に対する運転ボランティアによる自家用車を使用した移動支援】
○利用者:竹田津地区住民で外出するのが困難と判断された方で、かつ、送迎及び外出支援の利用申請をされた方
○利用者負担: なし
○運転手に対する実費弁償: ガソリン代等交通費実費相当のかもめカフェでのみ使用できるコーヒー券

年月	実施事項
2016年1月	地域説明
3月	先進地視察、生活支援講演会開催
4月	市が地域支え合い推進員を公民館に配置
4月	くらしを考える会設立
5月～6月	地域勉強会(計7回)
7月～9月	全戸訪問ニーズ調査 ⇒【居場所づくりに取り組もう!】
8月	実践NPO視察
9月～10月	活動計画作成
10月	居場所の視察
11月	模擬実施(2回)
11月	安全運転者講習
2017年1月	カフェオープン(毎月6回)
3月	カフェ開催日数増加(月12回へ)
6月	カフェでの地元商店 出張販売会
6月	カフェでの視察受入(自主財源確保)
2018年1月	自分たちにできる生活支援「ちょい加勢」

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 大分県国東市
国東市の支援策

取組③　生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置

【取組み内容と円滑な支援のための工夫】

・生活支援コーディネーター（地域支え合い活動推進員）を市社協に4人配置（旧町村ごと）し、生活支援や介護予防活動のための組織体制の整備、活動促進を行う「地域支え合い活動推進事業」をスタートさせた。

・モデル地区（竹田津と上国崎地区）を選定したタイミングで、市高齢者支援課は市社協の生活支援コーディネーターの人件費を単費で確保。「それまでに4人のコーディネーターで地域を回ったところ、支え合い活動をしたい気持ちがあっても、事務的な能力が弱いことが把握できていたモデル地区2カ所に2人分の人件費を追加することに踏み切った。

・高齢者支援課長「気持ちが盛り上がっているうちに急がないとできないと思った」、かもめ代表「アンケート調査で直接ニーズを聞いたので、早くそれに応えたいという思いも私たちの気持ちを急がせた」

立上げ後における連携で自立支援につながる取り組みへとステップアップ

・アンケートで要望が高かった生活支援サービス「ちょい加勢」に関し、利用者は増えてきたが、ハイリスク者への支援をどのように行うか、他人を家に上げることへの抵抗感をどのようにクリアするか、が課題となった。

・そこで、要支援者レベルの利用者に対し、買い物代行をツールとして、「かもめ」のサービスと介護保険のホームヘルプサービスの組み合わせを実施することにした

・一方、支援に同行する「かもめ」会員も、「元気になったら一緒に買い物に行きましょう！」と自立のモチベーションを上げるアシストを行っている。

・このような成果も期待できることから、市内で居場所をつくったものの、広まらない地区に対し、買い物支援チームをつくる動きも出ており、竹田津地区の試みがモデル的な役割を果たしている。

１２．不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」

◆ 団体概要

団体名・法人名	不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」		
所在自治体	大阪府富田林市	**設立年**	平成 26 年
設立母体	富田林市不動ヶ丘町自治会		
実施している 生活支援サービス	困り事支援、憩いの場支援、ＩＴ支援、移動支援		

◆訪問調査実施概要

・日時：平成 30 年 10 月 31 日（木）

・場所：不動ヶ丘自治会館

・お話しを伺った方：不動ヶ丘自治会高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」 代表　梅田寛章氏
富田林市まちづくり政策部道路交通課 主幹　山本勝己氏
富田林市社会福祉協議会 地域支援課主査　高橋大河氏

◆調査結果

取組の特徴

■自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「ＩＴ」「移動」の支援を展開。人間関係をつくったことで移動支援の利用も拡大。交通と福祉を同じベクトルにも乗せる。

（１）生活支援サービスを始めた背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・富田林市の高齢化率は 29.3%だが、不動ヶ丘地区（人口 626 人、277 世帯）は 46.5%と非常に高い。
・高台の造成地で坂道が多く、高齢者は車に乗れなくなると 1.2ｋｍ先の滝谷不動駅にも、5km 先の市街地にも出られなくなる。
・市内には、鉄道 2 社、路線バス 3 社、タクシー、市コミュニティバスなどはあるが、交通不便地域である。
・坂道がバリアになり、買い物、通院などの移動困難を感じる住民が急激に増えている。
・コミュニティバスがあるが、１路線での運行、年間約 1,600 万円かかっており、路線の延長は期待できない。
・一方で、昭和 40 年代後半に造成された地域に一斉に入居した住民であるため、互助の風土が残っている。

２）生活支援サービスを始めたきっかけ

・こうした生活上の課題が年々悪化し、自治会内で大きな問題となっていた。
・65 歳以上へ全戸調査したところ、216 人、135 世帯が回答し、とくに買い物困難や移動手段の不安が強いことが明らかになった。「現在の移動手段の利用がいつ頃むずかしくなるか？」と聞くと、「今困っている」は 20 数人、「5 年後に移動が困難になる」は 50 人超に上った。
・そこで、平成 25 年に自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、暮らしにくさを分析。平成 26 年 4 月には、①困り事支援、②憩いの場支援、③移動支援、④IT 支援の 4 つに取り組む「ほっとらいふ」の活動がはじまった。

（２）生活支援サービスの実施内容

「ほっとらいふ」が提供する取り組みは、次の通りである。心理的な負担を軽減する意味でも支払いには利用券を用いている、「利用会員」（47 人）は事前に年 3,000 円分（＝年会費）のほか、1000 円の利用券を購入を購入し、支援 10 分につき 100 ポイント（1 ポイント＝1 円）の利用券を謝礼として支払う。支援を行う「支援会員」（28 人）に半分を支払い、残りを事業経費に充てる。移動支援はガソリン代実費をポイントに換算した設定となっている。また、趣旨に賛同し、一口 1,000 円で資金援助する「賛助会員」（46 人）も設けている。いずれも、困ったときに助け合える仲間づくりを促すことが目的である。

１）困り事支援（平成 29 年度実績＝47,200 ポイント。前年度 23,500 ポイント）

・自立した生活のため、日常の困り事を支援するサービスで、10 分につき 100 ポイントで利用できる。
・ゴミ出しや屋内外の掃除、家具の移動などの依頼が多く、代表の携帯電話に「水道が止まらない。何とかしてほしい」といった連絡が入ると、すぐに「支援会員」に連絡し、パッキンの取り換え作業といった支援につなげる。
・また、市社会福祉協議会のワンコイン生活援助「いっぷくシステム」（専門ボランティア。30 分@500 円）の紹介も

併せて行っている。

２）憩いの場支援（平成 29 年度実績＝59,600 ポイント。前年度 64,800 ポイント）

・関係性をつくるサロン等のサービスで、概ね 200 ポイント（＝200 円）で参加できる。

・人気なのは、朝市（**写真**、月 3 回、多数参加）、西友・ばんばんお買い物ツアー（月 2 回、延 121 人参加）、太極拳入門（月 1 回、延 117 人参加）、ノルディックウォーキングの集い（**写真**、月 2 回、毎回 10 人程参加）、ほっとカフェ（**写真**、年 5 回、延 95 人参加）、歌声サロン（延 72 人参加、福祉委員会共催）、ほろ酔いサロン（3 カ月に 1 回、延 59 人参加）など（いずれも平成 29 年度の実績）。

・フラワーアレンジメント教室、中華ランチに行きましょう、布ぞうりをつくりましょう、タブレットで脳トレなども実施している。

・買い物ツアーが人気なので、今後は、車で出かけるツアーを積極的に企画していく。

３）IT 支援（平成 29 年度実績＝7,500 ポイント。前年度 17,100 ポイント）

・パソコンやスマートフォンを使いこなせるように支援するもの。便利なだけでなく、安否確認や災害情報提供のほか、脳の活性化や認知症予防などにも有益なので、積極的に支援している。パソコン相談会等も実施する。

４）移動支援（平成 29 年度実績＝226,900 ポイント＜933 件＞。前年度 25,177 ポイント＜894 件＞）

・要介護認定の有無に関係なく支援できる「登録・許可を要しない無償運送」を平成 26 年 8 月から開始した。

・対象を「高齢者等」とし、けがや障がいがいのある人、免許返納者などを含め、困っているすべての人に提供する。

・保有車両は、専用車両が 2 台。利用が重複する場合、自家用車も使用する（ガソリン代は支給）。

・前日までの予約に応じてドア・ツー・ドアで運行しルートは非固定。目的地も隣接市町村であれば、どこへでも送迎し、相乗りもＯＫ。

・1 か月平均の実績は、初年度（約 8 か月）30 件、27 年度 55 件、28 年度 75 件、29 年度 77 件と順調に伸びており、多い月には 100 件を超えるほど頻繁に利用されている。

・近隣市町村の病院への通院（全体の 8 割）、買い物、銀行や市役所、美容院や墓参りなどの利用が多い。

・女性の利用が多く、男性は車を持っていた人の場合、車の維持費と変わらないとしてタクシーをよく使う。

・利用者の実人数は約 30 人で、生活支援サービスを併用している人が多い。

・利用料金は、3km 未満 100 ポイント（100 円）、5km 未満 200 ポイント（200 円）、7km 未満 300 ポイント（300 円）で、待ち時間も 10 分 100 ポイント（100 円）としている。

（３）住民参加に関する特徴

１）サービス運営スタッフとしての参加

代表の梅田氏は、自治会長を務めていた平成 25 年、自治会の福祉委員会委員長から後押しされて、プロジェクトチームを立ち上げた。メンバーは自治会、その福祉委員会・長寿会の会長・副会長らで、その後、活動ごとに適任者を加えていった。いずれも、住民主体の活動へ賛同した者だ。福祉委員会の委員長は地域からの信頼の厚い人物で、これに先駆けて、地元にソフトボールチームをつくっていた。そのチームで夏祭を行い、それが「ほっとらいふ」への発展したのであった。梅田代表もまた、地域からの信頼が厚く、会社勤めの経験等からマネジメント能力も高いため、自治会の議決機関である班長会への周知、自治会内のコンセンサスづくりのみならず、運営上の方針や仕組みづくりも担い、早く体制をつくることができた。

２）サービス提供の担い手としての参加

代表が自ら「仲間集め」をした。展開する活動を想定して、これまでのネットワークも活かし、車に詳しい人、公民館で料理教室の講師をした人、ノルディックウォーキングの指導ができる人など、ニーズのある分野の賛同者を募った。

３）地域住民の声を運営に反映させる取組み

早く体制を整えられた理由は、立ち上げ当初に自治会で班長を通じてアンケートを実施し、不安やニーズを把握できたためだ。移動手段については、車や自転車を使えている人も多かったが、アンケートでは、「現在の移動手段の利用がいつごろ難しくなるかを尋ねた。その結果、特に、一人暮らしの高齢女性の不安が浮き彫りになると同時に、一部の人の課題ではないという共通認識ができた。地域の声というエビデンスがあったから、迅速に動けた。だからこそ、利用も伸びたと言える。とくに移動支援に関しては、アンケートそのものが、地域の問題という意識づけをする軽い介入になり、自治会が着手する動機づけにもなった印象がある。代表もアンケートが一つのポイントと振り返っている。

（４）住民参加による生活支援サービスの意義

行政事業の枠組みに押し込められたものでなく、自治会の主体的な取り組みで、しかもニーズにマッチした活動であったがゆえに、高い頻度で利用されている。

例えば、移動支援では、行政の補助金等に依存せず許可・登録も受けない形態のため、交通事業者に配慮した域内限定の支援とはならずに済み、市外の移動も可能で、近隣市町村の病院をはじめ遠くまで行ける。また、男性の閉じこもりを防ぎ、外へ引っ張り出すための「ほろ酔いサロン」**（写真）**というニーズオリエンテッドなメニューも実施できた。公的機関では実施あるいは支援しにくい取り組みだろうが、人気のメニューになっており、効果も示している。

住民参加が叶えば、このように生活ニーズに適う、制約のない、自分たちに必要な取り組みが可能になる。これが住民参加の最大の意義ではないか。

（５）地域との連携状況

１）立上げ準備~立上げ期における連携

・立ち上げ期の移動支援の取り組みでは、市道路交通課との連携が鍵となった。

・平成 25 年に同課主催の「これからの交通を考えるシンポジウム」に参加し、公共交通機関は頼りにできないと痛感したことがきっかけで、生活支援プロジェクトと市、学識経験者、コンサル会社による勉強会がはじまった。同課は、市内各地から交通の問題についての要望が入っており、放っておけず、市内に何カ所かある交通不便地域に勉強会の開催を呼び掛けていたところで、最初に応じたのが不動ヶ丘だったと話している。

・勉強会でコンサル会社から提示された地区の人口ピラミッドの推移を示した図表も、地域のスイッチを押したとしており、一連の連携は、重要な促進要因だったと言える。

・そして、自家用有償旅客運送について学び、市町村運営有償運送は市の状況を踏まえると期待できない、福祉有償運送は要介護者や障害者に限定されてしまう、公共交通空白地有償運送は不動ヶ丘に適用できないなどの理由から諦め、道路運送法上の「登録または許可を要しない運送（無償運送）」を採用することにした。また、バス型かタクシー型か（ルートや時刻を決めるか決めないか）を住民にアンケートした結果、タクシー型の希望が多かったため、個別に送迎することとした。

・この間の運輸支局との調整は道路交通課職員が担当したほか、市は、運転者が受講する講習会の受講料を「ボランティア輸送運転者講習費用補助金」を使ってＨ28 年度より一人当たり 16000 円を上限とし、補助している。

※登録不要の運送のため講習の受講義務はないが、同プロジェクトでは、NPO 法人フクシライフ主催の「福祉有償運送運転者講習会」を受講している。

・その後、移動支援を含む生活支援サービスを実践している NPO 法人寝屋川あいの会を参考にしてしくみを具体化していった。勉強会を通じて関係機関や情報につながることができた。

２）立上げ後における連携

・市高齢介護課や市社会福祉協議会とも積極的に連携している。

・市高齢介護課では、集会所等で自主的・継続的に月 2 回以上、運動等を行う団体に対し、介護予防サポーターや健康運動指導士などを無償派遣する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」（平成 30 年 10 月現在、市内 25 団体に実施）を実施しており、これを平成 28 年度から協働で行っている。

・また、市社会福祉協議会が事務局となる生活支援体制整備事業にもとづく協議体（不動ヶ丘町のある第 2 圏域）でも、地域の課題を共有する中で、移動支援の話題が増えており、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスＤについても、「ほっとらいふ」が実施可能性の高い団体であるとして情報が提供され、今後の検討課題となっている。

・市社会福祉協議会では、協議体とは別に、障がい者や児童の課題も含めて福祉のまちづくりを進める地域福祉計画にもとづく「校区交流会議」を設けており、その中でも、「いくら介護予防と言っても、出かけられなければ実行できない」といった声が上がり、移動支援が検討テーマとして取り上げてられていると言う。

・一方で、道路交通課による公共交通の勉強会が彼方上地区で始められていたことから、市社会福祉協議会は、校区交流会議との情報共有（勉強会への一元化）を進めており、校区交流会議のテーマは移動以外の課題へとシフトしつつある。

・一方、助成団体とも連携をした。移動支援に着手してから、車両購入費等のため、収益事業の確保に本腰を入

れ、年会費（14 万円ほど）や賛助会費（10 万円ほど）のほか、子ども会から譲ってもらった古紙回収事業、アルミ缶・スチール缶回収事業（合わせて 30 万円ほど）の収益をプラスできるようになった。
・さらに、住友ゴム CSR 基金の助成金（20 万円）も確保した。これらにより、自家用車もガソリンも運転者に依存していたものが、2 台の専用車による支援に展開できた。
・関連がありそうなところへは、積極的にアプローチしたと言う。

（６）課題と今後の方針

１）取組みにおける課題

・移動支援の利用内訳は、通院が 8 割と多く、今のところ、買い物は思ったほど多くないが、これは週末に子どもの家族に連れて行ってもらったり、宅配や移動販売車を利用していたりするためで、今後は増加が予想されると言う。しかし現状では、運転登録者数は 8 人で実働者は 6 人。担い手不足の中、支援会員を増やすことが課題である。
・また、代表らコアメンバーの後継者をどうするかも大きな課題。70 歳代が引退したら、60 歳代を入れるなど世代交代を意識していると言うが…。

２）今後の方針

・「ほっとらいふ」の組織的なあり方について、当初は NPO 化案もあったが、自治会というブランドがあれば、信頼を得やすい、その施設・備品や人材・ネットワークを使える、意見集約しやすい、行政への交渉もやりやすいなどの理由から、自治会の内部組織（ボランティアグループ）の活動とすることにした。今後も、この方針だ。自治会の内部団体でなく、有志の取り組みだったら、口座も保険も車も携帯電話もすべて個人持ちとなってしまうし、連携も困難であるため、自治会である利点をフルに生かす考えである。
・また、介護予防や認知症予防が重要な課題となるので、介護予防教室等を自治会福祉委員会と協働で行い、行政等をこれまで以上に巻き込んで推進する方針である。

３）望ましい支援

この取り組みの最大のポイントは、地域の声というエビデンスをきちんと把握したことだろう。「5 年後に移動支援の当事者になっている」ことを予想させたアンケートにより、自治会が本腰を入れ、自治会という地域から信頼＋困り事支援＋憩いの場支援などを通して人間関係をつくったことで、移動支援を含め、それぞれの利用実績も伸びた。さらに、そうした動きを支援しようと、行政も専門性を活かして同じベクトルに乗った。住民参加の肝は、政策への関与であるが、重要な点は、声の大きさや肝臓の強さではなく、確かなエビデンスの存在である。

移動支援に関して言えば、交通不便地域であっても、例えば自治会長などのキーパーソンがまだ自動車運転が可能であると、手が挙がらないのだそうだ。そこに行政等が予算で誘導しても、意識が育っていないため、活動は進展しない。しかし、個々の声を聞き、アンケートで実態を掴めば、つまりニーズを見える化すれば、動き出すことはできる、と「ほっとらいふ」の活動は教えてくれる。実態を踏まえて地域が動けば、行政等が寄り添い出す。「ほっとらいふの 4 つのサービスがあることで、このまちで暮らしていける」という声が会員から入るようになっているだけでなく、棲み分け論に終始しがちな交通と福祉の行政が重なり合う段階まできている。セクターを超えて結びつけたのは「ほっとらいふ」であり、その意義は大きい。これこそが住民参加の効果だろう。その取り組みは、他地区を動かす際のモデルになりつつある。

また、市道路交通課のように、行政が現状や今後の見込みを周知し、気づきを促すことも重要であろう。

一方、課題として、後継者問題が挙げられていた。これは、どの分野においても永遠の課題だが、一つのヒントがあったように思う。「ほっとらいふ」では、視察等の急増を機に、自分たちの活動の動画や移動支援のマニュアル、PR 用パ

ワーポイントを「ママボノ」に依頼した。「ママボノ」とは、大阪府の認定 NPO 法人サービスグラントが実施する「ママ」と「社会」と「働く」をつなぐためのプラットフォームで、育休中・離職中のママたちのスキルや経験を仕事復帰に向けた助走や社会貢献活動に活かすものだ。これは、単に限られた陣容で効率的に仕事をこなすために外注したというだけでなく、仕事の「見える化」をしたと捉えられる。

つまり、代表の頭の中のブラックボックスを詳らかにし、取り組みの手順、課題、対策、将来像などを見えるようにしたということだ。それが多くの人の目に触れる意味は、大きい。とくに、代表が出向いた「ママボノ」のようなプロボノのプラットフォームには多様な人材がおり、新たな出会いの可能性がある。ネットワークも広がり、やがてはその中から新たな支援者のみならず、後継者も生まれるかもしれないのだ。

ネットワークで仕事をする時代には、そうしたアプローチも重要と言えるだろう。

研修会資料

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大阪府富田林市（とんだばやし）
不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」

市全域／人口：111,000人、高齢化率：29.3%、面積：約39.7㎢。鉄道駅：2社6駅、路線バス3社、ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ1路線

取組①　自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「ＩＴ」「移動」の支援を展開。

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・不動ヶ丘地区（人口626人、277世帯）は46.5%。高台の造成地で坂道が多い。高齢者は車を使えないと1.2km先の滝谷不動駅、5km先の市街地まで出られなくなる。コミュニティバスは幹線のみで不動ヶ丘地区内に増便はできない。
・昭和40年代後半に造成された地域に一斉に入居した住民で、互助の風土が残っている。
・自治会として、65歳以上へ全戸調査したところ、「今移動に困っている」は20数人、「5年後に移動が困難になる」は50人超に上った。

【「ほっとらいふ」の生活支援サービスの活動状況】
・平成25年に自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、暮らしにくさを分析。平成26年4月から下記の4つに取り組む「ほっとらいふ」の活動がはじまった。
・困り事支援：10分100ポイント（＝100円）。ゴミ出しや屋内掃除、家具の移動など。
・憩いの場支援：概ね200ポイント（＝200円）。朝市（月3回）、西友・ばんばんお買い物ツアー（月2回）、太極拳入門（月1回）、ノルディックウォーキングの集い（月2回）、ほっとカフェ（年5回）、歌声サロン、ほろ酔いサロン，フラワーアレンジメント教室、中華ランチに行きましょう、布ぞうりをつくりましょう、タブレットで脳トレなども実施。
・IT支援：パソコンやスマートフォンを使いこなせるように支援する。パソコン相談会等。
・移動支援：要介護認定の有無に関係なく、近隣市町村への通院、買い物、銀行や市役所、美容院などへ送迎。前日までの予約に応じてドア・ツー・ドアで運走行しルートは非固定。利用料金は、ガソリン代として3km未満100ポイント（100円）、5km未満200ポイント（200円）、7km未満300ポイント（300円）。専用車両2台＋自家用車も使用。

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大阪府富田林市
富田林市道路交通課、市社会福祉協議会とのつながり

取組②　コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで、住民の取り組み支える非金銭的な支援

【道路交通課】
・平成25年に、市道路交通課主催の「これからの交通を考えるシンポジウム」に参加。同課は、市内各地から交通の問題についての要望が入っており、市内に何カ所かある交通不便地域に勉強会の開催を呼び掛けていた。「シンポ」をきっかけに生活支援プロジェクトチームと市、学識経験者、コンサル会社による勉強会がはじまった。
・勉強会が、自治会内での合意形成やしくみづくりを支えた。運輸支局との調整は道路交通課職員が担当したほか、市は、運転者が受講する講習会の受講料を「ボランティア輸送運転者講習費用補助金」を使って補助している。

【市社会福祉協議会と市高齢介護課】
・市社会福祉協議会が事務局を務める生活支援体制整備事業にもとづく協議体や、地域福祉計画に基づき障害者や児童の課題も含めて福祉のまちづくりを進める「校区交流会議」があり、不動ヶ丘自治会も参加。移動支援を考える機会を持つなど、課題を横断的に共有している。

・市高齢介護課では、集会所等で自主的・継続的に月2回以上、運動等を行う団体に対し、介護予防サポーターや健康運動指導士などを無償派遣する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」（平成30年10月現在、市内25団体）を実施。不動ヶ丘でも平成28年度から協働で行っている。

金銭的な支援がないため、車両購入費等のため、収益事業に着手。年会費（14万円ほど）や賛助会費（10万円ほど）のほか、子ども会の古紙回収事業、アルミ缶・スチール缶回収事業（合わせて30万円ほど）の収益をプラスし、2台の専用車を確保した。

１３．秋田県小坂町

◆ 自治体の状況※

総人口	5,111 人
高齢者人口	2,217 人
高齢化率	43.4% （全国平均 25.6%）
面積	201.7 ㎢
人口密度	26.5 人／㎢ （全国平均 340.8 人/km²）

※面積、人口密度は平成 27 年国勢調査より、それ以外は小坂町作成東京研修資料より 2018 年 12 月末時点のデータを抜粋

◆訪問調査実施概要

・日時　平成 30 年 11 月 8 日（木）
・場所　多世代交流拠点みんなのお家だんらん
・お話しを伺った方
　例：小坂町福祉課町民福祉班
　　小坂町社会福祉協議会

なお、本報告書へのまとめにあたり、当調査研究事業の一環として開催された研修会「住民の力を活かす！育てる！」（平成 30 年 2 月 18 日開催、香川会場）における配布資料も参考とした。

◆調査結果

取組の特徴

■地域力の低下に対して、地域にあるものを最大限に活用し、住民の取り組みを徹底的に応援する。

・生活支援コーディネーターが自治会に働きかけ、居場所や支え合い活動の住民力を引き出す
・町と社会福祉協議会による多様な金銭的・非金銭的支援
・町の介護、保健、障がい者、子どもの支援を一元的にまとめ、福祉的観点から地域をまるごと支える「まるねっと」

（１）住民参加による生活支援サービスに関する取組の背景

１）地域の生活課題と住民のニーズ

・秋田県小坂町（以下、町）では人口減少にともなう公共・市場サービス等の減少、医療や介護サービスを始めとするあらゆる分野での人材不足、地域資源の縮小や顕著な若年人口の減少などにともなう地域力の低下が進み、もはや高齢者のみを対象とする施策にかかわる人員・資源だけでは、地域包括ケアシステムは適切に機能できない。地域包括ケアシステムをベースに、地域共生社会の視点で障がい者・子どもの支援などもふくめて地域住民全体を対象とする取り組みへ広げていくことが必要とされる。

２）住民参加による生活支援サービスの活動状況

①配食サービス事業（地域支援事業）

・町より社会福祉協議会が委託を受けて実施。夕食の配食。
・対象：町内在住の 65 歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者世帯・障がいを持った人で、食事の調理が困難な人。
・調理と配達をボランティアが担当
　・調理ボランティア：社協が用意した献立をもとに、３人１組のグループで調理する。食数は 15～18 食。
　・配達ボランティア：社協の公用車（軽ワゴン車）を使用し、２人１組のグループで食事を配達する。配達時には利用者一人一人に必ず声をかけ、安否確認も行う。
・ボランティアへの実費弁償
　・ボランティアへは、調理数や配達数に応じて、小坂町商業協同組合が発行する「どうもカード」のポイントを付与する。カードが満点になると買い物や町税の支払い等ができる。

②訪問型の生活支援サービス

a) ほほえみ事業（住民参加型在宅支援活動）

・社会福祉協議会の独自事業として実施。日常生活を維持することが困難な人、要介護・要支援の方がいる家庭、子育て中の家庭などに対して負担の軽減を図り、快適な生活を送れるよう支援を行う。
　●軽度生活援助（家事援助）：一人暮らし高齢者・高齢者世帯、障がい者の人などを対象に、利用者宅での食事づくりや掃除など、軽度の家事援助を行う。

●託児支援：子育て中（６ヶ月以上の乳幼児）の人を対象とし、託児の要請があった場合に、町の地域福祉事業の拠点である「みんなのお家だんらん」にての乳幼児の世話をする。

・ボランティア（協力員）

・地域福祉に関心と理解がある人が「協力員」として社協に登録し、活動に必要な知識や技術を研修や講座等により習得して、活動している。託児支援については、幼稚園教諭、保育士の有資格者、子育てサポーター養成講座受講者があたる。

・利用者は、申請時に社協の「ほほえみ事業」の会員になり、事前に利用券をご購入して利用時に使用する。利用は 30 分につき 250 円。

b) 地域支援訪問サービス事業「にない手さん」（訪問型サービスＢ）

・社会福祉協議会が事務局機能を持つ形で、住民同士の訪問型支え合い活動を実施。高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、支援が必要になっても可能な限り地域との繋がりを切らさないよう住民同士が協力しあい、住民の福祉力をもって支援することを目的とする。

・内容：サービス利用者の自宅を訪問し、①外出介助、服薬介助、自立支援介助などの身体介助。②買い物、調理、掃除、洗濯、薬の受け取りなどの生活援助、③その他必要と認められる介護及び援助。

・支援者「担い手さん」

・地域福祉に関心と理解がある人が社協に登録し、活動に必要な知識や技術を研修や講座等により習得して、活動する。

・担い手さんには 30 分ごとに 250 円の謝礼。

・自家用車の実費弁償：1km あたり 15 円。

③居場所

a) 高齢者サロンひまわり（介護予防推進事業）

・地域で暮らす一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の人などが、気軽に集まり生きがいづくりを図るとともに、とじこもりの防止と介護予防を推進することを目的とする。決まった日課はなく、協力員（ボランティア）たちと一緒にゲームをしたり、のんびりとお茶を飲みながら語り合ったりする。花見などの外出もある。

・支援者は、ほほえみ事業協力員・ボランティア。

・対象者は、町内にお住まいの高齢者の方で、ひまわりへ通うことが可能な人（送迎あり）。

ｂ）住民が自主的に実施している通いの場

・月１回以上、①身体を動かす、②食事を共にする、③他者と交流することを住民主体で１時間以上行っている通いの場が、町内に 25 か所ある（平成 29 年 10 月現在）。

・実施主体は、自治会、自治会有志、老人クラブ、お元気くらぶ（自治会単位で健康体操など介護予防に取り組む会）など。

・従来から把握されていた居場所が９か所、生活支援体制整備事業を契機に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）によって把握された居場所が 12 か所、生活支援コーディネーターが立ち上げにかかわった居場所が４か所。従来からの居場所のなかには、近年、開催頻度を増やしたところもある。

・活動場所は、主に自治会館。

・参加者は１か所あたり 10 名程度。

④買い物・介護予防・移動の一体的支援

・町内で買うことのできない季節品や衣料品などを自分の目で見て買いたいという、移動の困難な人のニーズに対して、自治会が町社会福祉協議会のバスを活用して、町外のショッピングセンターへの買い物支援を始めた。買い物先での介護予防事業も併せて実施している。訪問型サービスＤなどで経費を補助。

（２）サービス運営団体への支援の考え方

１）住民参加による生活支援サービスの意義

①住民が出来るだけ長く元気で過ごせることが大切。社会参加は健康維持や認知症等のリスクの減少効果をもつことから、「やりたいこと」「やってみたいこと」を全力で取り組める社会環境をつくり、生きがいを無くさないための地域づくりが重要。

②やりたい人の「誰かの役に立ちたい」という気持ちを応援するため、地域にあるものを最大限に活用し、分野横断的に地域の取り組みを徹底的に応援する。

③住民や地域活動を応援する医療・介護の専門職が共通の目的・視点で、包括的で連携した対応をする。

２）サービス運営団体の支援ニーズ

・地域で支え合い活動（居場所など）を始めたいが、ノウハウが無くて自信が無い

・居場所を立ち上げたいが、場所や費用、開催内容等に助言・支援がほしい

・居場所や支え合いへの男性の積極的参加

（３）支援の実践例

１）生活支援サービスの担い手づくりに関する取組み

・自治会等への生活支援コーディネーター（小坂町での名称は「地域支え合い推進員」。地域包括支援センターと社会福祉協議会に配置）の訪問・働きかけ

・訪問型の生活支援サービスである「ほほえみ事業」「地域支援訪問サービス事業」の活動希望者へ講習

２）団体の立上げ・活動に対する金銭的支援に関する取組み

a) 立ち上げ費用の支援について

・居場所の立ち上げについて、町による、使途を厳しく限定しない補助制度（１団体３回まで。上限 30 万円）。

・居場所の立ち上げについて、社会福祉協議会による、赤い羽根共同募金を使って補助制度（各自治会 1 回まで。上限３万円）。

b) 活動支援

・買い物・介護予防・移動の一体的支援の実施にあたり、車両リース費を支援。町社会福祉協議会のバスを活用し、訪問型サービスＤなどで経費を補助。

・住民主体で行う訪問型サービスの活動に際し、間接的な経費（利用調整等に係る諸費用）を支援。

３）団体の立上げ・活動に対する非金銭的支援に関する取組み

i）取組み内容

・見守りネットワーク情報交換会

・生活支援コーディネーターが自治会などを訪問し、介護予防と支え合いによる地域づくりの必要性の啓発、すでに地域にある支え合いの取り組みの発見、地域が抱える生活課題の把握、支援や見守りが必要な方の把握や地域住民との情報共有などを行う。これらをきかっけに、地域を見つけ直し、新しい支え合い活動に取り組む自治会も出始めている。

・事例集の配布

・町内の全ての支え合い活動の状況、立ち上げ経緯、活動のポイントを写真付きの事例集にまとめて配布。

・生活支援コーディネーターの働きかけ

・自治会長等などに対して、他の地域（自治会）の支え合いの取り組みの紹介や、支え合い活動により社会参加が促され、介護保険料の抑制につながる効果をもつことを伝えるなど、支え合いの取り組みに向けた働きかけや、補助制度の紹介・取り次ぎ等を行う。

・会場の確保に関する支援

・自治会館の改修：居場所の立ち上げに向けて、地域の身近な存在である自治会館の改築、改修（一般財源）。

・町有施設の開放：配食サービスを行うため、町有施設内の調理台を調理ボランティアが作業しやすいよう改修して開放。

・交渉の支援：自治会が買い物支援を始めるにあたり、ショッピングセンター等との交渉を支援し、休憩場所や介護予防体操の実施場所を確保。

・備品の貸与

・居場所の立ち上げに向けて、地域包括支援センターが所有している介護予防器具等を貸与。

・専門職の派遣

・居場所を始めとした地域のあらゆる活動に対する内容（プログラム）の支援として、生活支援コーディネーターのほか、依頼内容に応じて地域包括支援センターの職員（健康運動指導士）、リハビリ専門職等を派遣する。

（リハビリ専門職等の派遣は、地域リハ活動支援事業で人件費を補助）。

ii）他部署や他機関・団体との連携

・平成 30 年 7 月に、町民福祉班のもとの地域包括支援センター、保健センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所を一元的にまとめ、情報管理・共有を包括的に行うと同時に、福祉的な観点から地域を“まるごと”支える体制づくりの一環として「まるごと支援班」（多世代型地域包括支援センター「まるねっと」）を新設。「まるねっと」では、例えば、各センター・事業所に分属していた職員の保有資格を共有し、課題に応じた専門職が対応できるようにしている。

・「まるねっと」が核となり、町内の診療所、保健所・福祉事務所、社会福祉協議会、教育委員会などが必要に応じて連携し、個別ケースや地域活動等に対し「支援チーム」となって対応する。

（4）今後の方針

取組みにおける課題

・自治会が居場所ほかの支え合い活動の基盤となっているが、自治会のなかには一層の高齢化にともない単独では活動できない団体がでてくることが見込まれ、今後は複数の自治会をあわせた小地域を単位とする取り組みへの移行も考えられる。

第４章　研修会

「住民の力を活かす！育てる！地域に支え合いの生活支援を広げるために」

１　研修会の概要

「住民参加を促す生活支援の取組み」 知多市より報告（大阪会場）

【日時・会場】

東京会場（東京都豊島区）

平成 30 年 1 月 28 日（月）13：00～17：00　東京セミナー学院 4 階 会議室

参加者：68 名

大阪会場（大阪府大阪市天王寺区）

平成 31 年 2 月 4 日（月）13：00～17：10　たかつガーデン 7 階東中会議室

参加者：63 名

香川会場（香川県高松市）

平成 31 年 2 月 4 日（月）13：00～17：10 香川県社会福祉総合センター

第 1 中集会室

参加者：71 名

１）目的

地域における様々な生活支援サービス（食支援／移動支援／居場所づくり／訪問によるサービス／地域食堂・子ども食堂）に着目し、各市町村・社会福祉協議会において既存の社会参加サービスを活用した互助・生活支援サービス創出に向け具体的にどのような取り組みを行っているか、地域資源の活用に関する調査を行い、その成果を本研修会にて共有する。

あわせて、開催地の団体と調整し、希望者を対象に活動視察を受け入れることで、取組みの理解促進を図る。

２）対象者

自治体職員（高齢者保健福祉・児童家庭福祉部署）、市町村社会福祉協議会役職員、
住民参加による生活支援サービス運営団体・関係機関

【参加者の属性】

〈東京会場〉

	エリア別		所属別	
東京23区	豊島区	5	行政機関	32
	荒川区	5	社会福祉協議会	18
	港区	2	地域包括支援センター	10
	中央区	2	NPO・住民参加組織	3
	北区	2	社会福祉法人(社協除く)	0
	新宿区	1	その他非営利法人	3
	江東区	1	生活協同組合	0
東京市部	調布市	3	企業	2
	日の出町	3	計	68
	狛江市	1		
	八王子市	1		
	武蔵野市	1		
都外	千葉県	9		
	栃木県	5		
	群馬県	4		
	秋田県	3		
	茨城県	3		
	山形県	3		
	大分県	3		
	埼玉県	2		
	神奈川県	2		
	新潟県	2		
	岩手県	2		
	山梨県	1		
	広島県	1		
	沖縄県	1		
	計	68		

東京会場の参加者は、約半数が行政機関であり、関東圏外からの参加者も他会場に比べ多く見られた。
ねらいとしていた全国エリア対象が概ね達成された。

〈大阪会場〉

	エリア別		所属別	
大阪府内	大阪市	6	行政機関	30
	河内長野市	3	社会福祉協議会	13
	藤井寺市	3	地域包括支援センター	7
	富田林市	2	NPO・住民参加組織	8
	高槻市	1	社会福祉法人(社協除く)	2
	羽曳野市	1	その他非営利法人	2
	門真市	1	計	63
	摂津市	1		
	熊取町	1		
	島本町	1		
	太子町	1		
	豊能町	1		
府外	田尻町	1		
	鳥取県	6		
	和歌山県	5		
	奈良県	4		
	兵庫県	2		
	滋賀県	3		
	愛知県	2		
	広島県	3		
	京都府	3		
	三重県	3		
	島根県	2		
	秋田県	1		
	石川県	1		
	福井県	1		
	徳島県	1		
	沖縄県	1		
	不明	2		
	計	63		

大阪会場の参加者は、半数近くが行政機関であり、他会場に比べるとNPO・住民参加組織が多かった。府外については近畿地方、山陰地方からの参加が多く見られた。

〈香川会場〉

	エリア別		所属別	
香川県	高松市	12	行政機関	29
	丸亀市	7	社会福祉協議会	22
	さぬき市	5	地域包括支援センター	12
	善通寺市	4	NPO・住民参加組織	1
	東かがわ市	3	社会福祉法人(社協除く)	2
	三豊市	1	その他非営利法人等	3
	三木町	3	大学・専門学校	2
	宇多津町	2	計	71
	多度津町	1		
	小豆島町	1		
愛媛県	西予市	11		
	新居浜市	3		
	伊予市	2		
	久万高原町	1		
高知県	高知市	2		
	本山町	1		
徳島県	徳島市	2		
	美馬市	2		
	上板町	2		
	小松島市	1		
四国外	福岡県	1		
	島根県	1		
	鳥取県	1		
	岡山県	1		
	熊本県	1		
	計	71		

香川会場の参加者は、香川を中心に四国全県から参加があり、目標通り四国エリア対象の研修となった。申込も開催一週間前に締切りとし、超満員であった。

３）プログラムの構成

（１）アンケート主要結果（速報値）報告　（約 20 分）

食支援／移動支援／居場所づくり／訪問によるサービス／地域食堂・子ども食堂の 5 分類の生活支援サービスについて、自治体と社会福祉協議会による補助・助成、委託の状況や、サービス創出の鍵となる立ち上げ支援、人材育成支援、ネットワーク・協働関係づくりに関する支援等に着目し、調査結果の主なる項目について報告を行った。

報告：齊堂 美由季氏（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）

（２）訪問調査から見えてきたこと　（約 60 分）

訪問調査に同行した作業部会委員より、先進事例から学ぶべきポイントを共有した。

〈東京会場〉

立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹氏

東洋大学ライフデザイン学部生活支援

学科　助教　関屋 光泰氏

〈大阪会場〉

千葉大学大学院人文科学研究院　教授　清水 洋行氏

NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長　伊藤 みどり氏

〈香川会場〉

立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹氏

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学部　助教　関屋 光泰氏

NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長　伊藤 みどり氏

（３）住民参加を促す生活支援の取組み　　（約 60 分）

広く住民に参加してもらうための工夫や、財源や人材が限られる中、どのような制度設計により生活支援サービスを生み出しているのかについて、自治体及び社会福祉協議会、それら関係機関と協働して取り組む住民組織を中心に事例報告を行った。

〈東京会場〉

①　東京都荒川区…サロン、子ども食堂等の居場所づくりを中心にした地域の支え合い体制の構築について

荒川区役所福祉部 高齢者福祉課 地域包括支援係　石黒 清子氏

荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課　稲葉 隆裕氏

コメント：東京大学大学院人文社会系研究科・文学部　准教授　祐成 保志氏

②　秋田県小坂町…人口減少、豪雪地帯の町における制度設計と住民活動支援について

小坂町福祉課 町民福祉班　三政 貴秀氏

コメント：立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹氏

〈大阪会場〉

①　愛知県知多市…NPO（市民）・行政・社協の三者協働による生活支援体制整備と常設の居場所創出支援について

知多市福祉部　部長　竹之越 康正氏

NPO 法人ゆいの会（第１層生活支援コーディネーター）　理事　松下 典子氏
　コメント：千葉大学大学院人文科学研究院　教授　清水 洋行氏

②　山口県萩市…協議体を軸にした居場所づくり＋生活支援サービスの創出について
萩市福祉部高齢者支援課　課長補佐　池永 美杉氏

〈香川会場〉
①　高知県佐川町…多機能複合型拠点「あったかふれあいセンター」を軸にした生活支援サービスの展開について

佐川町社会福祉協議会 あんしん生活支援センター　センター長　田村 和裕氏
NPO 法人とかの元気村 あったかふれあいセンター　コーディネーター　森田 有紀氏
コメント：高知県社会福祉協議会　ボランティア・NPO センター　所長　間 章氏

②　香川県琴平町…特産品の商品化を通じた連帯的な経済関係の創出と商店街空き店舗を活用した買い物支援・居場所づくりについて
琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長　越智 和子氏
コメント：香川県社会福祉協議会　事務局長　日下 直和氏

（４）パネルトーク　～地域に支え合いの生活支援を広げるために～　（約 60 分）
①補助・助成、委託の基準が高い（＝サービスに対する評価のギャップ）　②どのように団体を増やすか（＝立ち上げ支援の必要性）　③人材育成のプログラムが必要、以上３つの課題提起を踏まえ、事例提供をもとにパネラーが発言、意見交換を行った。

進行：一般社団法人全国食支援活動協力会　専務理事　平野 覚治氏
コメンテーター：日本大学文理学部 教授　内藤 佳津雄氏

パネルトーク（香川会場）

〈東京会場〉
・厚生労働省老健局総務課　課長補佐　石井 義恭氏より施策説明
・一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構
研究部研究員 兼研究総務部次長　服部 真治氏より高齢者の社会参加の意義、総合事業他活用可能な制度について情報提供
・小坂町福祉部町民福祉班　三政氏より課題提起を受けてコメント
・祐成委員より、作業委員会における住民参加による生活支援サービスを促進するための評価基準について報告　他

〈大阪会場〉
・一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構
研究部研究員 兼研究総務部次長　服部 真治氏より高齢者の社会参加の意義、総合事業他活用可能な制度について情報提供
・一般財団法人社会福祉研究所 研究員　秋山 由美子氏より、世田谷区の住民参加を促す育成・支援について報告
・萩市福祉部高齢者支援課　課長補佐　池永 美杉氏より、課題提起を受けてコメント
・祐成委員より、作業委員会における住民参加による生活支援サービスを促進するための評価基準について報告　他

自治体、生活支援サービス運営団体他による意見交換（大阪会場）

〈香川会場〉
・小坂町福祉課 町民福祉班　三政 貴秀氏より、人口減少、豪雪地帯の町における制度設計と住民活動支援について報告
・高知県社会福祉協議会　ボランティア・NPO センター　所長　間 章氏より、県下におけるあったかふれあいセンターの取組みについて報告
・原田委員より、アンケート調査結果から見えた、住民主体の相互扶助活動をめぐる論点を整理
・一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構
研究部研究員 兼研究総務部次長　服部 真治氏より高齢者の社会参加の意義、総合事業他活用可能な制度について情報提供　他

２　実施後アンケートから

3 会場にて参加者アンケートを実施した。

東京会場	68 名	有効回答者数	61 名（有効回答率　89.7%）
大阪会場	63 名	有効回答者数	49 名（有効回答率　77.8%）
香川会場	71 名	有効回答者数	63 名（有効回答率　88.7%）

研修会のプログラムに対する住民参加による生活支援の推進における参考度について尋ねた。以下、プログラムごとにみていく。

１）「アンケート結果　主要結果報告」について

2018 年 11 月～2019 年 1 月にかけ実施したアンケート調査の主要結果報告に関する参考度は以下のようになった（表 4－1）。

表 4－1　「アンケート調査主要結果報告」の参考度

		会場		
	全体	東京会場	大阪会場	香川会場
参考度	(N=171)	(N=60)	(N=49)	(N=62)
とても参考になった	33.3%	45.0%	26.5%	27.4%
やや参考になった	59.6%	51.7%	65.3%	62.9%
あまり参考にならなかった	7.0%	3.3%	8.2%	9.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

全体を通じて「参考になった」、「やや参考になった」が 9 割を超えており、おおむね参加者の関心にマッチした内容であったことがわかる。3 会場とも「やや参考になった」という意見が多く、最も高かったのは大阪会場の 65.3%、続いて香川会場の 62.9%と両会場で 6 割を超えていた。一方、東京会場では「とても参考になった」45.0%と 3 会場内でも最も高く、「やや参考になった」との大差がなかった。

選択した理由は以下のようなものであった。（自由記述より抜粋）

◆参考になった点

＜アンケート結果への満足や共通課題の認識＞

東京会場

・担い手確保が困難、担い手が高齢化している等、かかえている課題を同じとわかりました。
・サービスごとの取り組みの担い手に関する資料は今までなかったと思います。参考になりました。
・客観的なデータから現状が見えた点。

大阪会場

・市、社協の支援分担（違い）がよく分かり確認できた。団体の活動の特徴や支援ニーズが分かった。
・地域性があっても、似た問題点であった。評価に関する点、重要性が分かりました。
・全体の傾向をみることができた。

・我がまちの状況が全国と共通している。
・全国的に同じような傾向にあることが分かり今後の事業を考えていくのに参考になりました。
・各市町で行えていること、課題等の状況が分かった。

香川会場
・行政・企業・社会福祉法人それぞれの今のかかわり度が分かった。今後どこに力を入れていくのか、数字から読み取ることができた。
・行政に対して要望、協議する参考になりました。
・アンケートを通して、全体的な課題の傾向が分かった。
・具体的なサービス種別の中でどういった部分に行政・社協が力を入れているのかが理解できた。
・地域ぐるみの福祉のみならず、自主防災や各種地域活動の状況・取組みが理解できた。
・データで見ることで理解することができた。
・どのようなサービスをどのように提供すべきか考えるきっかけとなった。
・アンケートの分析から、問題がより浮かび上がり、とても良い内容でした。参考になります。

＜行政と団体の評価のギャップに気づいた＞
東京会場
・運営団体が評価して欲しいポイント等について、行政との認識の差が（安全・成果等）ある部分が興味深かった。
・行政とサービス運営団体との評価するポイントの違い等、ミスマッチがあることを知ることができました。
・団体の評価と自治体社協の評価が異なること。

大阪会場
・行政と団体での認識のズレに気づかされた。

香川会場
・市町村・社協の評価の視点と、運営団体の評価してほしい視点の差異。

◆参考にならなかった点
東京会場
・アンケートから、何を読み解くのかが、提示されていない意味において、あまり参考にならず、残念だった。

大阪会場
・課題の分析が浅いと感じた。

香川会場

・説明が早口すぎてわからなかった。
・事前に予測された結果通りであったので新鮮さを感じなかった。
・設問が細かすぎたため実像が見えにくい。

◆要望や改善点

東京会場

・上手く支援制度を運用している自治体の具体例が知りたいです。
・アンケート結果を触まえた分析がもっと聞きたかった。
・問題点について国への提言に利用していただきたいと思います。

大阪会場

・結果や課題は理解できたが、体制的に支援が難しい状況にあると感じました。

香川会場

・この様な難しく、繊細な部分は、むしろ、ゆっくり、時間を取って、わかりやすく、発表できる場が必要。
・レーザーポインタなどを使用して、どこの話をしているのか指してほしい。目的と結果と評価をもう少しわかりやすくまとめてほしい。
・アンケートの結果については早すぎて結果しか分からないのでそれは必要な部分を各自で読み込むので良かったのでは。それよりは、アンケートを実施した主旨や成果を発表する場となればよかった。
・とくに課題としてとりあげた理由とそれに対する対策の提言がほしかった。

2）「訪問調査から見えてきたこと」について

訪問調査報告についての参考度については以下のようになった（表 4－2)。

表 4－2　「訪問調査から見えてきたこと」の参考度

		会場		
参考度	全体 (N=169)	東京会場 (N=59)	大阪会場 (N=49)	香川会場 (N=61)
とても参考になった	44.4%	59.3%	34.7%	37.7%
やや参考になった	52.1%	39.0%	59.2%	59.0%
あまり参考にならなかった	3.6%	1.7%	6.1%	3.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

全体では「とても参考になった」が 5 割弱であり、「とても参考になった」と合わせると 9 割超の参加者にとって役立つ内容であったことがわかる。

会場ごとに見てみると、「とても参考になった」が東京会場で 59.3%と、他の会場より高かった。一方、大阪会場は 34.7%、香川会場は 37.7%と 4 割程度であり、東京会場との差があった。

選択した理由は以下のようなものであった。（自由記述より抜粋）

◆参考になった点

＜豊富な事例や分析＞

東京会場

・参考になる事例がたくさんあり、とても勉強になりました。１つずつをもっとじっくり伺いたかったです。

・ケースが具体的であり参考になりました。資料も詳しく、良く分かりました。

大阪会場

・多くの事例が大変参考になります。

・地域ごとにいろいろな形があることがみえた。

・生活支援を広げていくためのポイントを非常にわかりやすく伝えてもらえた。

・先進地、工夫して進められているよい事例をコメントと一緒に聞くことができてよかった。

香川会場

・全国の具体的に重要なポイントが簡潔にまとめられていた。

・実際の事例が詳しく調査され大変参考になった。

・個別の事例から、参考になる部分が多くありました。

・ポイントの説明を加えていただいたので理解が深まりました。

・各地域の具体的・先進的な取り組みがよく理解できました。

＜自分たちの地域でも生かしたい＞

東京会場

・客観的なデータに基づく課題や評価、好事例の紹介など、自分たちの地域でも生かしていけると思います。

大阪会場

・他市の取り組み状況を参考にし、自分の市の取り組みに活かしていきたい。

香川会場

・当市では、あまり必要と思われていなかったニーズが訪問調査から読みとられていた。それぞれ市町の状況に違いはあると思うが、参考としたい。

＜事例報告から学んだこと・気づき＞

東京会場

・ボランティアをしている側と私達との見え方の違いがわかった。

・地域福祉活動を進めるためのヒントがたくさんいただけたと思います。

大阪会場

・地域の中でお金が流れるしくみをつくる！なるほど、と思った。
・生活支援体制整備事業に取り組む中で目指す方向が間違っていないと確認できた。

香川会場

・現場を訪問することにより、真の課題がみえてくるので、大事だと考えます。
・地域による違いと、そこからの学びを得ることができました。

◆参考にならなかったと答えた理由

東京会場

・各地域の実状と取組みが分かったので、データベースとしての意味はあるが、自分が担当している地域と事情が異なるので余り参考にならないかもしれない。資料が見づらい。
・資料が細かく、せっかくの各地区の工夫などがわかりにくかったのが残念であった。
・説明がかけ足でポイント、伝えたいことがよく分からなかった。

大阪会場

・３つのポイントが自分の中でうまく整理できませんでした。
・内容が多く時間内に参加者がそしゃく出来ない状況。
・短時間での話では深く理解できない。

香川会場

・情報・事例が多いのは良いことであるが、時間的に説明が不充分であり参考にしたいことが絞り切れない。

◆要望・改善点

東京会場

・具体的な制度活用にはどんなものがあるか知りたくなりました。
・上手く支援制度を運用している自治体の具体例が知りたいです。
・とても参考になったが、もう少しくわしく聞きたかった。

大阪会場

・ポイント３つが、整理できなかったので、できればもう一度聞きたい。
・移動サービスについて、もう少し詳しく聞きたかった。移送に関して、運輸支局によって対応に差がある。

香川会場

・内容は参考になることが多かったが、発表やパワーポイントはもっと簡潔にまとめて話してほしい。
・とても細かく調査されていた。できれば分かり易く表して欲しかった。
・一番時間をかけて欲しい内容だったのに、もったいない気がしました。
・もう少し時間をとって報告してもらえるとよかったです。
・事例を少なくして深く説明いただければ良かった。
・移動支援の話をもう少し聞きたかった。他の訪問調査の話も詳しく聞きたかった。

3）「住民の力を活かす生活支援の取り組み」について

住民参加による生活支援の取り組みの報告についての参考度は以下のようになった（表 4－3)。

表 4－3　事例報告「住民の力を活かす生活支援の取り組み」の参考度

		会場		
参考度	全体 (N=171)	東京会場 (N=60)	大阪会場 (N=49)	香川会場 (N=62)
とても参考になった	71.9%	80.0%	69.4%	66.1%
やや参考になった	26.9%	20.0%	26.5%	33.9%
あまり参考にならなかった	1.2%	0.0%	4.1%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

全体として「とても参考になった」が 7 割を超えており、全プログラムの中で最も役立つ情報提供になっていた。それは各会場の参考度からもうかがえる。「とても参考になった」は、東京会場で 80.0%と一番高く、続いて大阪会場の 69.4%、香川会場の 66.1%で「やや参考になった」をどの会場でも大幅にうわまわっていた。
選択した理由は以下のようなものであった。（自由記述より抜粋）参考になって点に触れていることが多かった。

◆参考になった点

＜参考にしたい取り組み方＞

東京会場

・行政がビジョンを掲げている、基本コンセプトを持ってやっていること、共有しながらやっていくことがとても参考になりました。
・同じ行政の視点で、先進的に取り組まれている「思い」の部分を聞くことができ、とても参考になりました。
・目の前の困った方にターゲットをしぼってできる範囲で 1 歩を踏み出すことの大切さがよく理解できました。
・伴走型支援を意識して、住民の力を信じて、自分にとっても住みやすい地域づくりを、自分ごととしてとらえていきたい。
・担い手のやる気を消さない、燃やし続けるエッセンスがたくさんあり参考になった。社会の状況から、自分の課ではなく、他の課、組織と手をとり合うことが大切なことだを再認識した。
・担い手側と行政側のギャップの存在。担い手側のニーズより、助成後の継続性を優先させてしまいが

ちです。伴走型の必要性を考えさせられました。

大阪会場

・市民（NPO）、行政、社協のネットワークがすばらしいです。我々のところも、行政、社協の協働ができていますが、NPO さんとは、なかなか連携とれていません。ゆいの会さんには、おたずねしたいことがたくさんあります。活動している会員さんや財源（委託事業以外の）萩市の場合、行政が地域にきちんと出て、参加、伴走しておられるところが、すごいですね。
・具体的な取組みのお話で、とても参考になりました。
・行政と同じ方向にむかっていくためには協働での会議も必要であると理解したので、今後は行政に働きかけていこうと思います。
・行政としてどのように、生活支援体制整備事業にかかわっていったらよいのか考えることができた。

香川会場

・それぞれの市町村の特色を生かすことが大事ということがわかった。
・自分たちの活動にも取り入れられそうだと感じた。
・地域の拠点が組織や活動につながることがわかった。
・イベントとしてのたすけあい活動を日常にはさんでいく発想が良いと思った。
・他市・県の事例を見ることで自らの市ができていないことや参考になることが多かった。
・生活支援体制整備事業にて、住民主体での取り組みを展開していくにあったて、参考になりました。経緯等についてもっと詳しく知りたいです。
・具体的な取り組みについて、行政と社協の共働について参考になりました。
・佐川町のとりくみ、「夏のお助け～」を参考に取りくんでみたいと思いました。
・住民との協働による活動から住民主体になる活動への移行にヒントがありました。しかけはどこでもできるし、どことつながっても進めることができるのが理解できました。
・地域の力を活かすことが重要であることはわかっているが、協力をとりつけること、また継続していく事、自立してもらうこと（行政主導から補助金だのみの活動から卒業する）に参考になった。
・地域団体がたくさんある中で、どう取組みへ参加してもらうかヒントになりました。
・地域に密着した活動を展開するに当たり漠然と捉えてしまいそうであったが、まず人（個人）の繋がりを強め（世話役になる対象者）との信頼関係を作り、それを基に地域の問題を抽出し、課題解決に必要な人や場所と少しずつ地道に作り上げていく重要さがよく伝わった。
・事例紹介が詳細で、住民参加を伝えていくためのポイントが多くあると思いました。

＜他市の事例を知るきっかけができた＞

東京会場

・限られた時間の中で他団体の取組みを効率的に把握することができ、有意義な内容であった。

大阪会場

・住民主体の活動が見えた点。

・様々な事例やデータにより、現状を知ることが出来たため、とても参考になりました。
・各市でのとりくみを聞くことができてよかったです。
・様々な事例やデータにより、現状を知ることが出来たため、とても参考になりました。
・実際に実施されている内容なので、とても参考になりました。

香川会場
・各市町村や地域の実情に応じた様々な取組事例が参考になった。

＜共通課題の発見＞

東京会場
・支える側と支えられる側が渾然一体であるのは、どの地域にも共通していると感じた。全庁的な取組みが必要である！
・2040-2060 年問題、超高齢少子化社会はどこも同じ課題なので興味深く聞くことができた。

大阪会場
・似たような状況であると思われます。参考にしたい。

＜その他＞

東京会場
・地域に出ることと、目的意識の重要性
・国への提言もありがたい
・サービスの創出という点で参考になった。

大阪会場
・事例の発表はよく理解できてよい。発表者の姿勢が素晴らしい。
・地域福祉、高齢、介護の専門ではないので勉強になった。
・NPO、行政、社協　どこの組織でも推進者の熱い想いで暮らしやすい地域づくりが進む。キーマンがいるまちが豊かになる。
・話を聴き、これまでの動きが間違いでなかったことが確認できた。また、行政の動きを、本市に報告する機会にもなった。

香川会場
・なるほど、と思いました。そのための参加であり、役に立ちました。

◆要望・改善点

東京会場
・失敗した事例や困難な状況を如何に超えたかなどの説明があると心強い。

・地域の課題（というより、小さな困り事）を話し合い、自分達で解決する道筋をみつける活動を行っている事例も知りたい。

大阪会場

・発表者を地域に呼び、行政に勉強にしてもらいたいと思いました。
・時間配分が悪かった。
・地域住民と民生委員やNPO等との団体組織の連携に3年程かかって、いい関係が築けているとのことであった。連携の出発時点から現在までの経過が聞きたかった（知多市事例）。

香川会場

・「生活支援」に的をしぼった内容にしていただければ、もう少しゆったり話していただけたのではないかと思います。「住民を主役」に支援されている実践者のお話はとても勉強になったので少し残念に思います。
・一人ずつの講師が話す時間が短いと感じた。

4）「パネルトーク　～地域に支え合いの生活支援を広げるために～」について

パネルトークに関する参考度は以下のようになった（表4－4）。

表4－4　パネルトークの参考度

		会場		
参考度	全体 (N=149)	東京会場 (N=56)	大阪会場 (N=40)	香川会場 (N=53)
とても参考になった	69.1%	75.0%	57.5%	71.7%
やや参考になった	30.2%	23.2%	42.5%	28.3%
あまり参考にならなかった	0.7%	1.8%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

全体では、「とても参考になった」が7割近くあり、前述した事例報告の次に割合が高く、また「あまり参考にならなかった」が0.7%と最も低かった。会場ごとに比較すると、「とても参考になった」は東京会場で75.0%、香川会場で71.7%と高い。また「あまり参考にならなかった」については大阪会場、香川会場で0%であった。

選択した理由は以下のようなものであった。（自由記述より抜粋）

◆参考になった点

＜活動を支える必要性＞

東京会場

・地域活動やボランティア活動をとり組みたいと思う住民の活動を支えることはとても大事であり、活動内も、より豊かなものになることが期待できます。特に制度だけでは解決できない”孤立”の問題など行政と一緒に知恵を出しあいながら、様々な活動をつくり出して行きたいと思いました。

・ボランティアの支え方が少しわかったように思える。
・支える側をサポートする市町村の考え方について参考になりました。

大阪会場

・すでにある支え合いの活動の継続を支えることで生活支援体制整備の仕組みが整うということに気づくことができた。
・地域住民のがんばっていること、支援することの意義を理解することができた。

香川会場

・全力で応援できているか反省なければ。

＜調査や分析について＞

東京会場

・調査結果に基づいた問題提起が分かり易かった。
・地域に合った生活支援体制や制度を構築する必要があるが、そのためにも、ニーズ調査や統計数値の把握は大切だと考えた。
・パネリストの分析がとても参考になりました。
・何が大事か、それぞれの考え方を聞く事ができた。
・本日の視点、目標とするところ　評価視点がよくわかりました。
・保健福祉事業の活用可能性を伺えた。
・多様な切り口からの意見で勉強になった。

大阪会場

・具体例等があり、とても分かりやすかったです。
・パネルトークでのまとめで、行政、社協の支援のイメージできた。

香川会場

・行政、社協、一般財団、大学、NPO のそれぞれの分野からの専門的な議論が参考になった。
・人口減少という問題も十分視野に入れて今後の地域課題を考えていくなど改めていろいろな問題点を考える機会となった。
・様々な視点・考え方を多くの先生方からお話しいただいた。とても参考になる。

＜担い手の育成＞

東京会場

・担い手確保の工夫。
・支え手、担い手の育成に対する考え方が知れた。
・ボランティアの育成については、幼少期から地域とのつながりづくりを行っていく取り組みの必要性を特に感じた。

・人を育てる体系について参考になった。

＜その他＞

東京会場

・様々な情報や事例を取る事で進むことがあると感じました。
・ポイントを知ることができた。あせらずゆっくりすすめていこうと思う。
・地域により異なるが、いろいろな考え方で行動する話が聞けて参考になった。

大阪会場

・新たな財源とても参考になりました。
・行政の役割を落とし込んで事業のすすめ方を考えたい。

香川会場

・具体的で分かりやすかった。
・もう少し柔軟に考えられたらなと自分をふり返ることができました。
・お金と政策の推進の難しさを考えることができた。
・過疎化の中での実践の話は危機感を感じました。社協で地域とつながりたいと思っていますが、今ある活動を見直すこと、どうやってしていけばいいかなあと思います。

◆参考にならなかったと答えた理由

東京会場

・テーマがぼんやりとしすぎていると感じました。
・パネリストの話がよくわからなかった。

◆要望・改善点

東京会場

・もう少しパネリストの話す時間を作ったほうがいいように思いました。
・移動外出支援の実例を聞いてみたい。

大阪会場

・トークに時間をとってほしい。
・地域のコミュニティによっては、「交付金が〜円あるがどう使う？」と言われることが多く、「〇〇をしたいからいくら欲しい」が当たり前と思うのですが、なかなか理解していただけません。

香川会場

・全体を通して時間がない。内容が盛りたくさんすぎる。
・取組報告とパネルトークを一体的なプログラムにするともう少し時間に余裕があったのでないか。

５）今後、住民参加による生活支援を広げるための研修会に参加したいか

今後の研修ニーズについて尋ねた結果については、以下の通り（表 4－5)。

表 4－5　今後、研修会に参加したいか

		会場		
参加度	全体 (N=161)	東京会場 (N=56)	大阪会場 (N=46)	香川会場 (N=59)
ぜひ参加したい	62.1%	60.7%	63.0%	62.7%
どちらかと言えば参加したい	36.0%	39.3%	32.6%	35.6%
あまり参加したくない	1.9%	0.0%	4.3%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

全体をみると、6 割強の人が「ぜひ参加したい」と答え、「どちらかといえば参加したいを合わせると 98.1％と、研修会のニーズの高さがうかがえる。「ぜひ参加したい」は大阪会場が 63.0％と最も高かった。

６）住民参加による生活支援を推進するための課題、研修全体を通しての感想

（自由記述より抜粋）

◆課題や今後取り組みたいこと

東京会場

・社協とうまく協力できず、活動につながらない。市としては、団体に委託して、活動につなげてほしい。直営で協議体は立ち上げたが、生活支援サービス（居場所支援以外）に）は、行政としては実施しにくい。

・東京の中にある田舎なので地域コミュニティがまだ活きているので上手くそれを住民参加に向けて行く必要があると考えています。

・「住民主体」でありながら、行政の立場での「枠」で見てしまっていたと感じます。今、支えている、これから支えたい人の声を聞き、伝えていきたいと思いました。

・市民が何を求めているニーズを、細かく把握する事をしないと無駄なことになる。それを行うためには、既存サービスを壊す事もしなければと思いました。「予防」を色々な面から進めないといけませんね。

・人間関係の希薄化や地域コミュニティの脆弱化が進むなか、個人の意識を如何に転換し、住民参加による生活支援に結び付けて行くかが最大の課題。他人への無関心、自分ファーストの意識の中で、様々な取組みをしても、砂上の楼閣に終わる可能性あり。

・いつでも、どこでも誰もが参加できるボランティア活動プログラム、地域福祉活動プログラムを新しい発想で広げていけるようにしたいと思います。本気で！！が大切ですね。一人でも多くの人々が参加したくなる方法やしかけなどを学びたいと思います。

・協議体の立上について、市民の同意が得られにくい。どうしても押しつけ感を感じられてしまう。移送サービスの要望はあるが、なかなか難しい。

・縦割支援から、横の連携をはじめました。やりたいこと、やってみたことはあるが、それを受け入れる”うつわ”が課題となっている。空き家や空き店舗の活用を検討しているが、難しい状況である。

大阪会場

・市民から地域包括支援センターに、こういったことをしたい、やってみたいという声が上がり、直営包括であり出来ることや支援に限界があるため、社協に協力依頼をし、今ある資源を広げようと思い、社協に声かけするも、理解が得られないため、なかなか進まないことが課題であり、どう理解してもらうか…が悩みとなっている。
・行政として、子ども食堂への住民参加を促していきたいと考えているが、自発的、自由に開催している子ども食堂の行政への抵抗感が一定ある。しかし、行政として、一定の補助や助成を行おうとすると、子ども食堂の公共性を高める必要があると考える。
・緊急時の対応、補償の問題、責任問題、補助金事務がボランティアにとってかなり負担となっている。
・行政側としてやるべきことや、立ち位置などが良く分かった。市の特性やニーズをつかむことや、社協との連携が課題となっているので、今回の研究会の内容を参考にして業務に取り組んでいきたい。
・指標のニーズを掘り起こすための道具、アンケート内容を参考に事業の進め方を見直してみたい。
・財源の確保が課題だと思います。行政と住民の協働を大切にしてほしい。住民に求めるのみでなく、行政も住民と共に住みよい地域をつくるという自覚を持って動いてほしい。本気で取り組んでいる人たちも多いので…。完全無償での継続はどこまでできるのでしょうか。
・行政、市民含めてこれからの社会の問題をしっかり考えること。担当者だけでは話が進まないことが多い。土壌づくりが重要だと思う。
・免許返納された方は、行政が移動手段を安く用意してくれると期待が大きいですが、まだ整備が整っておらず、地域差があるのでご不便をかけ申し訳ないです。
・住民課題をあぶり出すために、住民参加の会議をどう立ち上げるか。

香川会場

・サロンに出てくる人が少ない（外に出てきてもらうきっかけづくりが難しい）。
・住民参加の協議体で話された意見を住民主体のサービスに形を作っていく過程を進めている所です。今回の研修で学んだことを参考に住民の方と考えていきたいです。
・総合事業を社協全体で考えることが必要である。現在は生活支援体制の担当のみが動いている。
・行政との連携が課題。
・地域包括支援センターと社協の連携をもっと進めていかないと、と思いました。今日の報告を包括に知ってもらえればもっと介護予防マネジメントが変わるのではないかと思います。
・補助金があるのはうれしいが、行政担当者による。

◆人材不足・育成について

東京会場

・意欲ある人をどう育てていくのか。伴走しながら成長できたらと。
・高齢者が高齢者のために、と突然参加するのは難しい。60 代のうちからの意識づけは、大切だと思いました。
・シルバー人材や担い手不足が課題になっています。ボランティアに参加することのメリットを支援者側が理解し、担い手としての力を備えた住民に対し声かけ等を行っていければと思いました。また、

何故住民が参加しないのか（しようと思わないのか）を聞きとり、課題の解決に向かっていければと思います。
・住民参加（自主的）の活動が重要と思うが、自主的な活動を続ける必要性を住民に理解してもらうにはどうすれは良いか。
・担い手不足、どこでも同じ課題を抱えているのだと思ったら少し気が楽になりました。前向きに頑張りたいと思います！
・どこの地域も同じと思いますが、担い手が不足している事です。今日の先生の講義を聞き、何となくですが、光が見えて来たと思います。
・生活支援を推進するための課題としては、担い手の高齢化、特に代替わりが難しいということです。活動の価値を分かりやすく周知できるように努めたいと思いました。

大阪会場
・（地域活動の）運営、伴走についてもう少し勉強したいと思います。
・平成 30 年度から活動を開始したばかりで、今は居場所づくりを中心にしていますが、担い手がない、担い手の高齢化が課題となっています。また、町内会など既存団体が中心になりがちなため、これ以上の活動はできないと、苦情をいわれがちです。既存組織にこだわらない居場所づくりをすすめたいのですが、むずかしい。
・世代によるコミュニティ意識の違い。現在、活動して下さっている 70 歳代以上が持っている村的コミュニティ意識を持っていない世代に対してのアプローチに課題を感じています。

香川会場
・「助っ人募集！」のような呼びかけをしても人が集まらない。
・まとめ役の担い手がいない。
・地域の担い手が高齢化しており、活発だった活動が低下して来ることに危機感がある。

◆研修会の感想

東京会場
・内容が多くて、伺うだけで一杯でした。ヒントが沢山あると思いました。
・生活支援をしていく”力”をいただけました。地域活性がんばります。
・とても内容が濃かった。

大阪会場
・全国の事例を聞ける事はとても参考になりました。
・生活支援コーディネーターの方と年 1 回は県外研修して、先進地や色々な勉強をしようと心がけ、今年度出かけていなかったのでこの研修に来させていただきました。よい話、事業のきっかけになる話がたくさん聞けて、コーディネーターの方もとてもやる気になってもらえているようで、よい研修をうけさせていただきました。

香川会場

・四国の方々の地域性でしょうか。とても、力強く、熱く、思いやり深いお話が聞けて良かった（社協さん中心に！！）大変良かった。
・とても参考になったが、質問の時間などがなく、説明も少し早口で少し理解が難しかったのでもう少し時間に余裕にある研修であれば良かった。
・大変勉強になりました。いろんな事業を行っているのですね　参考になります。
・1 日かけてする研修ではないでしょうか。もったいないと思います。
・もう少しテーマがしぼられていても良かったが、情報量が多く有意義だった。
・一日必要ですね。いいお話ばかりでした。
・研修内容はとても参考になるものだったが、あまりにも内容が多すぎてついていけないところがあった。もっとしぼって、じっくりききたかったと思う。
・参加者の意見交換・情報交換の時間が欲しかった。
・資料にさまざまな事例を掲載するのは悪くないが、詰め込み過ぎており情報の処理が間に合わない。飛ばし飛ばしの説明では不充分である。

◆要望

東京会場

・住民参加型の推進に向け、国や都がより積極的に広報活動や補助金制度の充実化を図っていただきたい。
・地域がひとつひとつ違うように市町村も違う。研修会もいいが、市町村に伴走型支援をして欲しいという思いがある。先進地の紹介だけでなく、地域にどのような支援をしたらどうなったというような内容を知りたい。
・うまくいった先行事例の紹介であったが、今一歩苦労している点や、今後の人口減少（若者等の減）に向けた地域共生の話も聴きたかった。
・住民参加の生活支援はこれからますます広げていく必要がありますが、「食」分野がほとんど取り組めていません。今後強化していきたいと考えていますので、情報等いただけると大変ありがたいです。

大阪会場

・先駆的な取り組みの基準として「住民による合意形成」の過程が上手くいった地域（住民⇔住民、住民⇔福祉施設、住民⇔企業といった社協による福祉のまちづくり）を紹介してもらいたい。地域的に過疎ではないが、「地域のつながりは大切」と理解されているものの、生活支援までは「我が事」として深化してない現状。

香川会場

・補助や助成委託の基準を下げることが活動支援につながることはわかったが、具体的な規約作りなど基準などとその評価の考え方など知りたい。
・地域団体（コミュニティ協議会など）など地域の任意団体との連携・協力関係について、もう少し掘り下がって、苦心談などを聞きたかった。

・活動に参加しない方々へのフォローの実態を聞きたかった。
・引きこもり、不登校、精神障害等のしんどい方への対応はどうしているか知りたい。
・人口が多い（30 万人以上）都市の取組みについて知りたい。

３　まとめ

「以後も、このような研修会に参加したい」と答えた人は 3 会場合計で 98.1%と、住民の自主的な取り組みを支援する立場にある機関（自治体、社会福祉協議会等）を対象にする研修のニーズの高さがうかがえる。人口減少に立ち向かう地域の最前線から見た事例を取り入れ、伴走型支援により互助活動を育てていくためのヒントを示したことが、特に事例報告の高評価につながったと考えられる。

一方、プログラム企画・進行については、登壇者の数に対して開催時間が短く、3 会場共に急ぎ足での進行となってしまったことは、以後へ活かすべき改善点である。

参加者アンケートに挙げられた住民参加による生活支援サービスを推進する上での課題については、「地域活動の運営、伴走についてもっと勉強したい」「市町村にも外からの伴走型支援が必要」「地域にこのような支援をしたらこうなった、というような内容を知りたい」といった、**得た知識を実践に落とし込むための手法を求める意見が多く聞かれた**。

地域一体となって互助の基盤整備を進め、住民の社会参加を広げていくためには、市域・県域を超えた活発な情報共有の場が望まれる。今後は、関係者を対象にした実践型のワークショップ形式による研修開催の検討を始めるとともに、当会からの情報提供を希望する、と回答した自治体等に対し、継続して情報を提供することで、支え合いを基盤とした生活支援サービスの創出に寄与したいと考える。

第５章　住民のやる気を支える支援の手引き

１　作成の目的

本手引きでは、地域で自主的な活動に取り組む人たちの裾野を増やし、それらの活動の持続性を支える支援の仕組みをつくりだすことを目的に、市町村他関係機関が伴走型支援を始めるときに活用できるよう、支援の着眼点（着目してほしい視点を示したシート）を提案する。

２　内容

次頁より、本事業の成果物として作成したカラー冊子『住民のやる気を支える支援の手引き』を収載する。

住民のやる気を支える支援の手引き

平成30年度
厚生労働省老人保健健康増進等事業

「地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業」

一般社団法人 全国食支援活動協力会

はじめに

「住民参加による生活支援サービス団体」には、隣近所の助け合いの活動から年間事業高数千万円にのぼる事業体に至るまで幅広い団体が含まれます。事業型団体の活動が質の高いサービスを安定的に提供したり、働く場をつくりうる一方で、隣近所の相互扶助の活動は参加を通じて人々の当事者意識を醸成したり、地域の人的な関係を豊かにしています。

「住民参加による生活支援サービス団体」は、自然に簇生してくるものではありません。都市化や高齢化によって人のつながりが希薄化しつつある地域では、地方公共団体や社会福祉協議会などの公的団体や民間の中間支援組織などが相互扶助の基盤を意識的につくりだすことが求められています。大切なのは、さまざまな規模の活動・団体が地域に多種多様な形で存在し、それぞれの良さを遺憾なく発揮し続けられる条件が社会に用意されているということです。

本手引きは、地域で自主的な活動に取り組む人たちの裾野を増やし、それらの活動の持続性を支える支援の仕組みをつくりだすことを目的に作成しました。アンケート調査とヒアリング調査をもとに、住民のやる気を支える視点をもった団体評価の手法を提案しています。本手引きが、少しでもみなさまの参考になれば幸いです。

目次

第１章　「生活支援サービス団体」とは何か P３

❶生活支援サービス団体とは P４

①食事サービス

②移動サービス

③居場所づくり

④訪問型サービス

⑤子ども食堂・地域食堂

❷生活支援サービスを取り巻く制度 P11

❸資金提供の考え方 P14

❹生活支援サービス団体の特徴 P18

第２章　アンケート調査とヒアリング調査から見えてきたこと P25

❶アンケート調査から見えた３つの論点 P28

❷市区町村の支援策の方向性 P41

❸生活支援サービス団体への支援メニュー P44

第３章　「住民参加による生活支援サービス団体」の評価 P47

❶何のための評価か P48

❷ニーズ重視とアセット重視 P48

❸住民参加からコミュニティ主導へ P50

❹どのように評価するか P51

❺実際にどのような基準が用いられているか P52

❻住民のやる気を支援する視点（評価項目）の提案と使い方イメージ P54

第1章

「生活支援サービス団体」とは何か

1 生活支援サービス団体とは

❶生活支援サービス団体とは

地域には、隣近所のちょっとした助け合いの活動から会員制の有償ボランティア、さらには専従のスタッフを擁する事業型団体の活動まで、住民が主体となって日常の生活を支援する団体（グループ）が多様な形で存在しています。本手引きでは、このような「住民が主体になった支え合い・助け合いに基づく生活支援を行う団体」を広く「住民参加による生活支援サービス団体（以下、「生活支援サービス団体」）」と称しています。

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」の住民主体による支援（訪問型・通所型サービスB、訪問型サービスD（移動支援）及びその他の生活支援サービス（第1号生活支援事業））を行う団体も含まれますが、総合事業を行っているかどうかということはあまり重要ではありません。対象を限らず、住民が日常生活において感じた課題意識を出発点として、相互扶助をベースに取り組む団体が地域社会に幅広く存在し、相互に連携・協力する関係が重層的につくりだされるようになることが重要です。

❷生活支援サービス団体の活動領域

生活支援サービス団体は、基本的には住民が地域の困りごとや課題と感じていることに取り組むもので、その活動は多岐にわたりますが、主な活動領域は次の５つをあげることができます。

① 食事サービス

② 移動サービス

③ 居場所づくり

④ 訪問型サービス

⑤ 子ども食堂・地域食堂

①食事サービス

（1）食事サービス

食事サービスは、高齢や障害などの事情で食生活に困っている人を対象に「食べること」の支援を行う助け合い活動のひとつです。特に高齢者は低栄養状態になると要介護に陥るリスクが増大することから、介護予防の観点からも食事支援の働きかけは重要です。

一方で「食」は栄養補給だけではなく、おいしいものを食べる楽しみや人間関係・地域文化にも関わる多角的な営みでもあります。こうしたことから、栄養の補給以外にも多くの効果が期待できるのが食事サービスの特徴だといえます。

助け合い活動による食事サービスは次のような機能を持っています。

- **食事の提供**
  （栄養、食べる楽しみの確保、買物・調理負担の軽減）
- **見守り**（他のサービス・活動へのつなぎ）
- **会食時または配食時のコミュニケーション**
  （社会的つながりの維持・回復）

食事サービスは主として２つの形態にわけられます。

- **交流目的・介護予防の食事サービス**（会食中心）
- **生活支援・見守りの食事サービス**（配食中心）

そのほか、食生活改善・介護予防プログラム・料理教室などの取り組みが行われています。

会食サービス

・集まって一緒に食事と会話を楽しむスタイルで、食を通じてコミュニケーションの場をつくることが目的
・自由に出入りできるコミュニティ・レストランやカフェの形式もある

配食サービス

・食事を利用者の自宅まで配達するサービスで、調理の負担軽減や栄養バランスの改善が目的
・訪問を通じた会話や安否の確認も重要な目的

（2）支援のポイント

住民参加による食事サービスは、市町村を越えない身近な生活圏域で、見守り・安否確認を含めたサービスが提供されています。利用料や会費などを財源に運営することが基本ですが、それだけでは利用者負担が大きくなりがちです。誰もが利用しやすいサービスをめざすためには、間接経費（会場費、水光熱費、保険加入費 他）の補助の検討が必要です。

補助･助成は､住民の自主的な活動を支援するという視点で組み立てることができます。たとえば、食材費補助、会場使用料の補助、水光熱費補助、細菌検査（検便）費補助、コーディネーター人件費補助などが考えられます。これらの経費の一部補助以外にも、年間運営費を補助する方法もあります。どの方法が適しているのかは、団体の運営規模や提供体制によって異なりますから、活動状況を把握した上で検討することが必要です。事業委託は利用対象やサービス内容が限定されるため、住民参加型の団体になじまないことがあります。

市区町村が支援を行う場合の財源は「地域支援事業の任意事業として実施」「総合事業のその他の生活支援サービス事業として実施」「高齢者一般施策にて会食サービスを実施」などが考えられます。社会福祉協議会の補助には自主財源の他、共同募金などが充てられています。

その他、広報への協力、担い手に対する研修の開催（衛生講習など）、公共施設を使う場合の会場確保（優先利用・使用料の減免）などの伴走型支援も有効です。利用者・運営団体双方が互いにできる部分を担うことを基本に、持続可能な支援体制整備を検討することが望まれます。

②移動サービス

（1）移動支援（外出支援）とは

普通のバスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービスです。利用者の自宅と目的地の間の送迎を車で行います。運転だけではなく、車の乗り降りの介助などを組み合わせてサービスが提供されることが特徴です。

助け合い活動による移動・外出支援は次のような機能を果たしています。

1）外出機会の確保：生活意欲、精神の健康、自信の回復
2）社会参加の促進による介護予防
3）外出先などでの交流：社会的つながりの維持・回復
4）介護家族の負担軽減
5）生活全般の課題発見のきっかけ（他のサービスや専門職へのつなぎ）

移動支援の対象である移動困難者、移動制約者は、ア）外出が困難な心身状態にある人、イ）環境要因、社会的要因により外出に制約を受ける人（交通空白地で運転免許を持たない人、低所得者・外国人・自然災害の被災地住民など）の大きく２つに分かれます。

ア）を対象としているのが福祉有償運送です。運送の区域となる市区町村が設置する運営協議会で合意を得る必要があることや、対価が一般タクシーの 1/2 程度とされていること、旅客の範囲が限定されていることなどによって、難しい運営を強いられています（2017 年３月末現在：2,465 団体）。

図表 1-1 移動サービスと法制度の関係

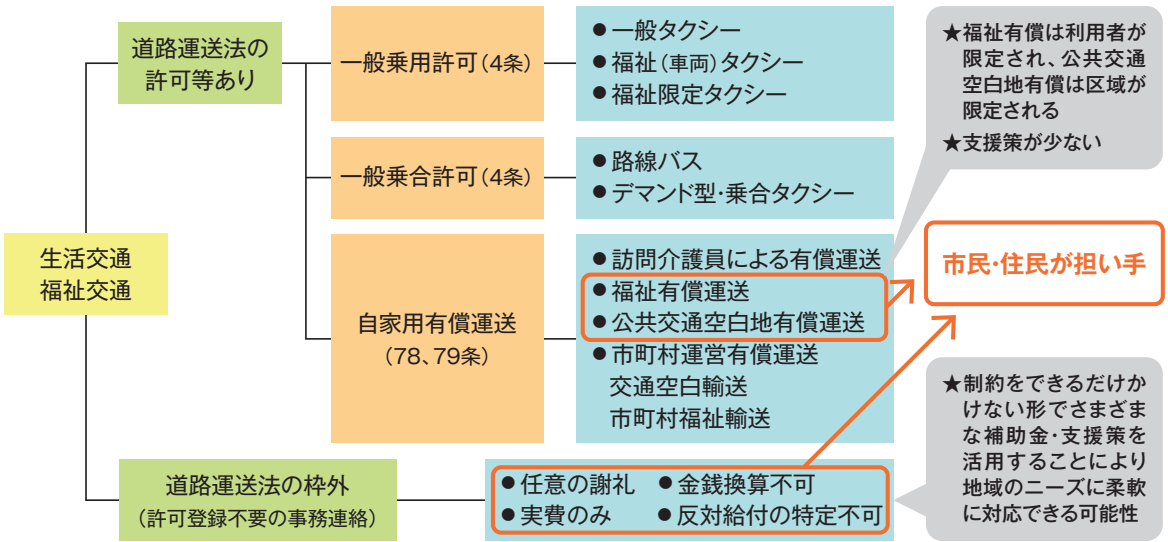

イ）を対象としているのは公共交通空白地有償運送です。住民のライフラインとして機能していますが、地域の交通事業者との利害調整から運送の区域に制限を受けることが多く、2017 年 3 月末現在で全国 106 団体にとどまっています。利用対象者以外の要件は、福祉有償運送と似通っています。

こうした状況を受け、福祉有償運送や公共交通空白地有償運送のほか、互助的な移動・外出支援（道路運送法上の許可・登録不要の活動）の必要性が高まっています。許可・登録不要の移動・外出支援についても、道路運送法の法制度との関係からハードルが高い・わかりにくい、事故のリスクが不安といった理由で広がりが鈍い面はありますが、色々な地域の関係者が担い手となって、買い物支援やサロンへの送迎など目的を絞った活動を立ち上げるケースが増えています。

（2）支援のポイント

多くの福祉有償運送団体は、行政から補助や委託を受けていません。東京都は 1990 年代から、地域福祉推進を目的として、移動サービスを含む住民参加による生活支援サービスの実施団体に補助を行っていました。2000 年頃から市区町村に移管され、補助金を打ち切ったり仕組みを変更したりした市区町村が多数ありますが、補助金を継続している市区町村では、車両関係費やサービス調整に係るコーディネーターの人件費などが補助されています。また、埼玉県では、障害者を対象としたタイムケア（年間 150 時間分まで）である障害者生活サポート事業があり 1 時間あたり 1,800 円が県と市町村から補助されます（利用者負担 900 円 / 時）。その他、車両購入費の一部補助や、運行距離や件数に応じて補助を行う市区町村などもありますが、全国的にはわずかです。

一方、公共交通空白地有償運送については、6 ～ 7 割の団体が補助や委託を受けているようです。交通関係の予算（一般財源）から事業費の赤字部分を補填する市区町村や、車両関係費を補助する市区町村などがあります。

最近、注目されているのは、総合事業の訪問型サービスD（移動支援）やB、通所型サービスB、一般介護予防事業の補助金などを活用する例です。訪問型サービスDには、２つのケースが想定されており、①通院や買い物に乗降前後の付き添い支援が行われていることを条件として間接経費の補助が出るケースと、②通所型サービスや通いの場への送迎に対する車両関係費や間接経費の補助が出るケースがあります。

③居場所づくり

（1）居場所づくりとは

通いの場・交流の場は、身近な地域で公共施設や空き家、空き店舗などを活用しながら多様な住民が気軽に集まり、楽しい時間をともに過ごす場として各地に広がっています。

気軽に出かけ、人と出会う場所があることで閉じこもりや孤立を防止し、生活にメリハリをつけることができます。また、継続的に参加することで、体調不良や認知症の進行といった変化に素早く気づくことができたり、フレイルを予防する効果も期待できます。最近では、専門職が関わることで参加者のニーズを受け止め、適切な課題解決の方法につなぐ取り組みも展開されています。

開催の頻度は月１回程度のものもあれば、週１回程度、さらには常設型で毎日行われているものもあります。１か所の活動で見ると月１回の開催であっても、地域に活動が広がることで生活を支える機能を発揮することも考えられます。

多くの場合、ボランティア中心に立ち上げ、運営が進められますが、実際の活動では、参加者、ボランティアの明確な区別なく、誰もが主体的に関わりながら交流が図られることが重視されます。

通いの場・交流の場については、活動場所の確保が課題であり、市町村が施設・設備を整備して活動を支援する例もあります。また､個人宅に集まったり､商店の一部を借りるなどの例もあります。場所さえ確保できれば、他に大きな設備投資や備品を多く必要とせず、光熱水費や材料費は参加者から一定の参加費を徴収することで賄うことが可能です。送迎の確保も重要な問題となっています。

地域共生社会の実現においては、地域活動の拠点として、これらのような機能を持つ居場所づくりの取り組みが重要であるとされており、そのため取り組みに対する側面的な支援が重要であるといえます。

（2）支援のポイント

活動の立上げ・継続に対する支援においては、住民が自発的・主体的に取り組む活動であることを支援者側から「押しつけない（主張しすぎない）」ことが大切です。住民が活動の必要性を共感するプロセスを、支援者も一緒に関わりながら丁寧に進めていくことで動機付けがすすみ、そのことが継続的な活動につながります。

一方で、過度な支援をしないように留意することも必要です。運営に必要な知識や技術などに関する支援が必要と考える場合は、直接その行為を行うことはせず、ノウハウを伝達するなど、住民が自ら役割を担えるようにアプローチをすることが求められます。

総合事業では、通所型サービスＢやその他通いの場を活用した、立ち上げ支援、活動場所の借り上げ費用、間接経費となる光熱水費、サービスの利用調整などを行う人件費なども支出可能と例示されています。他にも、拠点に着目した補助や助成など多様な支援が行われています。

④訪問型サービス

（1）訪問型サービス とは

住民参加型の訪問型サービスは、住民が参加して地域で支援を必要とする人に対して生活上の支援を行う地域福祉活動です。

サービスとして行われている主な内容は以下のようなものがあります。

1）食事づくりや掃除・洗濯などの家事援助

2）介護

3）話し相手

4）保育（一時預かりや保育園への送迎など）

調理、掃除といった家事援助が中心になりますが、これらを通して在宅での生活を総合的に支える、利用者とのつながりを大切にすることが本旨となります。たとえば本人以外の家族の援助や花木の水やりといった介護保険では対象外となる支援についても、必要と判断されれば柔軟に対応し、利用者（およびその家族）の生活をきめ細やかに支えることができる点が特徴です。また、時間を決めて利用会員のお宅に訪問して話し相手になるサービスでは、社会的なつながりの維持・回復に効果を発揮します。さらに、信頼関係が深まるとさまざまな相談を受けることもあります。

介護保険制度創設前に発足したいわゆる「住民参加型在宅福祉サービス団体」の中には、訪問型サービスから活動を開始している組織が多くあります。そうした組織の中には、訪問型サービスを通じて利用者のニーズに接することを経て、外出時の付添いや配食、サロン活動などに展開していく例もみられます。また、住民主体による在宅福祉サービスを提供する組織では、介護保険制度の訪問介護事業を指定事業者として実施している例も多くあります。介護保険制度を運営することは、利用者に対する自立生活支援の視点が高まるとともに、組織としても運営の継続性・安定性が高まるといったメリットがあります。一方で、住民主体による助け合い活動と介護保険の訪問介護の役割が混同されてしまうことで、利用者に助け合いの取り組みが理解されない、活動者が制度の間にあるニーズに対応をためらってしまうといったデメリットも指摘されています。助け合いの理念に対する理解を利用者やケアマネージャー、生活支援コーディネーターなどの地域の関係者に広めることや、活動者がきちんと理解することが重要です。

（2）支援・連携のポイント

介護保険制度が始まる以前より住民主体にて取り組まれている活動です。利用料の一部が担い手の活動費となり、残りの利用料と補助金などで運営スタッフの人件費や運営費が賄われています。総合事業では、通所型サービスＢやその他通いの場を活用した、立ち上げ支援、活動場所の借り上げ費用、間接経費となる光熱水費、サービスの利用調整などを行う人件費なども支出可能と例示されています。他にも、拠点に着目した補助や助成など多様な支援が行われています。

また、住民への支援を住民参加型在宅福祉サービス団体に相談する場合は、（1）で記載したように、介護保険の訪問介護とは区別して考え、住民の自発的な意思による助け合いの活動であることを理解しておくことが大切です。

⑤子ども・地域食堂

（1）子ども食堂とは

子ども食堂に関する明確な定義はなく、実際にはさまざまな活動形態があります。あえて定義づけるとすれば、「子どもやその親に対して、無料や安価で栄養のある食事を提供する活動」ということになりそうです。これまでも地域の有志のボランティアや NPO などの民間団体が、十分に食事を取れない子どもや孤食の子どもに食事を提供したり、食育を目的に調理実習を行なうなどの取り組みが見られましたが、「子どもの貧困」を取り上げた報道などがきっかけとなり 2010 年代以降に大きく周知されるようになりました。

現在、子どもに対する食事支援の取り組み数は全国で 2000 ヶ所以上ともいわれていますが、貧困世帯の子どもに限定している場合などは活動をオープンにしていない場合も多く、正確な数はなかなかわかりにくいのが実態です。「子どもの貧困」とセットで語られることの多い「子ども食堂」ですが、地域の人が「子どものために、自分ができることを」と始めたことが動機になっており、その実像は各地でさまざまで一様ではありません。それが、子ども食堂の特徴といえるかもしれません。地域の誰もが来られる場という意味を込めて「地域食堂」や「子どもを中心にした居場所」と説明される場合もあります。

子ども食堂の多くが、単に食事を提供するだけではなく、安心して食事ができる居場所として、子どもが健やかに育つために必要な、豊かな体験や人との関わりができる場を志向しており、遊びや学習機会の提供、食育、親への支援など、それぞれに多様な活動がなされています。

（2）支援のポイント

子ども食堂は、利用料が無料または低額であるために、運営者の金銭的な負担が大きくなりがちです。継続的な活動をめざすためには、間接経費（会場費、水光熱費、保険加入費、細菌検査（検便）費、コーディネーター人件費 他）に対する補助が必要です。

全国一律ではありませんが、子どもの居場所づくりへの支援は各地で始まっています。子ども食堂の開設準備金や開催費用の一部補助や助成、またコーディネーターを配置して居場所づくりのネットワーク化の推進（開設したい人のための相談・助言、情報交換の場づくり、フードバンクによる食料支援へのつなぎなど）が行われています。県や県社会福祉協議会が基金や助成制度を設けて広域的に支援しているところもあります。市区町村によっては、民間企業と子ども食堂・地域食堂をつなげるマッチングの支援に取り組んでいる地域もあるようです。

子ども食堂の取り組みが、ようやく地域に認知され始めたという地域もあるでしょう。広報への協力、地域のキーパーソンを紹介する、担い手に対する研修の開催（衛生講習など）など、信頼を得て活動を継続するための支援は、大きな助けになります。会場を定期的に使う段階になれば、公共施設を使う場合の会場確保（優先利用・使用料の減免）、子どもへの対応に関しては教育機関との連携支援など、活動団体のめざす方向に寄り添う形での伴走型支援が重要です。

2 生活支援サービスを取り巻く制度

❶総合事業

2015年の介護保険法一部改正によって創設された総合事業では、住民の自主的な活動に基づくサービスが制度に組み込まれましたが、その積極的な意味は、地域・社会での社会的役割が結果として介護予防につながると考えられたことです。介護保険サービスであればサービスの受け手である利用者も、立場や環境が異なれば、何らかの社会的役割を果たす存在になり得ます。

市区町村が総合事業のサービスを展開する場合、現時点で訪問型・通所型サービスB（住民主体による支援）や訪問型サービスD（移動支援）を担える住民活動の実績がないことなどから、指定事業者による現行相当サービスや、緩和した基準によるサービスAで対応する市区町村も少なくないかもしれません。

しかし、現行相当サービスやサービスAで対応すると、介護事業所は人件費単価が下がり、ますます人材確保が難しくなることや、住民によるサービス提供団体が活躍する機会が失われてしまう懸念があること、さらにサービスAのみでサービスを組み立ててしまうと利用者はいつまでたっても利用者としての立場に押しとどめられ、助け合いの主体的な参加者になる機会が失われてしまうことなどのデメリットを考える必要があります。

❷生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は総合事業のエンジンとも言われ、生活支援コーディネーターを配置したり、介護予防・生活支援サービスに関する協議体を設置・開催する事業ですが、さまざまな地域の活動に成果が現れているかというと、地域によって差があるのが現状です。

生活支援体制整備事業の目的は「多様な支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ること」とされています。生活支援コーディネーターや協議体は、高齢者の社会参加の推進が事業の目的にあることを念頭に置き、既存の活動団体を含めた住民の取り組みを応援していく必要があります。

必要な時に必要な支援が受けられる一方で、その人の特性や能力に応じて他の人を支える役割も担えるような相互扶助の関係をつくることが、介護予防と住みよい地域づくりにつながるのです。

❸保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金制度）

生活支援体制整備事業や総合事業による多様なサービスが広がらない中、国は市区町村に評価指標を示し、ランキングをつけて交付金の単価を変える「保険者機能強化推進交付金」いわゆるインセンティブ交付金制度をスタートさせました。自立支援や重度化防止に向けて努力したり成果をあげたりした市区町村により多くの交付金を支払うものですが、この評価指標の中には、通いの場への参加率の高さや介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他の生活支援サービスを創設の有無を尋ねる項目も含まれています。2018年度は200億円の予算が

計上されています（都道府県 10 億、市町 190 億）。交付金は各市区町村の介護保険特別会計に充当されますが、その趣旨を踏まえ、地域支援事業だけでなく市町村特別給付、保健福祉事業を充実させていくことが重要とされています。

図表1-2 市町村特別給付・保健福祉事業・地域支援事業の任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの
財源	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 第1号被保険者の保険料 23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	市町村が定める
実施例	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給／等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業／等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他 （成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業／等）	・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス／等
特徴	対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。	財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「市町村特別給付、保健福祉事業、総合事業、市町村の一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。

出典：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング『「地域の実情」に応じた仕組みづくりを支援するために』（2018 年 3 月）

❹『我が事、丸ごと』地域共生社会の実現に向けた取り組み

平成 30 年（2018）年 4 月の介護保険法一部改正の重要なポイントの一つが「地域共生社会づくり」です。地域共生社会は次のように説明されています。

> **制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。**

地域共生社会を実現することが、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止にもつながるという考えに立ち、複数の事業を連携して一体的に実施することを可能にする措置が講じられています。生活支援コーディネーターは、高齢者以外の支援、子どもたちの支援も含めて担当していくという指針も示されています。

3 資金提供の考え方

❶資金提供の考え方

現在、市区町村の財政状況は総じて厳しく、生活支援サービス団体に対する予算の捻出は厳しいと考えるところも少なくないでしょう。

そこで、以下では、財源が限られた中でより効果的に資金を提供するために留意すべき３つのポイントを取り上げます。

① 団体の状況に応じた補助・委託

ア）補助金

生活支援サービス団体は、その組織化の程度やミッションによって、資金ニーズに大きな違いがあります。これから立ち上げを考えているグループや立ち上がって間もない団体にとっては、最初の一歩を踏み出す後押しや、活動の継続を促す補助金が効果的です。この場合、交付額は低くてよいので、できるだけ多くの件数を緩やかな要件で用意することが重要です。他方で、ある程度責任ある実施体制が整っていたり、専門的な対応が可能な団体に対しては、直接的な経費だけでなく、運営費も考慮される必要があります。この場合、補助金の性格は負担付き贈与契約に近いものだと考えられるので、補助金交付決定通知書に、補助金交付の事業内容、費目、金額を明記し、市区町村として達成してもらいたい条件を明確にするのと同時に、条件の達成に必要なコストを計上できるような積算基準や単価を設定しなければなりません。

ただし、生活支援サービス団体の特性上、団体によってサービスの提供の仕方や仕組みに違いが生じるため、ある程度補助対象経費を個別に設定できるようにするなど、交付の仕方を柔軟にしておくことが望ましいといえます。そのため、該当する補助要綱の本文には補助金の目的、補助対象、申請・報告の手続などを共通する内容として記載しておき、個別に決める必要がある条件は別表で定めるといった工夫をしておくとよいでしょう。そうすることで、補助要綱の頻繁な改訂を避けることができます。

イ）委託金

当該サービスが、本来市区町村が担うべきサービスとしての位置づけになるようであれば、委託契約にすることも考えられます。この場合、生活支援サービス団体のような非営利事業者の参入も可能な競争入札にするか、随意契約の枠組みの中で生活支援サービス団体などに限定するといった条件を設定することになります。競争入札では、入札資格要件は基本的に営利事業者を想定しており、その手続も煩雑で、結果として非営利事業者を排除してしまう可能性があります。実際に参入見込のある団体の実態を踏まえた要件・手続の見直しが必要です。

他方で、随意契約については、しばしば事業者の選定過程や選定理由が不透明になりがちです。そのため、「生活支援サービス団体の価値」（20 頁）で指摘したような価格以外に期待する質的な価値を部内で共有したり、公募提案（プロポーザル）方式を採用して団体側から提案する機会を設け、その際の評価事項を検証した後、次の契約に反映させたりするなど、生活支援サービス団体などの非営利事業者に委託する積極的な理由づけを検討しておく必要があります。

② 補助金のマッチング

現行の予算の使い方を見直すことで、支援のための財源を捻出できる余地はまだまだ残されています。

具体的には、次の２つの考え方があります。ひとつは、住民などへの給付事業や不要不急の事務に関する予算を、助け合い･支え合いを促す予算に切り替えることです。たとえば、小坂町（秋田県）では敬老関連事業を廃止する代わりに、住民が主体となって行う生活支援や居場所運営の補助金の財源として予算を振り分けようとしています。時代に合わせて予算配分の枠組みを変えることで、厳しい財政状況でも予算を増額することなくニーズに対応するというものです。

もう一つは、類似するさまざまな補助金を組み合わせて使えるようにすることです。市区町村の中には目的が類似する補助金であっても、所管が異なるために縦割りで交付されるものが少なからず存在します。これらを組み合わせたり、さらには国や都道府県の補助金もあわせて使えるようになれば、現行の予算の枠組みを変えることなく、助け合い・支え合いの活動を効果的に支援することが可能になります。

国もこの考えを後押しする動きに変わりつつあります。一例として、厚生労働省「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成 29 年３月 31 日付通知)では、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。）について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することができる旨を明確にしています。

図表 1-3 市区町村レベルで複数の事業費を合わせて一体的に実施できる例

地域の社会資源を開発する人の配置（コーディネーター）

●**介護保険の生活支援コーディネーターの活動範囲を高齢者だけでなく、全ての世代の人を対象に拡大**

①想定される国庫補助等事業等
- ･地域支援事業（介護保険制度）:生活支援体制整備事業
- ･「我が事･丸ごと」の地域づくり推進事業:地域力強化推進事業
- ･市区町村単独事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置等）

②費用按分の方法として考えられる例
- ･雇用契約等に規定されている勤務時間数等によって按分する
- ･就学前児童数（6歳未満）、6～65歳未満の障害児･者数、高齢者数のそれぞれの割合により按分する（例:就学前児童数および6～65歳未満の障害児･者数は市区町村単独事業、高齢者数は地域支援事業で対応）。

居住支援

●高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援、不動産関係団体等との連携による入居支援等に居住支援の取組を対象者で区分せず一体化に実施

①想定される国庫補助等事業等
- ･地域支援事業（介護保険制度）:地域自立生活支援事業
- ･地域生活支援事業（障害者総合支援制度）:住宅入居等支援事業
- ･自立相談支援事業･居住支援事業（生活困窮者自立支援制度）

②費用按分の方法として考えられる例
- ･高齢者、障害者、生活困窮者（推定）数に応じて按分する。

権利擁護

●成年後見制度利用促進のための広報･普及活動の実施について、高齢部門と障害部門を一本化して実施

①想定される国庫補助等事業等
- ･地域生活支援事業等（障害者総合支援制度）:成年後見制度普及啓発事業
- ･地域支援事業（介護保険制度）:成年後見制度利用支援事業

②費用按分の方法として考えられる例
- ･認知症高齢者数、知的障害者･精神障害者数に応じて按分する。

●市民後見人等の育成事業について、高齢部門と障害部門を一本化して実施

①想定される国庫補助等事業等
- ･地域生活支援事業（障害者総合支援制度）:成年後見制度法人後見支援事業
- ･地域医療介護総合確保基金（介護分）:権利擁護人材育成事業

②費用按分の方法として考えられる例
- ･認知症高齢者数、知的障害者･精神障害者数に応じて按分する。

子どもの学習支援

●小･中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入等で限定せず、同一の場所。同一の時間に実施

①想定される国庫補助等事業等
- ･学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）
- ･子どもの生活･学習支援事業（ひとり親家庭支援）
- ･地域学校協働活動推進事業（文部科学省）

②費用按分の方法として考えられる例
- ･就学援助率等を用いて按分する。

こうした柔軟な補助金のマッチングのためには、「制度の要件を地域や団体に当てはめる」という発想を改め、生活支援サービス団体が本来の価値をいかに発揮できるか、あるいは地域で助け合い・支え合いの関係をいかに豊かにつくりだしていくかという視点に立って既存の国・都道府県・市区町村の制度を捉え直してみる姿勢が不可欠です。

③ 伴走型支援の充実強化

生活支援サービス団体に対する補助金などの支援が充実している市区町村の多くは、単に資金提供だけでなく、インフォーマルな支援にも力を入れています。たとえば、高齢者のサロンや子ども食堂が比較的容易に補助金を受けられるようにしている市区町村では、立ち上げる前のグループづくりから立ち上げ後の運営まできめ細かく相談に乗ったり、活動拠点や物品を融通したり、ともに活動する団体同士をつなげたりと、伴走的な支援を充実させています。

伴走的な支援の主体としては、ア)「市区町村（第一線職員)」が直接担うほか、イ)「社会福祉協議会や民間の中間支援組織」が担う場合も少なくありません。それに加え、農山村地域における新しい潮流として、ウ)「行政から委嘱・委託を受けた住民」自身が担う例も見られつつあります。たとえば、「NPO 法人とかの元気村」は、県の集落活動センター事業の補助金を受けるとともにあったかふれあいセンター事業の受託を受け、地域福祉のコーディネーターやスタッフの人件費が手当てされています。これに集落支援員の委嘱を受けたスタッフを加えた 2 名の常勤スタッフを中心に地域福祉やまちづくりを支え、住民個人やグループの活動を側面支援しています。雲南市の地域自主組織制度では、小学校区や公民館の単位などをベースに立ち上げた地域自主組織（30 団体）に対し、年平均 900 万円程度の「地域づくり活動など交付金」を配分し、地域づくりや地域福祉の経費のほか、人件費に充当することができるようにしています。「波多コミュニティ協議会」や「躍動と安らぎの里づくり鍋山」などでは常勤スタッフを雇用し、地域のニーズに応じた活動の立ち上げや地域福祉の取り組みを支援し、マネジメントする機能を担っています。

❷総合事業に関わる補助金の有効活用

総合事業に関わる補助金（訪問型・通所型サービスB、訪問型サービスD、移動支援）及びその他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）についても、さまざまな団体やグループの活動を支える基盤となるような活用を工夫する必要があります。

以下では、その先駆的な取り組みを行っているケースとして八王子市（東京都）の訪問サービスBに対する支援（「八王子市住民主体による訪問型サービス事業補助金交付要綱」2017年４月施行・2018年４月改正）を例に、活用のポイントを紹介します。

- 既存の活動を阻害しないようにするためには、実施要綱ではできる限り制約を設けず、柔軟な補助要件とする必要があります。八王子市では「補助対象団体は（市内で活動する）構成員が５人以上」という緩やかな要件にとどめています。
- 総合事業では第３層のコーディネート機能に補助を出すことができます。八王子市では、主にコーディネーターの人件費などとして「事務費」の名目で月３万円まで、新たに拠点を設けて介護予防体操などの活動を意欲的に行う団体に対しては家賃として月２万円まで、介護予防を目的に担い手の人数に応じて月１万円までというように、その団体の活動内容や規模によって最大で月８万円の補助金を交付できる仕組みとしています。
- 八王子市では必ずしもケアプランと連動することは求めていません。市の担当課は、「団体側は自分たちにできる支援をできる範囲で行っており、支援を必要とする人がどのような経緯で団体に来たとしてもケアプランに基づいて利用すれば訪問Bになるし、自主的に利用すればインフォーマルになる」という立場です。

このように、市区町村には現場のニーズを基点として制度を運用する工夫がこれまで以上に求められるのです。

図表1-4 活用しやすい補助金の例（八王子市住民主体による訪問型サービス事業補助金交付要綱）

［補助対象経費］

第3条 この補助金の交付対象となる経費及び上限額は、別表第1に定めるとおりとする。

補助対象経費				月上限額
事務費		人件費（事務作業を行う者に限る）、物品購入費、印刷費、交通費、役務費、光熱水費、通信費、その他市が適当と認める経費	サービス提供にかかる必要な事務経費及び市等関係機関との調整、利用者のサービス調整等にかかるコーディネート等になる人件費	30,000円／月
加算	事務費	賃借料	家賃（敷金・礼金含む）、コピー機、自動車等の賃借にかかる経費	20,000円／月
加算	活動実績	※事務費に準ずる	年間活動延べ件数に応じ、事務経費に加算 ※補助対象期間内の活動件数を、その期間内の週数で除いた件数	補助対象期間における平均活動実績（延べ件数） ①週1～5回 ▶加算なし ②週6～9回 ▶10,000円／月 ③週10回以上 ▶20,000円／月
加算	介護予防	※事務費に準ずる	担い手の介護予防を目的に、サービスに従事する人員の規模に応じて事務経費に加算	当該事業に従事する人員が、延べ10名以上の場合 ▶10,000円／月

■訪問Bの利用調整を担うコーディネーターの人件費（1,000円／日程度）
依頼があろうがなかろうが、かかってしまう固定費（第３層の生活支援コーディネーター的な役割も担う）
- シンポジウムでの事例発表
- 行政との意見交換への参加
- 地域への周知活動
- 活動拡充の検討
- 補助関連交付事務 等

■活動実績に基づく加算
無理なく緩やかに活動いただくため、申請時は「①」で申し込むことをすすめている。（年度末に清算あり）
その月々で成果を評価するのではなく、年間通して活動いただいたことを評価。

■従事者数による加算
高齢者自らが担い手に参加することで、地域での役割りができ、介護予防につながるという視点。

出典 八王子市

4 生活支援サービス団体の特徴

❶生活支援サービス団体の特徴

①「住民参加型」の形態

住民参加にはさまざまな形態があります。住民が団体に果たす役割に着目し、区分してみると、①支援活動やサービス提供にボランティアなどとして参加する「活動参加」、②活動参加者のコーディネートや団体の運営などに参加する「運営参加」、③住民が、日ごろの生活や地域での活動などにもとづいて意見を述べる「声の参加」、④活動や団体を応援するため、お金やモノ、人脈などを提供する「支援としての参加」、⑤社会参加や社会的包摂の一環としての「就労としての参加」を挙げることができます。

図表1-5 住民参加型の形態と内容について

住民参加の形態	内 容
①活動参加	具体的な支援活動やサービス提供への参加。 例）配食サービス:献立づくり、調理、盛り付け、配達など。 居場所：受付、話し相手、プログラム担当など。
②運営参加	さまざまな役割を分担する参加者（ボランティアなど）のコーディネート（受け入れ、日程調整、連絡など）や、団体の運営に関わる事務（局）などへの参加。 ※社会福祉協議会や社会福祉法人などの別の団体が運営に関わる事務（コーディネーターや事務局）を担う場合もあります。
③声の参加	協議や意思決定の場（会議）への参加。 例）生活支援サービス団体やその他の団体に役員･理事･評議員などとして参加。 地域ケア会議、市町村の協議会･委員会などに委員として参加。
④支援としての参加	生活支援サービス団体を外部から支援する参加。 例）団体へのお金やモノの寄付、団体の賛助会員、活動拠点となる住宅（空き家など）を市場価格よりも安く貸すなど。
⑤地域就労･雇用	地域の就労困難者の就労･雇用を通じた社会参加 例）高齢者、子育て中の女性、障害者、過疎地の若者など、その地域で就労困難な状況にある人を雇用。

② 生活支援サービス団体の地域性

生活支援サービス団体は、参加者の資格が特定の地区の住民とされている団体と、そうでない団体とに分けることができます。「地縁型」と「テーマ型」として対比的に呼ばれることもあります。前者には下記のようなものがあります。①地縁型の団体の典型例は自治会・町内会、部落会・集落です。これらの特徴は、基本的には、1）地区内に一つだけ存在する点。2）どの地区にも存在する点。3）地区内のすべての人（世帯）が参加するのが当然（望ましい）という規範にもとづいている点です。それゆえ、一定の地理的範囲を単位とする参加の仕組みづくりに強みを発揮する団体といえます。②婦人会、防災団体、防犯団体や子ども会（育成会）は活動内容が特化されていますが、基本的に参加資格が地区の住民に限定されている団体です。地区社会福祉協議会（地区社協）も、これらに近い性格をもっているといえるでしょう。

一方で、「テーマ型」の団体は、特定の生活課題や目的をめぐって各個人が自発的な意思にもとづいて参加するタイプです。特定の地区の住民に限定した団体ではないことから「市民参加」という表現が用いられることあります。個人の自発的な集まりとしての団体には、ボランティア団体や市民活動団体のほか、NPO 法人、ワーカーズ・コレクティブなどの協同組合などがあります。これらの活動は、人々のライフスタイルや考え方の多様性を背景として生まれてきます。つまり、地縁型の団体では十分に扱うことができないような、個別性の強いニーズや専門知識が必要とされる課題に対応する活動・団体ともいえます。設立当初は少人数の集まりでも、学習や経験を重ねるなかで専門的な知識やスキルを蓄積して事業化し、補助事業・委託事業の対象となる可能性があります。

❷生活支援サービス団体のめざす方向と組織化プロセス

① 多様な規模・形態

生活支援サービス団体の活動領域や事業規模は多岐にわたります。本研究事業で実施したアンケート調査（調査 B）によると、立ち上げから間もない団体ほど規模が小さく、活動年数を経るにつれて大きくなる傾向があります。図表 1-6 は、回答団体の設立年と収入額の関係を示したものです。2016 年以降の設立団体の 38.8%が年間収入額「10 万円以下」に区分されている一方で、2000 年以前の設立団体の 47.8%が年間収入額「500 万円以上」に区分されています。団体の多くは、活動を継続していく中で、徐々に組織としての体制を整え、その規模を大きくしていったことがうかがえます。

他方で、長い活動経験を経ても組織の規模はそれほど大きくない団体も存在します。生活支援サービス団体も、活動の頻度を増やし、継続化させようとすれば組織としての体制を整えざるを得なくなるという点では NPO 法人や営利法人と同じです。しかし、規模が大きくなることが、団体にとって望ましいとは限らないのです。

図表1-6 アンケート調査（調査B）回答団体の設立年と年間収入額の関係

（単位 団体数）

		年間収入額					合 計
		10万以下	10万超～30万以下	30万超～100万以下	100万超～500万以下	500万超	
設立年	1979年以前	2	2	6	7	5	22
	1981～1990年	4	1	4	3	20	32
	1991～2000年	14	7	12	22	52	107
	2001～2010年	26	20	29	34	63	172
	2011～2015年	31	29	24	27	24	135
	2016年以降	146	109	85	30	6	376
	合計	223	168	160	123	170	844

注）医療法人、社会福祉法人、生活協同組合本体が行う活動及び収入がない団体を除いてあります。

② 組織化のプロセス

多くの場合、生活支援サービス団体は、図表 1-7 のようなプロセスを経て組織化されます。近隣の主婦達による会食会の運営を例にあげると、最初は何かのきっかけで日々の食事にも事欠く独居高齢者に出会い、自分で何かできないかと考えるところから始まります。個人的に声をかけたり食事のお裾分けをしたりするインフォーマルな個人レベルの単発的な関わりです。これを「ステージ０」の段階とします。この段階ではまだ継続的に活動するという意思は持ち合わせていないこともあります。

しかし、単発的でも関わりを続けるうちに、自分の得意な食事や家事のスキルを生かしてもっと何かできないかという思いを持つようになり、近所の公共施設で食事会を行うグループを立ち上げてみたというのが、「ステージⅠ」の段階です。気の合う仲間同士で親睦を深められたり、自分のスキルが生かされたことでやりがいを実感できることが、活動の大きな動機になっています。この場合、月１、２回程度というように、あまり負担にならない範囲で行うのが通常でしょう。

そして、活動を続けるうちに、参加者にも好評で、参加人数が増えてくるかもしれません。また、参加者から回数を増やすリクエストが出てきたり、活動しているうちに食事会に参加できない人の存在に気づくこともあるでしょう。参加者の期待にもっと応えたり、食事会では満たされないニーズに対応しようとするには、「無理のない範囲で」というわけにはいかなくなってきます。この時、こうしたニーズに積極的に応えるために新しい一歩を踏み出すか、あるいはこのまま内輪のグループとしての活動にとどまるのかという判断が求められ、ニーズ志向へと舵を切ったグループは、次の「ステージⅡ」の段階に入ります。

「ステージⅡ」の段階に入ると、活動は量的に拡大するようになり、一緒に食事を作ったり、家事援助をしたり、食事を配達してくれる仲間を募る必要が生じてきます。そこで、人材募集のチラシを配ったり、ハローワークでドライバーを募集したりするようになると、組織のミッションを共有しない人たちも増えていきます。何も言わなくても互いに理解し合えるという状況ではなくなってくるので、明確な組織のミッションを設定して共有したり、役割分担を定めたルールづくりが必要になってきます。この段階が「ステージⅢ」です。

さらに、活動を継続すると、利用者にとっては欠かすことのできないセーフティネットとしてのサービスになっていきます。食事会の回数が増えただけでなく、食事会への移動サービスや参加者の夜の食事を配達するようになるかもしれません。その中に糖尿病患者や咀嚼が困難な人が含まれていれば、栄養に配慮したり、野菜の刻み方も個別に対応するなど、質的にも満足いくものが求められるようになります。すでにこの段階では自前の厨房や配達車を確保し、品質確保のための体制も整備され、組織に雇用される専従スタッフも働いています。これが「ステージⅣ」の段階です。ステージⅢやⅣの段階になると、ボランティアだけで活動を支えることは難しくなり、専門職を雇用したり、行政からの補助金・委託金などの公的資金も積極的に受けるようになります。

図表1-7 生活支援サービス団体の組織形態による区分:組織化のプロセス

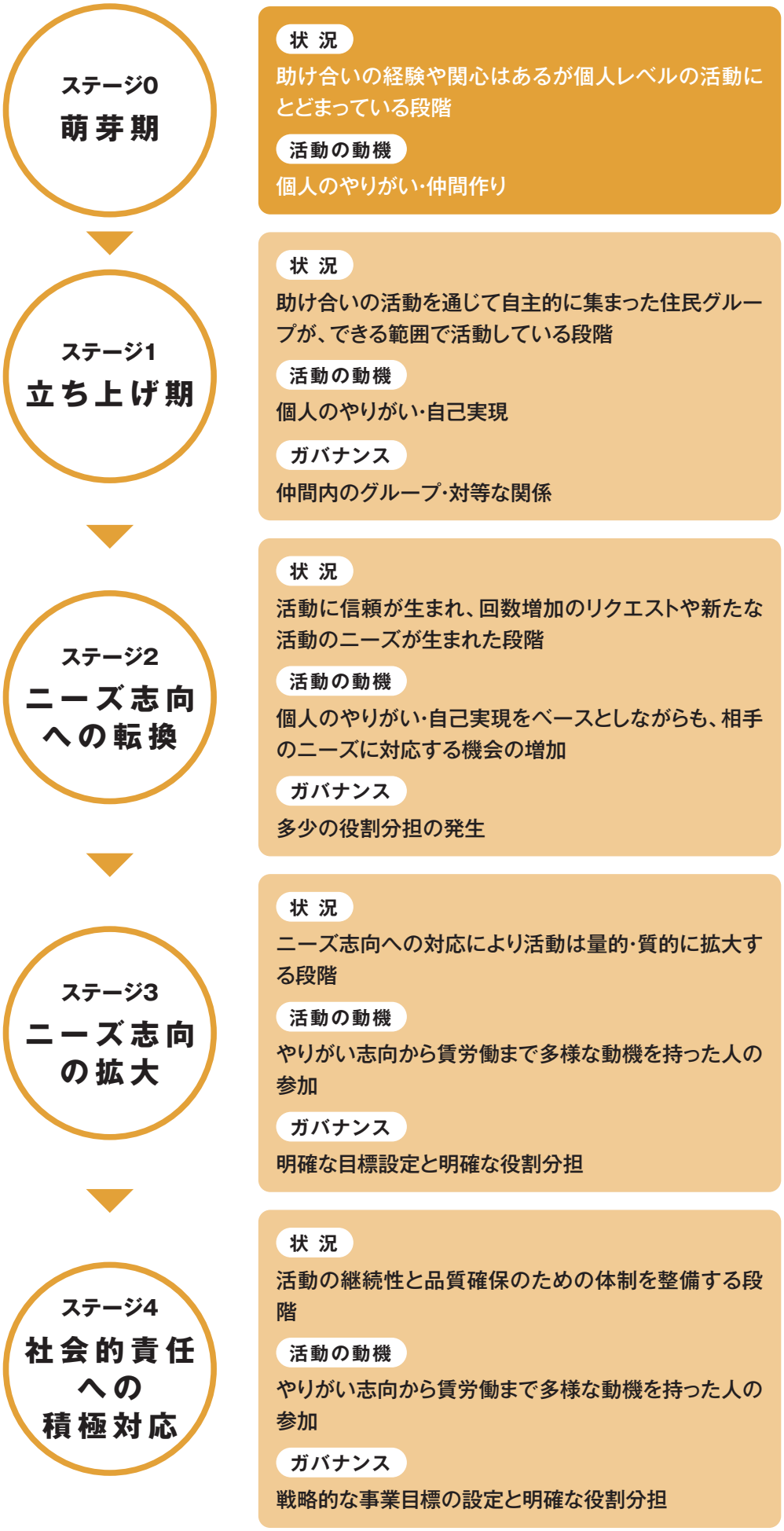

比較的規模の大きな生活支援サービス団体の多くは、こうした段階を経て組織化が進んでいったものと考えられます。しかし、各ステージにとどまっている団体のすべてが「成長途上」であるわけではありません。「ステージⅠ」のグループが数多く存在するからこそ、近隣に顔見知りが多く気軽に参加できる空間ができるのであり、「ステージⅢ」の団体が存在することで、多様な人たちで地域を支える重層的なコミュニティがつくられるというように、それぞれの段階にある団体は、それぞれの良さ（特性）を持っているのです。

生活支援サービス団体は、団体の組織化の程度（規模）やミッションによってその特性に違いがあるということは、必要な資源にも違いがあるということです。行政が生活支援サービス団体を支援する際は、こうした特性の違いに留意する必要があります。

❸生活支援サービス団体の価値

行政が生活支援サービス団体をはじめとする活動団体を評価する際、ともすれば食事会の回数や配食の個数といった直接的な成果のみに着目しがちです。しかし、生活支援サービス団体には、利用者や対象者に対する直接的なサービスを提供するということのほかに、住民参加型だからこそ達成可能な価値があります。アンケート調査（調査 B）やヒアリング調査の結果を踏まえると、共通して持つ価値として、主に以下の点をあげることができます。

(1)「まちづくりや住民自治の原動力になっていること」

生活支援サービス団体は、住民自らが能動的に地域の困りごとや生活課題に関わる場であり、そこから問題への気づきが生まれ、また、同じ問題に関わる仲間や支援する相手との信頼関係も深まります。こうした経験が、ある種の公共意識を高め、「公共は行政のもの」という発想からの転換を促し、社会を変える力につながっていくことが期待されています。

(2)「当事者目線で問題解決のアプローチを探ること」

生活支援サービス団体は、メンバーの中に「支えられる側」の人たちも参画しています。また、日常的に現場に接しており、当事者の目線に近いレベルでニーズや問題を把握しています。そして、メンバーの「ちょっとした工夫」で問題解決につなげることもあれば、近隣住民、各種団体など地域のさまざまな人･団体の協力を得ながら解決につなげたり、公的な制度や資金を活用したり、行政･社会福祉協議会と協働したりと、さまざまなアプローチがあります。

このように、生活支援サービス団体は、単に決められたサービスを提供するだけではなく、明確にサービスとして確立していないインフォーマルなニーズに対しても、柔軟に解決につなげる潜在的な力を有しているのです。

(3)「当事者やそれに関わる人の声を公的な場に表出させる役割を果たしていること」

生活支援サービス団体は、何らかの支えを必要とする人と支えられる人とを結びつけ、地域の問題や生活課題を公的な場に表出させる役割を果たしていることです。生活支援サービス団体は、地域密着で活動しているので、活動を通じて現場のニーズを個別かつ具体的に把握しています。また、通常「支えられる側」もメンバーとして参画しているので、当事者の立場から地域の問題や生活課題を捉えることもできます。行政にとって、こうした団体とつながることにより、より効果的にニーズ把握や対応策につなげることができます。

(4)「抱える困難や立場の違いを超えて誰もが社会参加できる空間をつくりだしていること」

支援する・されるという関係ではなく、一人一人のやってみたい・やれたらいいなという意思に基づいた助け合い・支え合いの関係が促進されることで、障害や社会的な困難の有無・程度にかかわらず、誰もが社会参加できるきっかけが生まれたり、多世代交流の場が形成されたりと、豊かで重層的なコミュニティを形成する力になっていることです。

(5)「『食べられる地域貢献』の受け皿になっていること」

生活支援サービス団体には、全くの手弁当で活動するところもありますが、有償ボランティアを受け入れたり、有給スタッフを雇用しているところもあります。高齢者にとっては年金プラスアルファの収入が確保でき、家計を圧迫することなく活動に従事することが可能になったり、就労困難な人たちの社会包摂の場ともなることが期待できます。

第２章

アンケート調査と ヒアリング調査から 見えてきたこと

住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況や実態、評価ポイントを把握するために、行政・社協向けと、運営団体に向けてアンケート調査を実施しました。ここでは、調査の中から抽出された３つの論点について記載します。

調査概要

調査名：地域住民の社会参加活動などを基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業

❶調査 A：行政・社協向け調査

目 的	行政や社協による、住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況を把握するとともに、支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署 ②都道府県、政令指定都市の児童福祉所管部署 ③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署 ④市町村（政令指定都市除く）、特別区の児童福祉所管部署 ⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会 ⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会
調査方法	①、②：メールにて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ③、④：①、②を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑤：全国社会福祉協議会を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑥：⑤を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。
回答時期	平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月の 2 か月間
備 考	※都道府県及び市区町村の高齢者保健福祉所管部署（①、③）に対しては、子ども食堂・地域食堂を除く生活支援サービス（食支援、移動支援、居場所作り、訪問によるサービス）について回答を依頼した。当該部署以外が担当している生活支援サービスについては、担当部署に照会した上で回答を取りまとめるよう依頼した。 ※都道府県及び市区町村の高齢者保健福祉所管部署（②、④）に対しては、子ども食堂・地域食堂について回答を依頼した。当該部署が子ども食堂・地域食堂について把握していない場合は、担当部署に転送を依頼した。 ※社会福祉協議会（⑤、⑥）に対しては、すべての生活支援サービスについて回答を依頼した。

❷調査 B：サービス運営団体向け調査

目 的	住民参加による生活支援サービスの運営実態を把握するとともに、団体が感じる課題や、活動について評価してほしいと考えるポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	住民参加による生活支援サービス運営団体
調査方法	調査 A の調査対象（①～⑥）および関連団体を通じ、各機関・団体が把握している団体にアンケートの回答記入フォームの URL を伝達し、回答を依頼した。
回答時期	平成 30 年 11 月～ 12 月の 1 か月間

回収状況

❶調査 A

調査 A	有効回答数／配布数	回収率
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	43 件／ 67 件	64.2%
②都道府県、政令指定都市の児童福祉所管部署	43 件／ 67 件	64.2%
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	913 件／ 1896 件	48.2%
④市町村（政令指定都市除く）、特別区の児童福祉所管部署	835 件／ 1896 件	44.0%
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	29 件／ 67 件	43.3%
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	522 件／ 1896 件	27.5%

❷調査 A（事業票）

調査 A（事業票）	回答事業数
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	59 事業
②都道府県、政令指定都市 の児童福祉所管部署	40 事業
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	1408 事業
④市町村（政令指定都市除く）、特別区の児童福祉所管部署	169 事業
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	32 事業
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	852 事業

❸調査 B

調査 B	回答数
住民参加による生活支援サービス運営団体	1254 件

1 アンケート調査から見えた３つの論点

論点 1 必要なのは団体に寄り添う支援

団体を増やし、担い手を増やしていくには、広く地域全体に働きかけるとともに、立ち上げ準備や立ち上げ後の段階で団体に寄り添う支援を行っていくことが必要です。調査結果からは、支援の実施状況はサービス分野によって偏りがあること（図表 2-1、2-2）、団体運営・事務に関する知識の提供や会場確保についての支援があまり行われていないこと（図表 2-3、2-4）、公的な資金援助は比較的多く行われている一方で、民間資金の活用は進んでいないこと（図表 2-5）などが示唆されました。また、多くのサービス運営団体が地域住民から様々なサポートを受けている一方で、民間企業などからの支援はまだ広がっていない状況も伺えました（図表 2-6）。

サービス運営団体の多様なニーズに応え、寄り添う支援を行うに当たっては、ボランティアセンターや社会福祉協議会、食支援や移動サービスなどの領域ごとのサービス運営ネットワークとの連携を図ることも有用です。

また、地域住民や地元企業といった多様な方々を重要な地域資源として捉え、地域全体でサービス運営団体を支えていく基盤づくりをすることも、行政や社会福祉協議会の重要な役割といえます。

① 地域への働きかけ

住民参加による生活支援サービスを地域に広げるためには、サービスの担い手（個人、団体）を増やすための地域への働きかけが必要です。

本事業で実施した調査からは、広く地域住民に対して参加を働きかける取り組みは、都道府県・政令市や市区町村、社会福祉協議会で行われていることが示されました。ただし、子ども食堂・地域食堂については、都道府県や市区町村の取り組みが比較的少ないことも示唆されました。

図表2-1 サービスの立ち上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組みを実施している割合

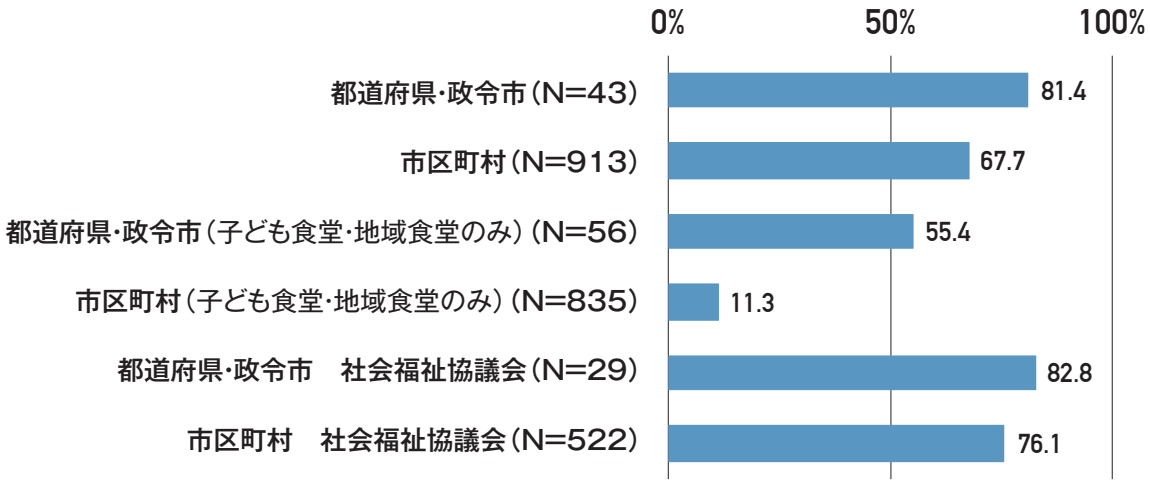

② サービス運営団体への直接的な支援

一方、サービスを立ち上げた団体、あるいは立上げ準備を行う団体への直接的な支援の取り組み状況は、サービス分野によって大きく偏りが見られました。

都道府県・政令市や、都道府県・政令市の社会福祉協議会では、比較的満遍なく、どのサービス分野でも支援が行われていた一方で、市区町村や市区町村社会福祉協議会では「居場所づくり」分野のサービス運営団体への支援が、その他のサービス分野に比べて突出して多く行われていました。

図表2-2 住民参加による生活支援サービス運営団体への支援を実施している割合

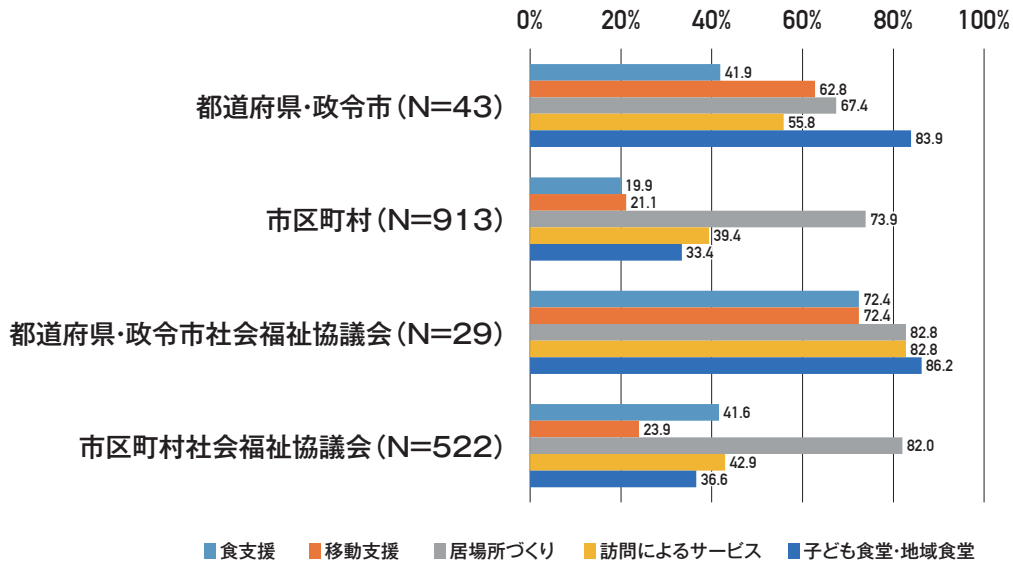

※各サービス分野の支援について、支援メニューを一つでも実施している場合は「支援を実施している」とみなした。

サービスを立ち上げた団体、あるいは立上げ準備を行う団体への支援としては、資金面の援助だけでなく、人材育成、ノウハウ提供、会場・拠点の確保といった、様々な面からのサポートが考えられます。

市区町村の支援実施状況に関する調査結果について、「支援を行っている」と回答した場合に絞って支援内容に着目すると、サービス分野によって支援内容にも差があることが見えてきました。

たとえば、担い手養成のための講習会・講師派遣を行う市区町村の割合は、「居場所づくり」や「訪問によるサービス」では比較的多い傾向にありました。また、サービスの立上げやサービス提供に必要なノウハウ提供は比較的多く実施されている一方で、会則や定款、会計、法人格取得といった事務・運営に関わるノウハウ提供については、いずれのサービス分野でもあまり行われていないことが示されました。

図表2-3 ノウハウ提供･人材育成面の支援 市町村の実施状況

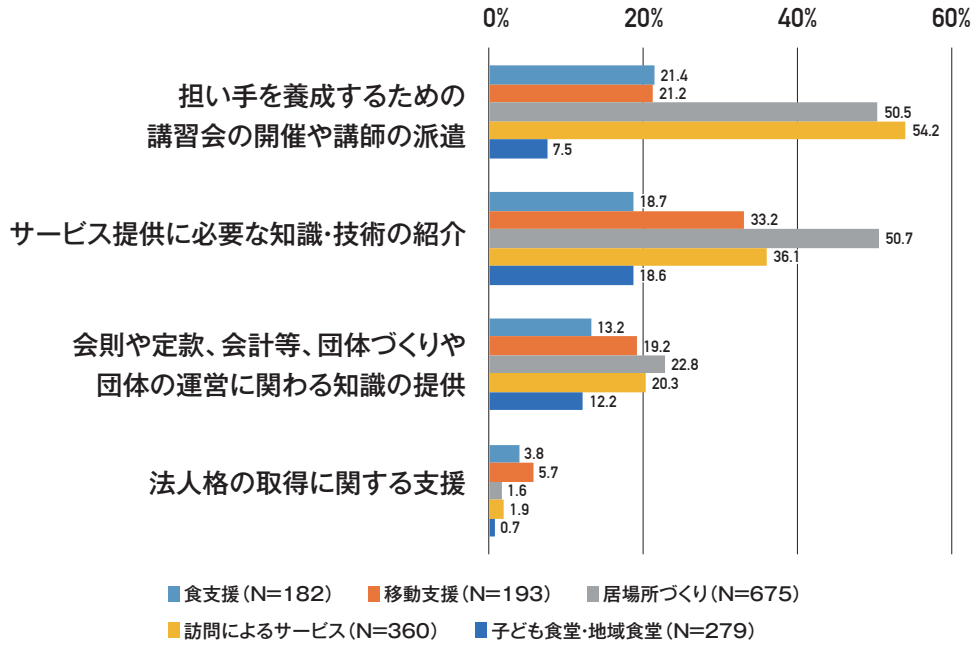

会場や活動拠点の確保に関する支援に着目すると、比較的実施割合が低く、特に空き家などの地域資源の活用は進んでいない状況が示されました。地域によっては、公民館などの公共施設を定期的（週１回など）に利用することが、公平性の観点から制限されてしまう場合もあり、住民参加による生活支援サービスの活動を支援するためには、占有利用できる会場・拠点の提供は重要なポイントです。空き家などの地域資源の活用も含め、無償または安価に利用できる場所の提供を検討してみましょう。

図表2-4 会場や拠点確保の支援 市町村の実施状況

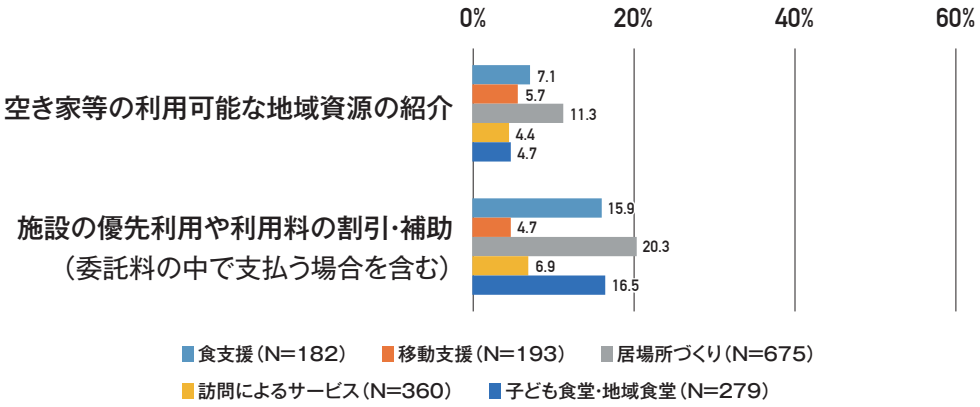

資金面の支援に着目すると、サービス運営資金の公的支援（補助・助成、事業委託）や立上げ資金の公的支援（補助・助成、事業委託）は比較的多く実施されていた一方で、民間資金の活用支援についてはあまり行われていない状況が示されました。

限られた予算の中で幅広いサービス運営団体が支援を受けられるよう、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民や地元企業など、様々な地域資源の活用を模索していくことが求められます。

図表2-5 資金面の支援 市町村の実施状況

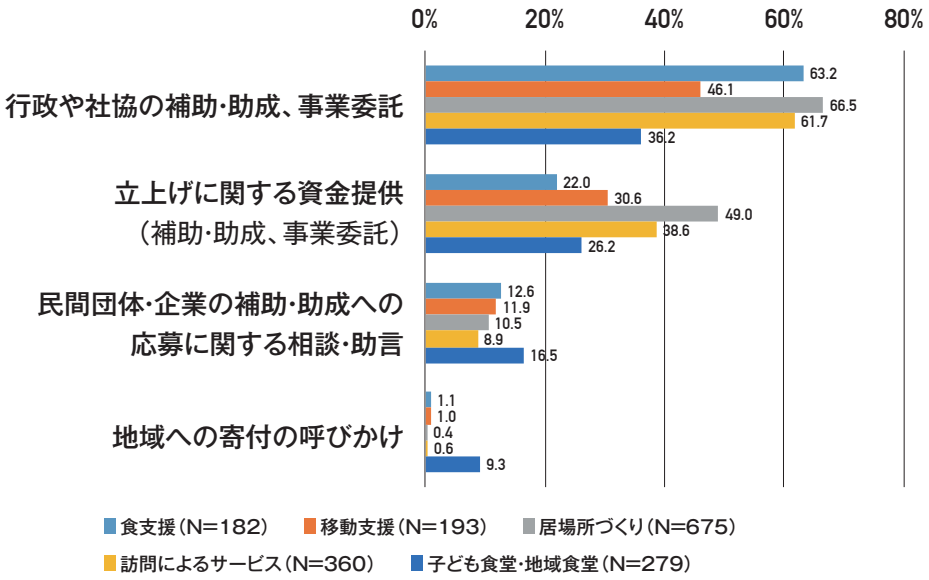

※「支援を実施している」市区町村を分母として、各支援内容を選択した者の割合を示した。

サービス運営団体の多様なニーズに応え、寄り添う支援を行うには、様々な支援メニューを用意することが望まれます。市町村に支援ノウハウがない場合でも、市町村・特別区、政令指定都市、都道府県のボランティアセンターや社会福祉協議会との連携、あるいは、食事サービス・子ども食堂・居場所づくりといった分野における一般社団法人全国食支援活動協力会、移動支援分野におけるＮＰＯ法人全国移動サービスネットワークのような、領域別のノウハウのある団体との連携を図ることで、サービス運営団体のニーズを捉えた支援をめざすことが望まれます。

③ 地域の住民、民間企業などによる支援

住民参加による地域支援サービスへの支援は、必ずしも行政や社会福祉協議会だけが担うものではありません。

調査では、多くの団体が地域住民個人から何らかの支援を受けており、特に寄付やスタッフとしての手伝いといった支援が多い傾向にありました。自治会などの地縁組織からの支援を受けている団体も一定数見られました。

一方、企業や小売店・飲食店、生協・農協といった企業・団体からの支援はまだ少ない状況です。これらの組織を地域資源として捉え、地域全体で住民参加による地域支援サービスを支える基盤をつくることは、持続的な支援環境をつくる上で重要な要素といえます。民間企業・団体にとって、初めて付き合うサービス運営団体への支援を行うことにはリスクが伴います。それが小規模なサービス運営団体であれば尚更、支援のハードルとなりかねません。

行政や社会福祉協議会がサービス運営団体の後ろ盾となるような関わり方をすることで、民間企業・団体の支援を増やすことにつながることが期待されます。

図表2-6 サービス運営団体が地域から受けている支援内容

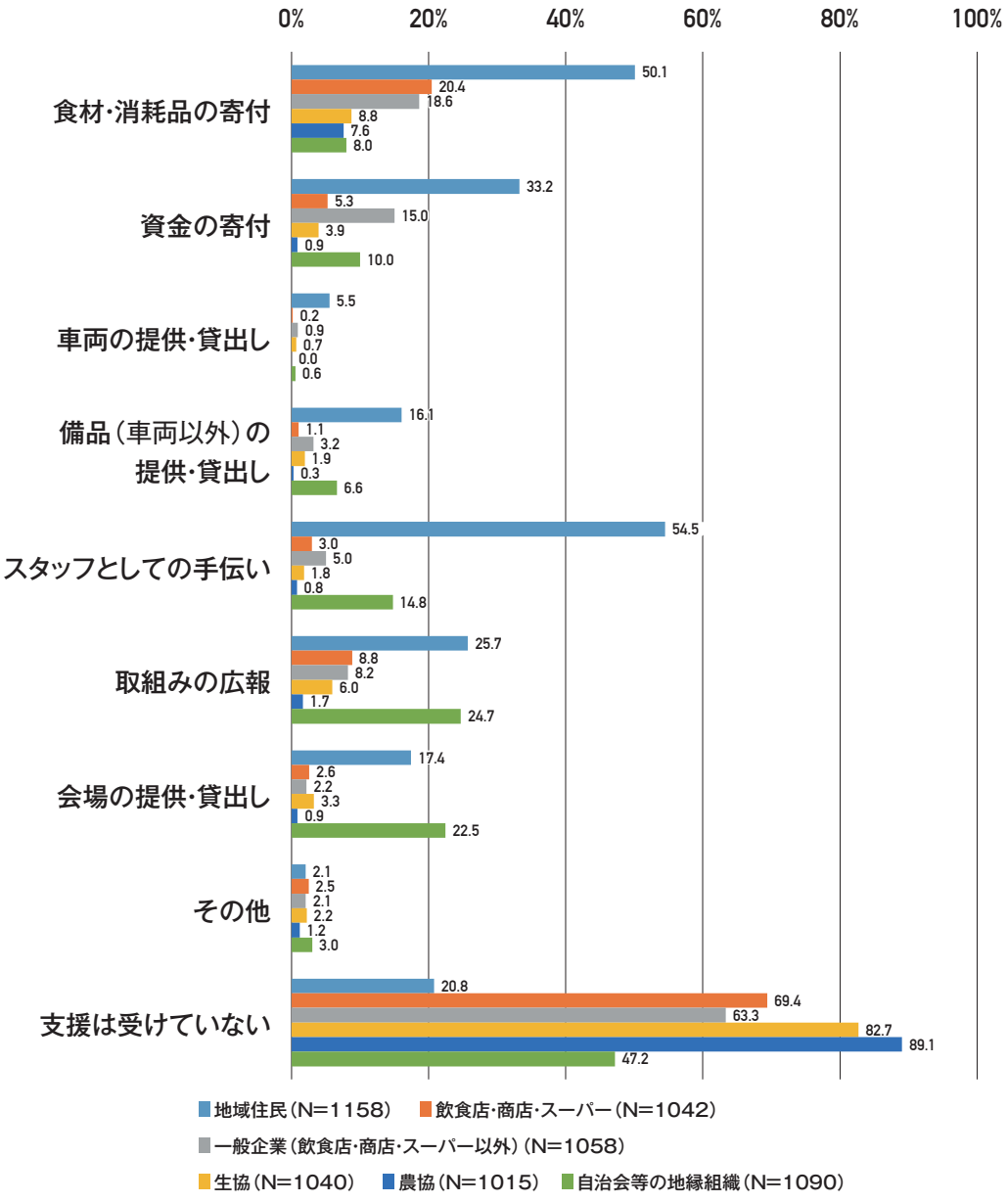

論点 2

特徴や規模に合わせた支援

住民参加による生活支援サービスの規模や運営基盤は多様で、小規模な運営団体が多く活動しています（図表 2-7）。こうした小規模な団体には、小額の補助・助成でも大きく役立つと考えられますが、実際には、公的な補助・助成や委託を受けていない活動が多いことが、調査結果から示唆されました（図表 2-8）。

補助・助成や委託を受けていない活動が多い理由の一つとして、小規模なサービス運営団体にとって補助・助成、委託の基準が高いことが考えられます（図表 2-9）。

先ずは団体を立ち上げるという観点からも、まちづくりへの貢献や住民同士の交流、ニーズへの柔軟な対応といった、住民参加によるサービスならではの特長に目を向けながら、団体を育てていくような伴走型の支援が求められます（図表 2-10）。

▶支援を始める時に注目してほしい、具体的な視点は第 3 章の「住民のやる気を支援する視点の提案」を参照

① 住民参加による生活支援サービス運営団体の規模

住民参加による生活支援サービスは、既に社会的事業を行う社会福祉法人が、地域住民を巻き込んで運営するものから、地域課題に関心を持つ住民が自主的に始めた草の根的活動まで、その規模や運営基盤は多様です。

住民参加による生活支援サービス運営団体に年間収入額をたずねたところ、500 万円以上が 2 割以上ある一方で、全体の 6 割を年間収入額 50 万円未満の団体が占めていました。非常にばらつきが大きく、月当たり数万円程度で運営している、規模の小さな団体もが多いことが伺えます。

こうした小規模な団体にとっては、年間数千円～数万円の少額の支援であっても、活動の継続や発展に大きく役立つことが考えられます。

図表2-7 住民参加による生活支援サービス運営団体の年間収入金額 分布

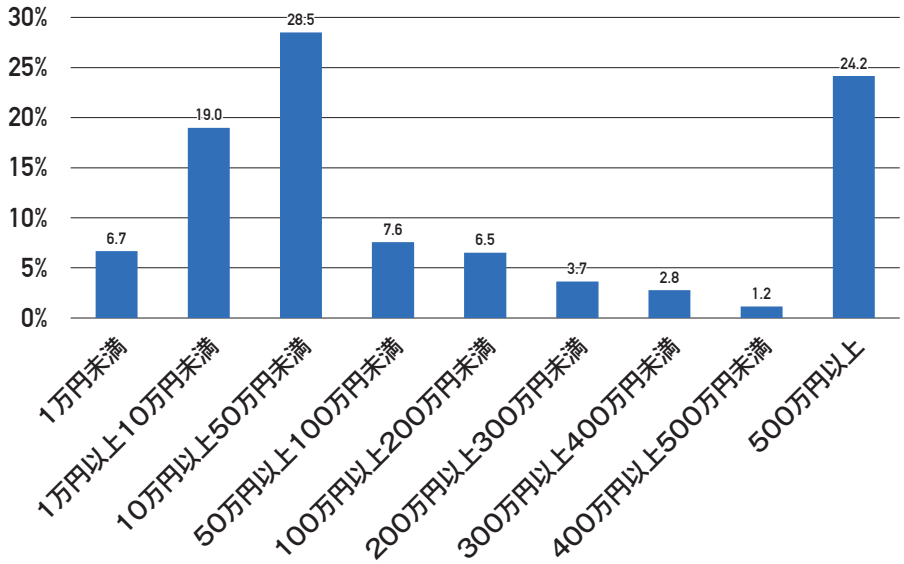

② 行政や社会福祉協議会からの補助・助成、委託の状況

しかし、実際には、多くの団体が公的な資金援助を受けずにサービスを運営している実態が、調査から見えてきました。サービスの種類によって異なりますが、50% ~60% 程度の団体が委託や補助・助成を受けずに実施している生活支援サービスがあると回答しました。

図表2-8 行政、社会福祉協議会からの補助･助成、委託状況

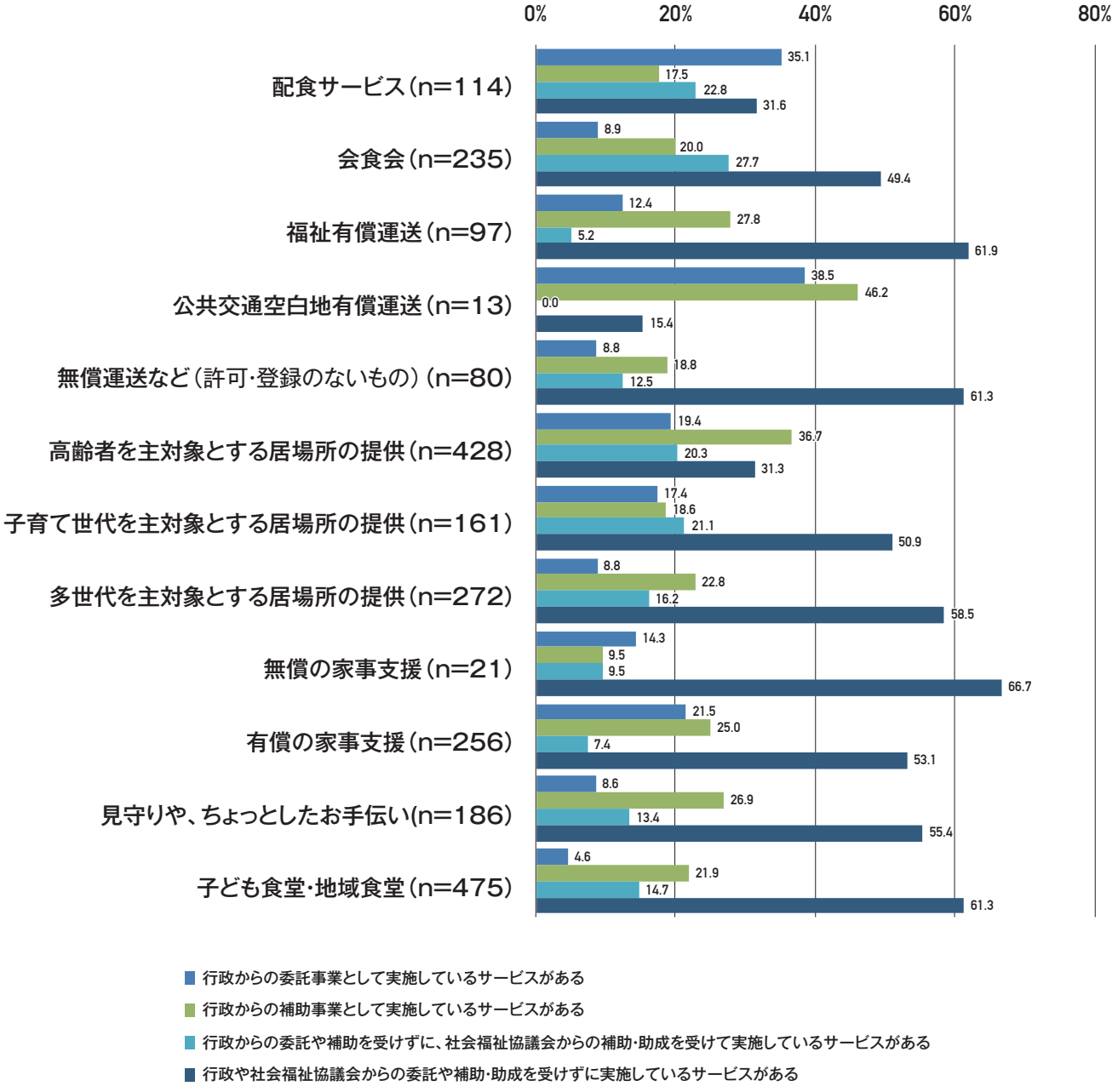

③ 行政や社会福祉協議会からの補助・助成、委託の基準

団体が補助･助成、委託を受けていない理由には様々なものが考えられますが、その中のひとつとして、行政や社会福祉協議会が求める基準が、住民参加による生活支援サービス運営団体（特に小規模な団体）の実情に合っていないという可能性が考えられます。

調査では、市区町村や市区町村社会福祉協議会が補助・助成、委託を行う基準として、サービスの提供や管理の体制、提供実績が多く挙げられていました。特に市区町村ではサービスの提供体制が第 1 に挙げられており、規模が小さく、運営基盤が育っていない団体にとって、公的な資金援助を受けるには高いハードルがあることが考えられます。

もちろん、サービスの提供や安全管理が確実に行われることは重要です。しかし、それを実現できる水準に達した団体にのみ資金援助を行うのでは、既に運営基盤が確立した団体、ある程度規模の大きな団体でなければ支援を受けることができません。住民参加による生活支援サービスを広げていくためには、緩やかな基準で広く資金援助を行いながら、体制や実績が十分でない団体を「育てる」視点が鍵となります。

図表2-9 補助･助成、委託を行うに当たっての基準 上位5つ

	市区町村 高齢者保健福祉所管部署	市区町村社会福祉協議会
1	**サービスの提供体制（スタッフ、設備など）が整っている**	地域住民がサービスの担い手として多く参加している
2	地域住民がサービスの担い手として多く参加している	担い手や利用者･参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している
3	担い手や利用者･参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している	担い手や利用者･参加者の意見を運営に反映している
4	**十分なサービス提供実績がある**	**サービスの提供体制（スタッフ、設備など）が整っている**
5	**安全管理の体制が整っている**	**十分なサービス提供実績がある**

④ 住民参加による生活支援サービスへの評価・注目ポイント

住民参加による生活支援サービスには、同じ住民同士が助け合うことで生まれる交流や、利用者からのニーズに寄り添ったきめ細かい支援といった、専門職によるサービスとは異なる良さがあります。

本事業で行った調査で、住民参加による生活支援サービス運営団体への評価・注目ポイントについてたずねたところ、いくつかの項目で、市区町村・市区町村社会福祉協議会と、サービス運営団体との間にギャップが見られました。

特に、

・地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている

・利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる

・担い手と利用者との交流が生まれる

といった点が、複数のサービス分野で共通して特にギャップが大きい項目（サービス運営団体では評価・注目してほしいと考えているが、市区町村・市区町村社会福祉協議会では比較的注目度が低い）でした。

これらの特長は必ずしも定量評価できるものではなく、利用者や担い手ではない行政や社会福祉協議会の立場からは見えにくいものかもしれません。

だからこそ、こうした視点を行政・社会福祉協議会とサービス運営団体が共有することで、めざす方向性や実現したいサービスのあり方を互いにすり合わせることが、地域づくりに求められる姿勢と言えるでしょう。

図表2-10 評価･注目ポイント　団体と市区町村･市区町村社会福祉協議会とのギャップが大きい項目（上位5つ）※

	食支援	移動支援	居場所づくり	訪問による サービス	子ども食堂･ 地域食堂
1	**担い手と利用者との交流が生まれる**	高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	**担い手と利用者との交流が生まれる**	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している
2	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	**担い手と利用者との交流が生まれる**	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	多世代が利用・参画できるサービスである	**担い手と利用者との交流が生まれる**
3	民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**
4	利用者もサービスの担い手となることができる	利用者もサービスの担い手となることができる	行政だけでは不足するサービスを補完できる	**地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている**	地域で多世代をつないでいる
5	**利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる**	多世代が利用・参画できるサービスである	行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	行政だけでは不足するサービスを補完できる	多世代が利用・参画できるサービスである

※サービス運営団体への調査で「評価・注目してほしいポイント」として選択された割合から、市区町村・市区町村社会福祉協議会への調査で「住民参加による生活支援サービスに望むあり方」として選択された割合を差し引き、差が大きい順に上位５つを並べた。

４つ以上のサービス分野で共通している項目を太字で表した。

論点 3

多様なサービスを生み出す居場所の機能に期待

子どもを対象に含む居場所づくりや子ども食堂・地域食堂は、近年新たに立ち上がったサービス運営団体の割合が多く、また、現役世代のボランティアが多く活躍しており、新たな担い手が集まる生活支援サービス分野として着目されます（図表 2-11、2-12）。これらのサービス分野では、既に高齢者を含む多世代を受け入れている、あるいは今後受け入れたいと考えている団体も一定数存在することが分かりました（図表 2-14、2-15）。

高齢者を主対象とする居場所づくりに今後受け入れたいと考えている年齢層についてたずねたところ、一定程度が 64 歳未満を受け入れたいと回答しました（図表 2-13）。また、居場所づくりを通じて、会食会などの新たなサービスが派生して始まった事例もあることが分かりました（図表 2-16、2-17）。

限られた資源を効率的に活用して、生活支援サービスの担い手と受け手が共に参加できる場づくりを進めるために、多様な年齢層が参加できる居場所（拠点）をプラットフォームとした新たなサービスの創出は、有用な方策であると考えられます。

① 新たな担い手が集まるサービス分野

住民参加による生活支援サービスには、それを担う団体の不足や、担い手の不足・高齢化など、様々な課題が指摘されています。ただし、すべてのサービスが同じ課題を抱えているわけではなく、最近になって活動が増えている「勢いのある」サービス分野もあるようです。

サービス運営団体を対象とした調査で、実施しているサービスの種類ごとに、運営団体の設立年を比べたところ、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所、子ども食堂･地域食堂は、５～６割が 2016 年以降に設立された団体でした。

図表2-11 サービス分野ごとの団体設立年

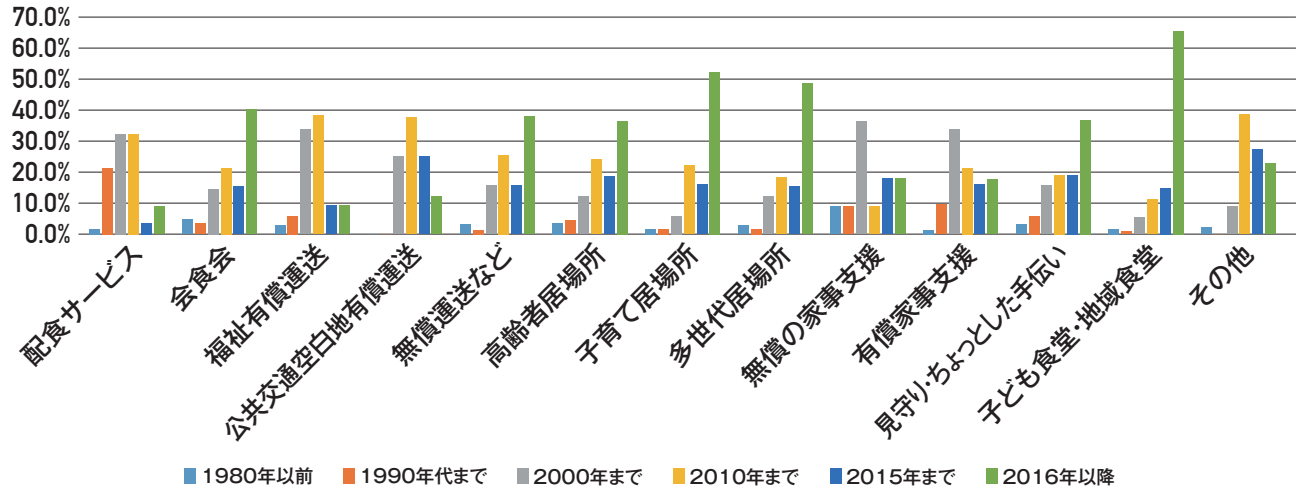

また、調査からは、これらのサービス分野に担い手として参加するボランティアに現役世代が多く含まれていることも分かりました。

ボランティアの年齢構成の平均値をサービスの種類ごとに比較したところ、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所、子ども食堂･地域食堂は半分以上が現役世代（64 歳以下）でした。

こうした、子どもを含む多様な年代が参加できる居場所づくりは、若い世代の担い手の注目を集めやすく、担い手の確保や事業の継続・発展に向けた支援が成功しやすい要素があると考えられます。

図表2-12 ボランティアの年齢構成（平均値）

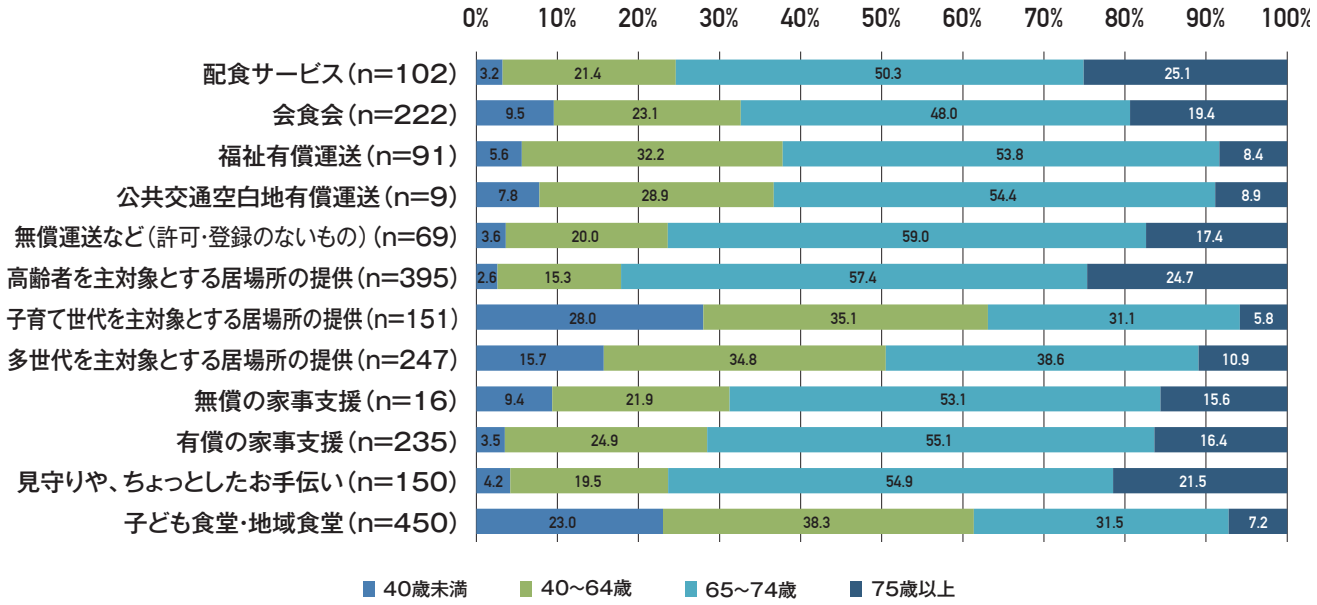

② 多様な世代の利用者を受け入れる活動

限られた地域資源を有効に活用するための１つの方向性として、こうした担い手が集まりやすいサービス分野において、利用対象者の範囲（年齢層など）を広げ、多世代型の生活支援サービスを作り上げていくということが考えられます。多様な年代の利用者が集まることで、多世代交流が生まれる効果も期待できるでしょう。

居場所づくりを行っているサービス運営団体に、今は受け入れていないが今後受け入れたいと考えている年齢層についてたずねたところ、高齢者を主対象とする居場所でも、一定程度が 64 歳未満を受け入れたいと回答しました。また、子育て世代を主対象とする居場所、多世代を主対象とする居場所でも、65 歳以上を受け入れることに前向きな団体が一定程度見られました。

図表2-13 居場所づくりにおいて、今後受け入れたい年齢層

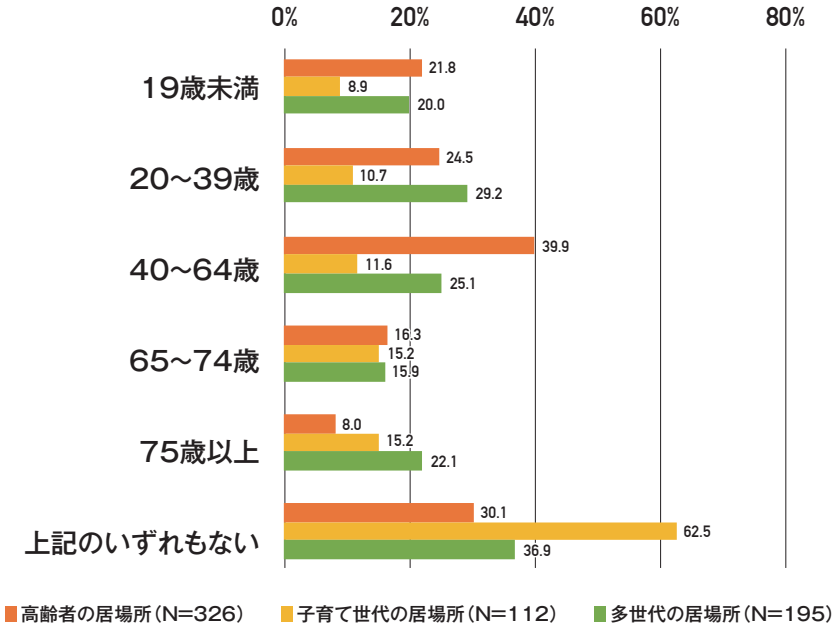

また、子ども食堂・地域食堂も、多様な年代を受け入れる居場所として捉えることができます。調査では、子ども食堂・地域食堂の半数程度が既に高齢者を受け入れており、今後新たに受け入れたいという回答も２割程度見られました。

図表2-14 子ども食堂･地域食堂で受け入れている年齢層

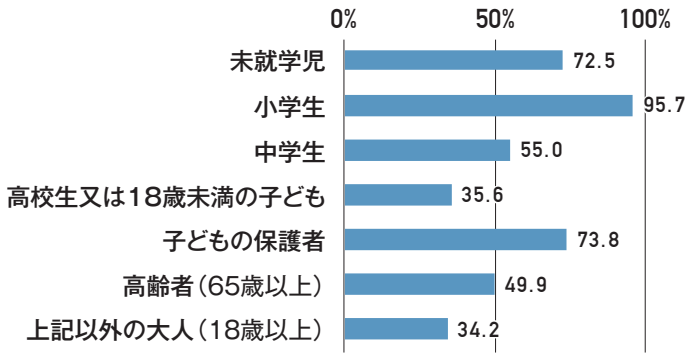

図表2-15 子ども食堂･地域食堂で今後新たに受け入れたい年齢層

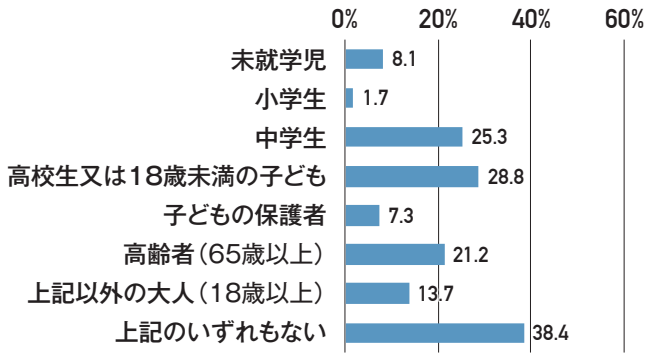

③ 居場所づくりから生み出される新たなサービス

対象年齢の多様化だけでなく、サービス内容の多様化も重要な視点です。

調査結果からは、居場所づくりから、会食会や子ども食堂・地域食堂といった、会場を活用して共食の機会を提供する活動や、買い物支援、移動支援、食材・惣菜の提供といった派生サービスが生まれていることが伺えます。

居場所づくりは、新たな担い手が集まりやすいだけでなく、派生して新たなサービスを生み出すプラットフォームとなりうる可能性を秘めていると言えるでしょう。

図表2-16 派生してサービスが生まれたことのある団体の割合

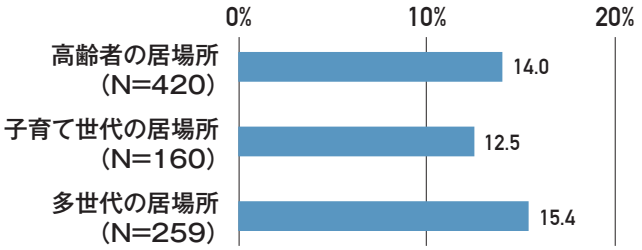

図表2-17 居場所づくりから生まれたサービスの種類

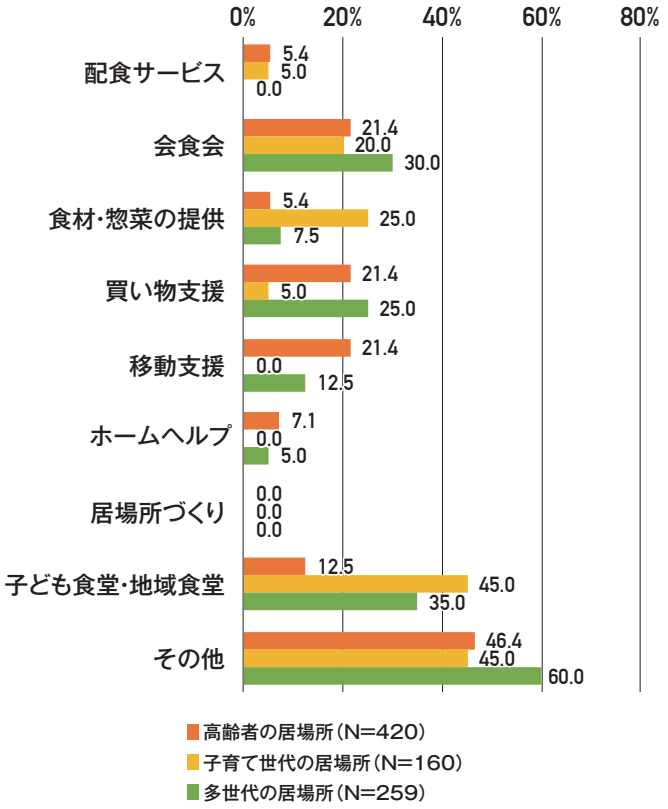

2 市区町村の支援策の方向性

ヒアリング調査の結果を踏まえ、生活支援サービス団体に対する市区町村の支援の方向性を整理してみます。（ヒアリング調査の詳しい内容は、本研究事業報告書として（一社）全国食支援活動協会のホームページで公開されています。）

① 住民自らが地域の困りごとに対して創意工夫や試行錯誤をしながら取り組むことを後押しする側面的あるいは伴走的な支援

- **世田谷区社会福祉協議会（東京都）**では、「地区サポーター」やボランティアセンターへの登録を促して地域活動に関わる人材を確保し、地域のリーダー候補に対する研修などを行ったり、活動グループからの要請があった際に住民を紹介して両者の関係づくりを側面支援しています。また、サロンやミニデイを立ち上げたグループに対しては、スタッフが 2、3 ヶ月に一度の頻度で訪問し、リーダーへの精神的なフォローや他機関・団体との関係づくりをサポートし、同時に生活支援サービスが必要な人に関する情報収集を行っています。

- **世田谷区役所（東京都）**では、まちづくりセンター（出張所）、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、地区社会福祉協議会の三者を地区レベルで一体的に配置し、福祉の困りごとなど住民のさまざまな相談に対応し、適常時地域を巡回する体制を整備しています。これにより、上記の社会福祉協議会が把握している地域活動情報やあんしんすこやかセンターからあがってくる相談、まちづくりセンターに寄せられる住民の声を持ち寄り、縦割りの対応になりがちな地域との関係を現場レベルで統合できるようにしています。

- **高知県**では、本人の希望に基づき、土木や農業といった部門ごとに配置された県の出先機関に属さない職員である「地域支援企画員」制度を設けています。主に市町村役場に机を置き、2 ～ 3 人のチームで地域の活性化や生活サポートの取り組みを後方支援しています。これにより、縦割りの施策を超えて、地域で新たな特産品が開発されたり、地域の見守りの仕組みがつくられたりといった成果が生まれています。

② 居場所など集う活動を通じて、住民ニーズを発見し、そのニーズの充足のための新しいサービスを生み出す支援

- **国東市（大分県）**は、2015 年度より市社会福祉協議会の協力を得て「地域支え合い活動推進事業」を市内各地区で展開しています。これは、住民の社会参加を促進させることで生活支援と介護予防を推進しようというもので、最初にモデル地区に指定された竹田津地区では、住民の全戸訪問調査によって把握したニーズをもとに住民組織「竹田津くらしのサポートセンターかもめ」が立ち上がり、活動拠点も整備されました。現在では、そこで送迎付きカフェ・食事会、買い物支援など、さまざまな生活支援サービスが展開されています。

- **佐川町社会福祉協議会（高知県）**は、2005 年から住民参加型のまちづくりの検討を進め、2008 年

に第 1 次地域福祉アクションプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）を策定し、その中で町内各地区（5 地区）に地区部会を立ち上げました。この地区部会は、その後地区別の計画策定の場として機能するようになりますが、同時に、4 地区で県の集落活動センター事業とあったかふれあいセンター事業をとりいれ、いわゆる住民自治組織として整備されました。地域福祉のコーディネーターが常駐しているため、住民の相互扶助とそれを支える支援体制がうまく融合した拠点になっています。住民自治組織の中には、居場所に参加する住民ニーズに対応し、有償・無償の生活支援サービスや地域の互助活動の支援などのさまざまな活動が新たに展開されている例も見受けられます。

③ できるだけ多くのグループ・団体がつくりだされるような促し

- **荒川区（東京都）**では、子どもの居場所づくり事業や子ども食堂事業を実施する団体に対し、その経費の一部を補助しています。子ども食堂については、区内在住・在勤・在学者が過半数を占める 5 人以上のグループが、月 1 回以上、ア）子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業と、イ）食事を調理し、提供する事業を行う場合を対象に補助するもので、開始時に上限 10 万円、運営補助として 1 回当たり 7,000 円及び補助対象者の参加 1 人につき 1 回当たり 300 円を補助するものです。対象や要件をかなり緩やかに設定することで、活動への参加を促しています。この制度は、区の担当課が社会福祉協議会と協力して地域の実態やニーズをくみ取った結果であり、社会福祉協議会のスタッフが、立ち上げ後もきめ細かくフォローしています。

- **新潟市（新潟県）**は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。なかでも市が力を入れているのは、市民による支え合いの仕組みづくりのノウハウを継承・波及するため、市が運営費・水光熱費・家賃を負担し、市民が自主的に運営する「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）事業です。これは、市民が主体的に参画する地域包括ケア推進モデルハウスとして位置づけられ、現在市内に 8 ヵ所が展開されています。

④ 個々の活動を横につなげ、団体間の相互関係が生まれるような仕掛けづくり

- **荒川区・荒川区社会福祉協議会（東京都）**は、当事者である子どもの問題をいち早く察知し、適切な解決につなげたり、個々の活動をサポートし合う目的で、区が「あらかわ子ども応援ネットワーク」組織を設置し、専門のコーディネーターの予算を計上し、社会福祉協議会が事務局を担っています。子どもに関係する部署や地域の関係者が一堂に会し、問題を抱えた子どもの情報を共有していち早く対応につなげたり、フードバンクや地元のスーパーマーケット・企業からの支援物資を子ども食堂などに効果的に配分したりという対応が可能になっています。各領域の第一線職員や住民が組織の縦割りや地域での役割の違いを超え、子どもを支援するという視点でつながることで、ボトムアップの施策を生み出す力になっています。

- **琴平町社会福祉協議会（香川県）**は、ニンニク生産者、食品加工業者、地元高校と連携し、地元の規格外ニンニクを活用した新商品（「ガァリック娘」）を開発し、2009 年より販売しています。原材料のにんにくについては、市場価格に一定額を加算した単価を設定して買取り、にんにくの皮むきは地元の障害者施設に委託し、販売は通販のほか、土産店、酒屋、呉服屋など町内 50 もの店舗に委託販売しています。あえて大手量販店と手を組んで規模を拡大することはせず、地域に持続的にお金が落

ちる仕組みをめざしています。生産・販売に関わる誰もが地域のつながりを実感しながら少額でも利益を確保できる仕組みです。こうした連帯的な取引関係が、福祉という狭い枠を超え、商工業者、若者、技術系の行政機関、マスコミといった新たな関係形成につながっています。また、社会福祉協議会は、この事業の収益を居場所づくり（「住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場」）や買い物困難地の総菜屋（「まちのキッチンもぐもぐ」）の設置・運営に充てており、ここでの取引活動が地域の新たなつながりを生み出しています。

⑤ 生活支援サービス団体と市区町村が、地域の課題とその解決の道筋についてオープンな場で協議し、求められる支援やその具体的な内容について合意形成する場の構築

- **愛知県・知多市**は、生活支援体制整備事業の実施にあたり、第１層（市域）の生活支援コーディネーターを、NPO 法人ゆいの会に委託しました。当団体は 1991 年に任意団体として設立され、市民互助による在宅福祉サービスを提供してきた実績とともに、新たなニーズに対応するサービス開発や人材育成、制度づくりをめざして市内や市外（知多半島エリアや全国など）の NPO や中間支援組織、大学ほかとの多様なネットワークを築いてきた実績があります。当市の生活支援体制整備事業は、当団体が蓄積してきた現場経験とネットワークにもとづくコーディネート力を制度に活用するとともに、制度を通じて当団体の活動を財政的に支援するという協働関係を体現しています。当市の協議体の構成員には当団体とともに各種の NPO や中間支援組織も含まれ、“ヨコ”のネットワークと、市や公的機関との“タテ”のネットワークとが交錯する場となっています。

3 生活支援サービス団体への支援メニュー

❶支援メニューの５つのカテゴリー

アンケート調査結果（調査 A）及びヒアリング調査の結果から、市区町村は生活支援サービス団体に対して多様な支援策を講じていることがわかりました。これを５つのカテゴリーにまとめたものが、図表 2-18 です。支援対象団体の特性や関係者のニーズに応じて、これらを効果的に使い分けていく柔軟な対応が求められます。

また、ヒアリング調査から明らかになったことは、施策や制度として確立した支援策を当てはめる前に、相談に乗ったり、現場を見て情報提供したり、アドバイスしたりというようなインフォーマルな支援がきわめて重要な意味を持つということです。団体のニーズがどこにあり、どのような支援を必要としているのかを的確に把握できていなければ、効果的な支援にはつながりません。逆に、そうしたやりとりが十分にできていれば、施策や制度を利用しなくてもニーズが満たされる可能性もあります。そのため、５つのカテゴリーには、それぞれフォーマルな支援の前段階としてインフォーマルな支援も掲載してあります。

担当部署に当該団体を支援するための必要な情報や経験がない場合は、庁内外に相談できる職員や中間支援組織と日常的に関係をつくっておく必要もあるでしょう。

図表2-18 支援メニューの5つのカテゴリー（例示）

はじめの一歩の支援	ヒトの支援	カネの支援	モノの支援	つながりの支援
《インフォーマル支援》 ●窓口に来たら話を聞く。必要に応じて適切な担当者につなぐ。その際、一緒に行ったり先方に一報入れるなど、確実にコンタクトをとれるようにする。相手の話の背後にある真のニーズをくみ取れるように耳を傾ける（一見具体的な相談のように見える場合も、本人自身がどうしたいのかわかっていないことがある。）。 ●仲間をつくるための各種講座や活動団体の情報、公共施設や物品を借りる際の効果的な手続など、正式な申請手続に至らなくても対応できそうな情報や方法をサポートする。 ●活動している団体や社会福祉協議会のボランティアセンターなどにつなぎ、実際に活動している団体や支援団体の関係者から話を聞く機会を設けてもらう。 ●立ち上げに使える当該団体以外を含む、補助金・助成金情報の提供	《インフォーマル支援》 ●活動団体のレベルに応じた講座情報の提供 ●リーダー的な活動団体関係者による相談会 ●活動団体の活動内容・規模に応じた中間支援団体の紹介 ●活動団体の合同開催によるボランティア説明会の開催支援	《インフォーマル支援》 ●庁内の利用できそうな補助金・委託金情報の提供と担当窓口の紹介 ●国・都道府県の利用できそうな補助金情報の提供と担当窓口の紹介 ●民間助成団体などの助成金情報を有する中間支援組織の紹介	《インフォーマル支援》 ●庁内・関係機関で利用可能な物品の紹介 ●活動に利用できそうな公共施設や空き家等を紹介 ●公民館・集会所等の施設利用・予約等の手続・情報の提供 ●フードバンク、当事者団体、中間支援団体等が有する機器・物品の情報提供	《インフォーマル支援》 ●活動団体への担当部署職員による定期的な訪問 ●担当部署が把握する団体との定期的な意見交換の開催
《フォーマル支援》 ◎活動の立ち上げ講座・ボランティア養成講座等の開催 ◎生涯学習講座やまちづくり講座などの参加者・卒業生を対象とした「ステップアップ」講座（及び実際に活動団体に来てもらい、活動内容のプレゼン後マッチング） ◎立ち上げ支援向けの補助金制度の創設	《フォーマル支援》 ◎担い手養成講座の開催 ◎支援団体との共催によるレベルアップ講座の開催	《フォーマル支援》 ◎補助金制度の充実強化 ◎協働事業モデル事業の充実 ◎生活支援サービス団体の受注機会拡大を考慮に入れた委託要件の再設定	《フォーマル支援》 ◎公共施設の利用料減免 ◎空き家等の借り上げ補助 ◎中間支援組織の運営	《フォーマル支援》 ◎補助金交付団体の活動報告会・情報交換会の開催

❷市区町村の情報収集のネットワーク

市区町村が地域のニーズに応じた財源を調達したり、その実情に応じた支援の枠組みをつくるためには、ともに地域のサービスをつくりだすパートナーが必要です。

その一つは、各領域で活躍する個々の生活支援サービス団体です。生活支援サービス団体の中には、自らが発見した新しい地域ニーズに対応したサービスをつくりだすためのノウハウを持っているところが少なくありません。団体の関係者との日常的な交流を通じて、現場のリアルなニーズを把握したり、経験知に基づく実践的なアプローチを学び取ることは、自治体業務の改善にとって生きた教材になります。また、こうした団体は、地域内外のともに活動する団体とのネットワークを通じて、新たな財源となりうる国・都道府県の補助事業や助成財団の助成金などに関する情報収集に長けているところもあります。市区町村が生活支援サービス団体と協力して資金調達するという視点に持つことが、多様な地域資源にアクセスすることもつながるのです。

パートナーとして考えられるもう一つの主体は、エリア別・活動領域別の中間支援組織です。エリア別の中間支援組織としては、市区町村社会福祉協議会やNPO支援センター・市民活動センターなどがあります。これらの中には、民間の助成財団などの情報を熱心に収集している場合がありますし、実際の活動支援から、支援ニーズをくみ取ることができます。

他方で、国の補助事業に関する情報を各市区町村が入手するルートとしては、都道府県の担当部局から市区町村の担当部局へというルートともに、全国的な領域特定型（テーマ型）中間支援組織から住民団体へというルートもあります。たとえば、介護保険や地域福祉に関する情報については都道府県社会福祉協議会から、配食サービスや会食会、子ども食堂・地域食堂に特化した情報については一般社団法人全国食支援活動協力会から、移動サービスに特化した情報についてはNPO法人全国移動サービスネットワークから、という具合です。これら領域特定型中間支援組織の特徴は、厚生労働省とともに農林水産省、国土交通省、文部科学省、総務省、内閣府などさまざまな省庁から当該サービス領域に特化したかたちで情報を得ている点です。領域特定型中間支援組織とネットワークを持つ住民団体の中には、これらの省庁横断的な情報から、新しいサービスを運営するための財源として有効に活用しうる制度の情報を得ている場合もあります。省庁横断的な情報は市区町村の担当課が抱える地域課題について多様なアプローチを検討することにつながります。

第３章

「住民参加による生活支援サービス団体」の評価

1 何のための評価か？

私たちはふだん、「評価」という言葉をさまざまな場面で使います。たとえば、学業成績の評価、芸術作品の評価、不動産の評価、環境影響の評価といったように。同じ「評価」という言葉でも、内容は少しずつ異なります。「住民参加による生活支援サービスを評価する」という場合、具体的には、何のために、誰が、どのように評価を行うのでしょうか。本章ではこの点について考えます。

とりわけ重要なのは、「何のために」という点です。ここでの評価の目的は何でしょうか。それは、サービスを行う団体に適切な支援を行うためです。では、何のために支援を行うのでしょうか。それは、地域に暮らす人々の健康・福祉の維持・向上のためです。住民の健康・福祉にとってプラスになるかどうかという評価軸を、中心に据えることが大事です。

2 ニーズ重視とアセット重視

それでは、住民の健康・福祉の維持・向上と「住民参加」の間には、どのような関係があるのでしょうか。本章では、評価指標についての提案を行うまえに、「アセット（資産）」重視という発想をご紹介します。これは、従来の「ニーズ（必要）」重視のアプローチへの反省から生まれてきたものです。

近年、世界的な潮流として、健康・福祉のための公共サービスについての考え方（アプローチ）が大きく変わりつつあります。アセット重視の考え方（アセット・ベースト・アプローチ）は各国で注目され、関連する政策や研究が増えてきました。（本章では次の文献を参照しました。Garven, F., J. McLean and L. Pattoni, 2016, *Asset-Based Approaches: Their rise, role and reality,* Dunedin Academic Press.）

ニーズ重視は、現在でも主流の考え方です。ニーズ重視とアセット重視は、けっして対立するものではありません。また、単純に入れ替わるような関係にもありません。それらは、互いに補い合うものです。そして、アセット重視のアプローチは、まったく新しいものというわけではなく、これまでさまざまな形で提案されてきた考え方や手法を総合したものです。日本の先進事例も含めて、アセットという言葉を使わずに、同じようなアプローチが実行されていることは少なくありません。

まずはニーズ重視の考え方の特徴から見てみましょう。それは、ニーズを抱えた人に的を絞って、サービスやお金などの資源を集中的に投入することで、社会の健康・福祉が向上するという考え方です。ニーズ重視の考え方は、「ないもの」に着目します。なかでも、とくに急を要し、重大なものが優先されます。このアプローチでは、病気や身体・認知機能の低下によって健康・福祉が損なわれた時や、そのおそれがある時に、必要なサービスを提供し、欠けたところを補うこと、または、そのための基盤を整備することが、公的機関の役割とされます。

ニーズ重視の考え方が想定する住民像は、専門職が提供するサービスの受け手です。このため、住民

参加の度合いは低くなります。住民が参加するとしても、専門職が主導する場面が多くなります。また、取り組みの時間幅は、ニーズがみたされるまでの期間に限定されます。そして、サービスを評価する際には、客観性が重視されます。

まとめると、「なぜ病気になるのか？」、そして「いかにして素早く治療するか？」が、ニーズ重視の考え方の基本的な問いであると言えるでしょう。

では、アセット重視の考え方とはどのようなものでしょうか。ここでいうアセットは、健康・福祉を促進し、またはそれらを失うことを防ぎ、より根本的には、生きる上での選択肢を増やし、自由を拡大する、さまざまな資源のことを指しています。

アセットには物やお金も含みますが、心理的な側面（誇り、熱意、自信、有意味感、目的、楽観性、一貫性など）や、社会的な側面（知識、経験、技能、ソーシャル・キャピタルなど）も、大事な構成要素とされます。これらのアセットは、個人がそれぞれ別個に有しているというよりも、人と人の「つながり」のなかに蓄えられています。

アセット重視の考え方は、「あるもの」に着目します。その前提には、人が、健康・福祉を維持・向上するための力を有しているという見方があります。公的機関の役割は、住民や地域がもつさまざまなアセット（強み）を伸ばすことです。そこで想定される住民像は、サービスの受け手というよりも、共同で問題の解決をはかるパートナーです。当然のことながら、住民参加の度合いは高く、専門職が関わるとしても、住民が主導する場面が多くなります。

ただし、住民の強みと対応能力を伸ばす取り組みには、長い時間がかかります。そして、個人というよりもコミュニティが対象となることから、空間的な広がりをともないます。さらに、サービスを評価する際には、客観的な指標だけでは不十分で、主観的な要素を組み込む必要があります。

ニーズ重視の考え方とは対照的に、「なぜ健康になるのか？」、そして「いかにして長く健康を保つか？」こそが、アセット重視の考え方の基本的な問いということになります（図表 3-1）。

図表3-1 ニーズ重視とアセット重視

	ニーズ重視	アセット重視
着眼点	ないもの	あるもの
対応の仕方	不足を補う	強みを伸ばす
住民との関係	住民に向けて	住民とともに
住民参加の度合い	低い	高い
時間幅	短い	長い
主な対象	個人	コミュニティ
評価の重点	客観性	主観性
基本的な問い	「なぜ病気になるのか？」	「なぜ健康になるのか？」

3 住民参加からコミュニティ主導へ

住民参加は、アセット重視の考え方と密接なかかわりがあります。アセット重視のアプローチでは、たんに住民がサービス提供に従事するだけにとどまらず、コミュニティに根ざすこと（community-based）、さらには、コミュニティが主導的な役割を担うこと（community-led）が期待されるからです。公的機関には、そのための条件を整えることが求められます。

これまでの研究では、アセット重視の考え方にもとづく公的機関の役割について、以下の点が指摘されています（図表 3-2）。

図表3-2 アセット重視の考え方にもとづく公的機関の役割

- 健康の向上に資するコミュニティのアセットを明らかにし、わかりやすく示す。
- 住民を、サービスの受け手ではなく、健康・福祉の共同生産者とみなす。
- 住民が何に取り組んでおり、何を大切にしているかを知ることから始める。住民「に向けて」ではなく、住民「とともに」活動する。
- 個人およびコミュニティのアセットと強みを明らかにし、それらに重点を置きながら、人生における持続可能な改善を行うようサポートする。
- 困難から立ち直る力、関係性、知識、誇りを向上することにより、住民がより良い方向への変化を起こせるようにサポートする。
- 相互にサポートしあうネットワークづくり、友人関係づくりをサポートする。こうしたネットワークがあることで、住民は自らの環境をよりよく理解し、自分の生活をコントロールできるようになる。
- その地域でうまくいっていることの価値を認める。
- 健康・福祉の向上に役立っている潜在的な要因を明らかにする。
- コミュニティに権限を委譲し、コミュニティが、自らの将来を自分たちで決め、サービス、資金、建物といった具体的な資源を創出できるようにする。

先ほど、ニーズ重視の考え方との対比で述べたように、住民はサービスの受け手にとどまらず、ともに健康・福祉を生みだすパートナーとみなされます。住民自身がすでに有益な活動を行っていることを認識し、住民が重視している価値を共感的に理解することが、支援の第一歩です。

そして、住民が孤立した個人ではなく、つながり（関係性）のなかに暮らしていることに着目することも、このアプローチの顕著な特徴です。そこでは、互いに支えあうネットワークを強化していくことが重要な取り組みとなります。

さらに、コミュニティにできることの範囲を拡大するために、権限を委譲すること（公共資産のコミュニティによる管理や所有を含む）も有力な手段とされています。

4 どのように評価するか？

住民参加によるサービスを評価する際には、活動・事業について、何らかの目標を定め、それらをどの程度達成しているか、達成するためには何が必要かを検証するプロセスが欠かせません。

その際、「住民の健康・福祉の維持・向上」というだけでは、あまりにも漠然としています。住民参加によるサービスの目標を、もう一段、具体化してみましょう。

アセット重視の取り組みには、住民、地域、施策・しくみの３つの水準で効果（アウトカム）がみられると言われています（図表 3-3）。

図表3-3 アセット重視の取り組みがもたらす効果

住 民	地 域	施策･しくみ
● 健康につながる行動 ● 困難を乗り越える力の向上 ● 生活習慣の改善 ● 目標の自覚 ● 自信と自己効力感の向上 ● 周囲からサポートが得やすくなる ● 孤立の緩和	● ネットワークの強化 ● 親近感と帰属感の向上 ● 相互の信頼感の高まり ● まとまりの強化 ● 世代間の連帯 ● 多様な価値観の共存 ● 物的環境の改善 ● 施設と資源の充実 ● 集団同士、集団と機関の相互協力 ● （政策決定への）発言力の増大	● 健康につながる知識の普及 ● より適切な政策の形成 ● 営利を目的としないサービスのための機会の拡大 ● サービスの利用しやすさの向上と適正な利用 ● 環境資源･物的資源の利用しやすさの向上 ● 雇用の安定と機会の拡大 ● 安全で快適な住宅の確保 ● サービスの到達範囲の拡大 ● サービスの共同的な生産 ● 民主主義的な意思決定 ● 社会的公正の実現

評価手法について考える本章でこの知見を紹介したのは、これらの項目を、住民参加によるサービスの目標に読み替えることが可能だからです。このように、住民、地域、施策・しくみという水準を分けたうえで、サービスが何をめざすのかを明確にすることには、重要な意味があります。それは、個々の団体や活動の評価にとどまらず、それらを支援する市区町村や社協などの公的機関の施策の妥当性を評価することができるからです。

とはいえ、これらの項目のすべてを用いることは現実的ではないかもしれません。そして、これでもまだまだ抽象的です。しかし、このことは、住民参加によるサービスの評価という目的にとっては、必ずしもマイナスではありません。

住民参加による活動は、サービスを提供する／されるという固定した関係を乗り越えることをめざすものです。その評価もまた、評価する／されるという固定した関係を乗り越えるものであるべきです。あらかじめ定められた評価基準を適用するという一方向的な関係は、住民参加の趣旨に沿ったものとはいえません。どのような目標を定め、どこに重点を置くか、また、それらを判断するためにどのような指標を用いるかを、幅広い関係者が加わって検討するプロセスもまた、住民参加の重要な側面です。

5 実際にどのような基準が用いられているか

市区町村・社協に対するアンケート調査（調査 A）では、補助などの基準についてたずねました。その自由記述の回答をみると、大きく分けて「コンクール」方式と「チェックリスト」方式の２つが用いられているようです。

図表3-4 基準についての二つの考え方

「コンクール」方式

※とくに優れた取り組みを対象とする

- **市の課題テーマに対して企画事業を募集し、選考審査会を行い、最も優れた提案をした市民公益活動団体に委託を行う**（A市、高齢）

「チェックリスト」方式

※要件を満たす取り組みを対象とする

- **週３回以上でかつ１日３時間以上開設している団体であること／活動拠点が市内であること／代表者を含め５名以上の構成員で組織すること／公的サービス事業と重複しない事業であること**（B市、社協）
- **公益性、要件への適合性／事業効果、計画性（実現可能性）／継続性、収支の妥当性、当該地域の子どもの居場所･子ども食堂･支援の必要な児童の状況等**（C区、社協、子ども食堂運営支援金助成）

ひろく住民参加による活動を支援するうえでは、チェックリスト方式の方が適しているでしょう。じっさい、多くの市区町村・社協が、チェックリストの項目を挙げています。最小限の基準である基本姿勢のほかに、地域性、継続性・計画性、開放性、課題解決性という「評価の軸」があることが分かります。

図表3-5 チェック項目例

①基本姿勢

- 政治活動･宗教活動･営利目的の事業を行わないこと（D市、高齢）
- 市内の民家等の所有権又は使用権を有し、営利目的、政治又は宗教活動目的でないこと。法令又は公序良俗に反する恐れがないこと（E市、高齢）

②評価の軸

地域性

- 地域福祉の推進を目的とした地域との深いつながりがあり、地域に密着した支援を行っている（F市、児童）
- 市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う団体で、5人以上で組織するボランティア団体又は市民活動団体、NPO法人（G市、高齢）
- 地域の住民や団体が主体となっていること、地域ささえあい協議体に適当であると認められた団体であること（H市、高齢）

継続性･計画性

- 単発のイベント等ではなく、今度1年間程度、継続した活動が見込める（I区、児童）
- 事業を1年以上（年間で24回以上）継続して実施する見込みがあること（J市、児童）
- 参加者数、運営者数、開催頻度の要件を満たしている団体に対し助成する（K町、高齢）
- 地域のニーズに基づき、計画性･継続性のある事業であり助成金が障害者または不特定の地域住民のために使用されるものであること（L区、社協）

開放性

- 既存の居場所活動と異なる住民の参加がある（M町、社協）
- 継続して定期的に行う介護予防活動であること。地域住民が活動に参加できるように周知し、新たな参加希望を受け入れること（N市、高齢）

課題解決性

- 子どもの貧困対策にとって効果的な事業である（P市、児童）
- 1新しい公共に参加する意思のある活動　2多様な価値観を認めあう活動（以下略）（O市、高齢）
- 課題解決性、効果性、実現可能性、継続･発展性、共感性（R市、高齢）
- 公益性、自主･自立性、適時･共感性、先駆･独立性、実現･継続性（S市、児童）

アンケートの自由記述欄で挙がったのは、ほとんどが支援をはじめるための評価視点でした。しかし、活動がある程度すすんでから支援をふかめるための評価視点も必要です。次節では、「1支援をするかどうかを決める」「2活動の立ち上げ支援をする」「3立ち上げ後の支援をする」という3つのステップごとに評価項目を提案しています。

これらの項目は実践、調査、理論にもとづいたものですが、あくまでも例示です。前節で述べたように、どのような項目を設定し、どの項目に重みをもたせるかは、支援の方針の根幹にかかわります。

評価の導入は、公的な支援をおこなう意義を明確にするうえで、欠かすことのできない作業です。しかし、それにより住民の自発的な活動が委縮してしまっては本末転倒です。「使い方イメージ」では、住民のやる気を引き出すための評価項目の活用の仕方について、具体例を挙げながら説明しています。

6 住民のやる気を支援する視点（評価項目）の提案と使い方イメージ

団体の立ち上げや、立ち上げ後の支援を行う際に活用する、「住民のやる気を支援する視点（評価項目）」を提案します。

STEP1「支援するかどうかを決める」→ STEP 2「立ち上げ支援をする」→ STEP 3「立ち上げ後の支援をする」の３つのステップがあります。

STEP 1
支援するかどうかを決める

STE
立ち支援

確認

シート 1

立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

STEP1-1

５つの評価項目に当てはまるか確認します。

把握

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援

シート 4

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

住民のやる気を支援する視点（評価項目）のねらい

この評価項目は、団体を選定したり優劣をつけたりするために使用するものではありません。

あくまで、生活支援サービスなどの地域活動に取り組む「住民のやる気を応援するため」に使います。

今後さらに検討を加えながら改善していくことを前提に示していますが、今回の提案にあたり具体的な事例に当てはめ使い方を検討しました。P66 から掲載している「評価項目活用イメージ」では、具体的な使い方を記載していますので、あわせてご覧ください。

P 2

上げをする

STEP 3

立ち上げ後の支援をする

STEP2-1

今、どんな特徴や良さを持っているかを、項目を見ながら把握します。

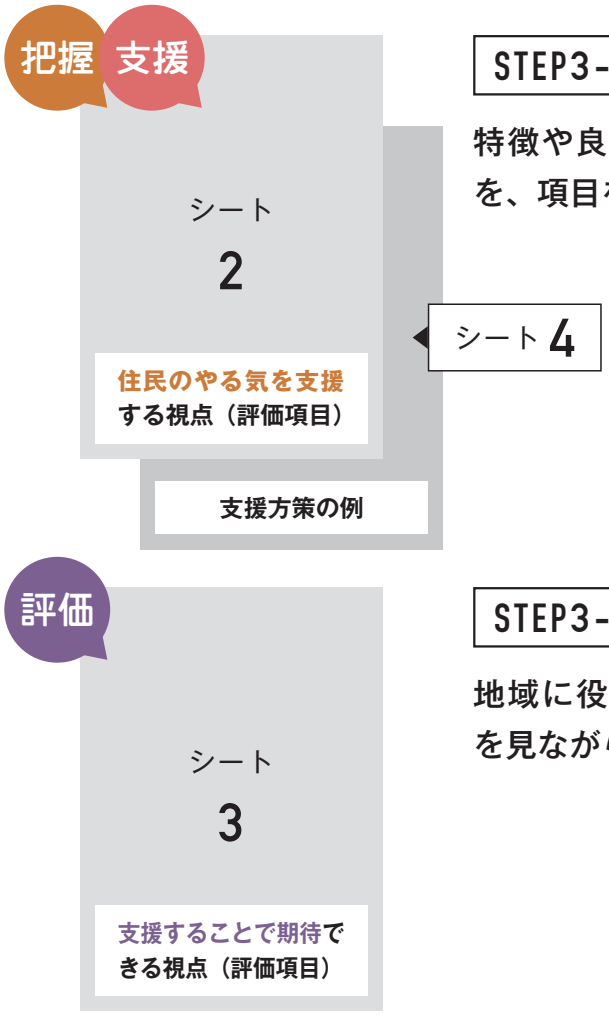

STEP3-1

特徴や良さに応じた多様な支援を、項目を見ながら考えます。

STEP2-2

特徴や良さをもとに、必要な支援を項目を見ながら考えます。

STEP3-2

地域に役立っているかを、項目を見ながら考えます。

STEP 1

支援するかどうかを決める

基本姿勢を確認

1人で、あるいはグループで、団体を立ち上げたいと思った住民がいた時、それを支援するかどうかを判断する視点として、以下の５つが考えられます。

STEP1-1 ５つの評価項目に当てはまるか確認します。

確認

シート 1

立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

シート１：
立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

□ 自発的に活動しようとしている

・積極的に活動に関わろうとする姿勢は大切です。

□ 地域課題（ニーズ）を感じている

・活動・団体の立ち上げを支援するかどうかを判断する際に、最も重要な視点です。

・「こんなことに困っている人がいる。なんとかできないか」「ニュースでこんな問題があると知った。自分のまちにもあるかも知れない」などを感じているかどうかです。

～支援者の心得：じっくり聞く～

・最初から理路整然と地域課題を話せる住民は少ないです。どんな課題を感じているかを、支援者がじっくり聞いて引き出すことが求められます。

□ 営利を目的としていない

・活動が継続していくための資金調達は大切な視点です。活動を有料で行うことを否定するものではありません。

・ここでいう営利とは、「特定の人の利益になる」ことを指します。

□ 政治または宗教を目的としていない

・活動・団体の母体が、政治団体や宗教団体であるからという理由で支援しないということではありません。

・活動の中で「勧誘や布教活動をしない」ことを指します。

□ 公序良俗に反していない

STEP 2

立ち上げ支援をする

「今、どんな特徴や良さを持っているか」を把握

立ち上げ支援をすると決めた住民の思いをじっくり聞く中で、今ある特徴や良さは何かを把握することから始めます。

STEP2-1 今、どんな特徴や良さを持っているかを、評価項目を見ながら把握します。

把握

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

・STEP1 で「支援する」と判断した個人やグループに活用します。

～支援者の心得：「支援するため」に活用する～

・住民を応援することをねらいとして活用します。
・「チェック項目の数」や「どの項目にチェックがされたか」などにより、活動内容や団体に優劣をつけるものではありません。
・「全項目をクリアする」ことをめざして使うものではありません。

STEP2-2 特徴や良さをもとに、必要な支援を項目を見ながら考えます。

支援

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

シート 4

・STEP2-1 で確認した項目をもとに団体を立ち上げるには、どんな支援が必要かを考えます。

～支援者の心得：関係所管と連携しながら考える～

・担当部署の持っている支援方策だけで考えると、「支援できない」ことが多いかも知れません。まずは支援すると決めて、どうやって支援できるかを考えます。
・他の部署（たとえば、高齢者関係の課、子ども関係の課、福祉関係の課、市民活動関係の課）や、社会福祉協議会、財団、NPO などと連携し、情報や支援方策を共有しながら、良い支援策を見つけていく姿勢が求められます。

STEP 3

立ち上げ後の支援をする

各々の特徴や良さにあわせて、多様な支援を考える

立ち上げ後、活動が急速に発展していく団体もあれば、同じ活動を継続維持していく団体もあります。
特徴や良さが多様にある団体を支援するには、一律ではない支援が求められます。

STEP3-1 特徴や良さに応じた多様な支援を、項目を見ながら考えます。

把握 支援

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

シート 4

・STEP2 で「立ち上げ支援」をした団体および、すでに立ち上がっている団体に活用します。

～支援者の心得：支援は一律ではない～

・活動・団体により、月 1 回程度の活動から常設型の拠点を運営しているところがあったり、組織体制も有志グループから法人組織まで、多様です。
・住民参加型の活動は、必ずしも多岐にわたる活動や法人化をめざすものではありません。小さな活動がたくさん生まれて地域に点在していることは、多様な活動を行う大規模な団体が 1 つあることと同じ役割を担うと考えられるからです。
・そこで、支援も一律ではなく、各団体の特徴や良さに応じた多様な支援が求められます。

STEP3-2 地域に役立っているかを、項目を見ながら考えます。

評価

シート 3

支援することで期待できる視点（評価項目）

・シート３は、団体の特徴や良さに応じて支援をした結果、期待できる視点（評価項目）です。行政が施策や支援の有効性を振り返るときに使います。
・「地域に役立っている」と認められることで、住民のやる気は引き出されます。「地域に役立つ」とはどんな視点があるかを、シート３にまとめました。

～支援者の心得：さまざまな場面で住民のやる気を支える～

たとえば、次のような使い方が考えられます。

1）団体に伝える：「いつもの活動は、地域にこのように役立っていますね」と伝えることで、住民のやる気は支えられます。
2）団体と一緒に考える：「今の活動はどの項目にチェックができるか」を考えることで、活動の意義を改めて考えることができます。また、地域課題を共有し、新たな活動に挑戦するきっかけづくりとしても使えます。
3）地域住民に伝える：「○○団体が会食会を行うようになって、スタッフや参加者同士の日常的な挨拶が増え、地域を見守る目が増えましたね」などと地域住民に伝えることで、地域が団体を信頼する機運が高まり、住民のやる気も高まります。

確認

シート
1

立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

シート１

立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

□ 自発的に活動しようとしている

・積極的に活動に関わろうとする姿勢は大切です。

□ 地域課題（ニーズ）を感じている

・活動・団体の立ち上げを支援するかどうかを判断する際に、最も重要な視点です。

・「こんなことに困っている人がいる。なんとかできないか」「ニュースでこんな問題があると知った。自分のまちにもあるかも知れない」などを感じているかどうかです。

□ 営利を目的としていない

・活動が継続していくための資金調達は大切な視点です。活動を有料で行うことを否定するものではありません。

・ここでいう営利とは、「特定の人の利益になる」ことを指します。

□ 政治または宗教を目的としていない

・活動・団体の母体が、政治団体や宗教団体であるからという理由で支援しないということではありません。

・活動の中で「勧誘や布教活動をしない」ことを指します。

□ 公序良俗に反していない

把握 支援

シート
2

住民のやる気を支援
する視点（評価項目）

シート２

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

地域性
～地域に密着しているか～

立ち上げ時、立ち上げ後

- □ 一定の活動エリアがある
- □ 地域の住民や団体が主体となっている
- □ 地域の課題をつかんでいる
- □ 地域のために役立つ視点がある
  - ・全国区で活動しているNPOや企業などであっても、その地域に特化した貢献活動を行う場合は、地域性と捉える
- □ 地域から活動が必要とされている

立ち上げ後

- □ 地域から資源の提供を受けている
- □ 地域の多様な機関と連携している

継続性・計画性
～続けていけるか～

立ち上げ時、立ち上げ後

- □ 一定数の担い手がいる
- □ 継続して一定以上の頻度で開催している（する意思がある）
- □ 活動計画が立てられる
- □ 理念や目標を定めた会則などを作ることができる
- □ 活動の場がある

立ち上げ後

- □ 一定の参加者がいる
- □ みんなで決めた、活動の決まりごとがある
- □ 担い手の役割分担ができている
- □ 担い手研修に参加している
  - ・理念やルールの共有、利用者に対する接し方、安全面など

開放性
～みんなに見えやすいか～

立ち上げ時、立ち上げ後

- □ いろいろな世代の人が参加できる
- □ 高齢者も担い手になることができる
- □ 構成員が多様性に富んでいる
- □ 利用したい人にわかりやすく説明できる
- □ 意思決定のしくみが明確である

立ち上げ後

- □ 会報誌やＨＰなどを通して活動の様子を発信している
- □ 見学や取材を受け入れている
- □ 第三者からの評価を受け入れている
- □ 多様な機関と連携している

課題解決性
～地域の課題に解決できるか～

立ち上げ時、立ち上げ後

- □ 行政だけでは不足するサービス、行政にはない先駆的なサービスを生み出している
- □ ニーズがある人にとって、利用しやすいサービスである
  - ・利用料金が安価、利用回数を制限しないなど
- □ サービスに関連する制度を理解している

立ち上げ後

- □ 個別のニーズに対応できる運営体制がある
- □ 利用する人をアセスメントしている
- □ 専門職と連携している

評価

シート
3

支援することで期待できる視点（評価項目）

シート３

支援することで期待できる視点（評価項目）

地域性
～まちづくりにつながっているか～

- □ 心配な人を気にかける目を増やせる
- □ 地域に安心感を生み出す
- □ 地域に活気を生み出す
- □ さらなる潜在的な地域課題を発見する
- □ さらなる地域の多様な主体の連携を通じて、まちづくりにつなげる

継続性・計画性
～信頼関係が形成されているか～

- □ 利用者からの信頼を得る
- □ 地域からの信頼を得る
- □ 担い手の技量が上がる
- □ マニュアルが更新される
- □ 活動の自律性が高まる
  - ・資金調達など

開放性
～多様な参加の場が提供されているか～

- □ 誰もが、サービスの受け手にも担い手にもなる
- □ 地域で多世代をつなぐ
- □ 担い手と利用者が交流する
- □ 利用者も、サービスの担い手となる
- □ さまざまな活動期間や頻度の担い手が混在する
- □ 多様な人の参加により、思いもよらなかった新たな活動が生まれる
- □ 後発の団体・取り組みが生まれるよう、支援・協力する

課題解決性
～課題への対応力が高まっているか～

- □ 見守りにより、孤立している人を減らせる
- □ アセスメントにもとづき、専門機関につなぐ
- □ 助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる
- □ サービスの質が向上する
- □ サービス提供以外の場面にも、交流が広がる
- □ 当初は想定されなかった新しいサービスが生まれる
- □ 施策横断的な取り組みが行われる
- □ 行政の施策づくりや見直しのきっかけになる

支援

シート
4

支援方策の例

シート４

支援方策の例

支援の項目	
立ち上げの準備に関する支援	**じっくり聞く・出向くことも大切です** 立ち上げ支援をすると決めた後、次のような支援があります **たとえば…** ● 資金を補助する制度があれば、紹介する ● サービスの拠点として使えそうな場所を紹介する ● 利用者の確保を検討する。チラシ配布や口コミで人を集める ● 会則や定款、会計など、運営に関わる知識を伝える
資金の確保に関する支援	**資金情報を提供・調整する** 担当課に該当するものがない場合は、関連所管と連携して確保します **たとえば…** ● 補助・助成、委託をする ● 民間財団などが公募する助成申請書の書き方をアドバイスする ● 地域に寄付を呼びかける（資金、備品、食材など）
会場や備品の確保に関する支援	**会場や備品の情報を提供・調整する** 担当課に該当するものがない場合は、関連所管と連携して確保します **たとえば…** ● 公共施設や空き家などの利用可能な拠点を紹介する ● 公共施設の場合：優先予約の仕組みを整える、利用料の割引や補助をする ● 民間の施設の場合：拠点の家賃補助の仕組みを整える ● （移動や買い物支援）車両の貸出し、寄贈、購入費の補助など
人材育成	**スタッフの確保、スキルアップをする** 講座開催や通信発行などで、スタッフ募集やスキルアップをはかります **たとえば…** ● 新しい担い手を集めたり、養成するための講習会を開催する ● 衛生面、安全面に関する情報提供、啓発をする ● 同様な活動をしている団体につなげたり、専門領域の中間支援組織につなげる
ネットワーク・協働関係づくりに関する支援	**関係者によるネットワークをつくる** 定例会の開催や訪問などで、関係者がつながる機会をつくります **たとえば…** ● 団体どうしが知り合う場をつくる ● 担当部署と団体が定期的に意見交換ができるような場をつくる ★現場を訪問し、困り事はないか聞いてあげることが住民のやる気を支える力になります
その他	

実際の支援

立ち上げ支援
評価項目活用イメージ 1

事例 1
「子ども村：中高生ホッとステーション」

住民のやる気を支援する視点（評価項目）の活用イメージを検討するため、本事業の委員でもある荒川区社会福祉協議会職員の鈴木訪子さんに、これまで支援してきた団体についてうかがいました。

1つ目の事例は、「子ども村：中高生ホッとステーション」です。中高生の居場所として開設し、子どもの成長により見えてきた新たなニーズに対応して活動を広げてきている団体です。荒川社協が立ち上げおよびその後の支援をしました。

□「場所もお金もないけれど、想いはある」個人が訪ねてきたケース

・ある日、子どもの学習支援のボランティアをしていた女性と大学院生が、社協に訪ねてきました。

・じっくり聞いてみると、学習支援をするうちに、子どもを取り巻く課題が見えて、「学習支援だけでは足りない、地域のみんなで子どもの生活全般の面倒をみるソーシャルファミリーをつくりたい」との思いがわかりました。

確認

STEP1 支援するかどうかを決める

STEP1-1 ５つの評価項目に当てはまるか確認します。

シート
1
立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

☑自発的に活動しようとしている
・積極的に活動に関わろうとする姿勢は大切です。

☑地域課題（ニーズ）を感じている
・活動・団体の立ち上げを支援するかどうかを判断する際に、最も重要な視点です。
・「こんなことに困っている人がいる。なんとかできないか」「ニュースでこんな問題があると知った。自分のまちにもあるかも知れない」などを感じているかどうかです。

☑営利を目的としていない
・活動が継続していくための資金調達は大切な視点です。活動を有料で行うことを否定するものではありません。
・ここでいう営利とは、「特定の人の利益になる」ことを指します。

☑政治または宗教を目的としていない
・活動・団体の母体が、政治団体や宗教団体であるからという理由で支援しないということではありません。
・活動の中で「勧誘や布教活動をしない」ことを指します。

☑公序良俗に反していない

チェック印凡例	
●団体評価 ・立ち上げ支援の確認事項	✓

STEP1-1 で、自発的に活動する意思、地域課題を感じていることを確認できたので支援をスタートしました。

把握

STEP2 立ち上げ支援をする

STEP2-1 今、どんな特徴や良さを持っているか、項目を見ながら考えます。

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

地域性 ～地域に密着しているか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ 一定の活動エリアがある
- □ 地域の住民や団体が主体となっている
- ☑ 地域の課題をつかんでいる
- □ 地域のために役立つ視点がある
  - ・全国区で活動しているNPOや企業などであっても、その地域に特化した貢献活動を行う場合は、地域性と捉える
- □ 地域から活動が必要とされている

立ち上げ後
- □ 地域から資源の提供を受けている
- □ 地域の多様な機関と連携している

継続性・計画性 ～続けていけるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ 一定数の担い手がいる
- □ 継続して一定以上の頻度で開催している（する意思がある）
- □ 活動計画が立てられる
- □ 理念や目標を定めた会則などを作ることができる
- □ 活動の場がある

立ち上げ後
- □ 一定の参加者がいる
- □ みんなで決めた、活動の決まりごとがある

開放性 ～みんなに見えやすいか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ いろいろな世代の人が参加できる
- □ 高齢者も担い手になることができる
- □ 構成員が多様性に富んでいる
- □ 利用したい人にわかりやすく説明できる
- □ 意思決定のしくみが明確である

立ち上げ後
- □ 会報誌やHPなどを通して活動の様子を発信している
- □ 見学や取材を受け入れている
- □ 第三
- いる
- □ 多様

課題解決性 ～地域の課題に解決できるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ☑ 行政だけでは不足するサービス、行政にはない先駆的なサービスを生み出している
- □ ニーズがある人にとって、利用しやすいサービスである
  - ・利用料金が安価、利用回数を制限しない等
- □ サービスに関連する制度を理解している

立ち上げ後
- □ 個別のニーズに対応できる運営体制がある
- □ 利用する人をアセスメントしている

チェック印凡例

● 団体評価 ・特徴や良さ	✓

鈴木さん：チェックした項目は２つ。地域にある課題を感じ、行政にはない「新たな活動」を生み出そうとしていることが良さだと思いました。

使い方 これ以上チェック項目を増やそうとするのではなく、良さが２項目確認できたと考えます。

STEP2-1 で、良さを確認し共有できたので、次のステップに進みました。

支援

STEP2-2 特徴や良さをもとに、必要な支援を項目を見ながら考えます。

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

シート 4

地域性 ～地域に密着しているか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ 一定の活動エリアがある
- □ 地域の住民や団体が主体となっている
- ☑ 地域の課題をつかんでいる
- □ 地域のために役立つ視点がある
  - ・全国区で活動しているNPOや企業などであっても、その地域に特化した貢献活動を行う場合は、地域性と捉える
- □ 地域から活動が必要とされている

立ち上げ後
- □ 地域から資源の提供を受けている
- □ 地域の多様な機関と連携している

継続性・計画性 ～続けていけるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ☑ 一定数の担い手がいる
- ☑ 継続して一定以上の頻度で開催している（する意思がある）
- □ 活動計画が立てられる
- ☑ 理念や目標を定めた会則などを作ることができる
- ☑ 活動の場がある

立ち上げ後
- □ 一定の参加者がいる
- □ みんなで決めた、活動の決まりごとがある
- □ 担い手の役割分担ができている

開放性 ～みんなに見えやすいか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ いろいろな世代の人が参加できる
- □ 高齢者も担い手になることができる
- □ 構成員が多様性に富んでいる
- □ 利用したい人にわかりやすく説明できる
- □ 意思決定のしくみが明確である

立ち上げ後
- □ 会報誌やHPなどを通して活動の様子を発信している
- □ 見学や取材を受け入れている
- □ 第三者からの評価を受け入れている

課題解決性 ～地域の課題に解決できるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ☑ 行政だけでは不足するサービス、行政にはない先駆的なサービスを生み出している
- □ ニーズがある人にとって、利用しやすいサービスである
  - ・利用料金が安価、利用回数を制限しない等
- □ サービスに関連する制度を理解している

立ち上げ後
- □ 個別のニーズに対応できる運営体制がある
- □ 利用する人をアセスメントしている

チェック印凡例

● 団体評価 ・STEP2-1で確認した特徴や良さ	✓
● 支援の着眼点	✓

鈴木さん：子どもの居場所に適した会場は？どんな活動をするといいか？を一緒に考えながら、「担い手の紹介・会場確保・会則づくり」などを支援しました。

使い方 このシートは、次にどんな支援をしたらいいかを考えることにも活用できます。

STEP2-2 で、運営体制を整える支援を行いました。
支援から半年後、「子ども村：中高生ホッとステーション」が立ち上がりました。

事例 1
「子ども村：中高生ホッとステーション」

支援

STEP3 立ち上げ後の支援をする

STEP3-1 特徴や良さに応じた多様な支援を、項目を見ながら考えます。

シート 2
住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

シート 4

地域性 ～地域に密着しているか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ 一定の活動エリアがある
- ☑ 地域の住民や団体が主体となっている
- □ 地域の課題をつかんでいる
- □ 地域のために役立つ視点がある
  - ・全国区で活動しているNPOや企業などであっても、その地域に特化した貢献活動を行う場合は、地域性と捉える
- □ 地域から活動が必要とされている

立ち上げ後
- □ 地域から資源の提供を受けている
- ☑ 地域の多様な機関と連携している

継続性・計画性 ～続けていけるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ☑ 一定数の担い手がいる
- ☑ 継続して一定以上の頻度で開催している（する意思がある）
- ☑ 活動計画が立てられる
- ☑ 理念や目標を定めた会則などを作ることができる
- □ 活動の場がある

立ち上げ後
- □ 一定の参加者がいる
- □ みんなで決めた、活動の決まりごとがある
- □ 担い手の役割分担ができている
- □ 担い手研修に参加している
  - ・理念やルールの共有、利用者に対する接し方、安全面など

開放性 ～みんなに見えやすいか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ いろいろな世代の人が参加できる
- □ 高齢者も担い手になることができる
- □ 構成員が多様性に富んでいる
- □ 利用したい人にわかりやすく説明できる
- □ 意思決定のしくみが明確である

立ち上げ後
- ☑ 会報誌やHPなどを通して活動の様子を発信している
- □ 見学や取材を受け入れている
- □ 第三者からの評価を受け入れている
- □ 多様な機関と連携している

課題解決性 ～地域の課題に解決できるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ☑ 行政だけでは不足するサービス、行政にはない先駆的なサービスを生み出している
- □ ニーズがある人にとって、利用しやすいサービスである
  - ・利用料金が安価、利用回数を制限しない等
- □ サービスに関連する制度を理解している

立ち上げ後
- ☑ 個別のニーズに対応できる運営体制がある
- □ 利用する人をアセスメントしている
- □ 専門職と連携している

鈴木さん
中学校の校長会で説明する機会を設け、地域の中で大切な活動であることを理解してもらう支援をしました。

鈴木さん
特に支援は行いませんでしたが、団体自ら毎回欠かさず活動記録を作成し、関係団体に配布しています。
活動記録により、活動内容を理解する力となっています。

鈴木さん
子どもが成長し高校卒業を迎えたところ、就労の問題が出てきました。
この新たな課題に取り組みたいとの意向があり、課題を共有しています。

チェック印凡例	
● 団体評価 ・STEP2-1 で確認した特徴や良さ	✓
・STEP2-2 で支援した内容の実現	✓
● 支援の着眼点	✓

使い方 ここでは、子どもの成長に伴い活動が展開していますが、必ずしもチェック項目が増えることをねらいとしているわけではありません。
同じ活動を長年続けている団体も地域にとっては大切です。そのような団体には、たとえば「参加者はきているか」「PRはうまくいっているか」などに着目した支援が考えられます。

使い方 支援した項目が実現されれば、そのまま団体の評価になると考えます。

STEP3-1 で、立ち上げ後の活動状況に応じた支援を行いました。

「子ども村：中高生ホッとステーション」が立ち上がった後、どのような支援を行ったのか、荒川区社会福祉協議会職員の鈴木訪子さんにうかがいました。

評価　STEP3-2　地域に役立っているかを、項目を見ながら考えます。

シート
3

支援することで期待できる視点（評価項目）

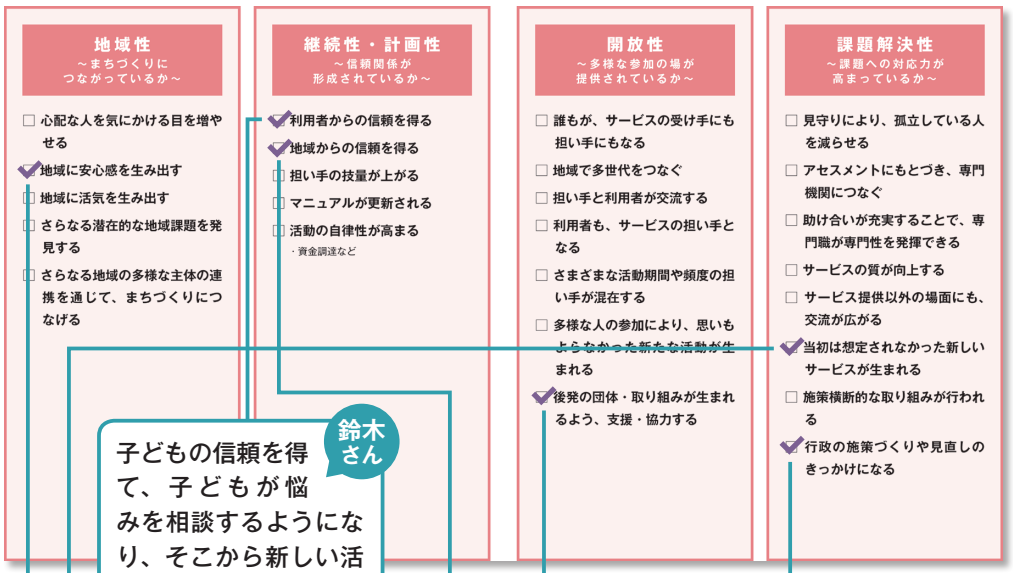

鈴木さん：子どもの信頼を得て、子どもが悩みを相談するようになり、そこから新しい活動が生まれています。

鈴木さん：子どもの成長に伴い、たとえば就労などの新たな課題が見えてきて、取り組んでいます。

鈴木さん：地域に周知が進むことで地域の信頼を得て、協力者が増えています。

鈴木さん：「子ども村：中高生ホッとステーション」での取り組みを検証して、区の補助金の費目が検討されました。

鈴木さん：新たな子ども食堂や居場所づくりが増え、情報交換や悩みを相談する場が必要になってきました。社協が事務局となり「あらかわ子ども応援ネットワーク」を運営していますが、この運営にも先輩団体として積極的に協力しています。

チェック印凡例	
● 団体評価 ・地域に役立っている項目	✓

使い方　上記のような項目にチェックがされると地域に役立っていることが明確になり、活動をしている住民のやる気を支えることにつながります。

STEP3-2 で、団体が地域でどんなことに役立っているかを評価しました。

支援方策の活用イメージ

事例 1
「子ども村：中高生ホッとステーション」

支援

シート
4

支援方策の例

支援の項目	
立ち上げの準備に関する支援	**じっくり聞く・出向くことも大切です** 立ち上げ支援をすると決めた後、次のような支援があります **たとえば…** ● 資金を補助する制度があれば、紹介する ● サービスの拠点として使えそうな場所を紹介する ● 利用者の確保を検討する。チラシ配布や口コミで人を集める ● 会則や定款、会計等、運営に関わる知識を伝える
資金の確保に関する支援	**資金情報を提供・調整する** 担当課に該当するものがない場合は、関連所管と連携して確保します **たとえば…** ● 補助・助成、委託をする ● 民間財団等が公募する助成申請書の書き方をアドバイスする ● 地域に寄付を呼びかける（資金、備品、食材など）
会場や備品の確保に関する支援	**会場や備品の情報を提供・調整する** 担当課に該当するものがない場合は、関連所管と連携して確保します **たとえば…** ● 公共施設や空き家等の利用可能な拠点を紹介する ● 公共施設の場合：優先予約の仕組みを整える、利用料の割引や補助をする ● 民間の施設の場合：拠点の家賃補助の仕組みを整える ● （移動や買い物支援）車両の貸出し、寄贈、購入費の補助など
人材育成	**スタッフの確保、スキルアップをする** 講座開催や通信発行等で、スタッフ募集やスキルアップをはかります **たとえば…** ● 新しい担い手を集めたり、養成するための講習会を開催する ● 衛生面、安全面に関する情報提供、啓発をする ● 同様な活動をしている団体につなげたり、専門領域の中間支援組織につなげる
ネットワーク・協働関係づくりに関する支援	**関係者によるネットワークをつくる** 定例会の開催や訪問等で、関係者がつながる機会をつくります **たとえば…** ● 団体どうしが知り合う場をつくる ● 担当部署と団体が定期的に意見交換ができるような場をつくる ★現場を訪問し、困り事はないか聞いてあげることが住民のやる気を支える力になります
その他	

「子ども村：中高生ホッとステーション」にどのような支援を行ったのか、一覧表で整理しました。

実際の支援
・相談が来た時、じっくり聞きました。 ・運営協力者が必要なので、社協より元児童・青少年委員、教育関係者などに支援を呼びかけたところ 10 人以上集まり、その後の中心メンバーになりました。
・食事を出すことが決まり、キッチン用品などの備品が必要になりました。「歳末たすけあい募金」より援助を受けられるように支援しました。 ・翌年からは荒川区「子どもの居場所づくり事業」が整い、その後３年間、区の補助金を受けられるように支援しました。
・当初、町会や都営住宅の集会所を想定していましたが、「定期的に開催したい」「備品を置いておきたい」などの使い勝手を考えると、不向きなことがわかってきました。社協には「この場所を使ってほしい」という情報も集まっており、民間施設でこの活動に適した会場をマッチングしました。
・社協の PR 媒体を使い活動を報告し、協力者を募りました。
・中学の校長会にうかがう機会をつくり、社協と連携した取り組みであることを説明しました。 ・社協の支援団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ、民生委員児童委員協議会など）へ挨拶する機会をつくりました。

参考：団体紹介

事例１
「子ども村：中高生ホッとステーション」

前ページまでに事例で取り上げた、「子ども村：中高生ホッとステーション」をご紹介します。

ここは、2014 年５月に荒川区内で最初に開設された「子どもの居場所」です。

毎週木曜日の夕方、小・中学生を中心に、20 名ほどが集まってきます。夕飯をみんなで一緒に食べたりおしゃべりしたり、宿題をしたりして過ごします。

「こんなことやってみたい」と思った子どもの気持ちを大切にしています。たとえば、中学生の時に「海賊になりたい」と言っていた子どもがワーキングホリデーについて知り英語を学び始めたり、海外に行く仕事をしている大人と出会って大学をめざして勉強を始めた子どももいます。

週１回の活動のほか、地域イベントへの参加、夏休みのキャンプなども行なっています。また、子どもの成長に伴い、就労支援も大切な取り組みの一つになってきました。

「生きていくこと、食べていくことを大人と子どもが一緒に考える、ソーシャルファミリー（血縁関係はないが、家族のような関係づくり）」が育まれている場です。

この居場所が立ち上がった後、荒川区では、現在 11 団体の子どもの居場所や子ども食堂を行う活動が始まりました。活動を続ける中で、「食材を寄付してくれる先はないかしら」「こんな問題が起きた時には誰に相談したらいいかな」などと言ったお悩みが出てくるようになりました。そこで、2018 年、関係者が一同に会して情報交換をする「あらかわ子ども応援ネットワーク」が立ち上がりました。

社協が事務局を担って運営していますが、「子ども村：中高生ホッとステーション」も先行して活動を始めた団体として、新しく立ち上がった団体のフォローをする役割を担っています。

あらかわ子ども応援ネットワーク　パンフレットより

facebook
子ども村：中高生ホッとステーションより

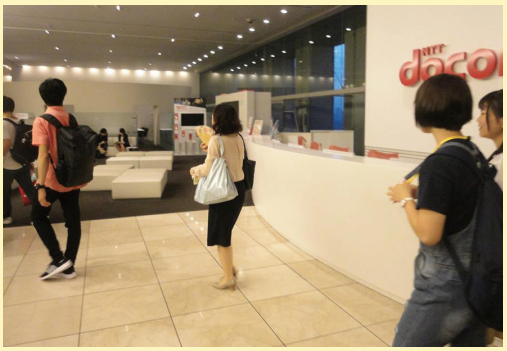

2018.8.3

８月１日にホッとステーションの活動の一環として行われている「第６回社会人との対話会」が行われました。参加の社会人グループの方のご厚意で、前回は法務省、前々回は文部科学省の会議室で行われましたが、今回は株式会社 NTT ドコモの本社ビルの会議室で行われました。参加の子ども達は立派な建物に緊張しながらセキュリティーのしっかりとした入口を通り、ロビーに向かいました。眼下に国会議事堂が見え、本当に東京の中心に居るという実感がしました。

対話会では小グループに分かれ、社会人の方々に「学生時代に何をしたか」「人に話しかけるのが苦手だがどうしたらよいか」など子ども達の身近な質問を投げかけていました。

社会人の方々は子ども達の素直なまっすぐな気持ちも受け止めてくださり、自分の学生時代のことも思い出されながら、子ども達と楽しそうにお話をしてくださいました。

2018.8.14

初めての機会で、自然体験キャンプを本日と明日、モリモリネットワークにサポートしていただいて、埼玉県飯能市の森の中で実施しています。林を守り、自然の中で溶け込む経験はどれも子ども達にとっては初めてで、色々な発見をしています。

- 主催　子ども村：中高生ホッとステーション
- 開催場所　東京都荒川区東尾久
- 開催日時：毎週木曜日　17:00 ～ 20:45
  - 16:30 ～　調理開始
  - 19:00 ～　夕食
  - 20:30 ～　連絡事項の伝達
  - 20:45 ～　解散
- 参加費　子ども 100 円　大人 300 円
- スタッフ　15 人程度（元児童・青少年委員、元塾講師、元保育士が中心）
- 参加者　小・中学生、保護者、関係者など 20 人ほど

立ち上げ支援
評価項目活用イメージ 3

事例２
高齢者サロン「汐入地域食堂」

住民のやる気を支援する視点（評価項目）の活用イメージの別パターンを検討するため、本事業の委員でもある荒川区社会福祉協議会職員の鈴木訪子さんに、もう一つ、支援を行なった事例をうかがいました。

２つ目の事例は、高齢者サロン「汐入地域食堂」です。

□ 診療所から「ひとり暮らしの男性に食事提供を」と相談があったケース

・高層住宅街が並ぶ再開発地域で、再開発前から診療所を開設し地域医療に取り組んでいる看護師長さんが、認知症キャラバンメイトとして認知症カフェなども取り組んでいました。その活動の中で、単身男性は食生活に偏りがあり栄養不足になりがちであること、なかなかサロンには参加せず地域から孤立していることなどの課題を感じていました。

・じっくり聞いてみると、「子ども食堂」のような高齢者の食事提供をしたいとの意向があることがわかりました。

確認

STEP1 支援するかどうかを決める

STEP1-1 ５つの評価項目に当てはまるか確認します。

シート
1
立ち上げ支援を判断する視点（評価項目）

☑自発的に活動しようとしている
・積極的に活動に関わろうとする姿勢は大切です。

☑地域課題（ニーズ）を感じている
・活動・団体の立ち上げを支援するかどうかを判断する際に、最も重要な視点です。
・「こんなことに困っている人がいる。なんとかできないか」「ニュースでこんな問題があると知った。自分のまちにもあるかも知れない」などを感じているかどうかです。

☑営利を目的としていない
・活動が継続していくための資金調達は大切な視点です。活動を有料で行うことを否定するものではありません。
・ここでいう営利とは、「特定の人の利益になる」ことを指します。

☑政治または宗教を目的としていない
・活動・団体の母体が、政治団体や宗教団体であるからという理由で支援しないということではありません。
・活動の中で「勧誘や布教活動をしない」ことを指します。

☑公序良俗に反していない

チェック印凡例	
●団体評価 ・立ち上げ支援の確認事項	✓

STEP1-1 で、自発的に活動する意思、地域課題を感じていることを確認できたので支援をスタートしました。

把握

STEP2 立ち上げ支援をする

STEP2-1 今、どんな特徴や良さを持っているか、項目を見ながら考えます。

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

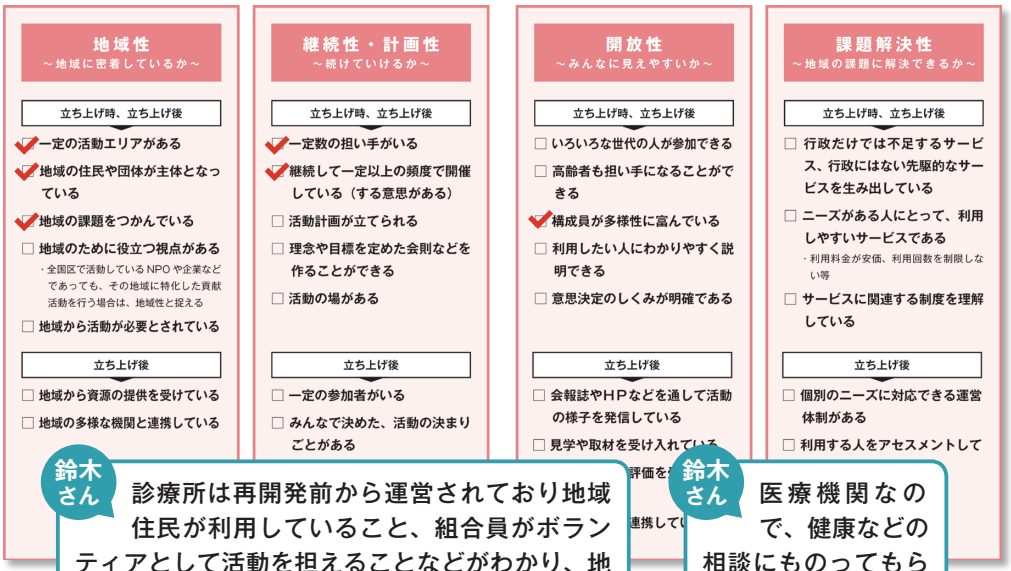

鈴木さん：診療所は再開発前から運営されており地域住民が利用していること、組合員がボランティアとして活動を担えることなどがわかり、地域に密着しやすい良さがあると思いました。

鈴木さん：医療機関なので、健康などの相談にものってもらえると思いました。

チェック印凡例	
● 団体評価 ・特徴や良さ	✓

STEP2-1 で、良さを確認し共有できたので、次のステップに進みました。

支援

STEP2-2 特徴や良さをもとに、必要な支援を項目を見ながら考えます。

シート 2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

支援方策の例

シート 4

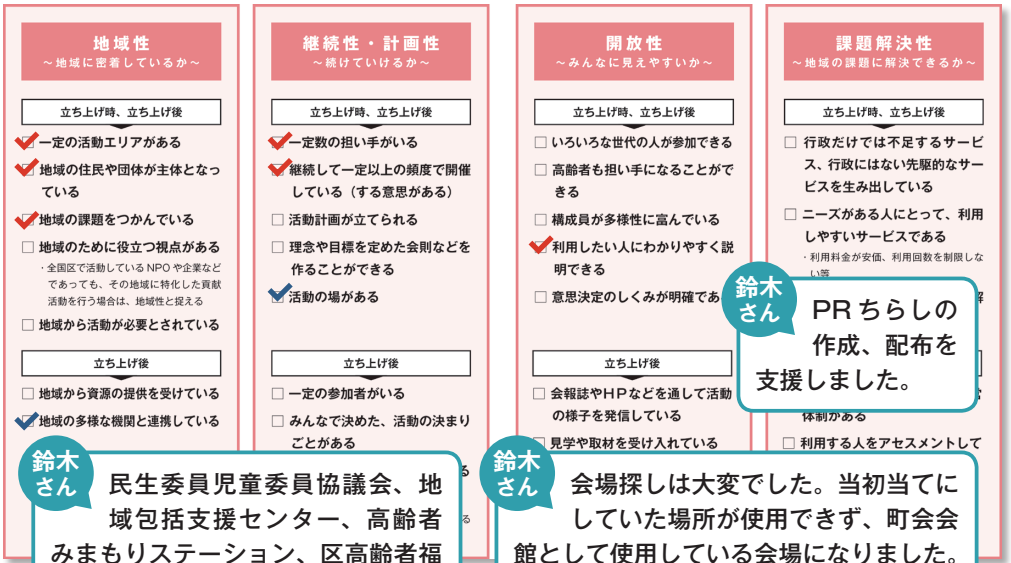

鈴木さん：PRちらしの作成、配布を支援しました。

鈴木さん：民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、区高齢者福祉課に呼びかけ、関連機関で「立ち上げ懇談会」を共催実施しました。

鈴木さん：会場探しは大変でした。当初当てにしていた場所が使用できず、町会会館として使用している会場になりました。定期開催するため区が使用申請書を町会に出すなど、区の協力が必要でした。

チェック印凡例	
● 団体評価 ・STEP2-1で確認した特徴や良さ	✓
● 支援の着眼点	✓

STEP2-2 で、「会場」「会則」「PR」などの、活動をスタートさせる支援を行いました。その後、地域に密着した「高齢サロン」が立ち上がりました。

立ち上げ支援
評価項目活用イメージ 4

事例 3
「ふきのとう 桜上水支部会食会」

□ 30 年以上続けてきた団体が、「続けるのが難しい」と相談してきたケース

・発足から 30 年以上、主に一人暮らしの高齢者 10 人前後を対象に、月 2 回の会食会を続けてきた団体から、「続けるのが難しい」との話がありました。

把握 支援

STEP3 立ち上げ後の支援をする

STEP3-1 特徴や良さに応じた多様な支援を、項目を見ながら考えます。

シート
2

住民のやる気を支援する視点（評価項目）

地域性
～地域に密着しているか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ✓ 一定の活動エリアがある
- ✓ 地域の住民や団体が主体となっている
- ✓ 地域の課題をつかんでいる
- □ 地域のために役立つ視点がある
  ・全国区で活動している NPO や企業などであっても、その地域に特化した貢献活動を行う場合は、地域性と捉える
- □ 地域から活動が必要とされている

立ち上げ後
- □ 地域から資源の提供を受けている
- □ 地域の多様な機関と連携している

継続性・計画性
～続けていけるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- △ 一定数の担い手がいる
- ✓ 継続して一定以上の頻度で開催している（する意思がある）
- ✓ 活動計画が立てられる
- ✓ 理念や目標を定めた会則などを作ることができる
- △ 活動の場がある

立ち上げ後
- ✓ 一定の参加者がいる
- □ みんなで決めた、活動の決まりごとがある
- □ 担い手の役割分担ができている
- □ 担い手研修に参加している
  ・理念やルールの共有、利用者に対する接し方、安全面など

開放性
～みんなに見えやすいか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- □ いろいろな世代の人が参加できる
- □ 高齢者も担い手になることができる
- □ 構成員が多様性に富んでいる
- □ 利用したい人にわかりやすく説明できる
- □ 意思決定のしくみが明確である

立ち上げ後
- □ 会報誌やHPなどを通して活動の様子を発信している
- □ 見学や取材を受け入れている
- □ 第三者からの評価を受け入れている
- □ 多様な機関と連携している

課題解決性
～地域の課題に解決できるか～

立ち上げ時、立ち上げ後
- ✓ 行政だけでは不足するサービス、行政にはない先駆的なサービスを生み出している
- □ ニーズがある人にとって、利用しやすいサービスである
  ・利用料金が安価、利用回数を制限しない等
- □ サービスに関連する制度を理解している

立ち上げ後
- □ 個別のニーズに対応できる運営体制がある
- □ 利用する人をアセスメントしている
- □ 専門職と連携している

チェック印凡例	
● 団体評価 特徴や良さ	✓
● 課題	△

平野さん

特徴や良さ

長年地域に根ざした活動をしてきており、お一人暮らしの高齢者がみんなで一緒に食事することを楽しみにしています。上記項目にチェックしたような良さがあると考えられます。

平野さん

課題

2018 年の春頃、メインスタッフの活動の継続が難しくなりました。時期を同じくして長らく利用してきた会場が改修で、しばらく使えない状況になりました。
「これを機に、活動を閉じようか」という声が出始めました。
上記項目を見ると、「一定の担い手」「活動の場」を探す必要があることがわかります。

長らく活動を継続してきた団体の課題を明らかにする際にも、この評価項目は活用できます。

住民のやる気を支援する視点（評価項目）の活用イメージの別パターンを検討するため、本事業の委員でもある全国食支援活動協力会の平野覚治さんに、事例をうかがいました。
３つ目の事例は、平野さんが代表をつとめる「ふきのとう 桜上水支部会食会」です。

評価　STEP3-2　どんなことに役立っているかを、項目を見ながら考えます。

シート
3
支援することで期待できる視点（評価項目）

地域性 ～まちづくりにつながっているか～	継続性・計画性 ～信頼関係が形成されているか～	開放性 ～多様な参加の場が提供されているか～	課題解決性 ～課題への対応力が高まっているか～
□ 心配な人を気にかける目を増やせる	✓ 利用者からの信頼を得る	□ 誰もが、サービスの受け手にも担い手にもなる	□ 見守りにより、孤立している人を減らせる
✓ 地域に安心感を生み出す	✓ 地域からの信頼を得る	□ 地域で多世代をつなぐ	□ アセスメントにもとづき、専門機関につなぐ
□ 地域に活気を生み出す	□ 担い手の技量が上がる	□ 担い手と利用者が交流する	□ 助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる
□ さらなる潜在的な地域課題を発見する	□ マニュアルが更新される	□ 利用者も、サービスの担い手となる	□ サービスの質が向上する
□ さらなる地域の多様な主体の連携を通じて、まちづくりにつなげる	□ 活動の自律性が高まる ・資金調達など	□ さまざまな活動期間や頻度の担い手が混在する	✓ サービス提供以外の場面にも、交流が広がる
		□ 多様な人の参加により、思いもよらなかった新たな活動が生まれる	□ 当初は想定されなかった新しいサービスが生まれる
		✓ 後発の団体・取り組みが生まれるよう、支援・協力する	□ 施策横断的な取り組みが行われる
			✓ 行政の施策づくりや見直しのきっかけになる

平野さん

ふきのとうの内部で話し合っても解決策が見つからず、世田谷区高齢福祉課に相談したところ、区から「これまで続いてきた活動が閉じるのはもったいない、継続できないか」と言ってもらえました。
高齢福祉課では関係機関と連携して、会場探しやボランティア募集を支援してくれました。
会場やスタッフ探しは難航しましたが、区や参加者などいろいろな人たちが「大事に感じている活動だ」ということがスタッフの間に広がり、次のメインスタッフへの引き継ぎができました。
2019年春からは改修後のきれいな拠点で再スタートとなり、新しい人も集まってくるのではないかと期待に胸を膨らませる結果となりました。

チェック印凡例	
● 団体評価 ・地域に役立っている項目	✓

使い方　「もったいない」の言葉の意味を上の項目に当てはめて考えると、少なくとも上記５つは該当すると考えられます。
住民のやる気を支える言葉として、上記項目を活用する方法もあります。

自分たちの活動が「大事に感じられている」「地域に役立っている」ことがわかることは、住民のやる気を支えます。

地域住民の社会参加活動などを基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業

委員構成

【研究委員会】

（委員長）

内藤佳津雄	日本大学文理学部 教授

（委員）

秋山 由美子	一般財団法人社会福祉研究所 研究員
石田 惇子	一般社団法人全国食支援活動協力会 代表理事
石橋 智昭	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 主席研究員
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク 事務局長
日下 直和	社会福祉法人香川県社会福祉協議会 事務局長
熊谷 美和子	住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 副代表幹事
近藤 博子	だんだんワンコインこども食堂 主宰
鈴木 訪子	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 地域福祉活動促進専門員
隅田 耕史	特定非営利活動法人フェリスモンテ 事務局長
高橋 良太	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部長
武安 真珠	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社 事業課長
中野 智夫	長久手市 福祉部次長
長谷部 俊介	東京ボランティア・市民活動センター 副所長
服部 真治	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 研究員
平野 覚治	一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事
牧里 毎治	関西学院大学人間福祉学部 名誉教授

【作業委員会】

（委員長）

平野 覚治	一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事

（委員）

清水 洋行	千葉大学大学院人文科学研究院 教授（第一章４節❶、第二章３節❷ 執筆担当）
祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授（第三章１～５節 執筆担当）
関屋 光泰	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 助教
内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授
中島 智人	産業能率大学経営学部 教授
原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授（第一章２～３節・４節❷❸、第二章２節・３節❶ 執筆担当）

平成 30 年度
厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業

「住民のやる気を支える支援の手引き」

一般社団法人全国食支援活動協力会 編

アンケート調査 集計・分析　みずほ情報総研株式会社
編集協力　宮地 成子 場所づくり研究所 有限会社プレイス
デザイン　カタヤナギユウイチ

発行日　2019 年 3 月 29 日

一般社団法人全国食支援活動協力会
〒 158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21
TEL 03-5426-2547　http://www.mow.jp/

資 料 集

１．アンケート調査票（調査Ａ：都道府県市区町村、社会福祉協議会対象） 資料-1

２．アンケート調査票（調査Ｂ：生活支援サービス運営団体対象）調査概要 閲覧用資料 .. 資料-11

３．アンケート調査（調査Ｂ：生活支援サービス運営団体対象）分野別設問　集計結果一覧 資料-25

４．研修会チラシ(東京会場) 資料-67

５．研修会チラシ(大阪会場) 資料-69

６．研修会チラシ(香川会場) 資料-71

７．研修会テキスト(東京会場) 資料-73

８．研修会テキスト(大阪会場) 資料-123

９．研修会テキスト(香川会場) 資料-169

資料-1

地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査
都道府県・自治体調査票

【アンケートの回答にあたって】（※回答者に留意いただきたい事項）

■本アンケートは、全国の都道府県・市区町村の高齢者保健福祉所管部署にお送りしています。以下のアンケートの内容で、貴部署で把握されていないものについては、お手数ですが担当部署にご確認のうえ、貴部署にて取りまとめてご回答ください。

■本アンケートにおける「住民参加による生活支援サービス」とは、「地域住民が運営主体の中心となっている、または有償・無償問わず地域のボランティアがサービス提供の中心となっているサービス」を指します。介護予防・日常生活支援総合事業における各種事業も含まれますが、上記の定義に該当するものに限定されます。

■本アンケートでは「住民参加による生活支援サービス」を、①食支援、②移動支援、③居場所づくり、④訪問によるサービスの4つに分類しています。
各分類に該当する活動内容は以下の通りです。

分類	活動内容例
① 食支援	配食サービス、会食会
② 移動支援	福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、無償運送等（許可・登録のないもの）
③ 居場所づくり	地域支援事業における「通いの場」、高齢者サロン、子育てサロン、認知症カフェ、オレンジ・カフェ、多世代交流の場（サロン）、家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ
④ 訪問によるサービス	上記①から③に該当しない、対象者の自宅等を訪問して提供するサービス（無償・有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）、見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等））

■特に断りのない限り、平成30年10月1日時点の状況をご記入ください。

■平成30年12月21日（金）までに h30seikatsu@mizuho-ir.co.jp へご回答をお願いいたします。

【お問合せ先】 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部　担当：須賀、天羽（あもう）、齊堂、玉山
（フリーダイヤル）0120-145-277　：平日　10:00～12:00、13:00～17:00

Ⅰ 基礎情報

1. 貴都道府県・自治体の名称をご記入ください。

名　称

2. ご回答者様の所属部署と電話番号をご記入ください。（ご回答の詳細確認等に使用します）

所属部署　　電話番号

Ⅱ 貴都道府県・自治体内（政令市行政区の場合は貴区内。以下同。）における住民参加による生活支援サービスへの支援状況についてお伺いします。

1. 貴都道府県・自治体の所管地域で、下記表のサービス内容に該当する「住民参加による生活支援サービス」を実施している団体数と、そのうち貴都道府県・自治体より補助・助成、委託を行っている団体数を、サービスの種類ごとにご記入ください。

※1つの団体が複数種類のサービスを行っている場合は、それぞれ1団体としてカウントしてください。
※団体数はボランティア団体やNPO法人、公社、社会福祉法人、民間企業、任意団体を含みます。
※運営団体数には社会福祉協議会を含めずにお答えください。
※本事業では、全国の社会福祉協議会にも同様の設問にご回答をお願いしておりますので、団体数は貴都道府県・自治体で把握されている範囲でお答えください。

	住民参加による生活支援サービスの運営団体数	補助・助成、委託実施団体数
① 食支援		
配食サービス	団体	団体
会食会[注]	団体	団体
② 移動支援		
福祉有償運送	団体	団体
公共交通空白地有償運送	団体	団体
無償運送等（許可・登録のないもの）	団体	団体
③ 居場所づくり		
地域支援事業の「通いの場」	団体	団体
高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）[注]	団体	団体
子育てサロン	団体	団体
認知症カフェ、オレンジ・カフェ	団体	団体
多世代交流の場（サロン）、コミュニティ・カフェ	団体	団体
家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ	団体	団体
④ 訪問によるサービス		
無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	団体	団体
有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	団体	団体
見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等）	団体	団体

注：食事提供が主な活動内容である場合は「高齢者向け会食会」、それ以外の活動（体操等）が主な活動であり、活動の中で食事が提供されることもある場合は、「高齢者向けサロン」としてください。

2. 貴都道府県・自治体では、住民参加による生活支援サービスの立ち上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組みを実施していますか。実施している場合、当てはまる取組み全てにチェック☑をつけてください。

1 実施していない　　2 実施している　　ご回答

「2 実施している」を選んだ場合、その実施内容（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 地域課題に関する啓発・人材育成（公開講座、ワークショップ、交流会等）
- ☐ 地域課題の解決に関心を持つ住民と、行政や社会福祉協議会との意見交換会
- ☐ 住民参加による生活支援サービスの必要性や手法等の啓発（セミナー等）
- ☐ 住民参加による生活支援サービスの立上げ・運営に資する技術の啓発（PC操作、プレゼンテーション、チラシづくり等）
- ☐ 既存団体への、新たなサービス立上げの声掛け
- ☐ 住民参加による生活支援サービスのスタッフとして参加するボランティアの募集
- ☐ その他 具体的に（　　）

3. 貴都道府県・自治体が住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対して実施している支援内容として当てはまるもの全てにチェック☑をつけてください。
※特に支援を行っていない場合は、「支援を行っていない」にチェック☑をつけてください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス
支援を行っていない	☐	☐	☐	☐
■立上げ準備に関する支援				
立上げに関する支援制度の紹介	☐	☐	☐	☐
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	☐	☐	☐	☐
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	☐	☐	☐	☐
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	☐	☐	☐	☐
サービス提供場所の確保に関する支援	☐	☐	☐	☐
利用者の確保に関する支援	☐	☐	☐	☐
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	☐	☐	☐	☐
法人格の取得に関する支援	☐	☐	☐	☐
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	☐	☐	☐	☐
連携先となりうる団体・機関の紹介	☐	☐	☐	☐
行政や社協の関連する担当部署の紹介	☐	☐	☐	☐
進捗段階に応じた継続的な支援	☐	☐	☐	☐
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	☐	☐	☐	☐
■人材育成に関する支援				
担い手を養成するための講習会の開催 や講師の派遣	☐	☐	☐	☐
■資金の確保に関する支援				
行政や社協の補助・助成、事業委託	☐	☐	☐	☐
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	☐	☐	☐	☐
地域への寄付の呼びかけ	☐	☐	☐	☐
■会場確保や車両・備品の確保に関する支援				
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	☐	☐	☐	☐
施設の優先利用や利用料の割引 ・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	☐	☐	☐	☐
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	☐	☐	☐	☐
指定管理者への指定	☐	☐	☐	☐
車両の貸し出し	☐	☐	☐	☐
車両の寄贈または購入費の補助	☐	☐	☐	☐
■スタッフや利用者の募集に関する支援				
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	☐	☐	☐	☐
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	☐	☐	☐	☐
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	☐	☐	☐	☐
■リスク管理に関する支援				
保険料の補助	☐	☐	☐	☐
使いやすい保険商品の紹介・開発	☐	☐	☐	☐
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	☐	☐	☐	☐

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス
■利用者支援に関する支援				
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	☐	☐	☐	☐
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	☐	☐	☐	☐
■ネットワーク・協働関係づくりに関する支援				
団体同士のネットワークづくりへの支援	☐	☐	☐	☐
都道府県・自治体職員によるサービス提供現場の訪問	☐	☐	☐	☐
都道府県・自治体職員との意見交換の場づくり	☐	☐	☐	☐
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	☐	☐	☐	☐
都道府県・自治体が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	☐	☐	☐	☐
■その他				
具体的に　（　　）	☐	☐	☐	☐

資料-3

4. 貴都道府県・自治体が住民参加による生活支援サービスについて、①～④のサービス種別ごとに望むあり方上位5位までにチェック☑をつけ、うち最も望むものの数字を記入してください。
※特にない場合は「特になし」にチェック☑をつけてください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス
01～21で最も当てはまるものの数字を入力 →				
当てはまるものにチェック☑ ↓				
01 高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	☐	☐	☐	☐
02 利用者もサービスの担い手となることができる	☐	☐	☐	☐
03 多世代が利用・参画できるサービスである	☐	☐	☐	☐
04 担い手と利用者との交流が生まれる	☐	☐	☐	☐
05 利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	☐	☐	☐	☐
06 地域の特性に応じたサービスを提供できる	☐	☐	☐	☐
07 行政だけでは不足するサービスを補完できる	☐	☐	☐	☐
08 民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	☐	☐	☐	☐
09 行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	☐	☐	☐	☐
10 既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	☐	☐	☐	☐
11 既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	☐	☐	☐	☐
12 地域で多世代をつないでいる	☐	☐	☐	☐
13 地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	☐	☐	☐	☐
14 小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	☐	☐	☐	☐
15 行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	☐	☐	☐	☐
16 助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	☐	☐	☐	☐
17 サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	☐	☐	☐	☐
18 サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	☐	☐	☐	☐
19 サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	☐	☐	☐	☐
20 その他　具体的に（　　）	☐	☐	☐	☐
21 特になし	☐	☐	☐	☐

Ⅲ 貴都道府県・自治体における、住民参加による生活支援サービスの支援における課題として、①～④のサービス種別ごとにあてはまるもの全てにチェック☑をつけ、うち最も当てはまるものの数字を記入してください。
※支援を実施していない場合は、実施の障壁となっているものについてご回答ください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス
01～11で最も当てはまるものの数字を入力 →				
当てはまるもの全てにチェック☑ ↓				
01 サービスを提供できる団体が不足している	☐	☐	☐	☐
02 担い手確保が困難である	☐	☐	☐	☐
03 担い手が高齢化している	☐	☐	☐	☐
04 活動を引っ張るリーダーが不足している	☐	☐	☐	☐
05 補助・委託財源が足りない	☐	☐	☐	☐
06 団体支援のためのノウハウが不足している	☐	☐	☐	☐
07 サービス提供の場所・拠点が不足している	☐	☐	☐	☐
08 団体の活動の評価や効果測定が難しい	☐	☐	☐	☐
09 団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	☐	☐	☐	☐
10 行政や社会福祉協議会内の担当部署が不明確または多岐にわたっている	☐	☐	☐	☐
11 その他　具体的に（　　）	☐	☐	☐	☐

以下Ⅳは、いずれかの分野で補助・助成や事業の委託を実施している場合のみお答えください。
いずれの分野でも実施していない場合は、設問はこれで終了です。

Ⅳ 貴都道府県・自治体における住民参加による生活支援サービス運営団体への補助・助成、事業委託に関して、事業ごとに全て、以下の項目について「事業票」シートにご記入ください。

⇒「事業票」シートへ

【1件目】

●補助・助成名／委託事業名

●サービス分野（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 配食サービス
- ☐ 会食会
- ☐ 福祉有償運送
- ☐ 公共交通空白地有償運送
- ☐ 無償運送等（許可・登録のないもの）
- ☐ 地域支援事業の「通いの場」
- ☐ 高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）
- ☐ 子育てサロン
- ☐ 認知症カフェ、オレンジ・カフェ
- ☐ 多世代交流の場（サロン）、コミュニティ・カフェ
- ☐ 家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ
- ☐ 無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含
- ☐ 有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含
- ☐ 見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき
- ☐ その他

●財源を負担する組織（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 国
- ☐ 都道府県
- ☐ 市区町村（介護保険特別会
- ☐ 市区町村（一般会計）
- ☐ 市区町村（その

●交付先／委託先団体数　　団体

●交付／委託先（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 社会福祉協議会
- ☐ 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ☐ ＮＰＯ法人
- ☐ 一般社団法人
- ☐ その他非営利法人
- ☐ 任意団体（法人格のない団
- ☐ その他

●交付／委託先団体の活動形態

1 直接支援団体　2 中間支援団体　ご回答

●交付金額／委託金額の積算根拠　ご回答

1 活動期間1年当たり　2 活動期間1か月当たり　3 活動日1日当たり　4 活動1回当たり
5 活動時間当たり 具体的に（　分）　6 利用者1人当たり　7 提供する食事1食当たり
8 その他 具体的に（　）

●交付金額／委託金額（上記の積算根拠の単位当たりの金額をご記入ください）　円

●（補助・助成のみ）補助・助成金額の算定方法

1 活動費用総額の一部を補助（運営費補助）　ご回答
2 活動実績に基づき、特定の費目の全額または一部を補助（事業費補助）
→ 2 の場合、対象となる費目をお選びください。（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 人件費
- ☐ 会場使用費（家賃含む）
- ☐ 備品購入費
- ☐ 食材費
- ☐ 消耗品費
- ☐ 保険料
- ☐ その他 具体的に（　）

●補助・助成、委託を行うに当たっての基準　ご回答
※当てはまるもの全てにチェック☑、うち最も当てはまるものの数字を右に記入してください。

- ☐ 01 サービスの立上げ期である
- ☐ 02 十分なサービス提供実績がある
- ☐ 03 国や都道府県の補助・助成、委託を受けていたことがある（都道府県の場合は、「国や市区町村」）
- ☐ 04 他の補助・助成、委託を受けていないまたは、連続して受けていない
- ☐ 05 サービスの提供体制（スタッフ、設備等）が整っている
- ☐ 06 安全管理の体制が整っている
- ☐ 07 地域住民がサービスの担い手として多く参加している
- ☐ 08 サービスの利用者・参加者も、何らかの役割を担っている
- ☑ 09 担い手や利用者・参加者の意見を運営に反映している
- ☐ 10 担い手や利用者・参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している
- ☐ 11 サービス内容や運営状況について情報公開を行っている
- ☐ 12 既存のサービスや事業者にはない、先駆的またはきめ細かいサービス提供ができる
- ☐ 13 潜在的な住民ニーズを発掘する取り組みを行っている
- ☐ 14 地域の関係機関・団体や民間企業との協力関係が構築されている
- ☐ 15 地域住民になくてはならないサービスを提供している
- ☐ 16 その他 具体的に（　）

資料-5

地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査
都道府県・自治体児童福祉所管部署調査票

【アンケートの回答にあたって】（※回答者に留意いただきたい事項）

■本アンケートは、全国の都道府県・市区町村の児童福祉所管部署にお送りしています。以下のアンケートの内容で、貴部署で把握されていないものについては、お手数ですが担当部署にご確認のうえ、貴部署にて取りまとめてご回答ください。

■本アンケートでは貴都道府県・自治体で活動している子ども食堂・地域食堂に関してお伺いします。

■こども食堂・地域食堂とは、子どもに食事や共食の機会を提供している活動（子どもの居場所）や、子ども以外の多世代が利用可能な活動を含みます。

■本アンケートの対象となる子ども食堂・地域食堂は、「地域住民が運営主体の中心となっている、または有償・無償問わず地域のボランティアがサービス提供の中心となっている」もの（住民参加による生活支援サービス）に限定されます。

■特に断りのない限り、平成30年10月１日時点の状況をご記入ください。

■平成30年12月21日（金）までに h30seikatsu@mizuho-ir.co.jp へご回答をお願いいたします。

【お問合せ先】 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部　担当：須賀、天羽（あもう）、齊堂、玉山
（フリーダイヤル）0120-145-277　：平日　10:00～12:00、13:00～17:00

Ⅰ 基礎情報

1. 貴都道府県・自治体の名称をご記入ください。

名　称

2. ご回答者様の所属部署と電話番号をご記入ください。（ご回答の詳細確認等に使用します）

所属部署　　電話番号

Ⅱ 貴都道府県・自治体内（政令市行政区の場合は貴区内。以下同。）における子ども食堂・地域食堂への支援状況についてお伺いします。

1. 貴都道府県・自治体の所管地域で、子ども食堂・地域食堂を実施している団体数と、そのうち貴都道府県・自治体より補助・助成、委託を行っている団体数をご記入ください。

※団体数はボランティア団体やNPO法人、公社、社会福祉法人、民間企業、任意団体を含みます。

※運営団体数には社会福祉協議会を含めずにお答えください。

※本事業では、全国の社会福祉協議会にもご回答をお願いしておりますので、団体数は貴都道府県・自治体で把握されている範囲でお答えください。

子ども食堂・地域食堂の運営団体数		団体
うち、補助・助成、委託実施団体数		団体

2. 貴都道府県・自治体では、子ども食堂・地域食堂の立ち上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組みを実施していますか。当てはまる取組み全てにチェック☑をつけてください。

1 実施していない　　2 実施している　　ご回答

「2 実施している」を選んだ場合、その実施内容（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 地域課題に関する啓発・人材育成（公開講座、ワークショップ、交流会等）
- ☐ 地域課題の解決に関心を持つ住民と、行政や社会福祉協議会との意見交換会
- ☐ 子ども食堂・地域食堂の必要性や手法等の啓発（セミナー等）
- ☐ 子ども食堂・地域食堂の立上げ・運営に資する技術の啓発（PC操作、プレゼンテーション、チラシづくり等）
- ☐ 既存団体への、新たな子ども食堂・地域食堂立上げの声掛け
- ☐ 子ども食堂・地域食堂のスタッフとして参加するボランティアの募集
- ☐ その他 具体的に（　　）

3. 貴都道府県・自治体が子ども食堂・地域食堂の運営団体、または運営を始めようとする団体に対して実施している支援内容として当てはまるもの全てにチェック☑をつけてください。

※特に支援を行っていない場合は、「支援を行っていない」にチェック☑をつけてください。

- ☐ 支援を行っていない

■立上げ準備に関する支援
- ☐ 立上げに関する支援制度の紹介
- ☐ 立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）
- ☐ サービス提供に必要な知識・技術の紹介
- ☐ 仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援
- ☐ サービス提供場所の確保に関する支援
- ☐ 利用者の確保に関する支援
- ☐ 会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供
- ☐ 法人格の取得に関する支援
- ☐ 子ども食堂・地域食堂を運営している団体（先行事例）の紹介
- ☐ 連携先となりうる団体・機関の紹介
- ☐ 行政や社協の関連する担当部署の紹介
- ☐ 進捗段階に応じた継続的な支援
- ☐ 立上げに必要な人材の派遣・投入

■人材育成に関する支援
- ☐ 担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣

■資金の確保に関する支援
- ☐ 行政や社協の補助・助成、事業委託
- ☐ 民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言
- ☐ 地域への寄付の呼びかけ

■会場確保や車両・備品の確保に関する支援
- ☐ 空き家等の利用可能な地域資源の紹介
- ☐ 施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）
- ☐ サービス提供の場所・拠点の家賃補助
- ☐ 指定管理者への指定
- ☐ 車両の貸し出し
- ☐ 車両の寄贈または購入費の補助

資料-6

■スタッフや利用者の募集に関する支援
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング
■リスク管理に関する支援
保険料の補助
使いやすい保険商品の紹介・開発
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発
■利用者支援に関する支援
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介
■ネットワーク・協働関係づくりに関する支援
団体同士のネットワークづくりへの支援
都道府県・自治体職員によるサービス提供現場の訪問
都道府県・自治体職員との意見交換の場づくり
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ
都道府県・自治体が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ
■その他
具体的に　（　　）

4．貴都道府県・自治体が子ども食堂・地域食堂に望むあり方上位5位までにチェック☑をつけ、うち最も望むものの数字を記入してください。
※特に無い場合は「特になし」にチェック☑をつけてください。

↓当てはまるものにチェック☑	01～21で最も当てはまるものの数字を入力 →
01 高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	
02 利用者もサービスの担い手となることができる	
03 多世代が利用・参画できるサービスである	
04 担い手と利用者との交流が生まれる	
05 利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	
06 地域の特性に応じたサービスを提供できる	
07 行政だけでは不足するサービスを補完できる	
08 民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	
09 行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	
10 既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	
11 既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	
12 地域で多世代をつないでいる	
13 地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	
14 小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	
15 行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	
16 助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	
17 サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	
18 サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	
19 サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	
20 その他　具体的に（　　）	
21 特になし	

Ⅲ 貴都道府県・自治体における、子ども食堂・地域食堂への支援における課題として、あてはまるもの全てにチェック☑をつけ、うち最も当てはまるものの数字を記入してください。
※支援を実施していない場合は、実施の障壁となっているものについてご回答ください。

当てはまるもの全てにチェック☑ ↓	01～11で最も当てはまるものの数字を入力 →
01 サービスを提供できる団体が不足している	
02 担い手確保が困難である	
03 担い手が高齢化している	
04 活動を引っ張るリーダーが不足している	
05 補助・委託財源が足りない	
06 団体支援のためのノウハウが不足している	
07 サービス提供の場所・拠点が不足している	
08 団体の活動の評価や効果測定が難しい	
09 団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	
10 行政や社会福祉協議会内の担当部署が不明確または多岐にわたっている	
11 その他　具体的に（　　）	

以下Ⅳは、いずれかの分野で補助・助成や事業の委託を実施している場合のみお答えください。
いずれの分野でも実施していない場合は、設問はこれで終了です。

Ⅳ 貴都道府県・自治体における子ども食堂・地域食堂の運営団体への補助・助成、事業委託に関して、事業ごとに全て、以下の項目について「事業票」シートにご記入ください。

⇒「事業票」シートへ

【1件目】

●補助・助成名／委託事業名

●財源を負担する組織（当てはまるもの全てチェック☑）

☐ 国　☐ 都道府県　☐ 市区町村（介護保険特別会
☐ 市区町村（一般会計）　☐ 市区町村（その

●交付先／委託先団体数　　団体

●交付／委託先（当てはまるもの全てチェック☑）

☐ 社会福祉協議会　☐ 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　☐ ＮＰＯ法人　☐ 一般社団法人
☐ その他非営利法人　☐ 任意団体（法人格のない団　☐ その他

●交付／委託先団体の活動形態

1 直接支援団体　2 中間支援団体　ご回答

●交付金額／委託金額の積算根拠　ご回答

1 活動期間1年当たり　2 活動期間1か月当たり　3 活動日1日当たり　4 活動1回当たり
5 活動時間当たり 具体的に（　分）　6 利用者1人当たり　7 提供する食事1食当たり
8 その他具体的に（　）

●交付金額／委託金額（上記の積算根拠の単位当たりの金額をご記入ください）　円

●（補助・助成のみ）補助・助成金額の算定方法

1 活動費用総額の一部を補助（運営費補助）　ご回答
2 活動実績に基づき、特定の費目の全額または一部を補助（事業費補助）
→ 2 の場合、対象となる費目をお選びください。（当てはまるもの全てチェック☑）

☐ 人件費　☐ 会場使用費（家賃含　☐ 備品購入費　☐ 食材費　☐ 消耗品費
☐ 保険料　☐ その他 具体的に（　）

●補助・助成、委託を行うに当たっての基準　ご回答
※当てはまるもの全てにチェック☑、うち最も当てはまるものの数字を右に記入してください。

☐ 01 サービスの立上げ期である
☐ 02 十分なサービス提供実績がある
☐ 03 国や都道府県の補助・助成、委託を受けていたことがある（都道府県の場合は、「国や市区町村」）
☐ 04 他の補助・助成、委託を受けていないまたは、連続して受けていない
☐ 05 サービスの提供体制（スタッフ、設備等）が整っている
☐ 06 安全管理の体制が整っている
☐ 07 地域住民がサービスの担い手として多く参加している
☐ 08 サービスの利用者・参加者も、何らかの役割を担っている
☐ 09 担い手や利用者・参加者の意見を運営に反映している
☐ 10 担い手や利用者・参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している
☐ 11 サービス内容や運営状況について情報公開を行っている
☐ 12 既存のサービスや事業者にはない、先駆的またはきめ細かいサービス提供ができる
☐ 13 潜在的な住民ニーズを発掘する取り組みを行っている
☐ 14 地域の関係機関・団体や民間企業との協力関係が構築されている
☐ 15 地域住民になくてはならないサービスを提供している
☐ 16 その他具体的に（　）

資料-8

地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査
社会福祉協議会調査票

【アンケートの回答にあたって】（※回答者に留意いただきたい事項）

■本アンケートは、全国の都道府県社会福祉協議会および市区町村社会福祉協議会の高齢者福祉担当に、お送りしています。以下のアンケートの内容で、把握されていないものについては、お手数ですがご担当にご確認のうえ、取りまとめてご回答ください。

■本アンケートにおける「住民参加による生活支援サービス」とは、「地域住民が運営主体の中心となっている、または有償・無償問わず地域のボランティアがサービス提供の中心となっているサービス」を指します。介護予防・日常生活支援総合事業における各種事業も含まれますが、上記の定義に該当するものに限定されます。

■本アンケートでは「住民参加による生活支援サービス」を、①食支援、②移動支援、③居場所づくり、④訪問によるサービス、⑤子ども食堂・地域食堂の５つに分類しています。
各分類に該当する活動内容は以下の通りです。

分類	活動内容例
① 食支援	配食サービス、会食会
② 移動支援	福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、無償運送等（許可・登録のないもの）
③ 居場所づくり	地域支援事業における「通いの場」、高齢者サロン、子育てサロン、認知症カフェ、オレンジ・カフェ、多世代交流の場（サロン）、家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ
④ 訪問によるサービス	上記①から③に該当しない、対象者の自宅等を訪問して提供するサービス（無償・有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）、見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等））
⑤ 子ども食堂・地域食堂	子どもに食事や共食の機会を提供している活動（子どもの居場所）や、子ども以外の多世代が利用可能な活動を含みます。

■特に断りのない限り、平成30年10月１日時点の状況をご記入ください。

■平成30年12月21日（金）までに h30seikatsu@mizuho-ir.co.jp へご回答をお願いいたします。

【お問合せ先】 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部　担当：須賀、天羽（あもう）、齊堂、玉山
（フリーダイヤル）0120-145-277　：平日　10:00～12:00、13:00～17:00

Ⅰ 基礎情報

1. ご回答者様の所属先名をご記入ください。

名　称

2. ご回答者様の所属と電話番号をご記入ください。（ご回答の詳細確認等に使用します）

所　属　　電話番号

Ⅱ 貴会における住民参加による生活支援サービスへの支援状況についてお伺いします。

1. 貴会が補助・助成、委託を行っている「住民参加による生活支援サービス」運営団体数を、サービスの種類ごとにご記入ください。

※1つの団体が複数種類のサービスを行っている場合は、それぞれ1団体としてカウントしてください。

※団体数はボランティア団体やNPO法人、公社、社会福祉法人、民間企業、任意団体を含みます。

※本事業では、全国の都道府県・自治体にも同様の設問にご回答をお願いしておりますので、団体数は貴会で把握されている範囲でお答えください。

	補助・助成、委託 実施団体数
① 食支援	
配食サービス	団体
会食会[注]	団体
② 移動支援	
福祉有償運送	団体
公共交通空白地有償運送	団体
無償運送等（許可・登録のないもの）	団体
③ 居場所づくり	
地域支援事業の「通いの場」	団体
高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）[注]	団体
子育てサロン	団体
認知症カフェ、オレンジ・カフェ	団体
多世代交流の場（サロン）、コミュニティ・カフェ	団体
家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ	団体
④ 訪問によるサービス	
無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	団体
有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	団体
見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等）	団体
⑤ 子ども食堂・地域食堂	団体

注：食事提供が主な活動内容である場合は「高齢者向け会食会」、それ以外の活動（体操等）が主な活動であり、活動の中で食事が提供されることもある場合は、「高齢者向けサロン」としてください。

2. 貴会では、住民参加による生活支援サービスの立ち上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組みを実施していますか。実施している場合、当てはまる取組み全てにチェック☑をつけてください。

1　実施していない　　2　実施している　　ご回答

「2　実施している」を選んだ場合、その実施内容（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 地域課題に関する啓発・人材育成（公開講座、ワークショップ、交流会等）
- ☐ 地域課題の解決に関心を持つ住民と、行政や社会福祉協議会との意見交換会
- ☐ 住民参加による生活支援サービスの必要性や手法等の啓発（セミナー等）
- ☐ 住民参加による生活支援サービスの立上げ・運営に資する技術の啓発（PC操作、プレゼンテーション、チラシづくり等）
- ☐ 既存団体への、新たなサービス立上げの声掛け
- ☐ 住民参加による生活支援サービスのスタッフとして参加するボランティアの募集
- ☐ その他 具体的に（　　）

資料1-9

3. 貴会が住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対して実施している支援内容として当てはまるもの全てにチェック☑をつけてください。
※特に支援を行っていない場合は、「支援を行っていない」にチェック☑をつけてください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス	⑤子ども食堂・地域食堂
支援を行っていない	□	□	□	□	□
■立上げ準備に関する支援					
立上げに関する支援制度の紹介	□	□	□	□	□
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	□	□	□	□	□
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	□	□	□	□	□
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	□	□	□	□	□
サービス提供場所の確保に関する支援	□	□	□	□	□
利用者の確保に関する支援	□	□	□	□	□
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	□	□	□	□	□
法人格の取得に関する支援	□	□	□	□	□
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	□	□	□	□	□
連携先となりうる団体・機関の紹介	□	□	□	□	□
行政や社協の関連する担当部署の紹介	□	□	□	□	□
進捗段階に応じた継続的な支援	□	□	□	□	□
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	□	□	□	□	□
■人材育成に関する支援					
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	□	□	□	□	□
■資金の確保に関する支援					
行政や社協の補助・助成、事業委託	□	□	□	□	□
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	□	□	□	□	□
地域への寄付の呼びかけ	□	□	□	□	□
■会場確保や車両・備品の確保に関する支援					
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	□	□	□	□	□
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	□	□	□	□	□
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	□	□	□	□	□
指定管理者への指定	□	□	□	□	□
車両の貸し出し	□	□	□	□	□
車両の寄贈または購入費の補助	□	□	□	□	□
■スタッフや利用者の募集に関する支援					
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	□	□	□	□	□
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	□	□	□	□	□
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	□	□	□	□	□
■リスク管理に関する支援					
保険料の補助	□	□	□	□	□
使いやすい保険商品の紹介・開発	□	□	□	□	□
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	□	□	□	□	□
	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス	⑤子ども食堂・地域食堂
■利用者支援に関する支援					
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	□	□	□	□	□
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	□	□	□	□	□
■ネットワーク・協働関係づくりに関する支援					
団体同士のネットワークづくりへの支援	□	□	□	□	□
社協職員によるサービス提供現場の訪問	□	□	□	□	□
社協職員との意見交換の場づくり	□	□	□	□	□
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	□	□	□	□	□
社協が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	□	□	□	□	□
■その他					
具体的に　（　　）	□	□	□	□	□

4. 貴会が住民参加による生活支援サービスについて、①～⑤のサービス種別ごとに望むあり方上位5位までにチェック☑をつけ、うち最も望むものの数字を記入してください。
※特にない場合は「特になし」にチェック☑をつけてください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス	⑤子ども食堂・地域食堂
01～21で最も当てはまるものの数字を入力 →					
当てはまるものにチェック☑ ↓					
01 高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	□	□	□	□	□
02 利用者もサービスの担い手となることができる	□	□	□	□	□
03 多世代が利用・参画できるサービスである	□	□	□	□	□
04 担い手と利用者との交流が生まれる	□	□	□	□	□
05 利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	□	□	□	□	□
06 地域の特性に応じたサービスを提供できる	□	□	□	□	□
07 行政だけでは不足するサービスを補完できる	□	□	□	□	□
08 民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	□	□	□	□	□
09 行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	□	□	□	□	□
10 既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	□	□	□	□	□
11 既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	□	□	□	□	□
12 地域で多世代をつないでいる	□	□	□	□	□
13 地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	□	□	□	□	□
14 小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	□	□	□	□	□
15 行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	□	□	□	□	□
16 助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	□	□	□	□	□
17 サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	□	□	□	□	□
18 サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	□	□	□	□	□
19 サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	□	□	□	□	□
20 その他　具体的に（　　）	□	□	□	□	□
21 特になし	□	□	□	□	□

Ⅲ 貴会における、住民参加による生活支援サービスの支援における課題として、①～⑤のサービス種別ごとにあてはまるもの全てにチェック☑をつけ、うち最も当てはまるものの数字を記入してください。
※支援を実施していない場合は、実施の障壁となっているものについてご回答ください。

	①食支援	②移動支援	③居場所づくり	④訪問によるサービス	⑤子ども食堂・地域食堂
01～11で最も当てはまるものの数字を入力 →					
当てはまるもの全てにチェック☑ ↓					
01 サービスを提供できる団体が不足している	□	□	□	□	□
02 担い手確保が困難である	□	□	□	□	□
03 担い手が高齢化している	□	□	□	□	□
04 活動を引っ張るリーダーが不足している	□	□	□	□	□
05 補助・委託財源が足りない	□	□	□	□	□
06 団体支援のためのノウハウが不足している	□	□	□	□	□
07 サービス提供の場所・拠点が不足している	□	□	□	□	□
08 団体の活動の評価や効果測定が難しい	□	□	□	□	□
09 団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	□	□	□	□	□
10 行政や社会福祉協議会内の担当が不明確または多岐にわたっている	□	□	□	□	□
11 その他　具体的に（　　）	□	□	□	□	□

以下Ⅳは、いずれかの分野で補助・助成や事業の委託を実施している場合のみお答えください。
いずれの分野でも実施していない場合は、設問はこれで終了です。

Ⅳ 貴会における住民参加による生活支援サービス運営団体への補助・助成、事業委託に関して、事業ごとに全て、以下の項目について「事業票」シートにご記入ください。

⇒「事業票」シートへ

【1件目】

●補助・助成名／委託事業名

●サービス分野（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 配食サービス
- ☐ 会食会
- ☐ 福祉有償運送
- ☐ 公共交通空白地有償運送
- ☐ 無償運送等（許可・登録のないもの）
- ☐ 地域支援事業の「通いの場」
- ☐ 高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）
- ☐ 子育てサロン
- ☐ 認知症カフェ、オレンジ・カフェ
- ☐ 多世代交流の場（サロン）、コミュニティ・カフェ
- ☐ 家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ
- ☐ 無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含
- ☐ 有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含
- ☐ 見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき
- ☐ 子ども食堂・地域食堂
- ☐ その他

●財源を負担する組織（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 独自予算
- ☐ 自治体等（国、都道府県予算含む）

●交付先／委託先団体数　　団体

●交付／委託先（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ☐ ＮＰＯ法人
- ☐ 一般社団法人
- ☐ その他非営利法人
- ☐ 任意団体（法人格のない団体）
- ☐ その他

●交付／委託先団体の活動形態

1 直接支援団体　　2 中間支援団体　　ご回答

●交付金額／委託金額の積算根拠　　ご回答

1 活動期間1年当たり　2 活動期間1か月当たり　3 活動日1日当たり　4 活動1回当たり
5 活動時間当たり 具体的に（　　分）　6 利用者1人当たり　7 提供する食事1食当たり
8 その他 具体的に（　　）

●交付金額／委託金額（上記の積算根拠の単位当たりの金額をご記入ください）　　円

●（補助・助成のみ）補助・助成金額の算定方法

1 活動費用総額の一部を補助（運営費補助）　　ご回答
2 活動実績に基づき、特定の費目の全額または一部を補助（事業費補助）
→ 2 の場合、対象となる費目をお選びください。（当てはまるもの全てチェック☑）

- ☐ 人件費
- ☐ 会場使用費（家賃含む）
- ☐ 備品購入費
- ☐ 食材費
- ☐ 消耗品費
- ☐ 保険料
- ☐ その他 具体的に（　　）

●補助・助成、委託を行うに当たっての基準　　ご回答
※当てはまるもの全てにチェック☑、うち最も当てはまるものの数字を右に記入してください。

- ☐ 01 サービスの立上げ期である
- ☐ 02 十分なサービス提供実績がある
- ☐ 03 国や都道府県・市区町村の補助・助成、委託を受けていたことがある
- ☐ 04 他の補助・助成、委託を受けていないまたは、連続して受けていない
- ☐ 05 サービスの提供体制（スタッフ、設備等）が整っている
- ☐ 06 安全管理の体制が整っている
- ☐ 07 地域住民がサービスの担い手として多く参加している
- ☐ 08 サービスの利用者・参加者も、何らかの役割を担っている
- ☐ 09 担い手や利用者・参加者の意見を運営に反映している
- ☐ 10 担い手や利用者・参加者の生きがいや生活意欲の向上につながるサービスを提供している
- ☐ 11 サービス内容や運営状況について情報公開を行っている
- ☐ 12 既存のサービスや事業者にはない、先駆的またはきめ細かいサービス提供ができる
- ☐ 13 潜在的な住民ニーズを発掘する取り組みを行っている
- ☐ 14 地域の関係機関・団体や民間企業との協力関係が構築されている
- ☐ 15 地域住民になくてはならないサービスを提供している
- ☐ 16 その他 具体的に（　　）

住民参加による生活支援サービスに関する調査
調査概要　閲覧用資料

○本資料は、一般社団法人全国食支援活動協力会が実施する「住民参加による生活支援サービスに関する調査」について、ウェブ上の回答フォームの内容を一覧化したものです。

○あくまで設問の内容と分岐関係を示した資料です。そのため、ウェブ上の回答フォームとは、一部文言が異なる場合がございますので、御了承ください。

資料-11

◆特に指定のない場合、平成 30 年 11 月 1 日時点の状況についてご回答ください。
◆平成 30 年 11 月 1 日時点の状況が回答できない場合は、直近の回答できる時点についてお答えください。
◆本調査の結果は、団体名やご回答者、代表者の個人情報が分からない形で集計し、公表いたします。ご記入いただいた連絡先等は、本調査の回答内容について確認させていただく場合にのみ活用いたします。ただし、問１で一般社団法人　食支援活動協力会からの情報提供を希望された場合に限り、当会からの情報提供先として活用いたします。

Ⅰ　団体の概要について

問１　はじめに、貴団体の概要について下の表に記入してください。

団体名　※個人の場合は「個人」としてください。
名称に法人格が含まれる場合は、法人格もご記入ください。
（　　）
団体の設立年度：西暦（　　）年度
法人格を取得した年度（法人の場合のみ）：西暦（　　）年度
⇒□取得年度が分からない場合は、チェックを入れてください。
団体の住所：（　　）都・道・府・県　（　　）市・町・村
（　　）区（特別区・政令市の方）
（　　）番地・丁目　建物名
代表者のお名前：
記入者のお名前：（　　）　役職・担当など：（　　）
電話番号：（　　）　e-mail：（　　）

＊＊

今後、一般社団法人 全国食支援活動協力会から、生活支援サービスの運営に役立つ情報やガイドブック、手引き等の送付を希望されますか。どちらかに○をつけてください。

１.希望する　　２.希望しない

「１.希望する」に○をつけた団体には、問１でご記入いただいた連絡先に送付させていただきます。

問１で記入された連絡先が、<u>資料の送付先と異なる場合は</u>、資料が届く住所と宛名を下の欄にご記入いただけますようお願いします。

資料送付先について（問１と異なる箇所のみご記入ください）
宛名：
住所：
電話番号：
e-mail：

＊＊

問２　貴団体の成り立ちは、どのようなものですか。次の中で最も近いものに１つ○をつけてください。

１.社会福祉協議会、地域（地区）社会福祉協議会
２.自治会・町内会・集落など、地縁にもとづく団体
３.既存の団体から、独立して作った団体
⇒設立の母体となった団体はどのような団体ですか。【○はひとつ】
・社会福祉協議会、地域（地区）社会福祉協議会
・自治会・町内会・集落など、地縁にもとづく団体
・生協
・農協
・社会福祉施設を運営する団体
・その他の市民団体
・その他（　　）
４.有志が集まって、自発的に作った団体
５.その他（　　）

問３　貴団体の運営や活動にかかわる資金についておたずねします。回答は、2017（平成29）年度の資金について記入してください（2018 年度に活動を始めた団体は、活動開始以降の状況について記入してください）。

（１）収入と支出のおおよその総額についてそれぞれ記入してください。
収入：およそ（　　）円　　支出：およそ（　　）円

（２）次の中で、収入源となったものにすべて○をつけてください。

１.会費
２.個人や団体からの寄付（助成金以外）
３.利用料・参加費
４.介護保険サービス
５.障害者福祉サービス
６.医療サービス
７.国・自治体からの委託・補助
→どのような施策の担当からの委託・補助ですか。次の中で、あてはまるものに全て○をつけてください）
・高齢者福祉
・障害者福祉
・児童福祉
・町内会・自治会などの地域振興、市民活動・ＮＰＯ推進
・その他（　　）
８.社会福祉協議会からの補助・助成（共同募金を除く）
９．共同募金（赤い羽根募金、歳末助け合い募金）からの助成

１０．助成財団や基金からの助成
→それはどのような財団・基金ですか。次の中で、あてはまるものにすべて○をつけてください。また、差し支えなければ、助成事業の名称を記入してください。
・生協が母体となっているもの（助成事業名：　　）
・企業が母体となっているもの（助成事業名：　　）
・その他（助成事業名：　　）
１１.その他（具体的に：　　）

資料-13

Ⅱ　貴団体が住民参加により実施している生活支援サービスの注目・評価してほしいポイントや、課題についておたずねします。

※貴団体が、ボランティアや助け合いなど、**住民参加によって**実施している次の（１）～（５）の支援やサービスについておたずねします（この調査票では、これらの支援やサービスを「生活支援サービス」とします）。

（１）食支援
①配食サービス
②会食会
（２）移動支援
①福祉有償運送
②公共交通空白地有償運送
③無償運送など（許可・登録のないもの））
（３）居場所作り
①高齢者を主対象とする居場所
②子育て世代を主対象とする居場所
③多世代を主対象とする居場所
（４）訪問によるサービス
①無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）
②有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）
③見守りや、ちょっとしたお手伝い）
（５）子ども食堂・地域食堂

問４　貴団体が、住民参加により実施している生活支援サービスについて、**行政や社協に注目してほしい、積極的に評価してほしいポイント**として、あてはまるものにすべて○をつけてください。そのうち、最もあてはまるもの１つに◎をつけてください。
特にない場合は、「特になし」のみに○をつけてください。

高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	
利用者もサービスの担い手となることができる	
多世代が利用・参画できるサービスである	
担い手と利用者との交流が生まれる	
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	
地域の特性に応じたサービスを提供できる	
行政だけでは不足するサービスを補完できる	
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	
地域で多世代をつないでいる	
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	
その他（具体的に：　　）	
特になし	

問５　住民参加による生活支援**サービスの立上げ・運営での課題**として、あてはまるものにすべて○をつけてください。そのうち、もっとも大きな課題１つに◎をつけてください。
特にない場合は、「特になし」のみに○をつけてください。

担い手確保が困難である	
担い手が高齢化している	
担い手の目的意識にずれがある	
モチベーションが下がる要因が多い	
活動を引っ張るリーダーがいない	
後継者が不足している、見つからない	
資金が不足している	
運営ノウハウが不足している	
サービス提供の会場・拠点が不足している	
サービス提供の会場・拠点の利用料が高い	
サービス提供の会場・拠点に問題がある（狭い、古い、設備がない等）	
本当に利用してほしい人（支援がより必要な人）の利用がない・少ない	
利用者が集まらない	
利用者や家族からの苦情など、対応で困ることが多い	
利用者ニーズの変化に、サービスの質や量が追いつかない	
行政・社協の支援が得られない	
地域からの理解・支援が得られない	
学校からの理解・支援が得られない	
その他	
特にない	

Ⅲ．貴団体が住民参加による生活支援サービスの立上げや実施にあたり、外部から受けたことがある支援についてうかがいます。

問６　住民参加による**生活支援サービスの立上げ**にあたり、貴団体が、**行政や社協から**受けたことがある支援として当てはまるものすべてに○をつけてください。

立上げに関する支援制度の紹介	
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	
サービス提供場所の確保に関する支援	
利用者の確保に関する支援	
会則や定款、会計など、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	
法人格の取得に関する支援	
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	
連携先となりうる団体・機関の紹介	
行政や社協の関連する担当部署の紹介	
進捗段階に応じた継続的な支援	
立上げに必要な人材の派遣・投入	
その他（具体的に：　　）	
どのような支援を受けたか分からない	
行政や社協から支援は受けていない	

問７　住民参加による生活支援**サービスを立ち上げた後**に、**行政や社協から**受けたことがある支援について、すべて○をつけてください。

■人材育成に関する支援	
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	
■資金の確保に関する支援	
行政や社協の補助・助成、事業委託	
行政や社協の補助・助成、事業委託への応募に関する相談・助言	
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	
地域への寄付の呼びかけ	
■会場や車両・備品の確保に関する支援	
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	
サービス提供の会場・拠点の家賃補助	
指定管理者への指定	
車両の貸し出し	
車両の寄贈または購入費の補助	
■スタッフや利用者の募集に関する支援	
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示など）	
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンターなど）	
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	
■リスク管理に関する支援	
保険料の補助	
使いやすい保険商品の紹介・開発	
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	
■利用者支援に関する支援	
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	
■ネットワーク・協働関係づくりに関する支援	
団体同士のネットワークづくりへの支援	
自治体職員によるサービス提供現場の訪問	
自治体職員との意見交換の場づくり	
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	
自治体が開催する協議会や懇談会などへの参加の呼びかけ	
■その他、上記以外の支援	
具体的に（　　）	
■どのような支援を受けたか、わからない	
■支援は受けていない	

問８　住民参加による生活支援**サービスを立ち上げた後**に、**地域住民や民間団体から**受けたことがある支援について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

■地域住民から			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			
■飲食店・商店・スーパーから			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			
■一般企業から（飲食店・商店・スーパー以外）			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			
■生協から			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			
■農協から			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			
■自治会等の地縁組織から			
食材・消耗品の寄付		貴団体の取組みの広報	
資金の寄付		会場の提供・貸出し	
車両の提供・貸出し		その他	
備品（車両以外）の提供・貸出し		支援は受けていない	
スタッフとしての手伝い			

Ⅳ　貴団体の実施する、住民参加による生活支援サービスの今後の方針について

ておたずねします。

問９　今後、貴団体では、以下のサービスについて、どのように行いたいと考えていますか。
あてはまるもの１つ〇をつけてください。

	食支援	移動支援	居場所づくり	訪問によるサービス	子ども食堂・地域食堂
現在実施しているサービスを拡大する					
現在実施しているサービスの内容や規模を維持する					
現在実施しているサービスの内容や規模を縮小して継続する					
現在実施しているサービスを廃止する					
現在実施しているが、方針は定まっていない					
現在実施していないが、新たに始める					
現在は実施しておらず、今後も実施しない					

Ⅱ　住民参加による生活支援サービスの実施状況についておたずねします

問１０　貴団体が実施している、住民参加による生活支援サービスとして当てはまるものを全てお選びください。

※あるサービスに付随して別のサービスを実施している場合は、**主たる活動をお選びください**。
例）居場所作りの参加者の送迎のために移動支援を行っている　⇒「居場所作り」
子ども食堂・地域食堂の活動が多世代の居場所作りにつながっている
⇒「子ども食堂・地域食堂」

※ボランティアや助け合いなど、**住民参加によって実施しているサービス**についてのみご回答ください。

（１）食支援	
①配食サービス	
②会食会	
（２）移動支援	
①福祉有償運送	
②公共交通空白地有償運送	
③無償運送など（許可・登録のないもの））	
（３）居場所作り	
①高齢者を主対象とする居場所	
②子育て世代を主対象とする居場所	
③多世代を主対象とする居場所	
（４）訪問によるサービス	
①無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	
②有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	
③見守りや、ちょっとしたお手伝い	
（５）子ども食堂・地域食堂	

上記でお選びいただいたサービスの種類ごとに、以降の設問にお答えいただきます。
選択していないサービスの設問は表示されませんので、お間違いの無いよう、ご注意ください。

（１）食支援に関する、住民参加による生活支援サービスについて伺います。

①配食サービスについて、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

１．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ（p.13）**
２．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ（p.17）**
３．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ（p.18）**
４．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ（p.19）**

上記でお選びいただいた委託や補助・助成の状況（ア）～（エ）ごとに設問にお答えいただきます。
選択していない状況の設問は表示されませんので、お間違いの無いよう、ご注意ください。

（ア）行政からの委託事業として実施しているサービスについて伺います。
※貴団体がこのサービスについて複数の委託事業を実施している場合は、**どれか一つに絞って**回答してください。

１）委託の内容についてうかがいます。
回答は、2017（平成 29）年度の資金について記入してください（2018 年度に活動を始めた団体は、活動開始以降の状況について記入してください）。
(a)どのような分野を担当する部や課からの委託ですか。次の中でもっとも近いものに１つ○をつけてください。
□高齢者福祉　□介護保険　□障害者福祉　□地域福祉　□母子保健　□保健福祉
□児童福祉　□教育・社会教育　□町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進
□交通　□企画・総務　□その他（　　）
(b) 委託の期間は何年ですか。
（　　）年
□未定
□わからない
(c) 委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。
（　　）円
(d) 委託費は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
管理費について
□人件費　□家賃　□水光熱費　□その他（　　）
事業費について
□人件費　□謝金　□家賃　□会場使用費　□水光熱費　□備品購入費　□消耗品費
□食材費　□委託費　□保険料　□その他（　　）

２）事業の実施状況について、記入してください。

平成 30 年 10 月の月間利用者数（延べ人数） （　　）人			
実施頻度　※直近 1 年間（活動期間 1 年未満の場合は活動期間全体）の平均			
１.毎日	２.週に２～３回程度	３.週に１回	
４.月に２～３回程度	５.月に１回	６.月１回未満	
1 回当たりの提供食数（配食サービスは 1 日あたりの合計食数）			
１.10 食未満	２.10 食～30 食未満	３.30 食～50 食未満	
４.50 食～100 食未満	５.100 食以上		
利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】			
１.19 歳未満	２.20～39 歳	３.40～64 歳	４.65～74 歳　５.75 歳以上
今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】			
１.19 歳未満	２.20～39 歳	３.40～64 歳	４.65～74 歳　５.75 歳以上
利用者負担の有無【回答は１つ】			
１.全ての利用者が負担あり	２.一部の利用者は負担あり	３.なし	
利用者負担がある場合、1 食あたりの負担上限 （　　）円			

３）サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中であてはまるものに○をつけてください。
１.近隣
２.日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）
３.市区町村の一部
４.市区町村の全域
５.複数の市区町村
６.その他（具体的に：　　）

４）このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものに○をつけてください。
１.貴団体が所有している施設
→それは、どのような施設ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
・高齢者住宅　・サービス付き高齢者向け住宅　・有料老人ホーム
・特別養護老人ホーム　・通所介護施設　・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設　・子育て支援拠点施設　・保育所
・学童保育所　・その他の社会福祉施設　・児童館
・公民館・コミュニティセンター　・飲食店・商店
・その他（　　）
２.貴団体が賃借している施設
→それは、どのような施設ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
・高齢者住宅　・サービス付き高齢者向け住宅　・有料老人ホーム
・特別養護老人ホーム　・通所介護施設　・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設　・子育て支援拠点施設　・保育所

・学童保育所　・その他の社会福祉施設　・児童館
・公民館・コミュニティセンター　・飲食店・商店
・その他（　　）

３.貴団体が指定管理者として管理している施設
→それは、どのような施設ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
・高齢者住宅　・サービス付き高齢者向け住宅　・有料老人ホーム
・特別養護老人ホーム　・通所介護施設　・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設　・子育て支援拠点施設　・保育所
・学童保育所　・その他の社会福祉施設　・児童館
・公民館・コミュニティセンター　・飲食店・商店
・その他（　　）

４.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅

５.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設

６.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）
→それは、どのような施設ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
・高齢者住宅　・サービス付き高齢者向け住宅　・有料老人ホーム
・特別養護老人ホーム　・通所介護施設　・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設　・子育て支援拠点施設　・保育所
・学童保育所　・その他の社会福祉施設　・児童館
・公民館・コミュニティセンター　・飲食店・商店
・学校
・その他（　　）

７.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している
→それは、どのような施設ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。
・高齢者住宅　・サービス付き高齢者向け住宅　・有料老人ホーム
・特別養護老人ホーム　・通所介護施設　・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設　・子育て支援拠点施設　・保育所
・学童保育所　・その他の社会福祉施設　・児童館
・公民館・コミュニティセンター　・飲食店・商店
・その他（　　）

８.その他（具体的に：　　）

５）このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。
１　はい
→あてはまる事業者等すべてに○をつけてください。
・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
・居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）
・介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）
・高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等（特定施設の該当の有無は問いません）

・子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）
・障がい者福祉施設
・母子生活支援施設
・その他の社会福祉施設
・公民館・コミュニティセンター
・飲食店・商店
・その他（　　）
２　いいえ

６）このサービスの実施にあたり、実際に活動しているボランティア（有償・無償）について記入してください。

ボランティアの人数【当てはまるもの１つに○】					
１.10 人未満	２.10～30 人未満	３.30～50 人未満			
４.50～100 人未満	５.100～300 人未満	６.300 人以上			
ボランティアのうち、男性の割合	およそ　　割				
ボランティアの年齢別の割合					
40 歳未満	およそ	割	40~64 歳	およそ	割
65~74 歳	およそ	割	75 歳以上	およそ	割

７）サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、当てはまるものに○をつけてください。（有償・無償ボランティアを含みます。）
また、そのスタッフに対して、コーディネーターとしての給与や謝金が支払われている場合は◎をつけてください。
※該当するスタッフがいない場合は、「上記のいずれもいない」をお選びください。

利用者の身体機能や生活環境のアセスメント	
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐ	
ボランティアなど、担い手の調整を行う	
上記のいずれもいない	

８）このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。
１　ある
→それは、どのようなサービスですか。あてはまるものにすべて○をつけください。
・会食会　・食材・惣菜の提供
・買い物支援　・移動支援　・ホームヘルプ
・居場所　・こども食堂・地域食堂
・その他（　　）
２　ない

（イ）行政からの補助事業として実施しているサービスについて伺います。

※貴団体がこのサービスについて複数の補助事業を実施している場合は、**どれか一つに絞って**回答してください。

1）補助の内容についてうかがいます。

(a) どのような分野を担当する部や課からの補助ですか。次の中でもっとも近いものに○をつけてください。

□高齢者福祉、□介護保険、□障害者福祉、□地域福祉、□母子保健、□保健福祉、
□児童福祉、□教育・社会教育、□町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進、
□交通、□企画・総務、□その他（　　）

(b) 補助の期間は何年ですか。

（　　）年
□未定
□わからない

(c) 補助金の総額と、この補助金を用いている事業の総額について、それぞれ金額を記入してください。

補助金の総額（　　）円
事業の総額　（　　）円

(d) 補助金は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

管理費について
□人件費、□家賃、□水光熱費、□その他（　　）
事業費について
□人件費、□謝金、□家賃、□会場使用費、□水光熱費、□備品購入費、□消耗品費、
□食費、□委託費、□保険料、□その他（　　）

２）～８）は（１）食支援の（ア）の２）～８）と同じ

9）このサービスの実施にあたって、他の団体から受けている資金的な助成はありますか。次の中であてはまるものにすべて○をつけてください。

１　社会福祉協議会からの助成を受けている
２　共同募金（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金）からの助成を受けている
３　民間の財団や基金からの助成を受けている

（ウ）行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスについて伺います。

※貴団体がこのサービスについて、社会福祉協議会から複数の補助事業を実施している場合は、どれか一つに絞ってついて回答してください。

1）補助・助成の内容についてうかがいます。

(a) 補助・助成の期間は何年ですか。

（　　）年
□未定
□わからない

(b) 補助金・助成金はいくらですか。記入欄に金額を記入してください。

補助金・助成金の総額（　　）円

(c) 補助金・助成金は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

管理費について
□人件費、□家賃、□水光熱費、□その他（　　）
事業費について
□人件費、□謝金、□家賃、□会場使用費、□水光熱費、□備品購入費、□消耗品費、
□食材費、□委託費、□保険料、□その他（　　）

２）～８）は（１）食支援の（ア）の２）～８）と同じ

9）このサービスの実施にあたって、共同募金、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金からの助成を受けていますか。

１　はい
２　いいえ

１０）このサービスの実施にあたって、民間の財団・基金など、助成団体からの助成を受けていますか。

１．はい（具体的に：　　）
２．いいえ

（エ）行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスについて伺います。

１）～７）は（１）食支援の（ア）の２）～８）と同じ
８）～９）は（１）食支援の（ウ）の９）～１０）と同じ

「①配食サービス」についての設問は以上です。
以下は、「②会食会」以降のサービスについての設問を掲載いたします。
ただし「①配食サービス」と文言が異なる設問のみの掲載となっておりますので、ご了承ください。

②会食会について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

１．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
２．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
３．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
４．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

以降、②の（ア）～（エ）は下記の設問を除き、①の（ア）～（エ）と同じ。

８）このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。
１　ある
→それは、どのようなサービスですか。あてはまるものにすべて○をつけください。
・配食サービス　・食材・惣菜の提供
・買い物支援　・移動支援　・ホームヘルプ
・居場所　・こども食堂・地域食堂
・その他（　　）
２　ない

（２）移動支援に関する、住民参加による生活支援サービスについて伺います。

①福祉有償運送について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

１．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
２．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
３．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
４．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（ア）行政からの委託事業として実施しているサービスについて伺います。
※貴団体がこのサービスについて複数の委託事業を実施している場合は、**どれか一つに絞って**回答してください。

１）は（１）食支援と同じ。

２）事業の実施状況について、記入してください。

平成 30 年８月の月間利用者数（延べ人数）	人
実施頻度　※直近 1 年間（活動期間 1 年未満の場合は活動期間全体）の平均	
１.毎日　２.週に２～３回程度　３.週に１回 ４.月に２～３回程度　５.月に１回　６.月１回未満	
利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】	
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上	
今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】	
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上	
利用者負担の有無【回答は１つ】	
１.全ての利用者が負担あり　２.一部の利用者は負担あり　３.なし	
団体所有の車両数	台
個人所有の車両数	台
運行形態	
１.ルート設定あり　２.ルート設定無し ３.一部エリアはルート設定あり	
利用者負担の設定方法【回答はいくつでも】	
１.定額設定あり　２.金額が変動する ３.原材料費のみ（ガソリン代等）　４.設置無し	

３）～７）は（１）食支援と同じ。

８）このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

１　ある

→それは、どのようなサービスですか。あてはまるものにすべて○をつけください。

・配食サービス　・会食会　・食材・惣菜の提供

・買い物支援　・ホームヘルプ

・居場所　・こども食堂・地域食堂

・その他（　　）

２　ない

（イ）行政からの補助事業として実施しているサービスについて伺います。

※貴団体がこのサービスについて複数の補助事業を実施している場合は、**どれか一つに絞って**回答してください。

１）は（１）食支援の（イ）と同じ。

２）は（２）移動支援の（ア）と同じ。

３）～７）は（１）食支援の（ア）と同じ。

８）は（２）移動支援の（ア）と同じ。

９）このサービスの実施にあたって、他の団体から受けている資金的な助成はありますか。次の中であてはまるものにすべて○をつけてください。

１　社会福祉協議会からの助成を受けている

２　共同募金（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金）からの助成を受けている

３　民間の財団や基金からの助成を受けている

（ウ）行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスについて伺います。

※貴団体がこのサービスについて、社会福祉協議会から複数の補助事業を実施している場合は、どれか一つに絞ってついて回答してください。

１）は（１）食支援の（ウ）と同じ。

２）は（２）移動支援の（ア）と同じ。

３）～７）は（１）食支援の（ア）と同じ。

８）は（２）移動支援の（ア）と同じ。

９）このサービスの実施にあたって、共同募金、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金からの助成を受けていますか。

１　はい

２　いいえ

１０）このサービスの実施にあたって、民間の財団・基金など、助成団体からの助成を受けていますか。

１．はい（具体的に：　　）

２．いいえ

回答後、（エ）へ進む

（エ）行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスについて伺います。

１）は（２）移動支援の（ア）の２）と同じ。

２）～６）は（２）移動支援の３）～７）と同じ。

７）は（２）移動支援の８）と同じ。

８）～９）は（１）食支援の（ウ）の９）～１０）と同じ。

②公共交通空白地有償運送について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

以降、②の（ア）～（エ）は全て、①の（ア）～（エ）と同じ

③無償運送など（許可・登録のないもの）について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

以降、③の（ア）～（エ）は全て、①の（ア）～（エ）と同じ

（３）居場所作りに関する、住民参加による生活支援サービスについて伺います。

①高齢者を主対象とする居場所の提供について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（３）の①の（ア）～（エ）は、以下の設問を除いて、（１）の①の（ア）～（エ）と同じ。

２）事業の実施状況について、記入してください。

平成 30 年８月の月間利用者数（延べ人数） （　　）人
実施頻度　※直近 1 年間（活動期間 1 年未満の場合は活動期間全体）の平均
１.毎日　２.週に２～３回程度　３.週に１回 ４.月に２～３回程度　５.月に１回　６.月１回未満
利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上
今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上
利用者負担の有無【回答は１つ】
１.全ての利用者が負担あり　２.一部の利用者は負担あり　３.なし

８）このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

１　ある
→それは、どのようなサービスですか。あてはまるものにすべて○をつけください。
・配食サービス　・会食会　・食材・惣菜の提供
・買い物支援　・移動支援　・ホームヘルプ
・こども食堂・地域食堂
・その他（　　）

２　ない

②子育て世代を主対象とする居場所の提供について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（2）②の（ア）～（エ）は、（2）①の（ア）～（エ）と同じ。

③多世代を主対象とする居場所の提供について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（2）③の（ア）～（エ）は、（2）①の（ア）～（エ）と同じ。

（4）訪問によるサービスに関する、住民参加による生活支援サービスについて伺います。

①無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（4）の①の（ア）～（エ）は、以下の設問を除いて、（1）の①の（ア）～（エ）と同じ。

2）事業の実施状況について、記入してください。

平成 30 年８月の月間利用者数（延べ人数） （　　）人	
実施頻度　※直近 1 年間（活動期間 1 年未満の場合は活動期間全体）の平均	
１.毎日	２.週に２～３回程度　３.週に１回 ４.月に２～３回程度　５.月に１回　６.月１回未満
利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】	
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上	
今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】	
１.19 歳未満　２.20～39 歳　３.40～64 歳　４.65～74 歳　５.75 歳以上	
利用者負担の有無【回答は１つ】	
１.全ての利用者が負担あり　２.一部の利用者は負担あり　３.なし	

8）このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

1　ある
→それは、どのようなサービスですか。あてはまるものにすべて○をつけください。
・配食サービス　・会食会　・食材・惣菜の提供
・買い物支援　・移動支援
・居場所　・こども食堂・地域食堂
・その他（　　）

2　ない

②有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（４）の②の（ア）～（エ）は、全て（４）の①の（ア）～（エ）と同じ。

③見守りや、ちょっとしたお手伝いについて、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（４）の③の（ア）～（エ）は、全て（４）の①の（ア）～（エ）と同じ。

（４）子ども食堂・地域食堂に関する、住民参加による生活支援サービスについて伺います。

①子ども食堂・地域食堂について、行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものを全てお選びください。

1．行政からの委託事業として実施しているサービスがある　**⇒（ア）に飛ぶ**
2．行政からの補助事業として実施しているサービスがある　**⇒（イ）に飛ぶ**
3．行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある　**⇒（ウ）に飛ぶ**
4．行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある　**⇒（エ）に飛ぶ**

（４）の①の（ア）～（エ）は、以下の設問を除いて、（１）の①の（ア）～（エ）と同じ。

２）事業の実施状況について、記入してください。

平成 30 年８月の月間利用者数（延べ人数）　人
実施頻度　※直近 1 年間（活動期間 1 年未満の場合は活動期間全体）の平均
１.毎日　２.週に２～３回程度　３.週に１回 ４.月に２～３回程度　５.月に１回　６.月１回未満
提供場所・拠点の年間使用料（複数の場合は合計金額） ※団体所有の場合、無料の場合は０をご記入ください。　円
1 回当たりの提供食数
１.10 食未満　２.10 食～30 食未満　３.30 食～50 食未満 ４.50 食～100 食未満　５.100 食以上
献立の作成にあたり、実施している事項【回答はいくつでも】
１.献立の栄養計算をしている　２.アレルゲン除去食に対応している ３.旬の食材を使っている　４.行事食や郷土料理を取り入れている ５.多様な調理法を取り入れている　６.子どもが喜ぶ料理を選んでいる ７.調理の手間が少なく、継続しやすい献立にしている ８.その他（具体的に：　） ９.特にない
食品衛生に対する取組み【回答はいくつでも】
１.営業許可をとっている　２.担い手に食品衛生責任者がいる ３.保健所と連携している ４.食品衛生についての自主的な取決めがある（調理者・調理場の衛生管理規定、賞味期限管理規定　等） ５.上記のいずれも実施していない
利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】
１.未就学児　２.小学生　３.中学生 ４.高校生又は 18 歳未満の子ども　５.子どもの保護者 ６.高齢者（65 歳以上）　７.５・６以外の大人（18 歳以上）
今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】
１.未就学児　２.小学生　３.中学生 ４.高校生又は 18 歳未満の子ども　５.子どもの保護者 ６.高齢者（65 歳以上）　７.５・６以外の大人（18 歳以上）
利用者負担の有無【回答は１つ】

【①食支援】

行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものをすべてお選びください。【必須】
MA

	n	%
全体	349	100.0
行政からの委託事業として実施しているサービスがある	61	17.5
行政からの補助事業として実施しているサービスがある	67	19.2
行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある	91	26.1
行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある	152	43.6

１）(a) どのような分野を担当する部や課からの補助・助成、委託ですか。次の中でもっとも近いものを選択してください。
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	55	100.0	65	100.0	－	－	－	－
高齢者福祉	37	67.3	37	56.9	－	－	－	－
介護保険	4	7.3	1	1.5	－	－	－	－
障害者福祉	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－
地域福祉	3	5.5	10	15.4	－	－	－	－
母子保健	1	1.8	0	0.0	－	－	－	－
保健福祉	0	0.0	1	1.5	－	－	－	－
児童福祉	5	9.1	3	4.6	－	－	－	－
教育・社会教育	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－
町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進	1	1.8	7	10.8	－	－	－	－
交通	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－
企画・総務	0	0.0	1	1.5	－	－	－	－
その他	4	7.3	5	7.7	－	－	－	－

１）(b) 補助・助成、委託の期間は何年ですか。
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	54	100.0	64	100.0	84	100.0	－	－
1.__ 年	34	63.0	42	65.6	51	60.7	－	－
2.未定	11	20.4	10	15.6	13	15.5	－	－
3.わからない	9	16.7	12	18.8	20	23.8	－	－

助成・補助期間.委託期間（数値）

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会
全体	21	13	13	29	10	41	－	－
平均値	7.81	5.12	4.2	2.3	10.5	5.7	－	－
標準偏差	7.76	6.53	5.9	2.5	10.7	7.6	－	－
中央値	1.00	1.00	1	1	4.5	1.0	－	－

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート調査　①食支援

1）（c）委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。
円

	行政からの委託	
	A.配食サービス	B.会食会
全体	25	16
平均値	16038.1	3127661.3
標準偏差	30486.6	5003302.2
中央値	4967.0	1465000.0

1）（c）補助金の総額と、この補助金を用いている事業費の総額を記入してください。

行政からの補助・助成	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	16	1,775,625	1,000,000	40	1,036,052	180,112
事業費の総額	16	4,852,064	2,416,400	34	1,348,987	332,775

社協からの補助・助成	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	20	632,020	124,000	51	288,253	68,000
事業費の総額	17	780,883	330,000	48	1,197,535	120,000

1）（d）委託費、補助・助成は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。
MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	48	100.0	59	100.0	76	100.0	－	－
管理費　人件費	19	39.6	15	25.4	6	7.9	－	－
管理費　家賃	4	8.3	12	20.3	6	7.9	－	－
管理費　水光熱費	15	31.3	16	27.1	14	18.4	－	－
管理費　その他	4	8.3	9	15.3	5	6.6	－	－
事業費　人件費	29	60.4	15	25.4	6	7.9	－	－
事業費　謝金	12	25.0	17	28.8	17	22.4	－	－
事業費　家賃	8	16.7	10	16.9	5	6.6	－	－
事業費　会場使用費	11	22.9	14	23.7	10	13.2	－	－
事業費　水光熱費	24	50.0	16	27.1	10	13.2	－	－
事業費　備品購入費	25	52.1	35	59.3	36	47.4	－	－
事業費　消耗品費	35	72.9	40	67.8	53	69.7	－	－
事業費　食材費	32	66.7	42	71.2	60	78.9	－	－
事業費　委託費	7	14.6	2	3.4	0	0.0	－	－
事業費　保険料	26	54.2	29	49.2	25	32.9	－	－
事業費　その他	6	12.5	8	13.6	4	5.3	－	－

２）S1.平成30年10月の月間利用者数（延べ人数）　※平成30年10月に活動を行っていない場合は、活動があった直近の月についてお答えください。

単位：人

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会
全体	31	20	17	40	24	52	32	109
平均値	1035.58	134.20	316.2	83.6	523.3	69.4	587.22	97.25
標準偏差	1722.08	122.65	425.5	127.6	1319.2	78.0	1363.83	180.24
中央値	250.00	120.00	150	40	75	45	158.50	30.00

２）S2.実施頻度【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な頻度をご記入ください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	50	100.0	62	100.0	82	100.0	142	100.0
毎日	10	20.0	6	9.7	3	3.7	22	15.5
週に２～３回程度	10	20.0	13	21.0	9	11.0	15	10.6
週に１回	10	20.0	6	9.7	8	9.8	12	8.5
月に２～３回程度	10	20.0	11	17.7	19	23.2	14	9.9
月に１回	9	18.0	16	25.8	24	29.3	55	38.7
月１回未満	1	2.0	10	16.1	19	23.2	24	16.9

２）S4.1回当たりの提供食数（配食サービスは1日あたりの合計食数）（会食会は1日あたりの合計食数）【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	51	100.0	61	100.0	79	100.0	141	100.0
10食未満	5	9.8	5	8.2	8	10.1	21	14.9
10食～30食未満	15	29.4	26	42.6	33	41.8	75	53.2
30食～50食未満	8	15.7	16	26.2	23	29.1	20	14.2
50食～100食未満	13	25.5	11	18.0	10	12.7	18	12.8
100食以上	10	19.6	3	4.9	5	6.3	7	5.0

２）S5.利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	51	100.0	62	100.0	79	100.0	140	100.0
19歳未満	7	13.7	13	21.0	21	26.6	46	32.9
20～39歳	2	3.9	5	8.1	17	21.5	25	17.9
40～64歳	8	15.7	10	16.1	18	22.8	40	28.6
65～74歳	26	51.0	36	58.1	42	53.2	84	60.0
75歳以上	40	78.4	50	80.6	64	81.0	102	72.9

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート調査　①食支援

2）S6.今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	40	100.0	47	100.0	60	100.0	107	100.0
19歳未満	5	12.5	2	4.3	10	16.7	25	23.4
20～39歳	7	17.5	4	8.5	5	8.3	31	29.0
40～64歳	6	15.0	9	19.1	10	16.7	27	25.2
65～74歳	7	17.5	6	12.8	10	16.7	21	19.6
75歳以上	4	10.0	4	8.5	5	8.3	16	15.0
上記のいずれもない	20	50.0	27	57.4	28	46.7	35	32.7

2）S11.利用者負担の有無【回答は１つ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	51	100.0	62	100.0	81	100.0	143	100.0
全ての利用者が負担あり	29	56.9	41	66.1	52	64.2	86	60.1
一部の利用者は負担あり	15	29.4	8	12.9	14	17.3	29	20.3
なし	7	13.7	13	21.0	15	18.5	28	19.6

2）S12.利用者負担がある場合、1食あたりの負担上限

単位：円

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会
全体	28	13	17	37	23	46	28	87
平均値	373.32	346.15	488.24	392.54	336.6	312.0	514.6	427.6
標準偏差	183.86	246.87	207.60	374.82	199.4	149.0	179.0	217.5
中央値	300.00	300.00	500.00	300.00	300	300	555	400

3）.サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中で最も近いものをひとつ選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	54	100.0	63	100.0	83	100.0	147	100.0
近隣	5	9.3	11	17.5	16	19.3	38	25.9
日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）	13	24.1	22	34.9	34	41.0	40	27.2
市区町村の一部	10	18.5	8	12.7	7	8.4	21	14.3
市区町村の全域	22	40.7	15	23.8	16	19.3	29	19.7
複数の市区町村	1	1.9	1	1.6	5	6.0	10	6.8
その他	3	5.6	6	9.5	5	6.0	9	6.1

４）.このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	54	100.0	63	100.0	84	100.0	147	100.0
１.貴団体が所有している施設	12	22.2	7	11.1	9	10.7	36	24.5
２.貴団体が賃借している施設	8	14.8	12	19.0	11	13.1	42	28.6
３.貴団体が指定管理者として管理している施設	5	9.3	8	12.7	3	3.6	4	2.7
４.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅	1	1.9	1	1.6	2	2.4	5	3.4
５.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設	10	18.5	16	25.4	26	31.0	34	23.1
６.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）	12	22.2	17	27.0	26	31.0	22	15.0
７.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している	6	11.1	4	6.3	3	3.6	6	4.1
その他	4	7.4	4	6.3	12	14.3	20	13.6

４）S1.貴団体が所有している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	11	100.0	7	100.0	9	100.0	34	100.0
高齢者住宅	0	0.0	1	14.3	1	11.1	1	2.9
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
特別養護老人ホーム	1	9.1	0	0.0	0	0.0	2	5.9
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	2	22.2	5	14.7
障がい者福祉施設	3	27.3	1	14.3	1	11.1	3	8.8
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	2	18.2	0	0.0	0	0.0	1	2.9
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	0	0.0	1	11.1	1	2.9
飲食店・商店	1	9.1	0	0.0	0	0.0	3	8.8
その他	4	36.4	5	71.4	6	66.7	23	67.6

4）S2.貴団体が賃借している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	8	100.0	12	100.0	11	100.0	42	100.0
高齢者住宅	0	0.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.4
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.8
障がい者福祉施設	0	0.0	1	8.3	0	0.0	1	2.4
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	1	9.1	3	7.1
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0
その他の社会福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.8
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	2	16.7	1	9.1	5	11.9
飲食店・商店	0	0.0	1	8.3	0	0.0	7	16.7
その他	8	100.0	8	66.7	8	72.7	28	66.7

4）S3.貴団体が指定管理者として管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	5	100.0	8	100.0	3	100.0	4	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	1	20.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	2	40.0	2	25.0	0	0.0	0	0.0
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	20.0	3	37.5	3	100.0	2	50.0
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	20.0	3	37.5	1	33.3	1	25.0

4）S6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	12	100.0	17	100.0	26	100.0	22	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	1	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	1	8.3	2	11.8	3	11.5	1	4.5
児童館	0	0.0	0	0.0	1	3.8	2	9.1
公民館・コミュニティセンター	8	66.7	10	58.8	16	61.5	17	77.3
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学校	2	16.7	5	29.4	1	3.8	1	4.5
その他	2	16.7	1	5.9	8	30.8	4	18.2

4）S7.他の団体が所有・管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	5	100.0	4	100.0	3	100.0	6	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	16.7
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	1	20.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	4	80.0	2	50.0	1	33.3	1	16.7
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	1	33.3	1	16.7
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	50.0

５）S1.このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	53	100.0	62	100.0	84	100.0	147	100.0
はい	33	62.3	31	50.0	45	53.6	62	42.2
いいえ	20	37.7	31	50.0	39	46.4	85	57.8

５）S2.連携している事業者等すべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	33	100.0	30	100.0	44	100.0	61	100.0
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所	24	72.7	22	73.3	22	50.0	23	37.7
居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）	10	30.3	6	20.0	4	9.1	11	18.0
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）	2	6.1	2	6.7	2	4.5	5	8.2
高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等）	1	3.0	4	13.3	3	6.8	4	6.6
子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）	3	9.1	5	16.7	9	20.5	13	21.3
障がい者福祉施設	3	9.1	2	6.7	5	11.4	5	8.2
母子生活支援施設	1	3.0	2	6.7	1	2.3	1	1.6
その他の社会福祉施設	4	12.1	2	6.7	3	6.8	4	6.6
公民館・コミュニティセンター	8	24.2	8	26.7	21	47.7	15	24.6
飲食店・商店	9	27.3	2	6.7	8	18.2	20	32.8
その他	3	9.1	5	16.7	7	15.9	18	29.5

６）S1.ボランティアの人数【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	51	100.0	62	100.0	83	100.0	143	100.0
10人未満	27	52.9	22	35.5	30	36.1	85	59.4
10～30人未満	9	17.6	31	50.0	39	47.0	41	28.7
30～50人未満	5	9.8	4	6.5	3	3.6	11	7.7
50～100人未満	7	13.7	3	4.8	7	8.4	5	3.5
100～300人未満	3	5.9	2	3.2	4	4.8	1	0.7
300人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

６）S2.ボランティアのうち、男性の割合

およそ　　割

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会	A.配食サービス	B.会食会
全体	28	19	17	42	22	57	32	104
平均値	2.25	2.63	1.1	2.5	1.50	1.53	1.97	2.02
標準偏差	2.46	2.94	1.0	2.2	1.95	1.76	2.04	2.26
中央値	1.00	1.00	1	2	1.00	1.00	1.00	1.00

6）S3.ボランティアの年齢別の割合（合計が10になるように入力してください）／ボランティアの年齢別の割合

行政からの委託	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	28	0.11	0.00	18	1.83	0.00
2.40~64歳	28	2.29	1.00	18	1.67	0.00
3.65~74歳	28	5.07	4.50	18	4.44	4.00
4.75歳以上	28	2.54	2.00	18	2.06	0.00

行政からの補助・助成	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	18	0.2	0	41	0.4	0
2.40~64歳	18	1.2	1	41	2.1	1
3.65~74歳	18	5.1	5	41	5.9	6
4.75歳以上	18	3.5	3	41	1.7	1

社協からの補助・助成	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	24	0.17	0.00	58	0.91	0.00
2.40~64歳	24	1.63	1.00	58	2.00	1.00
3.65~74歳	24	5.04	6.00	58	4.81	5.00
4.75歳以上	24	3.17	2.00	58	2.28	2.00

補助・助成、委託なし	A.配食サービス			B.会食会		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	32	0.69	0.00	105	1.06	0.00
2.40~64歳	32	2.94	1.50	105	2.67	2.00
3.65~74歳	32	4.94	5.50	105	4.45	4.00
4.75歳以上	32	1.44	0.50	105	1.83	0.00

7）S1.サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	51	100.0	63	100.0	79	100.0	145	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	12	23.5	16	25.4	7	8.9	24	16.6
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	23	45.1	17	27.0	17	21.5	45	31.0
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	27	52.9	29	46.0	44	55.7	67	46.2
上記のいずれもいない	12	23.5	25	39.7	32	40.5	63	43.4

7）S2.コーディネーターとしての給与や謝金が支払われているスタッフをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	39	100.0	37	100.0	47	100.0	79	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	8	20.5	11	29.7	2	4.3	9	11.4
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	16	41.0	8	21.6	3	6.4	19	24.1
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	17	43.6	15	40.5	7	14.9	28	35.4
上記のいずれもいない	13	33.3	16	43.2	40	85.1	44	55.7

8）S1.このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	52	100.0	63	100.0	77	100.0	146	100.0
ある	8	15.4	17	27.0	15	19.5	17	11.6
ない	44	84.6	46	73.0	62	80.5	129	88.4

8）S2.新しく始まったサービスとはどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	7	100.0	17	100.0	14	100.0	17	100.0
配食サービス	0	0.0	3	17.6	0	0.0	0	0.0
会食会	1	14.3	3	17.6	1	7.1	0	0.0
食材・惣菜の提供	0	0.0	3	17.6	3	21.4	2	11.8
買い物支援	1	14.3	1	5.9	2	14.3	0	0.0
移動支援	0	0.0	1	5.9	0	0.0	1	5.9
ホームヘルプ	0	0.0	2	11.8	1	7.1	0	0.0
居場所づくり	1	14.3	6	35.3	8	57.1	11	64.7
子ども食堂・地域食堂	1	14.3	3	17.6	4	28.6	4	23.5
その他	3	42.9	6	35.3	4	28.6	4	23.5

【②移動支援】

行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものをすべてお選びください。【必須】

MA

	n	%
全体	190	100.0
行政からの委託事業として実施しているサービスがある	24	12.6
行政からの補助事業として実施しているサービスがある	48	25.3
行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある	15	7.9
行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある	111	58.4

1） (a) .どのような分野を担当する部や課からの補助・助成、委託ですか。次の中でもっとも近いものを選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	46	100.0	−	−	−	−
高齢者福祉	9	45.0	19	41.3	−	−	−	−
介護保険	0	0.0	1	2.2	−	−	−	−
障害者福祉	6	30.0	10	21.7	−	−	−	−
地域福祉	0	0.0	6	13.0	−	−	−	−
母子保健	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
保健福祉	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
児童福祉	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
教育・社会教育	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進	0	0.0	3	6.5	−	−	−	−
交通	1	5.0	2	4.3	−	−	−	−
企画・総務	3	15.0	1	2.2	−	−	−	−
その他	1	5.0	4	8.7	−	−	−	−

1） (b) .補助・助成、委託の期間は何年ですか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	45	100.0	12	100.0	−	−
1.__ 年	13	68.4	30	66.7	6	50.0	−	−
2.未定	5	26.3	9	20.0	4	33.3	−	−
3.わからない	1	5.3	6	13.3	2	16.7	−	−

補助・助成期間.委託期間（数値）

単位：年

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	7	3	3	15	5	10	3	0	3
平均値	6.14	9.00	1.00	1.93	3.60	2.90	9.00	0.00	6.00
標準偏差	6.73	11.31	0.00	3.00	2.06	2.43	5.89	0.00	7.07
中央値	3.00	1.00	1.00	1.00	3.00	2.00	11.00	0.00	1.00

1） (c) .委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。

単位：円

	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	6	3	6
平均値	8,852,947	8,642,844	1,286,000
標準偏差	12,011,997	6,627,116	1,713,719
中央値	2,649,500	5,100,000	510,500

1）Sc)S1.補助金の総額と、この補助金を用いている事業費の総額を記入してください。

行政からの補助・助成	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	25	2,655,535	1,000,000	5	4,840,698	1,500,000	11	1,938,099	1,300,000
事業費の総額	23	8,284,457	3,419,000	5	5,812,698	1,700,000	10	2,660,909	2,250,000

社協からの補助・助成	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	4	137500	100000	0	0.00	0.00	6	121667	90000
事業費の総額	4	3174790	3477000	0	0.00	0.00	6	176667	90000

1） (d) .補助・助成、委託費は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	44	100.0	10	100.0	–	–
管理費 人件費	8	44.4	21	47.7	1	10.0	–	–
管理費 家賃	3	16.7	5	11.4	1	10.0	–	–
管理費 水光熱費	4	22.2	5	11.4	1	10.0	–	–
管理費 その他	2	11.1	7	15.9	3	30.0	–	–
事業費 人件費	15	83.3	21	47.7	4	40.0	–	–
事業費 謝金	3	16.7	12	27.3	1	10.0	–	–
事業費 家賃	4	22.2	3	6.8	1	10.0	–	–
事業費 会場使用費	2	11.1	2	4.5	1	10.0	–	–
事業費 水光熱費	7	38.9	4	9.1	1	10.0	–	–
事業費 備品購入費	7	38.9	15	34.1	5	50.0	–	–
事業費 消耗品費	13	72.2	27	61.4	5	50.0	–	–
事業費 食材費	0	0.0	1	2.3	1	10.0	–	–
事業費 委託費	2	11.1	5	11.4	0	0.0	–	–
事業費 保険料	11	61.1	26	59.1	8	80.0	–	–
事業費 その他	2	11.1	12	27.3	4	40.0	–	–

2）S1.平成30年10月の月間利用者数（延べ人数） ※平成30年10月に活動を行っていない場合は、活動があった直近の月についてお答えください。
単位：人

	行政からの委託			行政からの補助・助成		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	8	3	5	25	6	13
平均値	180.75	243.33	159.80	142.64	166.17	122.31
標準偏差	288.19	294.88	252.53	149.86	214.97	177.25
中央値	35.50	50.00	30.00	100.00	90.50	50.00

	社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	4	0	8	57	1	48
平均値	162.75	0.00	29.13	210.96	27.00	33.94
標準偏差	48.65	0.00	21.18	494.80	0.00	62.17
中央値	143.50	0.00	28.00	50.00	27.00	10.00

2）S2.実施頻度【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な頻度をご記入ください。
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	45	100.0	12	100.0	103	100.0
毎日	10	55.6	25	55.6	5	41.7	38	36.9
週に２～３回程度	3	16.7	11	24.4	1	8.3	18	17.5
週に１回	3	16.7	2	4.4	1	8.3	13	12.6
月に２～３回程度	1	5.6	4	8.9	1	8.3	12	11.7
月に１回	0	0.0	1	2.2	4	33.3	13	12.6
月１回未満	1	5.6	2	4.4	0	0.0	9	8.7

2）S5.利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】
MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	17	100.0	45	100.0	12	100.0	102	100.0
19歳未満	3	17.6	9	20.0	2	16.7	14	13.7
20～39歳	6	35.3	8	17.8	2	16.7	10	9.8
40～64歳	7	41.2	10	22.2	4	33.3	19	18.6
65～74歳	8	47.1	31	68.9	10	83.3	56	54.9
75歳以上	13	76.5	37	82.2	11	91.7	86	84.3

2）S6.今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】
MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	10	100.0	32	100.0	9	100.0	76	100.0
19歳未満	4	40.0	3	9.4	2	22.2	9	11.8
20～39歳	1	10.0	5	15.6	3	33.3	10	13.2
40～64歳	1	10.0	8	25.0	1	11.1	12	15.8
65～74歳	3	30.0	5	15.6	0	0.0	9	11.8
75歳以上	2	20.0	1	3.1	0	0.0	5	6.6
上記のいずれもない	4	40.0	18	56.3	6	66.7	49	64.5

2）S11.利用者負担の有無【回答は１つ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	45	100.0	12	100.0	103	100.0
全ての利用者が負担あり	7	36.8	33	73.3	7	58.3	67	65.0
一部の利用者は負担あり	7	36.8	6	13.3	1	8.3	11	10.7
なし	5	26.3	6	13.3	4	33.3	25	24.3

2）S13.団体所有の車両数

＿台

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	8	3	6	25	6	8	4	0	5	56	0	36
平均値	4.00	1.33	3.50	3.40	1.00	1.25	4.25	0.00	0.00	4.25	0.00	1.06
標準偏差	4.74	1.25	3.45	3.16	0.82	1.20	3.96	0.00	0.00	4.03	0.00	2.09
中央値	2.50	1.00	2.50	3.00	1.00	1.00	2.50	0.00	0.00	3.00	0.00	0.00

2）S14.個人所有の車両数

＿台

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	6	2	4	24	4	8	4	0	7	49	1	39
平均値	9.83	4.00	5.00	7.04	2.25	9.88	8.50	0.00	10.71	6.14	5.00	4.15
標準偏差	12.84	4.00	8.66	7.66	3.90	13.36	9.21	0.00	13.36	8.53	0.00	5.53
中央値	2.50	4.00	0.00	4.50	0.00	3.00	6.00	0.00	9.00	1.00	5.00	2.00

2）S15.運行形態【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	45	100.0	11	100.0	100	100.0
ルート設定あり	4	22.2	11	24.4	2	18.2	11	11.0
ルート設定無し	11	61.1	30	66.7	8	72.7	83	83.0
一部エリアはルート設定あり	3	16.7	4	8.9	1	9.1	6	6.0

2）S16.利用者負担の設定方法【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	44	100.0	12	100.0	99	100.0
定額設定あり	8	44.4	28	63.6	6	50.0	51	51.5
金額が変動する	5	27.8	11	25.0	1	8.3	27	27.3
原材料費のみ（ガソリン代等）	2	11.1	5	11.4	1	8.3	16	16.2
設定なし	4	22.2	7	15.9	5	41.7	23	23.2

3）.サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中で最も近いものをひとつ選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	46	100.0	12	100.0	105	100.0
近隣	2	11.1	4	8.7	1	8.3	15	14.3
日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）	3	16.7	10	21.7	1	8.3	13	12.4
市区町村の一部	0	0.0	5	10.9	5	41.7	14	13.3
市区町村の全域	8	44.4	15	32.6	2	16.7	30	28.6
複数の市区町村	4	22.2	9	19.6	2	16.7	26	24.8
その他	1	5.6	3	6.5	1	8.3	7	6.7

4）.このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	44	100.0	12	100.0	104	100.0
1.貴団体が所有している施設	2	11.1	4	9.1	0	0.0	24	23.1
2.貴団体が賃借している施設	5	27.8	19	43.2	3	25.0	34	32.7
3.貴団体が指定管理者として管理している施設	4	22.2	4	9.1	0	0.0	7	6.7
4.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅	2	11.1	3	6.8	0	0.0	16	15.4
5.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設	1	5.6	5	11.4	2	16.7	10	9.6
6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）	2	11.1	5	11.4	3	25.0	4	3.8
7.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している	1	5.6	3	6.8	0	0.0	3	2.9
その他	3	16.7	4	9.1	4	33.3	12	11.5

4）S1.貴団体が所有している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	2	100.0	4	100.0	−	−	24	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	−	−	1	4.2
特別養護老人ホーム	1	50.0	1	25.0	−	−	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	1	25.0	−	−	6	25.0
障がい者福祉施設	1	50.0	0	0.0	−	−	5	20.8
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他の社会福祉施設	0	0.0	1	25.0	−	−	3	12.5
児童館	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	0	0.0	−	−	1	4.2
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他	0	0.0	2	50.0	−	−	13	54.2

4）S2.貴団体が賃借している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	5	100.0	19	100.0	3	100.0	34	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	1	20.0	0	0.0	0	0.0	6	17.6
障がい者福祉施設	1	20.0	2	10.5	0	0.0	2	5.9
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
その他の社会福祉施設	1	20.0	3	15.8	0	0.0	0	0.0
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	1	5.3	2	66.7	3	8.8
飲食店・商店	0	0.0	1	5.3	0	0.0	2	5.9
その他	2	40.0	12	63.2	2	66.7	22	64.7

4）S3.貴団体が指定管理者として管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	4	100.0	4	100.0	−	−	7	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	−	−	1	14.3
障がい者福祉施設	1	25.0	0	0.0	−	−	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他の社会福祉施設	2	50.0	1	25.0	−	−	3	42.9
児童館	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	3	75.0	−	−	0	0.0
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他	1	25.0	0	0.0	−	−	4	57.1

4）S6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	1	100.0	5	100.0	3	100.0	4	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	0	0.0	0	0.0	2	66.7	0	0.0
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	2	40.0	0	0.0	2	50.0
飲食店・商店	0	0.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	3	60.0	1	33.3	2	50.0

4）S7.他の団体が所有・管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	1	100.0	2	100.0	−	−	3	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	−	−	1	33.3
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他の社会福祉施設	0	0.0	0	0.0	−	−	1	33.3
児童館	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	100.0	2	100.0	−	−	1	33.3
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	−	−	0	0.0

5）S1.このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	45	100.0	12	100.0	104	100.0
はい	13	65.0	23	51.1	7	58.3	46	44.2
いいえ	7	35.0	22	48.9	5	41.7	58	55.8

5）S2.連携している事業者等すべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	13	100.0	23	100.0	7	100.0	43	100.0
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所	8	61.5	17	73.9	5	71.4	33	76.7
居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）	4	30.8	11	47.8	1	14.3	22	51.2
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）	2	15.4	8	34.8	1	14.3	12	27.9
高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等）	1	7.7	6	26.1	1	14.3	10	23.3
子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）	2	15.4	1	4.3	0	0.0	4	9.3
障がい者福祉施設	3	23.1	6	26.1	1	14.3	16	37.2
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	1	7.7	3	13.0	1	14.3	3	7.0
公民館・コミュニティセンター	4	30.8	6	26.1	0	0.0	6	14.0
飲食店・商店	1	7.7	0	0.0	1	14.3	3	7.0
その他	4	30.8	2	8.7	1	14.3	7	16.3

6）S1.ボランティアの人数【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	17	100.0	44	100.0	12	100.0	99	100.0
10人未満	11	64.7	22	50.0	2	16.7	65	65.7
10～30人未満	3	17.6	16	36.4	7	58.3	26	26.3
30～50人未満	3	17.6	5	11.4	3	25.0	7	7.1
50～100人未満	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	1.0
100～300人未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
300人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

6）S2.ボランティアのうち、男性の割合
およそ ＿ 割

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）	C.福祉有償運送	D.公共交通空白地有償運送	E.無償運送など（許可・登録のないもの）
全体	8	3	6	26	5	13	4	0	8	51	1	43
平均値	4.1	6.0	7.2	6.5	6.6	6.2	7.00	0.00	3.75	4.73	8.00	5.60
標準偏差	3.3	4.3	3.5	3.3	2.7	3.1	1.58	0.00	3.07	3.14	0.00	3.86
中央値	3.5	8.0	8.5	8.0	8.0	6.0	7.00	0.00	4.00	4.00	8.00	5.00

6）S3.ボランティアの年齢別の割合（合計が10になるように入力してください）／ボランティアの年齢別の割合
1.40歳未満

行政からの委託	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	8	1.25	0.00	3	2.33	2.00	5	0.40	0.00
2.40~64歳	8	2.63	2.50	3	3.67	5.00	5	1.40	0.00
3.65~74歳	8	6.00	5.50	3	4.00	2.00	5	6.60	7.00
4.75歳以上	8	0.13	0.00	3	0.00	0.00	5	1.60	0.00

行政からの補助・助成	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	26	0.38	0.00	5	0.00	0.00	13	0.15	0.00
2.40~64歳	26	2.73	2.00	5	3.00	2.00	13	2.00	1.00
3.65~74歳	26	5.42	5.50	5	5.80	7.00	13	6.00	7.00
4.75歳以上	26	1.46	0.50	5	1.20	0.00	13	1.85	1.00

社協からの補助・助成	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	4	0.00	0.00	0	0.00	0.00	8	0.25	0.00
2.40~64歳	4	3.50	3.50	0	0.00	0.00	8	1.63	1.50
3.65~74歳	4	6.25	6.50	0	0.00	0.00	8	6.00	7.00
4.75歳以上	4	0.25	0.00	0	0.00	0.00	8	2.13	1.00

補助・助成、委託なし	C.福祉有償運送			D.公共交通空白地有償運送			E.無償運送など（許可・登録のないもの）		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	53	0.58	0.00	1	0.00	0.00	43	0.44	0.00
2.40~64歳	53	3.53	2.00	1	0.00	0.00	43	2.14	1.00
3.65~74歳	53	5.21	6.00	1	8.00	8.00	43	5.77	7.00
4.75歳以上	53	0.68	0.00	1	2.00	2.00	43	1.65	1.00

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート ②移動支援

7）S1.サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、あてはまるものをすべて選択してください。（有償・無償ボランティアを含みます。）

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	44	100.0	13	100.0	104	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	7	36.8	18	40.9	3	23.1	34	32.7
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	6	31.6	21	47.7	3	23.1	33	31.7
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	9	47.4	30	68.2	8	61.5	57	54.8
上記のいずれもいない	6	31.6	11	25.0	5	38.5	39	37.5

7）S2.コーディネーターとしての給与や謝金が支払われているスタッフをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	12	100.0	32	100.0	7	100.0	65	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	4	33.3	16	50.0	3	42.9	25	38.5
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	3	25.0	16	50.0	1	14.3	21	32.3
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	6	50.0	25	78.1	4	57.1	39	60.0
上記のいずれもいない	3	25.0	4	12.5	3	42.9	21	32.3

8）S1.このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

SA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	18	100.0	45	100.0	13	100.0	104	100.0
ある	3	16.7	6	13.3	2	15.4	11	10.6
ない	15	83.3	39	86.7	11	84.6	93	89.4

8）S2.新しく始まったサービスとはどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	3	100.0	6	100.0	2	100.0	11	100.0
配食サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
会食会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
食材・惣菜の提供	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	9.1
買い物支援	2	66.7	2	33.3	1	50.0	4	36.4
移動支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ホームヘルプ	0	0.0	2	33.3	0	0.0	3	27.3
居場所づくり	1	33.3	1	16.7	2	100.0	4	36.4
子ども食堂・地域食堂	0	0.0	1	16.7	1	50.0	1	9.1
その他	0	0.0	3	50.0	0	0.0	2	18.2

【③居場所づくり】

行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものをすべてお選びください。【必須】

MA

	n	%
全体	861	100.0
行政からの委託事業として実施しているサービスがある	135	15.7
行政からの補助事業として実施しているサービスがある	249	28.9
行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある	165	19.2
行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある	375	43.6

1） (a) .どのような分野を担当する部や課からの委託ですか。次の中でもっとも近いものを選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	125	100.0	228	100.0	−	−	−	−
高齢者福祉	71	56.8	126	55.3	−	−	−	−
介護保険	10	8.0	14	6.1	−	−	−	−
障害者福祉	3	2.4	2	0.9	−	−	−	−
地域福祉	8	6.4	20	8.8	−	−	−	−
母子保健	2	1.6	2	0.9	−	−	−	−
保健福祉	3	2.4	1	0.4	−	−	−	−
児童福祉	16	12.8	14	6.1	−	−	−	−
教育・社会教育	4	3.2	3	1.3	−	−	−	−
町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進	3	2.4	23	10.1	−	−	−	−
交通	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
企画・総務	0	0.0	3	1.3	−	−	−	−
その他	5	4.0	20	8.8	−	−	−	−

1） (b) .委託の期間は何年ですか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	124	100.0	224	100.0	145	100.0	−	−
1.__ 年	98	79.0	138	61.6	98	67.6	−	−
2.未定	14	11.3	45	20.1	22	15.2	−	−
3.わからない	12	9.7	41	18.3	25	17.2	−	−

補助・助成期間.委託期間（数値）

単位：年

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所
全体	60	19	18	82	21	36	57	19	22	−	−	−
平均値	3	2	4	2	2	2	4	4	4	−	−	−
標準偏差	3	2	5	3	3	1	5	7	6	−	−	−
中央値	1	1	3	1	1	1	2	1	2	−	−	−

1） (c) .委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。

__ 円

	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所
全体	66	21	19
平均値	2,225,531	10,237,333	8,618,570
標準偏差	5,753,293	16,435,157	19,166,773
中央値	404,000	2,500,000	1,465,000

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート ③居場所づくり

1）Sc)S1.補助金の総額と、この補助金を用いている事業費の総額を記入してください。

行政からの補助・助成	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	129	789,728	240,000	25	1,972,378	250,000	52	1,319,663	200,000
事業費の総額	114	1,080,701	404,500	24	2,649,328	350,000	47	2,127,979	270,000

行政からの補助・助成	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	71	175,795	50,000	24	218,810	61,500	30	993,959	100,000
事業の総額	66	272,511	100,451	22	265,668	145,000	28	1,348,302	210,000

1）（d）.補助・助成、委託費は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	108	100.0	210	100.0	132	100.0	－	－
管理費 人件費	41	38.0	34	16.2	8	6.1	－	－
管理費 家賃	18	16.7	37	17.6	13	9.8	－	－
管理費 水光熱費	25	23.1	50	23.8	15	11.4	－	－
管理費 その他	13	12.0	16	7.6	10	7.6	－	－
事業費 人件費	64	59.3	48	22.9	13	9.8	－	－
事業費 謝金	49	45.4	90	42.9	36	27.3	－	－
事業費 家賃	13	12.0	32	15.2	12	9.1	－	－
事業費 会場使用費	33	30.6	62	29.5	36	27.3	－	－
事業費 水光熱費	35	32.4	63	30.0	29	22.0	－	－
事業費 備品購入費	70	64.8	148	70.5	64	48.5	－	－
事業費 消耗品費	87	80.6	161	76.7	96	72.7	－	－
事業費 食材費	41	38.0	91	43.3	81	61.4	－	－
事業費 委託費	17	15.7	5	2.4	1	0.8	－	－
事業費 保険料	54	50.0	94	44.8	47	35.6	－	－
事業費 その他	13	12.0	31	14.8	22	16.7	－	－

2）S1.平成30年10月の月間利用者数（延べ人数）　※平成30年10月に活動を行っていない場合は、活動があった直近の月についてお答えください。

単位：人

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所
全体	74	23	21	137	25	54	80	28	31	115	78	146
平均値	382.6	451.2	1009.8	121.4	360.8	87.5	173.2	46.6	140.5	101.8	103.0	121.1
標準偏差	1737.3	580.2	3166.2	173.4	1159.3	86.8	563.6	39.2	304.8	204.9	277.6	229.2
中央値	65.0	200.0	70.0	60.0	83.0	68.5	42.0	31.0	50.0	35.0	40.0	40.0

2）S2.実施頻度【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な頻度をご記入ください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	122	100.0	219	100.0	144	100.0	342	100.0
毎日	27	22.1	17	7.8	8	5.6	32	9.4
週に２～３回程度	20	16.4	49	22.4	16	11.1	53	15.5
週に１回	35	28.7	53	24.2	22	15.3	46	13.5
月に２～３回程度	17	13.9	34	15.5	35	24.3	63	18.4
月に１回	20	16.4	57	26.0	52	36.1	109	31.9
月１回未満	3	2.5	9	4.1	11	7.6	39	11.4

２）S5.利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	119	100.0	221	100.0	139	100.0	338	100.0
19歳未満	33	27.7	61	27.6	43	30.9	167	49.4
20～39歳	20	16.8	34	15.4	34	24.5	113	33.4
40～64歳	25	21.0	59	26.7	36	25.9	128	37.9
65～74歳	66	55.5	152	68.8	87	62.6	208	61.5
75歳以上	85	71.4	174	78.7	99	71.2	191	56.5

２）S6.今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	100	100.0	167	100.0	103	100.0	263	100.0
19歳未満	19	19.0	26	15.6	21	20.4	54	20.5
20～39歳	25	25.0	41	24.6	25	24.3	58	22.1
40～64歳	36	36.0	59	35.3	37	35.9	60	22.8
65～74歳	20	20.0	23	13.8	20	19.4	38	14.4
75歳以上	12	12.0	17	10.2	13	12.6	44	16.7
上記のいずれもない	36	36.0	59	35.3	33	32.0	112	42.6

２）S11.利用者負担の有無【回答は１つ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	122	100.0	220	100.0	143	100.0	346	100.0
全ての利用者が負担あり	44	36.1	117	53.2	65	45.5	127	36.7
一部の利用者は負担あり	26	21.3	53	24.1	33	23.1	128	37.0
なし	52	42.6	50	22.7	45	31.5	91	26.3

３）.サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中で最も近いものをひとつ選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	124	100.0	226	100.0	148	100.0	352	100.0
近隣	21	16.9	39	17.3	35	23.6	81	23.0
日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）	41	33.1	95	42.0	56	37.8	106	30.1
市区町村の一部	9	7.3	25	11.1	19	12.8	43	12.2
市区町村の全域	39	31.5	50	22.1	21	14.2	66	18.8
複数の市区町村	11	8.9	6	2.7	12	8.1	36	10.2
その他	3	2.4	11	4.9	5	3.4	20	5.7

４）.このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	124	100.0	226	100.0	149	100.0	354	100.0
1.貴団体が所有している施設	13	10.5	20	8.8	10	6.7	77	21.8
2.貴団体が賃借している施設	22	17.7	47	20.8	23	15.4	85	24.0
3.貴団体が指定管理者として管理している施設	13	10.5	9	4.0	6	4.0	8	2.3
4.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅	3	2.4	10	4.4	5	3.4	25	7.1
5.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設	38	30.6	80	35.4	60	40.3	77	21.8
6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）	39	31.5	48	21.2	36	24.2	52	14.7
7.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している	11	8.9	23	10.2	6	4.0	33	9.3
その他	13	10.5	22	9.7	21	14.1	54	15.3

4）S1.貴団体が所有している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	13	100.0	19	100.0	10	100.0	77	100.0
高齢者住宅	1	7.7	0	0.0	0	0.0	3	3.9
サービス付き高齢者向け住宅	1	7.7	0	0.0	0	0.0	1	1.3
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.6
特別養護老人ホーム	1	7.7	0	0.0	0	0.0	8	10.4
通所介護施設	1	7.7	5	26.3	3	30.0	9	11.7
障がい者福祉施設	2	15.4	2	10.5	0	0.0	7	9.1
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	1	5.3	1	10.0	3	3.9
保育所	1	7.7	1	5.3	0	0.0	2	2.6
学童保育所	0	0.0	2	10.5	0	0.0	2	2.6
その他の社会福祉施設	2	15.4	0	0.0	0	0.0	2	2.6
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	7.7	1	5.3	0	0.0	4	5.2
飲食店・商店	1	7.7	0	0.0	0	0.0	6	7.8
その他	7	53.8	11	57.9	7	70.0	53	68.8

4）S2.貴団体が賃借している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	22	100.0	47	100.0	23	100.0	85	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	2	9.1	1	2.1	1	4.3	8	9.4
障がい者福祉施設	1	4.5	2	4.3	0	0.0	1	1.2
母子生活支援施設	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	1	4.5	1	2.1	1	4.3	2	2.4
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	1	4.5	1	2.1	0	0.0	1	1.2
その他の社会福祉施設	1	4.5	4	8.5	0	0.0	2	2.4
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	8	17.0	2	8.7	7	8.2
飲食店・商店	1	4.5	5	10.6	3	13.0	17	20.0
その他	15	68.2	30	63.8	17	73.9	53	62.4

4）S3.貴団体が指定管理者として管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	13	100.0	9	100.0	6	100.0	7	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	1	7.7	0	0.0	1	16.7	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.3
その他の社会福祉施設	4	30.8	1	11.1	0	0.0	2	28.6
児童館	2	15.4	1	11.1	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	2	15.4	4	44.4	3	50.0	3	42.9
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	5	38.5	4	44.4	2	33.3	2	28.6

4）S6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	39	100.0	48	100.0	36	100.0	52	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	1	2.8	1	1.9
有料老人ホーム	1	2.6	1	2.1	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	1	2.1	1	2.8	0	0.0
通所介護施設	1	2.6	1	2.1	0	0.0	1	1.9
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	2	5.1	2	4.2	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.8
学童保育所	3	7.7	0	0.0	0	0.0	4	7.7
その他の社会福祉施設	7	17.9	8	16.7	6	16.7	3	5.8
児童館	3	7.7	3	6.3	1	2.8	4	7.7
公民館・コミュニティセンター	25	64.1	30	62.5	20	55.6	39	75.0
飲食店・商店	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	1.9
学校	7	17.9	5	10.4	1	2.8	2	3.8
その他	4	10.3	8	16.7	11	30.6	10	19.2

4）S7.他の団体が所有・管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	11	100.0	22	100.0	6	100.0	33	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	6.1
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	2	9.1	0	0.0	2	6.1
有料老人ホーム	0	0.0	2	9.1	0	0.0	3	9.1
特別養護老人ホーム	0	0.0	3	13.6	1	16.7	3	9.1
通所介護施設	1	9.1	1	4.5	0	0.0	6	18.2
障がい者福祉施設	1	9.1	0	0.0	0	0.0	1	3.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	1	9.1	3	13.6	2	33.3	4	12.1
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	3	27.3	6	27.3	2	33.3	5	15.2
飲食店・商店	1	9.1	2	9.1	0	0.0	5	15.2
その他	6	54.5	12	54.5	2	33.3	14	42.4

5）S1.このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	124	100.0	223	100.0	145	100.0	355	100.0
はい	71	57.3	128	57.4	73	50.3	174	49.0
いいえ	53	42.7	95	42.6	72	49.7	181	51.0

5）S2.連携している事業者等すべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	70	100.0	124	100.0	69	100.0	173	100.0
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所	48	68.6	87	70.2	43	62.3	68	39.3
居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）	17	24.3	23	18.5	13	18.8	26	15.0
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）	12	17.1	19	15.3	5	7.2	17	9.8
高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等）	4	5.7	8	6.5	2	2.9	9	5.2
子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）	20	28.6	29	23.4	13	18.8	44	25.4
障がい者福祉施設	10	14.3	5	4.0	8	11.6	16	9.2
母子生活支援施設	4	5.7	2	1.6	3	4.3	4	2.3
その他の社会福祉施設	4	5.7	19	15.3	4	5.8	20	11.6
公民館・コミュニティセンター	20	28.6	44	35.5	24	34.8	44	25.4
飲食店・商店	7	10.0	11	8.9	4	5.8	36	20.8
その他	7	10.0	19	15.3	12	17.4	59	34.1

6）S1.ボランティアの人数【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	120	100.0	220	100.0	142	100.0	342	100.0
10人未満	73	60.8	115	52.3	72	50.7	220	64.3
10～30人未満	31	25.8	79	35.9	59	41.5	97	28.4
30～50人未満	9	7.5	12	5.5	7	4.9	16	4.7
50～100人未満	4	3.3	11	5.0	3	2.1	6	1.8
100～300人未満	3	2.5	3	1.4	1	0.7	3	0.9
300人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

6）S2.ボランティアのうち、男性の割合
およそ __ 割

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所	F.高齢者を主対象とする居場所	G.子育て世代を主対象とする居場所	H.多世代を主対象とする居場所
全体	72	22	19	135	25	53	78	29	33	108	77	141
平均値	1.81	2.27	1.84	2.51	2.36	2.40	2.76	1.45	1.61	2.20	1.95	2.18
標準偏差	2.15	2.05	1.84	2.27	1.89	2.39	2.63	1.79	1.69	2.51	1.94	2.24
中央値	1.00	1.50	1.00	2.00	2.00	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

6）S3.ボランティアの年齢別の割合（合計が10になるように入力してください）／ボランティアの年齢別の割合

行政からの委託	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所の提供		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	70	0.23	0.00	23	4.52	3.00	21	1.67	0.00
2.40~64歳	70	1.80	1.00	23	3.04	2.00	21	2.38	1.00
3.65~74歳	70	5.99	6.00	23	2.09	1.00	21	4.33	5.00
4.75歳以上	70	1.99	1.00	23	0.35	0.00	21	1.62	1.00

行政からの補助・助成	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	137	0.31	0.00	25	1.64	1.00	52	1.29	0.00
2.40~64歳	137	1.47	0.00	25	2.96	3.00	52	2.90	2.00
3.65~74歳	137	5.58	5.00	25	4.68	4.00	52	4.56	5.00
4.75歳以上	137	2.64	2.00	25	0.72	0.00	52	1.25	0.00

社協からの補助・助成	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	79	0.05	0.00	28	1.29	0.00	31	0.84	0.00
2.40~64歳	79	1.59	1.00	28	3.93	3.00	31	3.32	2.00
3.65~74歳	79	5.62	6.00	28	4.04	4.00	31	4.35	4.00
4.75歳以上	79	2.73	2.00	28	0.75	0.00	31	1.48	0.00

補助・助成、委託なし	F.高齢者を主対象とする居場所			G.子育て世代を主対象とする居場所			H.多世代を主対象とする居場所		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	109	0.38	0.00	75	3.23	2.00	143	1.82	0.00
2.40~64歳	109	1.38	1.00	75	3.68	3.00	143	3.88	3.00
3.65~74歳	109	5.88	6.00	75	2.55	1.00	143	3.43	2.00
4.75歳以上	109	2.37	1.00	75	0.55	0.00	143	0.87	0.00

7）S1.サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、あてはまるものをすべて選択してください。（有償・無償ボランティアを含みます。）

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	122	100.0	221	100.0	138	100.0	350	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	32	26.2	41	18.6	21	15.2	47	13.4
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	43	35.2	73	33.0	40	29.0	104	29.7
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	63	51.6	98	44.3	60	43.5	161	46.0
上記のいずれもいない	42	34.4	87	39.4	59	42.8	155	44.3

7）S2.コーディネーターとしての給与や謝金が支払われているスタッフをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	77	100.0	128	100.0	77	100.0	189	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	15	19.5	22	17.2	5	6.5	14	7.4
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	24	31.2	29	22.7	12	15.6	33	17.5
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	38	49.4	43	33.6	15	19.5	49	25.9
上記のいずれもいない	30	39.0	69	53.9	58	75.3	128	67.7

8）S1.このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	123	100.0	224	100.0	141	100.0	351	100.0
ある	22	17.9	37	16.5	22	15.6	38	10.8
ない	101	82.1	187	83.5	119	84.4	313	89.2

8）S2.新しく始まったサービスとはどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	37	100.0	21	100.0	38	100.0
配食サービス	1	5.0	1	2.7	1	4.8	1	2.6
会食会	1	5.0	12	32.4	3	14.3	12	31.6
食材・惣菜の提供	0	0.0	4	10.8	2	9.5	5	13.2
買い物支援	7	35.0	9	24.3	3	14.3	4	10.5
移動支援	3	15.0	10	27.0	1	4.8	3	7.9
ホームヘルプ	1	5.0	2	5.4	1	4.8	2	5.3
居場所づくり	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子ども食堂・地域食堂	4	20.0	5	13.5	4	19.0	17	44.7
その他	10	50.0	19	51.4	12	57.1	18	47.4

【④訪問によるサービス】

行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものをすべてお選びください。【必須】
MA

	n	%
全体	463	100.0
行政からの委託事業として実施しているサービスがある	74	16.0
行政からの補助事業として実施しているサービスがある	116	25.1
行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある	46	9.9
行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある	253	54.6

１）（a）.どのような分野を担当する部や課からの委託ですか。次の中でもっとも近いものを選択してください。
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	64	100.0	108	100.0	−	−	−	−
高齢者福祉	38	59.4	69	63.9	−	−	−	−
介護保険	9	14.1	10	9.3	−	−	−	−
障害者福祉	2	3.1	3	2.8	−	−	−	−
地域福祉	5	7.8	16	14.8	−	−	−	−
母子保健	3	4.7	0	0.0	−	−	−	−
保健福祉	2	3.1	3	2.8	−	−	−	−
児童福祉	2	3.1	0	0.0	−	−	−	−
教育・社会教育	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進	1	1.6	2	1.9	−	−	−	−
交通	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
企画・総務	0	0.0	0	0.0	−	−	−	−
その他	2	3.1	5	4.6	−	−	−	−

１）（b）.委託の期間は何年ですか。
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	59	100.0	103	100.0	39	100.0	−	−
1.__ 年	44	74.6	72	69.9	17	43.6	−	−
2.未定	11	18.6	13	12.6	12	30.8	−	−
3.わからない	4	6.8	18	17.5	10	25.6	−	−

補助・助成期間.委託期間（数値）
単位：年

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い
全体	1	35	8	2	39	31	0	17	11	−	−	−
平均値	1.00	3.00	5.00	1.00	2.88	2.61	0.00	1.94	3.55	−	−	−
標準偏差	0.00	4.13	7.40	0.00	4.39	5.51	0.00	0.80	4.23	−	−	−
中央値	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	2.00	2.00	−	−	−

１）（c）.委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。
単位：円

	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い
全体	1	37	10
平均値	6,256,504	2,239,137	6,321,650
標準偏差	0	3,494,258	11,521,719
中央値	6,256,504	400,800	1,500,000

1）Sc)S1.補助金の総額と、この補助金を用いている事業費の総額を記入してください。

行政からの補助・助成	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	2	280231	280231	51	3311992	300000	38	1651254	150000
事業費の総額	2	280231	280231	44	6568	1002	35	3708	160

社協からの補助・助成	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
補助金の総額	1	50000	50000	11	274495	150000	12	126750	90000
事業費の総額	1	350000	350000	10	418507	240000	12	130500	100000

1）（d）.補助・助成、委託費は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。管理費について事業費について

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	56	100.0	91	100.0	27	100.0	－	－
管理費　人件費	27	48.2	16	17.6	4	14.8	－	－
管理費　家賃	5	8.9	5	5.5	1	3.7	－	－
管理費　水光熱費	6	10.7	8	8.8	0	0.0	－	－
管理費　その他	5	8.9	7	7.7	5	18.5	－	－
事業費　人件費	38	67.9	32	35.2	4	14.8	－	－
事業費　謝金	17	30.4	37	40.7	5	18.5	－	－
事業費　家賃	4	7.1	7	7.7	0	0.0	－	－
事業費　会場使用費	6	10.7	25	27.5	1	3.7	－	－
事業費　水光熱費	8	14.3	17	18.7	1	3.7	－	－
事業費　備品購入費	20	35.7	63	69.2	15	55.6	－	－
事業費　消耗品費	27	48.2	70	76.9	18	66.7	－	－
事業費　食材費	3	5.4	8	8.8	0	0.0	－	－
事業費　委託費	6	10.7	5	5.5	2	7.4	－	－
事業費　保険料	16	28.6	48	52.7	13	48.1	－	－
事業費　その他	13	23.2	13	14.3	10	37.0	－	－

2）S1.平成30年10月の月間利用者数（延べ人数）　※平成30年10月に活動を行っていない場合は、活動があった直近の月についてお答えください。

単位：人

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い
全体	2	46	12	2	55	40	0	15	17	11	123	83
平均値	40.00	36.28	120.42	46.50	71.24	56.20	0.00	33.67	40.24	38.09	72.69	84.93
標準偏差	10.00	62.69	146.62	40.50	128.66	110.13	0.00	62.30	58.88	92.86	146.42	355.59
中央値	40.00	15.00	77.50	46.50	16.00	12.50	0.00	11.00	13.00	6.00	22.00	10.00

2）S2.実施頻度【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な頻度をご記入ください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	61	100.0	100	100.0	36	100.0	219	100.0
毎日	12	19.7	13	13.0	9	25.0	58	26.5
週に２～３回程度	18	29.5	28	28.0	7	19.4	51	23.3
週に１回	17	27.9	25	25.0	3	8.3	34	15.5
月に２～３回程度	9	14.8	15	15.0	3	8.3	33	15.1
月に１回	3	4.9	10	10.0	7	19.4	14	6.4
月１回未満	2	3.3	9	9.0	7	19.4	29	13.2

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート ④訪問によるサービス

２）S5.利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	62	100.0	97	100.0	36	100.0	216	100.0
19歳未満	3	4.8	2	2.1	1	2.8	16	7.4
20～39歳	7	11.3	4	4.1	2	5.6	23	10.6
40～64歳	6	9.7	9	9.3	6	16.7	37	17.1
65～74歳	29	46.8	58	59.8	18	50.0	117	54.2
75歳以上	48	77.4	90	92.8	34	94.4	185	85.6

２）S6.今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	46	100.0	71	100.0	27	100.0	165	100.0
19歳未満	1	2.2	3	4.2	3	11.1	24	14.5
20～39歳	3	6.5	6	8.5	6	22.2	38	23.0
40～64歳	7	15.2	9	12.7	6	22.2	37	22.4
65～74歳	9	19.6	12	16.9	4	14.8	31	18.8
75歳以上	3	6.5	1	1.4	0	0.0	14	8.5
上記のいずれもない	27	58.7	43	60.6	16	59.3	80	48.5

２）S11.利用者負担の有無【回答は１つ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	61	100.0	101	100.0	37	100.0	224	100.0
全ての利用者が負担あり	36	59.0	77	76.2	24	64.9	158	70.5
一部の利用者は負担あり	16	26.2	13	12.9	4	10.8	24	10.7
なし	9	14.8	11	10.9	9	24.3	42	18.8

３）.サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中で最も近いものをひとつ選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	64	100.0	104	100.0	40	100.0	228	100.0
近隣	3	4.7	15	14.4	3	7.5	33	14.5
日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）	8	12.5	27	26.0	16	40.0	45	19.7
市区町村の一部	9	14.1	7	6.7	4	10.0	37	16.2
市区町村の全域	40	62.5	45	43.3	14	35.0	84	36.8
複数の市区町村	1	1.6	4	3.8	1	2.5	23	10.1
その他	3	4.7	6	5.8	2	5.0	6	2.6

４）.このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	58	100.0	100	100.0	39	100.0	220	100.0
1.貴団体が所有している施設	9	15.5	10	10.0	7	17.9	39	17.7
2.貴団体が賃借している施設	16	27.6	20	20.0	9	23.1	61	27.7
3.貴団体が指定管理者として管理している施設	2	3.4	16	16.0	5	12.8	13	5.9
4.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅	4	6.9	17	17.0	3	7.7	16	7.3
5.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設	6	10.3	22	22.0	6	15.4	23	10.5
6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）	7	12.1	11	11.0	11	28.2	20	9.1
7.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している	3	5.2	6	6.0	1	2.6	5	2.3
その他	20	34.5	13	13.0	9	23.1	59	26.8

４）S1.貴団体が所有している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	8	100.0	10	100.0	7	100.0	37	100.0
高齢者住宅	0	0.0	1	10.0	0	0.0	1	2.7
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	2	25.0	0	0.0	2	28.6	5	13.5
障がい者福祉施設	1	12.5	1	10.0	2	28.6	5	13.5
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	1	12.5	0	0.0	1	14.3	1	2.7
保育所	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0
学童保育所	1	12.5	0	0.0	2	28.6	0	0.0
その他の社会福祉施設	2	25.0	0	0.0	3	42.9	3	8.1
児童館	1	12.5	1	10.0	2	28.6	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	1	10.0	0	0.0	1	2.7
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	5.4
その他	5	62.5	7	70.0	2	28.6	22	59.5

４）S2.貴団体が賃借している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	15	100.0	18	100.0	9	100.0	59	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	2	13.3	0	0.0	0	0.0	5	8.5
障がい者福祉施設	0	0.0	1	5.6	0	0.0	3	5.1
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	2	22.2	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	2	22.2	1	1.7
その他の社会福祉施設	3	20.0	3	16.7	0	0.0	8	13.6
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	2	11.1	1	11.1	3	5.1
飲食店・商店	0	0.0	1	5.6	0	0.0	6	10.2
その他	10	66.7	11	61.1	8	88.9	37	62.7

４）S3.貴団体が指定管理者として管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	2	100.0	16	100.0	5	100.0	13	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	23.1
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7
その他の社会福祉施設	0	0.0	6	37.5	0	0.0	9	69.2
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	50.0	8	50.0	3	60.0	0	0.0
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	100.0	2	12.5	2	40.0	3	23.1

４）S6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	7	100.0	11	100.0	11	100.0	19	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3
通所介護施設	2	28.6	0	0.0	2	18.2	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	2	18.2	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	1	14.3	0	0.0	2	18.2	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	2	18.2	1	5.3
学童保育所	0	0.0	0	0.0	2	18.2	0	0.0
その他の社会福祉施設	3	42.9	2	18.2	2	18.2	5	26.3
児童館	1	14.3	0	0.0	2	18.2	1	5.3
公民館・コミュニティセンター	2	28.6	4	36.4	4	36.4	8	42.1
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3
その他	1	14.3	5	45.5	3	27.3	7	36.8

４）S7.他の団体が所有・管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	3	100.0	6	100.0	1	100.0	5	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	1	16.7	0	0.0	2	40.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	1	33.3	4	66.7	0	0.0	0	0.0
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	2	66.7	1	16.7	1	100.0	0	0.0
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0
その他	0	0.0	1	16.7	0	0.0	2	40.0

５）S1.このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	63	100.0	103	100.0	41	100.0	229	100.0
はい	35	55.6	62	60.2	18	43.9	123	53.7
いいえ	28	44.4	41	39.8	23	56.1	106	46.3

５）S2.連携している事業者等すべて選択してください。
MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	35	100.0	62	100.0	18	100.0	122	100.0
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所	28	80.0	54	87.1	16	88.9	99	81.1
居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）	13	37.1	28	45.2	9	50.0	70	57.4
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）	7	20.0	11	17.7	3	16.7	32	26.2
高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等）	3	8.6	10	16.1	5	27.8	26	21.3
子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）	7	20.0	6	9.7	4	22.2	13	10.7
障がい者福祉施設	6	17.1	8	12.9	7	38.9	12	9.8
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	2	5.7	11	17.7	0	0.0	11	9.0
公民館・コミュニティセンター	2	5.7	15	24.2	3	16.7	6	4.9
飲食店・商店	0	0.0	2	3.2	2	11.1	5	4.1
その他	3	8.6	8	12.9	4	22.2	23	18.9

６）S1.ボランティアの人数【回答はひとつ】
SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	54	100.0	101	100.0	37	100.0	222	100.0
10人未満	22	40.7	24	23.8	6	16.2	93	41.9
10～30人未満	16	29.6	37	36.6	18	48.6	73	32.9
30～50人未満	6	11.1	17	16.8	8	21.6	29	13.1
50～100人未満	6	11.1	12	11.9	4	10.8	15	6.8
100～300人未満	4	7.4	10	9.9	0	0.0	10	4.5
300人以上	0	0.0	1	1.0	1	2.7	2	0.9

６）S2.ボランティアのうち、男性の割合
およそ　＿　割

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い	I.無償の家事支援	J.有償の家事支援	K.見守りや、ちょっとしたお手伝い
全体	1	41	11	2	56	42	1	18	18	11	120	80
平均値	3.00	1.68	1.36	4.00	3.07	3.57	7.00	2.56	4.39	4.91	2.43	3.36
標準偏差	0.00	2.10	1.23	0.00	2.78	2.99	0.00	2.19	2.85	3.37	2.76	3.11
中央値	3.00	1.00	1.00	4.00	2.00	2.50	7.00	2.00	4.00	5.00	1.00	2.00

６）S3.ボランティアの年齢別の割合（合計が10になるように入力してください）／ボランティアの年齢別の割合

行政からの委託	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	1	0.00	0.00	41	0.46	0.00	10	0.10	0.00
2.40~64歳	1	1.00	1.00	41	2.39	2.00	10	1.30	1.00
3.65~74歳	1	7.00	7.00	41	5.27	5.00	10	6.20	6.50
4.75歳以上	1	2.00	2.00	41	1.88	1.00	10	2.40	1.50

行政からの補助・助成	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	2	0.00	0.00	55	0.44	0.00	41	0.29	0.00
2.40~64歳	2	0.00	0.00	55	2.00	2.00	41	1.73	1.00
3.65~74歳	2	6.00	6.00	55	5.84	5.00	41	5.90	6.00
4.75歳以上	2	4.00	4.00	55	1.73	2.00	41	2.07	1.00

社協からの補助・助成	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	1	4.00	4.00	18	0.11	0.00	18	0.06	0.00
2.40~64歳	1	3.00	3.00	18	1.22	0.50	18	0.94	0.00
3.65~74歳	1	2.00	2.00	18	7.56	8.00	18	6.56	7.00
4.75歳以上	1	1.00	1.00	18	1.11	1.00	18	2.44	1.50

補助・助成、委託なし	I.無償の家事支援			J.有償の家事支援			K.見守りや、ちょっとしたお手伝い		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	12	0.92	0.00	121	0.31	0.00	81	0.60	0.00
2.40~64歳	12	2.58	1.00	121	2.94	2.00	81	2.36	2.00
3.65~74歳	12	5.33	6.50	121	5.15	5.00	81	4.95	6.00
4.75歳以上	12	1.17	1.00	121	1.60	1.00	81	2.09	1.00

7）S1.サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、あてはまるものをすべて選択してください。（有償・無償ボランティアを含みます。）

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	60	100.0	100	100.0	40	100.0	225	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	20	33.3	39	39.0	14	35.0	85	37.8
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	24	40.0	52	52.0	20	50.0	111	49.3
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	44	73.3	83	83.0	31	77.5	154	68.4
上記のいずれもいない	12	20.0	12	12.0	7	17.5	44	19.6

7）S2.コーディネーターとしての給与や謝金が支払われているスタッフをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	46	100.0	83	100.0	33	100.0	179	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	17	37.0	31	37.3	11	33.3	61	34.1
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	18	39.1	34	41.0	16	48.5	67	37.4
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	33	71.7	59	71.1	17	51.5	103	57.5
上記のいずれもいない	8	17.4	20	24.1	12	36.4	61	34.1

8）S1.このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

SA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	62	100.0	102	100.0	41	100.0	227	100.0
ある	1	1.6	17	16.7	5	12.2	29	12.8
ない	61	98.4	85	83.3	36	87.8	198	87.2

8）S2.新しく始まったサービスとはどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	1	100.0	17	100.0	5	100.0	28	100.0
配食サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.6
会食会	1	100.0	0	0.0	2	40.0	5	17.9
食材・惣菜の提供	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	7.1
買い物支援	1	100.0	8	47.1	3	60.0	11	39.3
移動支援	1	100.0	4	23.5	1	20.0	9	32.1
ホームヘルプ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
居場所づくり	1	100.0	1	5.9	3	60.0	13	46.4
子ども食堂・地域食堂	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	10.7
その他	0	0.0	7	41.2	3	60.0	8	28.6

【⑤子ども食堂・地域食堂】

行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成の状況として当てはまるものをすべてお選びください。【必須】

MA

	n	%
全体	475	100.0
行政からの委託事業として実施しているサービスがある	22	4.6
行政からの補助事業として実施しているサービスがある	104	21.9
行政からの委託や補助を受けずに、社会福祉協議会からの補助・助成を受けて実施しているサービスがある	70	14.7
行政や社会福祉協議会からの委託や補助・助成を受けずに実施しているサービスがある	291	61.3

行政からの委託事業として実施しているサービスがある

1）（a）.どのような分野を担当する部や課からの委託ですか。次の中でもっとも近いものを選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	21	100.0	99	100.0	－	－	－	－
高齢者福祉	1	4.8	3	3.0	－	－	－	－
介護保険	0	0.0	2	2.0	－	－	－	－
障害者福祉	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－
地域福祉	4	19.0	8	8.1	－	－	－	－
母子保健	2	9.5	2	2.0	－	－	－	－
保健福祉	0	0.0	1	1.0	－	－	－	－
児童福祉	11	52.4	52	52.5	－	－	－	－
教育・社会教育	2	9.5	5	5.1	－	－	－	－
町内会・自治会、市民活動・ＮＰＯ推進	0	0.0	9	9.1	－	－	－	－
交通	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－
企画・総務	0	0.0	2	2.0	－	－	－	－
その他	1	4.8	15	15.2	－	－	－	－

1）（b）.委託の期間は何年ですか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	95	100.0	66	100.0	－	－
1.__ 年	14	70.0	70	73.7	49	74.2	－	－
2.未定	3	15.0	18	18.9	7	10.6	－	－
3.わからない	3	15.0	7	7.4	10	15.2	－	－

1）（c）.委託費の総額は、いくらですか。金額を記入してください。

単位：円

	値
全体	17
平均値	1569235.24
標準偏差	1885336.32
中央値	1000000.00

1）Sc)S1.補助金の総額と、この補助金を用いている事業費の総額を記入してください。

行政からの補助・助成	n	平均値	中央値
補助金の総額	88	593482.48	200000.00
事業費の総額	79	1068039.43	300000.00

社協からの補助・助成	n	平均値	中央値
補助金の総額	62	163,014	69,500
事業の総額	55	366,195	180,000

住民参加による生活支援サービス運営団体向けアンケート ⑤子ども食堂・地域食堂

1）（d）.委託費は、どのような費目に使いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。管理費について事業費について

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	87	100.0	62	100.0	－	－
管理費　人件費	7	36.8	9	10.3	2	3.2	－	－
管理費　家賃	3	15.8	9	10.3	1	1.6	－	－
管理費　水光熱費	3	15.8	13	14.9	1	1.6	－	－
管理費　その他	1	5.3	3	3.4	5	8.1	－	－
事業費　人件費	9	47.4	17	19.5	6	9.7	－	－
事業費　謝金	9	47.4	24	27.6	5	8.1	－	－
事業費　家賃	2	10.5	13	14.9	3	4.8	－	－
事業費　会場使用費	5	26.3	30	34.5	12	19.4	－	－
事業費　水光熱費	9	47.4	31	35.6	4	6.5	－	－
事業費　備品購入費	9	47.4	59	67.8	35	56.5	－	－
事業費　消耗品費	14	73.7	64	73.6	36	58.1	－	－
事業費　食材費	13	68.4	66	75.9	48	77.4	－	－
事業費　委託費	2	10.5	2	2.3	1	1.6	－	－
事業費　保険料	13	68.4	50	57.5	31	50.0	－	－
事業費　その他	0	0.0	10	11.5	8	12.9	－	－

補助・助成期間.委託期間（数値）

単位：年

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	14	70	49	－
平均値	1.14	1.64	1.95	－
標準偏差	0.61	0.96	4.10	－
中央値	1.00	1.00	1.00	－

2）S1.平成30年10月の月間利用者数（延べ人数）　※平成30年10月に活動を行っていない場合は、活動があった直近の月についてお答えください。

単位：人

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	19	95	63	277
平均値	76.11	99.79	92.14	75.69
標準偏差	76.06	167.17	175.23	107.64
中央値	44.00	60.00	50.00	45.00

2）S2.実施頻度【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な頻度をご記入ください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	98	100.0	62	100.0	282	100.0
毎日	0	0.0	2	2.0	1	1.6	6	2.1
週に２～３回程度	4	20.0	10	10.2	1	1.6	15	5.3
週に１回	7	35.0	10	10.2	10	16.1	24	8.5
月に２～３回程度	0	0.0	26	26.5	9	14.5	48	17.0
月に１回	7	35.0	45	45.9	35	56.5	157	55.7
月１回未満	2	10.0	5	5.1	6	9.7	32	11.3

2）S3.提供場所・拠点の年間使用料（複数の場合は合計金額）※団体所有の場合、無料の場合は０をご記入ください。

＿ 円

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	19	92	57	264
平均値	174473.68	59666.52	65973.33	45322.59
標準偏差	399103.91	173534.05	189787.83	151708.81
中央値	0.00	0.00	0.00	0.00

2）S4.1回当たりの提供食数（配食サービスは1日あたりの合計食数）（子ども食堂・地域食堂は1日あたりの合計食数）【回答はひとつ】 ※直近1年間（活動期間1年未満の場合は活動期間全体）の平均的な数をご記入ください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	94	100.0	62	100.0	272	100.0
10食未満	3	15.8	7	7.4	3	4.8	20	7.4
10食～30食未満	7	36.8	32	34.0	20	32.3	85	31.3
30食～50食未満	6	31.6	26	27.7	20	32.3	99	36.4
50食～100食未満	2	10.5	25	26.6	15	24.2	53	19.5
100食以上	1	5.3	4	4.3	4	6.5	15	5.5

2）S7.献立の作成にあたり、実施している事項【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	95	100.0	62	100.0	271	100.0
献立の栄養計算をしている	3	15.8	15	15.8	5	8.1	26	9.6
アレルゲン除去食に対応している	3	15.8	19	20.0	10	16.1	52	19.2
旬の食材を使っている	14	73.7	72	75.8	42	67.7	185	68.3
行事食や郷土料理を取り入れている	10	52.6	49	51.6	28	45.2	117	43.2
多様な調理法を取り入れている	7	36.8	44	46.3	23	37.1	100	36.9
子どもが喜ぶ料理を選んでいる	16	84.2	71	74.7	35	56.5	189	69.7
調理の手間が少なく、継続しやすい献立にしている	8	42.1	32	33.7	22	35.5	99	36.5
その他	1	5.3	14	14.7	18	29.0	46	17.0
特にない	1	5.3	0	0.0	1	1.6	3	1.1

2）S8.食品衛生に対する取組み【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	91	100.0	63	100.0	267	100.0
営業許可をとっている	5	26.3	26	28.6	16	25.4	75	28.1
担い手に食品衛生責任者がいる	13	68.4	66	72.5	40	63.5	170	63.7
保健所と連携している	5	26.3	42	46.2	18	28.6	77	28.8
食品衛生についての自主的な取決めがある（調理者・調理場の衛生管理規定、賞味期限管理規定等）	3	15.8	34	37.4	22	34.9	95	35.6
上記のいずれも実施していない	3	15.8	11	12.1	8	12.7	28	10.5

2）S9.利用者の主な年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	94	100.0	63	100.0	271	100.0
未就学児	10	52.6	69	73.4	48	76.2	197	72.7
小学生	19	100.0	90	95.7	62	98.4	257	94.8
中学生	14	73.7	53	56.4	33	52.4	146	53.9
高校生又は18歳未満の子ども	8	42.1	40	42.6	19	30.2	92	33.9
子どもの保護者	11	57.9	69	73.4	46	73.0	204	75.3
高齢者（65歳以上）	7	36.8	40	42.6	32	50.8	144	53.1
上記以外の大人（18歳以上）	5	26.3	26	27.7	23	36.5	99	36.5

2）S10.今は受け入れていないが、今後受け入れたい年齢層【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	12	100.0	74	100.0	49	100.0	209	100.0
未就学児	3	25.0	8	10.8	4	8.2	13	6.2
小学生	0	0.0	1	1.4	1	2.0	4	1.9
中学生	1	8.3	16	21.6	15	30.6	55	26.3
高校生又は18歳未満の子ども	3	25.0	18	24.3	19	38.8	59	28.2
子どもの保護者	2	16.7	7	9.5	3	6.1	13	6.2
高齢者（65歳以上）	3	25.0	18	24.3	9	18.4	43	20.6
上記以外の大人（18歳以上）	3	25.0	9	12.2	5	10.2	30	14.4
上記のいずれもない	2	16.7	27	36.5	20	40.8	83	39.7

2）S11.利用者負担の有無【回答は１つ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	93	100.0	63	100.0	268	100.0
全ての利用者が負担あり	7	36.8	28	30.1	20	31.7	79	29.5
一部の利用者は負担あり	5	26.3	51	54.8	33	52.4	134	50.0
なし	7	36.8	14	15.1	10	15.9	55	20.5

2）S17. 1 食あたりの利用者負担額（子ども）※幅がある場合は上限（イベントなどで普段と料金が違う時を除く）

__ 円

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	15	82	62	251
平均値	100.00	71.34	120.16	74.18
標準偏差	131.66	100.31	380.31	108.39
中央値	100.00	0.00	0.00	0.00

2）S18. 1 食あたりの利用者負担額（大人）※幅がある場合は上限（イベントなどで普段と料金が違う時を除く）

__ 円

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	15	86	64	253
平均値	281.67	294.19	252.34	263.24
標準偏差	155.04	136.70	135.62	146.68
中央値	300.00	300.00	300.00	300.00

2）S19.食事提供以外に実施している内容【回答はいくつでも】

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	17	100.0	90	100.0	58	100.0	259	100.0
調理体験	6	35.3	42	46.7	20	34.5	103	39.8
配膳手伝いなど、調理以外の家事体験	9	52.9	50	55.6	31	53.4	137	52.9
食に関する講話（紙芝居、セミナー等）	3	17.6	15	16.7	14	24.1	51	19.7
季節のイベント開催（BBQ、流しそうめん等）	11	64.7	37	41.1	21	36.2	103	39.8
農業体験	4	23.5	9	10.0	6	10.3	26	10.0
子どもの居場所	15	88.2	68	75.6	45	77.6	186	71.8
不登校児の居場所	6	35.3	14	15.6	13	22.4	40	15.4
保育施設サービス	1	5.9	2	2.2	0	0.0	4	1.5
学童保育（放課後児童健全育成事業）	2	11.8	7	7.8	1	1.7	7	2.7
子育て支援	8	47.1	18	20.0	10	17.2	46	17.8
児童館	2	11.8	1	1.1	0	0.0	6	2.3
放課後子ども教室	3	17.6	2	2.2	3	5.2	5	1.9
学習支援	12	70.6	40	44.4	28	48.3	95	36.7
冒険遊び場・プレイパーク	0	0.0	3	3.3	3	5.2	17	6.6
母子生活支援	2	11.8	7	7.8	4	6.9	26	10.0
その他	1	5.9	1	1.1	0	0.0	7	2.7
障がい者向け施設サービス	0	0.0	1	1.1	2	3.4	6	2.3
その他	2	11.8	12	13.3	9	15.5	45	17.4

3）.サービスの対象範囲は、どれくらいの広さですか。次の中で最も近いものをひとつ選択してください。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	19	100.0	100	100.0	63	100.0	284	100.0
近隣	3	15.8	18	18.0	7	11.1	39	13.7
日常生活圏域（「学区」「地区」など、定められた範囲）	10	52.6	41	41.0	27	42.9	107	37.7
市区町村の一部	1	5.3	7	7.0	7	11.1	44	15.5
市区町村の全域	4	21.1	27	27.0	17	27.0	49	17.3
複数の市区町村	0	0.0	3	3.0	3	4.8	34	12.0
その他	1	5.3	4	4.0	2	3.2	11	3.9

4）.このサービスの実施にあたり、どのような場所を使っていますか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	100	100.0	63	100.0	284	100.0
1.貴団体が所有している施設	6	30.0	12	12.0	9	14.3	66	23.2
2.貴団体が賃借している施設	4	20.0	21	21.0	9	14.3	54	19.0
3.貴団体が指定管理者として管理している施設	3	15.0	1	1.0	0	0.0	11	3.9
4.貴団体の関係者（メンバー等）の自宅	1	5.0	5	5.0	4	6.3	21	7.4
5.自治会・町内会、団地管理組合、集落などが管理している施設	2	10.0	13	13.0	11	17.5	39	13.7
6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）	5	25.0	26	26.0	18	28.6	58	20.4
7.他の団体が所有・管理している施設の一部を利用している	1	5.0	9	9.0	10	15.9	27	9.5
その他	2	10.0	19	19.0	6	9.5	38	13.4

4）S1.貴団体が所有している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	6	100.0	12	100.0	9	100.0	65	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.1
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.1
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	1	16.7	1	8.3	0	0.0	7	10.8
通所介護施設	0	0.0	1	8.3	2	22.2	6	9.2
障がい者福祉施設	2	33.3	1	8.3	1	11.1	8	12.3
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.5
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	6.2
保育所	0	0.0	0	0.0	1	11.1	4	6.2
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.6
その他の社会福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	6.2
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.1
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	1	8.3	0	0.0	3	4.6
飲食店・商店	1	16.7	3	25.0	1	11.1	5	7.7
その他	3	50.0	6	50.0	4	44.4	36	55.4

4）S2.貴団体が賃借している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	4	100.0	21	100.0	9	100.0	54	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	1	11.1	7	13.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	1	11.1	2	3.7
保育所	0	0.0	1	4.8	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	2	9.5	1	11.1	1	1.9
その他の社会福祉施設	0	0.0	1	4.8	0	0.0	1	1.9
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	25.0	1	4.8	1	11.1	3	5.6
飲食店・商店	0	0.0	3	14.3	3	33.3	14	25.9
その他	3	75.0	13	61.9	4	44.4	30	55.6

4）S3.貴団体が指定管理者として管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	3	100.0	1	100.0	0	0.0	11	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	18.2
その他の社会福祉施設	0	0.0	1	100.0	0	0.0	3	27.3
児童館	2	66.7	0	0.0	0	0.0	1	9.1
公民館・コミュニティセンター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	27.3
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	33.3	0	0.0	0	0.0	3	27.3

4）S6.自治体や社協が所有・管理している施設（学校、児童館などを含む）とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	5	100.0	26	100.0	18	100.0	58	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	1	5.6	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
通所介護施設	0	0.0	1	3.8	1	5.6	0	0.0
障がい者福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
母子生活支援施設	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
その他の社会福祉施設	1	20.0	0	0.0	3	16.7	8	13.8
児童館	0	0.0	2	7.7	1	5.6	6	10.3
公民館・コミュニティセンター	4	80.0	22	84.6	13	72.2	41	70.7
飲食店・商店	0	0.0	0	0.0	1	5.6	2	3.4
学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	8.6
その他	0	0.0	5	19.2	2	11.1	5	8.6

4）S7.他の団体が所有・管理している施設とは、どのような施設ですか。次の中であてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	1	100.0	9	100.0	10	100.0	25	100.0
高齢者住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通所介護施設	0	0.0	0	0.0	1	10.0	2	8.0
障がい者福祉施設	0	0.0	1	11.1	0	0.0	1	4.0
母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子育て支援拠点施設	0	0.0	1	11.1	0	0.0	0	0.0
保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学童保育所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の社会福祉施設	0	0.0	1	11.1	1	10.0	2	8.0
児童館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公民館・コミュニティセンター	1	100.0	0	0.0	2	20.0	1	4.0
飲食店・商店	0	0.0	1	11.1	2	20.0	4	16.0
その他	0	0.0	5	55.6	5	50.0	17	68.0

5）S1.このサービスの実施にあたり、地域の事業者、施設等と連携していますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	100	100.0	62	100.0	283	100.0
はい	11	55.0	55	55.0	38	61.3	135	47.7
いいえ	9	45.0	45	45.0	24	38.7	148	52.3

5）S2.連携している事業者等すべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	11	100.0	53	100.0	38	100.0	135	100.0
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所	3	27.3	9	17.0	5	13.2	35	25.9
居宅系介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、訪問看護等）	0	0.0	2	3.8	1	2.6	7	5.2
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）	1	9.1	3	5.7	2	5.3	13	9.6
高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅等）	0	0.0	0	0.0	2	5.3	8	5.9
子育て支援関連施設（子育て支援拠点、保育所、学童保育所等）	5	45.5	18	34.0	10	26.3	35	25.9
障がい者福祉施設	2	18.2	3	5.7	3	7.9	15	11.1
母子生活支援施設	0	0.0	2	3.8	2	5.3	5	3.7
その他の社会福祉施設	3	27.3	4	7.5	2	5.3	17	12.6
公民館・コミュニティセンター	7	63.6	20	37.7	18	47.4	39	28.9
飲食店・商店	5	45.5	9	17.0	9	23.7	36	26.7
その他	1	9.1	18	34.0	5	13.2	47	34.8

6）S1.ボランティアの人数【回答はひとつ】

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	98	100.0	63	100.0	279	100.0
10人未満	13	65.0	47	48.0	30	47.6	145	52.0
10～30人未満	4	20.0	44	44.9	31	49.2	116	41.6
30～50人未満	2	10.0	5	5.1	1	1.6	14	5.0
50～100人未満	1	5.0	2	2.0	1	1.6	2	0.7
100～300人未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7
300人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

6）S2.ボランティアのうち、男性の割合

およそ ＿ 割

	行政からの委託	行政からの補助・助成	社協からの補助・助成	補助・助成、委託なし
全体	17	96	59	271
平均値	2.88	1.92	1.97	2.19
標準偏差	2.68	2.02	1.59	2.00
中央値	1.00	1.00	2.00	2.00

6）S3.ボランティアの年齢別の割合（合計が10になるように入力してください）／ボランティアの年齢別の割合

1.40歳未満

	行政からの委託			行政からの補助・助成			社協からの補助・助成			補助・助成、委託なし		
	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値	n	平均値	中央値
1.40歳未満	18	3.78	3.00	92	2.16	1.00	62	1.76	1.00	269	2.38	1.00
2.40~64歳	18	2.78	2.00	92	3.39	3.00	62	3.92	3.50	269	4.03	3.00
3.65~74歳	18	2.33	1.50	92	3.67	3.00	62	3.47	3.00	269	2.95	2.00
4.75歳以上	18	1.11	0.00	92	0.77	0.00	62	0.85	0.00	269	0.65	0.00

7）S1.サービスの実施にあたって次の役割を担うスタッフ（コーディネーター）がいれば、あてはまるものをすべて選択してください。（有償・無償ボランティアを含みます。）

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	98	100.0	61	100.0	278	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	3	15.0	13	13.3	4	6.6	26	9.4
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	5	25.0	32	32.7	12	19.7	73	26.3
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	10	50.0	42	42.9	32	52.5	127	45.7
上記のいずれもいない	8	40.0	46	46.9	24	39.3	128	46.0

7）S2.コーディネーターとしての給与や謝金が支払われているスタッフをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	11	100.0	50	100.0	35	100.0	143	100.0
利用者の身体機能や生活環境のアセスメントを行うスタッフ	1	9.1	6	12.0	1	2.9	6	4.2
貴団体の利用者を、必要に応じて、他の支援やサービスにつなぐスタッフ	2	18.2	10	20.0	3	8.6	16	11.2
ボランティアなど、担い手の調整を行うスタッフ	7	63.6	11	22.0	5	14.3	30	21.0
上記のいずれもいない	4	36.4	39	78.0	29	82.9	107	74.8

8）S1.このサービスがきっかけで、新しく始まった住民参加による生活支援サービスはありますか。

SA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	20	100.0	97	100.0	62	100.0	279	100.0
ある	0	0.0	7	7.2	7	11.3	24	8.6
ない	20	100.0	90	92.8	55	88.7	255	91.4

8）S2.新しく始まったサービスとはどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

MA

	行政からの委託		行政からの補助・助成		社協からの補助・助成		補助・助成、委託なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%
全体	0	0.0	7	100.0	7	100.0	24	100.0
配食サービス	0	0.0	1	14.3	0	0.0	2	8.3
会食会	0	0.0	1	14.3	0	0.0	4	16.7
食材・惣菜の提供	0	0.0	2	28.6	0	0.0	5	20.8
買い物支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
移動支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2
ホームヘルプ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
居場所づくり	0	0.0	4	57.1	2	28.6	10	41.7
子ども食堂・地域食堂	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	2	28.6	6	85.7	12	50.0

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

参加対象：自治体職員、市町村社協役職員、社会福祉施設役職員、
住民参加による生活支援サービス運営団体等

〈東京会場〉

住民の力を活かす！育てる！

【月曜日】
2019
1/28
13：00 ～ 17：10

地域に支え合いの生活支援を広げるために

● 希望者に活動視察あり（先着順・人数限定）

・住民力を活かす生活支援の取組み・

① 東京都荒川区

荒川区役所福祉部 高齢者福祉課 地域包括支援係
石黒 清子 さん
荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課
稲葉 隆裕 さん

② 秋田県小坂町

小坂町福祉課 町民福祉班
三政 貴秀 さん

・パネルトーク・

厚生労働省 老健局 総務課 課長補佐 石井 義恭 さん
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 研究総務部
次長 服部 真治 さん 他

コメンテーター
内藤 佳津雄 さん（日本大学文理学部 教授）
コーディネーター
平野 覚治（一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事）

・訪問調査事例から見えてきたこと・

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？
立教大学コミュニティ福祉学部 教授 原田 晃樹 さん
東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 助教 関屋 光泰 さん

会場 東京セミナー学院 4 階 会議室 JR 池袋駅西口徒歩 5 分
東京都豊島区西池袋 5-4-6 東京三協信用金庫ビル

対象 自治体（高齢者保健福祉・児童福祉部署）、社会福祉協議会、
住民参加による生活支援サービス運営団体・関係機関

参加費 無料 ＊資料付き

申込方法 申込フォームから 必須事項をご入力ください
https://ws.formzu.net/fgen/S62555112/

電話もしくはメールでも申込受付中！

TEL 03－5426－2547
メール infomow@mow.jp

主催 一般社団法人 全国食支援活動協力会

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

住民の力を活かす！育てる！
・・地域に支え合いの生活支援を広げるために・・

日時 2019 年 1 月 28 日（月）13：00 ～ 17：10（受付開始 12：15）

会場 東京セミナー学院 4 階 会議室
JR 池袋駅西口 徒歩 5 分
地下鉄副都心線 池袋駅西通路西改札 徒歩 2 分

●開会・事業説明 [13：00 ～ 13：15]

・開会あいさつ
・調査事業の経緯、全体像について（主催より）

●アンケート調査報告 [13：20 ～ 13：40]

全国の自治体、社会福祉協議会、住民参加による生活支援サービス運営団体へのアンケート調査から見えてきた、住民への支援のあり方や課題について報告します。

報告　みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部　医療政策チーム
齊堂 美由季 さん

●訪問調査事例から読み取れること [13：40 ～ 14：10]

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？

立教大学コミュニティ福祉学部
教授　原田 晃樹 さん
東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科
助教　関屋 光泰 さん

●住民の力を活かす支援事例 [14：10 ～ 15：20]

荒川区役所福祉部 高齢者福祉課 地域包括支援係
石黒 清子 さん
荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課
稲葉 隆裕 さん
小坂町福祉課 町民福祉班
三政 貴秀 さん

●パネルトーク [15：30 ～ 17：00]

地域に支え合いの生活支援を広げ、取組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

厚生労働省 老健局 総務課　課長補佐　石井 義恭 さん
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構　研究総務部　次長　服部 真治 さん
小坂町福祉課 町民福祉班　三政 貴秀 さん
立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹 さん
東京大学大学院人文社会系研究科・文学部　准教授　祐成 保志 さん

コメンテーター：内藤 佳津雄 さん　日本大学文理学部 教授
コーディネーター：平野 覚治
一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事

活動視察 〔参加希望を申込時にお知らせください / 現地集合・解散 / 先着順・人数限定〕

1．NPO 法人支え合う会みのり (東京都稲城市)
＊市内 9 会場で、地域の高齢者を対象に会食会を開いています。
ボランティアによる配食サービスも見学できます。
【配食】2/5（火）14 時～ 17 時　（配達同行しない方は 15 時半まで）
定員 1 名 2/7（木）14 時～ 17 時　（配達同行しない方は 15 時半まで）
【会食会】2/1（金）11 時～ 13 時　城山文化センター
定員 3 名 2/4（月）11 時～ 13 時　稲城市福祉センター
参加費 300 円 2/19（火）11 時～ 13 時　若葉台 i プラザイレブン
【居場所】カフェいしださんち 2/16（土）13 時～ 15 時　参加費 200 円

2．【定員 10 名】NPO 法人ハンディキャブゆづり葉（東京都多摩市）
参加費 1000 円（資料付）
＊高齢者や障害のある人など外出困難な方の移動支援を行っています。
・1/18（金）10 時～ 12 時
・1/25（金）10 時～ 12 時
・2/8（金）10 時～ 12 時

3．【定員 2 名】気まぐれ八百屋だんだん　参加費 500 円
＊子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所。
毎週木曜日開催「だんだんワンコインこども食堂」の見学です。
・2/7（木）17 時半～ 19 時半
・2/14（木）17 時半～ 19 時半

4．【定員 2 名】参加費 600 円（食事付）
老人給食協力会ふきのとう (東京都世田谷区)
＊地域のボランティアを中心に、3 支部での会食会、シニア男性の食の自立を促す料理教室のほか、在宅高齢者の見守りをかねて食事を届けています。
・1/30（水）10 時～ 13 時　配食サービス（二子玉川駅よりバス）
・2/1（金）9 時半～ 13 時　成城支部会食会（上祖師谷地区会館）
・2/8（金）9 時半～ 13 時　桜丘支部会食会（桜丘区民センター）
・2/5（火）9 時半～ 13 時　男性料理教室（二子玉川駅よりバス）
⇒男性料理教室は参加費 2000 円 (テキスト付)。
エプロン・三角巾をお持ちください。

お申込み
お問い合わせ

申込フォームから必須事項を入力
申込 https://ws.formzu.net/fgen/S62555112/

TEL 03-5426-2547（祝日を除く月～金曜日 9：00～17：00）
MAIL infomow@mow.jp

1/28 会場地図⇒

申込受付担当）一般社団法人全国食支援活動協力会まで
電話・メールでも申込受付中！
氏名 / 所属 / 所在地 / 電話番号またはメールアドレスをお知らせください。

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

参加対象：自治体職員、市町村社協役職員、社会福祉施設役職員、住民参加による生活支援サービス運営団体等

【月曜日】
2019
2/4
13：00 ～ 17：00

〈大阪会場〉

住民の力を活かす！育てる！

地域に支え合いの生活支援を広げるために

● 希望者に活動視察あり（先着順・人数限定）

・住民力を活かす生活支援の取組み・

① 愛知県知多市

知多市福祉部
部長 竹之越 康正 さん
NPO 法人ゆいの会（第１層生活支援コーディネーター）
理事 松下 典子 さん

② 山口県萩市

萩市福祉部高齢者支援課
課長補佐 池永 美杉 さん

・パネルトーク・

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 研究総務部
次長 服部 真治 さん
一般財団法人社会福祉研究所 研究員 秋山 由美子 さん

コメンテーター
内藤 佳津雄 さん（日本大学文理学部 教授）
コーディネーター
平野 覚治 さん（一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事）

・訪問調査事例から見えてきたこと・

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？

千葉大学大学院人文科学研究院 教授 清水 洋行 さん
NPO 法人全国移動サービスネットワーク 事務局長 伊藤 みどり さん

会場 たかつガーデン 8 階会議室 近鉄「大阪上本町駅」徒歩５分
大阪市天王寺区東高津町 7-11 大阪府教育会館

対象 自治体（高齢者保健福祉・児童福祉部署）、社会福祉協議会、住民参加による生活支援サービス運営団体・関係機関

参加費 無料 ＊資料付き

申込方法 申込フォームから 必須事項をご入力ください
https://ws.formzu.net/fgen/S75297021/

電話もしくはメールでも申込受付中！

TEL 03－5426－2547
メール infomow@mow.jp

主催 一般社団法人 全国食支援活動協力会

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

住民の力を活かす！育てる！
・・地域に支え合いの生活支援を広げるために・・

日時 2019 年 2 月 4 日（月） 13：00 ～ 17：00（受付開始 12：15）

会場 たかつガーデン 8 階 会議室

近鉄大阪上本町駅 徒歩 3 分
地下鉄 谷町九丁目駅 徒歩 7 分

●開会・事業説明 [13：00 ～ 13：15]

・開会あいさつ
・調査事業の経緯、全体像について（主催者より）

●アンケート調査報告 [13：20 ～ 13：40]

全国の自治体、社会福祉協議会、住民参加による生活支援サービス運営団体へのアンケート調査から見えてきた、住民への支援のあり方や課題について報告します。

報告 みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部 医療政策チーム
齊堂 美由季 さん

●訪問調査事例から読み取れること [13：40 ～ 14：10]

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？

千葉大学大学院人文科学研究院
教授 清水 洋行 さん
NPO 法人全国移動サービスネットワーク
事務局長 伊藤 みどり さん

●住民力を活かす生活支援の取組み [14：10 ～ 15：10]

① 愛知県知多市
知多市福祉部
部長 竹之越 康正 さん
NPO 法人ゆいの会（第 1 層生活支援コーディネーター）
理事 松下 典子 さん

② 山口県萩市
萩市福祉部高齢者支援課
課長補佐 池永 美杉 さん

●パネルトーク [15：20 ～ 16：50]

地域に支え合いの生活支援を広げ、取組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

一般財団法人社会福祉研究所 研究員 秋山 由美子 さん
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 研究総務部 次長 服部 真治 さん
萩市福祉部高齢者支援課 課長補佐 池永 美杉 さん
千葉大学大学院人文科学研究院 教授 清水 洋行 さん
東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授 祐成 保志 さん

コメンテーター：内藤 佳津雄 さん
日本大学文理学部 教授
コーディネーター：平野 覚治 さん
一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事

活動視察 〔参加希望の方は、申込時にお知らせください / 現地集合・解散 / 人数限定〕

1．【定員 10 名】参加費無料（交流サロン等でコーヒーを飲む場合は 200 円）
太子町社会福祉協議会 プラスワンサービス（大阪府南河内郡太子町）
＊通所型サービス C に訪問型サービス D を活用した移動支援と、空き家を活用した通いの場「朝子庵」の見学です。
2/5（火）10：30 ～ 13：00

2．【定員 5 名】参加費 500 円 食事付
NPO 法人フェリスモンテ（大阪市旭区）
＊高齢者などの地域住民や子どもを対象にした居場所 @ 喫茶花しょうぶの見学です。
1/30（水）17:00 ～ 19:30
2/6（水）17:00 ～ 19:30

3．【定員 6 名】参加費 600 円 食事付
NPO 法人いきいき会（大阪府高槻市）
＊地域の高齢者にバランスのとれた手づくりの食事を届けています。
2/5（火）11：30 ～ 16：00（配達に同行しない方は 15：00 まで）
2/7（木）11：30 ～ 16：00（配達に同行しない方は 15：00 まで）

・2/4 会場地図・
大阪府教育会館
たかつガーデン

お申込み
お問い合わせ

申込 https://ws.formzu.net/fgen/S75297021/ 申込フォームから必須事項を入力

TEL 03-5426-2547（祝日を除く月～金曜日 9：00～17：00）

MAIL infomow@mow.jp

申込受付担当）一般社団法人全国食支援活動協力会まで
電話・メールでも申込受付中！
氏名 / 所属 / 所在地 / 電話番号またはメールアドレスをお知らせください。

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

参加対象：自治体職員、市町村社協役職員、社会福祉施設役職員、住民参加による生活支援サービス運営団体等

【月曜日】
2019
2/18
13：00 ～ 17：10

〈香川会場〉

住民の力を活かす！育てる！

地域に支え合いの生活支援を広げるために

● 希望者に活動視察あり（先着順・人数限定）

・住民力を活かす生活支援の取組み・

① 高知県佐川町

佐川町社会福祉協議会 あんしん生活支援センター
センター長 田村 和裕 さん
NPO 法人とかの元気村 あったかふれあいセンター
コーディネーター 森田 有紀 さん
コメント：高知県社会福祉協議会
ボランティア・NPO センター 所長 間 章 さん

② 香川県仲多度郡琴平町

琴平町社会福祉協議会
常務理事・事務局長 越智 和子 さん
コメント：香川県社会福祉協議会
事務局長 日下 直和 さん

・パネルトーク・

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 研究総務部
次長 服部 真治 さん 他

コメンテーター
内藤 佳津雄 さん（日本大学文理学部 教授）
コーディネーター
平野 覚治（一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事）

・訪問調査事例から見えてきたこと・

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？

立教大学コミュニティ福祉学部 教授 原田 晃樹 さん

会場 香川県社会福祉総合センター 7 階 第 1 中会議室
香川県高松市番町 1-10-35

対象 自治体（高齢者保健福祉・児童福祉部署）、社会福祉協議会、住民参加による生活支援サービス運営団体・関係機関

参加費 無料 ＊資料付き

＊会場地下有料駐車場 約 55 台
（25 分 100 円）

申込方法 申込フォームから 必須事項をご入力ください
https://ws.formzu.net/fgen/S62676791/

電話もしくはメールでも申込受付中！

TEL 03－5426－2547
メール infomow@mow.jp

主催 一般社団法人 全国食支援活動協力会

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業」

住民の力を活かす！育てる！
・・地域に支え合いの生活支援を広げるために・・

日時 2019 年 2 月 18 日（月）13：00 ～ 17：10（受付開始 12：15）

会場 香川県社会福祉総合センター 7 階 第 1 中会議室

JR 高松駅　徒歩 15 分
ことでん瓦町駅　徒歩 10 分
会場地下有料駐車場 約 55 台（25 分 100 円）

●開会・事業説明 [13：00 ～ 13：15]

●アンケート調査報告 [13：20 ～ 13：40]

全国の自治体、社会福祉協議会、住民参加による生活支援サービス運営団体へのアンケート調査から見えてきた、住民への支援のあり方や課題について報告します。

報告　みずほ情報総研株式会社
　　社会政策コンサルティング部　医療政策チーム
　　齊堂 美由季 さん

●訪問調査事例から読み取れること [13：40 ～ 14：10]

多様な制度・資源活用の状況、サービスを生み出すときの課題とは？

立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹 さん
NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長　伊藤 みどり さん

●住民の力を活かす支援事例 [14：10 ～ 15：20]

佐川町社会福祉協議会 あんしん生活支援センター
　センター長　田村 和裕 さん
NPO 法人とかの元気村 あったかふれあいセンター
　コーディネーター　森田 有紀 さん
コメント；高知県社会福祉協議会
　　ボランティア・NPO センター　所長　間 章 さん

琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長　越智 和子 さん
コメント：香川県社会福祉協議会　事務局長　日下 直和 さん

●パネルトーク [15：30 ～ 17：00]

地域に支え合いの生活支援を広げ、取組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構　研究総務部
　次長　　服部 真治 さん

NPO 法人全国移動サービスネットワーク
　事務局長　伊藤 みどり さん

高知県社会福祉協議会
ボランティア・NPO センター
　所長　間 章 さん

立教大学コミュニティ福祉学部
　教授　原田 晃樹 さん

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部　准教授
　祐成 保志 さん

コメンテーター：内藤 佳津雄 さん
　　日本大学文理学部 教授
コーディネーター：平野 覚治
一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事

活動視察　〔参加希望を申込時にお知らせください / 現地集合･解散 / 先着順･人数限定〕

1．【定員 6 名】参加費 850 円（昼食・飲み物代）善通寺市
善通寺市社会福祉協議会・地域ふれあいセンター「ここ家・日替わりシェフの店 なないろ」、吉原地区社協「買物支援ボランティア及びほほえみ号」、善通寺市「買い物サービス・ちょこっと号」の見学です。
　2/7（木）9:30 ～ 15:00

2．【定員 10 名】参加費 350 円（ケーキ・飲み物代）さぬき市
地域密着型認知症対応型通所介護・ヌーベルかんざき（さぬき市）「わんぱく教室（子ども食堂･学習支援等）」、「コミュニティカフェ」の見学です。
　2/16（土）10:00 ～ 12:00
★集合時間・場所等の詳細を、後日、参加者にお知らせします。

・2/18 会場地図・
香川県社会福祉総合センター

お申込み
お問い合わせ

申込フォームから必須事項を入力
申込 https://ws.formzu.net/fgen/S62676791/

TEL 03-5426-2547（祝日を除く月～金曜日 9：00～17：00）
MAIL infomow@mow.jp
申込受付担当）一般社団法人全国食支援活動協力会まで
電話・メールでも申込受付中！
氏名 / 所属 / 電話番号またはメールアドレスをお知らせください。

住民の力を活かす！育てる！

地域に支え合いの生活支援を広げるために

東京会場

日　時　平成 31 年 1 月 28 日 (月) 13：00 ～ 17：10

会　場　東京セミナー学院　4 階 会議室

主　催　一般社団法人 全国食支援活動協力会

タイムスケジュール

12：15	受付開始
13：00	開会挨拶 調査の経緯と趣旨について 一般社団法人全国食支援活動協力会
13：20	アンケート調査　主要結果報告 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム 齊堂 美由季 氏
13：40	訪問調査事例から読み取れること 立教大学コミュニティ福祉学部 教授　原田 晃樹 氏 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科　助教　関屋 光泰 氏
14：10	住民の力を活かす生活支援の取り組み 1）東京都荒川区 荒川区福祉部高齢者福祉課地域包括支援係　石黒 清子 氏 荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課　稲葉 隆裕 氏 コメント：東京大学大学院人文社会系研究科・文学部　准教授 祐成 保志 氏 2) 秋田県小坂町 小坂町福祉課町民福祉班　三政 貴秀 氏 コメント：立教大学コミュニティ福祉学部　教授 原田 晃樹 氏
15：10	休憩
15：30 17：10	パネルトーク 「地域に支え合いの生活支援を広げるために」 コーディネーター　平野 覚治（一般社団法人全国食支援活動協力会　専務理事） パネリスト　石井 義恭 氏（厚生労働省老健局総務課 課長補佐） 服部 真治 氏 （一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 研究部研究員 兼研究総務部次長） 三政 貴秀 氏（小坂町福祉課町民福祉班） 祐成 保志 氏（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授 ） コメンテーター　内藤 佳津雄 氏（日本大学文理学部 教授）

アンケート調査　主要結果報告

みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム
齊堂　美由季 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

アンケート調査結果
中間取りまとめ概要

一般社団法人
全国食支援活動協力会

Ⅰ.調査概要

	調査A
目的	行政や社協による、住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況を把握するとともに、支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署 ②　〃　の児童福祉所管部署 ③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署 ④　〃　の児童福祉所管部署 ⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会 ⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会
調査方法	①、②：メールにて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ③、④：①、②を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑤：全国社会福祉協議会を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑥：⑤を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～平成30年1月の２か月間

	調査B
目的	住民参加による生活支援サービスの運営実態を把握するとともに、団体が感じる課題や、活動について評価してほしいと考えるポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	住民参加による生活支援サービス運営団体
調査方法	調査Aの調査対象（①～⑥）および関連団体を通じ、各機関・団体が把握している団体にアンケートの回答記入フォームのURLを伝達し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～12月の１か月間

1

Ⅱ.回答状況

調査A	回答数／配布数	回収率
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	43件／67件	64.2%
②　〃　の児童福祉所管部署	54件／67件	80.6%
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	908件／1896件	47.9%
④　〃　の児童福祉所管部署	833件／1896件	43.9%
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	29件／67件	43.3%
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	489件／1896件	25.8%

調査B	回答数
住民参加による生活支援サービス運営団体	1254件

2

サービス運営団体に対する支援実施状況

市町村、市町村社会福祉協議会に対するアンケート調査（③、④）

Ⅲ.主要項目　集計結果

本調査では、「住民参加による生活支援サービス」を以下の通り分類した。

サービス種類		高齢者保健福祉所管部署	児童福祉所管部署	社会福祉協議会
食支援	配食サービス	○		○
	会食会			
移動支援	福祉有償運送	○		○
	公共交通空白地有償運送			
	無償運送等（許可・登録のないもの）			
居場所づくり	地域支援事業の「通いの場」	○		○
	高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）			
	子育てサロン			
	認知症サロン、オレンジ・カフェ			
	多世代交流の場（サロン）、コミュニティカフェ			
	家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ			
訪問によるサービス	無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	○		○
	有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）			
	見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等）			
子ども食堂・地域食堂			○	○

4

住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

市町村に比べ、社協は該当する取組みを行っている割合が大きかった。
市町村（児童）は約9割が実施しておらず、子ども食堂・地域食堂については、市町村による取組みが少ないことが示された。

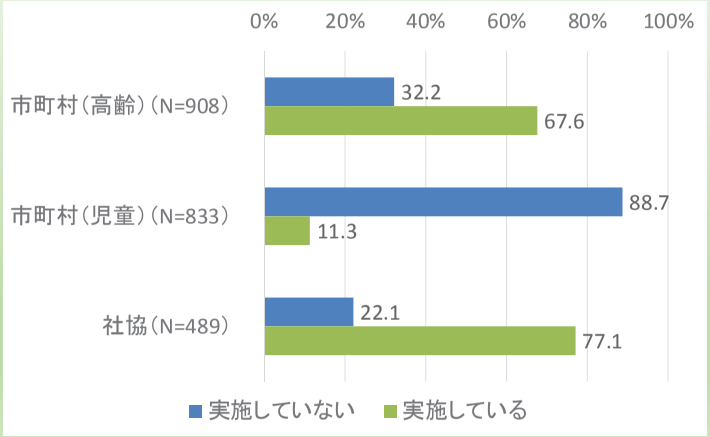

5

住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

地域課題に関する啓発や意見交換会が比較的多く、具体的な運営技術に関する啓発は比較的少なかった。

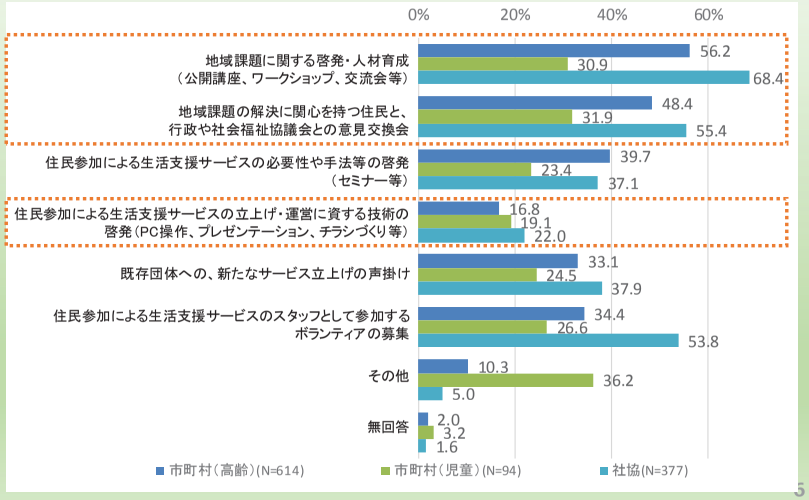

5

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援

全体として「居場所づくり」に対する支援の実施割合が高く、移動支援は比較的低かった。
食支援については、市町村に比べ、社協による支援の実施割合が2倍以上であった。

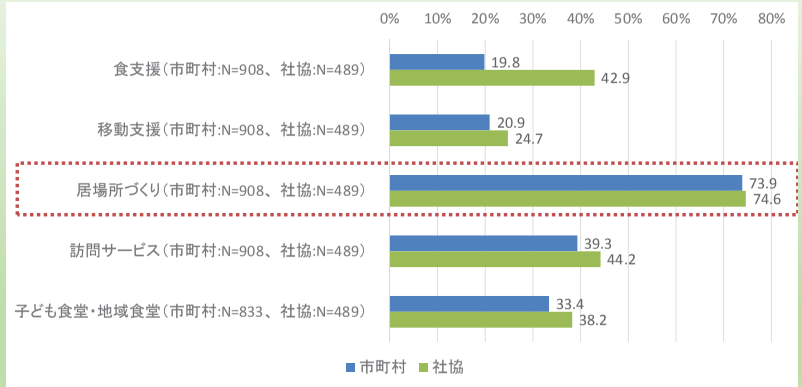

7

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
立上げ準備に関する支援（市町村）

全体として、支援制度の紹介、資金提供、必要な知識・技術の紹介、連携先や関連部署の紹介が、実施割合が比較的高かった。

立上げ準備に関する支援（%）	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
立上げに関する支援制度の紹介	22.8	33.7	50.5	34.2	27.8
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	21.7	30.5	49.0	38.4	20.7
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	18.3	33.7	50.7	36.1	14.7
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	16.1	16.3	38.7	22.4	7.1
サービス提供場所の確保に関する支援	14.4	10.0	31.4	9.2	13.3
利用者の確保に関する支援	17.2	13.2	25.5	19.0	14.2
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	13.3	19.5	23.0	20.2	9.6
法人格の取得に関する支援	3.9	5.8	1.6	2.0	0.6
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	23.9	35.3	35.3	36.4	33.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	20.0	26.3	29.1	21.6	22.9
行政や社協の関連する担当部署の紹介	34.4	45.8	55.6	41.5	32.6
進捗段階に応じた継続的な支援	18.3	26.8	45.6	27.5	12.2
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	5.0	3.7	21.5	6.4	2.5

8

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
立上げ準備に関する支援（社協）

全体として、支援制度の紹介、資金提供、必要な知識・技術の紹介、仲間づくりやスタッフ確保、連携先や関連部署の紹介が、実施割合が比較的高かった。

市町村と比較するといずれの取組みも実施割合が高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

立上げ準備に関する支援（%）	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
立上げに関する支援制度の紹介	33.8	37.2	59.6	40.7	51.3
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	39.5	24.8	61.8	33.3	35.8
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	38.6	43.8	64.5	54.2	47.6
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	50.0	44.6	55.4	49.5	56.7
サービス提供場所の確保に関する支援	29.5	18.2	34.8	18.5	31.0
利用者の確保に関する支援	31.9	28.1	34.8	31.9	35.8
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	27.6	33.1	41.7	39.4	37.4
法人格の取得に関する支援	3.8	5.0	3.2	4.2	5.9
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	37.1	38.8	47.1	50.9	48.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	41.4	42.1	52.2	42.1	64.2
行政や社協の関連する担当部署の紹介	48.6	53.7	65.2	53.7	66.8
進捗段階に応じた継続的な支援	41.0	42.1	60.8	48.6	50.8
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	9.5	9.1	22.1	11.6	11.8

9

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
人材育成、資金の確保、スタッフ・利用者の募集に関する支援（市町村）

人材育成のための講習会については、居場所づくりや訪問サービスでは比較的実施割合が高かったが、子ども食堂・地域食堂ではほとんど行われていなかった。

資金確保について、補助・助成や委託以外の支援（応募への助言や地域への呼びかけ）はほとんど行われていなかった。また、広報への協力は比較的実施割合が高かった。

人材育成に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	21.1	21.6	50.5	54.1	5.9

資金の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
行政や社協の補助・助成、事業委託	63.3	46.3	66.5	61.6	28.6
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	12.2	12.1	10.4	8.4	13.0
地域への寄付の呼びかけ	1.1	1.1	0.4	0.6	7.4

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	32.2	31.1	47.8	34.7	41.9
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	31.1	24.7	30.7	31.1	13.3
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	20.6	16.8	30.3	21.6	10.5

10

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
人材育成、資金の確保、スタッフ・利用者の募集に関する支援（社協）

市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

また、スタッフや利用者の募集に関する支援については、いずれの分野でも市町村との差が大きかった。

人材育成に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	33.8	28.1	55.4	57.9	24.6

資金の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
行政や社協の補助・助成、事業委託	71.0	49.6	77.9	60.2	48.1
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	29.0	32.2	32.8	31.0	59.9
地域への寄付の呼びかけ	9.0	7.4	10.5	9.3	23.5

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	50.0	47.9	63.5	59.3	69.5
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	46.7	47.1	49.0	51.4	58.8
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	32.9	33.9	44.1	39.8	52.9

11

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
利用者支援、ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（市町村）

居場所づくりは他分野に比べ、利用者支援における専門職の助言や、他団体・機関の紹介が比較的多く実施されていた。

ネットワーク・協働関係づくりでも、居場所づくりは他分野に比べて支援の実施割合が高かった。

利用者支援に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	20.6	13.2	44.4	28.3	7.9
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	20.0	16.8	30.1	22.7	10.2

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
団体同士のネットワークづくりへの支援	18.9	14.7	41.7	22.4	21.0
都道府県・自治体職員によるサービス提供現場の訪問	20.6	15.8	40.2	14.8	22.1
都道府県・自治体職員との意見交換の場づくり	21.7	20.0	31.6	27.7	20.4
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	23.9	29.5	31.7	34.5	1.1
都道府県・自治体が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	16.7	17.4	17.9	16.0	13.0

12

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
利用者支援、ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（社協）

市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

特に社協職員による現場訪問や、社協職員との意見交換の場づくり、社協が開催する会議等への参加呼びかけは、いずれのサービス分野においても比較的実施割合が高かった。

利用者支援に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	38.6	33.9	50.5	46.3	33.7
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	40.0	34.7	50.7	51.9	37.4

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
団体同士のネットワークづくりへの支援	38.1	25.6	55.4	36.6	40.6
社協職員によるサービス提供現場の訪問	63.3	43.0	83.1	55.1	67.4
社協職員との意見交換の場づくり	52.4	48.8	65.4	51.4	44.9
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	21.0	26.4	31.1	32.4	13.9
社協が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	49.0	44.6	58.1	53.7	44.9

13

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
会場・車両・備品確保、リスク管理に関する支援（市町村）

他の支援に比べ、全体として実施割合が低く、特に会場・車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	6.7	5.8	11.2	4.2	3.7
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	16.1	4.7	20.3	7.0	13.0
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	7.8	7.4	14.5	9.8	3.4
指定管理者への指定	2.2	1.1	1.3	1.4	0.0
車両の貸し出し	3.9	14.7	1.3	1.7	0.0
車両の寄贈または購入費の補助	2.2	7.9	1.2	3.9	0.0

リスク管理に関する支援（%）市町村	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
保険料の補助	16.1	20.0	23.1	23.5	10.2
使いやすい保険商品の紹介・開発	4.4	5.8	8.9	6.2	7.1
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	21.7	12.1	16.7	12.6	25.8

14

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
会場・車両・備品確保、リスク管理に関する支援（社協）

市町村と同様、他の支援に比べ、会場・車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。
ただし移動支援に対する車両の貸出しは、比較的実施割合が高かった。
リスク管理については市町村に比べると、実施割合が高かった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	7.6	8.3	14.7	6.5	18.2
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	15.2	6.6	19.9	6.0	10.7
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	5.2	4.1	10.5	5.1	4.3
指定管理者への指定	1.9	0.8	0.0	0.0	0.0
車両の貸し出し	8.1	31.4	9.3	2.3	1.6
車両の寄贈または購入費の補助	1.0	2.5	0.2	0.0	0.0

リスク管理に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
保険料の補助	35.7	25.6	41.9	34.7	23.5
使いやすい保険商品の紹介・開発	13.8	15.7	17.9	17.1	20.9
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	41.0	21.5	20.8	16.7	40.1

15

補助・助成、委託事業の内容

市町村、社協が住民参加による生活支援サービス運営団体に対して実施している補助・助成、委託事業それぞれについて、対象となるサービス分野や、補助・助成、委託の概要をご回答頂いた。

	自治体（高齢）	自治体（児童）	社協
総回答数	1405	169	814
平均事業数（無回答を0換算）	1.5	0.2	1.7
平均事業数（無回答を除外））	2.2	1.1	2.2

16

補助・助成、委託事業の対象となるサービス分野

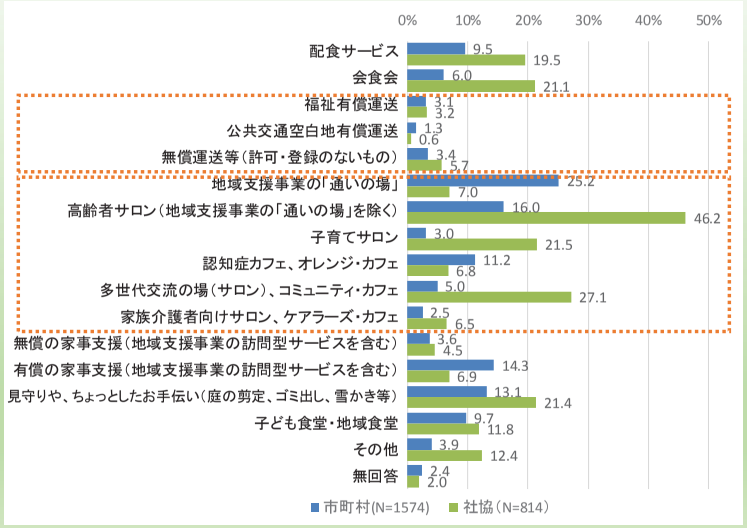

17

補助・助成、委託事業の財源を負担する組織

市町村（高齢）の事業は約6割が介護保険特別会計を財源としていた。市町村（児童）は市町村（高齢）と比べると国や都道府県が負担している事業は少なく、一般会計を財源とした事業が最も多かった。
社協については、約７割が独自予算が財源となっていた。

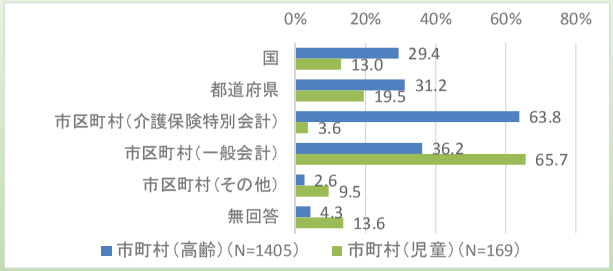

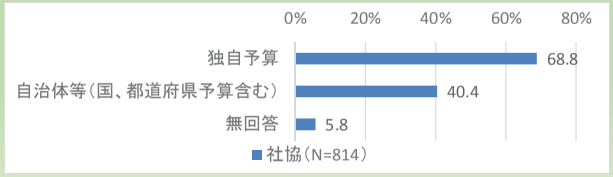

18

補助・助成、委託事業を実施する基準

市町村、社協ともに、地域住民の担い手としての参加や、生きがいにつながるサービス提供が比較的多くあげられていた。また、社協に比べて市町村では、提供体制や提供実績、安全管理体制を求める傾向にあった。

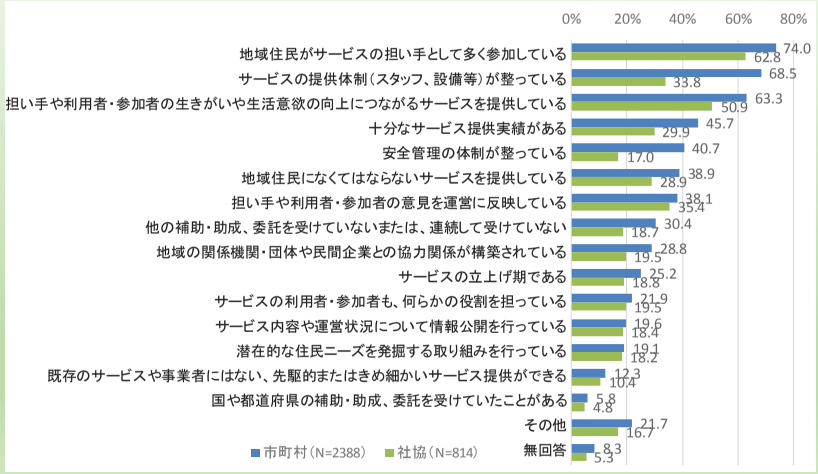

19

サービス運営団体に対する支援実施状況

サービス運営団体に対するアンケート調査

実施しているサービス分野

回答団体の活動内容としては、居場所づくり、子ども食堂・地域食堂が比較的多く、移動支援が少ない傾向にあった。

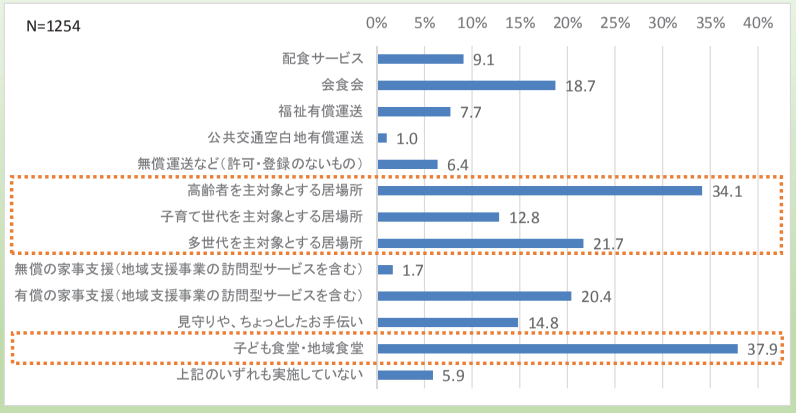

21

委託や補助・助成の状況

全体としては、行政や社協からの委託や補助・助成を受けていないサービスが多い傾向にあったが、配食サービスや高齢者の居場所づくりなどは、比較的委託や補助・助成を受けているものが多く、分野によって異なる傾向が見られた。

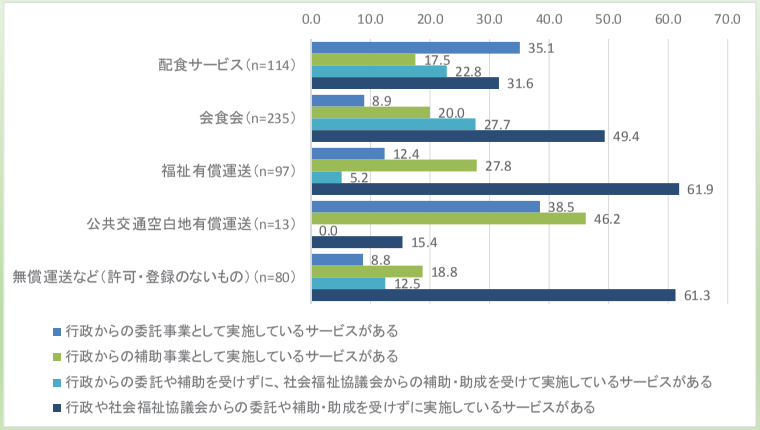

22

委託や補助・助成の状況

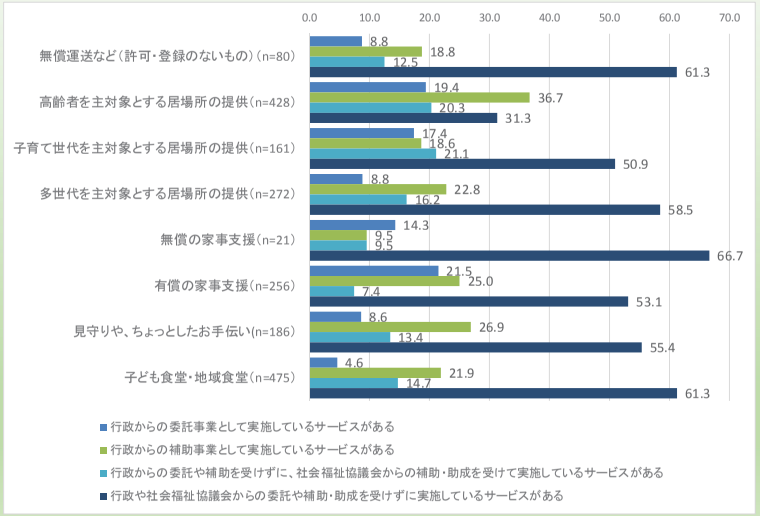

23

サービス運営団体への評価や課題に対する認識

住民参加による生活支援サービスに望むあり方（市町村、社協）

サービス分野によって望むあり方として多くあげられているポイントには異なる傾向が見られた。

市町村＋社会福祉協議会（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問によるサービス N=1397	子ども食堂・地域食堂 N=1322
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**35.9**	23.9	**72.4**	**33.7**	18.4
利用者もサービスの担い手となることができる	13.5	5.2	**41.5**	12.9	10.8
多世代が利用・参画できるサービスである	14.0	8.5	**25.4**	7.0	**39.1**
担い手と利用者との交流が生まれる	**31.2**	16.8	**37.7**	**26.8**	**30.7**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	13.6	24.1	12.5	23.7	7.6
地域の特性に応じたサービスを提供できる	15.5	**28.6**	20.8	10.8	9.8
行政だけでは不足するサービスを補完できる	25.5	**38.4**	22.0	24.1	13.7
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	11.3	17.6	6.0	12.9	8.2
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	11.6	**25.8**	5.6	**25.2**	6.1
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	4.7	6.9	7.2	16.0	10.2
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	1.3	2.6	1.6	2.0	5.1
地域で多世代をつないでいる	9.3	2.5	17.2	2.9	**31.5**
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	13.4	12.7	18.1	8.6	18.0
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	9.9	5.4	22.8	19.0	11.0
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	1.5	7.4	2.0	2.9	2.7
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	2.2	1.7	2.9	6.1	1.8
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**43.5**	15.9	**52.8**	**30.3**	24.3
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**28.2**	23.3	**44.5**	**33.5**	22.1
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**33.3**	**33.9**	**39.2**	**34.4**	21.1
その他	0.6	0.5	0.3	0.2	0.8
特になし	12.2	12.7	4.0	9.6	13.5
無回答	17.4	20.3	2.9	20.2	26.4

25

サービス運営団体として、行政や社協に評価・注目してほしいポイント

行政だけでは不足するサービスを補完している、地域と連携しまちづくりにつながっている等、
市町村や社協では比較的割合の低い項目を挙げた団体も多く見られた。

サービス運営団体（%）	N=1216
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**39.5**
利用者もサービスの担い手となることができる	23.4
多世代が利用・参画できるサービスである	**30.9**
担い手と利用者との交流が生まれる	**46.4**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	**28.4**
地域の特性に応じたサービスを提供できる	17.0
行政だけでは不足するサービスを補完できる	**34.6**
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	24.5
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	18.9
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	12.4
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	7.4
地域で多世代をつないでいる	22.9
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	**29.5**
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	11.8
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	6.2
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	3.5
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**30.3**
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**25.3**
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**27.5**
その他	5.5
特になし	2.7

26

市町村・社協から見た、支援における課題

サービス提供団体側の課題として、サービス提供団体の不足、担い手確保の困難さや高齢化、リーダー不足が多く挙げられていた。特に担い手の高齢化、リーダー不足は居場所づくりで多く、子ども食堂・地域食堂では少ない傾向にあった。

一方、市町村・社協側の問題としては支援ノウハウの不足、マンパワー不足が多く挙げられていた。

市町村＋社協（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問によるサービス N=1397	子ども食堂・地域食堂 N=1322
サービスを提供できる団体が不足している	**49.7**	**52.8**	**36.9**	**51.7**	**43.4**
担い手確保が困難である	**57.9**	**61.6**	**61.7**	**68.7**	**42.7**
担い手が高齢化している	**37.9**	**30.1**	**59.7**	**39.9**	11.2
活動を引っ張るリーダーが不足している	**38.1**	**34.9**	**60.7**	**41.3**	28.1
補助・委託財源が足りない	19.0	23.1	18.5	17.0	**34.5**
団体支援のためのノウハウが不足している	**25.6**	**35.4**	22.0	**28.8**	**36.5**
サービス提供の場所・拠点が不足している	16.9	11.7	**27.7**	11.2	**27.8**
団体の活動の評価や効果測定が難しい	14.4	12.3	24.5	16.1	21.5
団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	**29.6**	**30.9**	**35.0**	**34.1**	**31.4**
行政や社会福祉協議会内の担当が不明確または多岐にわたっている	12.3	18.7	13.5	11.2	20.6
その他	3.7	4.8	2.5	3.2	7.2
無回答	18.1	19.5	4.9	14.2	12.2

27

サービス運営団体が考える課題

行政・社協が考える支援課題と共通した点としては、担い手の確保や高齢化、後継者不足が多く挙げられていた。また、資金不足や、本当に利用してほしい人の利用がない・少ないという課題も、比較的多く挙げられていた。

サービス運営団体（%）	N=1218
担い手確保が困難である	**55.4**
担い手が高齢化している	**49.9**
担い手の目的意識にずれがある	12.4
モチベーションが下がる要因が多い	6.4
活動を引っ張るリーダーがいない	15.4
後継者が不足している、見つからない	**38.1**
資金が不足している	**40.6**
運営ノウハウが不足している	16.3
サービス提供の会場・拠点が不足している	14.4
サービス提供の会場・拠点の利用料が高い	7.4
サービス提供の会場・拠点に問題がある（狭い、古い、設備がない等）	16.3
本当に利用してほしい人（支援がより必要な人）の利用がない・少ない	**37.9**
利用者が集まらない	11.8
利用者や家族からの苦情など、対応で困ることが多い	1.6
利用者ニーズの変化に、サービスの質や量が追いつかない	7.2
行政・社協の支援が得られない	11.7
地域からの理解・支援が得られない	8.9
学校からの理解・支援が得られない	8.3
その他	2.3
特にない	5.6

28

課題に関連した実態　担い手の高齢化

子育て世代・多世代向けの居場所づくりや、子ども食堂・地域食堂は40~64歳がボランティアの中心だが、それ以外の分野では概ね65~74歳が中心であった。

特に配食サービス、高齢者向けの居場所づくりは約25%が75歳以上と、担い手の高齢化が進んでいた。

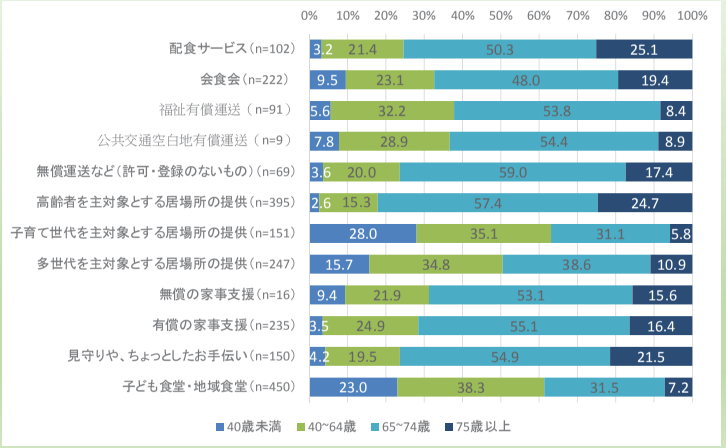

29

課題に関連した実態　資金の不足

年間の収入総額が50万円未満の団体が約60%を占める一方、500万円以上という団体も2割以上あり、団体の資金・規模は大きなばらつきが見られた。

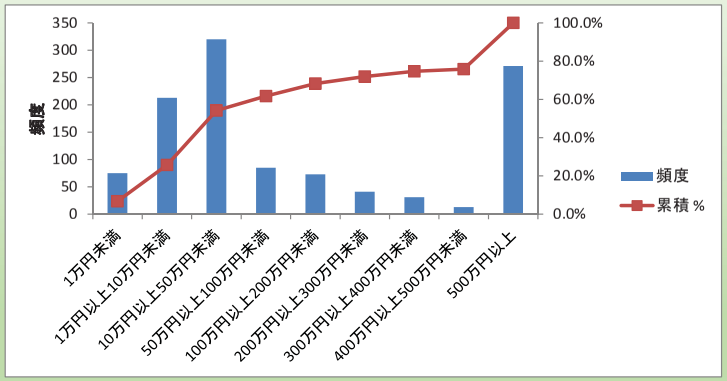

30

資料-82

訪問調査事例から見えてきたこと

立教大学コミュニティ福祉学部
教授　原田　晃樹 氏

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科
助教　関屋　光泰 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30年度老人保健事業推進費等補助金 厚生労働省老人保健健康増進等事業）

現地訪問調査　結果概要

一般社団法人　全国食支援活動協力会

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-①

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
東京都世田谷区（プレ調査）	・住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開 ・「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援
東京都荒川区	・地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク ・地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート
琴平町社会福祉協議会（香川県琴平町）	・ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出 ・商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出
高知県佐川町	・住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村
高知県黒潮町	・新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川 ・地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化協議会（集落活動センター）
NPO法人ゆめみ～る（北海道登別市）	・住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開
愛知県知多市	・NPO（市民）、行政、社協の三者協働による生活支援体制整備 ・週3～5日開設する常設の居場所の創出支援
島根県美郷町	・NPO、連合自治会による生活支援と移動支援 ・役場職員、地域おこし協力隊、集落支援員などが連携し地域づくりを支える

1

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-②

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
山口県萩市	・「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し ・小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ ・「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援
島根県雲南市	・小規模多機能自治による住民主体のまちづくり ・自らの地域は自らが治める地域自主組織と、様々な人・組織の連携が相乗効果を発揮するよう支援する自治体の協働関係
新潟県新潟市	・住民の共助による地域包括ケアのモデルハウス ・住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成
大分県国東市	・市、社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」 ・生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置
大阪府富田林市	・自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「IT」「移動」の支援を展開 ・コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで住民の取り組み支える非金銭的な支援
秋田県小坂町	・町、生活支援コーディネーターが連携して住民のやる気を後ろ支えし、使える資源を付与

2

Ⅱ.好事例地域・団体　現地訪問調査　結果概要

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

- 概況：人口：903,346人（H27国調）、高齢者数：184,512人（高齢化率：21.6%）、面積：58.05km^2、人口密度：15,562人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は545万円（2017年）で全国8位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 人口は政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国13位（上位12位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- プレイパーク、配食サービス、消費者運動など、以前より住民活動が活発な地域として知られ、特定非営利活動促進法制定前の1994年に策定された世田谷区基本構想では「公益的な活動の支援」が明記されているが、いわゆる新住民の地域参加の受け皿づくりが課題になっている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
- 区の地域行政
  - ・区内に5つの総合支所を設け、住民票・国保・納税等の窓口事務、保健福祉、生活保護、児童福祉、地域活動支援等の業務を分掌。
  - ・区内27箇所に住民票・印鑑登録等の窓口事務等や地域活動支援を行う「まちづくりセンター」を配置。まちづくりセンター内には「あんしんすこやかセンター」社会福祉協議会が置かれている。
- 主な地域の活動・協議会
  - ・身近なまちづくり推進協議会：地縁組織と行政の協議体でまちづくりセンター内に設置
  - ・認知症カフェ：27地区中24地区（40箇所）で設置

3

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組①　住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開

【取組み内容】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者を一体整備し、福祉の困りごとなど住民のさまざまな相談に対応し、適切な支援に結びつけられるようにしている。
  - **三者による連携相談**：住民に身近な地区で、福祉の困りごとなどのさまざまな相談事について、三者が個々に対応するだけでなく、三者がそれぞれのノウハウや知恵を出し合って、問題の解決に向けた連携を図っている。
  - **三者による地域づくり**：「三者連携協会議」、「身近なまちづくり推進協議会」をはじめとする連絡調整の場や日常的な関係通じて、地区の住民や活動団体からの声、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への相談等から認知された地区の課題を共有し、住民活動の支援を行う。

【円滑な支援のための工夫点】

- 社会福祉協議会スタッフが住民による通い・集いの場づくりの支援や担い手の発掘・育成を行い、あんしんすこやかセンタースタッフは利用者のニーズや課題を把握し、それらの情報を共有することで、活動の担い手と利用者を効果的にマッチングさせる工夫をしている。また、まちづくりセンターの行政職員は、三者の情報共有を通じて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備（拠点の整備、拠点となりうる資源を活用できる条件整備、活動助成の仕組みづくり）につなげている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組②　「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援

【取組み内容】

- 社会福祉協議会では、グループ活動を通じ、共にふれあい、学び、理解し、信頼し、行動することによって地域住民の支えあいの第1歩を踏み出すことを目的として、住民自身によるサロン・ミニデイの発足・運営を支援している。これまでに全部で734グループが立ち上がっている。
- 活動拠点については、集会施設の優先予約支援のほか、23箇所に中学校や公的施設を利用したり、一軒家を借り上げた「地域支え合い活動拠点」を整備している。子ども食堂は28団体が設置されている。

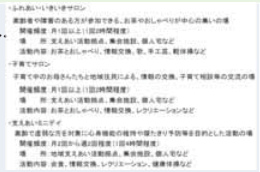

【円滑な支援のための工夫点】

- 社会福祉協議会地区担当のスタッフは、定期的に2、3ヶ月に一度の頻度でサロン・ミニデイの現場を訪問し、その際地域リーダーへのフォローと、生活支援サービスが必要な人に関する情報収集を行っている。
- 社会福祉協議会では、「地区サポーター」やボランティアセンターへの登録を通じて地域活動に関わる人材を確保しており、地域のリーダー候補への支援や、グループからの要請があったときに登録している住民を紹介している。
- 一般に、住民が自主的に立ち上げたグループが支え合いミニデイなどを継続的に運営していくことは荷が重いので、リーダーへの精神的なフォローや、他の機関との関係づくりを意識的に行っている。
- 住民グループは立ち上がる数は多いが立ち消えになる数も多い。継続させることも大切だが、新しいグループが絶えず立ち上げることも重要であり、継続支援のメニューだけでなく、立ち上げのハードルを下げる支援も不可欠（多様な支援の枠組みが必要）。
- 都市部の地域支えあいの活動で特にネックになるのは「場所」（活動拠点）の確保。世田谷区では、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの「地域共生のいえ」（区内の家屋等のオーナーによる、自己所有の建物の一部あるいは全部を活用したまちづくりの場づくり、22箇所）や「笑恵館」（地域交流の場として下記の事業を行うために、個人の所有する自宅及びアパートを開放した施設に対し法人を設置して運営）など、地域の資源を生かした拠点確保の工夫についてのノウハウが蓄積されつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2．東京都荒川区

- 概況：人口：212,264人（H27国調）、高齢者数：48,930人（高齢化率：23.05%）、面積：10.16km^2、人口密度：21,384人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は362.570万円（2017年）で全国101位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 人口は特別区の中で20位。政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国3位（上位 位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。
- 他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- 生活保護受給率も比較的高く、最近では独居高齢者や子どもの貧困対策も課題である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

- 区内には4つの区民事務所があり、住民票発行等の窓口業務を分掌している。
- 区域が比較的小さいため地区社協はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2．東京都荒川区

取組①　地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク

【取組み内容】

- 荒川区社会福祉協議会では、2003年より、地域における「ふれあい粋・活サロン」活動が地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアに加え、地域包括支援センターなどの機関や施設の職員まで多様な区民が中心となり、交流・見守り・支えあいを目的としたサロンづくりを推進している。
- ふれあい粋・活サロンを構成している町会・自治会、高年者クラブ、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等を核に、地域の様々な団体及び地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、行政など関係機関の参加により、毎月サロン終了後に懇談会を開催し、サロン活動を通じてキャッチしたニーズや困りごとについて、施策の枠を超えて協議し、必要な対応ができるようつないでいる。
- サロン活動が契機となって町内会を基盤とした高齢者の孤立予防のネットワーク組織、孤独死対策としてのシルバー交番制度などの取り組みにつながっている。

【円滑な支援のための工夫点】

- 現在のサロン数は85になるが、社協の地域ネットワーク課地域コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が毎回巡回し、直接活動状況を確認し、情報・ニーズ把握に努めている。
- 行政と町内会・民生委員との距離は近く、町内会の会議には区係長級職員は出席して直接施策を説明したりニーズを受け取る関係にある。
- 古くから続けている地域活動は後継者問題を抱えているところも多く、一方、何かやってみたいという新住民が一定数いると考えられる。町会・自治会、民生委員・児童委員、高年者(老人)クラブなどが担うサロン活動に、音楽ボランティアや健康体操ボランティア等を受け入れ一緒に取り組むことで、活動のサポートを行う。
- サロン運営については、公的施設の優先予約や保険料の助成もあるが、活動助成の主な原資は歳末助け合い募金。自分が出したお金が地域や自分たちの活動のために使われていることが実感できるので、募金も募りやすい。このほか、社協が外資系企業の助成金を運用しており、行政の補助対象にならなかったり、実験的な取り組みに対する貴重な資金源になっている。

2. 東京都荒川区

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組② 地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート

【取組み内容】

- 荒川区は、高齢者の孤立対策が急がれる一方で、子育て世代の流入が続いており、人口も増加基調にある。また、生活保護受給世帯割合が特別区の中で3番目に高く、子どもの貧困問題にも国の法制化以前から検討を重ねてきた。子ども家庭支援センターや児童相談所のスタッフ、ケースワーカー、保育士、小中学校の校長や養護教諭、保健所の保健師、ハローワークのスタッフなどとのケース検討の結果、①子育てサロンの設置や育児相談の機会を設けて孤立しない対応、②学校現場にスクールソーシャルワーカーを配置するなど、教育と福祉を現場レベルでつなぎやすくする取り組み、③全小中学校において学習指導を行う「あらかわ寺子屋」と学習習慣のない子どものための「学びサポート事業」、④一人親家庭の就労支援としての「保護者の学び直し支援事業」や「若者就労サポート事業」等の自立支援プログラムなどを展開してきた。
- こうした活動を基盤として、2014年度から、地域で子どもを見守る取り組みとして、「子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業」を実施している。現在13箇所で展開しており、今後さらに増える予定。

【円滑な支援のための工夫点】

- 子ども食堂に対しては補助制度を設けている。要件は、食事、学習支援、団らんを週1回以上行うこと、住民が10人以上（食事の場合は5人以上）であること、食事を提供する場合は生活衛生課で給食の開始届を提出することであり、緩やかな条件になっている。また、立ち上げを希望する住民グループに対しては社協がきめ細かくサポートしている。
- 現場に行政の担当職員や社協職員が直接出向いて相談に乗ったりアドバイスするなど、第一線職員と住民との信頼関係が、補助のハードルを下げる効果をもたらしている。また、補助制度は現場のニーズに応じて固定費補助を引き上げるなど、柔軟な見直しにつながっている。
- 当事者である子どもの問題をいち早く察知し、適切な解決につなげたり、個々の活動をサポートし合う目的で、「あらかわ子ども応援ネットワーク」組織を住民と行政、社協が協働で設置し、社協が事務局を担っている。子どもに関係する部署や地域の関係者が一堂に会し、し、実効性を担保している。また、社協は、フードバンクや地域住民、企業等とつながり、食料を調達したり、社協施設内に食料を備蓄するなど、資源媒介としての役割も担っている。第一線職員相互の協働関係が、ニーズ志向の対応を促し、縦割りの弊害を乗り越え、ボトムアップの施策を生み出す力になっている。
- 子ども食堂、子どもの居場所活動への住民の関心が高く参加希望者が多いことから、月1回活動の意義や内容等についてのボランティア説明会を開催し、ニーズ調整とマッチングをし各活動につなげ活動の支援を行う。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

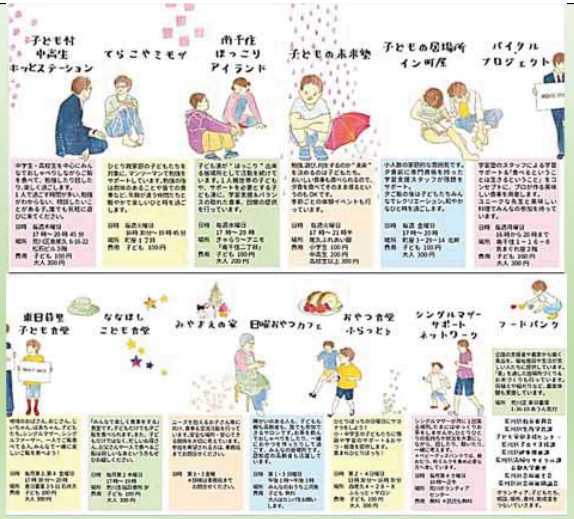

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

- 人口9,186人（H27国調）、高齢化率39.00%、人口密度1,084.5人/km²

背景情報

【地域課題とそれへの対応】

- 琴平町は香川県中西部に位置する総面積8.47km²の比較的小規模な町。平坦地が多く、JR・高松琴平電鉄や国道が通っている。古くから金比羅宮を中心とする門前町として発展し、現在でも主要産業は観光業。しかし、近年観光客入込客数は減少が続き、2016年度は227.4万人と2014年度実績の22%減少した。とりわけ、日本人観光客数の落ち込みが激しく、このため老舗店舗の廃業や商店街の空き店舗が増えているだけでなく、労働力の流出が続き、人口減だけでく高齢化も4割近くに達している。障害者など社会的に排除されがちな人たちの働きの場も確保しにくくなっている。また、県北地域は全国有数のニンニク産地であり、国内シェアの20%以上を占めているものの、知名度の低さから高値で取引されにくい面があった。

- 他方で、琴平町は1958年以来合併しなかったこともあり、町にとって財政健全化が急務であり、いわゆる予算編成におけるマイナスシーリングを続けてきた。社会福祉協議会の運営費補助もその影響を受け、厳しい財政が続いている。

- 社協は、高齢者をはじめとする住民のたまり場、惣菜などの買い物先の確保、障害者等の働き場の創出などの地域福祉の取り組みに当たり、できるだけ自主財源を確保した対応を模索してきた。これまでチャリティー作品即売展や朝市などの活動を通じて地元商工会や生産団体などともネットワークをつくってきてきた実績を踏まえ、住民の買い物・居場所の拠点づくりとこんぴらにんにくを活用した商品開発を行った。

【取り組みの特徴】

- 琴平町社協は地域福祉連絡会やひだまりクラブ活動（サロン活動）などの地域福祉活動を推進してきたが、これに加え、チャリティー作品即売展を運営したり、朝市・てづくり市・産直市の実行をサポートしてきた。こうした活動を通じて地元商工会、生産者組合、観光協会等とのつながりが強化され、福祉の枠を超えた地域のネットワークをつくりだしている。これが総菜や弁当の販売店（キッチンもぐもぐ）や商品開発を軌道に乗せた基盤になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

取組① ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出

【取組み内容】
- 2007年度に香川県の農商工連携ビジネスマッチング活動により、ニンニク生産者、食品加工業者、町社会福祉協議会が連携し、地元の規格外ニンニクを活用した新商品の試行を重ね、2009年から町の新しい特産品として販売するに至った。その際、町社協が販売事業者となった。商品のネーミングとラベルのデザインについては地元高校の地域連携活動として企画を依頼し、ボトルの形状は社協スタッフが考えた。食卓におけるおしゃれなデザインを意図している。同年より「ガァリック娘」として販売を開始した。
- 原材料にんにくについては、町社協が生産農家から、市場価格に一定額を加算した単価を設定してJA香川県を通じ1.5トン程度を買い取っている。にんにくの皮むきを地元の障害者施設に委託している。元々小規模作業所だったが、NPO法人化し、障害者就労支援基盤整備事業を活用して作業棟を建てて対応してくれている。繁忙期には一人当たり月数万円程度の収入が確保できている。また、ネット販売の他、町内の土産店、酒屋、呉服屋など町内50の店舗や「まちのキッチンもぐもぐ」（後述）などで委託販売している。1本当たり250円の販売手数料を支払っている。
- 「ガァリック娘」は現在1本185グラムで1,350円（税込）。1本当たり500～600円程度が社協の取り分になり、これが地域福祉活動の主要な原資になっている。ピーク時には8千本ほどを売り上げたが、近年は6千本程度で推移しており、2016年度の社協収入は567.5万円だった。

【効果】
- 社協はあえて大手流通事業者ではなく、独自のネットと地元商店を通じた販売の道を選んでいる。これにより販売量は伸び悩んでいるものの、市場のニーズによって買取量や買取額が大きく変動するリスクを回避できている。また、特産品の開発・販売を通じて、高校生、観光業者、生産者、消費者など地域のさまざまなアクターがつながり、経済活動を通じて互いに持続的に支え合うことのできる連帯関係がつくられている。近年、国内産の規格外ニンニクの需要は高まっているが、生産者はこの事業の意義に鑑み優先的に物資を調達してくれたり、住民の居場所事業など新たなニーズに取り組むための原資になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

取組② 商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出

【取り組み内容】
(1)まちのキッチン「もぐもぐ」
- 琴平町の中心街にある商店街は近年店舗の閉鎖が相次いでおり、唯一あったパン屋も2015年末に閉店してしまい、日用品の買い物ができる店舗がなくなってしまった。そこで、同町商工会が空き店舗対策事業として金物店だった空き店舗を改装し、2016年より、町社協が地元の食材を使った総菜や弁当、パン、駄菓子などを販売する店舗を運営した。
- 地元の婦人会やJAなどの協力により、あたたかい惣菜・パン等を比較的低廉な価格で販売している。日曜以外毎日（平日10～16時、土曜10～13時）営業している。

(2)住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場
- 新町商店街の文具店だった店舗を改修して琴平町ボランティア連絡会議が運営する、誰もが集える居場所として開設。町社協が管理している。商店街に来た買い物客や観光客の休憩・団らんスペースとして活用されている。
- 運営は毎日10時～16時までボランティア連絡会議のメンバーが常駐している。「もぐもぐ」の向かいに位置する。

【効果】
- 町社協は、年末のチャリティ即売展で即売の売上げと地元事業者のニュースペーパーへの広告収入で毎年200万円近い売上げを上げている。これが可能なのは、町社協が狭い福祉の枠にとらわれない幅広い相互扶助のネットワークをつくり、信頼の基盤があるからだと考えられる。実際、社協への寄付金は、社協が葬儀・死後事務をしていることにも関係している（香典返しとしての寄付が多い。）とはいえ、昨年度は680万円に上っている。
- 前述の商品開発や即売・広告等の収益事業をこうした非採算の活動に投下することで、新しい住民活動や経済活動の拠点づくりにつなげており、また、多くのボランティア、店舗・看板の意匠のサポート、地元商工会の拠点創出サポートなど、相互扶助の基盤を豊かにしながら連帯的な経済の循環を作り出している。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

- 概況：人口：13,114人（H27国調）、高齢者数：4,947人（高齢化率：37.%）、面積：100.80km2、人口密度：125人/km2
- 1954～55年の合併で誕生。地区は当時の旧町村（佐川、黒岩、尾川、加茂、斗賀野）単位。斗賀野地区は人口3,306人、高齢化率37.3%。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 佐川町は周囲を山に囲まれた盆地上の地形で、その70%を森林が占めるが、高知市まで27km（1時間）に位置しJRや国道・高速道へのアクセスもよい。人口は1955年の18,785人をピークに減少に転じ、1980年代前半にはいったん下げ止まったものの、1990年から再び減少に転じ、現在に至っている。1980年代後半～90年代初頭のいわゆるバブル期や2000年代末のいわゆるリーマンショック期に転出者が増えており、町の人口動向は好不況に関わらず日本全体の景気に左右される面がある。
- 製造品出荷額と農業産出額は人口が減少に転じた1985年をピークに減少傾向が続いており、卸売販売額は1995年をピークに半分程度の規模にまで落ち込んでいる。町に雇用の場が少ないことが課題となっており、自伐型林業や木工製品加工による6次産業化を目指している。
- 地域活性化の担い手と将来の定住人口増の手段として地域おこし協力隊を積　極的に受け入れており、現在26人の地域おこし協力隊が、林業、ものづくり、農業、植物などの分野に従事している。2014年度においては、移住者数は13人（8組）だった。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】
- 町の対応：2016年4月に、まちづくりのコンサルタントと博報堂に委託し総合計画を刷新した。現町長就任時に発足した「チーム佐川推進課」は、総合計画の推進、進捗管理の担当課であり、集落活動センター事業を担当していることから、地域づくりや住民との協働を全庁的に推進する核となる課となっている。また、総合計画で住民の幸福度を指数表示する際に企画と福祉の連携も進み、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの共同的な推進がやりやすくなっている。集落活動センターとあったかふれあいセンターは中心部を除く4地区にあり、集落活動センターには集落支援員が配置されている。
- 町社会福祉協議会の対応：第1次地域福祉活動計画の推進組織視察研修にて、参加者から拠点設置を切望する声が生まれ、あったかふれあいセンターのベースになった。第2次計画でも拠点作りに力を入れており、集落活動センターの対象にならない中心部の佐川地区には社協の遺贈金を活用して拠点を整備した。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【取組み内容（活動の経緯）】
- 地域の組織化のきっかけとなったのは農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったこと。事業を受託することを目的として、2002年4月ころから検討し、翌年に現在の法人格を取得した。地区住民のうち150人程度がメンバーになった。当初の業務は草刈りだったことや、地縁組織がベースとなっていたので、主たるメンバーは男性だった。設立当初から地域づくりの活動を始めるようになった。当初は地域の役職者を中心に構成していたが、2年に一度のペースで実際に活動に関わってくれる人に入れ替えていった。
- 2014年5月に「あったかふれあいセンターとかの」を開所し、とかの元気村が運営主体となった。メインとなるスタッフは4人。主な機能は①サロン（週5回）、②送迎（NPO所有のワゴン車でサロンへの送り迎えが主、必要に応じて買い物や通院にも対応）、③生活支援（基本料金500円で生活上の困りごとに対応）、④講習・研修（手芸、防災、保健等の講座）、⑤介護予防（体操や認知症カフェ等）、⑥つなぎ（訪問活動や相談を受けた事項を関係機関につなぐ）。あったかふれあいセンターへの取組により、活動への女性の関わる割合が一気に上がった。これらの運営については、スタッフのほか「あったかお助け隊」（ボランティア）を募って手伝ってもらっている。35人くらいの登録がある。集いの「カレーの日」や草刈りなどには老若男女問わず多くの参加があり、多世代交流の場になっている。
- 2017年10月に「とかの集落活動センターあおぞら」を開所した。中心メンバーは副理事長（森田氏）と事務局長（吉森氏）。事務局長は元県職で退職後に活動に参加するようになった。現在は集落支援員として、副理事長はあったかふれあいセンターの人件費補助で雇用されている。2017年度の法人の総支出額1,596.8万円、うち事業費総額1,496.7万円。

環境整備			健康福祉				文化教育	地域づくり				事業費計
公園管理	広場草刈り	草刈り	鑑賞会	敬老会	専門委員会	あったかふれあい	作品展	総会	新年会	秋祭り	集落活動センター	
41.7	98.1	16.1	0.7	39.6	0.5	1009.0	0	24.9	36.1	122.4	107.6	1496.7

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区） H26.5スタート

～ ともに支えあいながら安心して自分らしく暮らせる地域を目指して～

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

関係各機関との連携により地域の見守りを推進します
民生委員・児童委員・地域包括支援センター・関係行政機関・町社会福祉協議会・百歳体操お世話役・自治会長・保育所・PTA（小） 等

相談・つなぎ
・訪問・集い等で住民のニーズを拾い関係機関へつなぐ
・関係機関との定例意見交換会開催

訪　問
・独居・高齢者世帯への見守り
・関係機関や近所住民等から情報による訪問活動

集い・学び・交わり
・いきいきかみかみ百歳体操
・カレーの日
・各種教室の開催（地域の人材の活用）
・異世代間交流（園児・児童と親）
・カラオケの日（ぼっぽ館）

送　迎
・集い参加者のうち希望者

PR活動
・活動予定表の全戸配布（毎月）
・訪問活動時にパンフ配布

ボランティアスタッフ拡充
・チラシ等での募集・声かけ
・円滑な運営のための仕組みづくり

生活支援
・ちょっとした困りごとへの対応
・簡単な掃除

あったかふれあいセンター
とかの
拠　　点：とかの集落活動センターあおぞら内
サテライト：とかの元気村役場

安全運転でお迎えに行きます！

ここに来ると楽しい！話もはずみます！

マキでごはんを炊こう！

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【軌道に乗れたポイント・効果】

- 農水省のモデル事業が地域の組織化を後押しし、受託事業を通じて能動的に地域に関わる経験を積んだことが今日の発展のきっかけになっている。地縁組織が母体になっているものの、リーダーはそことは一線を画し、法人の運営の点から地域に関わったことで、地域のニーズや社協・行政からの補助メニューの提案などにも柔軟に対応することができた。また、Iターン・移住者も参加しやすい受け皿となっている。
- 「カレーの日」や草刈りなどを通じて日常的に子ども、引きこもりがちな青年、高齢者の交流を意識している。特に、昨年夏に実施した「夏のお助け大作戦」では、高齢者の自宅や庭の掃除・片付けなどを大々的に行うことで、外部からは見えにくい課題を可視化し、協働で取り組むことの意義を認識する機会になるだけでなく、自宅等のプライベートの空間に関わることに対する心理的な抵抗を減らすきっかけになっている。
- 地元住民で組織した法人が、集落活動センターとあったかふれあいセンターの両方を運営する例は県内でもほとんど例はないようだが、地域ケアを外部に依存せず、住民の自治とある程度の専門的・継続的サービスを両立させているという点で希有な取組といえる。これが可能になっているのは、一つには上記のとおり、地縁組織をベースにしつつも組織がそこから一定の自律性を確保することができたことであり、もう一つは、集落支援員とあったかふれあいセンター人件費補助によって、地域全体をコーディネートしたり、継続的な地域福祉支援を行う常駐スタッフを確保できたことである。双方の給与単価は求められる働きに比べて低額であるが、地域の代表性を確保しつつ、有能な人材を外部（IUターン者）から登用することも容易になった。
- また、法人が地域福祉の活動にきめ細かく関われている背景には、町社協のきめ細かなサポートも大きな要因としてあげられる。たとえば、社協は自主防災を推進する観点から「防災となり組」（緊急連絡先）を全世帯分集めて回っていたり、生活困窮者に対する「フードサポートおすそわけ」に取り組むなど、徹底的な現場主義を通じて支援のネットワークにつなげている。地域住民自身の手で相互扶助の関係を作り上げていくことは重要だが、社協のインフォーマルなネットワークや現場に寄り添ったサポートが、相互扶助を持続可能なものにするための重要な基盤になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

- 概況：人口：11,217人（H27国調）、高齢者数：4,731人（高齢化率：42.2%）、面積：188.59km2、人口密度：55.8人/km2

背景情報

【地域の生活課題】

- 黒潮町は2006年に大方町と佐賀町が合併して誕生した。両町をあわせた人口は1960年の21,354人がピークであり、1970年台後半に一時上昇に転じたものの、1980年以降減少の一途をたどっており、H22からの5年間で9.3%（1,145人）減少している。町の基幹産業は一次産業であり、就業者総数5,242人のうち1次産業従事者は1,206人（23.06%）を占める。とりけ沿岸部においては漁業、旧佐賀町では林業が盛んである。ただし、40代以下の主たる就業先は3次産業であり、1次産業従事者の半数以上が60代以上のため、近い将来農業従事者の大幅な減少が見込まれる。
- 年間平均気温17度という南国特有の温暖で、高校・大学のスポーツ合宿や移住対策に力を入れている。スポーツ合宿・大会の宿泊者数は年1万人を超えている。移住者については、若年世代の大幅な転出増加が続いているも一方で、50 歳～70 歳代では転入超過（20 人程度）となっており、0～4歳の子どもがやや転入超過の傾向が見られる。25 歳～35 歳世代の転入者が一定数あることから、移住者（IUターン者）が比較的流入しているとみられる。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

- 県の地域振興施策
  ① 集落活動センター：地域住民が主体になり、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といったさまざまな活動に総合的に取り組む仕組み
  ② あったかふれあいセンター：既存の施設を活用し、地域住民の交流の場、支えあいの拠点として、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する仕組み
- 町の地域資源を活用した振興団体
  ③ NPO法人砂浜美術館：砂浜を美術館と見立ててイベント等を開催した地元有志により組織化。現在は行政の外郭団体を統合し、スポーツ合宿やTシャツアート等のイベントや合宿誘致、ホエールウオッチング、公園管理等のまちづくりを幅広く行い、地域団体とのネットワークをつくりつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）】

- 活動のきっかけは、高知国体（2002年）の選手の宿泊を廃校になった旧蜷川小学校で受け入れたこと。外部の人たちの交流が地域や自分たちの活力につながると実感し、地元女性の有志8人と「であいの里」を発足させた。その後、「砂浜美術館」のTシャツアートのイベントで訪れたボランティアスタッフの宿泊や地元小中学校の体験学習などの受け入れを重ねたり、県・町補助を受けてシャーベットマシンを購入し、食品営業許可を取って文旦シャーベットを販売したり、不定期でイチゴケーキ、クリスマスケーキなどをつくるなどの経験を経て、地域外との交流が深まり、また、自分たちも先進地に視察に行って交流を実践するための学習を重ねていった。
- こうした取組を経て、次第に地区全体で地域づくりへの取り組みの気運が高まり、県の後押しを受けてワークショップを重ね、2005年3月に「蜷川地区地域づくり計画」を策定した。そして、2007年の地区の総会において「であいの里 蜷川」を地区の組織として運営することが承認され、旧蜷川小学校を核とした地域づくりが始まった。
- 当時、奈良の学習塾の関係者が関心を持ってくれ、夏休みに林間学校として受け入れていたが、料金を取ることができず、自主的に布団を持ってきて田舎暮らしを体験するという建前でやりくりしていた。それで、さまざまな地域を見学して簡易宿泊所の営業許可、2007年に旅館業の営業許可を取得した。
- 最盛期には幡多広域観光協会が誘致して修学旅行生等を受け入れ、年間4千人くらいがケーキ作りなどの体験に訪れていた。小学校には当時風呂がなかったので近所でもらい湯をしていた。また、ピーク時には民泊もしていた。県が体験型宿泊のガイドラインを作ってくれて受け入れができた。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）〔続き〕】
- 2009年に農林水産大臣賞を受賞したのを契機に地域住民のための活動をしようということになり、2010年2月より喫茶モーニングを月4回の頻度で営業するようになった。また、日高村から県に出向していた職員がそばづくりをアドバイスしてくれ、皆で習得して「蜷川そば」をつくり、体験学習につなげた。このほか、町から公園管理の指定管理を受けている。
- 2016年4月に集落活動センターとして開所した。これにより、トイレ・洗面所の増改築、風呂の整備・拡張、エアコンの設置、調理器具の更新ができた。また、この年から地域おこし協力隊を受け入れ、事務処理、広報、コロッケ、おかき等の企画・営業などの業務を担ってもらっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】
- であいの里蜷川のような住民自治組織は、住民のやりがいやイベントなどの楽しみの場であるのと同時に、相互扶助を強化する基盤であり、農家の現金収入を増やす仕組みとしても機能している。そうした組織体が成り立った要因として考えられることは主に次の点である。
  ①第一に地区ではなく、自主的な女性グループが主体となって立ち上げたことである。それにより、おもてなしのアイデアやノウハウを持つ女性の力が遺憾なく発揮された。
  ②第二に、外部との交流を軸にした活動により、「外から評価される」という意識を地域にもたらし、ともすれば閉鎖的な地縁コミュニティに変化をもたらしたことである。
  ③第三に、外部のさまざまな人・団体と連携できたことである。当初、学校に厚労省関連の補助を使うことが難しい面があったが、職員のインフォーマルな調整により対処できた。その後、特産品の製造、体験学習、施設改修では県職員、Tシャツアート等のイベントの協力を通じた宿泊客・応援者の確保、おかきの企画・販売ではデザイナーや県が公式・非公式に支援している。特に観光面では、NPO法人砂浜美術館とのつながりが大きい。地域全体で町の観光を盛り上げるネットワークをつくっており、地域おこし協力隊も同法人のTシャツアートイベントのボランティアが縁だった。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組み内容（活動の経緯）】
- 人口613人・288世帯、高齢化率48.9%、小学校児童数16人、9つの集落で構成、旧小学校が単位
- 2010年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として9つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた。東京より高知県で紙漉き後継者に力を入れているとの記事をみて移り住むみ、椿栽培の歴史に注目し、かつて「若山椿栽培復活」していたことを知り、何とかもう一度やってみる事は出来ないのか！とこの人が活動をもう一度復活させた。
- 年間200万の補助が受けられるとのことだったが、政権が代わって1年で打ち切りとなってしまった。その後、しばらく町が予算化してくれることになり、半年くらい経て時給500円くらいの仕事になった。ゆずについは濃縮瓶に1.8ℓ換算で330本を県内のアイスメーカーに卸している。椿は、海外にも使用される文化修復や、複数の紙問屋が購入されている。繁忙期には地元住民も手伝ってくれるようになった。収支はとんとん。
- この間も人口減少と高齢化は進行し、保育園も閉鎖されてしまった。
  それで、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により2011年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」が開設された。また、協議会は2015年に集落活動センターを開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設されることになった。
- 黒潮町内にはあったかふれあいセンターは4箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは3人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は1千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは9名、全て有給です。

集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的とされています。
事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは4年目以降運営費補助はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組の内容】
- 佐賀北部活性化協議会には、現在、食部会、椿部会、柚子部会の3部会が組織されている。食部会については、女性グループが中心となって、さが谷三里マーケットにお寿司や餅、お惣菜を販売している。
- あったかふれあいセンターの事業目的は地域づくりや活性化。毎週金曜日には食部会の協力のもと、食支援の一環として食事を提供している。それ以外は各自弁当を持参するか、業者に注文する。月・火・木・金曜は集いがあり、その際に希望者に対して業者が350円で弁当を配達してくれる。また、事業用8人乗りワゴンで集いに参加する利用者を送迎している。センターの近くに診療所と町保健センターがあり、送迎することで診察等を受けることもできる。
  また、月・金に外出支援として美容院やスーパーなどにスタッフが車で連れて行っている。
- 水曜日には子どもが数人程度来て高齢者と過ごしている。夏季休業期間中なども日中の居場所になっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】
- 地元集落が集まり協議会をつくったことにより、地域の食材を活用した加工品作りにつながっているが、それを可能にしたのは地域を盛り上げたいと考えた住民と町職員の働きかけによるものであった。また、協議会を母体にしたことにより、さまざまな住民の参加が容易になり、定期的な産直市の開催や新たな特産品開発といった新しい取組みにつながっている。
- 同じ建物に集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居することにより、元気なシニアが独居高齢者をサポートするというような相互扶助の関係が促進され、また、子どもの居場所としても機能させることで多世代交流の場ともなり、地域福祉の拠点性がより高まっている。あったかふれあいセンターのスタッフは、日常的に利用者と関わっているので、わずかな変化もキャッチして町地域包括支援センター等の機関につなげられている。スタッフの献身的な働きもあるが、社協職員の裏方としてのサポートによるところも大きい。

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市）

- 人口49,625人（H27国調）、高齢者数16,002人（高齢化率32.2%、人口密度228人/km2、面積212.21km2

背景情報

【地域課題】
- 登別市の基幹産業は観光業であり、全国でも有数の温泉を有している。2000年代は300万人程度で推移していたが、ここ数年日本人ツアー客だけでなく個人客や外国人客も増加し、2017年度には4,08,916人（うち外国人518,936人）に達している。ただし、大手代理店のパックツアーは利ざやが小さく、温泉地は山間部に位置していることから、他の産業との関わりが薄く、沿岸部の市街地南西部の鷲別地区は室蘭市のベッドタウンとして開発されている。人口は1993年の59,500人をピークに減少を続け、それに伴い高齢化も急激に高まりつつある。
- ゆめみ～るが位置する「幌別・鉄南地域」は、昭和の初期までは繁華街として栄えたが、室蘭工業地帯の形成とともに衰退し、「登別市地域福祉活動計画」（第1次）では一人暮らしの高齢者などの外出機会や生活のよりどころとなる居場所の確保が課題になっていた。

【取り組みの経緯】
- 市社会福祉協議会の後押しを受け、連合自治会の有志で検討委員会を立ち上げてサロンの運営を検討することになった。最大の課題は場所の確保だったが、ちょうど国道沿いに元コンビニだった建物（約200坪）が売りに出されていた。そこで、現理事長が土地建物（800万円）と改修費（400万円）を提供し、同時にNPO法人格も取得して地域食堂「ゆめみ～る」を開店した。
- 2008年に地域食堂を開店し、当初は食堂とサロンを中心に活動していたが、やがて配食のニーズや買い物支援のニーズが出てきたため、こうした地域の困りごとに対応する形で徐々に活動の幅を広げつつある。
- 活動の基盤は自治会連合会。昨年までの事務局長は長らく連合会の会長や市地区社協の会長も歴任しており、地域の信望が厚く、現在の事務局長も市連合会事務局長。また、社協との連携関係も強い。社協がさまざまな事業化に当たってインフォーマルなサポートをしている。ただし、主たるメンバーはあくまでも有志のグループである。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開

【取組み内容】

(1)地域食堂(3,052,180円(2015年度事業高))
- 定食(600円・飲み物付)のほか手打ちそばを販売。一日80食程度売れる。また、コーヒー200円、ジュース100円で何時間でも自由に過ごすことができるようにしている。

(2) ふれあいサロン(210,392円)
- 季節ごとのお楽しみ会、趣味の会、会食会等を随時開催している。

(3)配食サービス(見守り分4,404,180円、通常分4,967,710円、仕出し分176,200円)
- 昼10食、夜30～40食程度の配食を土曜以外毎日行っている。ランチと同じ値段にして据え置いていたが、昨年600円に値上げした。補助金等は受けていない。透析患者にも配達するため、食材や刻み方にも配慮している。
- 市内を3地区に分けて6名で配達している。届けたときに挨拶を交わして安否を確認し、不在の際は地区町内会長か民生委員に連絡している。

(4)買い物支援(1,468,015円)
- 地域福祉実践計画で買い物が困難な独居高齢者の存在が課題になったことから、社協の事業に協力して2017年度に買い物支援のモデル事業を行った。地元スーパーと提携して、自治会有志とゆめみ～るスタッフが社協が手配した車で買い物に連れて行き、スーパーの空きスペースでくつろいだり体操したりして帰るというもの。会費制(月3,000円)として制度上の問題をクリアし、ボランティア協力者には1回につき500円分のスーパーのポイントを付与している。車代・ボランティア保険・事務経費は共同募金から拠出。
- 地元の農家と提携し、出荷できなかった野菜などを格安で販売する土曜朝市を毎週土曜午前に開催している。簡単なプレハブを建てて対応している。行きは徒歩できてもらうが、帰りは荷物と一緒にボランティアの車で送迎している。

24

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の拠点を軸にした地域活動の展開

【取組み内容〔続き〕】

(5)放課後児童クラブ・放課後子ども教室(108,110円)
- 放課後児童クラブでは、共働き世帯や放課後に保護者がいない世帯の小学校低学年の子どもに対して、遊びや生活の場を提供している。市内7箇所あるうちの1箇所をになっている。
- 放課後子ども教室は、放課後に子どもたちが安心して過ごすことができる活動拠点(居場所)であり、市内2箇所にあり、いずれも学校内に設置されている。放課後子ども実行委員会を組織し、そこが受託している。週2回14時～16時半頃まで活動し、月1回ゆめみ～るで鉄板焼き・団子作りや裏の畑で農作業もしている。

(6)子育てサロンフレンド(事業費65,600円)
- 月曜から土曜の10～16時に、子育てサロンを開催している。子育て中の家族が自由に語り合ったり、子どもを遊ばせられるよう、施設を開放している。利用料金は無料。母親同士の話し合いがある場合は、2階の部屋を貸し、スタッフが子どもの相手をしている。

【運営体制】
- ボランティアとして関わる住民は30人程度で、店内業務の主たる女性スタッフは5人で、平均週5日勤務。これ以外に週2日程度のスタッフが2～3人、配達者は3人。以上が中心メンバー。これ以外に随時協力してくれる地元住民が10人程度。メインのスタッフの時給は300円、スポット協力者は200円、初めての場合は100円。
- 配食は原則として配達スタッフの自家用車を使っており、それにかかるガソリン代として月2千円支給するほか、昨年から車に車両保険をかけている。全員がボランティア保険(社協が代理店・月400円)に加入している。
- 社協からは移動サービスなどの地域福祉活動に関係する助成金を年10万円程度受けてきたが、市からの補助金はない。毎月理事長が提供してくれた資金を家賃として7万円ずつ返済し続けている。

【効果】
- 自治会の活動としてではなく、地域の困りごとを解決する住民の自主的な活動をベースにできたことが、協力者を多く巻き込むことにつながると同時に、対象を高齢者だけでなく、子育て世代や子どもにも広げることができ、結果として多世代交流の促進につながっている。
- 「食堂の経営」を通じて、自分たちの資産を自分たちで管理運営する実感と地域のつながりが可視化できたことが、活動のインセンティブとなり、ニーズに対応した新しい活動を生み出すことのできた要因だと考えられる。

25

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

- 概況：人口：84,617人(H27国調)、高齢者数：21,432人(高齢化率：25.3%)、面積：45.90km^2、人口密度：1,844人/km^2

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 知多市は知多半島の北西部に位置する。農業・漁業・繊維産業を主な産業とする地域であったが、昭和37(1962)年の臨海部の埋め立て開始と企業進出等により大きく変貌する。昭和45年に市制が施行される。人口(住民基本台帳)は、平成21(2009)年の86,915人をピークとして減少傾向にあったが、平成27、28年は微増した。今後5～10年の間に75歳以上の後期高齢者の急激な増加とともに、要支援・介護認定者数の増加が推測される。
- 平成29年実施の市民アンケートによると、上位を占める要望は「施設介護サービスの充実」、「在宅介護サービスの充実」、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」、「介護している人への支援策の充実」、「認知症予防のための事業の充実」である。高齢者について増加傾向がみられる項目は、「健康診査・がん検診・歯科検診の充実」、「高齢者の雇用やボランティア活動の促進」、「外出支援サービス等の充実」、「高齢者の虐待防止や権利擁護」、「高齢者が気軽に利用できる憩いの場の整備・充実」である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
- 知多北部広域連合
  ・知多市の特徴の一つは、隣接する東海市、大府市、東浦町と共同で、介護保険の保険者として知多北部広域連合を設置している点である。
- 生活支援体制整備
  ・第1層(市域)の生活支援コーディネーターを、平成3年に設立され住民参加(市民互助)による在宅福祉サービスを実施してきた特定非営利活動法人ゆいの会が受託している。
- 生活支援サービス(見守り・居場所)
  ・福祉圏域として小中学校区などの日常生活圏域(コミュニティ)が第2層(5中学校区、10小学校区)。地域行政の推進を図るため設置された70行政区が第3層に該当する。70行政区で見守り活動である「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」を実施(平29)。社協が支援してきたサロンや地域の住民有志が立ち上げた居場所合わせて40か所あり、うち7か所が常設型である(平30)。

26

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組①　NPO（市民）、行政、社協の協働による生活支援体制整備事業

【取組み内容】
- 第1層(市域)の生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を平成28年度に配置。平成30年度に、中学校区を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを5地区に配置し、住民周知と地域に不足するサービスの創出やサービス、提供主体のネットワーク構築を図る。また、生活に必要なきめ細かな支援体制の整備を図るため、行政区の既存組織と連携、協働の関係づくりに努め、第3層生活支援コーディネーターのあり方及び配置などについて検討する。
- 28年度　第1層生活支援協議体委員
  コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会、知多市民をつなぐLinkちた 、(N)あゆみ、(N)だいこんの花 、(N)地域ぐるみで子育ち・子育ての会こころん、(N)びすた～り 、(N)地域福祉サポートちた、居宅介護支援事業所連絡協議会、小規模多機能ホームフェリーチェ、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、在宅ケアセンター、健康福祉部福祉課、健康福祉部健康推進課、子ども未来部子ども若者支援課、子ども未来部若者女性支援室、市民生活部市民協働課
- 目指す地域像の具体化として居場所づくりと人材育成を優先課題として位置づける。

【円滑な支援のための工夫点】
- 生活支援コーディネーターを受託したNPO法人が住民互助の助け合い活動で蓄積してきたノウハウやネットワークを活用したコーディネートが可能となる。
- 協議体の構成員が、〈地域コミュニティ／介護・福祉・医療〉〈高齢者／障がい者／子ども〉〈住民参加・NPO／事業所／行政〉など、多様性に富んでいることから、地域づくりに向けて多様な視点からの検討や多様な地域資源の活用ができる。
- 協議体の構成員に、社会福祉協議会のほか、地域福祉サポートちた、知多市民をつなぐlinkちたなどの中間支援組織や市民協働課を含むことで、高齢者だけでなく0～100才までの地域共生の取り組み構想を共有する機会となり、新しい地域づくりと市民の意識改革、暮らし方改革につながる。地域社会の資源や特性によりつながり方は様々。地域では共生の活動も始まっている。
- 新たな住民グループの形成、人材育成やネットワークの相乗効果を生み出していく支援を行うことができる。

27

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組②　常設の居場所の創出支援

【取組み内容】
- 市内には40か所の「ふれあい・いきいきサロン」がある。多くは月1日から週1日ほどの頻度であるが、7か所が週4日以上開催する常設型の居場所となっている。

- 常設型の居場所では、日常の困りごと支援や移送サービスが生まれているところがある。

- 常設型の居場所づくりを「介護予防・日常生活支援推進事業補助金」が推進。
  ・補助対象事業は、①地域の介護予防活動として行われる高齢者の日常生活の困りごとの相談や解決、通院・買い物の際の移動支援、ふれあいサロン、ミニデイサービスなど、②介護予防の普及啓発のために行われる高齢者の健康・生きがいづくりの講演会、体操、スポーツ大会などの事業費とともに、③上記①の事業を継続的に行うために必要な活動拠点の整備、または維持、④高齢者の介護予防、日常生活支援、認知症対策などを推進する常設型サロンを行うための活動拠点の整備に関わる費用。
  ・補助対象団体は 市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上で組織する団体。ただし、③はNPO法人を除く。

- 常設型の居場所の例
  1、「サロンおいじゃあ」（平成29年6月開設）
  ・運営：特定非営利活動法人ゆいの会
  ・会場：同会の拠点内（多目的ホール）
  ・開催：9時～12時。【火・水・木】参加費100円。お茶、コーヒー・紅茶を用意。絵手紙、はがき絵、新聞ちぎり絵、陶芸絵付け体験、 唱歌・懐メロ、民謡、体操ほかのイベント有。【土】モーニング300円。さをり織体験。
  2、きずなルーム （H.26年8月、）
  ・運営：「日長台生き生き隊」地域住民有志
  ・会場：企業の協力を得て商店界のースペースをみんなのサロンとして月曜日から土曜日まで二交代で常設
  ・声掛け隊、お手伝い隊、趣味の支援隊を日常活動としている。「お互い助け合い、楽しく暮らせるまちづくり」をスローガンに地域のニーズにこたえる活動をしている。自家用車による移動支援も始まっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

8．島根県美郷町

平成16年に1町1村が合併して誕生。人口：5000人高齢化率：45.2%。面積：約283㎢。市全域が過疎地指定。

取組①　連合自治会と地域おこし協力隊が連携した生活支援、移動・外出支援

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・少子高齢化により地域力が低下、地域の存続のために地域で生活を共にし活動に参加する人材の確保が必要となった。特に、別府地域は、限界集落を抱え、高齢者等の日常の通院や買い物が大きな負担となっていた（多くの集落がバス路線から外れている）。
・平成21年に別府地域連合自治会へ地域おこし協力隊3名を配置。地域活性化、高齢者の支援活動、若者の定住対策に着手。地域おこし協力隊は、町内に最も多いときで20人以上いた。
・交通手段：バスは市町村運営有償運送を含め7路線。乗合タクシーは町内4地区で午前午後とも2便ずつまたは3便ずつ運行。ドアツードア。1回400円。町内の鉄道は、JR三江線が平成30年に全線廃止によってなくなり、廃止代替バスが運行中。

【住民参加による生活支援サービス】
・別府地区のNPO法人別府安心ネットが、町全域の牽引役になっている。メンバーの中に、元看護師や元ヘルパーもいるため、専門職との連携も進んでいる。
・移動・外出支援も訪問型のサービスも、別府安心ネットの規模には満たないが、複数の地区で動き出している。
・訪問B（家事支援等）・訪問D（移動支援）の補助も、活用事例が増えつつある。

美郷町集落対策関係図（13連合自治会）

※記載内容はヒアリング記録の一部

8．島根県美郷町
別府安心ネット、沢谷地区ほか

取組②　NPO法人別府安心ネットの取り組みを参考に、他の連合自治会でも移動・外出支援を開始

・「別府安心ネット」は、島根県が提案した「自治会等輸送事業（車両等の提供を受け住民がガソリン代のみで送迎実施）」をきっかけに連合会自治会からNPO法人として平成24年に発足した団体。維持継続が課題となり、有償運送登録をした。公共交通空白地有償運送は、バスとの関係で運送の区域が町内に制限されたため、追加で福祉有償運送も登録。町のNPO法人等活動支援助成金の期限が切れたあとは、平成29年度から総合事業の補助を活用。

	別府地区「NPO法人別府安心ネット」	比之宮連合自治会	沢谷地域連合自治会
取り組み内容	①生活サポート事業（農作業、生活弱者支援）、②移動サポート事業、③軽度生活支援事業、④共育ツーリズム事業、⑤6次産業研究事業	①高齢者のサロン ②公共交通空白地有償運送（小型自動車1台） ③生活支援（家事、除雪等）	①高齢者向け会食会 ②買い物支援（10人乗りワゴン車1台）の試験運行
移動・外出支援の内容	＜公共交通空白地有償運送（町内のみ）、福祉有償運送（町外可）＞ ・月～金曜（時間指定なし） ・車両3台 ・1キロあたり50円 ・日用品や食材の確保、外出の付添 ・運転者は有償ボランティア　7名 ※訪問B＋訪問Dを③軽度生活支援事業として実施。対象は要支援1.2および基本チェックリスト該当者の高齢者のみ世帯補助を活用	・交流センターが開館している平日 ・各戸から比之宮交流センター（診療所、公民館等地区内）まで ・1乗車100円 ・運転者は連合自治会住民による運転ボランテイア15名	・毎月1回第1木曜日、午前午後に各1往復 ・沢谷駅ー（隣町）赤名バス車庫を概ねドアツードアで運行。 ・無料（登録不要の運送） ・利用者は運転免許のない人＋75歳以上、障がい者 ・運転者は連合自治会役員2名 （国交省運転者講習受講者） ・目的地は隣町（飯南町）の衣料品店、金融機関、量販店など

・訪問Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添い。訪問Dは訪問Bをセットで実施する団体に対して補助。

※記載内容はヒアリング記録の一部

8．島根県美郷町
美郷町の支援策

取組③　実働部隊の支援を手厚くし、庁内連携によってモノや財源を重層的に確保

【取組み内容】
・町の職員が自治会の活動を支えるために地域担当制になっている。また、町内13ある連合自治会全てに、集落支援員（町職員OBの嘱託が多い）が配置されている。地域課題の話し合いや住民アンケート調査、県の車両補助の情報入手、申請手続き等の実働部隊でもある。
・人の配置に加え、県の補助や町の単独補助が重層的に活用できる。島根県「「小さな拠点づくり」推進事業」「住み続ける中山間地域生活サポート支援事業」「地域生活交通再構築実証事業補助金」等

・介護予防・日常生活支援総合事業は要支援者向けのサービスで、同様の補助委託事業を町の単独事業でも行っている。要介護者や障がい者も同じようにサービス利用できる。直営のヘルパーや社協のヘルパーが担当。複数の横断的な会議にて、ニーズを把握。

・移動の問題については、常に健康福祉課と定住推進課が連携を取っている。定住推進課が有償運送の補助金を担当しているほか地域公共交通計画にタクシー等と一体的に位置づけている。ただし、調整に時間を要する場合も少なくない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

9．山口県萩市

平成17年に1市2町4村が市町村合併して現在の萩市が誕生。高齢化率：41.77%。面積：約700㎢。

取組①「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・1市2町4村の市町村合併後、旧町村社会福祉協議会にはヘルパー等を含め7～8人程度いたが、支所に縮小、人員も削減され、地域課題の把握が難しくなってきた。
・そこで、市社会福祉協議会は、旧6町村を含む13圏域（おおむね小学校区）ごとに力のある住民、日中にボランティア活動ができそうな人たちに声をかけ、地域で暮らし続けるための話合いを行う「小地域福祉活動推進事業」に着手。
・旧町村11圏域の小学校区ごとの「小地域福祉活動会議」は、平成27年から順次、行政職や専門職などを加え、生活支援体制整備事業（社会福祉協議会に委託）にもとづく「ささえあい協議体」第2層協議体」へと展開。
・それぞれが居場所づくりプラスαとしての生活支援サービスを創出しつつある。「集いの場」という目標が達成された後、地域の困りごと（課題）やわが地域のあり方について、住民が考えていく流れができている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・平成27年以降、段階的に市内全15カ所（おおむね小学校区）で「地域ささえあい協議体が発足。
介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、各地域で開催している地域ささえあい協議体での話し合いの結果、以下のサービスが誕生した。地区社協が実施主体になる場合や、地域内のNPO法人が実施主体になる場合など様々。平成30年10月現在の実施状況は以下。

【中央型サロンの運営（通所型サービスB）】
通所Bのみ実施：4地域（買い物支援、草刈り、ゴミ出し、調理、雪かき、安否確認等）
【ちょっとした手助けサービス（訪問型サービスB）】
通所Bとの両方実施：6地域（訪問Bは同上、通所Bは月1回から月5回まで様々）

32

※記載内容はヒアリング記録の一部

9．山口県萩市
むつみ元気支援隊（萩市むつみ地域）

取組②　小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ

・市内でも、旧萩市以外は高齢化が50%を超えている。むつみ地域は56.12%で人口は1,445人。
・市街地から車で30分ほど離れている。循環バスのルートや域内限定の予約制デマンド交通などはあるが、移動支援のニーズも高まりつつある。

【むつみ地域における住民参加による生活支援サービス】
・「小地域福祉活動会議」コアメンバー9人が基盤となり、「むつみ元気支援隊」が発足。市に相談して、既存施設を改修。「むつみ世代間交流拠点施設」が整備された。居場所づくりと中山間地生活支援モデル事業に取り組み、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスB、訪問型サービスBの実施主体となった。

1）通所型サービス（通所型サービスB）
「むつみ世代間交流拠点施設」に「むつみ元気支援隊」が常駐。誰でも立ち寄れる居場所が整備されている。高齢者の技を活かした教室等も行われる。月曜サロン（週1回）、男性サロン（月1回、男性のみ）、季節イベント・世代間交流（月1回、参加費は200円程度）。牛丼・カレーの日（参加費200円）

2）訪問型サービス（訪問型サービスB）
会員登録した住民に対し、ゴミ出し等の困り事に対する支援を行う。買い物代行や電球交換、灯油入れなどのちょっとした支援は100円（30分）、大型ごみの搬出や掃除等は内容によって300～500円を支払う。
・むつみ愛サービス：散歩介助、買物代行、通院介助、ゴミ出し、薬受け取り、雪かき、自主避難介助など
・移動外出支援：2人1組で実施。送迎だけでなく付添い介助を行う。

33

※記載内容はヒアリング記録の一部

9．山口県萩市
萩市の支援策

取組③「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援

【取組み内容】
①住民主体生活支援サービス活動拠点整備
トイレの洋式化や調理スペースの改修など

②住民主体生活支援サービス実施団体補助金
・団体立ち上げ経費　300,000円（初回のみ）
・通所型サービスB　月1回開催／年額27,500円、隔週開催／年額55,000円、週1回開催／年額110,000円
・訪問型サービスB　年額80,000円
人件費や食費は、補助対象外。条件①協議体の設置圏域（小学校区）のすべてをカバーする活動を行う、②協議体で適当と認められた団体である（圏域内で訪問・通所それぞれ1団体ずつのみ）、③週1回以上の活動がある、④団体構成員は10人以上。なお、通所サービスのみ、月1回（年2万7,500円）や隔週（年5万5,000円）の実施も経過措置として可としている。

③住民主体生活支援サービス車両貸し出し
（住民主体生活支援サービス団体がサロン送迎等を行う場合、市が車両を購入し（国や県の補助金も活用）、公用車として無償で貸し出す。これまで、旧町村単位に「8人乗り」「10人乗り」など計6台を貸与。ガソリン代・維持管理経費・保険料等は、市がすべて負担）。

【円滑な支援のための工夫点】
・「むつみ元気支援隊」のコアメンバーは発足当初から、協議体と同様の機能を果たしてきた。そのため、市社会福祉協議会や行政は平成27年度に若干のメンバーを加え、そのまま2層協議体と位置づけた。市役所が社会福祉協議会は、他の地域との連携を深め施策をつくる上でも、「むつみ元気支援隊」がモデル的・牽引役的な存在となっている。
・地域の自主性を尊重しながら、必要なものは支援するという姿勢が貫かれている。

34

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市

平成16年に6町村が合併して誕生。人口：3.8万人高齢化率：38.18%。面積：約553㎢。市全域が過疎地指定。

取組①「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」＝地域自主組織が地域課題を発見し解決する

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・人口減少と市町村合併を受けて、平成17～19年度に小学校区ごとの地域自主組織が結成された（自治会町内会、消防団、営農組織、文化サークル、PTA、女性グループ、高齢者の会などあらゆる地域内の団体が連携）。平成22年に公民館を廃止し、交流センターを拠点として地縁単位で総力を結集する形になった。市内全域30組織。自らの地域は自らが治めるのが地域自主組織であり、課題の発見や共有化も地域自主組織が行っている。
<例>：波多地区では平成20～22年度に島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト（補助事業）を活用し全住民対象のヒアリングを3回実施、鍋山地区では、中山間地域研究センターの協力を得て、アンケート調査を実施。両地区とも地域の計画を作成。
・交通手段の確保：路線バスはなく、市民バス（市町村運営有償運送）とデマンド型乗合タクシーが31路線相当、161便。デマンド型乗合タクシーは、発車時刻固定で地区内のみ運行。免許のない人へのバス・タクシー利用券（18000円/年）交付制度もあるが、地区をまたいで移動する手段がない。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・地域自主組織では「持続可能性の確保」、「安心安全の確保」、「歴史・文化の活用」の3つの視点と、地域づくり、地域福祉、生涯学習の3本柱を中心に、地域福祉として見守り活動、サロン活動等、様々な事業が展開されている。
・生活支援体制整備事業の予算で、地域自主組織の中の地域福祉推進員の配置を週2日から週4日、あるいは複数名体制とするなどし、充実化。住民の困りごとを専門職につないだり、多世代交流行事等を支えている。
・子ども・若者・大人のキャリアパスをテーマに、雲南市をフィールドにした人材育成を市が後押し＝「幸雲南塾」。新しい人材としてコミュニティナースが配置されている地区もある。

35

※記載内容はヒアリング記録の一部

10. 島根県雲南市
波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町波多地区）

取組② 地域の総力を結集して地域自主組織へ：「はたマーケット」を拠点に「たすけ愛号」で

・人口309人、139世帯、高齢化率：52.22%
・地域マップ・生活アンケートなどで地域の実情や困りごとを出し合い、5カ年計画「波多地区振興計画」を立て、雇用されたスタッフ（役員兼任）が中心になって事業を展開。第2期（平成28～32年度）は、「たすけ愛」のしくみをつくろう（地域福祉活動）、いきいきと元気にこころ豊かに暮らそう（生涯学習活動）、波多の素材を産業につなげよう（地域づくり活動）、住みよい波多をPRしIターンUターンにつなげよう、の4つ。

【はたマーケット】
地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、元々は小学校であった波多交流センターに店舗を開設。助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを活用し、全日本食品株式会社からの仕入れの条件を整えた。サロン機能も併設。

協議会の構成
役員会：会長1名、副会長4名、事務局員
4部制（地域づくり、施設管理、地域福祉、生涯学習／部長＝副会長）
幹事会：役員、自治会代表5名、女性部代表2名
総　会：自治会16名、各種団体代表14名

交流センター職員体制（協議会事務局兼務）6名
人件費は雲南市交付金及び事業収入を充当
☆交流センター主事（常勤職員）　会計兼務
☆施設管理者（常勤職員）
☆生涯学習推進員（非常勤）
☆コミュニティナース（「NPO法人 おっちラボ」から派遣）

【 地域内交通「たすけ愛号」運行】
・地域内無償運行、利用登録不要の活動。ルートは非固定で、申し込みに応じて相乗りもあり。
運転は事務局職員が担当。目的地は、マーケットや交流センター利用が62%、温泉施設や診療所、バス停やATMと続く。自動車は島根県の事業によって取得し、協議会は認可地縁団体として法人化している。

【自主防災会による防災訓練等】
防災マップ作りやくらしのあんしんカードを作成。平成24年度から始めた防災訓練によって、住民の意識が高まった。
その他、波多温泉の運営、自然体験合宿、EM石鹸づくり、祭り行事等。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10. 島根県雲南市
雲南市の支援策

取組③ 自由度の高い交付金と、人と地域と行政が絶え間なく進化し続けられる仕掛けづくり

【取組み内容】
「地域づくり活動等交付金」
・地域自主組織に対する自由度の高い一括交付金で、地域運営費（人件費等）、地域づくり関係経費、地域福祉関係経費、生涯学習関係経費で構成している。市内全体で約2億9千万円、1地区あたり平均9百万円程度。
・公民館や小学校区で小さな拠点（場所＋人）を作り、産業、防災、交流等、色々な取り組みを展開する、人口割や面積割、組織数割など、算定方法は各項目で異なる。
・当初は補助金であったが、組織の進化に応じて自由度の高さを求める意見が多くなり、交付金化した。

「人的支援と協働の関係づくり」
・6町の各総合センター（支所）に現場支援を行う地域づくり担当職員を1名ずつ配置。福祉関係では第1層生活支援コーディネーターをモデル地区2か所に配置。教育関係では中学校区単位で教育支援コーディネーターを配置し、コミュニティスクールなどを推進。
・拠点施設として、公設の交流センター（元公民館や小学校）を指定管理方式で提供している（利用料金制）。
・市と小学校区ごとの地域自主組織が「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」を交わし、地域と行政相互の役割を盛り込んでいる。数年に1回、制度的進化を図ってきている。

【円滑な支援のための工夫点】
既に自由度の高い金銭的支援を行っていることから、それをどのように使うかは地域の裁量であり、そのための気づきの機会、学び合いの機会を設けている。

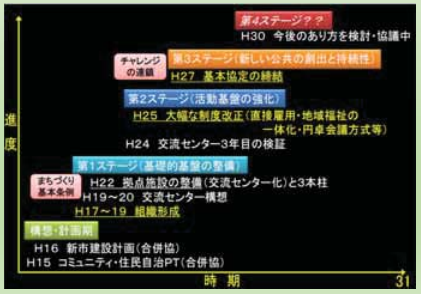

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

● 概況：人口：810,302 人　高齢者数：212,886（高齢化率：26.63%）　面積：726.1k㎡

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
・**新潟市の高齢化率**は、2013年に25%を超え、2025年には30%を超えると見込まれる。
ほとんどの地域で高齢者が増加し、家族介護者及びハンディキャップを持つ人の高齢化も進む。
加えて、家族や地域におけるつながりの希薄化により、社会的孤立感の増大や、支え合い機能が低下している。

⇒地域における高齢者の見守り、支え合いの仕組みの早期の構築を目指す。
地域に根ざした互助の促進が求められている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・新潟市は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に、支え合い、助け合う地域づくりを推進している。経費の一部を助成。
「地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業」月1回　月2回以上　約400か所（H31.3.1現在）

「地域の茶の間支援事業」週1回以上　65か所（H31.3.1現在）（補助金支出）

・「地域の茶の間」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる居場所である。

＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・任意団体「実家の茶の間」と新潟市が協働で開設・運営。支え合いのしくみづくりを進めるための拠点である。
「地域の茶の間」の創設者である河田珪子氏のノウハウを継承・波及していく新潟市の地域包括ケアシステム構築の要である。

＊地域包括ケア推進モデルハウスは、「実家の茶の間・紫竹」の他、8ヶ所。

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

取組① 住民の互助による地域包括ケアのモデルハウス

【取組み内容】
＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業。平成26年10月開設。
：参加費300円、食事300円。子ども無料
・目的は、つながりを構築し、お互いの不自由に気づき、距離感を学び、**お互い様の助け合う地域づくり**を図る。
・誰でも集える居場所－子どもから高齢者まで多世代が、ハンディキャップの有無に関わらず共に過ごす。

・支え合いを創る仕組みー世話をする人 される人の関係は固定しない。受け身の人をつくらない。
⇒地域において住民と行政等の協働で創る互助の居場所

・保健師・看護師や作業療法士による健康相談・困りごと相談
・障害者支援施設の製品販売ー地域における経済的なつながりの構築、活性化
・運営費：家賃・光熱水費は新潟市が負担。駐車場借り上げのために年会費。
・その他、参加費、バザー収益。備品のほとんどは 住民やメンバーによる持ち寄りー寄付で応援を拡大。

【円滑な支援のための工夫点】
＊参加型の居場所における生きがいの促進
①「出番づくり」ー他者に喜ばれる機会
利用者の役割を創出し、それぞれの能力や人生経験を活かし、互助を引き出す。
②手仕事の場、展示による応援
多様な手仕事は、地域におけるリハビリテーションの機会と場を創出する。
⇒**「生涯現役」**＝介護予防をもたらす。
③敷居の低さと
誰でも参加できて、受け容れられ、ゆるやかにつながる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

取組② 住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成

【取組み内容】

＊「助け合い お互いさま新潟」 事務局：実家の茶の間・紫竹

・「1時間＝500円」という謝礼を設定。手助けを必要としている人と、手助けができる人をつなぐ。
　コーディネーターを介さず、当事者同士でどのぐらいの時間、何をするのか取り決め、1時間に対して500円の謝礼を渡す。
⇒家庭内で活動する際の心構えやマナーを学ぶ助け合いの学校により手助けできる人を育成するとともに、地域住民の多様な困りごと（子育て、介護等）に対処するため、支え合い・助け合いの気風を全市に広げていく取組み。

＊「茶の間の学校」

・「地域の茶の間」の立ち上げを支援し、担い手を養成する。
・茶の間の立ち上げ、運営の方法などを具体的に学ぶための実践的なプログラム。
　6日間の、ワークショップ、講義、実習等。

【円滑な支援のための工夫点】

・「お互いさま」活動により、誰かの役に立ちたい、喜ばれたいという住民の思いと力、知恵、時間を活かす。
　住民がごく自然に手助けし合うようになる繋がりの構築、緩やかな助け合いが地域に広がっていくこと。
・地域の茶の間で結びついた人間関係をベースに、訪問による支え合い活動を始めていくきっかけづくり。
・事務局やコーディネーター等にお金をかけない－住民主体、シンプルな仕組み。

・総じて、「地域の茶の間」や「お互いさま」における「役割」、頼まれごとによって、住民の力や経験、知恵を活かし、支え合いの思いと行為を引き出す仕組みであると言える。
**　相互支援の居場所、ネットワークづくりの具体的な手法が蓄積されている。**
**　結果として、介護予防につながっていく、住民主体の活動と考えられる。**
⇒住民参加、互助を主体とした地域包括ケアシステムの要である。

40

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市

人口：27,508人、高齢化率：41.9%、面積：85㎢。

取組① 社会参加のある・支え合う地域づくりを強力に推進し、介護予防や生活支援のベースを作る

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】

・農業等が衰退し、人口が流出して、集落機能の存続が危ぶまれ、高齢者の孤立なども問題化。
・数年前から市補助の「いきいきサロン」を実施していたが、月1回のみで、自治会活動も弱かった。
・地域住民からは、「気軽に立ち寄れる場所がほしい」といった声が上がっていた。
・移動・交通等に関しては、谷筋ごとに集落が形成されていることから広域対応では不十分で公民館単位（小学校区域に近い）の小規模な助け合いの仕組みが必要だった。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

・国東市では、「地域支え合い活動推進事業」を開始。竹田津ともう1カ所を平成27年にモデル地区とし、市社会福祉協議会が地区内5つの行政区の区長らに声をかけ、実施した。
・平成28年度にスタートしたモデル2地区のほか、平成29年度 から30年度にかけ、新たに3地区が地域組織を立ち上げた。それぞれの地域にあった支え合う地域づくりを始めている。
・社会参加のある地域づくりで介護予防と生活支援を推進することをコンセプトとし、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業を活用している。

41

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林（とんだばやし）市
不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」

市全域／人口：111,000人、高齢化率：29.3%、面積：約39.7㎢。鉄道駅：2社6駅、路線バス3社、ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ1路線

取組①　自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「ＩＴ」「移動」の支援を展開。

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】

・不動ヶ丘地区（人口626人、277世帯）は46.5%。高台の造成地で坂道が多い。高齢者は車を使えないと1.2km先の滝谷不動駅、5km先の市街地まで出られなくなる。コミュニティバスは幹線のみで不動ヶ丘地区内に増便はできない。
・昭和40年代後半に造成された地域に一斉に入居した住民で、互助の風土が残っている。
・自治会として、65歳以上へ全戸調査したところ、「今移動に困っている」は20数人、「5年後に移動が困難になる」は50人超に上った。

【「ほっとらいふ」の生活支援サービスの活動状況】

・平成25年に自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、暮らしにくさを分析。平成26年4月から下記の4つに取り組む「ほっとらいふ」の活動がはじまった。
・困り事支援：10分100ポイント（＝100円）。ゴミ出しや屋内掃除、家具の移動など。
・憩いの場支援：概ね200ポイント（＝200円）。朝市（月3回）、西友・ばんばんお買い物ツアー（月2回）、太極拳入門（月1回）、ノルディックウォーキングの集い（月2回）、ほっとカフェ（年5回）、歌声サロン、ほろ酔いサロン、フラワーアレンジメント教室、中華ランチに行きましょう、布ぞうりをつくりましょう、タブレットで脳トレなども実施。
・IT支援：パソコンやスマートフォンを使いこなせるように支援する。パソコン相談会等。
・移動支援：要介護認定の有無に関係なく、近隣市町村への通院、買い物、銀行や市役所、美容院などへ送迎。前日までの予約に応じてドア・ツー・ドアで運走行しルートは非固定。利用料金は、ガソリン代として3km未満100ポイント（100円）、5km未満200ポイント（200円）、7km未満300ポイント（300円）。専用車両2台＋自家用車も使用。

44

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林市
富田林市道路交通課、市社会福祉協議会とのつながり

取組②　コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで、住民の取り組み支える非金銭的な支援

【道路交通課】

・平成25年に、市道路交通課主催の「これからの交通を考えるシンポジウム」に参加。同課は、市内各地から交通の問題についての要望が入っており、市内に何カ所かある交通不便地域に勉強会の開催を呼び掛けていた。「シンポ」をきっかけに生活支援プロジェクトチームと市、学識経験者、コンサル会社による勉強会がはじまった。
・勉強会が、自治会内での合意形成やしくみづくりを支えた。運輸支局との調整は道路交通課職員が担当したほか、市は、運転者が受講する講習会の受講料を「ボランティア輸送運転者講習費用補助金」を使って補助している。

【市社会福祉協議会と市高齢介護課】

・市社会福祉協議会が事務局を務める生活支援体制整備事業にもとづく協議体や、地域福祉計画に基づき障害者や児童の課題も含めて福祉のまちづくりを進める「校区交流会議」があり、不動ヶ丘自治会も参加。移動支援を考える機会を持つなど、課題を横断的に共有している。

・市高齢介護課では、集会所等で自主的・継続的に月2回以上、運動等を行う団体に対し、介護予防サポーターや健康運動指導士などを無償派遣する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」（平成30年10月現在、市内25団体）を実施。不動ヶ丘でも平成28年度から協働で行っている。

金銭的な支援がないため、車両購入費等のため、収益事業に着手。年会費（14万円ほど）や賛助会費（10万円ほど）のほか、子ども会の古紙回収事業、アルミ缶・スチール缶回収事業（合わせて30万円ほど）の収益をプラスし、2台の専用車を確保した。

45

住民の力を活かす支援事例

荒川区福祉部高齢者福祉課地域支援係
石黒　清子 氏

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課
稲葉　隆裕 氏

秋田県小坂町福祉課町民福祉班
三政　貴秀 氏

自治体・社会福祉協議会職員向けセミナー平成31年1月28日資料

荒川区の生活支援体制整備事業

荒川区役所福祉部高齢者福祉課
地域包括支援係　石黒　清子

1　荒川区の地勢

- 東京都の北東部に位置
  - 台東区・文京区
  - 北区・足立区
  - 墨田区　隣接
- 面積：10.16Km²
- 区の北東部に隅田川

2　都電が走る温かいまち

都内で唯一「都電荒川線」三ノ輪～早稲田

3　区立遊園地

のりもの広場やどうぶつ広場、魚つり広場など楽しさ盛りだくさん
（※平成33年まで、リニューアル工事中）

4　荒川区はこんなまち！

- ❑町会・自治会数：120　※加入率約60%
- ❑圏域数：8か所
- ❑地域包括支援センター＆高齢者みまもりステーション：8か所
- ❑生活支援コーディネーター：
  第1層　区（1名）　第二層　地域包括（8名）
- ❑地域：再開発が進み、人口が増加

人情味ある荒川でも変化 ⇒
・家族構成の変化⇒
　核家族・高齢者世帯・単身世帯
・住宅環境の変化⇒
　長屋式から高層マンション

5　荒川区の世帯数・人口

区分	30年12月1日現在		29年12月1日現在	
住基台帳世帯数	116，040世帯		114，411世帯	
住基台帳人口	216，048人		214，890人	
年少人口（14歳以下）	24，674人	11．42%	24，722人	11．50%
高齢者人口（65歳以上）	50，183人	**23．23%**	50，230人	23．37%

＊平成31年1月発行「荒川区保健福祉事業月報」
〈参考〉 荒川区の人口のピーク：昭和35年、285，480人

６　介護保険の認定者数

区分	30年12月末現在	29年12月末現在	前年同月との比較
要支援1	1，422　人	1，383　人	39　人
要支援2	1，256	1，230	26
要介護1	2，093	1，989	104
要介護2	1，569	1，533	36
要介護3	1，169	1，199	△　30
要介護4	1，156	1，166	△　10
要介護5	823	876	△　53
合　計	9，488	9，376	112

＊高齢者人口（50，183人）の内
介護保険の認定者率：18．9％
非認定者率：81．1％
（元気な高齢者が81．1％）

７　区が目指す地域包括ケアシステム

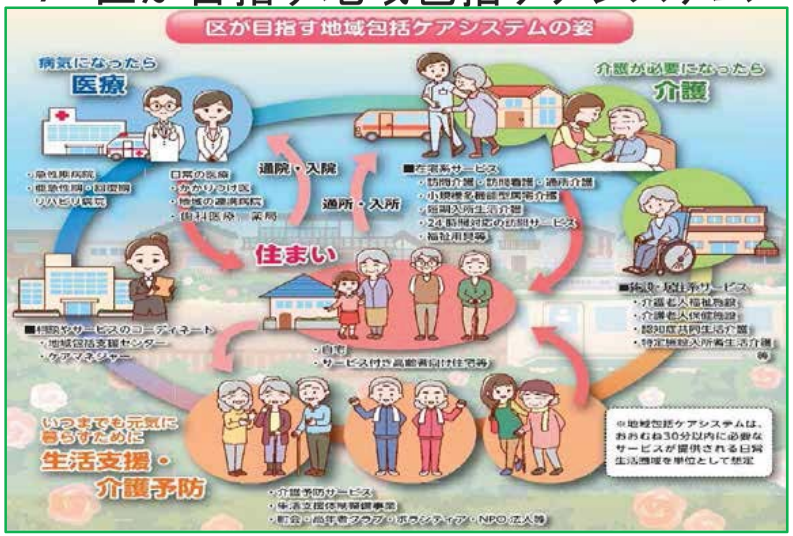

８　生活支援体制整備事業の取組み

- ❑地域活動希望者「担い手」登録事業
- ❑「担い手」派遣事業
- ❑「担い手」交流会
- ❑地域活動報告会及び交流会
- ❑区民向け講演会
- ❑区民向け広報活動

９　取り組みと連携

№	事業名	区		包括	見守	社協	区民	その他
		高齢	介護					
1	「担い手」登録	◎	○				◎	※1
2	「担い手」育成	○				◎	◎	
3	「担い手」派遣	◎		◎	◎	○	◎	※2
4	「担い手」交流会	◎		○	○	○	◎	
5	活動報告会・交流会	◎	○	○	○	○	◎	※3
6	区民向け講演会	◎		○	○	○	◎	
7	広報活動	◎		○	○	○	◎	※4

※1：「ポイント制度」説明会等で発掘連携
※2：マッチング及びコーディネート業務連携
※3：報告者リストアップに、町会・高年者クラブ・区民課・区民事務所等の協力
※4：「みまもり通信」等掲載の協力

◎：主　○：副

10 「担い手」登録事業①

[現状と必要性]
◎超高齢化社会を支えていく
◎「地域共生社会」の実現
◎「地域包括ケアシステム」の深化・推進

[目的]
◎住み慣れた地域で生活を継続していくためには、介護保険サービス以外の生活支援が必要
◎元気な高齢者やあらゆる地域の人材を活用
◎「支えられる側」から「支える側」へ
◎高齢者の社会参加と生活に関わる支援サービスを支えること

11 「担い手」登録事業②

❑登録先：高齢者福祉課
❑登録資格：特になし
❑報酬：なし
❑登録から活動まで：
①登録⇒②活動地域の希望調査⇒③利用者との面接⇒④担当者と「担い手」と送迎⇒⑤「担い手」による送迎活動開始
❑研修内容：「外出サポート研修」（年2回開催）
1）高齢者の身体と心（保健師）
2）高齢者の移動の実際（介護事業者）
❑登録人数：91人

12 「担い手」登録事業③

❑登録状況

年代	性別		合計	%
	男	女		
60歳代	2	15	17	18．6
70歳代	11	43	54	59．3
80歳代	2	17	19	20．8
90歳代	1	0	1	1．3
合計	16	75	91	100

・年代は、70歳代が約60%と最も多い
・70歳代の女性が54人で、全体の48%である

13 「担い手」登録事業④

[担い手活動内容] 自宅から会場までの送迎
◎ふれあい粋・活サロンの送迎
※社会福祉協議会の事業
◎荒川見守り支援員銭湯派遣事業の送迎

区内5か所の銭湯にみまもり支援員を派遣

区民からの要望！
・高年者クラブ行事の同行
・町会行事の同行
・お墓参りの同行　など

14 「担い手」登録事業⑤

❑意識の向上

◎「担い手」意見交換と交流会

◎「地域活動」についての講演会開催

◎「担い手」活動の継続支援

「担い手」活動をとおしての感想

・自分のできることなら手伝います。
・自分が役に立っている実感が持てる。
・お互いさまだから・・・・

15 「担い手」登録事業⑥

帰りの準備完了

16 「担い手」登録事業⑦

サロンへの参加は楽しみ！　少しの雨の中でも活動

「担い手」活動中　シルバーカー利用時の様子

17 「担い手」登録事業をとおして

❀力強く心強い地域の人材は、元気な高齢者
それは、
町会活動　高年者クラブの活動の中核役割

◎住民が住民を支えていること
◎「自分たちが住んでいる地域」を良くする努力中
◎「荒川区に住んでいてよかった」と一人ひとり
が頑張っていること

住民一人ひとりの活動に
行政は支えられている

18　生活支援体制整備事業は

❀これまでも、これからも
「地域包括ケアシステム」の構築
「我が事まるごと」
「共生社会の実現」
高齢者福祉課だけの取り組みでは、無理！

様々な課題に取り組んでいくためには、
区の複数部課の連携⇒全庁的な組織が必要

さらに、行政と関係機関との連携した取り組みが重要

多者協働の取組

社会福祉法人　荒川区社会福祉協議会
地域ネットワーク課　地域コーディネーター
稲葉　隆裕

●ふれあい粋（いき）・活（いき）サロン

【経緯】

平成15年度、再開発が進む汐入地区で、地元町会・民生委員・商店街・在宅介護支援センター（現：地域包括支援センター）・社協とで地域懇談会を開催し、ネットワーク型で取り組む荒川版ふれあいいきいきサロンがスタート。

以降、区内各地で同様の懇談会を開催。
各関係者の強みを活かし、地域の人々の協力で「歩いて参加できる人々の集いの場づくり」を推進。　平成31年1月現在86か所

【財源】

1）歳末たすけあい・地域福祉募金（社協）
※コーヒーやお茶菓子、紙コップ等の現物支給

2）地域コーディネーター配置
※常勤1名（社協）・非常勤1名（区）　計2名
→区内全域で世話人と伴走しつつ調整役を担う

3）ふれあい粋・活サロン補助事業（区→社協）
※参加者の保険料及び会場費

【その他の支援（区→社協）】

1）コミュニティ施設の優先予約及び減免
2）出張講座等における区職員の派遣協力
3）参加者の外出サポートボランティアの調整

地縁型団体（縦糸）とテーマ型団体（横糸）との距離を縮めたい
縦の糸と横の糸が編みあう地域づくり

ネットワークは、会議だけではつくれない
毎月　必ず顔を合わせることで、
顔と顔がつながり　ネットワークする力となる

■生活上の困りごと・心配ごとを発見・相談・解決

■新しい協働をつくり活動を生み出す力となる

■災害時の減災にもつながる災害時要援護者の存在を知ること

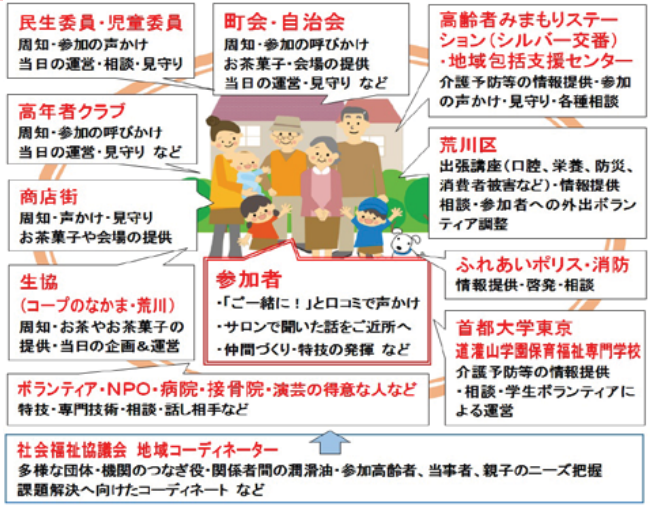

資料-100

ふれあい粋・活サロンの広がり

■地区別サロン　52か所

地区	H31.1月現在
南千住地区	8か所
荒川地区	11か所
町屋地区	6か所
東尾久地区	4か所
西尾久地区	8か所
東日暮里地区	6か所
西日暮里地区	9か所

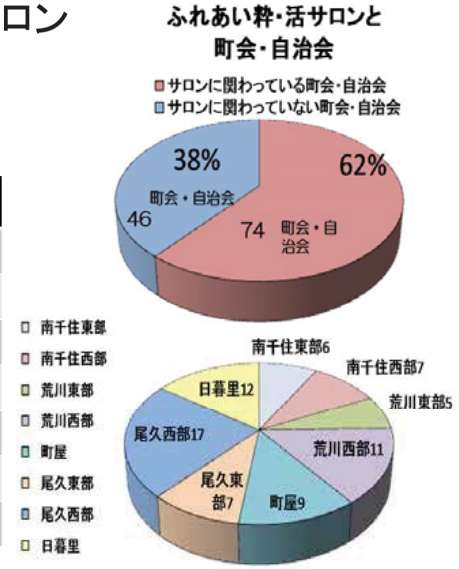

■介護予防型サロン　10か所

※毎週1回開催

①三河島くらぶ（日暮里）　②健康カフェ コミカレ（荒川）
③健康粋活しんあい倶楽部（西尾久）　④アクト倶楽部熊野前（東尾久）
⑤はな*はなクラブ（東日暮里）　⑥あおい会（南千住東部）
⑦すまいるたうんふれあい亭（南千住西部）
⑧ふらっと♭サロン（西尾久）
⑨レーベン・フィットネスクラブ（町屋）
⑩サロン第二小（東日暮里）

■子育てサロン　3か所

①汐たま（南千住）　②子育て交流館夢民（町屋）
③サニーサイドベビーサロン（西尾久）

■テーマ別サロン　21か所

【聴覚障がい】 ①ふくろうの会

【傾聴・交流】 ②電話相談グループお茶のま　③サロン三ノ輪橋　④カフェ「結」

【介護＆認知症】 ⑤介護者交流サロン銀の杖　⑥男性介護者サロンM

⑦介護者交流サロン「結」　⑧あら茶会　⑨Mカフェ～南6

【ひきこもり】 ⑩荒川たびだちの会

【不登校】 ⑪フリートークサロン☆Sophia　⑫ツナグバ・カタルバ

【子育て（ひとり親）】 ⑬あらかわシングルマザーサロン

【子育て（多文化）】 ⑭多言語パーク

【子ども食堂】 ⑮ななほしこども食堂　⑯おやつ食堂・ふらっとｂ

⑰東日暮里子ども食堂　⑱みやまえの家

【おとな食堂】 ⑲汐入地域食堂

【区内避難者】 ⑳ふるさとサロン

【どなたでも】 ㉑水曜カフェ

「あらかわ子ども応援ネットワーク」との連携

■ふれあい粋・活サロン全体

29年度81か所　→　**86か所**（1月現在）

■27年度　69か所　　958回実施　延べ　23，405名

■28年度　75か所　1，055回実施　延べ　25，925名

■29年度　81か所　1，278回実施　延べ　31，705名

【最近のサロンの特徴】

●「こどもの居場所」との連携

●高齢男性向け夕方からのサロン

●「見えにくい課題」への取組

●「多世代」「多機能」への転換

●頻発する災害への反応

⇒「見守り・支え合い」への意識の変化

地域の方々の反応

1）参加者にとって良かったこと

●コーヒーを飲んで歌を歌ったりおしゃべりができて楽しい

●元気になった　●おしゃれをして参加するはりあいができた

●近いので歩いて行ける　●町会の人や民生委員、近所の人と顔なじみになり挨拶できるようになった

●包括支援センター・ふれあいポリスなどから役立つ情報がはいる

※福祉サービスだけでなく振り込め詐欺のことや季節の注意事項など

●緊急通報システムや詐欺予防の自動通話録音機がサロンの場で申し込める

●脳トレや昔話をすることで脳の活性化ができる

●近所じゃないからこそ話せることもある　●特技を引き出してくれる

●誕生日を祝ってもらえる　●情報交換しながら相談もできる

●伴侶をなくした人同士が慰め合っていた　●同郷の人々との交流

●サロンを欠席した場合でも、訪問してもらい安否確認ができる

2）地域にとって良かったこと

●行くところが増えた　●挨拶することが多くなった　●孤立を防げる

●ご近所同士、顔が見えるようになる　●サロンで昔の交流ができる

●サロン以外でも関係機関へ気軽に相談ができるようになった

●専門職の人たちに不安なことや悩みなどの相談がすぐでき心強い

●町会と民生委員のつながりができ連携が図れる

●町会同士のつながりもでき、情報交換もできる

●つながりが強くなって防災に備えることができる

●参加していない人のことについても他の参加者から話が聞ける

●些細な事でも気がねなく話ができる

●様々なサービスの存在や使い方がわかる

●区役所から配布された冊子等についても説明を聞くことができる

●にぎわいの地域の輪が広がっている

3）担い手にとって良かったこと

●地域の人が挨拶をしてくれるようになった
●数回顔を合わせるうち心配事の相談をしてくれるようになった
●サロンで顔を覚えてもらえて民生委員の活動強化につながる
●顔を知ることとあわせて足が不自由など個人の状況が把握できる
●独居の人が多いなど地域の状況が分かった
●情報がたくさん入ってくるようになった
●参加者が帰る時に笑顔になっているのが嬉しい
●自分たちの成長にもなっている　●担い手同志の交流もできる
●元気がもらえ健康になっている　●安否確認や情報提供ができる
●理事会、自治会で顔がわかるようになった
●つながりが広範囲になり近隣町会の役員さんと知り合えた
●担い手も退任したら参加者になれる
●他の地域行事に参加するようになった　●視野が広がった
●荒川区に住んでいる実感がもてる
●自分たちの将来に備えて準備をするようになった

行政と地域が力を合わせて「子どもの貧困」という課題への解決を

行政

- H21年度　子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト
- H23年度「地域は子どもの貧困・社会的排除にどう向かい合うのか
  ―あらかわシステム」を報告
- 貧困のリスクを抱える家族への支援、シグナルの早期発見
  産後うつや育児不安を抱える親へのサポート
- スクールソーシャルワーカーの配置　などなど
- 相談体制の強化など

貧困の再生産を防ぐ施策の一つとして
- H24年度　荒川区学習支援事業　無料塾「学びサポートあらかわ」実施

行政と地域が力を合わせて「子どもの貧困」という課題への解決を

地域住民

荒川区の無料塾「学びサポートあらかわ」の住民スタッフから
学習支援だけではなく、子どもたちがホッとできる居場所をつくりたい
ソーシャルファミリーをつくりたい

・ネグレクト家庭の子どもは、なかなか保護されることが難しい。
・支援を求めない親も多い。
・生活基盤のぬかるんだ所には子どもは立てない。
・家庭でも「無縁」の状態で生活している子どもは自己肯定感が低い。
・子どもに地域の多世代の人々と出会う経験をつくりたい
・子どもは本来力を持っているので、その力を発揮できるように大人がサポートしていきたい。
・行政でもいろいろな支援はあるが、それにつなげるのは「人」である。

ほっとできる居場所づくり　学習支援と
ボランティアによる手づくりの夕食の提供

H26年度～　子ども村:中高生ホッとステーション

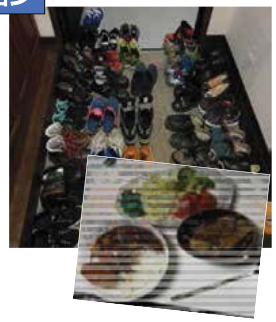

●活動の立ち上げ資金として、荒川社協より歳末たすけあい地域福祉募金500,000円を3年間支援。

●毎回の活動をA4サイズ2ページに作成し、行政など関係機関に報告。 現在202回を超える

●27年度～区の「子どもの居場所事業補助金」創設。補助金を得られるようになった。

●活動場所は、葬儀屋さんの3階・120㎡程度の4LDK・広いリビングがあるので30人を超える人数でも同時に食卓を囲むことができる。
複数の部屋があり、子どものニーズに合せられる。

●食事作りに毎月2回更生保護女性会が参加。学生・若者たちが学習支援を担当。→20代～80代までの多世代の地域の人がボランティアとして参加。

●区内最初の食事提供＆学習支援の「子どもの居場所」として設立。全国の子ども食堂ネットワークに参加しながら、区内の子ども食堂設立を応援する。

荒川区の子どもの居場所づくり・子ども食堂の実施状況

平成27年度～「子どもの居場所事業補助金」スタート。29年度～「子ども食堂」も対象化

④西尾久地区　平成28年度4月
子どもの未来塾
火曜17時～21時
ふれあい館で実施。こどもたちの学習等支援を行っていた団体が、居場所づくりとして補助金を得て活動

①東尾久地区　平成26年度5月
子ども村:中高生ホッとステーション
木曜17時～20時30分
学生からシニアまで多世代のボランティアが関わり、学習支援、自然体験など体験型活動を取り組む。更生保護女性会が食事作りを月2回担当

⑪町屋地区　平成30年度8月
みらい　～you me（ゆめ）～
月・火・木曜17時～20時
母子支援施設「ハイツ尾竹」で開催

③町屋地区　平成28年度5月
子どもの居場所インまちや
金曜17時～20時30分
小料理屋さんで実施。昼は高齢者の配食サービスを実施。
お店を会場に多世代のボランティアが参加

⑨西尾久地区　平成29年度8月
おやつ食堂　ふらっとﾄ
第2・4 日曜13時30分～16時30分
八百バレー教室　主催

⑧西尾久地区　平成29年度7月
みやまえの家
第1・3金曜18時～20時 宮の前診療所主催

⑦荒川地区　平成29年度4月
ななほし子ども食堂
第2木曜17時～20時
主催は、東京ほくと医療生協　荒川生協診療所。組合員がボランティア。オープン型。子どもが中心であるが、高齢者も障がいのある人も一緒に食事。

⑥東日暮里地区　平成28年度9月
東日暮里子ども食堂
第2・4金曜17時～20時
主催者の実家を提供。主催者は、他地区に住んでおり、その地域でも、オープン型子ども食堂を実施。

②非公開　平成27年度4月
てらこやミモザ
火曜日16時30分～19時30分
NPO法人Saya-Sayaが運営。DV被害者のこどもを対象にし、クローズで活動。

⑩南千住西部地区　平成30年度5月
バイタル・プロジェクト
月曜日　16時30分～20時
ユーチューバー・会場提供の居酒屋オーナーなど若い男性たちがNPOを立上げ活動

⑫荒川地区　平成30年8月
サザンクロス
水曜15時～20時　学習と夕食
月・金曜15時～18時30分　学習のみ
不登校、発達障がいのある子、支援を必要とする子どもたちを中心に　野球、ゲーム、ボーリング、ピアノ、英語、料理、ちょっと勉強。

⑤南千住東部地区　平成28年度7月
ほっこりあいらんど南千住
水曜17時～20時30分
南千住地区保護司会・民生委員児童委員協議会・更生保護女性会・商店街連合会青年部・コミュニティカレッジ受講者・ボランティアで協働運営。商店街青年部が、お弁当のおかずをつくり活動場所に届ける。更生保護女性会・民生委員が交代でごはんとみそ汁をつくり、おかずを配膳。学習支援や子どもに関わるボランティアの参加。

荒川区の子どもの居場所・子ども食堂

クローズ型

「子どもの居場所」
毎週1回開催
学校でもなく家庭でもない、地域の居場所
手作りの夕食をみんなで食べ学習のサポートをし、子どもが子どもらしく育つことができるようホっとできる場を提供

オープン型

「子ども食堂」
こどもが一人でも安心して来られる、低額で食べられる食堂
もちろんご家族でも、若者も、高齢者も参加
ただし「みやまえの家」はクローズ型
ふれあい枠・活サロンのテーマ型サロンとして位置づけ

●子育て支援課・子ども家庭支援センター・スクールソーシャルワーカー・学校から、必要とする子どもたちを紹介

●活動の主体は地域のボランティア

手作りの心のこもった**食事**づくり、**学習**を指導してくれるボランティア

一緒に遊んだり、**おしゃべり**をしたりなど　**多世代**のボランティアが参加

子ども食堂の活動から見えてきたもの

地域にとって

★子ども食堂を通して「こどもの貧困」という課題が**見える化**され、地域住民が「私にできること」と行動におこす動きにつながっている。さらに行動を通し「貧困」は決して子どもの問題だけではないことに気づくことができる。
★活動の意義を地域の人々に**見える化**することにより、共感を得られ一緒に汗をかいてくれる人を増やすことができる。

子どもにとって

- 子どもの居場所・子ども食堂で出会った子どもとボランティアが、それ以外の場所でも**つながる**。
- 子どもの「SOS」、家族の「SOS」に**気づく**ことができる
- 子どもの成長に必要な手助けをし、成長を見守り、一緒に喜んでくれる大人と出会える
- 一つひとつ活動に特徴があり、子どもが複数の活動場所に参加したり、自分にあった場所に**参加できる**

平成29年
7月設立

子どもを真ん中に、支援者が手を繋ごう！
子ども達にとって使いやすい子ども食堂に！

荒川区内の子どもの居場所、子ども食堂、フードバンク、シングルマザーサポートネットワーク、不登校支援ネットワーク、荒川区子育て支援課、子ども家庭支援センター、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生涯学習課、清掃リサイクル課、首都大学東京、荒川社会福祉士会、社協Vセンター、これから活動を始めたい人も参加し、ネットワーク会議

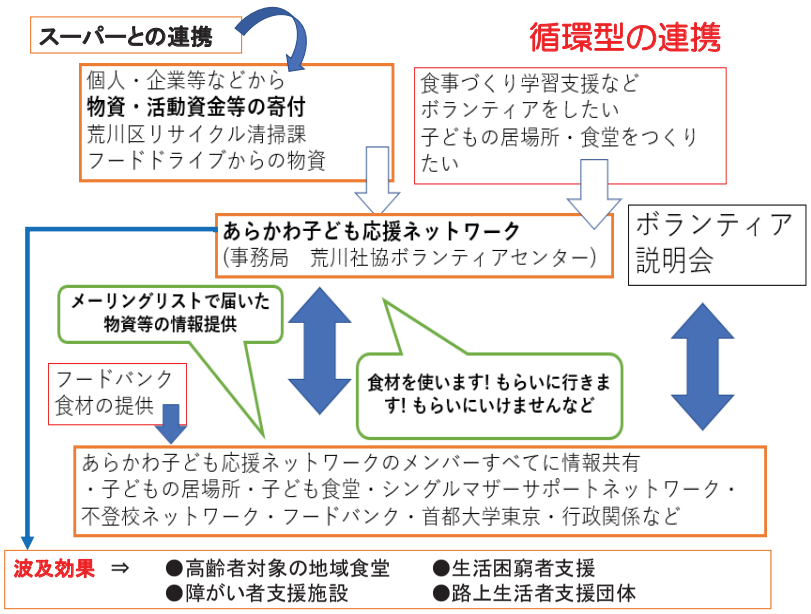

荒川区からのご報告は以上です。
ご静聴ありがとうございました。

“地域の将来”と“住民のしあわせ”を本気で考える
－小坂町における地域活動への支援－

小坂町マスコットキャラクター「かぶきん」

自己紹介

- **現職**

小坂町役場福祉課町民福祉班 （介護保険、地域包括ケア・地域共生政策推進担当）

- **職歴**

2010年4月 秋田県小坂町役場入庁
年金、国民健康保険、後期高齢者医療等を担当
2013年度から介護保険担当
2016年4月 厚生労働省老健局振興課
総合事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター関係を担当
2018年4月 小坂町役場町民課町民福祉班
2018年7月 〃 福祉課町民福祉班（現職）

・著書（書籍・執筆など）

1. 改正介護保険の新しい総合事業のてびき これでうちの自治体も安心移行・推進へ
第一法規株式会社，2016年（共著）
2. MIYAGI まちづくりと地域支え合い VOL.12 セミナーレポート
日本コミュニティライフサポートセンター，2017年
3. 厚生福祉 平成30年5月22日（火）第6406号 特集（小坂町の住民主体の生活支援の取り組み」
時事通信社，2018年
4.「さあ、やろう」 第5号 「鼎談：新地域支援事業の3年間をかえりみつつ －今の課題と対応策－」
さわやか福祉財団，2018年
5. 介護経営白書 2018年度版 「日本の介護が切り拓く新地平－地域の創生に向けた挑戦と創造－」
日本医療企画,2018年

1

小坂町が置かれている状況

2

小坂町の位置・地勢

○ 秋田県の北東端、北東北三県（秋田県・青森県・岩手県）のほぼ中央に位置。
国の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の「十和田湖」がある。
○ 小坂鉱山の発見により、明治初期から「鉱山の町」として発展。かつては県下第二の都市として繁栄した。
鉱山閉山後は、それまで培った鉱山技術を活用し、最先端の環境リサイクル産業（レアメタルの回収）へ転換を図り、世界に誇る資源循環型産業として発展を続けている。
○ 鉱山の歴史に彩られた近代化産業遺産の建物群、廃線後の鉱山鉄道を活用したレールパークなど、観光分野も大きな柱。

人口・世帯の状況（平成３０年１２月末時点）

○人口：5，111 人（男 2，371人 女 2，740人）
○世帯数：2，372世帯
○高齢者人口：2，217人（うち75歳以上 1，293人）
○高齢化率：43．4%（75歳以上割合 25．3%）

町内の介護保険施設
・特養：２（定員110人）
・認知症グループホーム：１（9人）
・軽費老人ホーム：１（22人）
・訪問介護：0
・通所介護：３
・認知症対応型通所介護：１

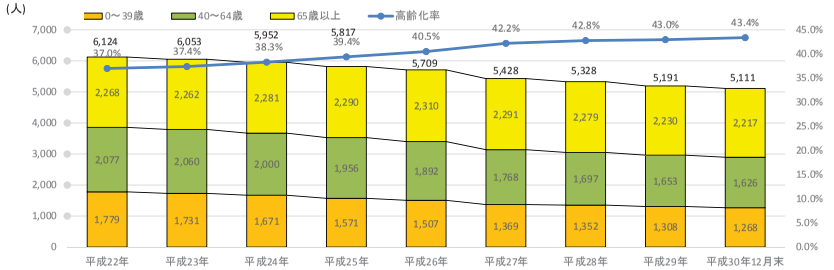

■ 若者世代の人口減少が顕著 ■ 高齢者人口は緩やかに減少

3

将来の人口推計

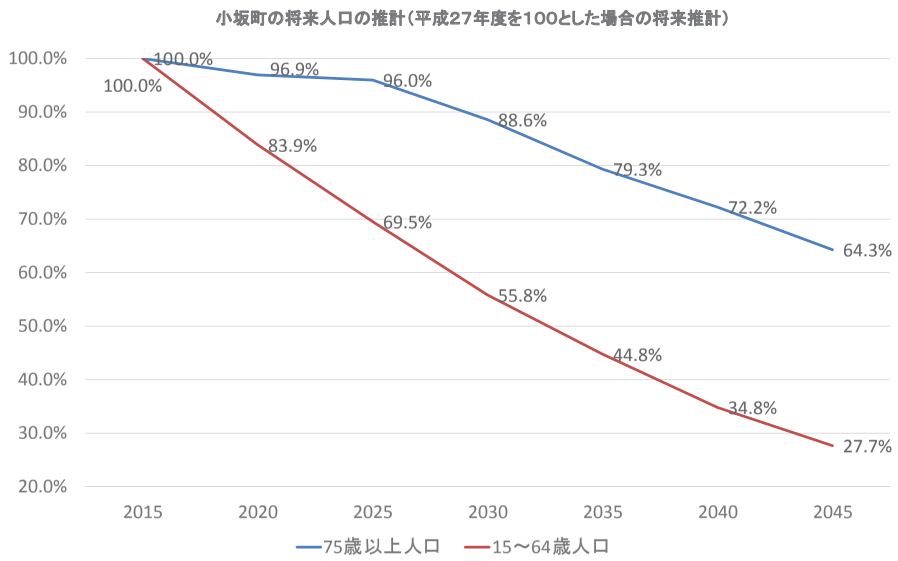

国立社会保障人口問題研究所の推計値を基に小坂町で作成

4

町を取り巻く社会変化

〈現状〉あらゆる世代の人口減少

→国がいう地域包括ケアシステム構築の背景は既に過去の話

〈課題〉・低下する“地域力”

・医療や介護サービスを始めとしたあらゆる分野での人材不足

〈現状〉あらゆる地域資源の縮小傾向

→人口減少が進むことによる公共・市場サービス等の減少

〈課題〉・生活基盤の維持・継続に向けた対応

・生産性の向上や効率化による持続性の追求

・自助や互助のカをどう維持していくか

〈現状〉地域の繋がりの希薄化

→歴史的かつ地域的な背景

〈課題〉・地域と公的支援の連動性の強化

・小地域単位での現状や課題、ニーズ等の把握

・互助のカをどう維持していくか

5

地域共生社会の実現

6

“縦割り”から“まるごと”に向かうための基本的骨格

①地域課題の解決力の強化

→住民が世代や背景を超えて繋がり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合う取組

②地域丸ごとの繋がりの強化

→耕作放棄地の再生や空き家の利活用など、地域社会が抱える様々な課題に対して、社会保障・産業などの領域を超えて繋がる取組

③地域を基盤とする包括的支援の強化

→地域包括ケアの理念を普遍化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築する取組

④専門人材の機能強化・最大活用

→専門職の育成課程を見直すことで、保健・医療・福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた人材を育てる取組

7

町が目指すビジョン（小坂町福祉総合計画）とは

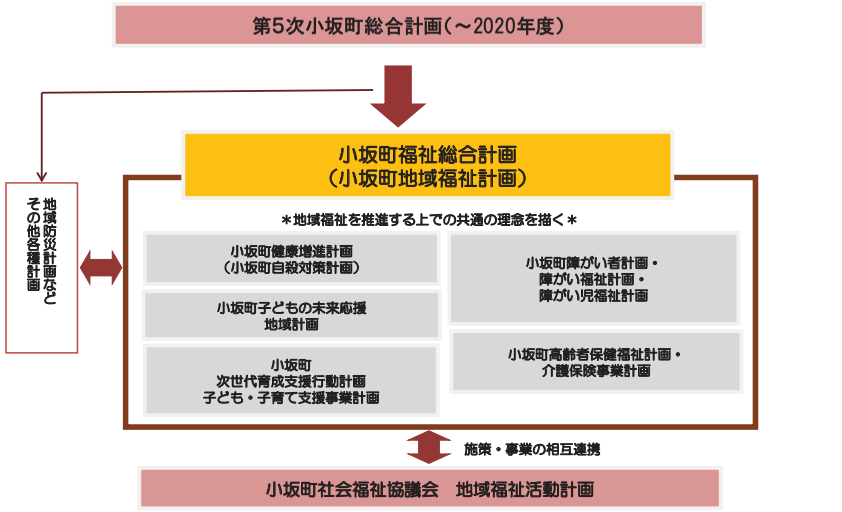

★ 高齢分野で培ったノウハウを障がい、子ども･子育て、健康増進などに応用し、地域福祉全体をボトムアップ

8

小坂町福祉総合計画で掲げていること

○小坂町地域福祉総合計画における主要事業

◇ **地域福祉計画**

① 成年後見制度利用促進（社会福祉協議会と連携）

・ (仮)小坂町成年後見制度利用促進協議会設置

◇ **介護保険事業計画**

② 地域包括支援センターの体制強化
③ 地域包括支援センターのブランチ設置（平成30年４月１日～小坂ふくし会へ委託）
④ 短期集中介護予防サービス（平成30年１１月１日開始～社会福祉協議会へ一部委託し、町（包括）とチームで対応）
⑤ 住民同士で取り組む移動支援へのサポート（30年度内の事業開始に向け検討：社会福祉協議会と連携）

◇ **障がい者計画**

⑥ 改正障害者総合支援法等により創設された新サービス
・ 自立生活援助（障害者の重度化・高齢者を踏まえた地域移行・地域生活の支援）
・ 居宅訪問型児童発達支援（医療的ケア児への対応等）
・ 就労定着支援事業（就労系のサービスにおける工賃・賃金等の向上、一般就労への移行促進）

◇ **子ども未来応援地域計画**

⑦ 地域体制の整備
・ (仮)小坂町子ども未来応援地域ネットワーク協議会設置
・ 子ども支援サポーター設置（平成30年２月１日～社会福祉協議会へ委託）

◇ **健康増進計画**

⑧ 健康づくり人材（ヘルスはっぴぃチャレンジャー）養成

◇ **その他**

○ 機構改革に伴う課の再編（まるごと支援班の創設）
・ 多世代型地域包括支援センター（まるねっと）設置（平成30年７月１日）
→ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、保健センターの機能を一本化

○ 平成31年度以降に向けた体制整備
・ 子育て包括支援センター設置（平成30年４月～）
・ ブランチを活用した「まるねっと」設置

※町と法人が連携し、専門職がチームで相談支援体制を検討

9

3つの基本コンセプト

①住民は出来るだけ長くお元気で

②地域の取組は徹底的に応援する

本日特に
お伝えしたいこと

**③数少ない医療・介護の専門職が共通の視点で
連携して包括的な対応する**

10

自助の可能性を広げる

11

資料-107

日本の健康寿命は世界一。健康に過ごせる老後は、どんどん伸びている

65歳以上≠高齢者

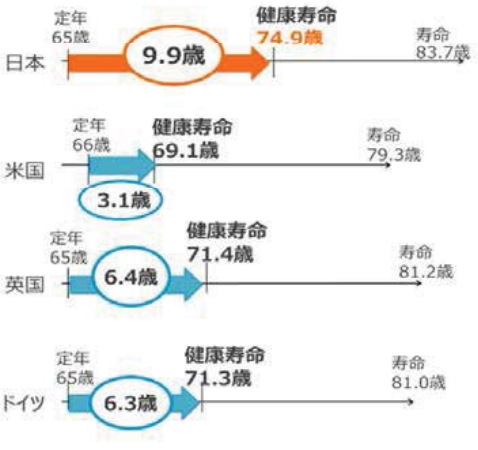

高齢者の体力・運動能力の推移

今の70代前半の高齢者の能力は14年前の60代後半と同じ

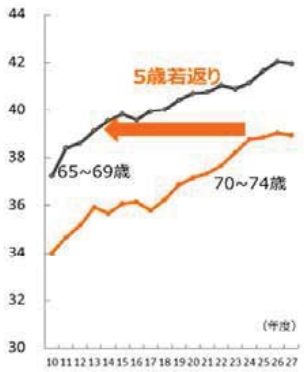

(出典) OECD(2015), WHO(2016), 文部科学省(2015)より経済産業省作成

参考：経産省　次官・若手プロジェクト「不安な個人、立ちすくむ国家～モデル無き時代をどう前向きに生き抜くか～」
平成29年5月　より

社会参加による健康維持・認知症等のリスク減少効果①

経済産業省資料

- 社会参加は、健康維持・認知症等のリスク減少に寄与することが、各種文献等から認められる。

① 就労やボランティア活動、趣味や稽古事などの社会参加・社会貢献活動を行っている高齢者ほど、自立を維持しやすい。

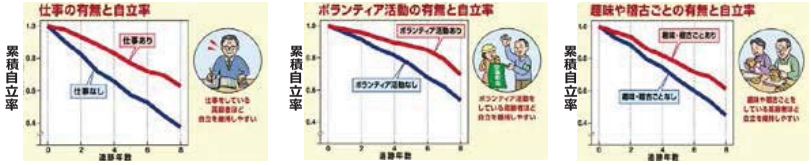

（出典）第３回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会（平成24年1月）資料１

② 運動は、スポーツグループに参加して行った方が、要介護状態になりにくい。

※運動をしていてスポーツグループに参加している者を基準としたところ、運動をしていてもスポーツグループに参加していない者は、1.29倍要介護状態になりやすかった。

（出典）JAGES project「スポーツによる高齢者の介護予防と政策展開に関する提言」
(Kanamori et al.2012)

社会参加による健康維持・認知症等のリスク減少効果②

経済産業省資料

③ 自発的な社会参加は、健康維持効果が高い。

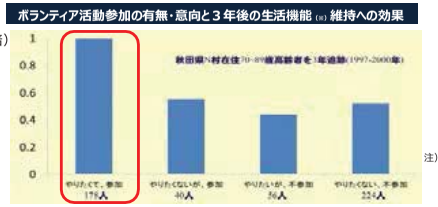

注）性、年齢、教育歴、慢性疾患(高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病)、過去1年の入院歴、痛み、老研式活動能力指標、健康 度自己評価、BMI、血清アルブミンを調整、
(※) 基本的日常生活動作能力（BADL）

（出典）第４回中央教育審議会生涯学習分科会企画部会（平成28年11月）資料３「高齢者の社会参加による"Win-Win"型健康づくり」
東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム 藤原佳典
(Fujiwara Y.Shinkai S.Kobayashi E et.al.第25回日本疫学会総会,名古屋,2015.1.21－23)

④ 地域活動参加で認知症リスク22%減、役割を担うとさらに19%減。

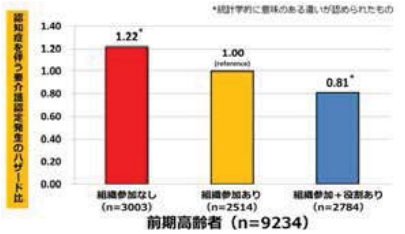

・高齢者の地域活動（自治会・町内会、趣味の会など）における役割（会長、世話役、会計など）の有無と認知症発症との関連について、高齢者13,850名を約10年間追跡調査。

・前期高齢者では、地域活動への非参加者と比べ、役割を伴わない参加者は、認知症発症リスクが22%低くなる。また、役割を伴う参加者は、役割を伴わない参加者に比べて、認知症発症リスクが19%低い。

※性、年齢、教育年数、婚姻状況、居住形態、就業状況、歩行時間、既往歴（心疾患、脳卒中、高血圧、糖尿病）、飲酒、喫煙、抑うつ、IADLを考慮した解析

※※各対象者数は欠測値の補完前の対象者数を示す

（出典）根本 裕太（早稲田大学大学院）地域活動参加で認知症リスク２２%減 役割を担うとさらに19%減 ～高齢者10年間の追跡調査～. Press Release No: 130-17-23
(Nemoto Y et.al. BMC Geriatr. 17(1):297. doi: 10.1186/s12877-017-0688-9. (2017))

日常生活に"介護予防"を溶け込ませる①

介護予防ポイント（こさかはっぴいポイント）

事業の内容	○参加するごとに、１日上限５０Ｐ（５０円相当）としてポイントを交付し、１年間でたまったポイント数に応じて、町内で使用可能な商品券等と交換
目的・効果	○参加者数の掘り起こし ○意欲と目標をもった活動の推進 ○新しい「地域住民同士の支え合い体制の構築」 ○一人当たり月額５８円の介護保険料引き下げ効果（粗い試算）

ミニデイサービスくるみ

目的・効果	○日中の居場所が必要な要支援者の集約（通常デイとの分離の推進、棲み分けの明確化） ○地域の多世代なボランティアと繋がるきっかけづくり

はあとぷらす

目的・効果	○ADL／IADL動作の向上による、自己目標の達成支援 ※訪問・通所の一体型短期集中Ｃを町社協が地域包括支援センターと共同実施

日常生活に”介護予防“を溶け込ませる②

○ 「やりたいこと」「やってみたいこと」を全力で取り組める社会環境をつくる
⇒生きがいを無くさないための地域づくり

－農業と地域の居場所の一体的実施（上小坂地区）－

－特技を生かした会報誌の発行（栄町地区）－

“介護予防”と“日常生活支援”の効果

85歳以上の高齢者に占める認定者の割合の状況

都道府県	保険者	85歳以上	認定者	認定率
北海道	音威子府村	42	12	28．57
長野県	泰阜村	198	65	32．83
新潟県	五泉市	5，818	1，968	33．83
長野県	平谷村	65	23	35．38
長崎県	小値賀町	314	116	36．94
福島県	矢祭町	479	178	37．16
長野県	大鹿村	136	53	38．97
長野県	御代田町	673	264	39．23
高知県	檮原町	417	164	39．33
秋田県	小坂町	449	178	39．64
大分県	姫島村	211	84	39．81
埼玉県	和光市	1，716	684	39．86
		．		
		．		

厚生労働省 介護保険事業状況報告（平成３０年４月暫定版）を基に作成

秋田県内における介護保険料の状況

保険者名	保険料額（月額）
五城目町	8，400円
井川町	7，900円
藤里町	7，400円
男鹿市	7，157円
三種町	6，900円
能代市	6，800円
潟上市	6，800円
八峰町	6，800円
大館市	6，771円
八郎潟町	6，700円
北秋田市	6，460円
鹿角市	6，300円
大曲仙北広域	6，300円
由利本荘広域	6，280円
横手市	6，257円
秋田市	6，232円
羽後町	6，050円
上小阿仁村	5，800円
湯沢市	5，700円
羽後町	5，700円
小坂町	5，300円
大潟村	4，600円

やりたい人たちを応援する

ニーズに合わせた支え合い

○ 日常生活圏域数は1つ。実施要綱で規定している協議体は、町全域をターゲットに活動（第1層レベル＝地域支え合い推進協議会）
○ 各地域の特性に応じた支え合い体制を構築するため、38自治会に分けて支え合い活動の普及・活発化を図る
（（実質的な）第2層レベル＝見守りネットワーク情報交換会。実施要綱等の規定なし）
○ 1層と2層レベルの活動がスムーズに進むことを支援するため、1．5層レベルの協議体を置く
○ 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は、（実質的な）2層レベル協議体の機能にも関わる
第1層レベルの協議体メンバーの一部とともに、第2層レベルの地域支え合い推進員の機能を担う
○ 地域支え合い推進員のみに押しつけず、地域包括支援センター（＋町社協）が進捗をグリップする

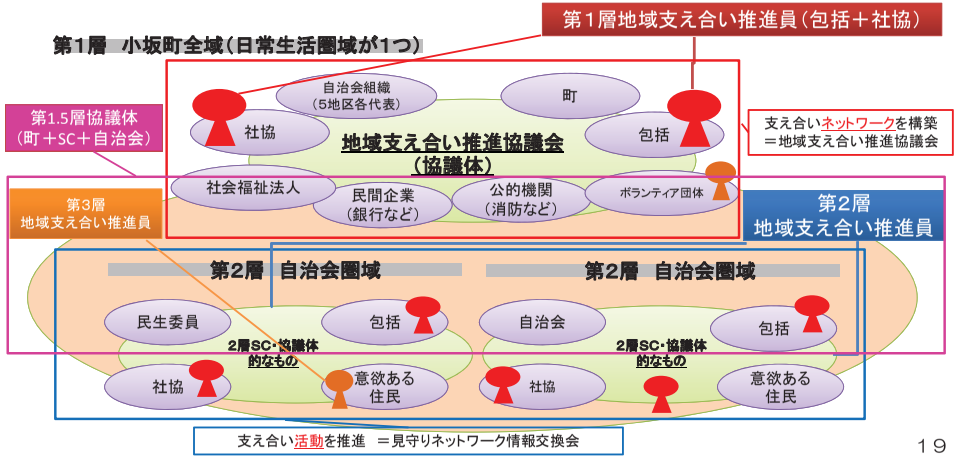

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の取り組み

～地域支え合い推進協議会～

・地域内の社会参加と支え合い体制の構築・推進に向けた関係機関のネットワーク構築、調整
・地域支え合い推進員の地域活動を支える
・各関係機関・関係者が地域で把握した課題、助け合いのニーズを共有し、地域全体の課題解決に結びつける

★民生委員、保健協力員の代表のほか、自治連協、警察、消防、郵便局など、地域に幅広く関わる関係者23人で構成！

～見守りネットワーク情報交換会～

・介護予防と支え合いによる地域づくりの必要性を啓発
・地域にある支え合いの取組を見つける
・地域が抱える生活課題の把握や助言
・支援や見守りが必要な方の把握・地域住民との情報共有

★地域支え合い推進員の訪問をきっかけに、地域を見つめ直し、新しい支え合い活動に取り組む自治会も出始めてきています！

20

地域の支援ニーズに応える①

冬季間の見守り活動を行うため、除雪をきっかけにしたいが、機具が小さくて大変だ

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

除雪機械（ローダー）の貸与（除排雪業務を自治会へ委託）

町内で買うことのできない季節品や衣料品などを自分の目で見て買いたい（移動が困難）

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・車両リース費の支援
⇒町社会福祉協議会のバスを活用
訪問型サービスDなどで経費を補助
・ショッピングセンター等との交渉支援
⇒休憩場所の確保や介護予防体操の実施場所の確保
・理学療法士の派遣
⇒体操に限らず、歩行や買い物動作等の指導・助言の機会を確保
（地域リハ活動支援事業で人件費を補助）

配食サービスをしたいが場所が無い

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・町有施設の開放
⇒調理ボランティアが作業しやすいよう、調理台を改修・町有施設の開放
・配送費の支援
⇒中心部から離れた居宅への配達もあるため、燃料費等を助成

21

地域の支援ニーズに応える②

地域で支え合い活動（居場所など）を始めたいが、ノウハウが無くて自信が無い

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・事例集の配布
⇒町内の全ての支え合い活動の状況、立ち上げ経緯、活動のポイントを写真付きの事例集にまとめて配布
・地域支え合い推進員の助言や協力
（町内会長等などへの働きかけや補助制度の紹介や取り次ぎ等）

居場所を立ち上げたいが、場所や費用、開催内容等に助言・支援がほしい

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・自治会館の改修
⇒身近な存在である自治会館の改築、改修（一般財源）
・立ち上げ費用の支援
⇒使途を厳しく限定しない補助制度の創設（１団体３回まで。上限３０万円）
⇒社協でも別に補助制度を創設
・備品の貸与
⇒包括で所有している介護予防器具等の貸与
・専門職の派遣
⇒包括・社協に所属する地域支え合い推進員に限らず、開催内容に応じて包括職員（健康運動指導士）、リハビリ専門職等を依頼に応じて派遣

22

雪国特有の問題にも支え合いで対応

－大地地区における見守り支援と地区内除雪の一体的実施－

大地自治会に除雪委託　町民との協働モデルに　小坂町

2017-11-30

小坂町は１２月１日から、冬期間の町民の快適な暮らしを確保するため、新たな取り組みとして七滝地区の大地自治会に除雪業務を委託する。町民との協働による除排雪体制づくりの充実に向け、今冬から５年間のモデル事業として実施。除雪車１台を貸与し、住民に集落内の除排雪に取り組んでもらう。

町は、総合計画で「冬の暮らしに強いまち」（雪対策）を掲げ、各種施策に取り組んでいる。官民一体で総合的な除雪施策を効率的、効果的に実施しようと、町雪対策連絡協議会を設置し、この中の除雪研究部会では、地域が抱える問題や課題などについて具体的に話し合っている。

大地への除雪業務委託は、同部会からの提案によるもの。大地は町の西側、小坂川に沿った山沿いに位置する。これまで町による除雪作業は、ほぼ終盤に行われていたことから、「通学や通勤時間帯に不安を感じる住民が多かった」（小笹康弘会長）という。町に解決策を求める一方、自治会としての要望を伝えるなどして、協働で取り組む方向性を探っていた。

除雪業務の委託は、８月に開催された同協議会での承認を得て、９月定例議会の補正予算案に関連経費を計上、今冬から５年間の試験実施が決まった。

町は小型ローダー１台を貸与し、地域の除雪を全て自治会の責任で行ってもらう。除雪車の操作は経験のある住民が担当する。委託期間は１２月１日から来年３月３１日まで。１シーズンごとに事業について検証し、効果や課題をまとめる方針。

町建設課の伏見俊一課長は「今回のモデル事業を通して、町民との協働による除雪体制づくりを図っていきたい」と話した。

町内の中でも高齢化率が高い大地。自治会内の町道のほか、高齢者宅なども除雪したい考え。小笹会長は「地域をどうやって守れるか、守っていくかということを考えながら、取り組んでいきたい」と意気込んでいる。

除雪作業は集落入り口の大地橋から行われる

平成29年11月30日付　北鹿新聞より引用

23

資料-110

多機関連携で不安を解決する

－多機関協働による介護予防＋買い物＋移動支援の一体的実施－

24

あるものを最大限に活用する

－町有施設を活用した配食サービスの実施－

25

“誰かの役に立ちたい”気持ちを応援する

－住民主体の訪問型サービスに対する補助制度－

にない手さん

○　住民が主体となった、居宅への訪問による地域支え合い活動
○　事務局（庶務）は町社会福祉協議会が主体

サービス内容	住民が主体となって行う生活援助
目的・効果	○活動者にとっては、「誰かの役に立ちたい」気持ちが生きがいづくりに繋がる ○現役時代の特技や能力を地域で発揮できる場づくり ○住民同士が協力し、支え合える地域づくりメニューの一つ ○介護給付費の抑制 ○介護職人材の不足を補う
事業の内容	利用料：３０分　２５０円 買い物・調理・掃除・話し相手 外出支援(医療機関等への付き添い)等 日常生活の支援
実施方法	町からの活動費補助によって実施 （間接経費の全額補助）
活動者	地域の住民 （活動に対する講習会受講・登録者）

26

少しずつ増えている地域での支え合い①

住民が自主的に実施している通いの場の一覧　（平成29年10月時点）

※月１回以上、①身体を動かす　②食事を共にする　③他者と交流する　ことを住民が主体で一時間以上行っている取組を集計

従来からの地域の居場所

生活支援コーディネーターの活動によって把握された地域の居場所された（＝介護予防ケアマネジメントに反映）

生活支援コーディネーターが立ち上げに関わった地域の居場所

地区名	活動内容	活動場所	開始時期	会の名称	費用	内容	開催時間	主体
さくらんぼ	月１回（木曜日）	自治会館	平成19年4月	お楽しみ会	無料（自治会負担）	茶話会、グラウンドゴルフ	１０時～１２時	お元気くらぶ世話係
永楽町	月２回（月曜日）	自治会館	平成24年12月	おげんきかい	無料（自治会負担）	食事、おしゃべり、カラオケ、観劇、お出かけ等	１０時～１５時	自治会福祉部
細前田	月１回	自治会館	平成12年4月頃	お茶っこの会	２００円	食事、体操、おしゃべり、将棋	１０時～１４時半	老人会
狐崎	月１回（4～11月）	自治会館	平成26年4月	にこにこクラブ	無料（ランチは５００円）	スクエアステップ、ゲーム	１０時～１２時	お元気くらぶ世話係
新町	月１回（5～12月）	自治会館	平成19年	お元気パートⅡ	１００円	スクエアステップ、ゲーム	不定期	民生委員
藤倉団地	月１回	自治会館	平成26年10月	趣味の会	１００円	趣味活動、温泉、食事等	１３時～１５時	お元気くらぶ世話係
湯川	週２回（火・金曜日）	手作りのグランドゴルフ場等	平成18年秋	湯川グランドゴルフ交流会	年８００円（１回５０円）	グランドゴルフ、草刈り	１３時～１５時	湯川自治会社会福祉部
湯川	週１回（水）	地区公民館グランド	昭和63年3月	のらの会	年１０００円（冬期間１００円）	グランドゴルフ、花壇づくり、おしゃべり、踊り	１３時～１５時	有志
一本杉	第２木曜日	自治会館	平成23年9月	お茶っこの会	月３００円	食事、おしゃべり、干し柿作り、観劇、温泉等	１０時～１４時	老人クラブ
川通り	月１回	自治会館	―	老人クラブ	―	軽体操、簡単なゲーム、おしゃべり、昼食（持参）	１０時～１５時	川通り老人クラブ
岩沢	月１回	自治会館	平成20年4月	―	―	おしゃべり	１５時～１６時	お元気くらぶ世話係
	第３日曜日	自治会館	平成29年10月	岩沢８０（ハチマル）会	無料	おしゃべり、昼食（持参）	９時～１５時	民生委員
栄町	月１回	自治会館	―	栄寿会	―	誕生会、体操、歌等	不定期	老人クラブ
若葉町	第２火曜日	自治会館	平成19年4月	―	―	おしゃべり	１５時～１６時	福祉部
	―	自治会館	―	寿会	―	草取り、おしゃべり	１２時～１４時	老人クラブ
大川岱	月１回	自治会館	平成23年4月	―	―	昼食（持参）、おしゃべり	１２時～１４時	お元気くらぶ世話係
細越	月１回	自治会館	平成21年4月	―	１５０円	おしゃべり	１５時～１６時	老人クラブ
北あけぼの	月１回	自治会館	平成19年4月	―	―	おしゃべり	１５時～１６時	自治会
南あけぼの	月１回	自治会館	―	―	―	広報の仕分け、おしゃべり	１３時～	老人クラブ
鴇	月１回	自治会館	―	―	―	環境整備・おしゃべり	不定期	老人クラブ
大地	月１回	自治会館	平成24年10月	―	―	昼食（持参）・おしゃべり	１２時～１７時	お元気くらぶ世話係
渡ノ羽	月２回（第２・４水曜日）	自治会館	平成28年12月	編み物会	無料	編み物	１０時～１２時	自治会有志
成森	月曜日	自治会館	平成29年4月	女性サロン・オープンカフェ	１００円（自治会負担）	ゲーム、パズル、おしゃべり、昼食（持参）	１０時～１５時	自治会
万谷	月１回（第１日曜日）	自治会館	平成29年5月	万谷お元気パートⅡ	無料（自治会負担）	軽体操、ゲーム・おしゃべり	１０時～１２時	自治会
古舘竹	月２回（第１・３月曜日）	自治会館	平成29年6月	若竹会	無料	スクエアステップ、ゲーム	１０時～１２時	自治会有志
尾樺部	月１回（第３日曜日）	個人宅	平成29年9月	―	５００円	おしゃべり	１０時～１２時	自治会婦人部

少しずつ増えている地域での支え合い②

地域での居場所・支え合いが増えている３パターン

昔からやっているよ
様々な思い（想い）で
昔から地域で活動しているパターン

出来ることからやってみようかな
ＳＣのサポート（後ろ支え）で
新しく活動を起こしたパターン

“お元気くらぶ（巡回型介護予防教室）”が楽しくて回数を増やせないかな
自治会単位で実施している介護予防教室の
頻度に物足りなさを感じて
独自に回数を増やしたパターン

27

活動の見える化と地域との共有

地域の取組情報誌の発行

広報で地域の取組を紹介

～広報こさか７月号より～

助け合い・支え合いのまちづくりをめざして

【その2】一本杉「お茶っこ会」の紹介

一本杉は24世帯と小さな自治会ですが、「お茶っこ会」は毎月１回行っています。この他にも月１回程外出行事（農業館観劇や弁護士館などの市内施設巡り）、あかしや花の利用など参加者同士で事を乗り合わせながら出かけています。

きっかけは、「地域支え合い体制づくり事業」で、テーブルやイス、冷蔵庫等を購入し、カーペット敷きにしてスリッパを履かなくても良くなったこと、そして、26年度に老朽化した児童館を改修したことがあげられます。

以前は、「お元気くらぶ」のあとにもお茶会をしたり、折り紙や手芸的なことをしていましたが、男性陣には不評だったこともあり、昨年9月に新たに「お茶っこ会」と名付けた集まりを企画しました。お昼をみんなで作って食べようということになりましたが、会館には調理器具がなく、家からガスコンロや炊飯器等を持ってきて昼食を会館で作るようになりました。そうすると、特に女性陣はワイワイおしゃべりをしながら調理を楽しむようになり、調理に参加しない人たちも作業を見守ったり、お茶やコーヒー、時にはお酒を飲みながらおしゃべりを楽しんでます。

自分たちが手がけた昼ご飯は格別においしいようです。また、外出行事の時は、チラシや声がけで広く自治会全体に呼びかけるので、参加者も違った顔ぶれになることもあります。

まだ１年経っていませんが、こうした居場所づくりや集いが、地区住民のつながりを深めていることは、参加者の皆さんの和気あいあいとした雰囲気と生き生きとした表情からうかがえました。

お問い合わせ先　小坂町地域包括支援センター（TEL29-2950）

28

応援する側も頑張る

29

単独で出来ることには限界がある

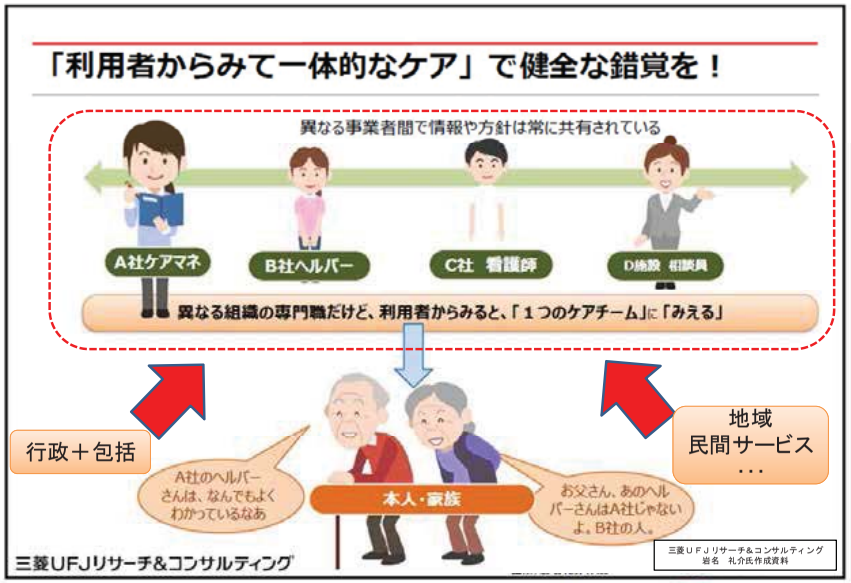

30

“つながる”ためにはと“情報”が必要

31

資料-112

多職種・多機関連携の流れをつくる（町の取組から見えてきたこと）

① 委託の丸投げをしない

→地域包括支援センターを中心に、あらゆる事業所が関わる
→（例）介護予防事業、介護予防ケアマネジメント、短期集中介護予防サービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業を多機関で一体的に実施

② 情報は共有する

→行政、そして包括が持っている情報は宝の宝庫。活用しないのはもったいない
→情報によって、きっかけを作れることは実は多い

③ 互いの仕事（業務）を知る

→町内の社会福祉法人を対象とした実務研修制度（１年または２年）
→地域の情報や福祉に関わる制度に触れながら、地域包括支援センターの業務を経験する

④ 中身のあるネットワークをつくる

→月１回の医療・介護の連携会議の開催
→地域に暮らすあらゆる高齢者の情報を関係者で共有
→情報連携しやすい環境づくり

32

まるごと支援班（まるねっと）とは

平成30年7月1日～

○ 福祉に関することを一元的に進めていくため、課・班を新設。
○ 情報管理・共有を一体的に行うと同時に、福祉的な観点から地域を“まるごと”支える仕組みを整備。

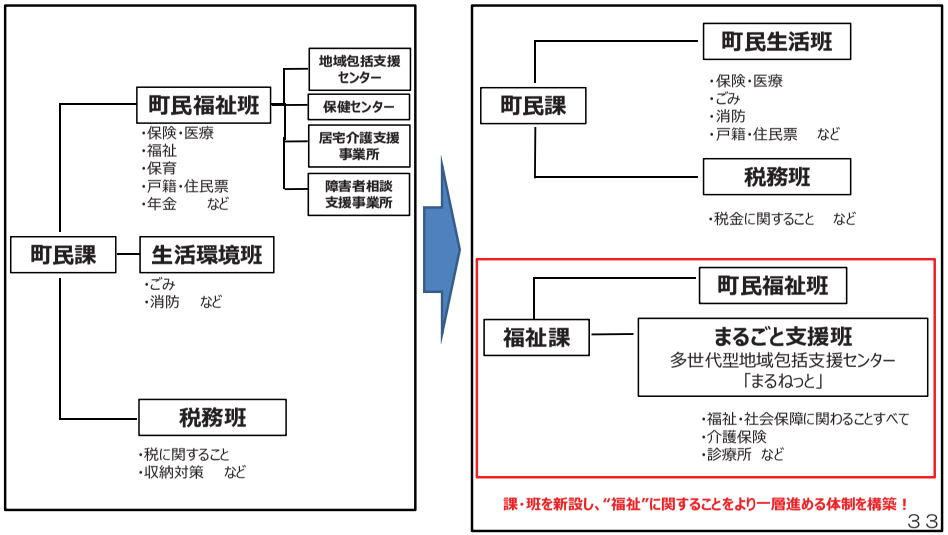

課・班を新設し、“福祉”に関することをより一層進める体制を構築！

33

多世代型地域包括支援センター“まるねっと”の体制状況

職　員	保有資格など	※包括	調認査定	支障援害	マケネア	保母健子	予介防護	保成健人
A	保健師、精神保健福祉士、主任ケアマネ、第1層SC、相談支援専門員	○	○	○	△		○	
B	保健師、健康運動指導士、初期集中支援チーム員、相談支援専門員	○	△	△			○	
C	保健師、健康運動指導士、相談支援専門員					○		○
D	社会福祉士、主任ケアマネ、認知症地域支援推進員、初期集中支援チーム員、相談支援専門員	○	○	△	△		○	
E	保健師		△			○		○
F	保健師、初期集中支援チーム員	△	○			○		○
G	看護師、ケアマネ	○	○		△			
H	介護福祉士、ケアマネ、社会福祉主事	○	○				○	
I	介護福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員	△	△	○			○	
J	看護師、社会福祉主事	○	○				○	
K	看護師	○	○				○	
K	介護福祉士、主任ケアマネ	○	○		○		○	
L	看護師	○	○					
M（研修生）	社会福祉士、介護福祉士、ケアマネ、認知症地域支援推進員	○	○	○				
N（課長兼班長）	ケアマネ、社会福祉主事	○			○			
O	－	○	△				△	

※充実分新規３事業を含む

○：主で従事　△：資格は保有しているが従事はしていない 又は 間接的に従事

34

相談を２４時間・３６５日受け止める

- 人材・資源が限定される小規模地域では、単独での包括的相談対応の実現は大変困難
- 多職種・多機関が相互連携した“錯覚”に見えるような対応により、切れ目の無い相談・支援を実施

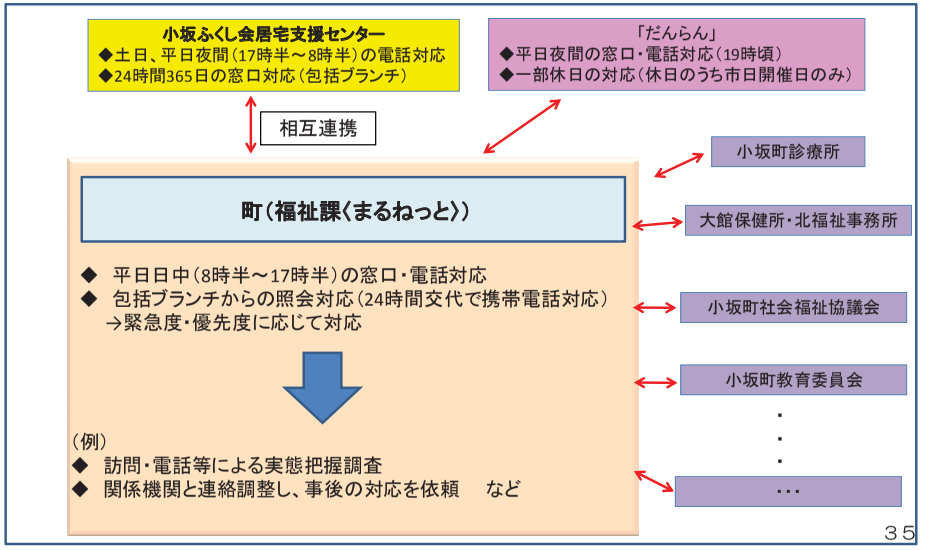

35

個々の福祉課題を多機関・多職種で受け止める

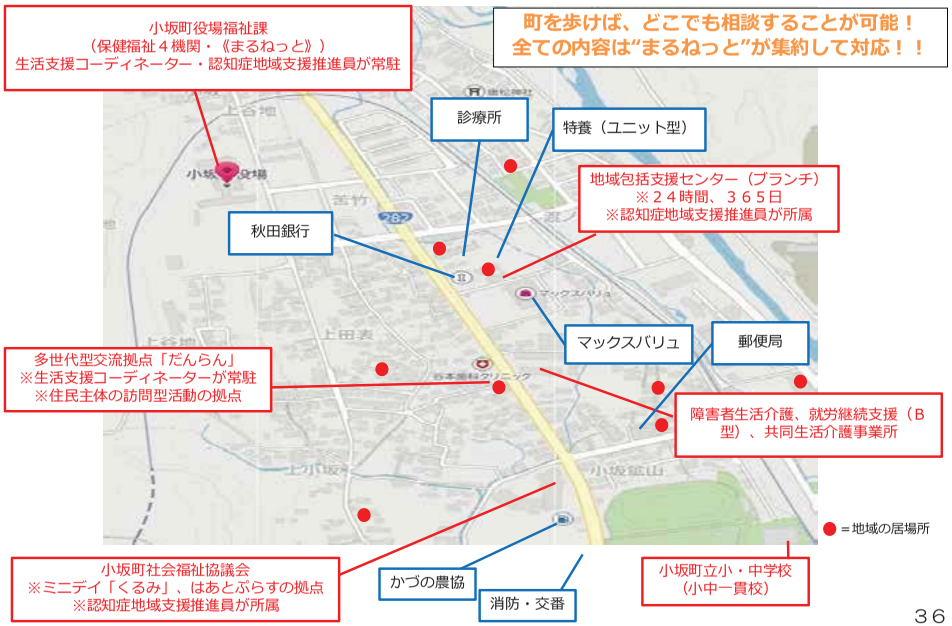

36

おわりに

37

地域には支援を必要としている人はたくさんいる
そして、地域にはたくさんの資源がある

しかし、実際には
「住民が何を望んでいるのか実はよくわからない」
「もっと自分たちの活動を住民に知ってほしい」
「困っている人はたくさんいるが、担い手が足りない」
「今なにも起きていないからそれでいい」
「どこから手をつければいいか分からない」
「役所（行政）はなにをやっているのか！」

住民も活動している人も専門職も、そして行政も･･･

⇒無いものねだりからの脱却
⇒待っていても状況は悪化
⇓
「待ち」の姿勢から「予防」の視点への転換
行政として、地域の現状に対して責任ある対応を

38

ご清聴ありがとうございました

小坂町かぶきん

39

パネルトーク
地域に支え合いの生活支援を広げるために

地域に支え合いの生活支援を広げ、取り組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

コーディネーター

一般社団法人全国食支援活動協力会
　専務理事　平野　覚治 氏

パネリスト

厚生労働省老健局総務課
　課長補佐　石井　義恭 氏
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構　研究総務部
　次長　服部　真治 氏
小坂町福祉課町民福祉班
　三政　貴秀 氏
立教大学コミュニティ福祉学部
　教授　原田　晃樹 氏
東京大学大学院人文社会系研究科・文学部
　准教授　祐成　保志 氏

コメンテーター

日本大学文理学部
　教授　内藤　佳津雄 氏

住民参加を促す地域づくりについて

厚生労働省 老健局 総務課 課長補佐
石井 義恭

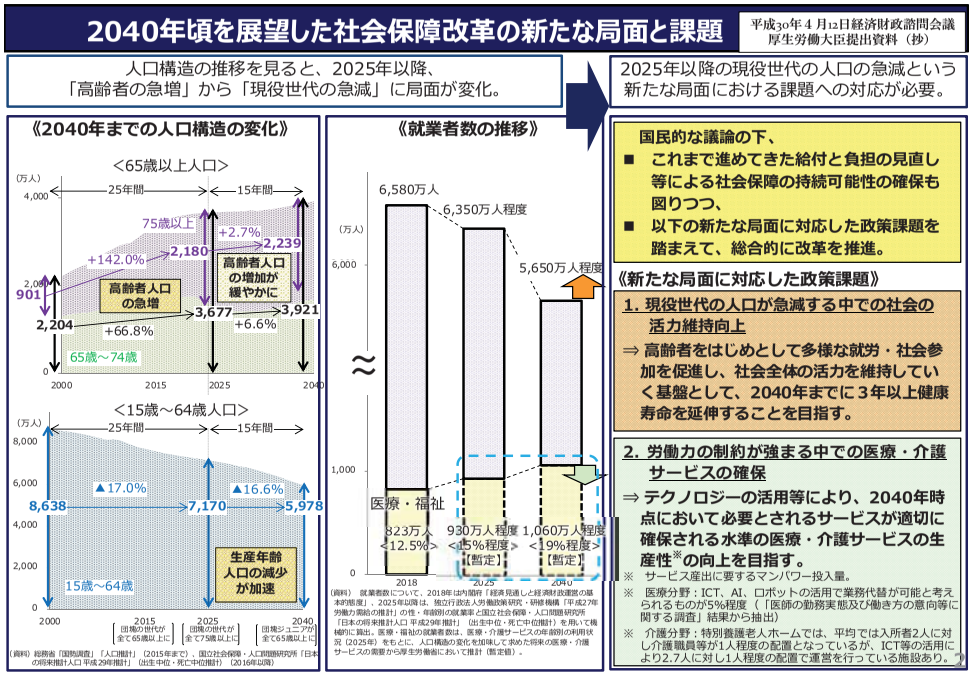

（参考）日本の人口ピラミッドの変化

○ 団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、75歳以上の者の割合が18%になる。
○ 2040年の人口は2015年の約87%まで減少するが、65歳以上人口の割合は2015年の約1.3倍となる。
○ 2040年以降も念頭に、急増するニーズと支え手となる世代の減少を踏まえ、介護保険制度が直面する課題への対応が必要。

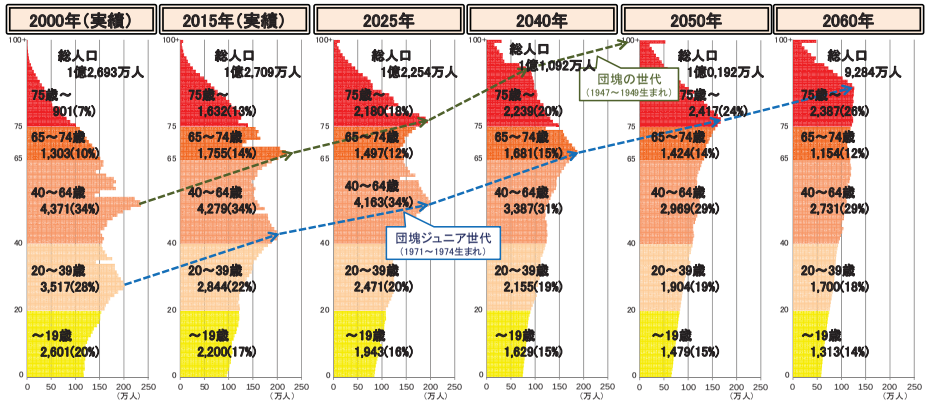

3

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで７５歳以上人口が急増する大都市部、７５歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

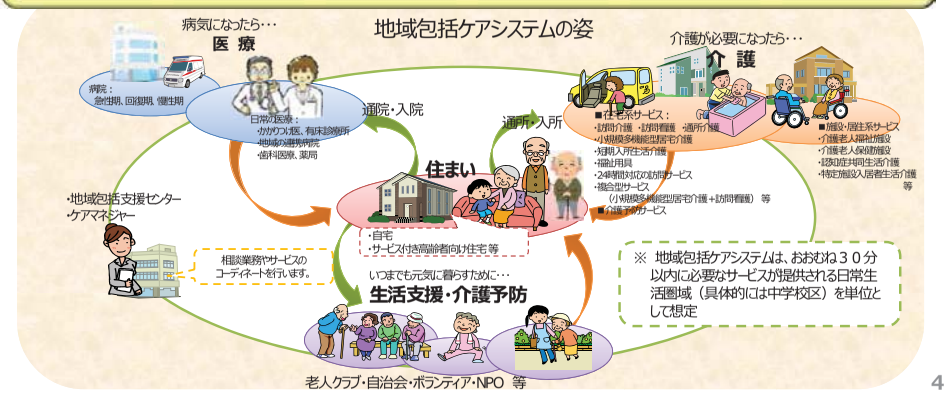

4

新しい地域支援事業の全体像（平成26年改正前後）

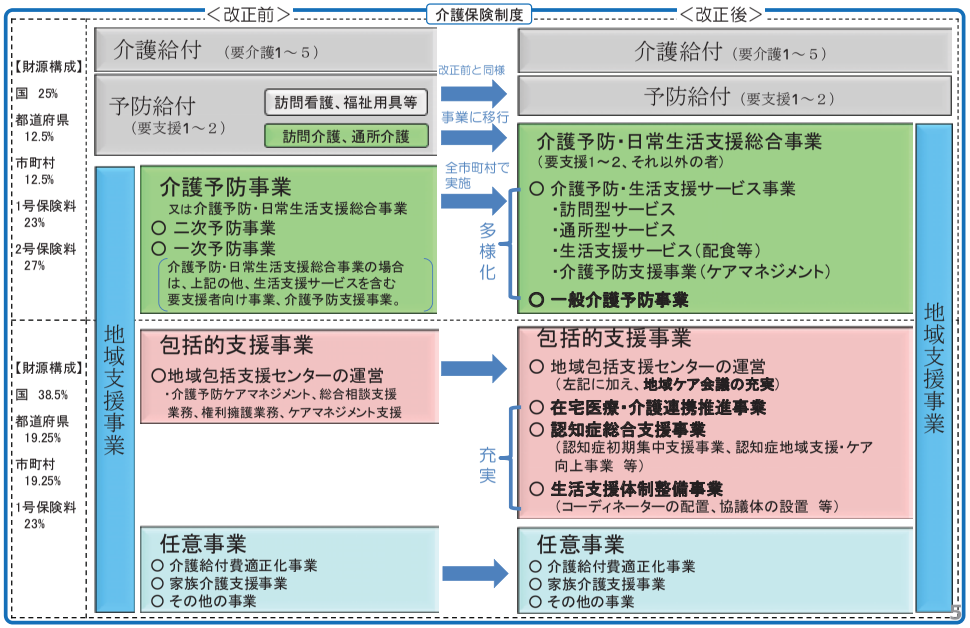

5

総合事業に関する総則的な事項

１ 事業の目的・考え方

（１） 総合事業の趣旨

○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

（２） 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実
住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、ＮＰＯ、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり
高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進
生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開
地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進
地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

6

地域支援事業の連動を意識する（イメージ）

○ 高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築の目的は、“”住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける”こと。
○ 各事業はあくまでも地域を支援するための手段（ツール）であり、それぞれの事業実施が目的（ゴール）ではないことに留意する必要がある。
○ 住民を含む関係者と考え方や方向性を共有し、多職種や多機関が連携して地域全体を支えることが必要であり、各事業の関連性を活かすためにも“場”としての地域ケア会議や協議体を活用することが重要。

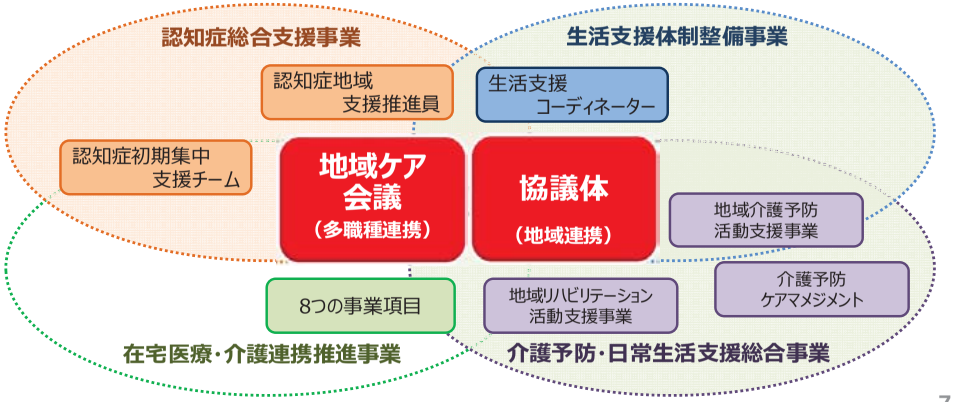

7

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

○ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
○ 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
○ 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

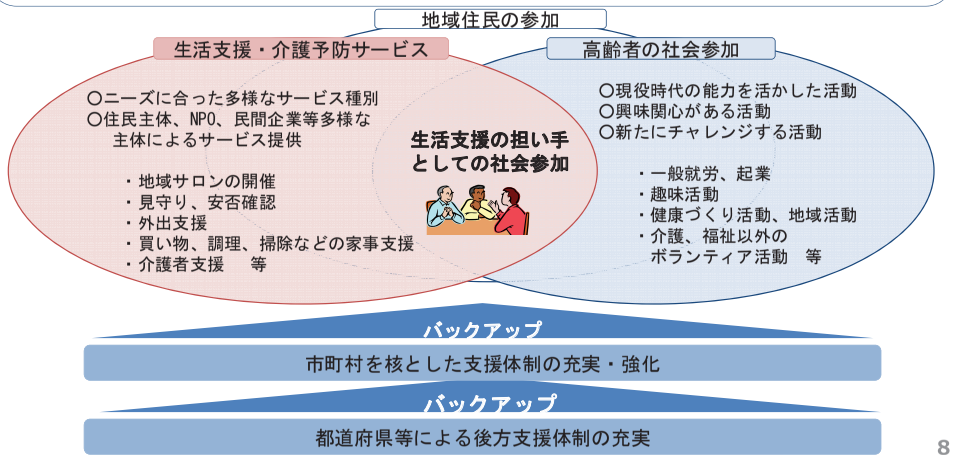

8

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○ コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○ 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○ 住民主体の活動を広める観点から、特に第２層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○ 第３層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング（利用者へのサービス提供内容の調整）を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第２層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第１層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される（体制整備事業対象外）

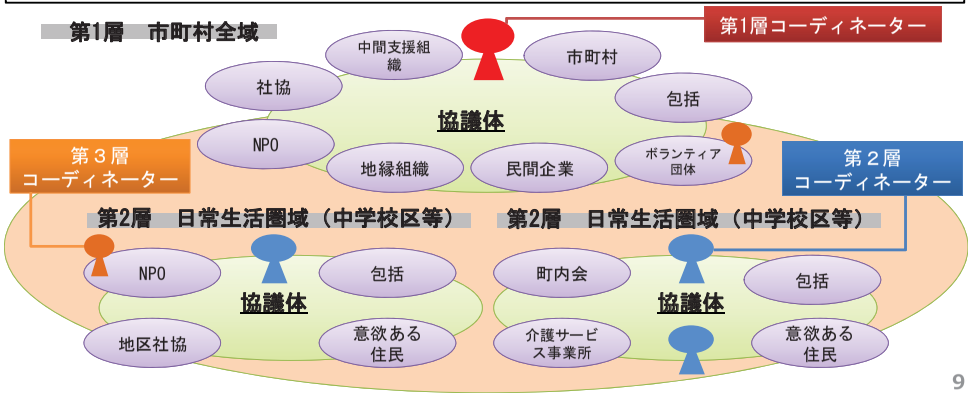

9

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日　厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代 や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化
- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化
- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化
- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用
- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
◆ 共生型サービスの創設　など

平成30（2018）年：
◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31（2019）年以降：更なる制度見直し

2020年代初頭：全面展開

【検討課題】
①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方　③共通基礎課程の創設　等

10

地域に支え合いの生活支援を広げるために

平成31年1月28日

医療経済研究機構　研究部主任研究員兼研究総務部次長
服部　真治

2040年を見据えた最大の課題

人口減少に対応した社会保障・働き方改革の進め方について

経済財政諮問会議(30.10.5) 厚生労働大臣プレゼン資料

■ 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
■ **2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題**。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
①多様な就労・社会参加の環境整備
②健康寿命の延伸
③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

«現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題»

多様な就労・社会参加
○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備・中途採用の拡大
○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大
○ 地域共生・地域の支え合い　等

健康寿命の延伸
○ 保険者等へのインセンティブの積極活用による疾病予防・介護予防
・通いの場を中心とした介護予防と保健事業の一体的な実施
・糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関する先進・優良事例の横展開
○ 認知症の人の社会参加、環境づくりの推進
○ 健康な食事・生活習慣の普及のための方策
○ 次世代の健やかな生活習慣の形成　等

医療・福祉サービス改革
○ ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
○ タスクシフティングの推進、シニア人材を活かす仕組み
○ 組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化　等

«引き続き取り組む政策課題»

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数（都道府県別）

2020年には東京都全体で1万人以上不足します

（単位:人）

都道府県	2016年度（平成28年度）の介護職員数	2020年度（平成32年度）		2025年度（平成37年度）	
		需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み	需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み
東 京 都	179,836	191,415	179,857	222,820	188,155
合　　計	1,898,760	2,160,494	2,034,133	2,446,562	2,109,956

（資料出所）2016（平成28）年度の数値：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（調査方法の変更等による回収率変動等の影響を受けていることから厚生労働省（社会・援護局）にて補正）
2020（平成32）年度、2025（平成37）年度の数値は都道府県が行った推計による
注1）2016（平成28）年度の計数は国及び各都道府県の値ごとに回収率等を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない
注2）2016（平成28）年度の数値、需要見込み、供給見込みの値は、いずれも通所リハビリテーションの職員数を含まない（「医療・介護に係る長期推計」（平成24年3月）」と同様の整理）　注3）需要見込みの値は、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
注4）2016（平成28）年度の数値、需要見込みの値は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員を含む　注5）供給見込みの値は、現状推移シナリオ（近年の入職、離職の動向等を反映）による推計（平成30年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない）

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向

【都道府県別有効求人倍率（平成28年２月）】

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

厚生労働省資料

6

75歳以上を「支える側」とすると、景色が変わる

経済産業省資料

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡率中位）を基に作成

社会参加の促進による介護予防

介護の理由は、「認知症」「フレイル」「骨折・転倒」が多い

経済産業省資料

- 介護が必要になった主な原因は、生活習慣病に起因する「脳卒中」の他、「認知症」「高齢による衰弱（フレイル）」「骨折・転倒」の割合が大きい。

（出所）厚生労働省　平成28年国民生活基礎調査」より作成。

社会参加によるフレイル予防

経済産業省資料

- フレイルの最初の入り口は、社会とのつながりを失うこと。
- 社会的な活動をしていると、フレイルのリスクが低いとのデータがある。

フレイルへのリスク

- 身体活動・文化活動・ボランティア等複数の活動を実施している者に比べ、活動をしていない者の方がフレイルリスクが高い。

フレイルの予防に向けた方向性

- 社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口。
- 社会とのつながりが失われると、身体や心の衰えがドミノ倒しのように進んでしまう。

（出所）東京大学高齢社会総合研究機構（ジェロントロジー：総合老年学）教授　飯島勝矢「フレイル予防を通した健康長寿のまちづくり」
「食べるにこだわるフレイル対策　ONS（栄養補助製品）の手引き」を基に経産省が作成

社会参加による介護・認知症予防

経済産業省資料

- 定期的にサロンに参加すると、①要介護度認定リスクが半減し、②認知症の発症リスクが３割減少するというデータがある。

サロン参加と要介護認定・認知症リスク

- サロンに頻繁に参加していた人は、そうでない人よりも要介護認定を受けるリスクが低い。
- 年に４回以上のサロン参加は認知症の発症リスクを０.７倍に低下させる。

（出所）第３回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会（平成24年1月）資料１、引地博之：「憩いのサロン」参加で認知症リスク ３割減―７年間の追跡調査―. Press Release No:095-16-25、高齢者が交流を持つ「コミュニティ・サロン」をまちに設置すると、要介護認定率が半減する可能性がある. Press Release No: 056-15-01 を基に経産省が作成

評価視点３

サロンは、近い人ほど参加している

- 地理情報システム（GIS）により計測した会場までの距離を測定
- 近くに住んでいる人ほど，主観的健康感は改善

Ichida Y., Hirai H., Kondo K., et al. (2013) Social Science & Medicine, 94:83-90 より作成

本評価に必要なデータ

- ✓利用者の名簿と住所
- ✓サロン会場の住所
- ✓当該地域の高齢者の住所
- ✓当該地域の高齢者へのプログラム実施前と実施後の質問紙調査データ

地域づくりによる介護予防を推進するための研究（27410101）

土壌づくりと全力応援

Institute for Health Economics and Policy

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

Institute for Health Economics and Policy

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

Institute for Health Economics and Policy

困っている人がいたら助けようと思うか

〇地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%
〇「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。

【設問】（「あまり助けようと思わない」・「助けようと思わない」と回答した人に）その理由は何ですか（2つまで）。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」（2016年）

Institute for Health Economics and Policy

愛知県豊明市作成資料

地域には数え切れないほどの資源がある

公共関係	地域・NPO	協同組合	民間企業	
場所 集会所・公民館など 公園・池・史跡 ゴミ置場など	**健康** 地域の集い 老人クラブサークル	**交流** 空き家改修 地域拠点	**食事** 喫茶店・居酒屋・回転すし ファミレス・牛丼屋	**宅配** 弁当・すし・ピザ
健康 貸館施設の定期活動 まちかど運動教室	健康 ウォーキングG ノルディック 史跡巡り 朝のラジオ体操	健康 たまり場 サークル活動	**食料品** コンビニ スーパー 八百屋 果物屋 菓子店た まご・お米・牛乳屋	**美容** 理美容院 クリーニング屋
移動 市のバス停・ルート 福祉バス停・ルート	**生活支援** 自立生活支援 ボランティア	**生活支援** おたがいさまシート くらしたすけあい	**薬・生活用品** 薬局・ドラッグストア めがね屋・補聴器 100円ショップ	**趣味** 楽器・カラオケ店 本・ビデオ・カメラ屋 花・ペット屋
学び 出前講座	**交流** 各種地域イベント 夏・秋祭り、文化祭 おこしもん・餅つき	**食事** けやきの森 地産地消食堂	**健康・学び** フィットネスクラブ スイミングスクール カルチャー教室 公文	**生活支援** 家事代行・便利屋 ゴミ処理 警備・見守り
お金 各課助成金 **人材** シルバーセンター アクティブシニア	**防災** 避難所マップ 各区情報マップ	**広報** 健康のとも	**移動** 各民間バス停ルート タクシー会社料金表 セニアカー 自転車屋	**その他** ゼンリン タウンページ 新聞店 文具屋

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○ コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○ 協議体はおおむね当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○ 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○ 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。

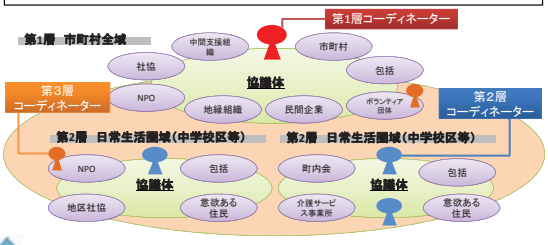

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

移動・外出支援

移動サービスと道路運送法

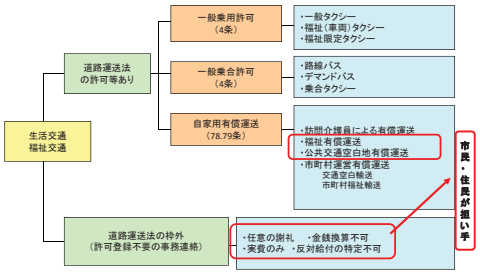

許可・登録を要しない輸送の「運送の対価に当たらない支援」の明確化

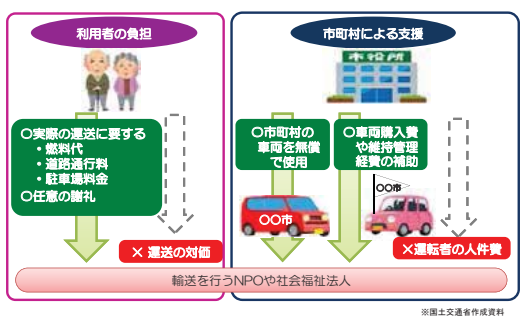

※国土交通省作成資料

山口県萩市の取り組み紹介
むつみ元気支援隊の取り組みとその支援

○萩市の状況
萩市は、人口49,698人、高齢化率40.0%（平成29年1月現在）で山口県北部に位置しています。

○むつみ地域の取り組み
萩市むつみ地域は、市街地から車で約30分の高齢化率が50%を越える中山間地域です。高齢者の日常生活の困りごとの解消、見守りの支援体制づくりのため、住民ボランティアによる「むつみ元気支援隊」が結成され、サロンを運営するほか、平成25年8月から住民共助による支え合い活動として「むつみ愛サービス」を行っています。
「むつみ愛サービス」最初の活動は、25年7月の集中豪雨災害時の流入土砂の搬出作業だったそうです。
（事業の内容）
①ゴミ出し、買い物代行、雪かきなどの生活支援
②世代間交流の場づくり、交流イベント実施 等
※「むつみ元気支援隊」の「むつみ愛サービス」の取り組みは、「第3回健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」の厚生労働大臣最優秀賞を受賞しています。

市役所、社会福祉協議会、むつみ元気支援隊の皆さま→

○萩市の取り組み
萩市では、「むつみ元気支援隊」のような住民主体の取り組みを後押しするため、全国的にも珍しい、住民主体の 生活支援サービス実施団体に市公用車の貸し出しを行っ ています。ガソリン代、保険料等も市が負担しています。この取り組みは、移動手段を求める住民のニーズを踏まえた新しい取り組みとして注目されます。
この他、地域住民が主体となって家事援助等の訪問サービス、サロン活動等の通所サービスを行う団体への補助金交付や市内を16圏域に分けて、地域支え合い推進員・協議体の設置等の支援を行うなどしています。

←市が貸し出している公用車（萩市広報から）

【市・社会福祉協議会・住民の協働による取り組み】
・「むつみ元気支援隊」は、住民自身が、地域で支え合う必要性を認識し、自主的に行っている取り組みですが、その活動に当たっては、「移動」の手段確保が大きな課題である点を踏まえ、市が公用車の貸し出しを行っています。市社会福祉協議会も「むつみ元気支援隊」と同じ「萩市むつみ世代間交流拠点施設」内に拠点を置き、その活動の後押しをしています。このことも取り組み成功に大きな役割を果たしていると考えられます。
・市、社会福祉協議会、住民が相互に連携し、まさに「地域づくりと言える活動を展開している先進的な取り組みです。

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

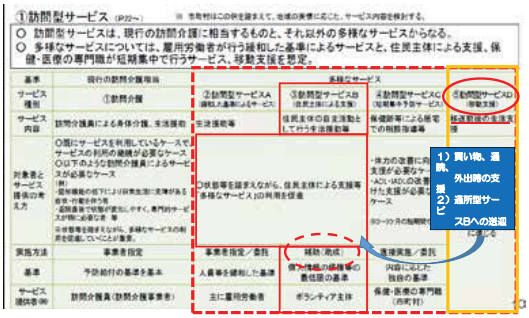

総合事業における補助の考え方

○介護保険法施行規則

第百四十条の六十二の三　法第百十五条の四十五第一項 本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第百十五条の四十五第一項第一号 に規定する第一号 事業（以下「第一号事業」という。）を提供する際には、市町村又は地域包括支援センター が、同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）による援助を行うこと。

二　市町村が、法第百十五条の四十五第一項 に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとすること。

早わかり法制度　総合事業編

プラン①～⑥の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。
*1　一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施
*2　登録不要の活動の種類はp11の①～④参照

総合事業の類型	訪問D（ケース1）通院や買物等	訪問D（ケース2）通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防事業*1
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援（目的地はケアマネジメントによる）	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	（住民主体で）家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所型サービスBへの送迎（同一主体でも別主体でも）	通いの場への送迎（同一主体でも別主体でも）
補助が可能な経費 コーディネーター人件費	○	○	○	○	○（市町村判断）
補助が可能な経費 家賃・通信費等	○	○	○	○	○（市町村判断）
補助が可能な経費 車両維持購入費	×	○（市町村判断）	×	○（市町村判断）	○（市町村判断）
補助が可能な経費 ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担　*2（登録不要の場合）	ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

「幸せます健康くらぶ」（山口県防府市）

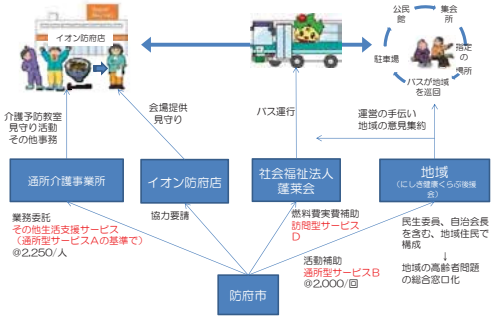

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

4．「地域における公益的な取組」について

総合事業の類型と道路運送法の類型　2018年10月 ～全国移動ネット　ヒアリング調査から～

道路運送法の類型	許可・登録不要			登録	許可
総合事業の類型	●ｶﾞｿﾘﾝ代・有料道路・駐車料のみ	●サロン送迎（自家輸送）	●家事身辺援助等ｻｰﾋﾞｽ（訪問B）一体型		
訪問型サービスB			松戸市 吉見町 大玉村 八王子市 花巻市、萩市	ドライバー人件費は利用者から徴収可能	
訪問型サービスD（ケース1）	米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市	取手市 美郷町 若桜町 橋本市 御代田町	さつま町
訪問型サービスD（ケース2）	鶴岡市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町		和光市	川島町
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市			

対象者は65歳以上だれでも（ケアマネジメント不要）

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

総合事業以外の武器

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

厚生労働省資料

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

1　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 国から提供されたデータ分析の上、介護保険事業「支援」計画を策定、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設　・　財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2　医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、６年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所のみなし引き続き使用できることとする。
② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- 障害者支援施設等を適用して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

Ⅱ　介護保険制度の持続可能性の確保

4　２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする。（介護保険法）

5　介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年４月１日施行。（Ⅰ5は平成29年８月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年８月１日施行）

厚生労働省資料

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金

趣旨　　平成３０年度予算　２００億円

○　各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
○　また、保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合もあること等から、都道府県による保険者支援が重要
○　このため、平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金（市町村分、都道府県分）を創設

概　要

<市町村分>
1　交付対象　市町村（広域連合、一部事務組合）
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援

<都道府県分>
1　交付対象　都道府県
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた都道府県による市町村支援の取組を支援

<参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化

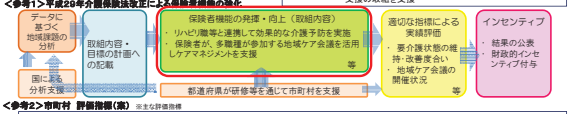

<参考2>市町村　評価指標（案）　※主な評価指標

①ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化
☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか　等

②ケアマネジメントの質の向上
☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか　等

③多職種連携による地域ケア会議の活性化
☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か　等

④介護予防の推進
☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か　等

⑤介護給付適正化事業の推進
☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか
☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか　等

⑥要介護状態の維持・改善の度合い
☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

保険者機能強化推進交付金の性格

【交付金の性格】
・交付金については、国、都道府県、市町村及び第２号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。
　なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、**交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていく**ことが重要である。
・なお、当該年度において１号保険料に余剰が発生した場合には、通常どおり、介護給付費準備基金に積み立てるものであることを申し添える。

⇒つまり、自立支援・重度化防止に取り組めば、事業費も増大することになり、事業費が増大すれば１号保険料も比例して増加するため、積極的に取り組む市町村に対して財政的支援を行うことが目的です。
　逆に言えば、市町村は積極的に取り組むことで**実質的に1号保険料の負担を減らすことが可能**になります。

保険者機能強化推進交付金の交付金額

【交付金額】

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算総額（※）} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第１号被保険者数}}{\text{（各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第１号被保険者数）の合計}}$$

（※）市町村分と都道府県分の合計で200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約10 億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、200 億円からこの額を控除した額とする。ただし、都道府県分については都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

⇒例えば、**人口100,000人、第１号被保険者数が27,000人の市町村**の場合、全市町村が同じ評価点数であれば、**約1,500万円の交付金**が見込まれる。

なぜ、いま、独自施策なのか？

市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第１号被保険者の保険料	第１号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第１号被保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給　／等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業　／等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業　／等）	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス　／等
	対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が１号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。	財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者**と、特別給付と比べて幅広い。	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、**上限額**が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	事業の目的や対象者など**について、国の定めがないため、市町村の裁量で決定**できる。一方、一般財源での実施となるため、**市町村の財政力に影響を受けやすい。**

移動・外出支援の実施（補助）例

- 総合事業（訪問型サービスD、B、一般介護予防事業）で実施
- 市町村特別給付、保健福祉事業で実施
- 一般会計で実施
- 社会福祉協議会、NPO等が独自事業で実施
- 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」で実施　等

住民の力を活かす！育てる！
地域に支え合いの生活支援を広げるために

大阪会場

日　時　平成 31 年 2 月 4 日 (月) 13：00 ～ 17：00

会　場　大阪府教育会館 たかつガーデン 8 階 東中会議室

主　催　一般社団法人 全国食支援活動協力会

タイムスケジュール

12：15	受付開始
13：00	開会挨拶 日本大学文理学部　教授　内藤 佳津雄 氏（研究委員会 委員長） 調査の全体像について 一般社団法人全国食支援活動協力会
13：20	アンケート調査　主要結果報告 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム 齊堂 美由季 氏
13：40	訪問調査事例から読み取れること 千葉大学大学院人文科学研究院　教授　清水 洋行 氏 NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長　伊藤 みどり 氏
14：10	住民の力を活かす生活支援の取り組み 1）愛知県知多市 知多市福祉部　部長　竹之越 康正 氏 NPO 法人ゆいの会　理事　松下 典子 氏（第 1 層生活支援コーディネーター） コメント：千葉大学大学院人文科学研究院　教授 清水 洋行 氏 2）山口県萩市 萩市福祉部高齢者支援課　課長補佐　池永 美杉 氏 コメント：NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長 伊藤 みどり 氏
15：10	休憩
15：30 17：00	パネルトーク 「地域に支え合いの生活支援を広げるために」 コーディネーター　平野 覚治（一般社団法人全国食支援活動協力会　専務理事） パネリスト　秋山 由美子 氏（一般財団法人社会福祉研究所 研究員） 服部 真治 氏 （一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 研究部研究員 兼研究総務部次長） 池永 美杉 氏（萩市福祉部高齢者支援課　課長補佐） 清水 洋行氏（千葉大学大学院人文科学研究院　教授） 祐成 保志 氏（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授 ） コメンテーター　内藤 佳津雄 氏（日本大学文理学部 教授）

アンケート調査　主要結果報告

みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム
齊堂　美由季 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

アンケート調査結果
中間取りまとめ概要

一般社団法人　全国食支援活動協力会

Ⅰ.調査概要

	調査A
目的	行政や社協による、住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況を把握するとともに、支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署 ②　〃　の児童福祉所管部署 ③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署 ④　〃　の児童福祉所管部署 ⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会 ⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会
調査方法	①、②：メールにて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ③、④：①、②を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑤：全国社会福祉協議会を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑥：⑤を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～平成30年1月の２か月間

	調査B
目的	住民参加による生活支援サービスの運営実態を把握するとともに、団体が感じる課題や、活動について評価してほしいと考えるポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	住民参加による生活支援サービス運営団体
調査方法	調査Aの調査対象（①～⑥）および関連団体を通じ、各機関・団体が把握している団体にアンケートの回答記入フォームのURLを伝達し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～12月の１か月間

1

Ⅱ.回答状況

調査A	回答数／配布数	回収率
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	43件／67件	64.2%
②　〃　の児童福祉所管部署	54件／67件	80.6%
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	908件／1896件	47.9%
④　〃　の児童福祉所管部署	833件／1896件	43.9%
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	29件／67件	43.3%
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	489件／1896件	25.8%

調査B	回答数
住民参加による生活支援サービス運営団体	1254件

2

サービス運営団体に対する支援実施状況

市町村、市町村社会福祉協議会に対するアンケート調査（③、④）

Ⅲ.主要項目　集計結果

本調査では、「住民参加による生活支援サービス」を以下の通り分類した。

サービス種類		高齢者保健福祉所管部署	児童福祉所管部署	社会福祉協議会
食支援	配食サービス	○		○
	会食会			
移動支援	福祉有償運送	○		○
	公共交通空白地有償運送			
	無償運送等（許可・登録のないもの）			
居場所づくり	地域支援事業の「通いの場」	○		○
	高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）			
	子育てサロン			
	認知症サロン、オレンジ・カフェ			
	多世代交流の場（サロン）、コミュニティカフェ			
	家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ			
訪問によるサービス	無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	○		○
	有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）			
	見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等）			
子ども食堂・地域食堂			○	○

4

住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

市町村に比べ、社協は該当する取組みを行っている割合が大きかった。
市町村（児童）は約9割が実施しておらず、子ども食堂・地域食堂については、市町村による取組みが少ないことが示された。

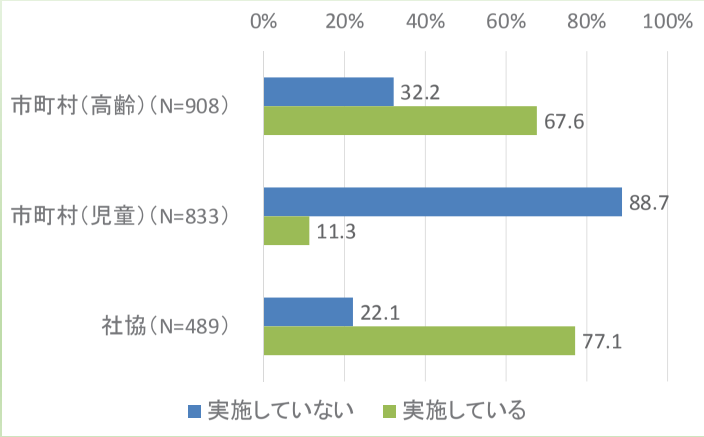

5

取組み内容（分母：取組みを行っている回答者）
住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

地域課題に関する啓発や意見交換会が比較的多く、運営スキルに関する啓発は比較的少なかった。

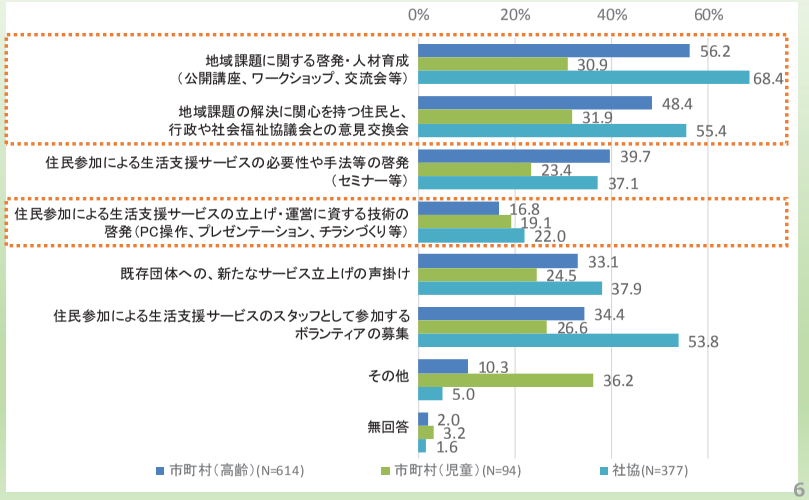

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援

全体として「居場所づくり」に対する支援の実施割合が高く、移動支援は比較的低かった。
食支援については、市町村に比べ、社協による支援の実施割合が2倍以上であった。

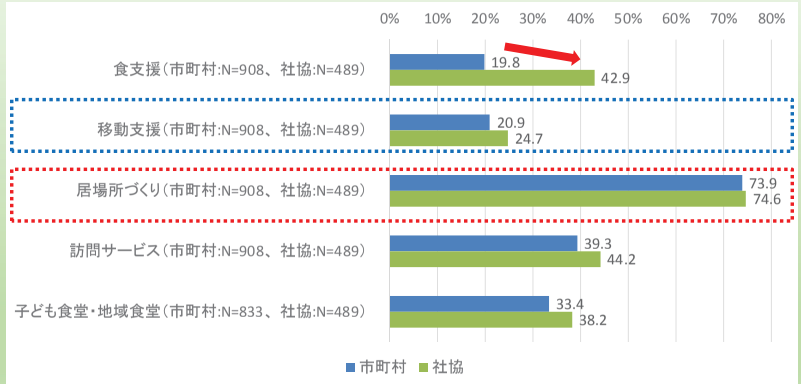

取組内容（分母：団体への支援を行っている回答者）
立上げ準備に関する支援（市町村）

居場所作りは、立ち上げ準備に関して比較的多様な支援が行われていた。
特に**「進捗段階に応じた継続的な支援」**は、居場所づくりで支援を行っている市町村の半数弱で実施されていた一方、食支援や子ども食堂・地域食堂では2割を切っていた。

立上げ準備に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
立上げに関する支援制度の紹介	22.8	33.7	50.5	34.2	27.8
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	21.7	30.5	49.0	38.4	20.7
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	18.3	33.7	50.7	36.1	14.7
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	16.1	16.3	38.7	22.4	7.1
サービス提供場所の確保に関する支援	14.4	10.0	31.4	9.2	13.3
利用者の確保に関する支援	17.2	13.2	25.5	19.0	14.2
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	13.3	19.5	23.0	20.2	9.6
法人格の取得に関する支援	3.9	5.8	1.6	2.0	0.6
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	23.9	35.3	35.3	36.4	33.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	20.0	26.3	29.1	21.6	22.9
行政や社協の関連する担当部署の紹介	34.4	45.8	55.6	41.5	32.6
進捗段階に応じた継続的な支援	18.3	26.8	45.6	27.5	12.2
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	5.0	3.7	21.5	6.4	2.5

取組内容（分母：団体への支援を行っている回答者）
立上げ準備に関する支援（社協）

市町村と比較するといずれの取組みも実施割合が高く、特に**子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。**

いずれの分野でも多様な支援が行われていたが、**場所の確保、利用者の確保、団体運営に関わる知識の提供については実施割合が低く**、法人格取得支援はほとんど行われていなかった。

立上げ準備に関する支援（%）	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
立上げに関する支援制度の紹介	33.8	37.2	59.6	40.7	51.3
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	39.5	24.8	61.8	33.3	35.8
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	38.6	43.8	64.5	54.2	47.6
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	50.0	44.6	55.4	49.5	56.7
サービス提供場所の確保に関する支援	29.5	18.2	34.8	18.5	31.0
利用者の確保に関する支援	31.9	28.1	34.8	31.9	35.8
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	27.6	33.1	41.7	39.4	37.4
法人格の取得に関する支援	3.8	5.0	3.2	4.2	5.9
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	37.1	38.8	47.1	50.9	48.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	41.4	42.1	52.2	42.1	64.2
行政や社協の関連する担当部署の紹介	48.6	53.7	65.2	53.7	66.8
進捗段階に応じた継続的な支援	41.0	42.1	60.8	48.6	50.8
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	9.5	9.1	22.1	11.6	11.8

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援　もっとも多い取組内容

立上げ準備以外の支援内容の中では、市町村・社協ともに**もっとも多く挙げられていたのが「行政や社協の補助・助成、事業委託」**であった。

民間の補助・助成への応募についての支援については、市町村ではほとんど行われていなかったが、社協は比較的実施割合が高かった。また、**地域への寄付の呼び掛け**は、市町村、社協ともに実施割合が低かった。

社協から子ども食堂・地域食堂への支援については、**民間への働きかけ**に取組んでいる割合が、他分野と比べると多い傾向にあった。

資金の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
行政や社協の補助・助成、事業委託	63.3	46.3	66.5	61.6	28.6
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	12.2	12.1	10.4	8.4	13.0
地域への寄付の呼びかけ	1.1	1.1	0.4	0.6	7.4

資金の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
行政や社協の補助・助成、事業委託	71.0	49.6	77.9	60.2	48.1
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	29.0	32.2	32.8	31.0	59.9
地域への寄付の呼びかけ	9.0	7.4	10.5	9.3	23.5

10

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

人材育成、スタッフ・利用者の募集、利用者支援に関する支援（市町村）

人材育成のための講習会については、居場所づくりや訪問サービスでは比較的実施割合が高かったが、子ども食堂・地域食堂ではほとんど行われていなかった。

スタッフ・利用者募集についてはチラシ設置や掲示については比較的実施割合が高かった。

利用者支援については、居場所づくりでは比較的多く実施されていたが、子ども食堂・地域食堂ではほとんど実施されていなかった

人材育成に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	21.1	21.6	50.5	54.1	5.9

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	32.2	31.1	47.8	34.7	41.9
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	31.1	24.7	30.7	31.1	13.3
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	20.6	16.8	30.3	21.6	10.5

利用者支援に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	20.6	13.2	44.4	28.3	7.9
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	20.0	16.8	30.1	22.7	10.2

11

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

人材育成、スタッフ・利用者の募集、利用者支援に関する支援（社協）

市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

居場所づくりで実施割合が高い傾向にはあるものの、市町村と比較するとその差は小さい傾向にあった。

人材育成に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	33.8	28.1	55.4	57.9	24.6

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	50.0	47.9	63.5	59.3	69.5
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	46.7	47.1	49.0	51.4	58.8
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	32.9	33.9	44.1	39.8	52.9

利用者支援に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	38.6	33.9	50.5	46.3	33.7
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	40.0	34.7	50.7	51.9	37.4

12

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（市町村・社協）

他の支援と同様に、居場所づくりは他分野に比べて支援の実施割合が高かった。

社協は市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

特に社協職員による現場訪問や、社協職員との意見交換の場づくり、社協が開催する会議等への参加呼びかけは、いずれのサービス分野においても比較的実施割合が高かった。

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
団体同士のネットワークづくりへの支援	18.9	14.7	41.7	22.4	21.0
都道府県・自治体職員によるサービス提供現場の訪問	20.6	15.8	40.2	14.8	22.1
都道府県・自治体職員との意見交換の場づくり	21.7	20.0	31.6	27.7	20.4
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	23.9	29.5	31.7	34.5	1.1
都道府県・自治体が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	16.7	17.4	17.9	16.0	13.0

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
団体同士のネットワークづくりへの支援	38.1	25.6	55.4	36.6	40.6
社協職員によるサービス提供現場の訪問	63.3	43.0	83.1	55.1	67.4
社協職員との意見交換の場づくり	52.4	48.8	65.4	51.4	44.9
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	21.0	26.4	31.1	32.4	13.9
社協が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	49.0	44.6	58.1	53.7	44.9

13

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

実施割合の低い取組内容（市町村）

他の支援に比べ、全体として実施割合が低く、特に会場確保や車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	6.7	5.8	11.2	4.2	3.7
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	16.1	4.7	20.3	7.0	13.0
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	7.8	7.4	14.5	9.8	3.4
指定管理者への指定	2.2	1.1	1.3	1.4	0.0
車両の貸し出し	3.9	14.7	1.3	1.7	0.0
車両の寄贈または購入費の補助	2.2	7.9	1.2	3.9	0.0

リスク管理に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
保険料の補助	16.1	20.0	23.1	23.5	10.2
使いやすい保険商品の紹介・開発	4.4	5.8	8.9	6.2	7.1
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	21.7	12.1	16.7	12.6	25.8

14

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

実施割合の低い取組内容（社協）

市町村と同様、他の支援に比べ、会場・車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。
ただし移動支援に対する車両の貸出しは、比較的実施割合が高かった。
リスク管理については市町村に比べると、実施割合が高かった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	7.6	8.3	14.7	6.5	18.2
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	15.2	6.6	19.9	6.0	10.7
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	5.2	4.1	10.5	5.1	4.3
指定管理者への指定	1.9	0.8	0.0	0.0	0.0
車両の貸し出し	8.1	31.4	9.3	2.3	1.6
車両の寄贈または購入費の補助	1.0	2.5	0.2	0.0	0.0

リスク管理に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
保険料の補助	35.7	25.6	41.9	34.7	23.5
使いやすい保険商品の紹介・開発	13.8	15.7	17.9	17.1	20.9
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	41.0	21.5	20.8	16.7	40.1

15

市町村、社協による支援のポイント

- 支援内容として最も多いのが**補助・助成、委託**だった。
- **居場所づくり分野は他分野に比べて支援が充実**しており、市町村ではその傾向が顕著に見られた。
- 子ども食堂・地域食堂に対する市町村の支援は少なく、**補うように社協の支援が充実**していた。
- 市町村・社協ともに、いずれの分野でも、**活動場所・拠点確保の支援や、リスク管理に関する支援は実施割合が低い傾向にあった。**

16

補助・助成、委託事業について

市町村、社協に対するアンケート調査

補助・助成、委託事業の内容

市町村、社協が住民参加による生活支援サービス運営団体に対して実施している補助・助成、委託事業それぞれについて、対象となるサービス分野や、補助・助成、委託の概要をご回答頂いた。

	自治体（高齢）	自治体（児童）	社協
総回答数	1405	169	814
平均事業数（無回答を0換算）	1.5	0.2	1.7
平均事業数（無回答を除外））	2.2	1.1	2.2

18

補助・助成、委託事業の対象となるサービス分野

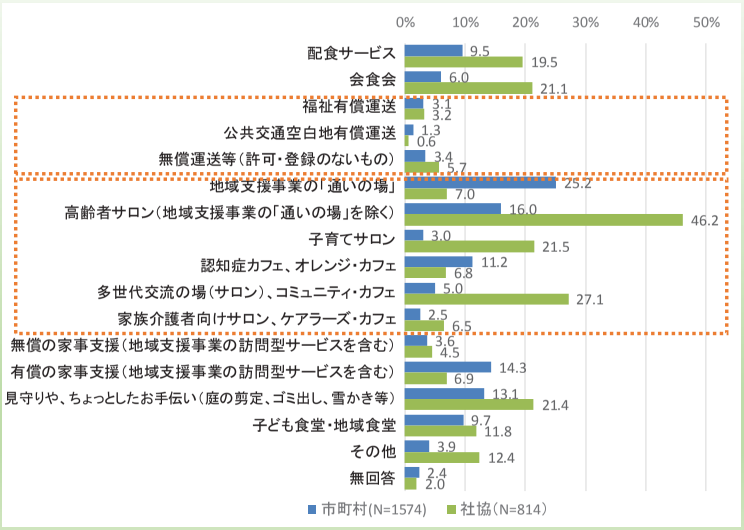

19

補助・助成、委託事業の財源を負担する組織

市町村（高齢）の事業は約6割が介護保険特別会計を財源としていた。市町村（児童）は市町村（高齢）と比べると国や都道府県が負担している事業は少なく、一般会計を財源とした事業が最も多かった。社協については、約７割が独自予算が財源となっていた。

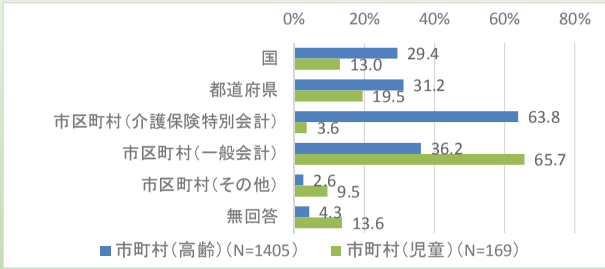

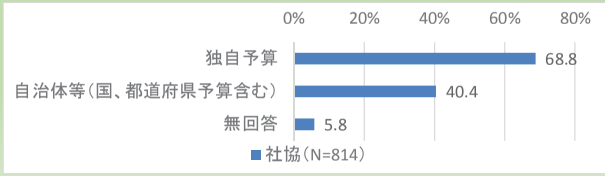

20

補助・助成、委託事業を実施する基準

市町村、社協ともに、地域住民の担い手としての参加や、生きがいにつながるサービス提供、体制や実績が比較的多くあげられていた。また、社協に比べて市町村では、**提供体制や提供実績、安全管理体制を求める傾向**にあった。

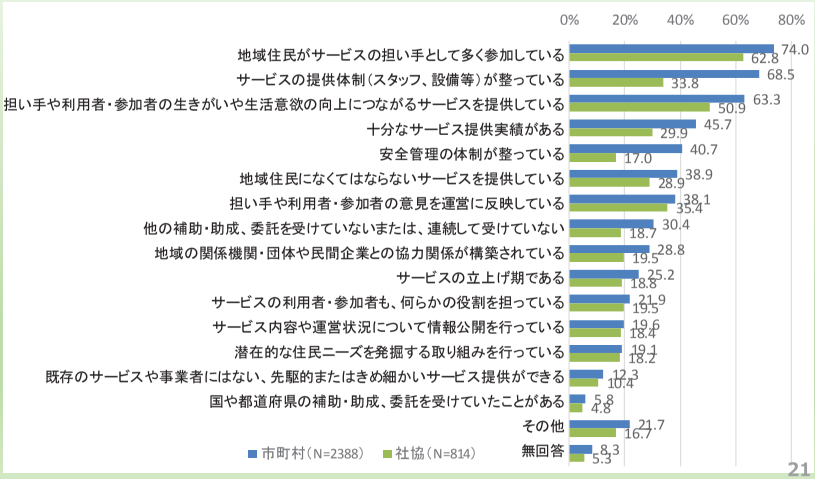

21

補助・助成、委託事業　調査結果のポイント

・市町村、社協ともに**居場所づくり分野で事業数が多く、移動支援、子ども食堂・地域食堂で少なかった。**
特に移動支援は、全体に占める割合が5%に満たなかった。

・補助・助成、委託事業の基準については、社協では
「地域住民が担い手として多く参加している」
「生きがいにつながるサービスを提供している」
「担い手や利用者の意見を運営に反映している」が比較的多く挙げられた。

・市町村も同様の項目が一定程度挙げられていたが、社協と比べると**提供体制や実績、安全管理体制**を挙げる割合が高かった・

22

サービス運営団体に対する支援実施状況

運営団体に対するアンケート調査

実施しているサービス分野

回答団体の活動内容としては、居場所づくり、子ども食堂・地域食堂が比較的多く、移動支援が少ない傾向にあった。

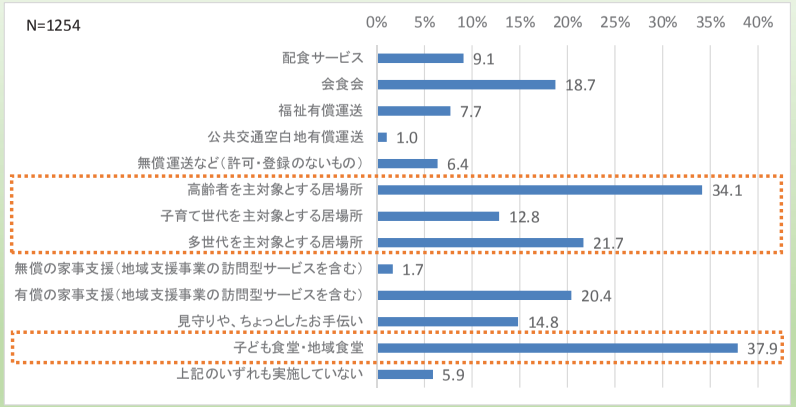

24

委託や補助・助成の状況

全体としては、行政や社協からの委託や補助・助成を受けていないサービスが多い傾向にあったが、配食サービスや高齢者の居場所づくりなどは、比較的委託や補助・助成を受けているものが多く、分野によって異なる傾向が見られた。

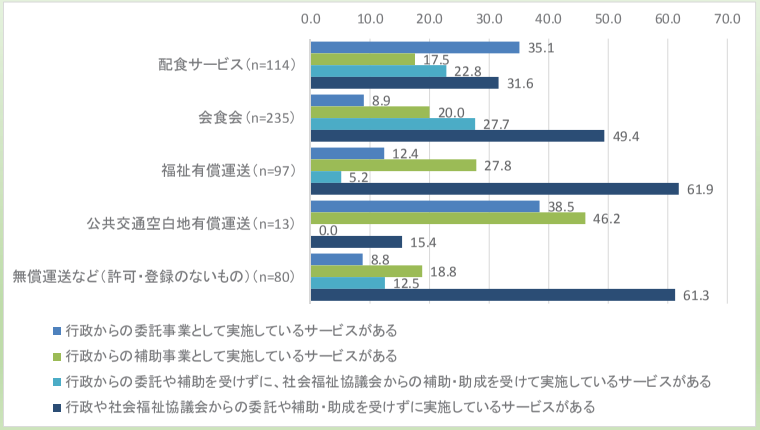

25

委託や補助・助成の状況

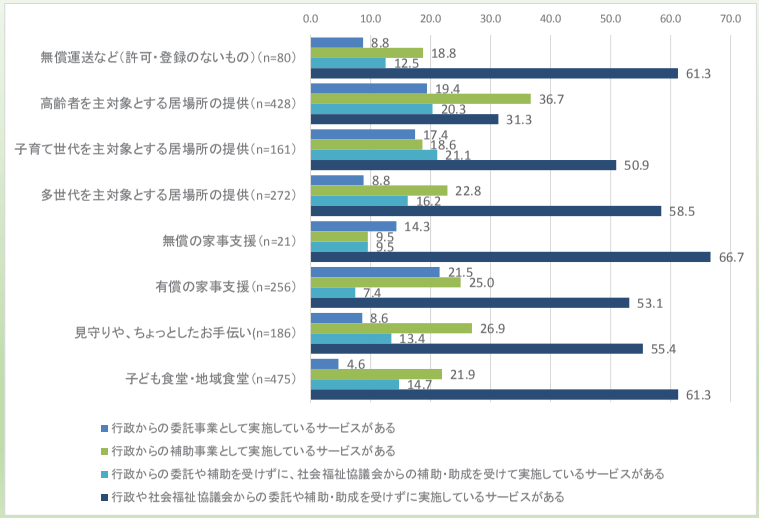

26

サービス運営団体への評価や課題に対する認識

市町村・社協と、運営団体
調査結果の比較

住民参加による生活支援サービスに望むあり方（市町村、社協）

サービス分野によって望むあり方として多くあげられているポイントには異なる傾向が見られた。

市町村＋社会福祉協議会（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問による サービス N=1397	子ども食堂・ 地域食堂 N=1322
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**35.9**	23.9	**72.4**	**33.7**	18.4
利用者もサービスの担い手となることができる	13.5	5.2	**41.5**	12.9	10.8
多世代が利用・参画できるサービスである	14.0	8.5	**25.4**	7.0	**39.1**
担い手と利用者との交流が生まれる	**31.2**	16.8	**37.7**	**26.8**	**30.7**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	13.6	24.1	12.5	23.7	7.6
地域の特性に応じたサービスを提供できる	15.5	**28.6**	20.8	10.8	9.8
行政だけでは不足するサービスを補完できる	25.5	**38.4**	22.0	24.1	13.7
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	11.3	17.6	6.0	12.9	8.2
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	11.6	**25.8**	5.6	**25.2**	6.1
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	4.7	6.9	7.2	16.0	10.2
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	1.3	2.6	1.6	2.0	5.1
地域で多世代をつないでいる	9.3	2.5	17.2	2.9	**31.5**
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	13.4	12.7	18.1	8.6	18.0
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	9.9	5.4	22.8	19.0	11.0
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	1.5	7.4	2.0	2.9	2.7
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	2.2	1.7	2.9	6.1	1.8
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**43.5**	15.9	**52.8**	**30.3**	24.3
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**28.2**	23.3	**44.5**	**33.5**	22.1
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**33.3**	**33.9**	**39.2**	**34.4**	21.1
その他	0.6	0.5	0.3	0.2	0.8
特になし	12.2	12.7	4.0	9.6	13.5
無回答	17.4	20.3	2.9	20.2	26.4

28

サービス運営団体として、行政や社協に評価・注目してほしいポイント

行政だけでは不足するサービスを補完している、地域と連携しまちづくりにつながっている等、
市町村や社協では比較的割合の低い項目を挙げた団体も多く見られた。

サービス運営団体（%）	N=1216
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**39.5**
利用者もサービスの担い手となることができる	23.4
多世代が利用・参画できるサービスである	**30.9**
担い手と利用者との交流が生まれる	**46.4**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	**28.4**
地域の特性に応じたサービスを提供できる	17.0
行政だけでは不足するサービスを補完できる	**34.6**
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	24.5
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	18.9
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	12.4
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	7.4
地域で多世代をつないでいる	22.9
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	**29.5**
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	11.8
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	6.2
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	3.5
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**30.3**
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**25.3**
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**27.5**
その他	5.5
特になし	2.7

29

補助・助成、委託事業を実施する基準（再掲）

市町村、社協ともに、地域住民の担い手としての参加や、生きがいにつながるサービス提供、体制や実績が比較的多くあげられていた。また、社協に比べて市町村では、**提供体制や提供実績、安全管理体制を求める傾向**にあった。

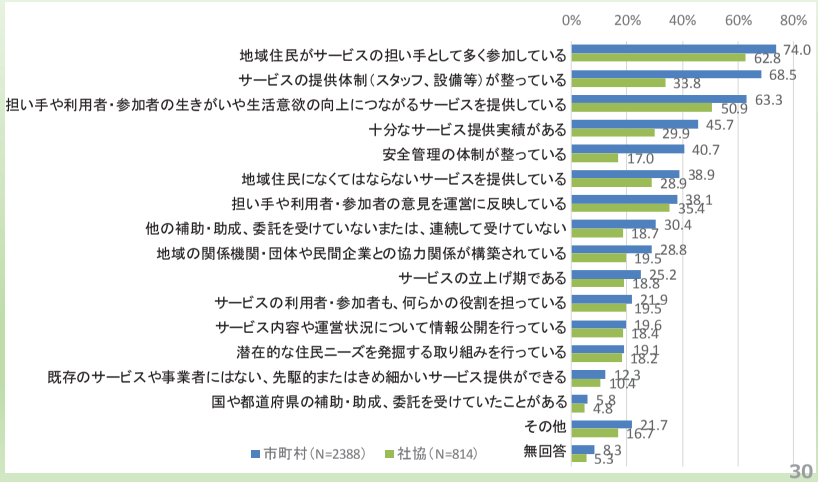

30

市町村・社協から見た、支援における課題

サービス提供団体側の課題として、**サービス提供団体の不足、担い手確保の困難さや高齢化、リーダー不足が多く挙げられていた**。特に担い手の高齢化、リーダー不足は居場所づくりで多く、子ども食堂・地域食堂では少ない傾向にあった。

一方、市町村・社協側の問題としては**支援ノウハウの不足、マンパワー不足**が多く挙げられていた。

市町村＋社協（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問によるサービス N=1397	子ども食堂・地域食堂 N=1322
サービスを提供できる団体が不足している	**49.7**	**52.8**	**36.9**	**51.7**	**43.4**
担い手確保が困難である	**57.9**	**61.6**	**61.7**	**68.7**	**42.7**
担い手が高齢化している	**37.9**	**30.1**	**59.7**	**39.9**	11.2
活動を引っ張るリーダーが不足している	**38.1**	**34.9**	**60.7**	**41.3**	28.1
補助・委託財源が足りない	19.0	23.1	18.5	17.0	**34.5**
団体支援のためのノウハウが不足している	**25.6**	**35.4**	22.0	**28.8**	**36.5**
サービス提供の場所・拠点が不足している	16.9	11.7	**27.7**	11.2	**27.8**
団体の活動の評価や効果測定が難しい	14.4	12.3	24.5	16.1	21.5
団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	**29.6**	**30.9**	**35.0**	**34.1**	**31.4**
行政や社会福祉協議会内の担当が不明確または多岐にわたっている	12.3	18.7	13.5	11.2	20.6
その他	3.7	4.8	2.5	3.2	7.2
無回答	18.1	19.5	4.9	14.2	12.2

31

サービス運営団体が考える課題

行政・社協が考える支援課題と共通した点としては、**担い手の確保や高齢化、後継者不足が多く挙げられていた**。また、**資金不足や、本当に利用してほしい人の利用がない・少ない**という課題も、比較的多く挙げられていた。

サービス運営団体（%）	N=1218
担い手確保が困難である	**55.4**
担い手が高齢化している	**49.9**
担い手の目的意識にずれがある	12.4
モチベーションが下がる要因が多い	6.4
活動を引っ張るリーダーがいない	15.4
後継者が不足している、見つからない	**38.1**
資金が不足している	**40.6**
運営ノウハウが不足している	16.3
サービス提供の会場・拠点が不足している	14.4
サービス提供の会場・拠点の利用料が高い	7.4
サービス提供の会場・拠点に問題がある（狭い、古い、設備がない等）	16.3
本当に利用してほしい人（支援がより必要な人）の利用がない・少ない	**37.9**
利用者が集まらない	11.8
利用者や家族からの苦情など、対応で困ることが多い	1.6
利用者ニーズの変化に、サービスの質や量が追いつかない	7.2
行政・社協の支援が得られない	11.7
地域からの理解・支援が得られない	8.9
学校からの理解・支援が得られない	8.3
その他	2.3
特にない	5.6

32

課題に関連した実態　担い手の高齢化

ボランティアの年齢構成（平均値）を見ると、子育て世代・多世代向けの居場所づくりや、子ども食堂・地域食堂は40~64歳がボランティアの中心だが、それ以外の分野では**概ね65~74歳が中心**であった。

特に**配食サービス、高齢者向けの居場所づくりは約25%が75歳以上**と、担い手の高齢化が進んでいた。

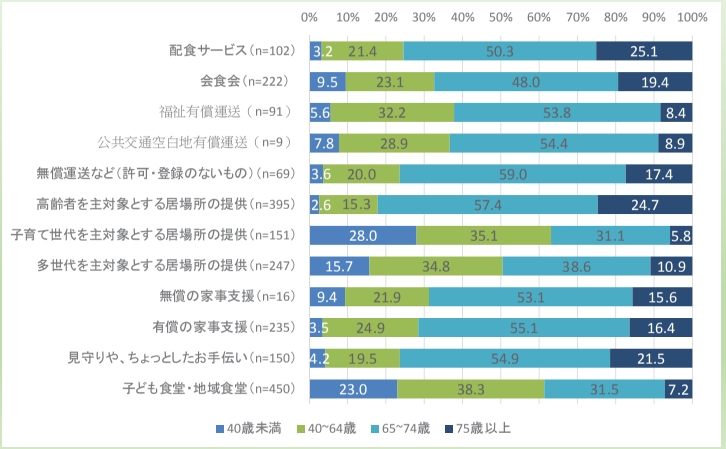

33

課題に関連した実態　資金の不足

500万円以上という団体も2割以上あり、団体の資金・規模は大きなばらつきが見られた一方で、
全体の**6割を年間収入50万円未満の団体が占めていた。**

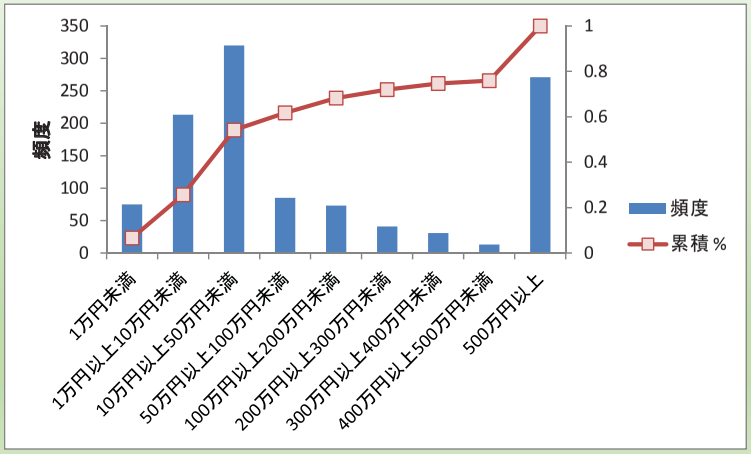

34

補助・助成、委託事業　調査結果のポイント

- **「行政だけでは不足するサービスを補完している」「地域と連携しまちづくりにつながっている」等、**
  団体が評価してほしいと思うポイントの一部が、市町村や社協からは注目されていない状況が伺われた。
- 団体側の課題としては**担い手の高齢化や不足**、**資金不足**が、支援する側の課題としては**ノウハウ不足**や**マンパワー不足**が比較的多く挙げられた。
- 子育て世代・多世代向けの居場所づくりや、子ども食堂・地域食堂を除いては、**高齢者がボランティアの主体**であり、**分野によっては約4分の1が後期高齢者**だった。
- 団体の収入にはバラつきがあったものの、**約6割が年間50万円未満**と、少額の支援であっても有効であることが示唆された。

35

住民参加による生活支援サービス
運営団体への支援実施状況における課題

- 生活支援サービスの分野による支援の偏り
- 住民参加による生活支援サービスの意義に対する、市町村・社協側と、団体側の着目ポイントのずれ

36

訪問調査事例から見えてきたこと

千葉大学大学院人文科学研究院
教授　清水　洋行 氏

NPO 法人全国移動サービスネットワーク
事務局長　伊藤　みどり 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30年度老人保健事業推進費等補助金 厚生労働省老人保健健康増進等事業）

現地訪問調査　結果概要

一般社団法人　全国食支援活動協力会

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-①

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
東京都世田谷区（プレ調査）	・住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開 ・「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援
東京都荒川区	・地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク ・地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート
琴平町社会福祉協議会（香川県琴平町）	・ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出 ・商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出
高知県佐川町	・住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村
高知県黒潮町	・新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川 ・地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化協議会（集落活動センター）
NPO法人ゆめみ～る（北海道登別市）	・住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開
愛知県知多市	・NPO（市民）、行政、社協の三者協働による生活支援体制整備 ・週3～5日開設する常設の居場所の創出支援
島根県美郷町	・NPO、連合自治会による生活支援と移動支援 ・役場職員、地域おこし協力隊、集落支援員などが連携し地域づくりを支える

1

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-②

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
山口県萩市	・「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し ・小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ ・「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援
島根県雲南市	・小規模多機能自治による住民主体のまちづくり ・自らの地域は自らが治める地域自主組織と、様々な人・組織の連携が相乗効果を発揮するよう支援する自治体の協働関係
新潟県新潟市	・住民の共助による地域包括ケアのモデルハウス ・住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成
大分県国東市	・市、社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」 ・生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置
大阪府富田林市	・自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「IT」「移動」の支援を展開 ・コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで住民の取り組み支える非金銭的な支援
秋田県小坂町	・町、生活支援コーディネーターが連携して住民のやる気を後ろ支えし、使える資源を付与

Ⅱ.好事例地域・団体　現地訪問調査　結果概要

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

- 概況：人口：903,346人（H27国調）、高齢者数：184,512人（高齢化率：21.6%）、面積：58.05km^2、人口密度：15,562人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は545万円（2017年）で全国8位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 人口は政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国13位（上位12位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- プレイパーク、配食サービス、消費者運動など、以前より住民活動が活発な地域として知られ、特定非営利活動促進法制定前の1994年に策定された世田谷区基本構想では「公益的な活動の支援」が明記されているが、いわゆる新住民の地域参加の受け皿づくりが課題になっている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
- 区の地域行政
  - ・区内に5つの総合支所を設け、住民票・国保・納税等の窓口事務、保健福祉、生活保護、児童福祉、地域活動支援等の業務を分掌。
  - ・区内27箇所に住民票・印鑑登録等の窓口事務等や地域活動支援を行う「まちづくりセンター」を配置。まちづくりセンター内には「あんしんすこやかセンタ ー」社会福祉協議会が置かれている。
- 主な地域の活動・協議会
  - ・身近なまちづくり推進協議会：地縁組織と行政の協議体でまちづくりセンター内に設置
  - ・認知症カフェ：27地区中24地区（40箇所）で設置

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組①　住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開

【取組み内容】
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者を一体整備し、福祉の困りごとなど住民のさまざまな相談に対応し、適切な支援に結びつけられるようにしている。
- **<u>三者による連携相談</u>**：住民に身近な地区で、福祉の困りごとなどのさまざまな相談事について、三者が個々に対応するだけでなく、三者がそれぞれのノウハウや知恵を出し合って、問題の解決に向けた連携を図っている。
- **<u>三者による地域づくり</u>**：「三者連携協会議」、「身近なまちづくり推進協議会」をはじめとする連絡調整の場や日常的な関係通じて、地区の住民や活動団体からの声、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への相談等から認知された地区の課題を共有し、住民活動の支援を行う。

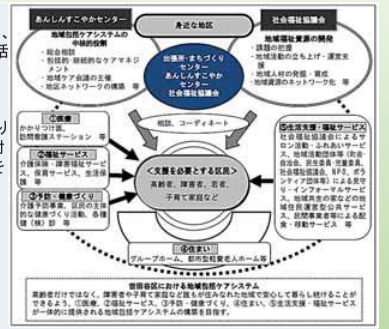

【円滑な支援のための工夫点】
- 社会福祉協議会スタッフが住民による通い・集いの場づくりの支援や担い手の発掘・育成を行い、あんしんすこやかセンタースタッフは利用者のニーズや課題を把握し、それらの情報を共有することで、活動の担い手と利用者を効果的にマッチングさせる工夫をしている。また、まちづくりセンターの行政職員は、三者の情報共有を通じて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備（拠点の整備、拠点となりうる資源を活用できる条件整備、活動助成の仕組みづくり）につなげている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組②　「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援

【取組み内容】
- 社会福祉協議会では、グループ活動を通じ、共にふれあい、学び、理解し、信頼し、行動することによって地域住民の支えあいの第1歩を踏み出すことを目的として、住民自身によるサロン・ミニデイの発足・運営を支援している。これまでに全部で734グループが立ち上がっている。
- 活動拠点については、集会施設の優先予約支援のほか、23箇所に中学校や公的施設を利用したり、一軒家を借り上げた「地域支え合い活動拠点」を整備している。子ども食堂は28団体が設置されている。

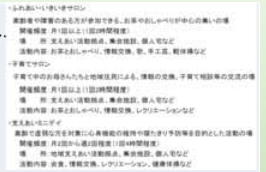

【円滑な支援のための工夫点】
- 社会福祉協議会地区担当のスタッフは、定期的に2、3ヶ月に一度の頻度でサロン・ミニデイの現場を訪問し、その際地域リーダーへのフォローと、生活支援サービスが必要な人に関する情報収集を行っている。
- 社会福祉協議会では、「地区サポーター」やボランティアセンターへの登録を通じて地域活動に関わる人材を確保しており、地域のリーダー候補への支援や、グループからの要請があったときに登録している住民を紹介している。
- 一般に、住民が自主的に立ち上げたグループが支え合いミニデイなどを継続的に運営していくことは荷が重いので、リーダーへの精神的なフォローや、他の機関との関係づくりを意識的に行っている。
- 住民グループは立ち上がる数は多いが立ち消えになる数も多い。継続させることも大切だが、新しいグループが絶えず立ち上げることも重要であり、継続支援のメニューだけでなく、立ち上げのハードルを下げる支援も不可欠（多様な支援の枠組みが必要）。
- 都市部の地域支えあいの活動で特にネックになるのは「場所」（活動拠点）の確保。世田谷区では、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの「地域共生のいえ」（区内の家屋等のオーナーによる、自己所有の建物の一部あるいは全部を活用したまちづくりの場づくり、22箇所）や「笑恵館」（地域交流の場として下記の事業を行うために、個人の所有する自宅及びアパートを開放した施設に対し法人を設置して運営）など、地域の資源を生かした拠点確保の工夫についてのノウハウが蓄積されつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

- 概況：人口：212,264人（H27国調）、高齢者数：48,930人（高齢化率：23.05%）、面積：10.16km^2、人口密度：21,384人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は362.570万円（2017年）で全国101位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 人口は特別区の中で20位。政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国3位（上位 位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。
- 他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- 生活保護受給率も比較的高く、最近では独居高齢者や子どもの貧困対策も課題である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

- 区内には4つの区民事務所があり、住民票発行等の窓口業務を分掌している。
- 区域が比較的小さいため地区社協はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組① 地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク

【取組み内容】

- 荒川区社会福祉協議会では、2003年より、地域における「ふれあい粋・活サロン」活動が地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアに加え、地域包括支援センターなどの機関や施設の職員まで多様な区民が中心となり、交流・見守り・支えあいを目的としたサロンづくりを推進している。
- ふれあい粋・活サロンを構成している町会・自治会、高年者クラブ、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等を核に、地域の様々な団体及び地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、行政など関係機関の参加により、毎月サロン終了後に懇談会を開催し、サロン活動を通じてキャッチしたニーズや困りごとについて、施策の枠を超えて協議し、必要な対応ができるようつないでいる。
- サロン活動が契機となって町内会を基盤とした高齢者の孤立予防のネットワーク組織、孤独死対策としてのシルバー交番制度などの取り組みにつながっている。

【円滑な支援のための工夫点】

- 現在のサロン数は85になるが、社協の地域ネットワーク課地域コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が毎回巡回し、直接活動状況を確認し、情報・ニーズ把握に努めている。
- 行政と町内会・民生委員との距離は近く、町内会の会議には区係長級職員は出席して直接施策を説明したりニーズを受け取る関係にある。
- 古くから続けている地域活動は後継者問題を抱えているところも多く、一方、何かやってみたいという新住民が一定数いると考えられる。町会・自治会、民生委員・児童委員、高年者(老人)クラブなどが担うサロン活動に、音楽ボランティアや健康体操ボランティア等を受け入れ一緒に取り組むことで、活動のサポートを行う。
- サロン運営については、公的施設の優先予約や保険料の助成もあるが、活動助成の主な原資は歳末助け合い募金。自分が出したお金が地域や自分たちの活動のために使われていることが実感できるので、募金も募りやすい。このほか、社協が外資系企業の助成金を運用しており、行政の補助対象にならなかったり、実験的な取り組みに対する貴重な資金源になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート

【取組み内容】

- 荒川区は、高齢者の孤立対策が急がれる一方で、子育て世代の流入が続いており、人口も増加基調にある。また、生活保護受給世帯割合が特別区の中で3番目に高く、子どもの貧困問題にも国の法制化以前から検討を重ねてきた。子ども家庭支援センターや児童相談所のスタッフ、ケースワーカー、保育士、小中学校の校長や養護教諭、保健所の保健師、ハローワークのスタッフなどとのケース検討の結果、①子育てサロンの設置や育児相談の機会を設けて孤立しない対応、②学校現場にスクールソーシャルワーカーを配置するなど、教育と福祉を現場レベルでつなぎやすくする取り組み、③全小中学校において学習指導を行う「あらかわ寺子屋」と学習習慣のない子どものための「学びサポート事業」、④一人親家庭の就労支援としての「保護者の学び直し支援事業」や「若者就労サポート事業」等の自立支援プログラムなどを展開してきた。
- こうした活動を基盤として、2014年度から、地域で子どもを見守る取り組みとして、「子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業」を実施している。現在13箇所で展開しており、今後さらに増える予定。

【円滑な支援のための工夫点】

- 子ども食堂に対しては補助制度を設けている。要件は、食事、学習支援、団らんを週1回以上行うこと、住民が10人以上（食事の場合は5人以上）であること、食事を提供する場合は生活衛生課で給食の開始届を提出することであり、緩やかな条件になっている。また、立ち上げを希望する住民グループに対しては社協がきめ細かくサポートしている。
- 現場に行政の担当職員や社協職員が直接出向いて相談に乗ったりアドバイスするなど、第一線職員と住民との信頼関係が、補助のハードルを下げる効果をもたらしている。また、補助制度は現場のニーズに応じて固定費補助を引き上げるなど、柔軟な見直しにつながっている。
- 当事者である子どもの問題をいち早く察知し、適切な解決につなげたり、個々の活動をサポートし合う目的で、「あらかわ子ども応援ネットワーク」組織を住民と行政、社協が協働で設置し、社協が事務局を担っている。子どもに関係する部署や地域の関係者が一堂に会し、し、実効性を担保している。また、社協は、フードバンクや地域住民、企業等とつながり、食料を調達したり、社協施設内に食料を備蓄するなど、資源媒介としての役割も担っている。第一線職員相互の協働関係が、ニーズ志向の対応を促し、縦割りの弊害を乗り越え、ボトムアップの施策を生み出す力になっている。
- 子ども食堂、子どもの居場所活動への住民の関心が高く参加希望者が多いことから、月1回活動の意義や内容等についてのボランティア説明会を開催し、ニーズ調整とマッチングをし各活動につなげ活動の支援を行う。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

10

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

3. 琴平町社会福祉協議会

- 人口9,186人（H27国調）、高齢化率39.00%、人口密度1,084.5人/km²

背景情報

【地域課題とそれへの対応】

- 琴平町は香川県中西部に位置する総面積8.47km²の比較的小規模な町。平坦地が多く、JR・高松琴平電鉄や国道が通っている。古くから金比羅宮を中心とする門前町として発展し、現在でも主要産業は観光業。しかし、近年観光客入込客数は減少が続き、2016年度は227.4万人と2014年度実績の22%減少した。とりわけ、日本人観光客数の落ち込みが激しく、このため老舗店舗の廃業や商店街の空き店舗が増えているだけでなく、労働力の流出が続き、人口減だけでく高齢化も4割近くに達している。障害者など社会的に排除されがちな人たちの働きの場も確保しにくくなっている。また、県北地域は全国有数のニンニク産地であり、国内シェアの20%以上を占めているものの、知名度の低さから高値で取引されにくい面があった。
- 他方で、琴平町は1958年以来合併しなかったこともあり、町にとって財政健全化が急務であり、いわゆる予算編成におけるマイナスシーリングを続けてきた。社会福祉協議会の運営費補助もその影響を受け、厳しい財政が続いている。
- 社協は、高齢者をはじめとする住民のたまり場、惣菜などの買い物先の確保、障害者等の働き場の創出などの地域福祉の取り組みに当たり、できるだけ自主財源を確保した対応を模索してきた。これまでチャリティー作品即売展や朝市などの活動を通じて地元商工会や生産団体などともネットワークをつくってきてきた実績を踏まえ、住民の買い物・居場所の拠点づくりとこんぴらにんにくを活用した商品開発を行った。

【取り組みの特徴】

- 琴平町社協は地域福祉連絡会やひだまりクラブ活動（サロン活動）などの地域福祉活動を推進してきたが、これに加え、チャリティー作品即売展を運営したり、朝市・てづくり市・産直市の実行をサポートしてきた。こうした活動を通じて地元商工会、生産者組合、観光協会等とのつながりが強化され、福祉の枠を超えた地域のネットワークをつくりだしている。これが総菜や弁当の販売店（キッチンもぐもぐ）や商品開発を軌道に乗せた基盤になっている。

11

※記載内容はヒアリング記録の一部

3. 琴平町社会福祉協議会

取組① ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出

【取組み内容】

- 2007年度に香川県の農商工連携ビジネスマッチング活動により、ニンニク生産者、食品加工業者、町社会福祉協議会が連携し、地元の規格外ニンニクを活用した新商品の試行を重ね、2009年から町の新しい特産品として販売するに至った。その際、町社協が販売事業者となった。商品のネーミングとラベルのデザインについては地元高校の地域連携活動として企画を依頼し、ボトルの形状は社協スタッフが考えた。食卓におけるおしゃれなデザインを意図している。同年より「ガァリック娘」として販売を開始した。
- 原材料にんにくについては、町社協が生産農家から、市場価格に一定額を加算した単価を設定してJA香川県を通じ1.5トン程度を買い取っている。にんにくの皮むきを地元の障害者施設に委託している。元々小規模作業所だったが、NPO法人化し、障害者就労支援基盤整備事業を活用して作業棟を建てて対応してくれている。繁忙期には一人当たり月数万円程度の収入が確保できている。また、ネット販売の他、町内の土産店、酒屋、呉服屋など町内50の店舗や「まちのキッチンもぐもぐ」（後述）などで委託販売している。1本当たり250円の販売手数料を支払っている。
- 「ガァリック娘」は現在1本185グラムで1,350円（税込）。1本当たり500～600円程度が社協の取り分になり、これが地域福祉活動の主要な原資になっている。ピーク時には8千本ほどを売り上げたが、近年は6千本程度で推移しており、2016年度の社協収入は567.5万円だった。

【効果】

- 社協はあえて大手流通事業者ではなく、独自のネットと地元商店を通じた販売の道を選んでいる。これにより販売量は伸び悩んでいるものの、市場のニーズによって買取量や買取額が大きく変動するリスクを回避できている。また、特産品の開発・販売を通じて、高校生、観光業者、生産者、消費者など地域のさまざまなアクターがつながり、経済活動を通じて互いに持続的に支え合うことのできる連帯関係がつくられている。近年、国内産の規格外ニンニクの需要は高まっているが、生産者はこの事業の意義に鑑み優先的に物資を調達してくれたり、住民の居場所事業など新たなニーズに取り組むための原資になっている。

12

※記載内容はヒアリング記録の一部

3. 琴平町社会福祉協議会

取組② 商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出

【取り組み内容】

（1）まちのキッチン「もぐもぐ」

- 琴平町の中心街にある商店街は近年店舗の閉鎖が相次いでおり、唯一あったパン屋も2015年末に閉店してしまい、日用品の買い物ができる店舗がなくなってしまった。そこで、同町商工会が空き店舗対策事業として金物店だった空き店舗を改装し、2016年より、町社協が地元の食材を使った総菜や弁当、パン、駄菓子などを販売する店舗を運営した。
- 地元の婦人会やJAなどの協力により、あたたかい惣菜・パン等を比較的低廉な価格で販売している。日曜以外毎日（平日10～16時、土曜10～13時）営業している。

（2）住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場

- 新町商店街の文具店だった店舗を改修して琴平町ボランティア連絡会議が運営する、誰もが集える居場所として開設。町社協が管理している。商店街に来た買い物客や観光客の休憩・団らんスペースとして活用されている。
- 運営は毎日10時～16時までボランティア連絡会議のメンバーが常駐している。「もぐもぐ」の向かいに位置する。

【効果】

- 町社協は、年末のチャリティ即売展で即売の売上げと地元事業者のニュースペーパーへの広告収入で毎年200万円近い売上げを上げている。これが可能なのは、町社協が狭い福祉の枠にとらわれない幅広い相互扶助のネットワークをつくり、信頼の基盤があるからだと考えられる。実際、社協への寄付金は、社協が葬儀・死後事務をしていることにも関係している（香典返しとしての寄付が多い。）とはいえ、昨年度は680万円に上っている。
- 前述の商品開発や即売・広告等の収益事業をこうした非採算の活動に投下することで、新しい住民活動や経済活動の拠点づくりにつなげており、また、多くのボランティア、店舗・看板の意匠のサポート、地元商工会の拠点創出サポートなど、相互扶助の基盤を豊かにしながら連帯的な経済の循環を作り出している。

13

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

- 概況：人口：13,114人（H27国調）、高齢者数：4,947人（高齢化率：37.%）、面積：100.80km2、人口密度：125人/km2
- 1954～55年の合併で誕生。地区は当時の旧町村（佐川、黒岩、尾川、加茂、斗賀野）単位。斗賀野地区は人口3,306人、高齢化率37.3%。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 佐川町は周囲を山に囲まれた盆地上の地形で、その70%を森林が占めるが、高知市まで27km（1時間）に位置しJRや国道・高速道へのアクセスもよい。人口は1955年の18,785人をピークに減少に転じ、1980年代前半にはいったん下げ止まったものの、1990年から再び減少に転じ、現在に至っている。1980年代後半～90年代初頭のいわゆるバブル期や2000年代末のいわゆるリーマンショック期に転出者が増えており、町の人口動向は好不況に関わらず日本全体の景気に左右される面がある。
- 製造品出荷額と農業産出額は人口が減少に転じた1985年をピークに減少傾向が続いており、卸売販売額は1995年をピークに半分程度の規模にまで落ち込んでいる。町に雇用の場が少ないことが課題となっており、自伐型林業や木工製品加工による6次産業化を目指している。
- 地域活性化の担い手と将来の定住人口増の手段として地域おこし協力隊を積　極的に受け入れており、現在26人の地域おこし協力隊が、林業、ものづくり、農業、植物などの分野に従事している。2014年度においては、移住者数は13人（8組）だった。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

- 町の対応：2016年4月に、まちづくりのコンサルタントと博報堂に委託し総合計画を刷新した。現町長就任時に発足した「チーム佐川推進課」は、総合計画の推進、進捗管理の担当課であり、集落活動センター事業を担当していることから、地域づくりや住民との協働を全庁的に推進する核となる課となっている。また、総合計画で住民の幸福度を指数表示する際に企画と福祉の連携も進み、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの共同的な推進がやりやすくなっている。集落活動センターとあったかふれあいセンターは中心部を除く4地区にあり、集落活動センターには集落支援員が配置されている。
- 町社会福祉協議会の対応：第1次地域福祉活動計画の推進組織視察研修にて、参加者から拠点設置を切望する声が生まれ、あったかふれあいセンターのベースになった。第2次計画でも拠点作りに力を入れており、集落活動センターの対象にならない中心部の佐川地区には社協の遺贈金を活用して拠点を整備した。

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【取組み内容（活動の経緯）】

- 地域の組織化のきっかけとなったのは農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったこと。事業を受託することを目的として、2002年4月ころから検討し、翌年に現在の法人格を取得した。地区住民のうち150人程度がメンバーになった。当初の業務は草刈りだったことや、地縁組織がベースとなっていたので、主たるメンバーは男性だった。設立当初から地域づくりの活動を始めるようになった。当初は地域の役職者を中心に構成していたが、2年に一度のペースで実際に活動に関わってくれる人に入れ替えていった。
- 2014年5月に「あったかふれあいセンターとかの」を開所し、とかの元気村が運営主体となった。メインとなるスタッフは4人。主な機能は①サロン（週5回）、②送迎（NPO所有のワゴン車でサロンへの送り迎えが主、必要に応じて買い物や通院にも対応）、③生活支援（基本料金500円で生活上の困りごとに対応）、④講習・研修（手芸、防災、保健等の講座）、⑤介護予防（体操や認知症カフェ等）、⑥つなぎ（訪問活動や相談を受けた事項を関係機関につなぐ）。あったかふれあいセンターへの取組により、活動への女性の関わる割合が一気に上がった。これらの運営については、スタッフのほか「あったかお助け隊」（ボランティア）を募って手伝ってもらっている。35人くらいの登録がある。集いの「カレーの日」や草刈りなどには老若男女問わず多くの参加があり、多世代交流の場になっている。
- 2017年10月に「とかの集落活動センターあおぞら」を開所した。中心メンバーは副理事長（森田氏）と事務局長（吉森氏）。事務局長は元県職で退職後に活動に参加するようになった。現在は集落支援員として、副理事長はあったかふれあいセンターの人件費補助で雇用されている。2017年度の法人の総支出額1,596.8万円、うち事業費総額1,496.7万円。

環境整備			健康福祉				文化教育	地域づくり				事業費計
公園管理	広場草刈り	草刈り	鑑賞会	敬老会	専門委員会	あったかふれあい	作品展	総会	新年会	秋祭り	集落活動センター	
41.7	98.1	16.1	0.7	39.6	0.5	1009.0	0	24.9	36.1	122.4	107.6	1496.7

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区）H26.5スタート

～ ともに支えあいながら安心して自分らしく暮らせる地域を目指して～

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

関係各機関との連携により地域の見守りを推進します
民生委員・児童委員・地域包括支援センター・関係行政機関・町社会福祉協議会・百歳体操お世話役・自治会長・保育所・PTA（小）等

生活支援
・ちょっとした困りごとへの対応
・簡単な掃除

相談・つなぎ
・訪問・集い等で住民のニーズを拾い関係機関へつなぐ
・関係機関との定例意見交換会開催

訪　問
・独居・高齢者世帯への見守り
・関係機関や近所住民等から情報による訪問活動

ボランティアスタッフ拡充
・チラシ等での募集・声かけ
・円滑な運営のための仕組みづくり

あったかふれあいセンター
とかの
拠　　点：とかの集落活動センターあおぞら内
サテライト：とかの元気村役場

集い・学び・交わり
・いきいきかみかみ百歳体操
・カレーの日
・各種教室の開催（地域の人材の活用）
・異世代間交流（園児・児童と親）
・カラオケの日（ぼっぽ館）

ＰＲ活動
・活動予定表の全戸配布（毎月）
・訪問活動時にパンフ配布

送　迎
・集い参加者のうち希望者

安全運転でお迎えに行きます！

ここに来ると楽しい！話もはずみます！

マキでごはんを炊こう！

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【軌道に乗れたポイント・効果】

- 農水省のモデル事業が地域の組織化を後押しし、受託事業を通じて能動的に地域に関わる経験を積んだことが今日の発展のきっかけになっている。地縁組織が母体になっているものの、リーダーはそこには一線を画し、法人の運営の点から地域に関わったことで、地域のニーズや社協・行政からの補助メニューの提案などにも柔軟に対応することができた。また、Iターン・移住者も参加しやすい受け皿となっている。
- 「カレーの日」や草刈りなどを通じて日常的に子ども、引きこもりがちな青年、高齢者の交流を意識している。特に、昨年夏に実施した「夏のお助け大作戦」では、高齢者の自宅や庭の掃除・片付けなどを大々的に行うことで、外部からは見えにくい課題を可視化し、協働で取り組むことの意義を認識する機会になるだけでなく、自宅等のプライベートの空間に関わることに対する心理的な抵抗を減らすきっかけになっている。
- 地元住民で組織した法人が、集落活動センターとあったかふれあいセンターの両方を運営する例は県内でもほとんど例はないようだが、地域ケアを外部に依存せず、住民の自治とある程度の専門的・継続的サービスを両立させているという点で希有な取組といえる。これが可能になっているのは、一つには上記のとおり、地縁組織をベースにしつつも組織がそこから一定の自律性を確保することができたことであり、もう一つは、集落支援員とあったかふれあいセンター人件費補助によって、地域全体をコーディネートしたり、継続的な地域福祉支援を行う常駐スタッフを確保できたことである。双方の給与単価は求められる働きに比べて低額であるが、地域の代表性を確保しつつ、有能な人材を外部（IUターン者）から登用することも容易になった。
- また、法人が地域福祉の活動にきめ細かく関われている背景には、町社協のきめ細かなサポートも大きな要因としてあげられる。たとえば、社協は自主防災を推進する観点から「防災となり組」（緊急連絡先）を全世帯分集めて回っていたり、生活困窮者に対する「フードサポートおすそわけ」に取り組むなど、徹底的な現場主義を通じて支援のネットワークにつなげている。地域住民自身の手で相互扶助の関係を作り上げていくことは重要だが、社協のインフォーマルなネットワークや現場に寄り添ったサポートが、相互扶助を持続可能なものにするための重要な基盤になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

● 概況：人口：11,217人（H27国調）、高齢者数：4,731人（高齢化率：42.2%）、面積：188.59km2、人口密度：55.8人/km2

背景情報

【地域の生活課題】

● 黒潮町は2006年に大方町と佐賀町が合併して誕生した。両町をあわせた人口は1960年の21,354人がピークであり、1970年台後半に一時上昇に転じたものの、1980年以降減少の一途をたどっており、H22からの5年間で9.3%（1,145人）減少している。町の基幹産業は一次産業であり、就業者総数5,242人のうち1次産業従事者は1,206人（23.06%）を占める。とりけ沿岸部においては漁業、旧佐賀町では林業が盛んである。ただし、40代以下の主たる就業先は3次産業であり、1次産業従事者の半数以上が60代以上のため、近い将来農業従事者の大幅な減少が見込まれる。
● 年間平均気温17度という南国特有の温暖で、高校・大学のスポーツ合宿や移住対策に力を入れている。スポーツ合宿・大会の宿泊者数は年1万人を超えている。移住者については、若年世代の大幅な転出増加が続いているも一方で、50 歳～70 歳代では転入超過（20 人程度）となっており、0～4歳の子どもがやや転入超過の傾向が見られる。25 歳～35 歳世代の転入者が一定数あることから、移住者（IUターン者）が比較的流入しているとみられる。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

● 県の地域振興施策
① 集落活動センター：地域住民が主体になり、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といったさまざまな活動に総合的に取り組む仕組み
② あったかふれあいセンター：既存の施設を活用し、地域住民の交流の場、支えあいの拠点として、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する仕組み
● 町の地域資源を活用した振興団体
③ NPO法人砂浜美術館：砂浜を美術館と見立ててイベント等を開催した地元有志により組織化。現在は行政の外郭団体を統合し、スポーツ合宿やTシャツアート等のイベントや合宿誘致、ホエールウオッチング、公園管理等のまちづくりを幅広く行い、地域団体とのネットワークをつくりつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）】
● 活動のきっかけは、高知国体（2002年）の選手の宿泊を廃校になった旧蜷川小学校で受け入れたこと。外部の人たちの交流が地域や自分たちの活力につながると実感し、地元女性の有志8人と「であいの里」を発足させた。その後、「砂浜美術館」のTシャツアートのイベントで訪れたボランティアスタッフの宿泊や地元小中学校の体験学習などの受け入れを重ねたり、県・町補助を受けてシャーベットマシンを購入し、食品営業許可を取って文旦シャーベットを販売したり、不定期でイチゴケーキ、クリスマスケーキなどをつくるなどの経験を経て、地域外との交流が深まり、また、自分たちも先進地に視察に行って交流を実践するための学習を重ねていった。
● こうした取組を経て、次第に地区全体で地域づくりへの取り組みの気運が高まり、県の後押しを受けてワークショップを重ね、2005年3月に「蜷川地区地域づくり計画」を策定した。そして、2007年の地区の総会において「であいの里 蜷川」を地区の組織として運営することが承認され、旧蜷川小学校を核とした地域づくりが始まった。
● 当時、奈良の学習塾の関係者が関心を持ってくれ、夏休みに林間学校として受け入れていたが、料金を取ることができず、自主的に布団を持ってきて田舎暮らしを体験するという建前でやりくりしていた。それで、さまざまな地域を見学して簡易宿泊所の営業許可、2007年に旅館業の営業許可を取得した。
● 最盛期には幡多広域観光協会が誘致して修学旅行生等を受け入れ、年間4千人くらいがケーキ作りなどの体験に訪れていた。小学校には当時風呂がなかったので近所でもらい湯をしていた。また、ピーク時には民泊もしていた。県が体験型宿泊のガイドラインを作ってくれて受け入れができた。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）〔続き〕】
● 2009年に農林水産大臣賞を受賞したのを契機に地域住民のための活動をしようということになり、2010年2月より喫茶モーニングを月4回の頻度で営業するようになった。また、日高村から県に出向していた職員がそばづくりをアドバイスしてくれ、皆で習得して「蜷川そば」をつくり、体験学習につなげた。このほか、町から公園管理の指定管理を受けている。
● 2016年4月に集落活動センターとして開所した。これにより、トイレ・洗面所の増改築、風呂の整備・拡張、エアコンの設置、調理器具の更新ができた。また、この年から地域おこし協力隊を受け入れ、事務処理、広報、コロッケ、おかき等の企画・営業などの業務を担ってもらっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】
● であいの里蜷川のような住民自治組織は、住民のやりがいやイベントなどの楽しみの場であるのと同時に、相互扶助を強化する基盤であり、農家の現金収入を増やす仕組みとしても機能している。そうした組織体が成り立った要因として考えられることは主に次の点である。
①第一に地区ではなく、自主的な女性グループが主体となって立ち上げたことである。それにより、おもてなしのアイデアやノウハウを持つ女性の力が遺憾なく発揮された。
②第二に、外部との交流を軸にした活動により、「外から評価される」という意識を地域にもたらし、ともすれば閉鎖的な地縁コミュニティに変化をもたらしたことである。
③第三に、外部のさまざまな人・団体と連携できたことである。当初、学校に厚労省関連の補助を使うことが難しい面があったが、職員のインフォーマルな調整により対処できた。その後、特産品の製造、体験学習、施設改修では県職員、Tシャツアート等のイベントの協力を通じた宿泊客・応援者の確保、おかきの企画・販売ではデザイナーや県が公式・非公式に支援している。特に観光面では、NPO法人砂浜美術館とのつながりが大きい。地域全体で町の観光を盛り上げるネットワークをつくっており、地域おこし協力隊も同法人のTシャツアートイベントのボランティアが縁だった。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組み内容（活動の経緯）】
● 人口613人・288世帯、高齢化率48.9%、小学校児童数16人、9つの集落で構成、旧小学校が単位
● 2010年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として9つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた。東京より高知県で紙漉き後継者に力を入れているとの記事をみて移り住むみ、椿栽培の歴史に注目し、かつて「若山椿栽培復活」していたことを知り、何とかもう一度やってみる事は出来ないのか！とこの人が活動をもう一度復活させた。
● 年間200万の補助が受けられるとのことだったが、政権が代わって1年で打ち切りとなってしまった。その後、しばらく町が予算化してくれることになり、半年くらい経て時給500円くらいの仕事になった。ゆずについては濃縮瓶に1.8t換算で330本を県内のアイスメーカーに卸している。椿は、海外にも使用される文化修復や、複数の紙問屋が購入されている。繁忙期には地元住民も手伝ってくれるようになった。収支はとんとん。
● この間も人口減少と高齢化は進行し、保育園も閉鎖されてしまった。
それで、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により2011年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」が開設された。また、協議会は2015年に集落活動センターを開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設されることになった。
● 黒潮町内にはあったかふれあいセンターは4箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは3人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は1千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは9名、全て有給です。
集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的とされています。
事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは4年目以降運営費補助はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組の内容】
- 佐賀北部活性化協議会には、現在、食部会、椿部会、柚子部会の3部会が組織されている。食部会については、女性グループが中心となって、さが谷三里マーケットにお寿司や餅、お惣菜を販売している。
- あったかふれあいセンターの事業目的は地域づくりや活性化。毎週金曜日には食部会の協力のもと、食支援の一環として食事を提供している。それ以外は各自弁当を持参するか、業者に注文する。月・火・木・金曜は集いがあり、その際に希望者に対して業者が350円で弁当を配達してくれる。また、事業用8人乗りワゴンで集いに参加する利用者を送迎している。センターの近くに診療所と町保健センターがあり、送迎することで診察等を受けることもできる。
  また、月・金に外出支援として美容院やスーパーなどにスタッフが車で連れて行っている。
- 水曜日には子どもが数人程度来て高齢者と過ごしている。夏季休業期間中なども日中の居場所になっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】
- 地元集落が集まり協議会をつくったことにより、地域の食材を活用した加工品作りにつながっているが、それを可能にしたのは地域を盛り上げたいと考えた住民と町職員の働きかけによるものであった。また、協議会を母体にしたことにより、さまざまな住民の参加が容易になり、定期的な産直市の開催や新たな特産品開発といった新しい取組みにつながっている。
- 同じ建物に集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居することにより、元気なシニアが独居高齢者をサポートするというような相互扶助の関係が促進され、また、子どもの居場所としても機能させることで多世代交流の場ともなり、地域福祉の拠点性がより高まっている。あったかふれあいセンターのスタッフは、日常的に利用者と関わっているので、わずかな変化もキャッチして町地域包括支援センター等の機関につなげられている。スタッフの献身的な働きもあるが、社協職員の裏方としてのサポートによるところも大きい。

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市）

- 人口49,625人（H27国調）、高齢者数16,002人（高齢化率32.2%、人口密度228人／km2、面積212.21km2

背景情報

【地域課題】
- 登別市の基幹産業は観光業であり、全国でも有数の温泉を有している。2000年代は300万人程度で推移していたが、ここ数年日本人ツアー客だけでなく個人客や外国人客も増加し、2017年度には4,08,916人（うち外国人518,936人）に達している。ただし、大手代理店のパックツアーは利ざやが小さく、温泉地は山間部に位置していることから、他の産業との関わりが薄く、沿岸部の市街地南西部の鷲別地区は室蘭市のベッドタウンとして開発されている。人口は1993年の59,500人をピークに減少を続け、それに伴い高齢化も急激に高まりつつある。
- ゆめみ～るが位置する「幌別・鉄南地域」は、昭和の初期までは繁華街として栄えたが、室蘭工業地帯の形成とともに衰退し、「登別市地域福祉活動計画」（第1次）では一人暮らしの高齢者などの外出機会や生活のよりどころとなる居場所の確保が課題になっていた。

【取り組みの経緯】
- 市社会福祉協議会の後押しを受け、連合自治会の有志で検討委員会を立ち上げてサロンの運営を検討することになった。最大の課題は場所の確保だったが、ちょうど国道沿いに元コンビニだった建物（約200坪）が売りに出されていた。そこで、現理事長が土地建物（800万円）と改修費（400万円）を提供し、同時にNPO法人格も取得して地域食堂「ゆめみ～る」を開店した。
- 2008年に地域食堂を開店し、当初は食堂とサロンを中心に活動していたが、やがて配食のニーズや買い物支援のニーズが出てきたため、こうした地域の困りごとに対応する形で徐々に活動の幅を広げつつある。
- 活動の基盤は自治会連合会。昨年までの事務局長は長らく連合会の会長や市地区社協の会長も歴任しており、地域の信望が厚く、現在の事務局長も市連合会事務局長。また、社協との連携関係も強い。社協がさまざまな事業化に当たってインフォーマルなサポートをしている。ただし、主たるメンバーはあくまでも有志のグループである。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開

【取組み内容】
（1）地域食堂（3,052,180円（2015年度事業高））
- 定食（600円・飲み物付）のほか手打ちそばを販売。一日80食程度売れる。また、コーヒー200円、ジュース100円で何時間でも自由に過ごすことができるようにしている。

（2）ふれあいサロン（210,392円）
- 季節ごとのお楽しみ会、趣味の会、会食会等を随時開催している。

（3）配食サービス（見守り分4,404,180円、通常分4,967,710円、仕出し分176,200円）
- 昼10食、夜30～40食程度の配食を土曜以外毎日行っている。ランチと同じ値段にして据え置いていたが、昨年600円に値上げした。補助金等は受けていない。透析患者にも配達するため、食材や刻み方にも配慮している。
- 市内を3地区に分けて6名で配達している。届けたときに挨拶を交わして安否を確認し、不在の際は地区町内会長か民生委員に連絡している。

（4）買い物支援（1,468,015円）
- 地域福祉実践計画で買い物が困難な独居高齢者の存在が課題になったことから、社協の事業に協力して2017年度に買い物支援のモデル事業を行った。地元スーパーと提携して、自治会有志とゆめみ～るスタッフが社協が手配した車で買い物に連れて行き、スーパーの空きスペースでくつろいだり体操したりして帰るというもの。会費制（月3,000円）として制度上の問題をクリアし、ボランティア協力者には1回につき500円分のスーパーのポイントを付与している。車代・ボランティア保険・事務経費は共同募金から拠出。
- 地元の農家と提携し、出荷できなかった野菜などを格安で販売する土曜朝市を毎週土曜午前に開催している。簡単なプレハブを建てて対応している。行きは徒歩できてもらうが、帰りは荷物と一緒にボランティアの車で送迎している。

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の拠点を軸にした地域活動の展開

【取組み内容〔続き〕】
（5）放課後児童クラブ・放課後子ども教室（108,110円）
- 放課後児童クラブでは、共働き世帯や放課後に保護者がいない世帯の小学校低学年の子どもに対して、遊びや生活の場を提供している。市内7箇所あるうちの1箇所をになっている。
- 放課後子ども教室は、放課後に子どもたちが安心して過ごすことができる活動拠点（居場所）であり、市内2箇所にあり、いずれも学校内に設置されている。放課後子ども実行委員会を組織し、そこが受託している。週2回14時～16時半頃まで活動し、月1回ゆめみ～るで鉄板焼き・団子作りや裏の畑で農作業もしている。

（6）子育てサロンフレンド（事業費65,600円）
- 月曜から土曜の10～16時に、子育てサロンを開催している。子育て中の家族が自由に語り合ったり、子どもを遊ばせられるよう、施設を開放している。利用料金は無料。母親同士の話し合いがある場合は、2階の部屋を貸し、スタッフが子どもの相手をしている。

【運営体制】
- ボランティアとして関わる住民は30人程度で、店内業務の主たる女性スタッフは5人で、平均週5日勤務。これ以外に週2日程度のスタッフが2～3人、配達者は3人。以上が中心メンバー。これ以外に随時協力してくれる地元住民が10人程度。メインのスタッフの時給は300円、スポット協力者は200円、初めての場合は100円。
- 配食は原則として配達スタッフの自家用車を使っており、それにかかるガソリン代として月2千円支給するほか、昨年から車に車両保険をかけている。全員がボランティア保険（社協が代理店・月400円）に加入している。
- 社協からは移動サービスなどの地域福祉活動に関係する助成金を年10万円程度受けてきたが、市からの補助金はない。毎月理事長が提供してくれた資金を家賃として7万円ずつ返済し続けている。

【効果】
- 自治会の活動としてではなく、地域の困りごとを解決する住民の自主的な活動をベースにできたことが、協力者を多く巻き込むことにつながると同時に、対象を高齢者だけでなく、子育て世代や子どもにも広げることができ、結果として多世代交流の促進につながっている。
- 「食堂の経営」を通じて、自分たちの資産を自分たちで管理運営する実感と地域のつながりが可視化できたことが、活動のインセンティブとなり、ニーズに対応した新しい活動を生み出すことのできた要因だと考えられる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

● 概況：人口：84,617人（H27国調）、高齢者数：21,432人（高齢化率：25.3%）、面積：45.90km²、人口密度：1,844人/km²

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
● 知多市は知多半島の北西部に位置する。農業・漁業・繊維産業を主な産業とする地域であったが、昭和37（1962）年の臨海部の埋め立て開始と企業進出等により大きく変貌する。昭和45年に市制が施行される。人口（住民基本台帳）は、平成21（2009）年の86,915人をピークとして減少傾向にあったが、平成27、28年は微増した。今後5～10年の間に75歳以上の後期高齢者の急激な増加とともに、要支援・介護認定者数の増加が推測される。
● 平成29年実施の市民アンケートによると、上位を占める要望は「施設介護サービスの充実」、「在宅介護サービスの充実」、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」、「介護している人への支援策の充実」、「認知症予防のための事業の充実」である。高齢者について増加傾向がみられる項目は、「健康診査・がん検診・歯科検診の充実」、「高齢者の雇用やボランティア活動の促進」、「外出支援サービス等の充実」、「高齢者の虐待防止や権利擁護」、「高齢者が気軽に利用できる憩いの場の整備・充実」である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
● 知多北部広域連合
・知多市の特徴の一つは、隣接する東海市、大府市、東浦町と共同で、介護保険の保険者として知多北部広域連合を設置している点である。
●生活支援体制整備
・第1層（市域）の生活支援コーディネーターを、平成3年に設立され住民参加（市民互助）による在宅福祉サービスを実施してきた特定非営利活動法人ゆいの会が受託している。
●生活支援サービス（見守り・居場所）
・福祉圏域として小中学校区などの日常生活圏域（コミュニティ）が第2層（5中学校区、10小学校区）。地域行政の推進を図るため設置された70行政区が第3層に該当する。70行政区で見守り活動である「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」を実施（平29）。社協が支援してきたサロンや地域の住民有志が立ち上げた居場所合わせて40か所あり、うち7か所が常設型である（平30）。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組①　NPO（市民）、行政、社協の協働による生活支援体制整備事業

【取組み内容】
● 第1層（市域）の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度に配置。平成30年度に、中学校区を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを5地区に配置し、住民周知と地域に不足するサービスの創出やサービス、提供主体のネットワーク構築を図る。また、生活に必要なきめ細かな支援体制の整備を図るため、行政区の既存組織と連携、協働の関係づくりに努め、第3層生活支援コーディネーターのあり方及び配置などについて検討する。
● 28年度　第1層生活支援協議体委員
コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会、知多市民をつなぐLinkちた 、(N)あゆみ、(N)だいこんの花 、(N)地域ぐるみで子育ち・子育ての会こころん、(N)びすた～り 、(N)地域福祉サポートちた、居宅介護支援事業所連絡協議会、小規模多機能ホームフェリーチェ、
社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、在宅ケアセンター、健康福祉部福祉課、健康福祉部健康推進課、子ども未来部子ども若者支援課、子ども未来部若者女性支援室、市民生活部市民協働課
● 目指す地域像の具体化として居場所づくりと人材育成を優先課題として位置づける。

【円滑な支援のための工夫点】
● 生活支援コーディネーターを受託したNPO法人が住民互助の助け合い活動で蓄積してきたノウハウやネットワークを活用したコーディネートが可能となる。
● 協議体の構成員が、〈地域コミュニティ／介護・福祉・医療〉〈高齢者／障がい者／子ども〉〈住民参加・NPO／事業所／行政〉など、多様性に富んでいることから、地域づくりに向けて多様な視点からの検討や多様な地域資源の活用ができる。
● 協議体の構成員に、社会福祉協議会のほか、地域福祉サポートちた、知多市民をつなぐlinkちたなどの中間支援組織や市民協働課を含むことで、高齢者だけでなく0～100才までの地域共生の取り組み構想を共有する機会となり、新しい地域づくりと市民の意識改革、暮らし方改革につながる。地域社会の資源や特性によりつながり方は様々。地域では共生の活動も始まっている。
● 新たな住民グループの形成、人材育成やネットワークの相乗効果を生み出していく支援を行うことができる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組②　常設の居場所の創出支援

【取組み内容】
● 市内には40か所の「ふれあい・いきいきサロン」がある。多くは月1日から週1日ほどの頻度であるが、7か所が週4日以上開催する常設型の居場所となっている。

● 常設型の居場所では、日常の困りごと支援や移送サービスが生まれているところがある。

● 常設型の居場所づくりを「介護予防・日常生活支援推進事業補助金」が推進。
・補助対象事業は、①地域の介護予防活動として行われる高齢者の日常生活の困りごとの相談や解決、通院・買い物の際の移動支援、ふれあいサロン、ミニデイサービスなど、②介護予防の普及啓発のために行われる高齢者の健康・生きがいづくりの講演会、体操、スポーツ大会などの事業費とともに、③上記①の事業を継続的に行うために必要な活動拠点の整備、または維持、④高齢者の介護予防、日常生活支援、認知症対策などを推進する常設型サロンを行うための活動拠点の整備に関わる費用。
・補助対象団体は 市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上で組織する団体。ただし、③はNPO法人を除く。

● 常設型の居場所の例
1、「サロンおいじゃあ」（平成29年6月開設）
・運営：特定非営利活動法人ゆいの会
・会場：同会の拠点内（多目的ホール）
・開催：9時～12時。【火・水・木】参加費100円。お茶、コーヒー・紅茶を用意。絵手紙、はがき絵、新聞ちぎり絵、陶芸絵付け体験、 唱歌・懐メロ、民謡、体操ほかのイベント有。【土】モーニング300円。さをり織体験。
2、きずなルーム （H.26年8月、）
・運営：「日長台生き生き隊」地域住民有志
・会場：企業の協力を得て商店界のースペースをみんなのサロンとして月曜日から土曜日まで二交代で常設
・声掛け隊、お手伝い隊、趣味の支援隊を日常活動としている。「お互い助け合い、楽しく暮らせるまちづくり」をスローガンに地域のニーズにこたえる活動をしている。自家用車による移動支援も始まっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

8．島根県美郷町

平成16年に1町1村が合併して誕生。人口：5000人高齢化率：45.2%。面積：約283km²。市全域が過疎地指定。

取組①　連合自治会と地域おこし協力隊が連携した生活支援、移動・外出支援

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・少子高齢化により地域力が低下、地域の存続のために地域で生活を共にし活動に参加する人材の確保が必要となった。特に、別府地域は、限界集落を抱え、高齢者等の日常の通院や買い物が大きな負担となっていた（多くの集落がバス路線から外れている）。
・平成21年に別府地域連合自治会へ地域おこし協力隊3名を配置。地域活性化、高齢者の支援活動、若者の定住対策に着手。地域おこし協力隊は、町内に最も多いときで20人以上いた。
・交通手段：バスは市町村運営有償運送を含め7路線。乗合タクシーは町内4地区で午前午後とも2便ずつまたは3便ずつ運行。ドアツードア。1回400円。町内の鉄道は、JR三江線が平成30年に全線廃止によってなくなり、廃止代替バスが運行中。

【住民参加による生活支援サービス】
・別府地区のNPO法人別府安心ネットが、町全域の牽引役になっている。メンバーの中に、元看護師や元ヘルパーもいるため、専門職との連携も進んでいる。
・移動・外出支援も訪問型のサービスも、別府安心ネットの規模には満たないが、複数の地区で動き出している。
・訪問B（家事支援等）・訪問D（移動支援）の補助も、活用事例が増えつつある。

美郷町集落対策関係図（13連合自治会）

8．島根県美郷町
別府安心ネット、沢谷地区ほか

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組②　NPO法人別府安心ネットの取り組みを参考に、他の連合自治会でも移動・外出支援を開始

・「別府安心ネット」は、島根県が提案した「自治会等輸送事業（車両等の提供を受け住民がガソリン代のみで送迎実施）」をきっかけに連合会自治会からNPO法人として平成24年に発足した団体。維持継続が課題となり、有償運送登録をした。公共交通空白地有償運送は、バスとの関係で運送の区域が町内に制限されたため、追加で福祉有償運送も登録。町のNPO法人等活動支援助成金の期限が切れたあとは、平成29年度から総合事業の補助を活用。

	別府地区「NPO法人別府安心ネット」	比之宮連合自治会	沢谷地域連合自治会
取り組み内容	①生活サポート事業（農作業、生活弱者支援）、②移動サポート事業、③軽度生活支援事業、④共育ツーリズム事業、⑤6次産業研究事業	①高齢者のサロン ②公共交通空白地有償運送（小型自動車1台） ③生活支援（家事、除雪等）	①高齢者向け食食会 ②買い物支援（10人乗りワゴン車1台）の試験運行
移動・外出支援の内容	＜公共交通空白地有償運送（町内のみ）、福祉有償運送（町外可）＞ ・月～金曜（時間指定なし） ・車両3台 ・1キロあたり50円 ・日用品や食材の確保、外出の付添 ・運転者は有償ボランティア　7名 ※訪問B＋訪問Dを③軽度生活支援事業として実施。対象は要支援1.2および基本チェックリスト該当者の高齢者のみ世帯補助を活用	・交流センターが開館している平日 ・各戸から比之宮交流センター（診療所、公民館等地区内）まで ・1乗車100円 ・運転者は連合自治会住民による運転ボランテイア１５名	・毎月1回第1木曜日、午前午後に各1往復 ・沢谷駅ー（隣町）赤名バス車庫を概ねドアツードアで運行。 ・無料（登録不要の運送） ・利用者は運転免許のない人＋75歳以上、障がい者 ・運転者は連合自治会役員2名 （国交省運転者講習受講者） ・目的地は隣町（飯南町）の衣料品店、金融機関、量販店など

・訪問Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添い。訪問Dは訪問Bをセットで実施する団体に対して補助。

30

8．島根県美郷町
美郷町の支援策

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組③　実働部隊の支援を手厚くし、庁内連携によってモノや財源を重層的に確保

【取組み内容】
・町の職員が自治会の活動を支えるために地域担当制になっている。また、町内13ある連合自治会全てに、集落支援員（町職員OBの嘱託が多い）が配置されている。地域課題の話し合いや住民アンケート調査、県の車両補助の情報入手、申請手続き等の実働部隊でもある。
・人の配置に加え、県の補助や町の単独補助が重層的に活用できる。島根県「「小さな拠点づくり」推進事業」「住み続ける中山間地域生活サポート支援事業」「地域生活交通再構築実証事業補助金」等

・介護予防・日常生活支援総合事業は要支援者向けのサービスで、同様の補助委託事業を町の単独事業でも行っている。要介護者や障がい者も同じようにサービス利用できる。直営のヘルパーや社協のヘルパーが担当。複数の横断的な会議にて、ニーズを把握。

・移動の問題については、常に健康福祉課と定住推進課が連携を取っている。定住推進課が有償運送の補助金を担当しているほか地域公共交通計画にタクシー等と一体的に位置づけている。ただし、調整に時間を要する場合も少なくない。

31

9．山口県萩市

※記載内容はヒアリング記録の一部

平成17年に1市2町4村が市町村合併して現在の萩市が誕生。高齢化率：41.77%。面積：約700㎢。

取組①　「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・1市2町4村の市町村合併後、旧町村社会福祉協議会にはヘルパー等を含め7～8人程度いたが、支所に縮小、人員も削減され、地域課題の把握が難しくなってきた。
・そこで、市社会福祉協議会は、旧6町村を含む13圏域（おおむね小学校区）ごとに力のある住民、日中にボランティア活動ができそうな人たちに声をかけ、地域で暮らし続けるための話合いを行う「小地域福祉活動推進事業」に着手。
・旧町村11圏域の小学校区ごとの「小地域福祉活動会議」は、平成27年から順次、行政職や専門職などを加え、生活支援体制整備事業（社会福祉協議会に委託）にもとづく「ささえあい協議体」第2層協議体」へと展開。
・それぞれが居場所づくりプラスαとしての生活支援サービスを創出しつつある。「集いの場」という目標が達成された後、地域の困りごと（課題）やわが地域のあり方について、住民が考えていく流れができている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・平成27年以降、段階的に市内全15カ所（おおむね小学校区）で「地域ささえあい協議体が発足。
介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、各地域で開催している地域ささえあい協議体での話し合いの結果、以下のサービスが誕生した。地区社協が実施主体になる場合や、地域内のNPO法人が実施主体になる場合など様々。平成30年10月現在の実施状況は以下。

【中央型サロンの運営（通所型サービスB）】
通所Bのみ実施：4地域（買い物支援、草刈り、ゴミ出し、調理、雪かき、安否確認等）
【ちょっとした手助けサービス（訪問型サービスB）】
通所Bとの両方実施：6地域（訪問Bは同上、通所Bは月1回から月5回まで様々）

32

9．山口県萩市
むつみ元気支援隊（萩市むつみ地域）

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組②　小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ

・市内でも、旧萩市以外は高齢化が50%を超えている。むつみ地域は56.12%で人口は1,445人。
・市街地から車で30分ほど離れている。循環バスのルートや域内限定の予約制デマンド交通などはあるが、移動支援のニーズも高まりつつある。

【むつみ地域における住民参加による生活支援サービス】
・「小地域福祉活動会議」コアメンバー9人が基盤となり、「むつみ元気支援隊」が発足。市に相談して、既存施設を改修。「むつみ世代間交流拠点施設」が整備された。居場所づくりと中山間地生活支援モデル事業に取り組み、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスB、訪問型サービスBの実施主体となった。

1）通所型サービス（通所型サービスB）
「むつみ世代間交流拠点施設」に「むつみ元気支援隊」が常駐。誰でも立ち寄れる居場所が整備されている。高齢者の技を活かした教室等も行われる。月曜サロン（週1回）、男性サロン（月1回、男性のみ）、季節イベント・世代間交流（月1回、参加費は200円程度）。牛丼・カレーの日（参加費200円）

2）訪問型サービス（訪問型サービスB）
会員登録した住民に対し、ゴミ出し等の困り事に対する支援を行う。買い物代行や電球交換、灯油入れなどのちょっとした支援は100円（30分）、大型ごみの搬出や掃除等は内容によって300～500円を支払う。
・むつみ愛サービス：散歩介助、買物代行、通院介助、ゴミ出し、薬受け取り、雪かき、自主避難介助など
・移動外出支援：2人1組で実施。送迎だけでなく付添い介助を行う。

33

※記載内容はヒアリング記録の一部

9．山口県萩市
萩市の支援策

取組③　「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援

【取組み内容】
①住民主体生活支援サービス活動拠点整備
トイレの洋式化や調理スペースの改修など

②住民主体生活支援サービス実施団体補助金
・団体立ち上げ経費　　300,000円（初回のみ）
・通所型サービスB　月1回開催／年額27,500円、隔週開催／年額55,000円、週1回開催／年額110,000円
・訪問型サービスB　年額80,000円
人件費や食費は、補助対象外。条件①協議体の設置圏域（小学校区）のすべてをカバーする活動を行う、②協議体で適当と認められた団体である（圏域内で訪問・通所それぞれ1団体ずつのみ）、③週1回以上の活動がある、④団体構成員は10人以上。なお、通所サービスのみ、月1回（年2万7,500円）や隔週（年5万5,000円）の実施も経過措置として可としている。

③住民主体生活支援サービス車両貸し出し
（住民主体生活支援サービス団体がサロン送迎等を行う場合、市が車両を購入し（国や県の補助金も活用）、公用車として無償で貸し出す。これまで、旧町村単位に「8人乗り」「10人乗り」など計6台を貸与。ガソリン代・維持管理経費・保険料等は、市がすべて負担）。

【円滑な支援のための工夫点】
・「むつみ元気支援隊」のコアメンバーは発足当初から、協議体と同様の機能を果たしてきた。そのため、市社会福祉協議会や行政は平成27年度に若干のメンバーを加え、そのまま2層協議体と位置づけた。市役所が社会福祉協議会は、他の地域との連携を深め施策をつくる上でも、「むつみ元気支援隊」がモデル的・牽引役的な存在となっている。
・地域の自主性を尊重しながら、必要なものは支援するという姿勢が貫かれている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市

平成16年に6町村が合併して誕生。人口：3.8万人高齢化率：38.18%。面積：約553㎢。市全域が過疎地指定。

取組①　「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」＝地域自主組織が地域課題を発見し解決する

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・人口減少と市町村合併を受けて、平成17～19年度に小学校区ごとの地域自主組織が結成された（自治会町内会、消防団、営農組織、文化サークル、PTA、女性グループ、高齢者の会などあらゆる地域内の団体が連携）。平成22年に公民館を廃止し、交流センターを拠点として地縁単位で総力を結集する形になった。市内全域30組織。自らの地域は自らが治めるのが地域自主組織であり、課題の発見や共有化も地域自主組織が行っている。
<例>：波多地区では平成20～22年度に島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト（補助事業）を活用し全住民対象のヒアリングを3回実施、鍋山地区では、中山間地域研究センターの協力を得て、アンケート調査を実施。両地区とも地域の計画を作成。
・交通手段の確保：路線バスはなく、市民バス（市町村運営有償運送）とデマンド型乗合タクシーが31路線相当、161便。デマンド型乗合タクシーは、発車時刻固定で地区内のみ運行。免許のない人へのバス・タクシー利用券（18000円/年）交付制度もあるが、地区をまたいで移動する手段がない。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・地域自主組織では「持続可能性の確保」、「安心安全の確保」、「歴史・文化の活用」の3つの視点と、地域づくり、地域福祉、生涯学習の3本柱を中心に、地域福祉として見守り活動、サロン活動等、様々な事業が展開されている。
・生活支援体制整備事業の予算で、地域自主組織の中の地域福祉推進員の配置を週2日から週4日、あるいは複数名体制とするなどし、充実化。住民の困りごとを専門職につないだり、多世代交流行事等を支えている。
・子ども・若者・大人のキャリアパスをテーマに、雲南市をフィールドにした人材育成を市が後押し＝「幸雲南塾」。新しい人材としてコミュニティナースが配置されている地区もある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市
波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町波多地区）

取組②　地域の総力を結集して地域自主組織へ：「はたマーケット」を拠点に「たすけ愛号」で

・人口309人、139世帯、高齢化率：52.22%
・地域マップ・生活アンケートなどで地域の実情や困りごとを出し合い、5カ年計画「波多地区振興計画」を立て、雇用されたスタッフ（役員兼任）が中心になって事業を展開。第2期（平成28～32年度）は、「たすけ愛」のしくみをつくろう（地域福祉活動）、いきいきと元気にこころ豊かに暮らそう（生涯学習活動）、波多の素材を産業につなげよう（地域づくり活動）、住みよい波多をPRしIターンUターンにつなげよう、の4つ。

【はたマーケット】
地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、元々は小学校であった波多交流センターに店舗を開設。助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを活用し、全日本食品株式会社からの仕入れの条件を整えた。サロン機能も併設。

協議会の構成
役員会：会長1名、副会長4名、事務局員
　　4部制（地域づくり、施設管理、地域福祉、生涯学習／部長＝副会長）
幹事会：役員、自治会代表5名、女性部代表2名
総　会：自治会16名、各種団体代表14名

交流センター職員体制（協議会事務局兼務）6名
人件費は雲南市交付金及び事業収入を充当
☆交流センター主事（常勤職員）　会計兼務
☆施設管理者（常勤職員）
☆生涯学習推進員（非常勤）
☆コミュニティナース（「NPO法人 おっちラボ」から派遣）

【 地域内交通「たすけ愛号」運行】
・地域内無償運行、利用登録不要の活動。ルートは非固定で、申し込みに応じて相乗りもあり。
運転は事務局職員が担当。目的地は、マーケットや交流センター利用が62%、温泉施設や診療所、バス停やATMと続く。自動車は島根県の事業によって取得し、協議会は認可地縁団体として法人化している。

【自主防災会による防災訓練等】
防災マップ作りやくらしのあんしんカードを作成。平成24年度から始めた防災訓練によって、住民の意識が高まった。
その他、波多温泉の運営、自然体験合宿、EM石鹸づくり、祭り行事等。

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市
雲南市の支援策

取組③　自由度の高い交付金と、人と地域と行政が絶え間なく進化し続けられる仕掛けづくり

【取組み内容】
「地域づくり活動等交付金」
・地域自主組織に対する自由度の高い一括交付金で、地域運営費（人件費等）、地域づくり関係経費、地域福祉関係経費、生涯学習関係経費で構成している。市内全体で約2億9千万円、1地区あたり平均9百万円程度。
・公民館や小学校区で小さな拠点（場所＋人）を作り、産業、防災、交流等、色々な取り組みを展開する、人口割や面積割、組織数割など、算定方法は各項目で異なる。
・当初は補助金であったが、組織の進化に応じて自由度の高さを求める意見が多くなり、交付金化した。

「人的支援と協働の関係づくり」
・6町の各総合センター（支所）に現場支援を行う地域づくり担当職員を1名ずつ配置。福祉関係では第1層生活支援コーディネーターをモデル地区2か所に配置。教育関係では中学校区単位で教育支援コーディネーターを配置し、コミュニティスクールなどを推進。
・拠点施設として、公設の交流センター（元公民館や小学校）を指定管理方式で提供している（利用料金制）。
・市と小学校区ごとの地域自主組織が「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」を交わし、地域と行政相互の役割を盛り込んでいる。数年に1回、制度的進化を図ってきている。

【円滑な支援のための工夫点】
既に自由度の高い金銭的支援を行っていることから、それをどのように使うかは地域の裁量であり、そのための気づきの機会、学び合いの機会を設けている。

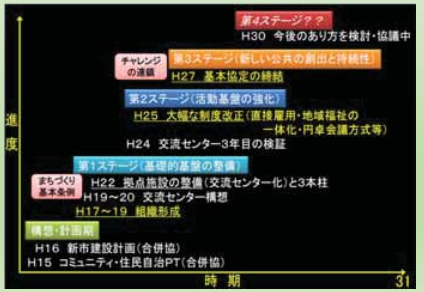

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

● 概況：人口：810,302 人　高齢者数：212,886（高齢化率：26.63%）　面積：726.1㎢

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
・**新潟市の高齢化率**は、2013年に25%を超え、2025年には30%を超えると見込まれる。
ほとんどの地域で高齢者が増加し、家族介護者及びハンディキャップを持つ人の高齢化も進む。
加えて、家族や地域におけるつながりの希薄化により、社会的孤立感の増大や、支え合い機能が低下している。

⇒地域における高齢者の見守り、支え合いの仕組みの早期の構築を目指す。
地域に根ざした互助の促進が求められている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・新潟市は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に、支え合い、助け合う地域づくりを推進している。経費の一部を助成。
「地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業」月1回　月2回以上　約400か所（H31.3.1現在）

「地域の茶の間支援事業」週1回以上　65か所（H31.3.1現在）（補助金支出）

・「地域の茶の間」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる居場所である。

＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・任意団体「実家の茶の間」と新潟市が協働で開設・運営。支え合いのしくみづくりを進めるための拠点である。
「地域の茶の間」の創設者である河田珪子氏のノウハウを継承・波及していく新潟市の地域包括ケアシステム構築の要である。

＊地域包括ケア推進モデルハウスは、「実家の茶の間・紫竹」の他、8ヶ所。

38

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

取組① 住民の互助による地域包括ケアのモデルハウス

【取組み内容】
＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業。平成26年10月開設。
：参加費300円、食事300円。子ども無料
・目的は、つながりを構築し、お互いの不自由に気づき、距離感を学び、**お互い様の助け合う地域づくり**を図る。
・誰でも集える居場所－子どもから高齢者まで多世代が、ハンディキャップの有無に関わらず共に過ごす。

・支え合いを創る仕組み－世話をする人 される人の関係は固定しない。受け身の人をつくらない。
⇒地域において住民と行政等の協働で創る互助の居場所

・保健師・看護師や作業療法士による健康相談・困りごと相談
・障害者支援施設の製品販売－地域における経済的なつながりの構築、活性化
・運営費：家賃・光熱水費は新潟市が負担。駐車場借り上げのために年会費。
・その他、参加費、バザー収益。備品のほとんどは 住民やメンバーによる持ち寄り－寄付で応援を拡大。

【円滑な支援のための工夫点】
＊参加型の居場所における生きがいの促進
①「出番づくり」－他者に喜ばれる機会
利用者の役割を創出し、それぞれの能力や人生経験を活かし、互助を引き出す。
②手仕事の場、展示による応援
多様な手仕事は、地域におけるリハビリテーションの機会と場を創出する。
⇒**「生涯現役」**＝介護予防をもたらす。
③敷居の低さと
誰でも参加できて、受け容れられ、ゆるやかにつながる。

39

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

取組② 住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成

【取組み内容】
＊「助け合い お互いさま新潟」 事務局：実家の茶の間・紫竹
・「1時間＝500円」という謝礼を設定。手助けを必要としている人と、手助けができる人をつなぐ。
コーディネーターを介さず、当事者同士でどのぐらいの時間、何をするのか取り決め、1時間に対して500円の謝礼を渡す。
⇒家庭内で活動する際の心構えやマナーを学ぶ助け合いの学校により手助けできる人を育成するとともに、地域住民の多様な困りごと（子育て、介護等）に対処するため、支え合い・助け合いの気風を全市に広げていく取組み。

＊「茶の間の学校」
・「地域の茶の間」の立ち上げを支援し、担い手を養成する。
・茶の間の立ち上げ、運営の方法などを具体的に学ぶための実践的なプログラム。
６日間の、ワークショップ、講義、実習等。

【円滑な支援のための工夫点】
・「お互いさま」活動により、誰かの役に立ちたい、喜ばれたいという住民の思いと力、知恵、時間を活かす。
住民がごく自然に手助けし合うようになる繋がりの構築、緩やかな助け合いが地域に広がっていくこと。
・地域の茶の間で結びついた人間関係をベースに、訪問による支え合い活動を始めていくきっかけづくり。
・事務局やコーディネーター等にお金をかけない－住民主体、シンプルな仕組み。

・総じて、「地域の茶の間」や「お互いさま」における「役割」、頼まれごとによって、住民の力や経験、知恵を活かし、支え合いの思いと行為を引き出す仕組みであると言える。
相互支援の居場所、ネットワークづくりの具体的な手法が蓄積されている。
結果として、介護予防につながっていく、住民主体の活動と考えられる。
⇒住民参加、互助を主体とした地域包括ケアシステムの要である。

40

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市

人口：27,508人、高齢化率：41.9%、面積：85㎢。

取組① 社会参加のある・支え合う地域づくりを強力に推進し、介護予防や生活支援のベースを作る

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・農業等が衰退し、人口が流出して、集落機能の存続が危ぶまれ、高齢者の孤立なども問題化。
・数年前から市補助の「いきいきサロン」を実施していたが、月1回のみで、自治会活動も弱かった。
・地域住民からは、「気軽に立ち寄れる場所がほしい」といった声が上がっていた。
・移動・交通等に関しては、谷筋ごとに集落が形成されていることから広域対応では不十分で公民館単位（小学校区域に近い）の小規模な助け合いの仕組みが必要だった。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・国東市では、「地域支え合い活動推進事業」を開始。竹田津ともう1カ所を平成27年にモデル地区とし、市社会福祉協議会が地区内5つの行政区の区長らに声をかけ、実施した。
・平成28年度にスタートしたモデル2地区のほか、平成29年度 から30年度にかけ、新たに3地区が地域組織を立ち上げた。それぞれの地域にあった支え合う地域づくりを始めている。
・社会参加のある地域づくりで介護予防と生活支援を推進することをコンセプトとし、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業を活用している。

41

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市
くらしのサポートセンター「かもめ」（国東市竹田津地区）

取組② 市・社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、わずか一年で居場所をつくり、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」

竹田津地区は人口1,000人、高齢化率54.3%（85歳以上率13.2%）

【取組み内容】
①カフェ（週3回、13～15時）
②送迎付き食事会（月2回）
③送迎付きカフェ（月2回）
④買い物支援（カフェ開催日の出張販売＋月2回の送迎付きカフェでの送迎付き買い物）
⑤「ちょい加勢」（生活支援）

【くらサポ『かもめ』が実施に伴う送迎及び外出利用者に対する運転ボランティアによる自家用車を使用した移動支援】
○利用者：竹田津地区住民で外出するのが困難と判断された方で、かつ、送迎及び外出支援の利用申請をされた方
○利用者負担： なし
○運転手に対する実費弁償： ガソリン代等交通費実費相当のかもめカフェでのみ使用できるコーヒー券

年月	実施事項
2016年1月	地域説明
3月	先進地視察、生活支援講演会開催
4月	市が地域支え合い推進員を公民館に配置
4月	くらしを考える会設立
5月～6月	地域勉強会（計7回）
7月～9月	全戸訪問ニーズ調査 ⇒【居場所づくりに取り組もう！】
8月	実践NPO視察
9月～10月	活動計画作成
10月	居場所の視察
11月	模擬実施（2回）
11月	安全運転者講習
2017年1月	カフェオープン（毎月6回）
3月	カフェ開催日数増加（月12回へ）
6月	カフェでの地元商店 出張販売会
6月	カフェでの視察受入（自主財源確保）
2018年1月	自分たちにできる生活支援「ちょい加勢」

42

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市
国東市の支援策

取組③ 生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置

【取組み内容と円滑な支援のための工夫】
・生活支援コーディネーター（地域支え合い活動推進員）を市社協に4人配置（旧町村ごと）し、生活支援や介護予防活動のための組織体制の整備、活動促進を行う「地域支え合い活動推進事業」をスタートさせた。
・モデル地区（竹田津と上国崎地区）を選定したタイミングで、市高齢者支援課は市社協の生活支援コーディネーターの人件費を単費で確保。「それまでに4人のコーディネーターで地域を回ったところ、支え合い活動をしたい気持ちがあっても、事務的な能力が弱いことが把握できていたモデル地区2カ所に2人分の人件費を追加することに踏み切った。
・高齢者支援課長「気持ちが盛り上がっているうちに急がないとできないと思った」、かもめ代表「アンケート調査で直接ニーズを聞いたので、早くそれに応えたいという思いも私たちの気持ちを急がせた」

立上げ後における連携で自立支援につながる取り組みへとステップアップ
・アンケートで要望が高かった生活支援サービス「ちょい加勢」に関し、利用者は増えてきたが、ハイリスク者への支援をどのように行うか、他人を家に上げることへの抵抗感をどのようにクリアするか、が課題となった。
・そこで、要支援者レベルの利用者に対し、買い物代行をツールとして、「かもめ」のサービスと介護保険のホームヘルプサービスの組み合わせを実施することにした
・一方、支援に同行する「かもめ」会員も、「元気になったら一緒に買い物に行きましょう！」と自立のモチベーションを上げるアシストを行っている。
・このような成果も期待できることから、市内で居場所をつくったものの、広まらない地区に対し、買い物支援チームをつくる動きも出ており、竹田津地区の試みがモデル的な役割を果たしている。

43

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林（とんだばやし）市
不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」

市全域／人口：111,000人、高齢化率：29.3%、面積：約39.7㎢。鉄道駅：2社6駅、路線バス3社、ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ1路線

取組① 自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「ＩＴ」「移動」の支援を展開。

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・不動ヶ丘地区（人口626人、277世帯）は46.5%。高台の造成地で坂道が多い。高齢者は車を使えないと1.2km先の滝谷不動駅、5km先の市街地まで出られなくなる。コミュニティバスは幹線のみで不動ヶ丘地区内に増便はできない。
・昭和40年代後半に造成された地域に一斉に入居した住民で、互助の風土が残っている。
・自治会として、65歳以上へ全戸調査したところ、「今移動に困っている」は20数人、「5年後に移動が困難になる」は50人超に上った。

【「ほっとらいふ」の生活支援サービスの活動状況】
・平成25年に自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、暮らしにくさを分析。平成26年4月から下記の4つに取り組む「ほっとらいふ」の活動がはじまった。
・困り事支援：10分100ポイント（＝100円）。ゴミ出しや屋内掃除、家具の移動など。
・憩いの場支援：概ね200ポイント（＝200円）。朝市（月3回）、西友・ばんばんお買い物ツアー（月2回）、太極拳入門（月1回）、ノルディックウォーキングの集い（月2回）、ほっとカフェ（年5回）、歌声サロン、ほろ酔いサロン、フラワーアレンジメント教室、中華ランチに行きましょう、布ぞうりをつくりましょう、タブレットで脳トレなども実施。
・IT支援：パソコンやスマートフォンを使いこなせるように支援する。パソコン相談会等。
・移動支援：要介護認定の有無に関係なく、近隣市町村への通院、買い物、銀行や市役所、美容院などへ送迎。前日までの予約に応じてドア・ツー・ドアで運走行しルートは非固定。利用料金は、ガソリン代として3km未満100ポイント（100円）、5km未満200ポイント（200円）、7km未満300ポイント（300円）。専用車両2台＋自家用車も使用。

44

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林市
富田林市道路交通課、市社会福祉協議会とのつながり

取組② コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで、住民の取り組み支える非金銭的な支援

【道路交通課】
・平成25年に、市道路交通課主催の「これからの交通を考えるシンポジウム」に参加。同課は、市内各地から交通の問題についての要望が入っており、市内に何カ所かある交通不便地域に勉強会の開催を呼び掛けていた。「シンポ」をきっかけに生活支援プロジェクトチームと市、学識経験者、コンサル会社による勉強会がはじまった。
・勉強会が、自治会内での合意形成やしくみづくりを支えた。運輸支局との調整は道路交通課職員が担当したほか、市は、運転者が受講する講習会の受講料を「ボランティア輸送運転者講習費用補助金」を使って補助している。

【市社会福祉協議会と市高齢介護課】
・市社会福祉協議会が事務局を務める生活支援体制整備事業にもとづく協議体や、地域福祉計画に基づき障害者や児童の課題も含めて福祉のまちづくりを進める「校区交流会議」があり、不動ヶ丘自治会も参加。移動支援を考える機会を持つなど、課題を横断的に共有している。

・市高齢介護課では、集会所等で自主的・継続的に月2回以上、運動等を行う団体に対し、介護予防サポーターや健康運動指導士などを無償派遣する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」（平成30年10月現在、市内25団体）を実施。不動ヶ丘でも平成28年度から協働で行っている。

金銭的な支援がないため、車両購入費等のため、収益事業に着手。年会費（14万円ほど）や賛助会費（10万円ほど）のほか、子ども会の古紙回収事業、アルミ缶・スチール缶回収事業（合わせて30万円ほど）の収益をプラスし、2台の専用車を確保した。

45

住民主体の移動・外出支援（増えている例）

1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例
2、市町村の車（保険付）で住民が運行している事例
3、社会福祉法人の空車両を活用した買物支援やサロン送迎の事例
4、介護予防・日常生活支援総合事業による移動支援の事例

運賃は不可
利用者の制限はない

許可や登録の手続き不要の形態で行われていることが多い

1

住民主体の移動・外出支援と道路運送法

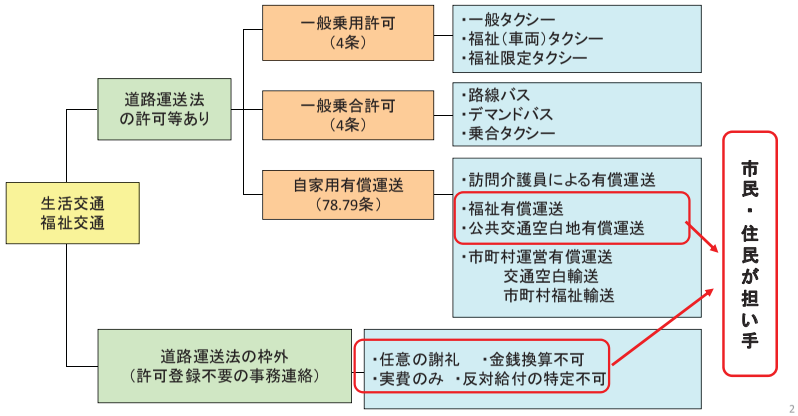

2

資料-146

許可・登録の手続き不要

国土交通省 **通達**（事務連絡/平成18年➡ **一部改正/平成30年3月30日**）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

(1)- 1　利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
　　2　利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
(2)- 1　利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
　　2　ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
(3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
(4)- 1　市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
　　2　**自家輸送**の場合
　　3　子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる**場合
　　4　利用者の所有車両で送迎を行う場合

3

国土交通省 **通達**（**平成30年3月末見直し：朱部分**）
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

特定費用

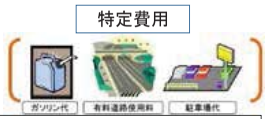

(1)- 1　利用者からの給付が 好意に対する任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、**あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合**

①偶発的なケース

②日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース

③利用者が（右の）**ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」**

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

（3）利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合**

「実際の運行に要するガソリン代」＝乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

ガソリン代の算出方法2事例

①走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格

②市町村の実証実験の結果にもとづき1㎞あたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可（旅客課長）

4

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

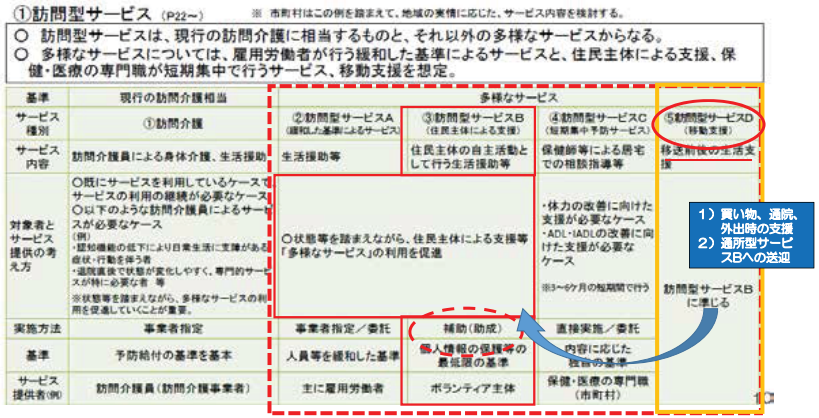

市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D　ケース１）通院や買物等

- **補助金**は、**間接経費**（サービス調整の人件費、保険料、家賃、電話代、熱水費等）**のみ**（車両やガソリン代等の補助は不可）

訪問B.訪問D.通所Bともに**ボランティアの人件費は補助金では出せない。利用者が負担する仕組み**

訪問D　ケース 2）通所目的「サロン送迎型」

要支援1.2+基本チェックリスト該当者が**利用者全体の1/2以上であれば**補助金の拠出可能

- **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費、車両購入費など**具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

ケース１）の場合も、一般財源からの補助は可能

<2017.8.25「国交省」通知>ボランティア団体等が地域住民にサービスを提供するにあたり、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要。**団体に対して**車両の購入費や維持管理経費（＊）の全部や一部を市区町村が補助する場合も同様**（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

（＊）維持管理費：駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

8

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

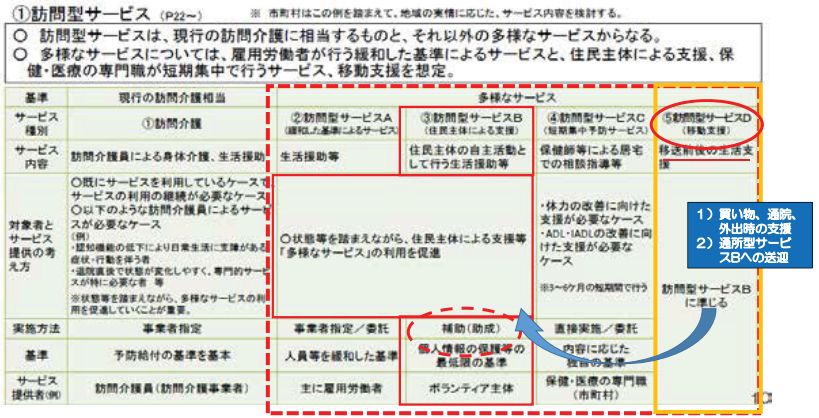

市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D　ケース１）通院や買物等

- **補助金**は、**間接経費**（サービス調整の人件費、保険料、家賃、電話代、熱水費等）**のみ**（車両やガソリン代等の補助は不可）

訪問B.訪問D.通所Bともに**ボランティアの人件費は補助金では出せない。利用者が負担する仕組み**

訪問D　ケース 2）通所目的「サロン送迎型」

要支援1.2+基本チェックリスト該当者が**利用者全体の1/2以上であれば**補助金の拠出可能

- **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費、車両購入費など**具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

ケース１）の場合も、一般財源からの補助は可能

<2017.8.25「国交省」通知>ボランティア団体等が地域住民にサービスを提供するにあたり、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要。**団体に対して**車両の購入費や維持管理経費（＊）の全部や一部を市区町村が補助する場合も同様**（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

（＊）維持管理費：駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

8

早わかり法制度　総合事業編

プラン[1]~[6]の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。
*1　一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施
*2　登録不要の活動の種類はp11の①~④参照

総合事業の類型		訪問Dケース1）通院や買物等	訪問Dケース2）通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防事業*1
	内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援（目的地はケアマネジメントによる）	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	（住民主体で）家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所Bへの送迎（同一主体でも別主体でも）	通いの場への送迎（同一主体でも別主体でも）
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○（市町村判断）
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○（市町村判断）
	車両維持購入費	×	○（市町村判断）	×	○（市町村判断）	○（市町村判断）
	ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否		要	要	要	要	不要
利用者負担（登録不要の場合）*2		ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

全国移動ネット「調査研究員会」平成30年3月

9

総合事業の類型と道路運送法の類型　2018年12月

～全国移動ネット　ヒアリング調査事例から～　赤字が今回の訪問調査先

道路運送法の類型	許可・登録不要			登録	許可
総合事業の類型	●ｶﾞｿﾘﾝ代実費・有料道路・駐車料のみ	●サロン送迎（自家輸送）	●家事身辺援助等ｻｰﾋﾞｽ(訪問B)一体型	ドライバー人件費は利用者から収受可能	
訪問型サービスB			松戸市 吉見町 天童市 八王子市 花巻市 萩市		
訪問型サービスD（ケース1）	米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市	取手市 美郷町 若桜町 橋本市 御代田町	さつま町
訪問型サービスD（ケース2）	鶴岡市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町		和光市	川島町
一般介護予防事業 ※ケアマネジメント不要	神栖市 高根沢町	国東市			
その他	ほっとらいふ／富田林市 波多コミュニティ協議会／雲南市				

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

住民の力を活かす支援事例

知多市福祉部
部長　竹之越　康正 氏

NPO法人ゆいの会（第１層生活支援コーディネーター）
理事　松下　典子 氏

萩市福祉部高齢者支援課
課長補佐　池永　美杉 氏

自治体・社会福祉協議会職員向けセミナー

～ 住民の力を生かす！育てる！～

知多市の生活支援の取り組み

福祉部 部長　　竹之越　康正

1層生活支援コーディネーター　　松下典子

2019. 2. 4

知多市の概況

- 人口　　約８５，４００人
- 高齢化率　　約２７．１％
- 介護保険実施主体

知多北部広域連合

（ 大府市・知多市・東海市・東浦町 ）

総人口 約342,000人

生活支援サービス体制整備事業

- 第１層/　（28年度）市全域
  ＮＰＯ法人　ゆいの会
- 第２層/　（29年度）3中学校区
  ＮＰＯ法人　あゆみ
  ＮＰＯ法人　だいこんの花
  ＮＰＯ法人　ゆいの会
  （30年度）2中学校区
  社会福祉協議会

介護予防・日常生活支援推進事業補助金について

- 補助の内容

資料１・２参照

資料-149

資料-150

１層 コーディネーターの取り組み

- NPO（市民）と行政、社協の協働
  - ① 毎月3者の事務局会議
  - ② 既存の組織との連携、融合、協働
  - ② コミュニティー(生活エリア）の機能再編
- NPO（市民）からの提案
  - ① 自発的実践と学び
  - ② 生活課題解決＝現場(市民)と共に考える
  - ③できることから 合意→実践→ 検証→ 提案

２８、２９年度の取り組み

資源開発	・社会資源の開発・調整 ・ないサービスを創りだす ・担い手の養成	①居場所立ち上げ ②制度の学習会 ③住民ワークショップ ④リーダー学習会
ネットワーク	・ボトムアップの連携・協働 ・活動団体の情報共有 ・関係者機関の情報共有	①NPO包括ケアネット ②居場所、助け合いネット ③分野横断ネット ④既存組織と地域資源
協議体	・委員20名 行政6名、既存組織4名 社協2名、民間2名、NPO6名 委員会＝8回開催	①目指す地域像協議 ②現状把握、課題共有 ③何が必要、できる？ ④居場所、人材育成

協議体委員会 ＝ 目指す地域像

28年度

1、安心安全・子育てのまち
2、孤立しない・させないまち
3、家族の幸せの先に社会の幸せがあるまち
4、福祉と人権教育のまち
5、誰もが地域での役割を持てるまち
6、生活環境が整ったまち

実現するために何が必要？

29年度
- ➡居場所・サロン
- ➡人材育成

30年度
- ➡ 移動支援の学習と協議の場
- ➡ 生活支援

地域みんなの居場所･サロンのいろいろ

日常的近隣	月1～4日	週3日～5日
犬とも・飲みとも ボランティア・サークル仲間 OB会・班・隣組	健康体操・季節行事 出前学習会・おしゃべり	日替わりワーク 多世代交流・おしゃべり 食事交流会・朝市

地域のたすけあい
常時対応・予約

家事支援・住まいの小修繕
ゴミ出し・水やり・
病院・買い物移動支援

NPO法人
日常生活、家事全般
配食・有償運送

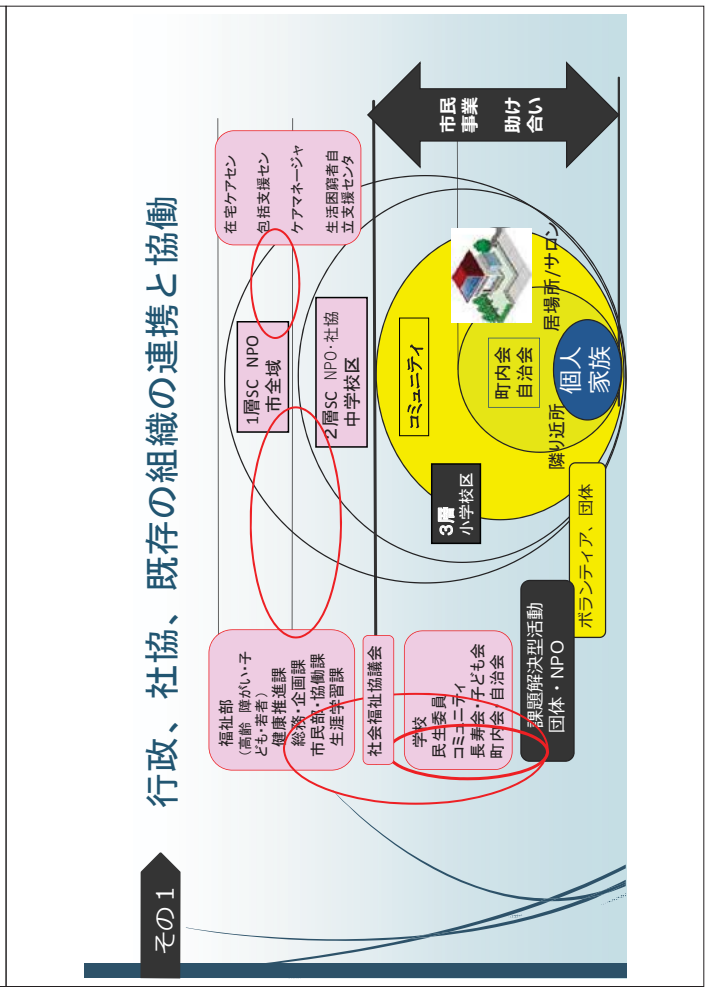

介護予防･日常生活支援推進事業補助金

	団体名	サロン活動		H30	事業費	拠点整備・維持	補助対象事業名　　資料2
1	市民団体	週６	月～土10～16	200,000	○		常設型サロン
2	市民団体	週４	水～土10～16	480,000	300,000	家賃180,000	活動拠点の維持　常設型サロン
3	市民団体	週５	月～金	600,000	300,000	家賃300,000	活動拠点の維持　常設型サロン
4	市民団体	週４	月火水金AM9～12	354,000	258,000	家賃96,000	活動拠点の維持　常設型サロン
5	ＮＰＯ法人	週４	毎週火・水・木・土AM9～12	300,000	○		常設型サロン
6	ＮＰＯ法人	週５	毎週火・水・木・土・日PM2～5	300,000	○		常設型サロン
7	市民団体		木10～15ミニデイ、第3火13～15男性ｻﾛﾝ	279,000	30,000	借地料249,975	活動拠点の維持　食事交流会
8	市民団体	月２	第2・4金9:30～11:30	104,000	○		日常生活の援助、ふれあいサロン
9	市民団体			200,000	○		日常生活の援助
10	市民団体	月１	第3火PM1:30～3:30、月2訪問 ラジオ体操月～土、	40,000	○		家庭訪問、ふれあいサロン
11	市民団体			53,000	○		家庭訪問
12	市民団体	月１	第1水	24,000	○		ふれあいサロン
13	市民団体	週１水	10～16	200,000	○		ふれあいサロン
14	市民団体	月１	第4水	70,000	○		ふれあいサロン
15	市民団体	月１（８月除く）	第3水PM1:30～3:30	43,000	○		ふれあいサロン
16	市民団体	月２	第1・3木AM10～12	200,000	○		ふれあいサロン
17	市民団体	月１	第3月AM9:30～11:30	61,000	○		ふれあいサロン
18	市民団体	月１（８月除く）	第3火AM10～12	20,000	○		ふれあいサロン
19	市民団体	週３	火木土10～16	93,000	○		ふれあいサロン
20	市民団体	月１	第4木PM	200,000	○		ふれあいサロン
21	市民団体	月１（８月除く）	第4木AM10～12	85,000	○		ふれあいサロン
22	市民団体	月２	第1・3木AM10～12	160,000	○		ふれあいサロン
23	市民団体			98,000	○		はがき交流
				4,164,000			

知多市介護予防･日常生活支援推進事業補助金

資料1

〇趣旨

高齢者の介護予防の推進と自立した生活を支援するため、社会福祉団体等が行う介護予防に資する事業及び日常生活を援助する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該団体に交付するもの

〇「社会福祉団体等」とは

第２条第１号

地域において福祉活動を行う５人以上で組織するボランティア団体又は市民活動団体

第２条第２号

特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）

ただし、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体を除きます。

〇補助の対象等

補助事業の内容、補助対象団体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、裏面の別表のとおりです。

ただし、次の (1)から (6)までに該当する場合は、補助金の交付が受けられません。

(1) 別表第１の３に規定する補助金の交付を受けて整備した活動拠点において、別表第２の１に規定する補助事業を実施する場合

(2) 別表第２の１に規定する補助金の交付を受けて整備した活動拠点において、別表第１の３ (1)に掲げる補助事業を実施する場合

(3) 別表第２の１に規定する補助金の交付を受けて活動拠点を整備した年度において、別表第１の１から３までに掲げる補助事業を実施する場合

(4) 市の公有財産又は地区公共施設（住民による健全な自治活動を推進し、及び住民の福祉を増進し、並びに文化の向上に寄与するための拠点として建設し、又は維持する施設をいう。）において、別表第１の３又は別表第２の１に規定する補助事業を実施する場合

(5) 市の他の補助金、交付金の支援を受けて事業を実施した年度において、別表第１又は別表第２に規定する補助事業を実施する場合

(6) 知多市地域福祉振興事業補助金交付要綱別表第１の４の項第１号又は要綱別表第２に規定する補助金の交付を受けて整備した活動拠点において、別表第１の３ (1)又は別表２の１に規定する補助事業を実施する場合

※要綱別表第１の４の項第１号に規定する補助金

事業開始初年度における活動拠点の整備に関する事業のための補助金

※要綱別表第２に規定する補助金

まちかど居場所づくり事業のための補助金

知多市介護予防･日常生活支援推進事業補助金

別表第１

補助事業の内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 地域介護予防活動支援事業	第２条第１号及び第２号に規定する団体	事業に要する経費（報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信費、保険料、使用料・借上料、その他必要経費）	(1) 事業に必要な経費の総額の３分の２ (2) 経費に充てる収入を差引いた実必要額 (1)と(2)のいずれか少ない方とする。	２０万円。ただし、(2) オ健康体操会及び健康学習会は、１０万円。 定期に曜日を決めて、週４日以上行う場合又は、(1)と(2)の活動をあわせて行う場合は１０万円を加算す
(1) 高齢者の訪問等をして行う次に掲げる活動				
ア 日常生活の援助 日常生活における困りごとの相談及び解決				
イ 移動支援 通院、買い物等をする場合の送迎及び送迎前後の生活支援				
ウ 家庭訪問 配食サービス、各家庭を訪問しての話し相手、安否確認等				
エ ハガキ交流 年賀状、暑中見舞い等による交流				
(2) 高齢者を通いの場に集めて行う次に掲げる活動（概ね月１回以上実施するものに限る。）				
ア 食事交流会 食事をして楽しい時を過ごす会				
イ ふれあいサロン 地域住民同士の交流の場づくり及び居場所づくり				
ウ ミニデイサービス 体操、食事、趣味活動、レクリエーション等を組み合わせて、日常生活支援や生活機能向上に資する活動を提供する場づくり				
エ 健康体操会及び健康学習会 運動、口腔、認知機能向上等のために体操又は学習をする教室及び集会				
2 介護予防普及啓発事業				２０万円
(1) 高齢者を対象とした介護予防の普及啓発に資する次に掲げる活動				
ア 講座及び講演会 健康又はいきがいづくりに役立つ講座、講演会				
イ 健康祭り 健康又はいきがいづくりに関するフェスティバル、催し物				
ウ スポーツ大会 運動会及びスポーツ大会				
エ 調査研究 健康又はいきがいづくりに役立つ調査及び研究				
(2) 在宅介護者等を対象に社会福祉団体等が実施する次に掲げる活動				
ア 介護及び介護予防技術の講習 より良い介護及び介護予防のための専門家を招いての研修会				
イ 情報交換会 より良い介護及び介護予防のための情報交換、心身のリフレッシュ				
3 １の項の事業を継続的に実施するために必要な活動拠点の整備又は維持に関する次に掲げる事業	第２条第１号に規定する団体		事業に必要な経費全額	
(1) 事業開始初年度における活動拠点の整備に関する事業		事業に要する経費（修繕料、保険料、借上料、備品購入費、その他必要経費）		５０万円
(2) 活動拠点の維持に関する事業		事業に要する経費（借上料、その他必要経費）		３０万円

※１団体が多数の事業（３の項に規定する事業を除く。）を行う場合は、１年度につき、各事業の補助限度額のうち最も高いものを限度とする。

別表第２

補助事業の内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 高齢者まちかど居場所づくり事業	第２条第１号及び第２号に規定する団体	事業に要する経費（修繕料、借上料、備品購入費、その他必要経費）	事業に必要な経費全額	１００万円
高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、介護予防や日常生活支援、認知症対策等を推進するため、概ね行政区単位でのサロン等を週４日以上で延べ１２時間以上開設する事業に対する事業開始初年度における必要な活動拠点の整備に関する事業				

福祉で!?

「萩市版　地域づくり」

山口県福祉部高齢者支援課　池永美杉

見島

相島

大島

（島の写真：萩海運有限会社ＨＰより）

資料-153

萩市の人口・高齢化率H30.12.31現在

地域	人口	高齢者人口	高齢化率	世帯数	面積（k㎡）	人口密度
全体	47,625人	19,932人	41.9%	23,505世帯	698.3	68.2
萩	36,976人	14,358人	38.8%	18,288世帯	138.3	267.4
川上	832人	423人	50.8%	424世帯	93.2	8.9
田万川	2,617人	1,324人	50.6%	1,252世帯	78.1	33.5
むつみ	1,425人	797人	55.9%	724世帯	69.7	20.4
須佐	2,487人	1,290人	51.9%	1,284世帯	87.2	28.5
旭	1,585人	830人	52.4%	732世帯	134.0	11.8
福栄	1,703人	910人	53.4%	801世帯	98.3	17.3

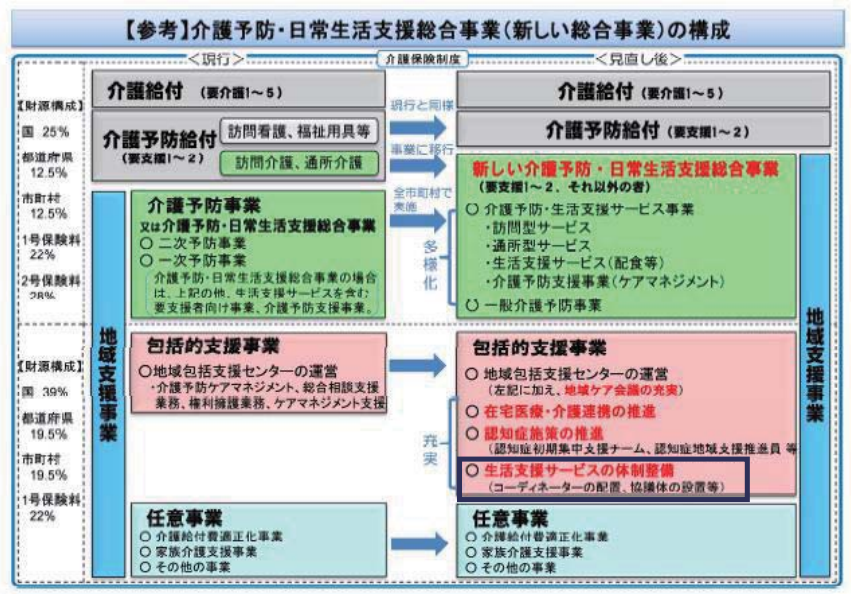

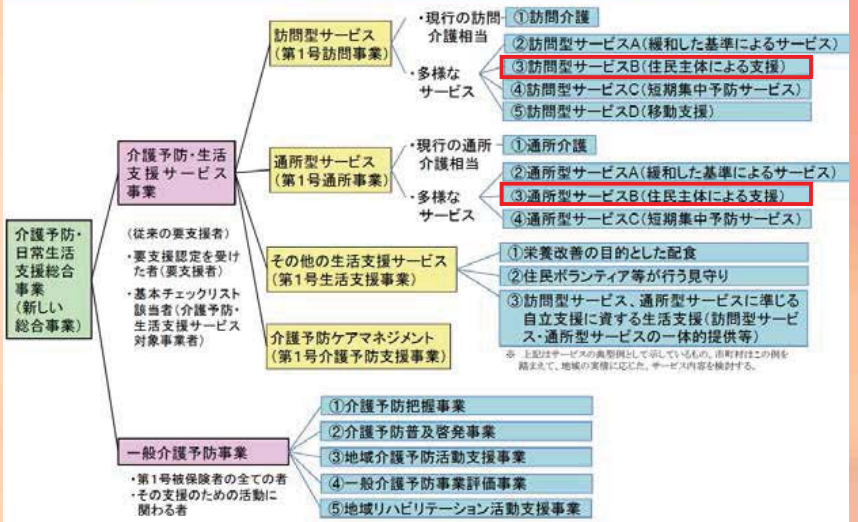

萩市の生活支援体制整備事業

③構成メンバーのつづき

民生委員・児童委員、元市職員、婦人会、保健推進員、地域福祉活動推進委員、地域サロン関係者、地域ボランティアグループ、農業団体（ＪＡ/農事組合法人）、ＪＡ婦人部、小地域福祉活動委員会、活動実施団体、介護保険サービス提供事業所、薬局、道の駅、老人クラブ、健康づくり団体、女性団体連絡協議会、ＮＰＯ、漁業集落住民、公民館長、地域運営協議会、青年有志の会、食生活改善推進協議会、町内会、消防団、漁協、漁協婦人部、子ども会、保育園、海運会社など

資料-154

萩市の生活支援体制整備事業

①事業実施：萩市社会福祉協議会へ委託

②地域ささえあい協議体、地域ささえあい推進員設置状況
27年度　川上、江崎、小川、むつみ、明木、佐々並
28年度　須佐、弥富、福川、紫福、三見、見島、大島、相島、その他萩地域
29年度　大井

③構成メンバー：必ず、地域包括支援センター職員、健康増進課職員、高齢者支援課職員、在宅介護支援センター相談員が関わる。
その他のメンバーは、地域によって異なります

萩市の人口は、
今後も減少していく・・・

地域コミュニティーを今後も維持していくためには？？？

持続可能な仕組みづくり

小さな活動団体を
たくさん作る

- 活動団体は、圏域に１つとする
- 圏域をすべてカバーする活動とすること

地域ささえあい協議体は、
概ね１ヶ月に１回開催

資料-155

協議体の開催実績

田万川地域については、江崎地区、小川地区合同開催

地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
川上	3回	6回	7回	16回
田万川	8回	7回	4回	19回
むつみ	7回	6回	6回	19回
須佐	－	11回	7回	18回
弥富	－	11回	9回	20回
明木	3回	2回	3回	8回
佐々並	1回	5回	3回	9回
福川	－	7回	8回	15回
紫福	－	8回	7回	15回
三見	－	9回	12回	21回
大井	－	－	11回	11回
大島	－	2回	5回	7回
相島	－	3回	－	3回
見島	－	4回	5回	9回
その他萩	－	3回	2回	5回
合計	22回	84回	89回	195回

地域ささえあい協議体では・・・

この地域には、どんなサービスがあれば良いかな？

もう既にあるもの（サロン）を活かせないかな・・

そういえば、近所のお年寄りが、こんなことで困っていましたよ！

サロンで高齢者とどう関わっていけば良いのか、誰か教えてくれないかなぁ

住民主体の活動って、できるだけ沢山の担い手が関わる方が1人の負担が少なくて済むよね・・・

どうすれば、みんな手伝ってくれるかな・・・

各地域で創出されたサービス

地域		訪問型サービス（家事援助等）	通所型サービス（サロン活動等）
旭	明木	実施検討中	名　　称：たいやきサロン 実施団体：明木地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動 実施回数：月１回
	佐々並	名　　称：おたすけクラブ 実施団体：佐々並地区社会福祉協議会 活動内容：買い物、草刈り、ゴミ出し等 実施回数：随時	名　　称：ほっとサロン・ささなみお気楽サロン 実施団体：佐々並地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動（団体当番制） 実施回数：月２回
福栄	福川	実施検討中	名　　称：ふくふくサロン 実施団体：福川ささえあい隊 活動内容：サロン活動、園児との交流等 実施回数：月２回
	紫福	実施検討中	名　　称：ほほえみサロン 実施団体：紫福地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動 実施回数：月２回

各地域で創出されたサービス

地域		訪問型サービス（家事援助等）	通所型サービス（サロン活動等）
川上		未定	名　　称：あぶ川サロン 実施団体：川上あぶ川サロン運営委員会 活動内容：サロン活動（団体当番制） 実施回数：月１回
田万川	江崎	名　　称：**たまらぼ** 実施団体：NPO法人田万川地域サポート21 活動内容：受診介助、買物支援・代行等 実施回数：随時	名　　称：おとなの部活 実施団体：江崎ささえ隊 活動内容：外出支援、サロン等 実施回数：月１回
	小川	名　　称：ふれあい訪問 実施団体：小川ささえ隊 活動内容：安否確認、室内清掃等 実施回数：随時	名　　称：みのりの広場 実施団体：小川ささえ隊 活動内容：サロン活動、出張美容室等 実施回数：月２回
むつみ		名　　称：**むつみ愛サービス** 実施団体：むつみ元気支援隊 活動内容：買い物、草取り、移動支援等 実施回数：随時	名　　称：月曜サロン、男性サロン等 実施団体：むつみ元気支援隊 活動内容：サロン活動、世代間交流等 実施回数：週１回（男性サロンは月１回）
須佐	須佐	名　　称：もやいサービス 実施団体：ＮＰＯ須佐元気な街づくりネット 活動内容：住居清掃、調理、ゴミ出し等 実施回数：随時	名　　称：須佐ふれあい広場 実施団体：須佐地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動、世代間交流等 実施回数：月１回
	弥富	名　　称：**ちょっとサービス** 実施団体：弥富でっぴん会 活動内容：買物、雪かき、移動支援等 実施回数：随時	名　　称：ちょっとひと休み 実施団体：弥富でっぴん会 活動内容：サロン（団体当番制）、外出支援 実施回数：月５回

各地域で創出されたサービス

地域		訪問型サービス（家事援助等）	通所型サービス（サロン活動等）
萩	三見	実施検討中	名　　称：花いちもんめ 実施団体：三見地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動 実施回数：月１回
	大井	名　　称：ちょこっと手助け 実施団体：大井地区社会福祉協議会 活動内容：買い物、草刈り、ゴミ出し等 実施回数：随時	名　　称：お～い　元気かい！ 実施団体：大井地区社会福祉協議会 活動内容：サロン活動 実施回数：月１回
	大島	実施検討中	名　　称：サロンかもめ 実施団体：サロンかもめ 活動内容：サロン活動 実施回数：月１回
	相島	実施検討中	実施検討中
	見島	実施検討中	実施検討中

新しい総合事業
～通所型サービスB（住民主体による支援）～

特徴

- 開催頻度は月１回、隔週（月２回）、週１回など地域ごとに協議体で話し合い、最終的には実施団体（担い手）のできる範囲で決定
- 一つの団体が数種類のサロンを開催しているケースもある

むつみ元気支援隊の場合

月曜サロン（週１回）、男性サロン（月１回）、

牛丼・カレーの日（月１回）

佐々並地区社会福祉協議会の場合

ほっとサロン（月１回）、ささなみお気楽サロン（月１回）

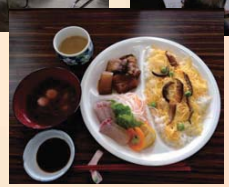

資料-157

新しい総合事業
～通所型サービスB（住民主体による支援）～

特徴

- 参加者が継続的に参加するように工夫
  - →無料の出前講座やボランティア団体の活用
  - →手作りの昼食の提供
  - →スタンプカード（スタンプが〇個集まったら記念品贈呈！）
  - →サロンの時間に合わせて移動販売車に来てもらう
  - →参加者が担い手になる工夫（生け花、郷土の歴史講座など）

新しい総合事業
～通所型サービスB（住民主体による支援）～

特徴

- サロン参加者を貸出公用車で送迎
  - →各実施団体が送迎ボランティアを確保
- 送迎が必要な参加者から上乗せ料金を取らない
  - →他のサロン参加者と同じ料金設定
- 団体当番制
  - →担い手の負担軽減

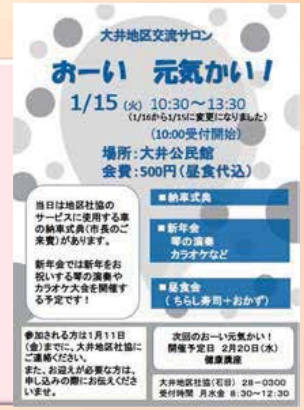

新しい総合事業
～訪問型サービスB（住民主体による支援）～

特徴

- ちょっとした手助けサービス
  家族の支援を断ち切らない！！
- 行政側から、利用料金の提示はしない
  他地域の単価を参考として情報提供、地域ささえあい協議体や担い手の団体内で話し合い、決定
- 地域ごとに単価を決める
  市内全域での統一単価としない→地域の実情、地域住民の価値観にあった単価

資料-158

新しい総合事業
～訪問型サービスB（住民主体による支援）～

特徴

- サービスメニューを行政側から押し付けない
  その地域で必要としているメニューは何かを地域ささえあい協議体で協議し、担い手団体が検討の結果、サービスメニューを決定する
- 移動支援の仕組みの検討段階で市から個別に山口運輸支局に相談

訪問型サービスの利用料

NPO法人田万川地域サポート21

サービスメニュー	利用料	利用対象者
受診介助・送迎サービス 買物支援（同行・代行） 掃除サービス 草取りサービス 洗濯支援サービス	500円/30分	要支援１ 要支援２ 事業対象者

むつみ元気支援隊

※移動支援以外は30分程度の活動時間でできることに限定

サービスメニュー	利用料	利用対象者
買物、電球交換、タイヤ運搬、通院支援、ごみ出し（日常）など	100円/30分	一人暮らしの高齢者、高齢者世帯
掃除、雪かき、剪定、ゴミ出し（大型）、簡単な大工仕事など	300～500円/30分	

訪問型サービスの利用料

弥富でっぴん会

サービスメニュー	利用料（活動スタッフ1人につき）	利用対象者
ゴミ出し、灯油入れ等	300円/30分	支援が必要な高齢者で、ボランティアスタッフでも支援できる人
簡単な大工仕事、草刈り、雪かき、家周りの作業、草取り、買物代行 病院の送迎、買物の送迎	500円/30分	

※移動支援の対象地域は、萩地域と島根県益田市

通院支援サービス利用の流れ

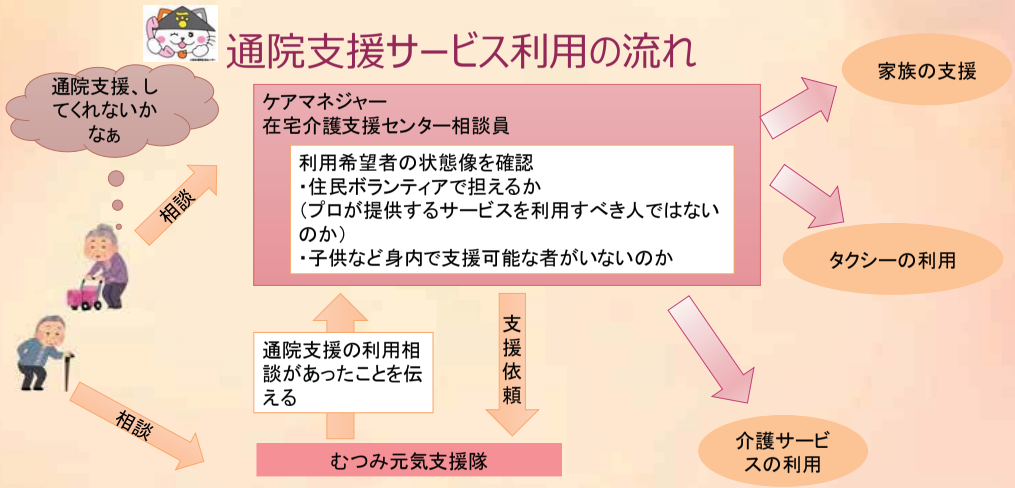

萩市の支援　住民主体生活支援サービス車両貸出

- 住民主体サービスを実施する団体がサロンの送迎等で車両が必要な場合に、市の車両を無償で貸し出し

- 配備状況
  - 28年度　田万川総合事務所（10人乗り）
    むつみ総合事務所と旭総合事務所（8人乗り）各１台
  - 29年度　川上総合事務所、弥富支所、福栄総合事務所（8人乗り）各１台
  - 30年度　大井出張所（8人乗り）１台
- 車両運行に必要な経費（ガソリン代、保険料、車検代等）は市がすべて負担

資料-159

萩市の支援　住民主体生活支援サービス実施団体補助金

	訪問サービス	通所サービス	立ち上げ経費
補助金年額（上限）	年80,000円	年110,000円	立ち上げ時のみ 300,000円
経過措置		月１回開催 ・・・年27,500円 隔週開催 ・・・・年55,000円	

- 補助要件　①協議体の設置圏域（基本小学校区）をすべてカバーする活動であること
  ②協議体において、適当であると認められた団体であること（原則協議体ごとに、各サービス１団体）
  ③週１回以上の活動予定があること（通所サービスは経過措置として月１回、隔週も当面認める）
  ④団体の構成員はおおむね１０名以上であること

萩市の支援　住民主体生活支援サービス車両貸出

萩市の支援

住民主体生活支援サービス活動拠点整備

・活動拠点施設のトイレの一部洋式化や調理施設の改修を実施
例）むつみ世代間交流施設の調理スペースを改修（流し台の拡張）

できる人が
できるときに
できることをやる

パネルトーク
地域に支え合いの生活支援を広げるために

地域に支え合いの生活支援を広げ、取り組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

コーディネーター

一般社団法人全国食支援活動協力会
専務理事　平野　覚治 氏

パネリスト

一般財団法人社会福祉研究所
研究員　秋山　由美子 氏
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構　研究総務部
次長　服部　真治 氏
萩市福祉部高齢者支援課
課長補佐　池永　美杉 氏
千葉大学大学院人文科学研究院
教授　清水　洋行 氏
東京大学大学院人文社会系研究科・文学部
准教授　祐成　保志 氏

コメンテーター

日本大学文理学部
教授　内藤　佳津雄 氏

住民参加の育成支援
～世田谷区の事例を通して～

平成31年2月4日
一般財団法人社会福祉研究所
研究員　秋山　由美子

■ 世田谷区の概要①

■東京２３区の西南端に位置している住宅都市
■概要　平成３０年 年4月１日現在

◆面積　５８．０８ ㎢
◆総人口　９０３，６１３人（外国人２０，０９７人含む）
　世帯数　４７６，２５２世帯（1世帯平均1.9人）

◆65歳以上高齢者　182,266人　高齢化率20.17%
　要支援1以上の高齢者　38,341人　要介護認定率20.9%
（平成30年3月）

■ 高齢者人口の推移と将来推計

	2017年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
高齢者人口	179, 057	184, 345	194, 593	208, 072	226, 926	248, 849
高齢化率（%）	20. 5	20. 4	20. 4	21. 0	22. 3	23. 8
前期高齢者人口	88, 042	85, 892	82, 054	94, 836	115, 459	130, 359
後期高齢者人口	91, 015	98, 453	112, 539	113, 235	111, 467	118, 490

◆高齢者世帯の状況　総人口：903,613人　平成30年4月

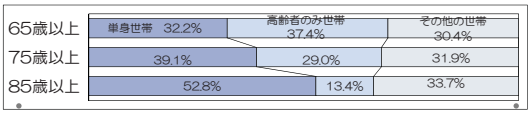

■ 第１号被保険者の介護保険料

＊第1段階から第17段階まで（国は9段階）
＊第7期計画では第6段階を基準保険料年額77,400円、月額6,450円としている（高齢者人口の約8.2%）
＊第1・2段階（高齢者人口の16.9%）は基準保険料の0.45倍、年額34,830円
＊第17段階の方は基準保険料の4.2倍、年額325,080円（高齢者人口の1.1%）

■ 世田谷区の高齢者の課題

●75歳以上の高齢者の増
⇒要介護高齢者、認知症高齢者の増加
⇒介護給付費の増加
介護人材不足、介護者の高齢化
医療的ケアの必要性の増加
施設・在宅での看取り増加
8050問題、ダブル・ヤングケアラー
●単身・高齢者のみ世帯の増加
⇒地域での生活を通した日常生活の支援
災害時対応の必要性の増加
地域での見守り
看取りや死後の問題（尊厳ある終末期）

■住み慣れた地域で支えあい自分らしく安心して　暮らし続けられる地域社会の実現　⇒地域包括ケアシステムの推進

住まい	都市型軽費老人ホーム(9・160)　認知症グループホーム(43・810) サービス付高齢者住宅（26・1222）　特養ホーム(23・1695) 特定施設入居者生活介護(72・4636）等の整備　（箇所数・定員）
医療	医療関係者やケアマネ等参加の「世田谷区医療連携推進協議会」で医療・介護の連携の推進、「医療と介護の連携シート」「口腔ケアチェックシート」等による情報の共有、地域包括支援センターに在宅療養相談窓口設置、月1回地区連携医配置　等
介護	介護保険サービスの充実。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実　等
予防	**介護予防・日常生活支援総合事業**：事業者、住民の支えあい等多様な主体による要支援者への訪問型・通所型サービス **介護予防講座**：認知症予防・普及啓発講座 **住民の支えあい活動**：（会食会、サロン、ミニデイ等）等
生活支援	食事サービス、見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などの生活支援を行うことで、在宅生活を継続を支援する。 元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待

＋　■認知症施策の総合的推進　■人材の確保・育成・質の向上

■元気に活躍できる社会の実現
～経済財政諮問会議平成30年4月～

＊2040年を展望（団塊ジュニアが高齢者となる年）
＊多様な就労と社会参加
　就労機会の開拓や地域の支え合いの推進
　シニア人材の活用（1日数時間、週数日の労働）
＊健康寿命の延伸
　重度化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防
＊ロボット、AI、ICT等の実用化と活用
＊医療法人と社会福祉法人の連携

平成31年度国の予算の項目

＊市町村が住民学習会の活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取り組み
＊NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成
＊地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保を推進するため中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施（中略）など多様な取り組みを支援する

■地域の支え合いの推進

* 気づきからの活動→子ども食堂（朝夕当たり前に食べられない子どもたちの存在）→学習支援
* 行政の役割・支援
  参加のきっかけづくり、リーダーの育成・発掘、活動場所の確保（公共スペースの活用、特養、デイ事業所、自宅の開放（住開き）空き家等）、活動の把握、見守り・時々の支援
  地域の支えあい活動を通した地域づくり（個人の生活を支えるネットワークづくり）

地域におけるソーシャルキャピタル（目には見えない人と人とのつながり）が人々の健康に大きく影響を及ぼす

■公共スペースの活用

* 活動場所の確保
* 世田谷区は約700施設の管理を行っている。公共スペースの活用は十分か？
* 児童館は一部を除いて6時に閉まる。
* 社会資源を地域住民で管理していくシステムと覚悟
* 施設も縦割りで良いか？（高齢者施設、障害者施設、子どもの施設等）→共生型デイサービス等（高齢者・障害者・児童デイ）

■介護予防・日常生活支援総合事業

■訪問型サービス・通所型サービス（要支援＋チェックリスト）

事業名	内容
訪問介護サービス	ヘルパーによる生活支援、入浴介助などの身体的介助　（従来型）
生活援助サービス	ヘルパー等（一定の研修受講者を含む）による生活援助（A/緩和型）
支えあいサービス	住民等が簡易な家事援助　（B/住民参加型）
専門職訪問指導	理学療法士等が訪問して、生活改善等のアドバイス
通所介護サービス	日常生活上の支援や機能訓練（3時間以上のデイサービス）（従来型）
運動器機能向上サービス	運動器機能訓練を主とした3時間未満　（A/緩和型）
地域デイサービス	住民主体の定期的な通いの場（食事を含む3時間程度の活動）（B/住民主体型）
介護予防筋力アップ教室	筋力アップ等目的に週１回、3か月間程度通う教室（全12回）

■一般介護予防事業　　65歳以上のすべての区民の方を対象とした事業

事業名	内容
はつらつ介護予防講座	まちづくりセンター等で行う、軽い体操を中心とした講座
まるごと介護予防講座	介護予防に必要な運動・栄養・口腔機能・認知症予防を6回で学ぶ講座
お口の元気アップ教室	食べるために重要なお口の機能を鍛える8回の教室
認知症予防プログラム	知的活動（料理・旅行・パソコン）とウォーキングのグループ活動で脳の機能を鍛える18回の教室⇒自主グループ活動

■日常生活支援総合事業（訪問型）

*生活援助サービス
一定の研修を受けたヘルパー等が掃除・洗濯・調理・買い物など60分以内の生活支援、利用者負担1回257円（利用回数制限あり）事業所には利用者負担を入れて2,565円、130事業所（平成30年4月）

*支えあいサービス（住民参加型）
買い物同行・掃除・布団干し・調理補助・ゴミ出しなど簡易な家事援助、30分以内　利用者負担1回100円　活動者には区から410円で合計510円、活動者約500人

12

■日常生活支援総合事業（通所型）

＊運動器機能向上サービス
・運動器機能訓練を主とした3時間未満のデイサービス
　利用者負担、1回355円（利用回数制限あり）
　事業所には利用者負担を入れて3,542円
　26事業所（平成30年4月）
＊地域デイサービス（住民主体型）
＊ 介護予防を目的とした定期的な通いの場、週1回食事を含む3時間程度の活動を住民が運営　12か所
（有料老人ホームの例など）
　運営費の補助　5人まで1回　11,500円（人数に応じて上限25,000円）
　会場費等500円まで
　立ち上げ準備経費10万円まで
　本人負担は食費実費と活動材料費

13

■総合事業（住民主体型地域デイサービス）

ひこばえ広場　住民主体型地域デイサービス
たまごの家
他人の孫も、自分の孫も、地域の孫

地域デイの一つ「たまごの家」は高齢者、子どもや孫世代、20代30代の若者等幅広い年齢層の参加でオープン。
多世代交流など、多様な活動の実施

週１回開催

行政は区内の歩いて通える範囲に地域デイの開設を支援

14

■介護予防と重度化予防

* 介護が必要な状況にならないこと→規則正しい、活動的な生活→時には働くことも
* 身体を動かす場等の大幅な拡充→デイサービス、機器の利用
* 健康な食事（平成27年9月厚生労働省からの通知、栄養バランスや生活習慣病対策）や運動が出来る環境の整備
* 居場所づくりや社会参加による役割の付与
* 介護予防や日常生活支援事業を通した地域づくり（誘い出し）

15

ドミノ倒しにならないように!

～社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口です～

（東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：作成）

出典：厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）「虚弱・サルコペニアモデルをふまえた高齢者食生活支援の枠組みと包括的介護予防プログラムの考案及び検証を目的とした調査研究」（平成26年度報告書）

■低栄養と閉じこもり

＊80歳以上の男女2割が低栄養傾向→この方々は閉じこもり傾向がある（2017年国民健康・栄養調査）

＊口から食べる

食事は常食、自分の手で食べる

孤食にならない→人とのつながりや会話

水分量、食事の姿勢、自力摂取、義歯、常食

■配食サービス事業

＊区から1食529円を支援、配食事業者との情報・意見交換会を毎年実施（利用者負担500円）

＊あんしんすこやかセンターによる利用者の状況確認、利用者へのPR

＊配達員などのボランティア募集のPR、社会福祉法人近辺の町会などに回覧板で周知、（区の事業であることを明確にする）

＊社会福祉法人に委託（月～土）協力員125名が配達

■高齢者会食サービス

＊週1回から月1回　現在25団体、利用者520人程度

＊参加者　一人400円

＊区からの支援　一人暮らし高齢者参加は600円、一人暮らし以外の高齢者は250円

＊区は会食サービス協力員の連絡会の開催や、区民への事業のPRを行っている

＊住民主体型地域デイサービスとの協働も模索するが週1回は厳しいとの反応

＊こども食堂との相乗りの模索

■　一般介護予防事業

○介護予防プログラム

＊はつらつ介護予防講座：27のまちづくりセンターの活動フロア、軽い体操を中心にした講座

＊まるごと介護予防講座：運動・口腔・栄養・認知症予防を組合せて6回で学ぶ講座

＊お口の元気アップ講座：お口の機能を鍛える8回の教室

＊介護予防のための自主グループ

区の介護予防事業やあんしんすこやかセンターなどと関わりのある自主グループ

→一覧表を作成し区民へPR　（７０グループ）

・介護予防自主グループへの講師派遣等の支援

■　介護予防の活動支援

＊体操を中心とした自主活動への支援

区に年１回報告、支援(24,000円限度)

＊世田谷いきいき体操

週１回以上の体操、当初３か月間６回まで保健センターからの運動指導員派遣し支援、支援終了後半年後、１年後に活動の確認、指導、体力測定など

＊生涯現役の推進

生涯大学、陶芸教室、シルバー工芸教室、土と農の交流園、各種講座など

■　認知症予防の総合的な推進

① 認知症予防プログラム

・パソコン、料理、旅行などの知的活動とウォーキングなどの有酸素運動を組み合わせて１８回で行う教室、終了後自主活動　６３グループ（この内区がPRしている団体は３７か所）

② 認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト約140人、オレンジリング約２８,０００人

③ 認知症カフェ

２４地区40か所

認知症カフェ

④ 相談・支援体制の充実(もの忘れ相談)

・身近な地域で医師に相談できる「もの忘れチェック相談会」の開催

・認知症高齢者の家族のための心理相談の実施、

・介護者の会・家族会の一覧表の作成・配付

■区民の様々な活動

＊地域支え合い活動（ふれあいいきいきサロン・支えあいミニデイ）

＊高齢者クラブ（５６歳以上の区民）助成

＊せたがやシニアボランティア・ポイント

＊区民成年後見人

＊地域の絆ネットワーク支援事業

町会・自治会などの地縁団体や他の活動団体と連携しながら住民や団体同士の絆を深めネットワークを広げる活動を支援

＊配食・会食サービス

＊地域共生の家

■社協の地域支え合い活動

・ふれあいいきいきサロン事業補助（湯茶代１回５００円、月４回まで、会場費も同じ）

・支えあいミニデイ運営補助（会場費１回５００円上限、月８回まで、参加費２５０円×人数→区の補助）

・サロン５４７団体、ミニデイ７７団体への活動支援

・活動場所の確保

支えあい活動拠点：23か所

区民会館・地区会館等の優先利用等

・活動保険料等の支援（参加者２６円、スタッフ年間２４１円）

■ボランティア活動きっかけづくり

●社会福祉協議会
* 特技ボランティアの登録（原則無報酬、実費や交通費は別途相談）
* 地区サポーター登録者　地域福祉活動の企画準備や事業当日の支援（年4回程度）、研修受講（地区人材バンクに登録）、日常的なボランティアではなく、地域福祉活動のイベント支援
* 地域福祉アカデミーの開講、地域福祉関連14科目を学ぶ、2,000円
* 傾聴ボランティア　5回の研修、受講料5,000円、他にも子育て支援者養成研修など
* 終了後、地域支えあい活動、NPO団体、配食協力員など活動場所は様々

■せたがやシニアボランティアポイント

* 世田谷区内在住65歳以上
* せたがやシニアボランティア研修受講者（年間5回実施、1回3時間、累計2,224人）
* 高齢者施設、あんしんすこやかセンター、障害者施設、児童館などの登録施設等でボランティア活動を行う（139施設）
* 区が傷害保険と賠償責任保険に加入、保険料（一人年額300円）は区が負担
* ボランティア活動1時間につき1ポイント、1日2ポイントまで（実績427人）
* 一人年間120ポイント（6,000円）まで

■空き家活用と住み開き

●地域共生のいえづくり支援事業 世田谷トラストまちづくり 平成17年度～
・オーナーが自宅などを地域にひらき、地域に役立つ場づくりを支援。
オーナーの想いと共感する区民によって、個性豊かな取り組みが展開。
（１７か所）
・「いえ」への訪問ツアーの開催：
オーナーの掘り起しやサポーターの拡充
初期整備費用２００万円（建築的なアドバイスあり）

●空き家等地域貢献活用相談窓口の開設
区内にある空き家等（空き家、空室、空き部屋）を地域資源として空き家等の地域貢献活用を目的とした相談窓口を開設。
・空き家等のオーナーと、利用団体とのマッチング。

世田谷らしい地域貢献モデル事業
・グリーフサポートせたがや：死別体験などによる心に深い悲しみを抱えた大人も子どもたちも集い遊べる場
・たがやせ大蔵：デイサービスと認知症カフェを備えた地域の多世代交流拠点づくり　等

■自宅を開放して（住開き）

≪あかねこうぼう ≫
自宅の玄関ホール、アトリエで、染めや織り、手紡ぎ等の創作や発表。気軽に集い、豊かなふれあいを育む“地域の工房” 春・夏休みの子ども対象ワークショップも大人気

≪あばらや春夏≫
介護者がほっとひと息つける場を自宅で月1 度開催
地域包括支援センターの職員、ケアマネジャー、近隣の方々が訪れ、介護に関する気軽な情報交換の場
家族会：区内に約３０か所

28

いつまでも住み慣れたこのまちで暮らし続けたい！

私たち住民一人一人の小さな活動が、「誰もがより長く元気に活躍できる社会」の実現につながっていくことを信じて私たちはこれからも活動を続けていきます。

ご清聴ありがとうございました！！

29

地域に支え合いの生活支援を広げるために

平成31年1月28日

医療経済研究機構　研究部主任研究員兼研究総務部次長
服部　真治

2040年を見据えた最大の課題

人口減少に対応した社会保障・働き方改革の進め方について

■ 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。

■ **2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。**一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。

①多様な就労・社会参加の環境整備
②健康寿命の延伸
③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

«現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題»

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備・中途採用の拡大 ○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大 ○ 地域共生・地域の支え合い　等	○ 保険者等へのインセンティブの積極活用による疾病予防・介護予防 ・通いの場を中心とした介護予防と保健事業の一体的な実施 ・糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関する先進・優良事例の横展開 ○ 認知症の人の社会参加、環境づくりの推進 ○ 健康な食事・生活習慣の普及のための方策 ○ 次世代の健やかな生活習慣の形成　等	○ ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ○ タスクシフティングの推進、シニア人材を活かす仕組み ○ 組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化　等

«引き続き取り組む政策課題»

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

大阪府の人口推移（2015年を100とした場合）

○要介護リスクが高くなる後期高齢者（75歳以上）人口は、2030年まで上昇を続け、さらに2040年以降に再上昇。
○生産年齢（15-64歳）人口は2025年までほぼ横ばい、その後減少、後期高齢者人口とのギャップは大幅に拡大。
○それに加え、単身世帯・高齢者のみ世帯が増加すれば、生活支援ニーズは増加。

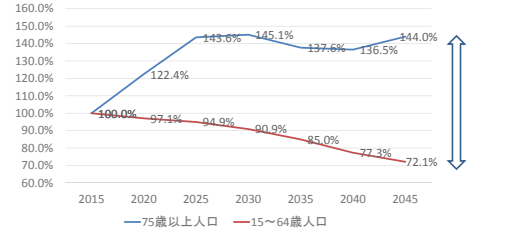

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」
※2015年を100とした場合の2045年までの推計値

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数（都道府県別）

わずか２年後に大阪府全体で１万人以上不足します

（単位：人）

都道府県	2016年度（平成28年度）の介護職員数	2020年度（平成32年度）		2025年度（平成37年度）	
		需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み	需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み
大　阪　府	150,981	179,031	167,902	208,042	173,547
合　　計	1,898,760	2,160,494	2,034,133	2,446,562	2,109,956

（資料出所）2016（平成28）年度の数値：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（調査方法の変更等による回収率変動等の影響を受けていることから厚生労働省「社会・援護局」にて補正）
2020（平成32）年度、2025（平成37）年度の数値は都道府県が行った推計による
注(1) 2016（平成28）年度の計数は国及び都道府県の値ごとに回収率等を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない
注(2) 2016（平成28）年度の数値、需要見込み、供給見込みの値は、いずれも歯科ワークフォースの職員数を含まない（「医療・介護に係る長期推計」（平成24年3月）と同様の整理）　注(3) 需要見込みの値は、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
注(4) 2016（平成28）年度の数値、需要見込みの値は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員を含む（注(1)供給見込みの値は、現状推移シナリオ（近年の入職、離職の動向等を反映）による推計（平成30年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない）

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向

【都道府県別有効求人倍率（平成28年２月）】

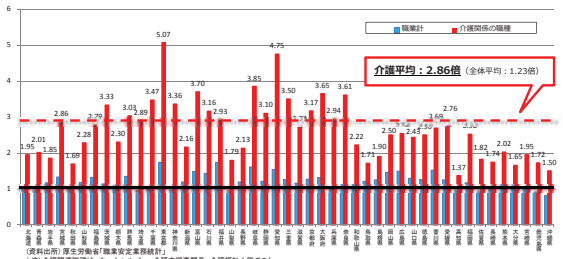

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

厚生労働省資料

「肩車型」社会へ

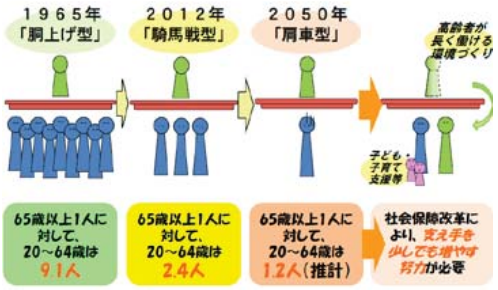

経済産業省資料

75歳以上を「支える側」とすると、景色が変わる

18-64歳で65歳以上を支える場合

18-74歳で75歳以上を支える場合

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位）を基に作成

評価視点３

サロンは、近い人ほど参加している

・地理情報システム（GIS）により計測した会場までの距離を測定
・近くに住んでいる人ほど，主観的健康感は改善

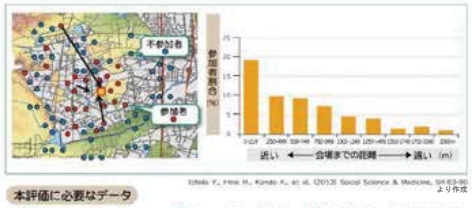

Ichida Y., Hirai H., Kondo K., et al. (2013) Social Science & Medicine, 94:83-90 より作成

本評価に必要なデータ

✓利用者の名簿と住所　✓サロン会場の住所　✓当該地域の高齢者の住所
✓当該地域の高齢者へのプログラム実施前と実施後の質問紙調査データ

土壌づくりと全力応援

これまでの高齢者支援

出典：平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」（報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

これからの高齢者支援

出典：平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」（報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

■日常生活支援総合事業（通所型）

＊運動器機能向上サービス
・運動器機能訓練を主とした3時間未満のデイサービス
　利用者負担、1回355円（利用回数制限あり）
　事業所には利用者負担を入れて3,542円
　26事業所（平成30年4月）
＊地域デイサービス（住民主体型）
＊ 介護予防を目的とした定期的な通いの場、週1回食事を含む3時間程度の活動を住民が運営　12か所
（有料老人ホームの例など）
　運営費の補助　5人まで1回　11,500円（人数に応じて上限25,000円）
　会場費等500円まで
　立ち上げ準備経費10万円まで
　本人負担は食費実費と活動材料費

■総合事業（住民主体型地域デイサービス）

ひこばえ広場　住民主体型地域デイサービス
たまごの家
他人の孫も、自分の孫も、地域の孫

地域デイの一つ「たまごの家」は高齢者、子どもや孫世代、20代30代の若者等幅広い年齢層の参加でオープン。
多世代交流など、多様な活動の実施

週１回開催

行政は区内の歩いて通える範囲に地域デイの開設を支援

■介護予防と重度化予防

＊ 介護が必要な状況にならないこと→規則正しい、活動的な生活→時には働くことも
＊ 身体を動かす場等の大幅な拡充→デイサービス、機器の利用
＊ 健康な食事（平成27年9月厚生労働省からの通知、栄養バランスや生活習慣病対策）や運動が出来る環境の整備
＊ 居場所づくりや社会参加による役割の付与
＊ 介護予防や日常生活支援事業を通した地域づくり（誘い出し）

ドミノ倒しにならないように！

～社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口です～

（東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：作成）

出典：厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）「虚弱・サルコペニアモデルをふまえた高齢者食生活支援の枠組みと包括的介護予防プログラムの考案及び検証を目的とした調査研究」（平成26年度報告書）

困っている人がいたら助けようと思うか

○地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%
○「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。

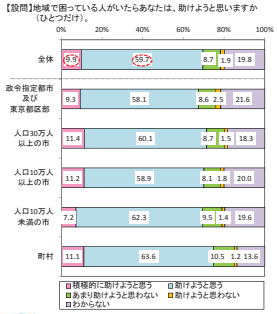

【設問】（「あまり助けようと思わない」・「助けようと思わない」と回答した人に）その理由は何ですか（2つまで）。

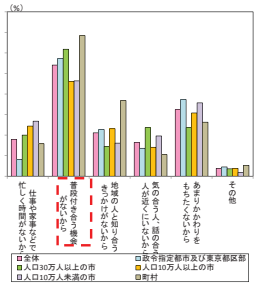

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」（2016年）

愛知県豊明市作成資料

地域には数え切れないほどの資源がある

公共関係	地域・NPO	協同組合	民間企業	
場所 集会所・公民館など 公園・池・史跡 ゴミ置場など	**健康** 地域の集い 老人クラブサークル	**交流** 空き家改修 地域拠点	**食事** 喫茶店・居酒屋・回転すし ファミレス・牛丼屋	**宅配** 弁当・すし・ピザ
健康 貸館施設の定期活動 まちかど運動教室	健康 ウォーキングG ノルディック 史跡巡り 朝のラジオ体操	健康 たまり場 サークル活動	**食料品** コンビニ　スーパー 八百屋　果物屋　菓子店 まご・お米・牛乳屋	**美容** 理美容院 クリーニング屋
移動 市のバス停・ルート 福祉バス停・ルート	**生活支援** 自立生活支援 ボランティア	**生活支援** おたがいさまシート くらしたすけあい	**薬・生活用品** 薬局・ドラッグストア めがね屋・補聴器 100円ショップ	**趣味** 楽器・カラオケ店 本・ビデオ・カメラ屋 花・ペット屋
学び 出前講座	**交流** 各種地域イベント 夏・秋祭り、文化祭 おこしもん・餅つき	**食事** けやきの森 地産地消食堂	**健康・学び** フィットネスクラブ スイミングスクール カルチャー教室　公文	**生活支援** 家事代行・便利屋 ゴミ処理 警備・見守り
お金 各課助成金 **人材** シルバーセンター アクティブシニア	**防災** 避難所マップ 各区情報マップ	**広報** 健康のとも	**移動** 各民間バス停ルート タクシー会社料金表 セニアカー　自転車屋	**その他** ゼンリン タウンページ 新聞店　文具屋

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○ コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○ 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○ 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○ 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。

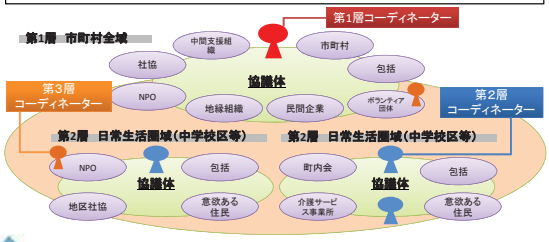

助け合いが育まれるプロセス

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」（報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」（報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

総合事業以外の武器

厚生労働省資料

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、**サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。**

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

1　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 国から提供された データ を分析の上、介護保険 事業（支援）計画 を策定、計画に 介護 予防・重度化防止 等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設　・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2　医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、６年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）
- 有料老人ホームへの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

Ⅱ　介護保険制度の持続可能性の確保

4　２割負担の うち特に所得の高い層の負担割合を３割とする。（介護保険法）

5　介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※　平成30年４月１日施行。（Ⅰ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月１日施行）

厚生労働省資料

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金

概　要　　**平成３０年度予算　２００億円**

○ 各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
○ また、保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合もあること等から、都道府県による保険者支援が重要
○ このため、平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金（市町村分、都道府県分）を創設

要　綱

＜市町村分＞
1　交付対象　市町村（広域連合、一部事務組合）
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援

＜都道府県分＞
1　交付対象　都道府県
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた都道府県による市町村支援の取組を支援

＜参考１＞平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化

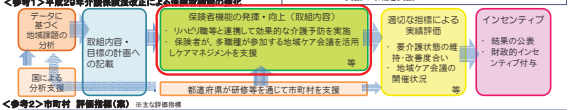

＜参考２＞市町村　評価指標（案）　※主な評価指標

①ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化
☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか　等

②ケアマネジメントの質の向上
☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか　等

③多職種連携による地域ケア会議の活性化
☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か　等

④介護予防の推進
☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か　等

⑤介護給付適正化事業の推進
☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか
☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか　等

⑥要介護状態の維持・改善の度合い
☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

保険者機能強化推進交付金の性格

【交付金の性格】

・交付金については、国、都道府県、市町村及び第２号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、**交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていく**ことが重要である。

・なお、当該年度において１号保険料に余剰が発生した場合には、通常どおり、介護給付費準備基金に積み立てるものであることを申し添える。

⇒つまり、自立支援・重度化防止に取り組めば、事業費も増大することになり、事業費が増大すれば１号保険料も比例して増加するため、積極的に取り組む市町村に対して財政的支援を行うことが目的です。

逆に言えば、市町村は積極的に取り組むことで**実質的に１号保険料の負担を減らすことが可能**になります。

保険者機能強化推進交付金の交付金額

【交付金額】

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算総額（※）} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第１号被保険者数}}{\text{（各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第１号被保険者数）の合計}}$$

（※）市町村分と都道府県分の合計で200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約10 億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、200 億円からこの額を控除した額とする。ただし、都道府県分については都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

⇒例えば、**人口100,000人、第１号被保険者数が27,000人の市町村**の場合、全市町村が同じ評価点数であれば、**約1,500万円の交付金**が見込まれる。

なぜ、いま、独自施策なのか？

市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第１号被保険者の保険料	第１号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第１号被保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給　／等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業　／等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業　／等）	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス　／等
	対象が、要支援・要介護認定者に限定されている。また、財源が１号保険料100%のため、**保険料への影響が大きい。**さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。	財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」**である。**対象者が被保険者・介護者**と、特別給付に比べて幅広い。	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、**上限額**が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、**市町村の裁量で決定**できる。一方、一般財源での実施となるため、**市町村の財政力に影響を受けやすい。**

住民の力を活かす！育てる！

地域に支え合いの生活支援を広げるために

香川会場【前半テキスト】

日　時　平成 31 年 2 月 18 日 (月) 13：00 ～ 17：00

会　場　香川県社会福祉総合センター 7 階 第 1 中会議室

主　催　一般社団法人 全国食支援活動協力会

後　援　社会福祉法人 香川県社会福祉協議会

タイムスケジュール

12：15	受付開始
13：00	開会挨拶 日本大学文理学部　教授　内藤 佳津雄 氏（研究委員会 委員長） 調査の全体像について 一般社団法人全国食支援活動協力会
13：20	アンケート調査　主要結果報告 みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム 齊堂 美由季 氏
13：40	訪問調査事例から読み取れること 立教大学コミュニティ福祉学部　教授　原田 晃樹 氏 東洋大学ライフデザイン学部　助教　関屋 光泰 氏 NPO 法人全国移動サービスネットワーク　事務局長　伊藤 みどり 氏
14：10	住民の力を活かす生活支援の取り組み 1）高知県佐川町 佐川町社会協議会 あんしん生活支援センター センター長　田村 和裕 氏 NPO 法人とかの元気村 あったかふれあいセンターとかの コーディネーター　森田 有紀 氏 コメント：高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課長 ボランティア・NPO センター 所長　間 章 氏 2）　香川県琴平町 琴平町社会福祉協議会　常務理事・事務局長　越智 和子 氏 コメント：香川県社会福祉協議会　事務局長　日下 直和 氏
15：10	休憩
15：30 17：00	パネルトーク 「地域に支え合いの生活支援を広げるために」 コーディネーター　平野 覚治（一般社団法人全国食支援活動協力会　専務理事） パネリスト　服部 真治 氏 （一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 研究部研究員 兼研究総務部次長） 三政 貴秀 氏（秋田県小坂町福祉部町民福祉班） 間 章 氏（高知県社会福祉協議会 ボランティア･NPO センター 所長） 原田 晃樹 氏（立教大学コミュニティ福祉学部　教授） 祐成 保志 氏（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授 ） 伊藤 みどり 氏(NPO 法人全国移動サービスネットワーク 事務局長) コメンテーター　内藤 佳津雄 氏（日本大学文理学部 教授）

アンケート調査　主要結果報告

みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部医療政策チーム
齊堂　美由季 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした
互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

アンケート調査結果
中間取りまとめ概要

一般社団法人　全国食支援活動協力会

Ⅰ.調査概要

	調査A
目的	行政や社協による、住民参加による生活支援サービス運営団体への支援状況を把握するとともに、支援課題やサービス運営団体の評価ポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署 ②　〃　の児童福祉所管部署 ③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署 ④　〃　の児童福祉所管部署 ⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会 ⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会
調査方法	①、②：メールにて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ③、④：①、②を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑤：全国社会福祉協議会を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。 ⑥：⑤を通じて電子調査票を送付し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～平成30年1月の２か月間

	調査B
目的	住民参加による生活支援サービスの運営実態を把握するとともに、団体が感じる課題や、活動について評価してほしいと考えるポイントを把握することを目的として、調査を実施した。
調査対象	住民参加による生活支援サービス運営団体
調査方法	調査Aの調査対象（①～⑥）および関連団体を通じ、各機関・団体が把握している団体にアンケートの回答記入フォームのURLを伝達し、回答を依頼した。
回答時期	平成30年11月～12月の１か月間

1

Ⅱ.回答状況

調査A	回答数／配布数	回収率
①都道府県、政令指定都市の高齢者保健福祉所管部署	43件／67件	64.2%
②　〃　の児童福祉所管部署	54件／67件	80.6%
③市町村（政令指定都市除く）、特別区の高齢者保健福祉所管部署	908件／1896件	47.9%
④　〃　の児童福祉所管部署	833件／1896件	43.9%
⑤都道府県、政令指定都市の社会福祉協議会	29件／67件	43.3%
⑥市町村（政令指定都市除く）、特別区の社会福祉協議会	489件／1896件	25.8%

調査B	回答数
住民参加による生活支援サービス運営団体	1254件

2

サービス運営団体に対する支援実施状況

市町村、市町村社会福祉協議会に対するアンケート調査（③、④）

Ⅲ.主要項目　集計結果

本調査では、「住民参加による生活支援サービス」を以下の通り分類した。
回答部署で把握していない事項については、担当部署・担当者に照会した上で、ご回答いただいた。

サービス種類		高齢者保健福祉所管部署	児童福祉所管部署	社会福祉協議会
食支援	配食サービス	○		○
	会食会			
移動支援	福祉有償運送	○		○
	公共交通空白地有償運送			
	無償運送等（許可・登録のないもの）			
居場所づくり	地域支援事業の「通いの場」	○		○
	高齢者サロン（地域支援事業の「通いの場」を除く）			
	子育てサロン			
	認知症サロン、オレンジ・カフェ			
	多世代交流の場（サロン）、コミュニティカフェ			
	家族介護者向けサロン、ケアラーズ・カフェ			
訪問によるサービス	無償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）	○		○
	有償の家事支援（地域支援事業の訪問型サービスを含む）			
	見守りや、ちょっとしたお手伝い（庭の剪定、ゴミ出し、雪かき等）			
子ども食堂・地域食堂			○	○

4

住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

市町村に比べ、社協は該当する取組みを行っている割合が大きかった。
市町村（児童）は約9割が実施しておらず、子ども食堂・地域食堂については、市町村による取組みが少ないことが示された。

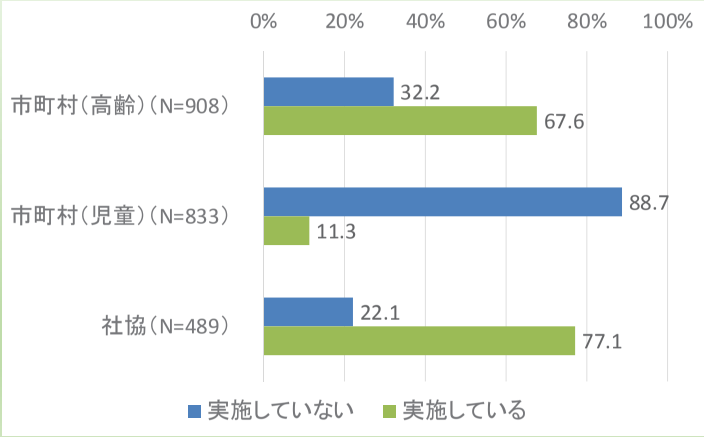

5

取組み内容（分母：取組みを行っている回答者）
住民参加による生活支援サービスの立上げや、スタッフとしての参加を広く住民に促す取組み

地域課題に関する啓発や意見交換会が比較的多く、運営スキルに関する啓発は比較的少なかった。

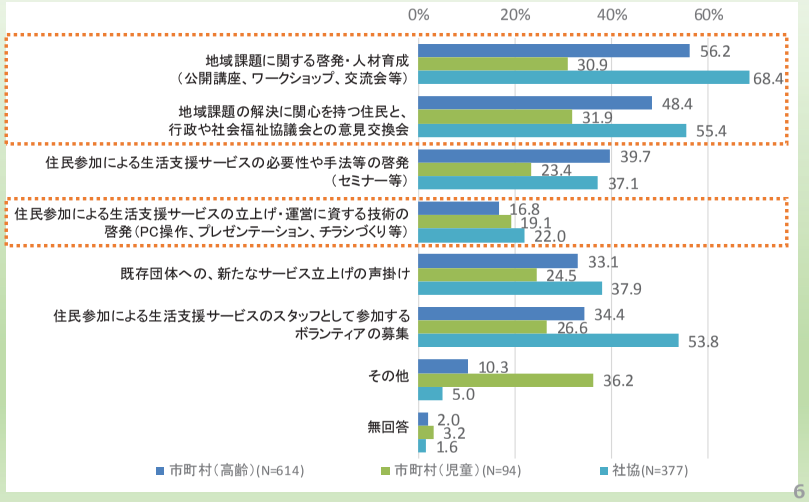

住民参加による生活支援サービスの運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援

全体として「居場所づくり」に対する支援の実施割合が高く、移動支援は比較的低かった。
食支援については、市町村に比べ、社協による支援の実施割合が2倍以上であった。

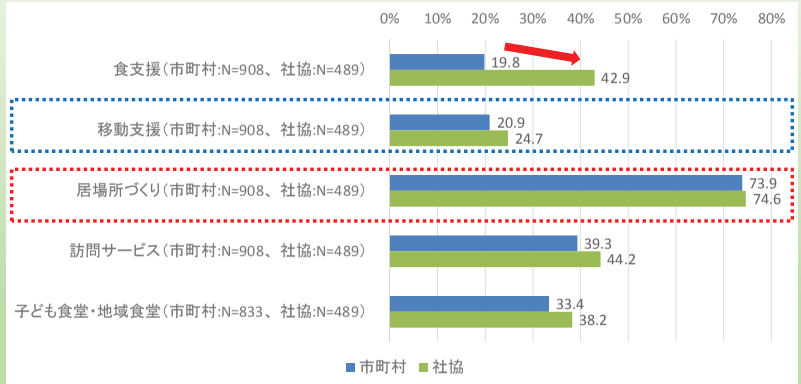

取組内容（分母：団体への支援を行っている回答者）
立上げ準備に関する支援（市町村）

居場所作りは、立ち上げ準備に関して比較的多様な支援が行われていた。
特に**「進捗段階に応じた継続的な支援」**は、居場所づくりで支援を行っている市町村の半数弱で実施されていた一方、食支援や子ども食堂・地域食堂では2割を切っていた。

立上げ準備に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
立上げに関する支援制度の紹介	22.8	33.7	50.5	34.2	27.8
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	21.7	30.5	49.0	38.4	20.7
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	18.3	33.7	50.7	36.1	14.7
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	16.1	16.3	38.7	22.4	7.1
サービス提供場所の確保に関する支援	14.4	10.0	31.4	9.2	13.3
利用者の確保に関する支援	17.2	13.2	25.5	19.0	14.2
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	13.3	19.5	23.0	20.2	9.6
法人格の取得に関する支援	3.9	5.8	1.6	2.0	0.6
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	23.9	35.3	35.3	36.4	33.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	20.0	26.3	29.1	21.6	22.9
行政や社協の関連する担当部署の紹介	34.4	45.8	55.6	41.5	32.6
進捗段階に応じた継続的な支援	18.3	26.8	45.6	27.5	12.2
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	5.0	3.7	21.5	6.4	2.5

取組内容（分母：団体への支援を行っている回答者）
立上げ準備に関する支援（社協）

市町村と比較するといずれの取組みも実施割合が高く、特に**子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。**

いずれの分野でも多様な支援が行われていたが、**法人格の取得に関する支援、立ち上げに必要な人材の派遣・投入**は、**いずれの分野でも実施割合が低かった。**

立上げ準備に関する支援（%）	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
立上げに関する支援制度の紹介	33.8	37.2	59.6	40.7	51.3
立上げに関する資金提供（補助・助成、事業委託）	39.5	24.8	61.8	33.3	35.8
サービス提供に必要な知識・技術の紹介	38.6	43.8	64.5	54.2	47.6
仲間づくりやスタッフ（ボランティア含む）の確保に関する支援	50.0	44.6	55.4	49.5	56.7
サービス提供場所の確保に関する支援	29.5	18.2	34.8	18.5	31.0
利用者の確保に関する支援	31.9	28.1	34.8	31.9	35.8
会則や定款、会計等、団体づくりや団体の運営に関わる知識の提供	27.6	33.1	41.7	39.4	37.4
法人格の取得に関する支援	3.8	5.0	3.2	4.2	5.9
生活支援サービスを行っている団体（先行事例）の紹介	37.1	38.8	47.1	50.9	48.7
連携先となりうる団体・機関の紹介	41.4	42.1	52.2	42.1	64.2
行政や社協の関連する担当部署の紹介	48.6	53.7	65.2	53.7	66.8
進捗段階に応じた継続的な支援	41.0	42.1	60.8	48.6	50.8
立ち上げに必要な人材の派遣・投入	9.5	9.1	22.1	11.6	11.8

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援　もっとも多い取組内容

立上げ準備以外の支援内容の中では、市町村・社協ともに**もっとも多く挙げられていたのが「行政や社協の補助・助成、事業委託」**であった。

民間支援とのつなぎについては取組みが少なく、**民間の補助・助成への応募についての支援は比較的実施割合が低く、地域への寄付の呼び掛け**は、市町村、社協ともに**ほとんど行われていなかった。**

ただし、社協から子ども食堂・地域食堂への支援については、**民間への働きかけ**に取組んでいる割合が、他分野と比べると多い傾向にあった。

資金の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
行政や社協の補助・助成、事業委託	63.3	46.3	66.5	61.6	28.6
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	12.2	12.1	10.4	8.4	13.0
地域への寄付の呼びかけ	1.1	1.1	0.4	0.6	7.4

資金の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
行政や社協の補助・助成、事業委託	71.0	49.6	77.9	60.2	48.1
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	29.0	32.2	32.8	31.0	59.9
地域への寄付の呼びかけ	9.0	7.4	10.5	9.3	23.5

10

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

人材育成、スタッフ・利用者の募集、利用者支援に関する支援（市町村）

人材育成のための講習会や講師の派遣は居場所作り、訪問サービスでは半数程度が実施していたものの、**食支援、移動支援、子ども食堂・地域食堂ではあまり行われていなかった。**

スタッフ・利用者募集についてはチラシ設置や掲示については比較的実施割合が高かった。

利用者支援については、居場所づくりでは比較的多く実施されていたが、子ども食堂・地域食堂ではほとんど実施されていなかった

人材育成に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	21.1	21.6	50.5	54.1	5.9

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	32.2	31.1	47.8	34.7	41.9
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	31.1	24.7	30.7	31.1	13.3
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	20.6	16.8	30.3	21.6	10.5

利用者支援に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	20.6	13.2	44.4	28.3	7.9
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	20.0	16.8	30.1	22.7	10.2

11

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

人材育成、スタッフ・利用者の募集、利用者支援に関する支援（社協）

市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

居場所づくりで実施割合が高い傾向にはあるものの、市町村と比較するとその差は小さい傾向にあった。

人材育成に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
担い手を養成するための講習会の開催や講師の派遣	33.8	28.1	55.4	57.9	24.6

スタッフや利用者の募集に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
広報への協力（募集チラシの設置、募集情報の掲示等）	50.0	47.9	63.5	59.3	69.5
地域の関連団体への募集情報の共有（社協・ボランティアセンター等）	46.7	47.1	49.0	51.4	58.8
関心のありそうな地域住民や関連団体、民間企業等の紹介・マッチング	32.9	33.9	44.1	39.8	52.9

利用者支援に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
利用者支援で感じた困りごとに対する専門職による助言	38.6	33.9	50.5	46.3	33.7
利用者の支援ニーズに合わせた他団体・機関の紹介	40.0	34.7	50.7	51.9	37.4

12

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（市町村・社協）

他の支援と同様に、居場所づくりは他分野に比べて支援の実施割合が高かった。

社協は市町村と比べて実施割合が全体的に高く、特に子ども食堂・地域食堂は、市町村との差が大きかった。

特に社協職員による現場訪問や、社協職員との意見交換の場づくり、社協が開催する会議等への参加呼びかけは、いずれのサービス分野においても比較的実施割合が高かった。

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
団体同士のネットワークづくりへの支援	18.9	14.7	41.7	22.4	21.0
都道府県・自治体職員によるサービス提供現場の訪問	20.6	15.8	40.2	14.8	22.1
都道府県・自治体職員との意見交換の場づくり	21.7	20.0	31.6	27.7	20.4
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	23.9	29.5	31.7	34.5	1.1
都道府県・自治体が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	16.7	17.4	17.9	16.0	13.0

ネットワーク・協働関係づくりに関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
団体同士のネットワークづくりへの支援	38.1	25.6	55.4	36.6	40.6
社協職員によるサービス提供現場の訪問	63.3	43.0	83.1	55.1	67.4
社協職員との意見交換の場づくり	52.4	48.8	65.4	51.4	44.9
生活支援体制整備事業における協議体への参加の呼びかけ	21.0	26.4	31.1	32.4	13.9
社協が開催する協議会や懇談会等への参加の呼びかけ	49.0	44.6	58.1	53.7	44.9

13

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

実施割合の低い取組内容（市町村）

他の支援に比べ、全体として実施割合が低く、特に会場確保や車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	6.7	5.8	11.2	4.2	3.7
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	16.1	4.7	20.3	7.0	13.0
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	7.8	7.4	14.5	9.8	3.4
指定管理者への指定	2.2	1.1	1.3	1.4	0.0
車両の貸し出し	3.9	14.7	1.3	1.7	0.0
車両の寄贈または購入費の補助	2.2	7.9	1.2	3.9	0.0

リスク管理に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
保険料の補助	16.1	20.0	23.1	23.5	10.2
使いやすい保険商品の紹介・開発	4.4	5.8	8.9	6.2	7.1
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	21.7	12.1	16.7	12.6	25.8

14

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）

実施割合の低い取組内容（社協）

市町村と同様、他の支援に比べ、会場・車両・備品の確保はいずれのサービス分野でも低い傾向にあった。
ただし移動支援に対する車両の貸出しは、比較的実施割合が高かった。
リスク管理については市町村に比べると、実施割合が高かった。

会場確保や車両・備品の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
空き家等の利用可能な地域資源の紹介	7.6	8.3	14.7	6.5	18.2
施設の優先利用や利用料の割引・補助（委託料の中で支払う場合を含む）	15.2	6.6	19.9	6.0	10.7
サービス提供の場所・拠点の家賃補助	5.2	4.1	10.5	5.1	4.3
指定管理者への指定	1.9	0.8	0.0	0.0	0.0
車両の貸し出し	8.1	31.4	9.3	2.3	1.6
車両の寄贈または購入費の補助	1.0	2.5	0.2	0.0	0.0

リスク管理に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
保険料の補助	35.7	25.6	41.9	34.7	23.5
使いやすい保険商品の紹介・開発	13.8	15.7	17.9	17.1	20.9
衛生管理・安全管理に関する情報提供・啓発	41.0	21.5	20.8	16.7	40.1

15

市町村、社協による支援のポイント

- 支援内容として最も多いのが**補助・助成、委託**だった。
- **居場所づくり分野は他分野に比べて支援が充実**しており、市町村ではその傾向が顕著に見られた。
- 立上げ準備の支援については、**法人格の取得に関する支援、立ち上げに必要な人材の派遣・投入**への取組みが**少なかった。**
- 立上げ後の団体への支援については、**活動場所・拠点確保の支援や、リスク管理に関する支援、人材育成に関する支援は、実施割合が低い傾向にあった。**

16

補助・助成、委託事業について
市町村、社協に対するアンケート調査

補助・助成、委託事業の内容

市町村、社協が住民参加による生活支援サービス運営団体に対して実施している補助・助成、委託事業それぞれについて、対象となるサービス分野や、補助・助成、委託の概要をご回答頂いた。

	自治体（高齢）	自治体（児童）	社協
総回答数	1405	169	814
平均事業数（無回答を0換算）	1.5	0.2	1.7
平均事業数（無回答を除外））	2.2	1.1	2.2

18

補助・助成、委託事業の対象となるサービス分野

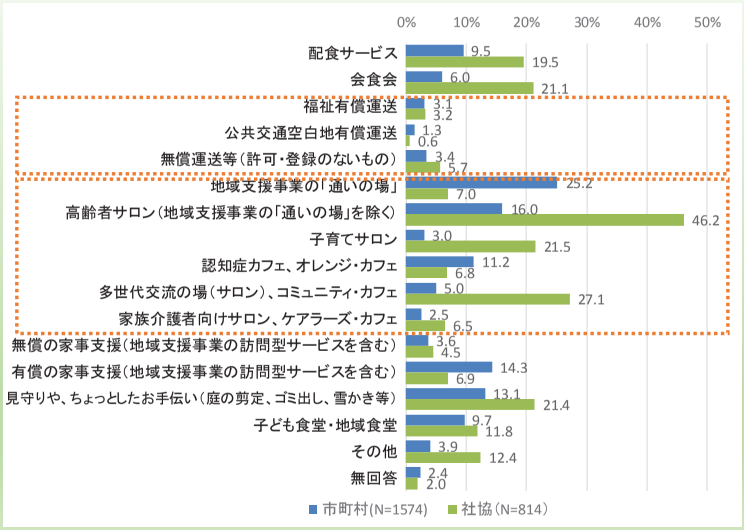

19

補助・助成、委託事業の財源を負担する組織

市町村（高齢）の事業は約6割が介護保険特別会計を財源としていた。市町村（児童）は市町村（高齢）と比べると国や都道府県が負担している事業は少なく、一般会計を財源とした事業が最も多かった。社協については、約７割が独自予算が財源となっていた。

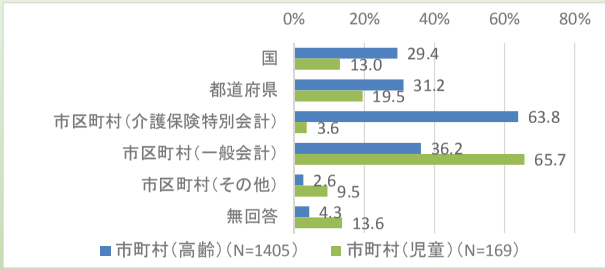

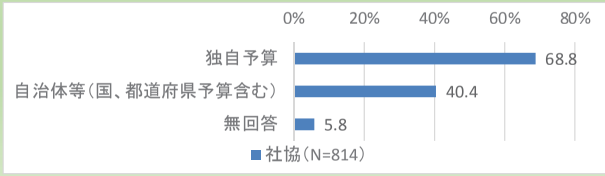

20

補助・助成、委託事業を実施する基準

市町村、社協ともに、地域住民の担い手としての参加や、生きがいにつながるサービス提供、体制や実績が比較的多くあげられていた。また、社協に比べて市町村では、**提供体制や提供実績、安全管理体制を求める傾向**にあった。

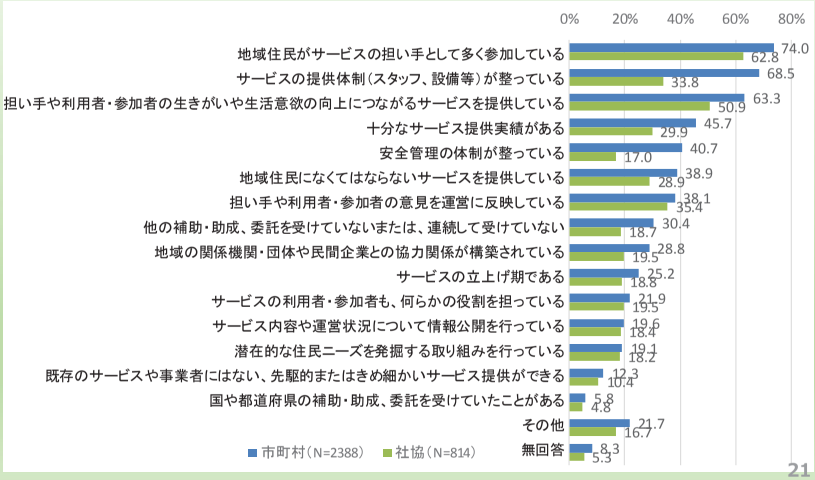

21

補助・助成、委託事業　調査結果のポイント

・市町村、社協ともに**居場所づくり分野で事業数が多く、移動支援、子ども食堂・地域食堂で少なかった。**
特に移動支援は、全体に占める割合が5%に満たなかった。

・補助・助成、委託事業の基準については、社協では
「地域住民が担い手として多く参加している」
「生きがいにつながるサービスを提供している」
「担い手や利用者の意見を運営に反映している」が比較的多く挙げられた。

・市町村も同様の項目が一定程度挙げられていたが、社協と比べると
提供体制や実績、安全管理体制を挙げる割合が高かった・

サービス運営団体に対する支援実施状況

運営団体に対するアンケート調査

実施しているサービス分野

回答団体の活動内容としては、居場所づくり、子ども食堂・地域食堂が比較的多く、移動支援が少ない傾向にあった。

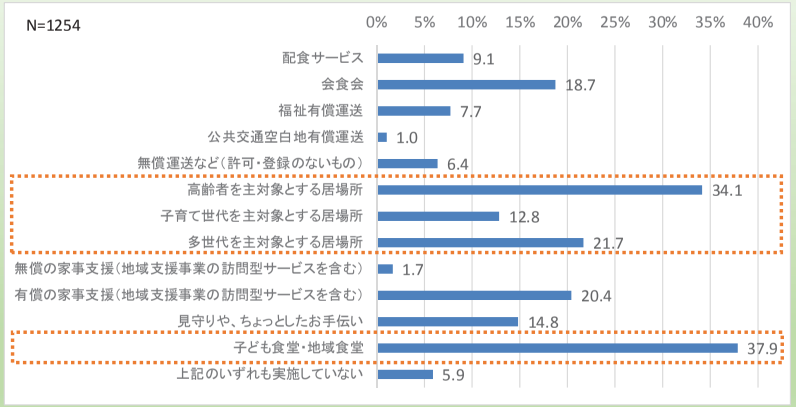

委託や補助・助成の状況

全体としては、行政や社協からの委託や補助・助成を受けていないサービスが多い傾向にあったが、配食サービスや高齢者の居場所づくりなどは、比較的委託や補助・助成を受けているものが多く、分野によって異なる傾向が見られた。

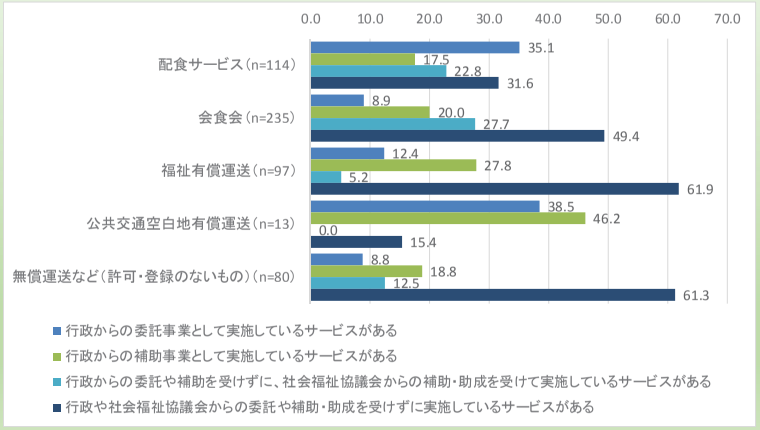

委託や補助・助成の状況

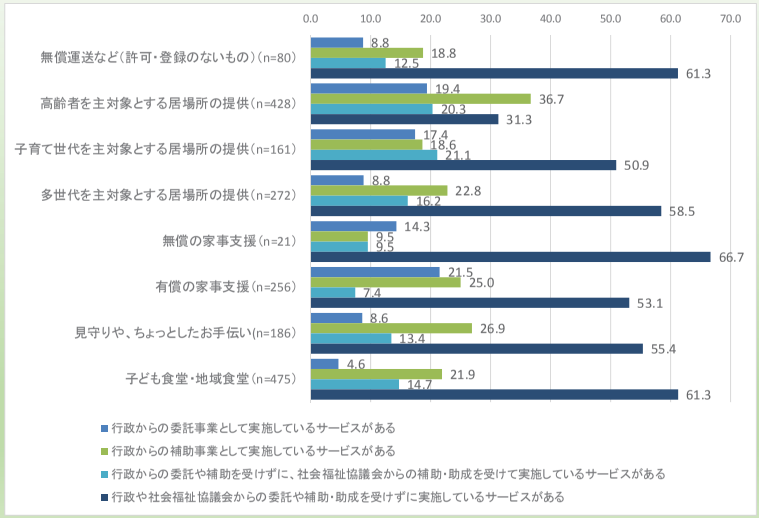

26

サービス運営団体への評価や課題に対する認識

市町村・社協と、運営団体
調査結果の比較

住民参加による生活支援サービスに望むあり方（市町村、社協）

サービス分野によって望むあり方として多くあげられているポイントには異なる傾向が見られた。

市町村＋社会福祉協議会（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問による サービス N=1397	子ども食堂・ 地域食堂 N=1322
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**35.9**	23.9	**72.4**	**33.7**	18.4
利用者もサービスの担い手となることができる	13.5	5.2	**41.5**	12.9	10.8
多世代が利用・参画できるサービスである	14.0	8.5	**25.4**	7.0	**39.1**
担い手と利用者との交流が生まれる	**31.2**	16.8	**37.7**	**26.8**	**30.7**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	13.6	24.1	12.5	23.7	7.6
地域の特性に応じたサービスを提供できる	15.5	**28.6**	20.8	10.8	9.8
行政だけでは不足するサービスを補完できる	25.5	**38.4**	22.0	24.1	13.7
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	11.3	17.6	6.0	12.9	8.2
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	11.6	**25.8**	5.6	**25.2**	6.1
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	4.7	6.9	7.2	16.0	10.2
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	1.3	2.6	1.6	2.0	5.1
地域で多世代をつないでいる	9.3	2.5	17.2	2.9	**31.5**
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	13.4	12.7	18.1	8.6	18.0
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	9.9	5.4	22.8	19.0	11.0
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	1.5	7.4	2.0	2.9	2.7
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	2.2	1.7	2.9	6.1	1.8
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**43.5**	15.9	**52.8**	**30.3**	24.3
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**28.2**	23.3	**44.5**	**33.5**	22.1
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**33.3**	**33.9**	**39.2**	**34.4**	21.1
その他	0.6	0.5	0.3	0.2	0.8
特になし	12.2	12.7	4.0	9.6	13.5
無回答	17.4	20.3	2.9	20.2	26.4

28

サービス運営団体として、行政や社協に評価・注目してほしいポイント

行政だけでは不足するサービスを補完している、地域と連携しまちづくりにつながっている等、
市町村や社協では比較的割合の低い項目を挙げた団体も多く見られた。

サービス運営団体（%）	N=1216
高齢者がサービスの担い手となり、社会参加や介護予防につながっている	**39.5**
利用者もサービスの担い手となることができる	23.4
多世代が利用・参画できるサービスである	**30.9**
担い手と利用者との交流が生まれる	**46.4**
利用者のニーズに柔軟に対応して変化できる	**28.4**
地域の特性に応じたサービスを提供できる	17.0
行政だけでは不足するサービスを補完できる	**34.6**
民間のサービスでは採算のとれないサービスをボランティアで提供している	24.5
行政のサービスでは対応できない、個別性の高いニーズに対応できる	18.9
既存のサービスが対応していない、潜在的な住民ニーズを発掘している	12.4
既存のサービスとは異なる、先駆的な取り組みを行っている	7.4
地域で多世代をつないでいる	22.9
地域の多様な機関や団体・個人と連携し、まちづくりにつながっている	**29.5**
小地域単位で活動することにより、日常的に地域課題の発見ができる	11.8
行政の施策づくりや見直しのきっかけになっている	6.2
助け合いが充実することで、専門職が専門性を発揮できる	3.5
サービス提供を通じて、利用者や家族への近隣の見守り機能が高まっている（孤立が減る）	**30.3**
サービス提供を通じて、地域の助け合いが自然に広がっている（助け合いの連鎖）	**25.3**
サービス提供によって、地域に活気や暮らし続けられるという安心感が生まれている	**27.5**
その他	5.5
特になし	2.7

29

市町村・社協から見た、支援における課題

サービス提供団体側の課題として、**サービス提供団体の不足、担い手確保の困難さや高齢化、リーダー不足が多く挙げられていた**。特に担い手の高齢化、リーダー不足は居場所づくりで多く、子ども食堂・地域食堂では少ない傾向にあった。

一方、市町村・社協側の問題としては**支援ノウハウの不足、マンパワー不足**が多く挙げられていた。

市町村＋社協（%）	食支援 N=1397	移動支援 N=1397	居場所づくり N=1397	訪問によるサービス N=1397	子ども食堂・地域食堂 N=1322
サービスを提供できる団体が不足している	**49.7**	**52.8**	**36.9**	**51.7**	**43.4**
担い手確保が困難である	**57.9**	**61.6**	**61.7**	**68.7**	**42.7**
担い手が高齢化している	**37.9**	**30.1**	**59.7**	**39.9**	11.2
活動を引っ張るリーダーが不足している	**38.1**	**34.9**	**60.7**	**41.3**	28.1
補助・委託財源が足りない	19.0	23.1	18.5	17.0	**34.5**
団体支援のためのノウハウが不足している	**25.6**	**35.4**	22.0	**28.8**	**36.5**
サービス提供の場所・拠点が不足している	16.9	11.7	**27.7**	11.2	**27.8**
団体の活動の評価や効果測定が難しい	14.4	12.3	24.5	16.1	21.5
団体支援に向けた行政や社会福祉協議会のマンパワーが不足している	**29.6**	**30.9**	**35.0**	**34.1**	**31.4**
行政や社会福祉協議会内の担当が不明確または多岐にわたっている	12.3	18.7	13.5	11.2	20.6
その他	3.7	4.8	2.5	3.2	7.2
無回答	18.1	19.5	4.9	14.2	12.2

30

サービス運営団体が考える課題

行政・社協が考える支援課題と共通した点としては、**担い手の確保や高齢化、後継者不足が多く挙げられていた**。また、**資金不足や、本当に利用してほしい人の利用がない・少ない**という課題も、比較的多く挙げられていた。

サービス運営団体（%）	N=1218
担い手確保が困難である	**55.4**
担い手が高齢化している	**49.9**
担い手の目的意識にずれがある	12.4
モチベーションが下がる要因が多い	6.4
活動を引っ張るリーダーがいない	15.4
後継者が不足している、見つからない	**38.1**
資金が不足している	**40.6**
運営ノウハウが不足している	16.3
サービス提供の会場・拠点が不足している	14.4
サービス提供の会場・拠点の利用料が高い	7.4
サービス提供の会場・拠点に問題がある（狭い、古い、設備がない等）	16.3
本当に利用してほしい人（支援がより必要な人）の利用がない・少ない	**37.9**
利用者が集まらない	11.8
利用者や家族からの苦情など、対応で困ることが多い	1.6
利用者ニーズの変化に、サービスの質や量が追いつかない	7.2
行政・社協の支援が得られない	11.7
地域からの理解・支援が得られない	8.9
学校からの理解・支援が得られない	8.3
その他	2.3
特にない	5.6

31

課題に関連した実態　担い手の高齢化

ボランティアの年齢構成（平均値）を見ると、概ね**65~74歳が中心**で、特に**配食サービス、高齢者向けの居場所づくりは約25%が75歳以上**と、担い手の高齢化が進んでいた。

一方、**子育て世代・多世代向けの居場所づくりや、子ども食堂・地域食堂は40~64歳がボランティアの中心**だった。

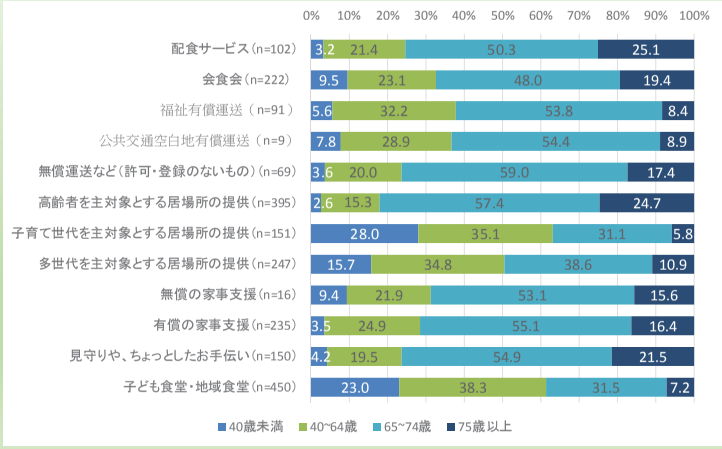

32

課題に関連した実態　団体の年間収入額

サービス運営団体の年間収入は、500万円以上という団体も2割以上ある一方で、全体の**6割を年間収入50万円未満の団体が占めており**、団体の資金・規模は大きなばらつきがあった。

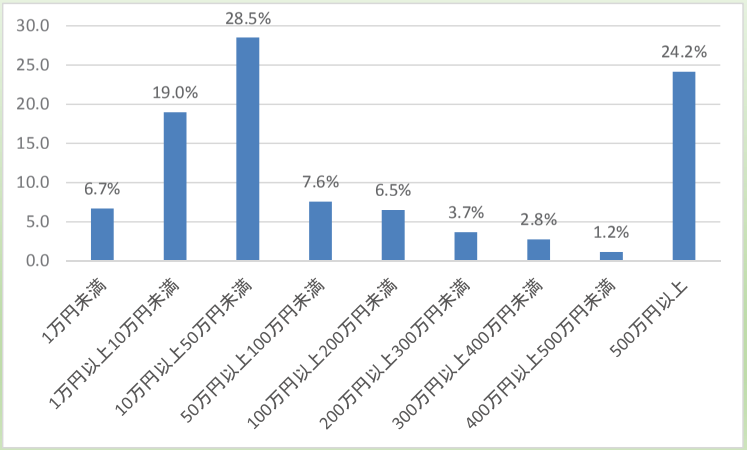

33

資料-178

補助・助成、委託事業を実施する基準(再掲)

市町村、社協ともに、地域住民の担い手としての参加や、生きがいにつながるサービス提供、体制や実績が比較的多くあげられていた。また、社協に比べて市町村では、**提供体制や提供実績、安全管理体制を求める傾向**にあった。

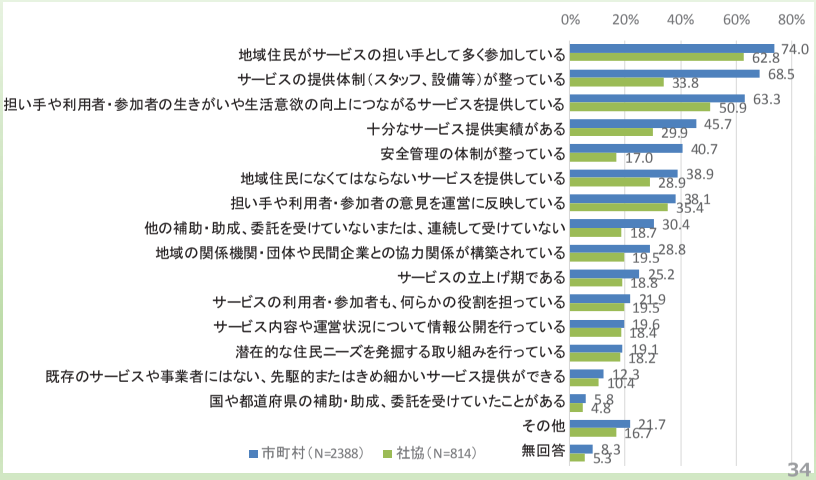

34

取組内容（分母：取組みを行っている回答者）
運営団体、または運営を始めようとする団体に対する支援
もっとも多い取組内容（再掲）

もっとも多く挙げられていたのが**「行政や社協の補助・助成、事業委託」**であり、**民間の補助・助成への応募についての支援、地域への寄付の呼び掛け**といった、民間支援へのつなぎやコンサルティングは、あまり行われていなかった。

資金の確保に関する支援（%）市町村	食支援 N=180	移動支援 N=190	居場所づくり N=671	訪問によるサービス N=357	子ども食堂・地域食堂 N=353
行政や社協の補助・助成、事業委託	63.3	46.3	66.5	61.6	28.6
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	12.2	12.1	10.4	8.4	13.0
地域への寄付の呼びかけ	1.1	1.1	0.4	0.6	7.4

資金の確保に関する支援（%）社協	食支援 N=210	移動支援 N=121	居場所づくり N=408	訪問サービス N=216	子ども食堂・地域食堂 N=187
行政や社協の補助・助成、事業委託	71.0	49.6	77.9	60.2	48.1
民間団体・企業の補助・助成への応募に関する相談・助言	29.0	32.2	32.8	31.0	59.9
地域への寄付の呼びかけ	9.0	7.4	10.5	9.3	23.5

35

サービス運営団体　運営課題・支援課題　調査結果のポイント

- 団体側の課題としては**担い手の高齢化や不足、資金不足**が、支援する側の課題としては**ノウハウ不足**や**マンパワー不足**が比較的多く挙げられた。
- **高齢者がボランティアの主体**であり、**分野によっては約4分の1が後期高齢者**だった一方で、子育て世代・多世代向けの居場所づくりや、子ども食堂・地域食堂など、**若い担い手が集まる分野もあった。**
- 団体の収入にはバラつきがあり、**約6割が年間50万円未満**であった。小規模な団体も多く、**少額の支援であっても有効**である可能性が示唆された。

36

団体への評価　調査結果のポイント

- **「行政だけでは不足するサービスを補完している」「地域と連携しまちづくりにつながっている」等、**団体が評価してほしいと思うポイントの一部が、市町村や社協からは注目されていない状況が伺われた。
- 市町村については、補助・助成、委託の基準として、**実績や体制を求める傾向**にあった。
  ⇒金銭的支援は公的支援が中心で、民間とのつなぎは取組みが少ない
  ⇒**小規模な団体は金銭的支援を受けにくい**可能性がある。

37

資料-179

住民参加による生活支援サービス
運営団体への支援実施状況における課題

・生活支援サービスの分野による支援の偏り

・住民参加による生活支援サービスの意義に対する、
市町村・社協側と、団体側の着目ポイントのずれ

・人材育成支援の重要性

・小規模な運営団体への支援の不足

38

資料-180

訪問調査事例から見えてきたこと

立教大学コミュニティ福祉学部
教授　原田　晃樹 氏

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科
助教　関屋　光泰 氏

NPO 法人全国移動サービスネットワーク
事務局長　伊藤　みどり 氏

地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業

（平成30年度老人保健事業推進費等補助金 厚生労働省老人保健健康増進等事業）

現地訪問調査　結果概要

一般社団法人　全国食支援活動協力会

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-①

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
東京都世田谷区（プレ調査）	・住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開 ・「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援
東京都荒川区	・地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク ・地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート
琴平町社会福祉協議会（香川県琴平町）	・ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出 ・商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出
高知県佐川町	・住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村
高知県黒潮町	・新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川 ・地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化協議会（集落活動センター）
NPO法人ゆめみ～る（北海道登別市）	・住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開
愛知県知多市	・NPO（市民）、行政、社協の三者協働による生活支援体制整備 ・週3～5日開設する常設の居場所の創出支援
島根県美郷町	・NPO、連合自治会による生活支援と移動支援 ・役場職員、地域おこし協力隊、集落支援員などが連携し地域づくりを支える

Ⅰ.好事例地域　現地訪問調査　対象一覧-②

訪問調査先の自治体・団体、および調査内容の一部は下記の通り（訪問日順）。

自治体・団体	主な取組等
山口県萩市	・「居場所づくり＋生活支援サービス」を協議体から創出。市が公用車を貸与し移動支援の後押し ・小地域福祉活動会議から協議体へ、居場所づくりから困りごと支援へ ・「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援
島根県雲南市	・小規模多機能自治による住民主体のまちづくり ・自らの地域は自らが治める地域自主組織と、様々な人・組織の連携が相乗効果を発揮するよう支援する自治体の協働関係
新潟県新潟市	・住民の共助による地域包括ケアのモデルハウス ・住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成
大分県国東市	・市、社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」 ・生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置
大阪府富田林市	・自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「IT」「移動」の支援を展開 ・コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで住民の取り組み支える非金銭的な支援
秋田県小坂町	・町、生活支援コーディネーターが連携して住民のやる気を後ろ支えし、使える資源を付与

Ⅱ.好事例地域・団体　現地訪問調査　結果概要

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

- 概況：人口：903,346人（H27国調）、高齢者数：184,512人（高齢化率：21.6%）、面積：58.05km^2、人口密度：15,562人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は545万円（2017年）で全国8位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 人口は政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国13位（上位12位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- プレイパーク、配食サービス、消費者運動など、以前より住民活動が活発な地域として知られ、特定非営利活動促進法制定前の1994年に策定された世田谷区基本構想では「公益的な活動の支援」が明記されているが、いわゆる新住民の地域参加の受け皿づくりが課題になっている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
- 区の地域行政
  - 区内に5つの総合支所を設け、住民票・国保・納税等の窓口事務、保健福祉、生活保護、児童福祉、地域活動支援等の業務を分掌。
  - 区内27箇所に住民票・印鑑登録等の窓口事務等や地域活動支援を行う「まちづくりセンター」を配置。まちづくりセンター内には「あんしんすこやかセンター」社会福祉協議会が置かれている。
- 主な地域の活動・協議会
  - 身近なまちづくり推進協議会：地縁組織と行政の協議体でまちづくりセンター内に設置
  - 認知症カフェ：27地区中24地区（40箇所）で設置

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組①　住民に身近な地区レベルで第一線職員が連携しながら相談・活動支援を展開

【取組み内容】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者を一体整備し、福祉の困りごとなど住民のさまざまな相談に対応し、適切な支援に結びつけられるようにしている。
  - **三者による連携相談**：住民に身近な地区で、福祉の困りごとなどのさまざまな相談事について、三者が個々に対応するだけでなく、三者がそれぞれのノウハウや知恵を出し合って、問題の解決に向けた連携を図っている。
  - **三者による地域づくり**：「三者連携協会議」、「身近なまちづくり推進協議会」をはじめとする連絡調整の場や日常的な関係通じて、地区の住民や活動団体からの声、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への相談等から認知された地区の課題を共有し、住民活動の支援を行う。

【円滑な支援のための工夫点】

- 社会福祉協議会スタッフが住民による通い・集いの場づくりの支援や担い手の発掘・育成を行い、あんしんすこやかセンタースタッフは利用者のニーズや課題を把握し、それらの情報を共有することで、活動の担い手と利用者を効果的にマッチングさせる工夫をしている。また、まちづくりセンターの行政職員は、三者の情報共有を通じて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備（拠点の整備、拠点となりうる資源を活用できる条件整備、活動助成の仕組みづくり）につなげている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

1．東京都世田谷区

取組②　「地域支え合い活動」を促す「場所」と「人材」確保のための支援

【取組み内容】

- 社会福祉協議会では、グループ活動を通じ、共にふれあい、学び、理解し、信頼し、行動することによって地域住民の支えあいの第1歩を踏み出すことを目的として、住民自身によるサロン・ミニデイの発足・運営を支援している。これまでに全部で734グループが立ち上がっている。
- 活動拠点については、集会施設の優先予約支援のほか、23箇所に中学校や公的施設を利用したり、一軒家を借り上げた「地域支え合い活動拠点」を整備している。子ども食堂は28団体が設置されている。

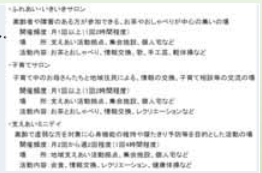

【円滑な支援のための工夫点】

- 社会福祉協議会地区担当のスタッフは、定期的に2、3ヶ月に一度の頻度でサロン・ミニデイの現場を訪問し、その際地域リーダーへのフォローと、生活支援サービスが必要な人に関する情報収集を行っている。
- 社会福祉協議会では、「地区サポーター」やボランティアセンターへの登録を通じて地域活動に関わる人材を確保しており、地域のリーダー候補への支援や、グループからの要請があったときに登録している住民を紹介している。
- 一般に、住民が自主的に立ち上げたグループが支え合いミニデイなどを継続的に運営していくことは荷が重いので、リーダーへの精神的なフォローや、他の機関との関係づくりを意識的に行っている。
- 住民グループは立ち上がる数は多いが立ち消えになる数も多い。継続させることも大切だが、新しいグループが絶えず立ち上げることも重要であり、継続支援のメニューだけでなく、立ち上げのハードルを下げる支援も不可欠（多様な支援の枠組みが必要）。
- 都市部の地域支えあいの活動で特にネックになるのは「場所」（活動拠点）の確保。世田谷区では、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの「地域共生のいえ」（区内の家屋等のオーナーによる、自己所有の建物の一部あるいは全部を活用したまちづくりの場づくり、22箇所）や「笑恵館」（地域交流の場として下記の事業を行うために、個人の所有する自宅及びアパートを開放した施設に対し法人を設置して運営）など、地域の資源を生かした拠点確保の工夫についてのノウハウが蓄積されつつある。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2．東京都荒川区

- 概況：人口：212,264人（H27国調）、高齢者数：48,930人（高齢化率：23.05%）、面積：10.16km^2、人口密度：21,384人/km^2
- 市町村税の課税状況に基づく住民1人あたり年収（年間平均所得）は362.570万円（2017年）で全国101位。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】

- 人口は特別区の中で20位。政令指定都市以外では日本最大、人口密度は全国3位（上位 位はすべて特別区）、平成22年国調人口と比べ、2.89%増加。近年進みつつある高齢化により、独居や夫婦のみでクラス高齢者世帯が増加し、地域での見守り支援のニーズが高まっている。
- 他方で、子育て世代の人口も増加基調にあるため、子育て対策の充実も急務。若年単身者や子育て世代の流出入が激しいこともあり、保育園や学童等のハード整備だけでなく、子どもを通じた地域とのつながりを持たせることも区にとっての課題になっている。
- 生活保護受給率も比較的高く、最近では独居高齢者や子どもの貧困対策も課題である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

- 区内には4つの区民事務所があり、住民票発行等の窓口業務を分掌している。
- 区域が比較的小さいため地区社協はない。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2．東京都荒川区

取組①　地域の支え合い活動を支える小地域ネットワーク

【取組み内容】

- 荒川区社会福祉協議会では、2003年より、地域における「ふれあい粋・活サロン」活動が地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアに加え、地域包括支援センターなどの機関や施設の職員まで多様な区民が中心となり、交流・見守り・支えあいを目的としたサロンづくりを推進している。
- ふれあい粋・活サロンを構成している町会・自治会、高年者クラブ、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等を核に、地域の様々な団体及び地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、行政など関係機関の参加により、毎月サロン終了後に懇談会を開催し、サロン活動を通じてキャッチしたニーズや困りごとについて、施策の枠を超えて協議し、必要な対応ができるようつないでいる。
- サロン活動が契機となって町内会を基盤とした高齢者の孤立予防のネットワーク組織、孤独死対策としてのシルバー交番制度などの取り組みにつながっている。

【円滑な支援のための工夫点】

- 現在のサロン数は85になるが、社協の地域ネットワーク課地域コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が毎回巡回し、直接活動状況を確認し、情報・ニーズ把握に努めている。
- 行政と町内会・民生委員との距離は近く、町内会の会議には区係長級職員は出席して直接施策を説明したりニーズを受け取る関係にある。
- 古くから続けている地域活動は後継者問題を抱えているところも多く、一方、何かやってみたいという新住民が一定数いると考えられる。町会・自治会、民生委員・児童委員、高年者(老人)クラブなどが担うサロン活動に、音楽ボランティアや健康体操ボランティア等を受け入れ一緒に取り組むことで、活動のサポートを行う。
- サロン運営については、公的施設の優先予約や保険料の助成もあるが、活動助成の主な原資は歳末助け合い募金。自分が出したお金が地域や自分たちの活動のために使われていることが実感できるので、募金も募りやすい。このほか、社協が外資系企業の助成金を運用しており、行政の補助対象にならなかったり、実験的な取り組みに対する貴重な資金源になっている。

2. 東京都荒川区

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組② 地域の支え合いに依拠した子ども食堂の展開を可能にする公的なサポート

【取組み内容】

- 荒川区は、高齢者の孤立対策が急がれる一方で、子育て世代の流入が続いており、人口も増加基調にある。また、生活保護受給世帯割合が特別区の中で3番目に高く、子どもの貧困問題にも国の法制化以前から検討を重ねてきた。子ども家庭支援センターや児童相談所のスタッフ、ケースワーカー、保育士、小中学校の校長や養護教諭、保健所の保健師、ハローワークのスタッフなどとのケース検討の結果、①子育てサロンの設置や育児相談の機会を設けて孤立しない対応、②学校現場にスクールソーシャルワーカーを配置するなど、教育と福祉を現場レベルでつなぎやすくする取り組み、③全小中学校において学習指導を行う「あらかわ寺子屋」と学習習慣のない子どものための「学びサポート事業」、④一人親家庭の就労支援としての「保護者の学び直し支援事業」や「若者就労サポート事業」等の自立支援プログラムなどを展開してきた。
- こうした活動を基盤として、2014年度から、地域で子どもを見守る取り組みとして、「子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業」を実施している。現在13箇所で展開しており、今後さらに増える予定。

【円滑な支援のための工夫点】

- 子ども食堂に対しては補助制度を設けている。要件は、食事、学習支援、団らんを週1回以上行うこと、住民が10人以上（食事の場合は5人以上）であること、食事を提供する場合は生活衛生課で給食の開始届を提出することであり、緩やかな条件になっている。また、立ち上げを希望する住民グループに対しては社協がきめ細かくサポートしている。
- 現場に行政の担当職員や社協職員が直接出向いて相談に乗ったりアドバイスするなど、第一線職員と住民との信頼関係が、補助のハードルを下げる効果をもたらしている。また、補助制度は現場のニーズに応じて固定費補助を引き上げるなど、柔軟な見直しにつながっている。
- 当事者である子どもの問題をいち早く察知し、適切な解決につなげたり、個々の活動をサポートし合う目的で、「あらかわ子ども応援ネットワーク」組織を住民と行政、社協が協働で設置し、社協が事務局を担っている。子どもに関係する部署や地域の関係者が一堂に会し、し、実効性を担保している。また、社協は、フードバンクや地域住民、企業等とつながり、食料を調達したり、社協施設内に食料を備蓄するなど、資源媒介としての役割も担っている。第一線職員相互の協働関係が、ニーズ志向の対応を促し、縦割りの弊害を乗り越え、ボトムアップの施策を生み出す力になっている。
- 子ども食堂、子どもの居場所活動への住民の関心が高く参加希望者が多いことから、月1回活動の意義や内容等についてのボランティア説明会を開催し、ニーズ調整とマッチングをし各活動につなげ活動の支援を行う。

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

※記載内容はヒアリング記録の一部

2. 東京都荒川区

取組② 地域の支え合いを基盤に置いた子ども食堂の展開

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

- 人口9,186人（H27国調）、高齢化率39.00%、人口密度1,084.5人/km²

背景情報

【地域課題とそれへの対応】

- 琴平町は香川県中西部に位置する総面積8.47km²の比較的小規模な町。平坦地が多く、JR・高松琴平電鉄や国道が通っている。古くから金比羅宮を中心とする門前町として発展し、現在でも主要産業は観光業。しかし、近年観光客入込客数は減少が続き、2016年度は227.4万人と2014年度実績の22%減少した。とりわけ、日本人観光客数の落ち込みが激しく、このため老舗店舗の廃業や商店街の空き店舗が増えているだけでなく、労働力の流出が続き、人口減だけでく高齢化も4割近くに達している。障害者など社会的に排除されがちな人たちの働きの場も確保しにくくなっている。また、県北地域は全国有数のニンニク産地であり、国内シェアの20%以上を占めているものの、知名度の低さから高値で取引されにくい面があった。

- 他方で、琴平町は1958年以来合併しなかったこともあり、町にとって財政健全化が急務であり、いわゆる予算編成におけるマイナスシーリングを続けてきた。社会福祉協議会の運営費補助もその影響を受け、厳しい財政が続いている。

- 社協は、高齢者をはじめとする住民のたまり場、惣菜などの買い物先の確保、障害者等の働き場の創出などの地域福祉の取り組みに当たり、できるだけ自主財源を確保した対応を模索してきた。これまでチャリティー作品即売展や朝市などの活動を通じて地元商工会や生産団体などともネットワークをつくってきてきた実績を踏まえ、住民の買い物・居場所の拠点づくりとこんぴらにんにくを活用した商品開発を行った。

【取り組みの特徴】

- 琴平町社協は地域福祉連絡会やひだまりクラブ活動（サロン活動）などの地域福祉活動を推進してきたが、これに加え、チャリティー作品即売展を運営したり、朝市・てづくり市・産直市の実行をサポートしてきた。こうした活動を通じて地元商工会、生産者組合、観光協会等とのつながりが強化され、福祉の枠を超えた地域のネットワークをつくりだしている。これが総菜や弁当の販売店（キッチンもぐもぐ）や商品開発を軌道に乗せた基盤になっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

取組① ガーリックオイルの商品化を通じた連帯的な経済関係の創出

【取組み内容】
- 2007年度に香川県の農商工連携ビジネスマッチング活動により、ニンニク生産者、食品加工業者、町社会福祉協議会が連携し、地元の規格外ニンニクを活用した新商品の試行を重ね、2009年から町の新しい特産品として販売するに至った。その際、町社協が販売事業者となった。商品のネーミングとラベルのデザインについては地元高校の地域連携活動として企画を依頼し、ボトルの形状は社協スタッフが考えた。食卓におけるおしゃれなデザインを意図している。同年より「ガァリック娘」として販売を開始した。
- 原材料にんにくについては、町社協が生産農家から、市場価格に一定額を加算した単価を設定してJA香川県を通じ1.5トン程度を買い取っている。にんにくの皮むきを地元の障害者施設に委託している。元々小規模作業所だったが、NPO法人化し、障害者就労支援基盤整備事業を活用して作業棟を建てて対応してくれている。繁忙期には一人当たり月数万円程度の収入が確保できている。また、ネット販売の他、町内の土産店、酒屋、呉服屋など町内50の店舗や「まちのキッチンもぐもぐ」（後述）などで委託販売している。1本当たり250円の販売手数料を支払っている。
- 「ガァリック娘」は現在1本185グラムで1,350円（税込）。1本当たり500～600円程度が社協の取り分になり、これが地域福祉活動の主要な原資になっている。ピーク時には8千本ほどを売り上げたが、近年は6千本程度で推移しており、2016年度の社協収入は567.5万円だった。

【効果】
- 社協はあえて大手流通事業者ではなく、独自のネットと地元商店を通じた販売の道を選んでいる。これにより販売量は伸び悩んでいるものの、市場のニーズによって買取量や買取額が大きく変動するリスクを回避できている。また、特産品の開発・販売を通じて、高校生、観光業者、生産者、消費者など地域のさまざまなアクターがつながり、経済活動を通じて互いに持続的に支え合うことのできる連帯関係がつくられている。近年、国内産の規格外ニンニクの需要は高まっているが、生産者はこの事業の意義に鑑み優先的に物資を調達してくれたり、住民の居場所事業など新たなニーズに取り組むための原資になっている。

12

※記載内容はヒアリング記録の一部

3．琴平町社会福祉協議会

取組② 商店街空き店舗を活用した買い物先とたまり場の創出

【取り組み内容】
(1)まちのキッチン「もぐもぐ」
- 琴平町の中心街にある商店街は近年店舗の閉鎖が相次いでおり、唯一あったパン屋も2015年末に閉店してしまい、日用品の買い物ができる店舗がなくなってしまった。そこで、同町商工会が空き店舗対策事業として金物店だった空き店舗を改装し、2016年より、町社協が地元の食材を使った総菜や弁当、パン、駄菓子などを販売する店舗を運営した。
- 地元の婦人会やJAなどの協力により、あたたかい惣菜・パン等を比較的低廉な価格で販売している。日曜以外毎日（平日10～16時、土曜10～13時）営業している。

(2)住民活動拠点サービスステーションちょっとこ場
- 新町商店街の文具店だった店舗を改修して琴平町ボランティア連絡会議が運営する、誰もが集える居場所として開設。町社協が管理している。商店街に来た買い物客や観光客の休憩・団らんスペースとして活用されている。
- 運営は毎日10時～16時までボランティア連絡会議のメンバーが常駐している。「もぐもぐ」の向かいに位置する。

【効果】
- 町社協は、年末のチャリティ即売展で即売の売上げと地元事業者のニュースペーパーへの広告収入で毎年200万円近い売上げを上げている。これが可能なのは、町社協が狭い福祉の枠にとらわれない幅広い相互扶助のネットワークをつくり、信頼の基盤があるからだと考えられる。実際、社協への寄付金は、社協が葬儀・死後事務をしていることにも関係している（香典返しとしての寄付が多い。）とはいえ、昨年度は680万円に上っている。
- 前述の商品開発や即売・広告等の収益事業をこうした非採算の活動に投下することで、新しい住民活動や経済活動の拠点づくりにつなげており、また、多くのボランティア、店舗・看板の意匠のサポート、地元商工会の拠点創出サポートなど、相互扶助の基盤を豊かにしながら連帯的な経済の循環を作り出している。

13

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

- 概況：人口：13,114人（H27国調）、高齢者数：4,947人（高齢化率：37.%）、面積：100.80km2、人口密度：125人/km2
- 1954～55年の合併で誕生。地区は当時の旧町村（佐川、黒岩、尾川、加茂、斗賀野）単位。斗賀野地区は人口3,306人、高齢化率37.3%。

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
- 佐川町は周囲を山に囲まれた盆地上の地形で、その70%を森林が占めるが、高知市まで27km（1時間）に位置しJRや国道・高速道へのアクセスもよい。人口は1955年の18,785人をピークに減少に転じ、1980年代前半にはいったん下げ止まったものの、1990年から再び減少に転じ、現在に至っている。1980年代後半～90年代初頭のいわゆるバブル期や2000年代末のいわゆるリーマンショック期に転出者が増えており、町の人口動向は好不況に関わらず日本全体の景気に左右される面がある。
- 製造品出荷額と農業産出額は人口が減少に転じた1985年をピークに減少傾向が続いており、卸売販売額は1995年をピークに半分程度の規模にまで落ち込んでいる。町に雇用の場が少ないことが課題となっており、自伐型林業や木工製品加工による6次産業化を目指している。
- 地域活性化の担い手と将来の定住人口増の手段として地域おこし協力隊を積　極的に受け入れており、現在26人の地域おこし協力隊が、林業、ものづくり、農業、植物などの分野に従事している。2014年度においては、移住者数は13人（8組）だった。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】
- 町の対応：2016年4月に、まちづくりのコンサルタントと博報堂に委託し総合計画を刷新した。現町長就任時に発足した「チーム佐川推進隊」は、総合計画の推進、進捗管理の担当課であり、集落活動センター事業を担当していることから、地域づくりや住民との協働を全庁的に推進する核となる課となっている。また、総合計画で住民の幸福度を指数表示する際に企画と福祉の連携も進み、集落活動センターとあったかふれあいセンターとの共同的な推進がやりやすくなっている。集落活動センターとあったかふれあいセンターは中心部を除く4地区にあり、集落活動センターには集落支援員が配置されている。
- 町社会福祉協議会の対応：第1次地域福祉活動計画の推進組織視察研修にて、参加者から拠点設置を切望する声が生まれ、あったかふれあいセンターのベースになった。第2次計画でも拠点作りに力を入れており、集落活動センターの対象にならない中心部の佐川地区には社協の遺贈金を活用して拠点を整備した。

14

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【取組み内容（活動の経緯）】
- 地域の組織化のきっかけとなったのは農水省の農村公園事業の管理受託を行うようになったこと。事業を受託することを目的として、2002年4月ころから検討し、翌年に現在の法人格を取得した。地区住民のうち150人程度がメンバーになった。当初の業務は草刈りだったことや、地縁組織がベースとなっていたので、主たるメンバーは男性だった。設立当初から地域づくりの活動を始めるようになった。当初は地域の役職者を中心に構成していたが、2年に一度のペースで実際に活動に関わってくれる人に入れ替えていった。
- 2014年5月に「あったかふれあいセンターとかの」を開所し、とかの元気村が運営主体となった。メインとなるスタッフは4人。主な機能は①サロン（週5回）、②送迎（NPO所有のワゴン車でサロンへの送り迎えが主、必要に応じて買い物や通院にも対応）、③生活支援（基本料金500円で生活上の困りごとに対応）、④講習・研修（手芸、防災、保健等の講座）、⑤介護予防（体操や認知症カフェ等）、⑥つなぎ（訪問活動や相談を受けた事項を関係機関につなぐ）。あったかふれあいセンターへの取組により、活動への女性の関わる割合が一気に上がった。これらの運営については、スタッフのほか「あったかお助け隊」（ボランティア）を募って手伝ってもらっている。35人くらいの登録がある。集いの「カレーの日」や草刈りなどには老若男女問わず多くの参加があり、多世代交流の場になっている。
- 2017年10月に「とかの集落活動センターあおぞら」を開所した。中心メンバーは副理事長（森田氏）と事務局長（吉森氏）。事務局長は元県職で退職後に活動に参加するようになった。現在は集落支援員として、副理事長はあったかふれあいセンターの人件費補助で雇用されている。2017年度の法人の総支出額1,596.8万円、うち事業費総額1,496.7万円。

環境整備			健康福祉				文化教育	地域づくり				事業費計
公園管理	広場草刈り	草刈り	鑑賞会	敬老会	専門委員会	あったかふれあい	作品展	総会	新年会	秋祭り	集落活動センター	
41.7	98.1	16.1	0.7	39.6	0.5	1009.0	0	24.9	36.1	122.4	107.6	1496.7

15

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区） H26.5スタート

～ ともに支えあいながら安心して自分らしく暮らせる地域を目指して～

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

関係各機関との連携により地域の見守りを推進します
民生委員・児童委員・地域包括支援センター・関係行政機関・町社会福祉協議会・百歳体操お世話役・自治会長・保育所・PTA（小） 等

※記載内容はヒアリング記録の一部

4．高知県佐川町

取組　住民主体の地域NPOによる地域福祉の拠点づくり：NPO法人とかの元気村

【軌道に乗れたポイント・効果】

- 農水省のモデル事業が地域の組織化を後押しし、受託事業を通じて能動的に地域に関わる経験を積んだことが今日の発展のきっかけになっている。地縁組織が母体になっているものの、リーダーはそことは一線を画し、法人の運営の点から地域に関わったことで、地域のニーズや社協・行政からの補助メニューの提案などにも柔軟に対応することができた。また、Iターン・移住者も参加しやすい受け皿となっている。
- 「カレーの日」や草刈りなどを通じて日常的に子ども、引きこもりがちな青年、高齢者の交流を意識している。特に、昨年夏に実施した「夏のお助け大作戦」では、高齢者の自宅や庭の掃除・片付けなどを大々的に行うことで、外部からは見えにくい課題を可視化し、協働で取り組むことの意義を認識する機会になるだけでなく、自宅等のプライベートの空間に関わることに対する心理的な抵抗を減らすきっかけになっている。
- 地元住民で組織した法人が、集落活動センターとあったかふれあいセンターの両方を運営する例は県内でもほとんど例はないようだが、地域ケアを外部に依存せず、住民の自治とある程度の専門的・継続的サービスを両立させているという点で希有な取組といえる。これが可能になっているのは、一つには上記のとおり、地縁組織をベースにしつつも組織がそこから一定の自律性を確保することができたことであり、もう一つは、集落支援員とあったかふれあいセンター人件費補助によって、地域全体をコーディネートしたり、継続的な地域福祉支援を行う常駐スタッフを確保できたことである。双方の給与単価は求められる働きに比べて低額であるが、地域の代表性を確保しつつ、有能な人材を外部（Iターン者）から登用することも容易になった。
- また、法人が地域福祉の活動にきめ細かく関われている背景には、町社協のきめ細かなサポートも大きな要因としてあげられる。たとえば、社協は自主防災を推進する観点から「防災となり組」（緊急連絡先）を全世帯分集めて回っていたり、生活困窮者に対する「フードサポートおすそわけ」に取り組むなど、徹底的な現場主義を通じて支援のネットワークにつなげている。地域住民自身の手で相互扶助の関係を作り上げていくことは重要だが、社協のインフォーマルなネットワークや現場に寄り添ったサポートが、相互扶助を持続可能なものにするための重要な基盤になっている。

17

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

- 概況：人口：11,217人（H27国調）、高齢者数：4,731人（高齢化率：42.2%）、面積：188.59km2、人口密度：55.8人/km2

背景情報

【地域の生活課題】

- 黒潮町は2006年に大方町と佐賀町が合併して誕生した。両町をあわせた人口は1960年の21,354人がピークであり、1970年台後半に一時上昇に転じたものの、1980年以降減少の一途をたどっており、H22からの5年間で9.3%（1,145人）減少している。町の基幹産業は一次産業であり、就業者総数5,242人のうち1次産業従事者は1,206人（23.06%）を占める。とりけ沿岸部においては漁業、旧佐賀町では林業が盛んである。ただし、40代以下の主たる就業先は3次産業であり、1次産業従事者の半数以上が60代以上のため、近い将来農業従事者の大幅な減少が見込まれる。
- 年間平均気温17度という南国特有の温暖で、高校・大学のスポーツ合宿や移住対策に力を入れている。スポーツ合宿・大会の宿泊者数は年1万人を超えている。移住者については、若年世代の大幅な転出増加が続いているも一方で、50 歳～70 歳代では転入超過（20 人程度）となっており、0～4歳の子どもがやや転入超過の傾向が見られる。25 歳～35 歳世代の転入者が一定数あることから、移住者（IUターン者）が比較的流入しているとみられる。

【住民参加による生活支援サービスの支援枠組み】

- 県の地域振興施策
  ① 集落活動センター：地域住民が主体になり、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といったさまざまな活動に総合的に取り組む仕組み
  ② あったかふれあいセンター：既存の施設を活用し、地域住民の交流の場、支えあいの拠点として、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する仕組み
- 町の地域資源を活用した振興団体
  ③ NPO法人砂浜美術館：砂浜を美術館と見立ててイベント等を開催した地元有志により組織化。現在は行政の外郭団体を統合し、スポーツ合宿やTシャツアート等のイベントや合宿誘致、ホエールウオッチング、公園管理等のまちづくりを幅広く行い、地域団体とのネットワークをつくりつつある。

18

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）】

- 活動のきっかけは、高知国体（2002年）の選手の宿泊を廃校になった旧蜷川小学校で受け入れたこと。外部の人たちの交流が地域や自分たちの活力につながると実感し、地元女性の有志8人と「であいの里」を発足させた。その後、「砂浜美術館」のTシャツアートのイベントで訪れたボランティアスタッフの宿泊や地元小中学校の体験学習などの受け入れを重ねたり、県・町補助を受けてシャーベットマシンを購入し、食品営業許可を取って文旦シャーベットを販売したり、不定期でイチゴケーキ、クリスマスケーキなどをつくるなどの経験を経て、地域外との交流が深まり、また、自分たちも先進地に視察に行って交流を実践するための学習を重ねていった。
- こうした取組を経て、次第に地区全体で地域づくりへの取り組みの気運が高まり、県の後押しを受けてワークショップを重ね、2005年3月に「蜷川地区地域づくり計画」を策定した。そして、2007年の地区の総会において「であいの里 蜷川」を地区の組織として運営することが承認され、旧蜷川小学校を核とした地域づくりが始まった。
- 当時、奈良の学習塾の関係者が関心を持ってくれ、夏休みに林間学校として受け入れていたが、料金を取ることができず、自主的に布団を持ってきて田舎暮らしを体験するという建前でやりくりしていた。それで、さまざまな地域を見学して簡易宿泊所の営業許可、2007年に旅館業の営業許可を取得した。
- 最盛期には幡多広域観光協会が誘致して修学旅行生等を受け入れ、年間4千人くらいがケーキ作りなどの体験に訪れていた。小学校には当時風呂がなかったので近所でもらい湯をしていた。また、ピーク時には民泊もしていた。県が体験型宿泊のガイドラインを作ってくれて受け入れができた。

19

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）〔続き〕】

- 2009年に農林水産大臣賞を受賞したのを契機に地域住民のための活動をしようということになり、2010年2月より喫茶モーニングを月4回の頻度で営業するようになった。また、日高村から県に出向していた職員がそばづくりをアドバイスしてくれ、皆で習得して「蜷川そば」をつくり、体験学習につなげた。このほか、町から公園管理の指定管理を受けている。
- 2016年4月に集落活動センターとして開所した。これにより、トイレ・洗面所の増改築、風呂の整備・拡張、エアコンの設置、調理器具の更新ができた。また、この年から地域おこし協力隊を受け入れ、事務処理、広報、コロッケ、おかき等の企画・営業などの業務を担ってもらっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】

- であいの里蜷川のような住民自治組織は、住民のやりがいやイベントなどの楽しみの場であるのと同時に、相互扶助を強化する基盤であり、農家の現金収入を増やす仕組みとしても機能している。そうした組織体が成り立った要因として考えられることは主に次の点である。

①第一に地区ではなく、自主的な女性グループが主体となって立ち上げたことである。それにより、おもてなしのアイデアやノウハウを持つ女性の力が遺憾なく発揮された。

②第二に、外部との交流を軸にした活動により、「外から評価される」という意識を地域にもたらし、ともすれば閉鎖的な地縁コミュニティに変化をもたらしたことである。

③第三に、外部のさまざまな人・団体と連携できたことである。当初、学校に厚労省関連の補助を使うことが難しい面があったが、職員のインフォーマルな調整により対処できた。その後、特産品の製造、体験学習、施設改修では県職員、Tシャツアート等のイベントの協力を通じた宿泊客・応援者の確保、おかきの企画・販売ではデザイナーや県が公式・非公式に支援している。特に観光面では、NPO法人砂浜美術館とのつながりが大きい。地域全体で町の観光を盛り上げるネットワークをつくっており、地域おこし協力隊も同法人のTシャツアートイベントのボランティアが縁だった。

20

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組み内容（活動の経緯）】

- 人口613人・288世帯、高齢化率48.9%、小学校児童数16人、9つの集落で構成、旧小学校が単位
- 2010年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として9つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた。東京より高知県で紙漉き後継者に力を入れているとの記事をみて移り住むみ、椿栽培の歴史に注目し、かつて「若山椿栽培復活」していたことを知り、何とかもう一度やってみる事は出来ないのか！とこの人が活動をもう一度復活させた。
- 年間200万の補助が受けられるとのことだったが、政権が代わって1年で打ち切りとなってしまった。その後、しばらく町が予算化してくれることになり、半年くらい経て時給500円くらいの仕事になった。ゆずについては濃縮瓶に1.8ℓ換算で330本を県内のアイスメーカーに卸している。椿は、海外にも使用される文化修復や、複数の紙問屋が購入されている。繁忙期には地元住民も手伝ってくれるようになった。収支はとんとん。
- この間も人口減少と高齢化は進行し、保育園も閉鎖されてしまった。
それで、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により2011年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」が開設された。また、協議会は2015年に集落活動センターを開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設されることになった。
- 黒潮町内にはあったかふれあいセンターは4箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは3人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は1千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは9名、全て有給です。

集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的とされています。
事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは4年目以降運営費補助はない。

21

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組①　新たな自治の拠点となる住民自主組織：であいの里蜷川

【取組み内容（活動の経緯）〔続き〕】

- 2009年に農林水産大臣賞を受賞したのを契機に地域住民のための活動をしようということになり、2010年2月より喫茶モーニングを月4回の頻度で営業するようになった。また、日高村から県に出向していた職員がそばづくりをアドバイスしてくれ、皆で習得して「蜷川そば」をつくり、体験学習につなげた。このほか、町から公園管理の指定管理を受けている。
- 2016年4月に集落活動センターとして開所した。これにより、トイレ・洗面所の増改築、風呂の整備・拡張、エアコンの設置、調理器具の更新ができた。また、この年から地域おこし協力隊を受け入れ、事務処理、広報、コロッケ、おかき等の企画・営業などの業務を担ってもらっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】

- であいの里蜷川のような住民自治組織は、住民のやりがいやイベントなどの楽しみの場であるのと同時に、相互扶助を強化する基盤であり、農家の現金収入を増やす仕組みとしても機能している。そうした組織体が成り立った要因として考えられることは主に次の点である。

①第一に地区ではなく、自主的な女性グループが主体となって立ち上げたことである。それにより、おもてなしのアイデアやノウハウを持つ女性の力が遺憾なく発揮された。

②第二に、外部との交流を軸にした活動により、「外から評価される」という意識を地域にもたらし、ともすれば閉鎖的な地縁コミュニティに変化をもたらしたことである。

③第三に、外部のさまざまな人・団体と連携できたことである。当初、学校に厚労省関連の補助を使うことが難しい面があったが、職員のインフォーマルな調整により対処できた。その後、特産品の製造、体験学習、施設改修では県職員、Tシャツアート等のイベントの協力を通じた宿泊客・応援者の確保、おかきの企画・販売ではデザイナーや県が公式・非公式に支援している。特に観光面では、NPO法人砂浜美術館とのつながりが大きい。地域全体で町の観光を盛り上げるネットワークをつくっており、地域おこし協力隊も同法人のTシャツアートイベントのボランティアが縁だった。

20

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組み内容（活動の経緯）】

- 人口613人・288世帯、高齢化率48.9%、小学校児童数16人、9つの集落で構成、旧小学校が単位
- 2010年に当時の町職員の働きかけで、農水省の遊休農地開墾の補助金を受け入れることになり、9集落の区長の合意を取り付け、補助金の受け皿として9つの区長が集まって協議会を発足させた。耕作放棄地で景観を維持する目的でゆずを栽培するとともに、品質日本一を誇った「若山椿」の栽培を復活させた。東京より高知県で紙漉き後継者に力を入れているとの記事をみて移り住むみ、椿栽培の歴史に注目し、かつて「若山椿栽培復活」していたことを知り、何とかもう一度やってみる事は出来ないのか！とこの人が活動をもう一度復活させた。
- 年間200万の補助が受けられるとのことだったが、政権が代わって1年で打ち切りとなってしまった。その後、しばらく町が予算化してくれることになり、半年くらい経て時給500円くらいの仕事になった。ゆずについては濃縮瓶に1.8ℓ換算で330本を県内のアイスメーカーに卸している。椿は、海外にも使用される文化修復や、複数の紙問屋が購入されている。繁忙期には地元住民も手伝ってくれるようになった。収支はとんとん。
- この間も人口減少と高齢化は進行し、保育園も閉鎖されてしまった。
それで、それまで定期的に行っていたふれあいサロン等の経験を踏まえ、町社会福祉協議会受託により2011年に「黒潮町あったかふれあいセンターこぶし」が開設された。また、協議会は2015年に集落活動センターを開所した。場所は保育園の建物を転用し、食堂や産直の販売所などを改修した上であったかふれあいセンターもこのときに移転し、両センターが併設されることになった。
- 黒潮町内にはあったかふれあいセンターは4箇所あり、町社協とNPO法人が分担している。あったかふれあいセンターこぶしのスタッフは3人で、コーディネーターを含め全員臨時職。これに佐賀支所の社協職員がサポートについている。年間予算は1千万円弱で、全額県・町折半の補助金（日給7,000円程度の単価）。集落活動センターのスタッフは9名、全て有給です。

集落活動センターは地産地消を元に地域が元気に収益を得て喜びを感じる事が目的とされています。
事務局を担う女性は集落支援員。集落活動センターは4年目以降運営費補助はない。

21

※記載内容はヒアリング記録の一部

5．高知県黒潮町

取組②　地域福祉の拠点を併設した住民自主組織：黒潮町あったかふれあいセンターこぶし・黒潮町佐賀北部活性化推進協議会（集落活動センター）

【取組の内容】
- 佐賀北部活性化協議会には、現在、食部会、椿部会、柚子部会の3部会が組織されている。食部会については、女性グループが中心となって、さが谷三里マーケットにお寿司や餅、お惣菜を販売している。
- あったかふれあいセンターの事業目的は地域づくりや活性化。毎週金曜日には食部会の協力のもと、食支援の一環として食事を提供している。それ以外は各自弁当を持参するか、業者に注文する。月・火・木・金曜は集いがあり、その際に希望者に対して業者が350円で弁当を配達してくれる。また、事業用8人乗りワゴンで集いに参加する利用者を送迎している。センターの近くに診療所と町保健センターがあり、送迎することで診察等を受けることもできる。
また、月・金に外出支援として美容院やスーパーなどにスタッフが車で連れて行っている。
- 水曜日には子どもが数人程度来て高齢者と過ごしている。夏季休業期間中なども日中の居場所になっている。

【軌道に乗れたポイント・効果】
- 地元集落が集まり協議会をつくったことにより、地域の食材を活用した加工品作りにつながっているが、それを可能にしたのは地域を盛り上げたいと考えた住民と町職員の働きかけによるものであった。また、協議会を母体にしたことにより、さまざまな住民の参加が容易になり、定期的な産直市の開催や新たな特産品開発といった新しい取組みにつながっている。
- 同じ建物に集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居することにより、元気なシニアが独居高齢者をサポートするというような相互扶助の関係が促進され、また、子どもの居場所としても機能させることで多世代交流の場ともなり、地域福祉の拠点性がより高まっている。あったかふれあいセンターのスタッフは、日常的に利用者と関わっているので、わずかな変化もキャッチして町地域包括支援センター等の機関につなげられている。スタッフの献身的な働きもあるが、社協職員の裏方としてのサポートによるところも大きい。

22

好事例団体

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る（北海道登別市）

- 人口49,625人（H27国調）、高齢者数16,002人（高齢化率32.2%、人口密度228人/km2、面積212.21km2

背景情報

【地域課題】
- 登別市の基幹産業は観光業であり、全国でも有数の温泉を有している。2000年代は300万人程度で推移していたが、ここ数年日本人ツアー客だけでなく個人客や外国人客も増加し、2017年度には4,08,916人（うち外国人518,936人）に達している。ただし、大手代理店のパックツアーは利ざやが小さく、温泉地は山間部に位置していることから、他の産業との関わりが薄く、沿岸部の市街地南西部の鷲別地区は室蘭市のベッドタウンとして開発されている。人口は1993年の59,500人をピークに減少を続け、それに伴い高齢化も急激に高まりつつある。
- ゆめみ～るが位置する「幌別・鉄南地域」は、昭和の初期までは繁華街として栄えたが、室蘭工業地帯の形成とともに衰退し、「登別市地域福祉活動計画」（第1次）では一人暮らしの高齢者などの外出機会や生活のよりどころとなる居場所の確保が課題になっていた。

【取り組みの経緯】
- 市社会福祉協議会の後押しを受け、連合自治会の有志で検討委員会を立ち上げてサロンの運営を検討することになった。最大の課題は場所の確保だったが、ちょうど国道沿いに元コンビニだった建物（約200坪）が売りに出されていた。そこで、現理事長が土地建物（800万円）と改修費（400万円）を提供し、同時にNPO法人格も取得して地域食堂「ゆめみ～る」を開店した。
- 2008年に地域食堂を開店し、当初は食堂とサロンを中心に活動していたが、やがて配食のニーズや買い物支援のニーズが出てきたため、こうした地域の困りごとに対応する形で徐々に活動の幅を広げつつある。
- 活動の基盤は自治会連合会。昨年までの事務局長は長らく連合会の会長や市地区社協の会長も歴任しており、地域の信望が厚く、現在の事務局長も市連合会事務局長。また、社協との連携関係も強い。社協がさまざまな事業化に当たってインフォーマルなサポートをしている。ただし、主たるメンバーはあくまでも有志のグループである。

23

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の手による拠点づくりを通じた持続的な地域活動の展開

【取組み内容】
(1)地域食堂（3,052,180円（2015年度事業高））
- 定食（600円・飲み物付）のほか手打ちそばを販売。一日80食程度売れる。また、コーヒー200円、ジュース100円で何時間でも自由に過ごすことができるようにしている。

(2) ふれあいサロン（210,392円）
- 季節ごとのお楽しみ会、趣味の会、会食会等を随時開催している。

(3)配食サービス（見守り分4,404,180円、通常分4,967,710円、仕出し分176,200円）
- 昼10食、夜30～40食程度の配食を土曜以外毎日行っている。ランチと同じ値段にして据え置いていたが、昨年600円に値上げした。補助金等は受けていない。透析患者にも配達するため、食材や刻み方にも配慮している。
- 市内を3地区に分けて6名で配達している。届けたときに挨拶を交わして安否を確認し、不在の際は地区町内会長か民生委員に連絡している。

(4)買い物支援（1,468,015円）
- 地域福祉実践計画で買い物が困難な独居高齢者の存在が課題になったことから、社協の事業に協力して2017年度に買い物支援のモデル事業を行った。地元スーパーと提携して、自治会有志とゆめみ～るスタッフが社協が手配した車で買い物に連れて行き、スーパーの空きスペースでくつろいだり体操したりして帰るというもの。会費制（月3,000円）として制度上の問題をクリアし、ボランティア協力者には1回につき500円分のスーパーのポイントを付与している。車代・ボランティア保険・事務経費は共同募金から拠出。
- 地元の農家と提携し、出荷できなかった野菜などを格安で販売する土曜朝市を毎週土曜午前に開催している。簡単なプレハブを建てて対応している。行きは徒歩できてもらうが、帰りは荷物と一緒にボランティアの車で送迎している。

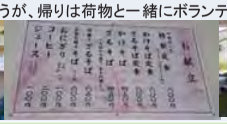

24

※記載内容はヒアリング記録の一部

6．特定非営利活動法人ゆめみ～る

取組　住民自身の拠点を軸にした地域活動の展開

【取組み内容〔続き〕】
(5)放課後児童クラブ・放課後子ども教室（108,110円）
- 放課後児童クラブでは、共働き世帯や放課後に保護者がいない世帯の小学校低学年の子どもに対して、遊びや生活の場を提供している。市内7箇所あるうちの1箇所をになっている。
- 放課後子ども教室は、放課後に子どもたちが安心して過ごすことができる活動拠点（居場所）であり、市内2箇所にあり、いずれも学校内に設置されている。放課後子ども実行委員会を組織し、そこが受託している。週2回14時～16時半頃まで活動し、月1回ゆめみ～るで鉄板焼き・団子作りや裏の畑で農作業もしている。

(6)子育てサロンフレンド（事業費65,600円）
- 月曜から土曜の10～16時に、子育てサロンを開催している。子育て中の家族が自由に語り合ったり、子どもを遊ばせられるよう、施設を開放している。利用料金は無料。母親同士の話し合いがある場合は、2階の部屋を貸し、スタッフが子どもの相手をしている。

【運営体制】
- ボランティアとして関わる住民は30人程度で、店内業務の主たる女性スタッフは5人で、平均週5日勤務。これ以外に週2日程度のスタッフが2～3人、配達者は3人。以上が中心メンバー。これ以外に随時協力してくれる地元住民が10人程度。メインのスタッフの時給は300円、スポット協力者は200円、初めての場合は100円。
- 配食は原則として配達スタッフの自家用車を使っており、それにかかるガソリン代として月2千円支給するほか、昨年から車に車両保険をかけている。全員がボランティア保険（社協が代理店・月400円）に加入している。
- 社協からは移動サービスなどの地域福祉活動に関係する助成金を年10万円程度受けてきたが、市からの補助金はない。毎月理事長が提供してくれた資金を家賃として7万円ずつ返済し続けている。

【効果】
- 自治会の活動としてではなく、地域の困りごとを解決する住民の自主的な活動をベースにできたことが、協力者を多く巻き込むことにつながると同時に、対象を高齢者だけでなく、子育て世代や子どもにも広げることができ、結果として多世代交流の促進につながっている。
- 「食堂の経営」を通じて、自分たちの資産を自分たちで管理運営する実感と地域のつながりが可視化できたことが、活動のインセンティブとなり、ニーズに対応した新しい活動を生み出すことのできた要因だと考えられる。

25

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

● 概況：人口：84,617人（H27国調）、高齢者数：21,432人（高齢化率：25.3%）、面積：45.90km²、人口密度：1,844人/km²

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
● 知多市は知多半島の北西部に位置する。農業・漁業・繊維産業を主な産業とする地域であったが、昭和37（1962）年の臨海部の埋め立て開始と企業進出等により大きく変貌する。昭和45年に市制が施行される。人口（住民基本台帳）は、平成21（2009）年の86,915人をピークとして減少傾向にあったが、平成27、28年は微増した。今後5～10年の間に75歳以上の後期高齢者の急激な増加とともに、要支援・介護認定者数の増加が推測される。
● 平成29年実施の市民アンケートによると、上位を占める要望は「施設介護サービスの充実」、「在宅介護サービスの充実」、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」、「介護している人への支援策の充実」、「認知症予防のための事業の充実」である。高齢者について増加傾向がみられる項目は、「健康診査・がん検診・歯科検診の充実」、「高齢者の雇用やボランティア活動の促進」、「外出支援サービス等の充実」、「高齢者の虐待防止や権利擁護」、「高齢者が気軽に利用できる憩いの場の整備・充実」である。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
● 知多北部広域連合
・知多市の特徴の一つは、隣接する東海市、大府市、東浦町と共同で、介護保険の保険者として知多北部広域連合を設置している点である。
● 生活支援体制整備
・第1層（市域）の生活支援コーディネーターを、平成3年に設立され住民参加（市民互助）による在宅福祉サービスを実施してきた特定非営利活動法人ゆいの会が受託している。
● 生活支援サービス（見守り・居場所）
・福祉圏域として小中学校区などの日常生活圏域（コミュニティ）が第2層（5中学校区、10小学校区）。地域行政の推進を図るため設置された70行政区が第3層に該当する。70行政区で見守り活動である「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」を実施（平29）。社協が支援してきたサロンや地域の住民有志が立ち上げた居場所合わせて40か所あり、うち7か所が常設型である（平30）。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組①　NPO（市民）、行政、社協の協働による生活支援体制整備事業

【取組み内容】
● 第1層（市域）の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度に配置。平成30年度に、中学校区を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを5地区に配置し、住民周知と地域に不足するサービスの創出やサービス、提供主体のネットワーク構築を図る。また、生活に必要なきめ細かな支援体制の整備を図るため、行政区の既存組織と連携、協働の関係づくりに努め、第3層生活支援コーディネーターのあり方及び配置などについて検討する。
● 28年度　第1層生活支援協議体委員
コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会、知多市民をつなぐLinkちた 、(N)あゆみ、(N)だいこんの花 、(N)地域ぐるみで子育ち・子育ての会こころん、(N)びすた～り 、(N)地域福祉サポートちた、居宅介護支援事業所連絡協議会、小規模多機能ホームフェリーチェ、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、在宅ケアセンター、健康福祉部福祉課、健康福祉部健康推進課、子ども未来部子ども若者支援課、子ども未来部若者女性支援室、市民生活部市民協働課
● 目指す地域像の具体化として居場所づくりと人材育成を優先課題として位置づける。

【円滑な支援のための工夫点】
● 生活支援コーディネーターを受託したNPO法人が住民互助の助け合い活動で蓄積してきたノウハウやネットワークを活用したコーディネートが可能となる。
● 協議体の構成員が、〈地域コミュニティ／介護・福祉・医療〉〈高齢者／障がい者／子ども〉〈住民参加・NPO／事業所／行政〉など、多様性に富んでいることから、地域づくりに向けて多様な視点からの検討や多様な地域資源の活用ができる。
● 協議体の構成員に、社会福祉協議会のほか、地域福祉サポートちた、知多市民をつなぐlinkちたなどの中間支援組織や市民協働課を含むことで、高齢者だけでなく0～100才までの地域共生の取り組み構想を共有する機会となり、新しい地域づくりと市民の意識改革、暮らし方改革につながる。地域社会の資源や特性によりつながり方は様々。地域では共生の活動も始まっている。
● 新たな住民グループの形成、人材育成やネットワークの相乗効果を生み出していく支援を行うことができる。

※記載内容はヒアリング記録の一部

7．愛知県知多市

取組②　常設の居場所の創出支援

【取組み内容】
● 市内には40か所の「ふれあい・いきいきサロン」がある。多くは月1日から週1日ほどの頻度であるが、7か所が週4日以上開催する常設型の居場所となっている。

● 常設型の居場所では、日常の困りごと支援や移送サービスが生まれているところがある。

● 常設型の居場所づくりを「介護予防・日常生活支援推進事業補助金」が推進。
・補助対象事業は、①地域の介護予防活動として行われる高齢者の日常生活の困りごとの相談や解決、通院・買い物の際の移動支援、ふれあいサロン、ミニデイサービスなど、②介護予防の普及啓発のために行われる高齢者の健康・生きがいづくりの講演会、体操、スポーツ大会などの事業費とともに、③上記①の事業を継続的に行うために必要な活動拠点の整備、または維持、④高齢者の介護予防、日常生活支援、認知症対策などを推進する常設型サロンを行うための活動拠点の整備に関わる費用。
・補助対象団体は 市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上で組織する団体。ただし、③はNPO法人を除く。

● 常設型の居場所の例
1、「サロンおいじゃあ」（平成29年6月開設）
・運営：特定非営利活動法人ゆいの会
・会場：同会の拠点内（多目的ホール）
・開催：9時～12時。【火・水・木】参加費100円。お茶、コーヒー・紅茶を用意。絵手紙、はがき絵、新聞ちぎり絵、陶芸絵付け体験、 唱歌・懐メロ、民謡、体操ほかのイベント有。【土】モーニング300円。さをり織体験。
2、きずなルーム （H.26年8月、）
・運営：「日長台生き生き隊」地域住民有志
・会場：企業の協力を得て商店界のースペースをみんなのサロンとして月曜日から土曜日まで二交代で常設
・声掛け隊、お手伝い隊、趣味の支援隊を日常活動としている。「お互い助け合い、楽しく暮らせるまちづくり」をスローガンに地域のニーズにこたえる活動をしている。自家用車による移動支援も始まっている。

※記載内容はヒアリング記録の一部

8．島根県美郷町

平成16年に1町1村が合併して誕生。人口：5000人高齢化率：45.2%。面積：約283km²。市全域が過疎地指定。

取組①　連合自治会と地域おこし協力隊が連携した生活支援、移動・外出支援

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・少子高齢化により地域力が低下、地域の存続のために地域で生活を共にし活動に参加する人材の確保が必要となった。特に、別府地域は、限界集落を抱え、高齢者等の日常の通院や買い物が大きな負担となっていた（多くの集落がバス路線から外れている）。
・平成21年に別府地域連合自治会へ地域おこし協力隊3名を配置。地域活性化、高齢者の支援活動、若者の定住対策に着手。地域おこし協力隊は、町内に最も多いときで20人以上いた。
・交通手段：バスは市町村運営有償運送を含め7路線。乗合タクシーは町内4地区で午前午後とも2便ずつまたは3便ずつ運行。ドアツードア。1回400円。町内の鉄道は、JR三江線が平成30年に全線廃止によってなくなり、廃止代替バスが運行中。

【住民参加による生活支援サービス】
・別府地区のNPO法人別府安心ネットが、町全域の牽引役になっている。メンバーの中に、元看護師や元ヘルパーもいるため、専門職との連携も進んでいる。
・移動・外出支援も訪問型のサービスも、別府安心ネットの規模には満たないが、複数の地区で動き出している。
・訪問B（家事支援等）・訪問D（移動支援）の補助も、活用事例が増えつつある。

美郷町集落対策関係図（13連合自治会）

8．島根県美郷町
別府安心ネット、沢谷地区ほか

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組②　NPO法人別府安心ネットの取り組みを参考に、他の連合自治会でも移動・外出支援を開始

・「別府安心ネット」は、島根県が提案した「自治会等輸送事業（車両等の提供を受け住民がガソリン代のみで送迎実施）」をきっかけに連合会自治会からNPO法人として平成24年に発足した団体。維持継続が課題となり、有償運送登録をした。公共交通空白地有償運送は、バスとの関係で運送の区域が町内に制限されたため、追加で福祉有償運送も登録。町のNPO法人等活動支援助成金の期限が切れたあとは、平成29年度から総合事業の補助を活用。

	別府地区「NPO法人別府安心ネット」	比之宮連合自治会	沢谷地域連合自治会
取り組み内容	①生活サポート事業（農作業、生活弱者支援）、②移動サポート事業、③軽度生活支援事業、④共育ツーリズム事業、⑤6次産業研究事業	①高齢者のサロン ②公共交通空白地有償運送（小型自動車1台） ③生活支援（家事、除雪等）	①高齢者向け会食会 ②買い物支援（10人乗りワゴン車1台）の試験運行
移動・外出支援の内容	＜公共交通空白地有償運送（町内のみ）、福祉有償運送（町外可）＞ ・月～金曜（時間指定なし） ・車両3台 ・1キロあたり50円 ・日用品や食材の確保、外出の付添 ・運転者は有償ボランティア　7名 ※訪問B＋訪問Dを③軽度生活支援事業として実施。対象は要支援1.2および基本チェックリスト該当者の高齢者のみ世帯補助を活用	・交流センターが開館している平日 ・各戸から比之宮交流センター（診療所、公民館等地区内）まで ・1乗車100円 ・運転者は連合自治会住民による運転ボランテイア15名	・毎月1回第1木曜日、午前午後に各1往復 ・沢谷駅－（隣町）赤名バス車庫を概ねドアツードアで運行。 ・無料（登録不要の運送） ・利用者は運転免許のない人＋75歳以上、障がい者 ・運転者は連合自治会役員2名 （国交省運転者講習受講者） ・目的地は隣町（飯南町）の衣料品店、金融機関、量販店など

・訪問Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添い。訪問Dは訪問Bをセットで実施する団体に対して補助。

30

8．島根県美郷町
美郷町の支援策

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組③　実働部隊の支援を手厚くし、庁内連携によってモノや財源を重層的に確保

【取組み内容】
・町の職員が自治会の活動を支えるために地域担当制になっている。また、町内13ある連合自治会全てに、集落支援員（町職員OBの嘱託が多い）が配置されている。地域課題の話し合いや住民アンケート調査、県の車両補助の情報入手、申請手続き等の実働部隊でもある。
・人の配置に加え、県の補助や町の単独補助が重層的に活用できる。島根県「「小さな拠点づくり」推進事業」「住み続ける中山間地域生活サポート支援事業」「地域生活交通再構築実証事業補助金」等

・介護予防・日常生活支援総合事業は要支援者向けのサービスで、同様の補助委託事業を町の単独事業でも行っている。要介護者や障がい者も同じようにサービス利用できる。直営のヘルパーや社協のヘルパーが担当。複数の横断的な会議にて、ニーズを把握。

・移動の問題については、常に健康福祉課と定住推進課が連携を取っている。定住推進課が有償運送の補助金を担当しているほか地域公共交通計画にタクシー等と一体的に位置づけている。ただし、調整に時間を要する場合も少なくない。

31

9．山口県萩市
萩市の支援策

※記載内容はヒアリング記録の一部

取組③　「小さな拠点」を意識した中山間地域ならではの支援

【取組み内容】
①住民主体生活支援サービス活動拠点整備
トイレの洋式化や調理スペースの改修など

②住民主体生活支援サービス実施団体補助金
・団体立ち上げ経費　　300,000円（初回のみ）
・通所型サービスB　月1回開催／年額27,500円、隔週開催／年額55,000円、週1回開催／年額110,000円
・訪問型サービスB　年額80,000円
人件費や食費は、補助対象外。条件①協議体の設置圏域（小学校区）のすべてをカバーする活動を行う、②協議体で適当と認められた団体である（圏域内で訪問・通所それぞれ1団体ずつのみ）、③週1回以上の活動がある、④団体構成員は10人以上。なお、通所サービスのみ、月1回（年2万7,500円）や隔週（年5万5,000円）の実施も経過措置として可としている。

③住民主体生活支援サービス車両貸し出し
（住民主体生活支援サービス団体がサロン送迎等を行う場合、市が車両を購入し（国や県の補助金も活用）、公用車として無償で貸し出す。これまで、旧町村単位に「8人乗り」「10人乗り」など計6台を貸与。ガソリン代・維持管理経費・保険料等は、市がすべて負担）。

【円滑な支援のための工夫点】
・「むつみ元気支援隊」のコアメンバーは発足当初から、協議体と同様の機能を果たしてきた。そのため、市社会福祉協議会や行政は平成27年度に若干のメンバーを加え、そのまま2層協議体と位置づけた。市役所が社会福祉協議会は、他の地域との連携を深め施策をつくる上でも、「むつみ元気支援隊」がモデル的・牽引役的な存在となっている。
・地域の自主性を尊重しながら、必要なものは支援するという姿勢が貫かれている。

34

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市

平成16年に6町村が合併して誕生。人口：3.8万人高齢化率：38.18%。面積：約553㎢。市全域が過疎地指定。

取組①　「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」＝地域自主組織が地域課題を発見し解決する

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・人口減少と市町村合併を受けて、平成17～19年度に小学校区ごとの地域自主組織が結成された（自治会町内会、消防団、営農組織、文化サークル、PTA、女性グループ、高齢者の会などあらゆる地域内の団体が連携）。平成22年に公民館を廃止し、交流センターを拠点として地縁単位で総力を結集する形になった。市内全域30組織。自らの地域は自らが治めるのが地域自主組織であり、課題の発見や共有化も地域自主組織が行っている。
<例>：波多地区では平成20～22年度に島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト（補助事業）を活用し全住民対象のヒアリングを3回実施、鍋山地区では、中山間地域研究センターの協力を得て、アンケート調査を実施。両地区とも地域の計画を作成。
・交通手段の確保：路線バスはなく、市民バス（市町村運営有償運送）とデマンド型乗合タクシーが31路線相当、161便。デマンド型乗合タクシーは、発車時刻固定で地区内のみ運行。免許のない人へのバス・タクシー利用券（18000円/年）交付制度もあるが、地区をまたいで移動する手段がない。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・地域自主組織では「持続可能性の確保」、「安心安全の確保」、「歴史・文化の活用」の3つの視点と、地域づくり、地域福祉、生涯学習の3本柱を中心に、地域福祉として見守り活動、サロン活動等、様々な事業が展開されている。
・生活支援体制整備事業の予算で、地域自主組織の中の地域福祉推進員の配置を週2日から週4日、あるいは複数名体制とするなどし、充実化。住民の困りごとを専門職につないだり、多世代交流行事等を支えている。
・子ども・若者・大人のキャリアパスをテーマに、雲南市をフィールドにした人材育成を市が後押し＝「幸雲南塾」。新しい人材としてコミュニティナースが配置されている地区もある。

35

資料-189

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市
波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町波多地区）

取組②　地域の総力を結集して地域自主組織へ：「はたマーケット」を拠点に「たすけ愛号」で

・人口309人、139世帯、高齢化率：52.22%
・地域マップ・生活アンケートなどで地域の実情や困りごとを出し合い、5カ年計画「波多地区振興計画」を立て、雇用されたスタッフ（役員兼任）が中心になって事業を展開。第2期（平成28～32年度）は、「たすけ愛」のしくみをつくろう（地域福祉活動）、いきいきと元気にこころ豊かに暮らそう（生涯学習活動）、波多の素材を産業につなげよう（地域づくり活動）、住みよい波多をPRしIターンUターンにつなげよう、の4つ。

【はたマーケット】
地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、元々は小学校であった波多交流センターに店舗を開設。助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを活用し、全日本食品株式会社からの仕入れの条件を整えた。サロン機能も併設。

協議会の構成
役員会：会長1名、副会長4名、事務局員
　　4部制（地域づくり、施設管理、地域福祉、生涯学習／部長＝副会長）
幹事会：役員、自治会代表5名、女性部代表2名
総　会：自治会16名、各種団体代表14名

交流センター職員体制（協議会事務局兼務）6名
人件費は雲南市交付金及び事業収入を充当
☆交流センター主事（常勤職員）　会計兼務
☆施設管理者（常勤職員）
☆生涯学習推進員（非常勤）
☆コミュニティナース（「NPO法人 おっちラボ」から派遣）

【 地域内交通「たすけ愛号」運行】
・地域内無償運行、利用登録不要の活動。ルートは非固定で、申し込みに応じて相乗りもあり。
運転は事務局職員が担当。目的地は、マーケットや交流センター利用が62%、温泉施設や診療所、バス停やATMと続く。自動車は島根県の事業によって取得し、協議会は認可地縁団体として法人化している。

【自主防災会による防災訓練等】
防災マップ作りやくらしのあんしんカードを作成。平成24年度から始めた防災訓練によって、住民の意識が高まった。
その他、波多温泉の運営、自然体験合宿、EM石鹸づくり、祭り行事等。

36

※記載内容はヒアリング記録の一部

10．島根県雲南市
雲南市の支援策

取組③　自由度の高い交付金と、人と地域と行政が絶え間なく進化し続けられる仕掛けづくり

【取組み内容】
「地域づくり活動等交付金」
・地域自主組織に対する自由度の高い一括交付金で、地域運営費（人件費等）、地域づくり関係経費、地域福祉関係経費、生涯学習関係経費で構成している。市内全体で約2億9千万円、1地区あたり平均9百万円程度。
・公民館や小学校区で小さな拠点（場所＋人）を作り、産業、防災、交流等、色々な取り組みを展開する、人口割や面積割、組織数割など、算定方法は各項目で異なる。
・当初は補助金であったが、組織の進化に応じて自由度の高さを求める意見が多くなり、交付金化した。

「人的支援と協働の関係づくり」
・6町の各総合センター（支所）に現場支援を行う地域づくり担当職員を1名ずつ配置。福祉関係では第1層生活支援コーディネーターをモデル地区2か所に配置。教育関係では中学校区単位で教育支援コーディネーターを配置し、コミュニティスクールなどを推進。
・拠点施設として、公設の交流センター（元公民館や小学校）を指定管理方式で提供している（利用料金制）。
・市と小学校区ごとの地域自主組織が「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」を交わし、地域と行政相互の役割を盛り込んでいる。数年に1回、制度的進化を図ってきている。

【円滑な支援のための工夫点】
既に自由度の高い金銭的支援を行っていることから、それをどのように使うかは地域の裁量であり、そのための気づきの機会、学び合いの機会を設けている。

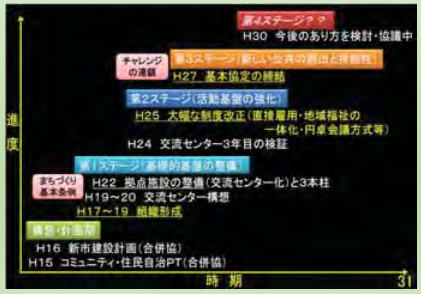

37

※記載内容はヒアリング記録の一部

11．新潟県新潟市

● 概況：人口：810,302 人　高齢者数：212,886（高齢化率：26.63%）　面積：726.1㎢

背景情報

【地域の生活課題と住民ニーズ】
・**新潟市の高齢化率**は、2013年に25%を超え、2025年には30%を超えると見込まれる。
ほとんどの地域で高齢者が増加し、家族介護者及びハンディキャップを持つ人の高齢化も進む。
加えて、家族や地域におけるつながりの希薄化により、社会的孤立感の増大や、支え合い機能が低下している。

⇒地域における高齢者の見守り、支え合いの仕組みの早期の構築を目指す。
地域に根ざした互助の促進が求められている。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】
・新潟市は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム構築の一環として、「地域の茶の間」を拠点に、支え合い、助け合う地域づくりを推進している。経費の一部を助成。
「地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業」月1回　月2回以上　約400か所（H31.3.1現在）

「地域の茶の間支援事業」週1回以上　65か所（H31.3.1現在）（補助金支出）

・「地域の茶の間」とは、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる居場所である。

＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・任意団体「実家の茶の間」と新潟市が協働で開設・運営。支え合いのしくみづくりを進めるための拠点である。
「地域の茶の間」の創設者である河田珪子氏のノウハウを継承・波及していく新潟市の地域包括ケアシステム構築の要である。

＊地域包括ケア推進モデルハウスは、「実家の茶の間・紫竹」の他、8ヶ所。

38

※記載内容はヒアリング記録の一部

11．新潟県新潟市

取組①　住民の互助による地域包括ケアのモデルハウス

【取組み内容】
＊「実家の茶の間・紫竹」（基幹型地域包括ケア推進モデルハウス）
・新潟市と任意団体「実家の茶の間」との協働運営事業。平成26年10月開設。
：参加費300円、食事300円。子ども無料
・目的は、つながりを構築し、お互いの不自由に気づき、距離感を学び、**お互い様の助け合う地域づくり**を図る。
・誰でも集える居場所－子どもから高齢者まで多世代が、ハンディキャップの有無に関わらず共に過ごす。

・支え合いを創る仕組み－世話をする人 される人の関係は固定しない。受け身の人をつくらない。
⇒地域において住民と行政等の協働で創る互助の居場所

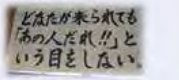

・保健師・看護師や作業療法士による健康相談・困りごと相談
・障害者支援施設の製品販売－地域における経済的なつながりの構築、活性化
・運営費：家賃・光熱水費は新潟市が負担。駐車場借り上げのために年会費。
・その他、参加費、バザー収益。備品のほとんどは 住民やメンバーによる持ち寄り－寄付で応援を拡大。

【円滑な支援のための工夫点】
＊参加型の居場所における生きがいの促進
①「出番づくり」－他者に喜ばれる機会
利用者の役割を創出し、それぞれの能力や人生経験を活かし、互助を引き出す。
②手仕事の場、展示による応援
多様な手仕事は、地域におけるリハビリテーションの機会と場を創出する。
⇒**「生涯現役」**＝介護予防をもたらす。
③敷居の低さと
誰でも参加できて、受け容れられ、ゆるやかにつながる。

39

※記載内容はヒアリング記録の一部

11. 新潟県新潟市

取組② 住民主体の訪問型生活支援　居場所の担い手養成

【取組み内容】

＊「助け合い お互いさま新潟」 事務局：寄家の茶の間・紫竹

・「1時間＝500円」という謝礼を設定。手助けを必要としている人と、手助けができる人をつなぐ。
　コーディネーターを介さず、当事者同士でどのぐらいの時間、何をするのか取り決め、1時間に対して500円の謝礼を渡す。
⇒家庭内で活動する際の心構えやマナーを学ぶ助け合いの学校により手助けできる人を育成するとともに、地域住民の多様な困りごと（子育て、介護等）に対処するため、支え合い・助け合いの気風を全市に広げていく取組み。

＊「茶の間の学校」

・「地域の茶の間」の立ち上げを支援し、担い手を養成する。
・茶の間の立ち上げ、運営の方法などを具体的に学ぶための実践的なプログラム。
　6日間の、ワークショップ、講義、実習等。

【円滑な支援のための工夫点】

・「お互いさま」活動により、誰かの役に立ちたい、喜ばれたいという住民の思いと力、知恵、時間を活かす。
　住民がごく自然に手助け し合うようになる繋がりの構築、緩やかな助け合いが地域に広がっていくこと。
・地域の茶の間で結びついた人間関係をベースに、訪問による支え合い活動を始めていくきっかけづくり。
・事務局やコーディネーター等にお金をかけない－住民主体、シンプルな仕組み。

・総じて、「地域の茶の間」や「お互いさま」における「役割」、頼まれごとによって、住民の力や経験、知恵を活かし、支え合いの思いと行為を引き出す仕組みであると言える。
**　相互支援の居場所、ネットワークづくりの具体的な手法が蓄積されている。**
**　結果として、介護予防につながっていく、住民主体の活動と考えられる。**
⇒住民参加、互助を主体とした地域包括ケアシステムの要である。

40

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市

人口：27,508人、高齢化率：41.9%、面積：85㎢。

取組① 社会参加のある・支え合う地域づくりを強力に推進し、介護予防や生活支援のベースを作る

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】

・農業等が衰退し、人口が流出して、集落機能の存続が危ぶまれ、高齢者の孤立なども問題化。
・数年前から市補助の「いきいきサロン」を実施していたが、月1回のみで、自治会活動も弱かった。
・地域住民からは、「気軽に立ち寄れる場所がほしい」といった声が上がっていた。
・移動・交通等に関しては、谷筋ごとに集落が形成されていることから広域対応では不十分で公民館単位（小学校区域に近い）の小規模な助け合いの仕組みが必要だった。

【住民参加による生活支援サービスの活動状況】

・国東市では、「地域支え合い活動推進事業」を開始。竹田津ともう1カ所を平成27年にモデル地区とし、市社会福祉協議会が地区内5つの行政区の区長らに声をかけ、実施した。
・平成28年度にスタートしたモデル2地区のほか、平成29年度 から30年度にかけ、新たに3地区が地域組織を立ち上げた。それぞれの地域にあった支え合う地域づくりを始めている。
・社会参加のある地域づくりで介護予防と生活支援を推進することをコンセプトとし、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業を活用している。

41

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市
くらしのサポートセンター「かもめ」（国東市竹田津地区）

取組②　市・社協のサポートを受け、住民による全戸訪問調査で把握したニーズをもとに、わずか一年で居場所をつくり、送迎付きカフェ・食事会、買い物支援にまで拡大した「くらサポ・かもめ」

竹田津地区は人口1,000人、高齢化率54.3%（85歳以上率13.2%）

【取組み内容】

①カフェ（週3回、13～15時）
②送迎付き食事会（月2回）
③送迎付きカフェ（月2回）
④買い物支援（カフェ開催日の出張販売＋月2回の送迎付きカフェでの送迎付き買い物）
⑤「ちょい加勢」（生活支援）

【くらサポ『かもめ』が実施に伴う送迎及び外出利用者に対する運転ボランティアによる自家用車を使用した移動支援】

○利用者：竹田津地区住民で外出するのが困難と判断された方で、かつ、送迎及び外出支援の利用申請をされた方
○利用者負担：　なし
○運転手に対する実費弁償：　ガソリン代等交通費実費相当のかもめカフェでのみ使用できるコーヒー券

年月	実施事項
2016年1月	地域説明
3月	先進地視察、生活支援講演会開催
4月	市が地域支え合い推進員を公民館に配置
4月	くらしを考える会設立
5月～6月	地域勉強会（計7回）
7月～9月	全戸訪問ニーズ調査 ⇒【居場所づくりに取り組もう！】
8月	実践NPO視察
9月～10月	活動計画作成
10月	居場所の視察
11月	模擬実施（2回）
11月	安全運転者講習
2017年1月	カフェオープン（毎月6回）
3月	カフェ開催日数増加（月12回へ）
6月	カフェでの地元商店　出張販売会
6月	カフェでの視察受入（自主財源確保）
2018年1月	自分たちにできる生活支援「ちょい加勢」

42

※記載内容はヒアリング記録の一部

12. 大分県国東市
国東市の支援策

取組③　生活支援体制整備事業で、第3層生活支援コーディネーターをモデル2地区に配置

【取組み内容と円滑な支援のための工夫】

・生活支援コーディネーター（地域支え合い活動推進員）を市社協に4人配置（旧町村ごと）し、生活支援や介護予防活動のための組織体制の整備、活動促進を行う「地域支え合い活動推進事業」をスタートさせた。
・モデル地区（竹田津と上国崎地区）を選定したタイミングで、市高齢者支援課は市社協の生活支援コーディネーターの人件費を単費で確保。「それまでに4人のコーディネーターで地域を回ったところ、支え合い活動をしたい気持ちがあっても、事務的な能力が弱いことが把握できていたモデル地区2カ所に2人分の人件費を追加することに踏み切った。
・高齢者支援課長「気持ちが盛り上がっているうちに急がないとできないと思った」、かもめ代表「アンケート調査で直接ニーズを聞いたので、早くそれに応えたいという思いも私たちの気持ちを急がせた」

立上げ後における連携で自立支援につながる取り組みへとステップアップ

・アンケートで要望が高かった生活支援サービス「ちょい加勢」に関し、利用者は増えてきたが、ハイリスク者への支援をどのように行うか、他人を家に上げることへの抵抗感をどのようにクリアするか、が課題となった。
・そこで、要支援者レベルの利用者に対し、買い物代行をツールとして、「かもめ」のサービスと介護保険のホームヘルプサービスの組み合わせを実施することにした
・一方、支援に同行する「かもめ」会員も、「元気になったら一緒に買い物に行きましょう！」と自立のモチベーションを上げるアシストを行っている。
・このような成果も期待できることから、市内で居場所をつくったものの、広まらない地区に対し、買い物支援チームをつくる動きも出ており、竹田津地区の試みがモデル的な役割を果たしている。

43

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林（とんだばやし）市
不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」

市全域／人口：111,000人、高齢化率：29.3%、面積：約39.7㎢。鉄道駅：2社6駅、路線バス3社、ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ1路線

取組①　自治会の看板と地域の声を活かし、「困り事」「憩いの場」「ＩＴ」「移動」の支援を展開。

【地域の生活課題と住民ニーズの共有化】
・不動ヶ丘地区（人口626人、277世帯）は46.5%。高台の造成地で坂道が多い。高齢者は車を使えないと1.2km先の滝谷不動駅、5km先の市街地まで出られなくなる。コミュニティバスは幹線のみで不動ヶ丘地区内に増便はできない。
・昭和40年代後半に造成された地域に一斉に入居した住民で、互助の風土が残っている。
・自治会として、65歳以上へ全戸調査したところ、「今移動に困っている」は20数人、「5年後に移動が困難になる」は50人超に上った。

【「ほっとらいふ」の生活支援サービスの活動状況】
・平成25年に自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、暮らしにくさを分析。平成26年4月から下記の4つに取り組む「ほっとらいふ」の活動がはじまった。
・困り事支援：10分100ポイント（＝100円）。ゴミ出しや屋内掃除、家具の移動など。
・憩いの場支援：概ね200ポイント（＝200円）。朝市（月3回）、西友・ばんばんお買い物ツアー（月2回）、太極拳入門（月1回）、ノルディックウォーキングの集い（月2回）、ほっとカフェ（年5回）、歌声サロン、ほろ酔いサロン，フラワーアレンジメント教室、中華ランチに行きましょう、布ぞうりをつくりましょう、タブレットで脳トレなども実施。
・IT支援：パソコンやスマートフォンを使いこなせるように支援する。パソコン相談会等。
・移動支援：要介護認定の有無に関係なく、近隣市町村への通院、買い物、銀行や市役所、美容院などへ送迎。前日までの予約に応じてドア・ツー・ドアで運走行しルートは非固定。利用料金は、ガソリン代として3km未満100ポイント（100円）、5km未満200ポイント（200円）、7km未満300ポイント（300円）。専用車両2台＋自家用車も使用。

※記載内容はヒアリング記録の一部

13. 大阪府富田林市
富田林市道路交通課、市社会福祉協議会とのつながり

取組②　コミュニティバスを運行できない交通空白エリアで、住民の取り組み支える非金銭的な支援

【道路交通課】
・平成25年に、市道路交通課主催の「これからの交通を考えるシンポジウム」に参加。同課は、市内各地から交通の問題についての要望が入っており、市内に何カ所かある交通不便地域に勉強会の開催を呼び掛けていた。「シンポ」をきっかけに生活支援プロジェクトチームと市、学識経験者、コンサル会社による勉強会がはじまった。
・勉強会が、自治会内での合意形成やしくみづくりを支えた。運輸支局との調整は道路交通課職員が担当したほか、市は、運転者が受講する講習会の受講料を「ボランティア輸送運転者講習費用補助金」を使って補助している。

【市社会福祉協議会と市高齢介護課】
・市社会福祉協議会が事務局を務める生活支援体制整備事業にもとづく協議体や、地域福祉計画に基づき障害者や児童の課題も含めて福祉のまちづくりを進める「校区交流会議」があり、不動ヶ丘自治会も参加。移動支援を考える機会を持つなど、課題を横断的に共有している。

・市高齢介護課では、集会所等で自主的・継続的に月2回以上、運動等を行う団体に対し、介護予防サポーターや健康運動指導士などを無償派遣する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」（平成30年10月現在、市内25団体）を実施。不動ヶ丘でも平成28年度から協働で行っている。

金銭的な支援がないため、車両購入費等のため、収益事業に着手。年会費（14万円ほど）や賛助会費（10万円ほど）のほか、子ども会の古紙回収事業、アルミ缶・スチール缶回収事業（合わせて30万円ほど）の収益をプラスし、2台の専用車を確保した。

住民主体の移動・外出支援（増えている例）

住民の車　社福の車　市の車

住民がｻｰﾋﾞｽ調整

住民ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ　社福のドライバー

1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例
2、市町村の車（保険付）で住民が運行している事例
3、社会福祉法人の空車両を活用した買物支援やサロン送迎の事例
4、介護予防・日常生活支援総合事業による移動支援の事例

運賃は不可
利用者の制限はない

許可や登録の手続き不要の形態で行われていることが多い

住民主体の移動・外出支援と道路運送法

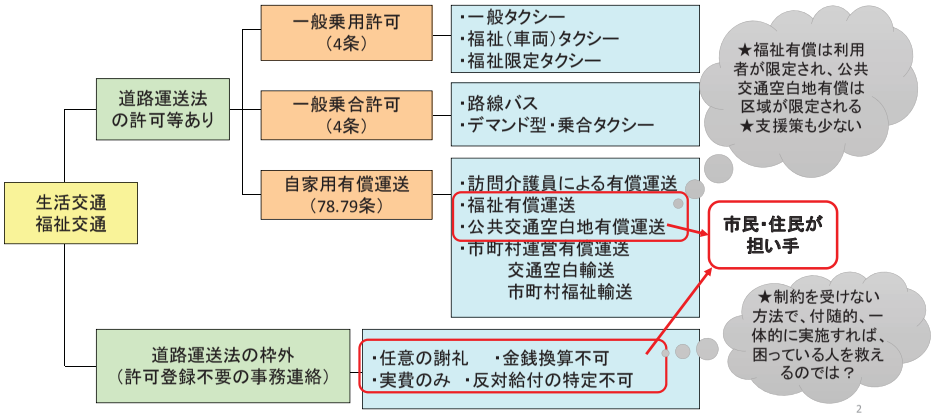

許可・登録の手続き不要

国土交通省 **通達**（事務連絡/平成18年➡ **一部改正/平成30年3月30日**）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

(1)- 1　利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合

　　2　利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合

(2)- 1　利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合

　　2　ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合

(3)　利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合

(4)- 1　市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合

　　2　**自家輸送**の場合

　　3　子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる**場合

　　4　利用者の所有車両で送迎を行う場合

3

国土交通省 **通達**（**平成30年3月末見直し：朱部分**）
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(1)- 1　利用者からの給付が 好意に対する任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、**あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合**

①偶発的なケース

②日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース

③利用者が（右の）**ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」**

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

特定費用

（3）利用者負担が 実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合

「実際の運行に要するガソリン代」＝乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可（旅客課長）

ガソリン代の算出方法2事例

①走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格

②市町村の実証実験の結果にもとづき1㎞あたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

4

国土交通省 **通達**（**平成30年3月末見直し：朱部分**）
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4)-3 **介護・家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供**するものであって、**運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合**

- 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスが**すべて一律の利用料金**となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他**利用者負担可能**
＜仲介手数料＞
アプリを使うサービス（**電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）。**ただし運転者に還流しない仕組みにする

改正後

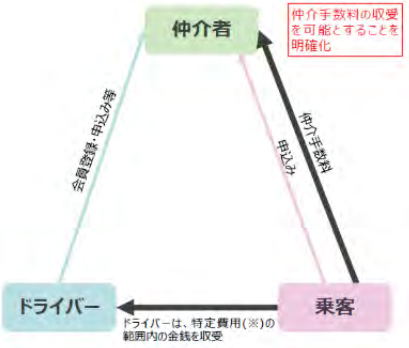

許可・登録を要しない輸送の「運送の対価に当たらない支援」の例示
～高齢者の移動手段の確保に関する検討会「中間とりまとめ」を受けて～

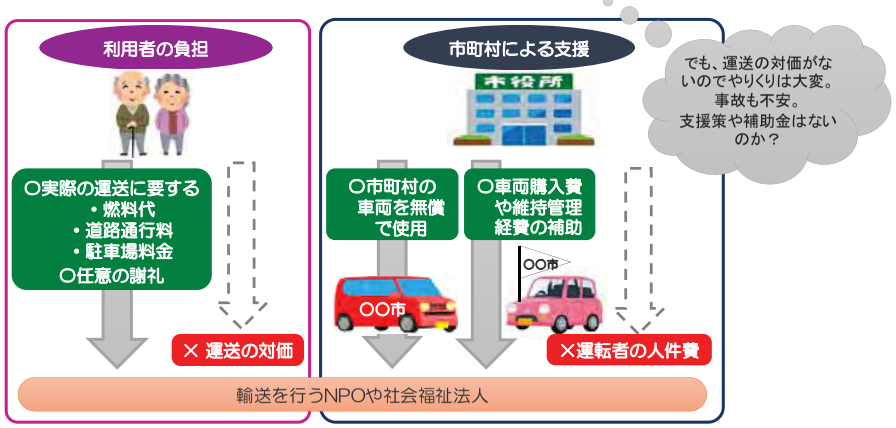

※国土交通省作成資料

6

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

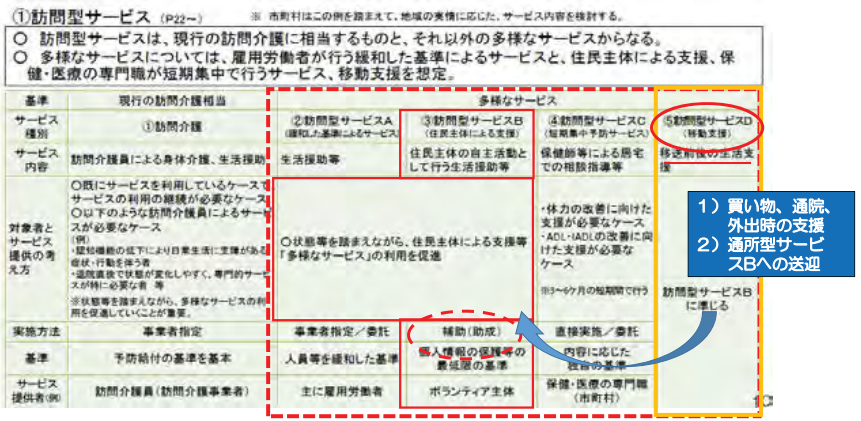

市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D　ケース１）通院や買物等

- **補助金**は、**間接経費**（サービス調整の人件費、保険料、家賃、電話代、熱水費等）**のみ**（車両やガソリン代等の補助は不可）

訪問B,訪問D,通所Bともに**ボランティアの人件費は補助金では出せない。利用者が負担する仕組み**

訪問D　ケース２）通所目的「サロン送迎型」

要支援1.2+基本チェックリスト該当者が**利用者全体の1/2以上であれば**補助金の拠出可能

- **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費、車両購入費など**具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

ケース１）の場合も、一般財源からの補助は可能

<2017.8.25「国交省」通知> ボランティア団体等が地域住民にサービスを提供するにあたり、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要。**団体に対して**車両の購入費や維持管理経費（＊）の全部や一部を市区町村が補助する場合も同様**（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

（＊）維持管理費：駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

8

早わかり法制度　総合事業編

プラン(1)~(6)の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。

*1　一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施

*2　登録不要の活動の種類はp11の①~④参照

総合事業の種類	訪問D（ケース1）通院や買物等	訪問D（ケース2）通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防事業*1
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援（目的地はケアマネジメントによる）	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	（住民主体で）家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所Bへの送迎（同一主体でも別主体でも）	通いの場への送迎（同一主体でも別主体でも）
補助が可能な経費 コーディネーター人件費	○	○	○	○	○（市町村判断）
補助が可能な経費 家賃・通信費等	○	○	○	○	○（市町村判断）
補助が可能な経費 車両維持購入費	×	○（市町村判断）	×	○（市町村判断）	○（市町村判断）
補助が可能な経費 ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 *2（登録不要の場合）	ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

全国移動ネット「調査研究員会」平成30年3月

9

総合事業の類型と道路運送法の類型　2018年12月

～全国移動ネット　ヒアリング調査事例から～　赤字が今回の訪問調査先

道路運送法の類型	許可・登録不要			登録	許可
総合事業の類型	●ｶﾞｿﾘﾝ代実費・有料道路・駐車料のみ	●サロン送迎（自家輸送）	●家事身辺援助等ｻｰﾋﾞｽ(訪問B)一体型	ドライバー人件費は利用者から収受可能	
訪問型サービスB			松戸市 吉見町 天童市 八王子市 花巻市 萩市		
訪問型サービスD（ケース1）	米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市	取手市 美郷町 若桜町 橋本市 御代田町	さつま町
訪問型サービスD（ケース2）	鶴岡市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町		和光市	川島町
一般介護予防事業 ※ケアマネジメント不要	神栖市 高根沢町	国東市			
その他	ほっとらいふ／富田林市 波多コミュニティ協議会／雲南市				

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

住民の力を活かす支援事例

（１）高知県佐川町

佐川町社会福祉協議会　あんしん生活支援センター
センター長　田村　和裕 氏

NPO 法人とかの元気村　あったかふれあいセンターとかの
コーディネーター　森田　有紀 氏

コメント：高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課 課長
ボランティア・NPO センター 所長
間　章 氏

平成30年度
みんなで福祉のまちづくり委員会

～地域福祉アクションプランの経過報告～

平成31年2月18日

社会福祉法人佐川町社会福祉協議会
田村　和裕

さかわちょう 佐川町の概要

高知県中西部四国山地の支脈に抱かれた盆地の町 。

土佐藩筆頭家老・深尾氏の城下町として育まれた、「歴史と文教のまち」であると同時に、木々の緑に囲まれた自然豊かなまちです。「日本植物学の父」牧野富太郎博士や、明治の元勲・田中光顕を輩出するなど、文教のまちとして発展してきました。また県内随一の歴史と伝統を誇る「司牡丹酒造」のお酒や、梨・イチゴ・土佐文旦・ニラなどが特産品として知られています。

	佐川町（H30.10）
面積	101.21k㎡
世帯数	6,145世帯
人口	12,977人
高齢化率	39.2%

まじめに。おもしろく。

夢描く地域づくり

地域福祉計画・
地域福祉活動計画
（地域福祉アクションプラン）

佐川町地域福祉アクションプラン

第1次計画（H20～H24）

「住民組織づくり」

- 平成１７年
  地域で座談会実施。５地区各２回。
- 平成１９年
  策定委員会、作業部会設置し本格策定
- 平成２０年
  全町１つの計画完成。
  みんなで福祉のまちづくり委員会発足
  小学校区ごとに地区部会設立

住民の思いを共有→計画化

佐川町地域福祉計画・佐川町地域福祉活動計画（概要版）

～みんなで福祉のまちづくり～

第1次計画（H20～）

計画策定の趣旨

この計画は、町内の課題解決に向けて、特定または関係機関、団体組織、ボランティア団体などが個別に「協働」するという共通認識にもとづき、みんなでいっしょになって取り組むための「道しるべ」としてまとめたものです。

生活環境の変化
- ○少子化・高齢化・過疎化
- ○就業の場の減少
- ○運動会やイベントなどの減少
- ○家族構成や価値観の多様化
- ○個人のプライバシーの重視
- ○自分で手間、費用の節約

地域の生活課題
- ○地域のつながりの希薄化
- ○地域の支えあいが脆弱化
- ○高齢者などを標的とした悪徳商法や振り込め詐欺
- ○高齢等で障がいのある人の安否確認の不安
- ○自然保護・環境保全の必要
- ○急病や災害などの大規模な事への不安
- ○集う場がない
- ○地域の住民が連絡をとる　など

みんなで何とかしよう！

と、住民で組織された計画策定委員と作業部会員の皆さんで考えたのが裏面の計画です。（本計画書は、7月に部落回覧します。）

誰もが社会の一員として尊重される、佐川町ならではの福祉のまちづくりをすすめるために、また、住民による住民のための幸せづくりが一層発展することを願い、この計画を策定しました。

推進体制について

この計画を推進していく中心的な体制は下記の図のとおりです。（6月末現在、設立準備中）

各種の地域でも「みんなで福祉のまちづくり」を行なう第一歩として、何か取り組みを始めてみませんか？

みんなで福祉のまちづくり推進体制

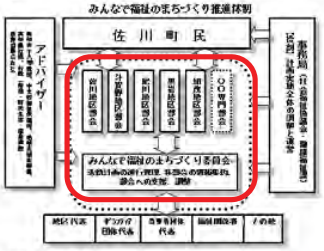

※地区部会・専門部会とは？

5つの地区ごとに、その地区の活動について分野を問わず積極的に検討・実施するのが地区部会で、地区を超えた同一の課題について検討・実施するのが専門部会です。

みんなで福祉のまちづくり事務局

○佐川町社会福祉協議会　TEL:22-1510　FAX:22-5821　E-Mail:sukawa-shakyo@mirai.ocn.ne.jp
○佐川町健康福祉課　TEL:22-7705　FAX:22-7721
〒789-1202　高知県高岡郡佐川町乙2910番地　佐川町健康福祉センターかわせみ内

第1次計画（H20～H24）

地区	活動の特色
佐川	○町中心部で、人の繋がりを再構築するために自主防災組織研修会をとおして**自主防災組織づくり**などを中心とした活動。
斗賀野	○NPOとかの元気村などを中心に住民活動が盛ん。自主防災組織でつながりの再構築推進。 ○**自主防災学習会**
尾川	○尾川地区活性化協議会を中心に**尾川秋祭りの取り組み**をとおして住民の連帯意識向上。
黒岩	○黒岩いきいき応援隊が中心となり広報活動などにより**地区内のイベント連携・支援。** ○**自主防災組織研修会**
加茂	○**名所資料づくり**・配布から**ウォーキング**に発展。バイカオウレン観光ウォーキングも立ち上げ年2回実施が定着。 ○**自主防災組織づくり**→自主防災連絡会設立

それぞれの地域づくりは、つながりづくりからのスタート

第2次計画（H25～H29）

「活動拠点づくり」

第２次計画は１次計画を見直す形で策定。

第２次計画の特徴

•地区毎の計画（ビジョン）策定

•地区ごとに拠点設置を目指す

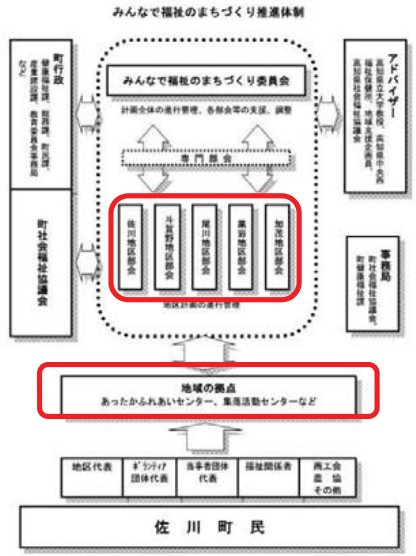

佐川町地域福祉計画＆活動計画の経緯

地区	組織	拠点
佐川	さかわ夢まち協議会（H28.12発足）	H28.12さかわ夢まちランド 遺贈により社協で購入
斗賀野	斗賀野地区あったか福祉推進協議会 （とかの元気村）	H26 あったかふれあいセンター H29 集落活動センター
尾川	尾川地区活性化協議会	H21 あったかふれあいセンター H25 集落活動センターたいこ岩
黒岩	黒岩いきいき応援隊	H29 集落活動センター H30 あったかふれあいセンター
加茂	加茂地区部会 （加茂の里づくり会）	H29 集落活動センター H30 あったかふれあいセンター

佐川町地域福祉計画＆活動計画の経緯

地区	活動の特色
佐川	H28.12さかわ夢まち協議会誕生！ 日々の居場所の他にバザー＆フリマ、夏の工作教室、料理教室、餅つきイベント、子ども食堂
斗賀野	あったかふれあいセンターが活況。集落活動センターも設置され住民活動も増大中。カレーの日、あおぞら食堂、流しそうめん、3B体操、認知症カフェ、夏のお助け大作戦、ワインと音楽のタベ、月を愛でる会etc
尾川	高知県立大学生との連携により尾川踊りの伝承はじめ尾川秋祭りで住民の連帯意識向上。ピザ釜、女性グループ「キッチンやまぼうし」の見守り配食。あったかと集落活動センター連携向上。
黒岩	集落活動センターづくり成就！敬老会の復活や花壇づくり、飼料米販売で資金造り。くろいわKITCHENほっぺ（モーニング・くろいわ食堂）、ビアガーデン、夏祭りなど実施
加茂	集落活動センター設立。四国バイカオウレン群生地の整備、味噌作り、田んぼでの園児自然体験支援、大文字焼きイベント、特産市、子ども食堂が活況。

佐川町地域福祉アクションプラン

交流でつちかう絆と　人づくり

いきいき黒岩　和になろう

地域1　2018年（平成30年）2月10日（土曜日）　高知新聞

バイカオウレンの里に

佐川町加茂地区　住民ら自生地整備

【佐川】高岡郡佐川町出身の植物学者、牧野富太郎博士が愛したとされるシコクバイカオウレンの自生地がある同町加茂地区で、地域住民による周辺整備が進んでいる。昨春、地区に集落活動センターが完成したことで活動が活発化し、関係者らは「花の里として地区をアピールしたい」と話している。

JR土佐加茂駅の北側約1・5キロの山林には、数十万株のシコクバイカオウレンが自生する。ただ、駐車場が少なく、自生地も民有地だったことから、大勢の見学者に対応できなかった。

同駅近くに昨春、集落活動センター「加茂の里」が完成。駐車場も広がったため、センターを運営する「加茂の里づくり会」（下川会長）などが町補助金を活用した周辺整備を昨年末に始めた。

自生地までの経路、車の進入禁止を呼びかける案内板を設置し、見学者が自生地を踏み荒らさないようロープを張った。さらに自生地周辺の地図を作成した。また同会は地主への謝礼や活動資金に充てるため、バイカオウレンをデザインした木製キーホルダーやマグネット（各500円）を作製。下川会長は「集落センターの完成で、さまざまな活動が可能になった。自然豊かな加茂の魅力を伝えたい」と話している。（吉川博之）

あすウオーキング

加茂の里づくり会は11日、自生地や周辺の「大たびの滝」などを巡るウオーキングを実施する。参加費は無料で、JR土佐加茂駅に午前8時45分集合。雨天の場合は18日に延期する。問い合わせは集落活動センター「加茂の里」（0889・20・9302）へ。

加茂地区の自生地で花を咲かすシコクバイカオウレン（2015年2月）

黒岩ビアガーデン

近所づきあい　たすけあい
笑顔つながる里づくり
夏のお助け大作戦！
「ありがとう」感謝でつながる地域の輪

人とひと つながれひろがれ 我が町さかわ

あおぞら食堂　地域の笑顔が集まります

地域のみんなが集まってお餅つき

みんなで福祉のまちづくり委員会 活動のポイント

1　みんなで！楽しく！

2　夢は「見る」ではなく、「語る！」

3　あらせず、あきらめず！

夢をカタチにできる地域づくり

第３次計画（H30～H34）

「助け合いの仕組みづくり」

第３次計画は２次計画を見直す形で策定。

第３次計画の特徴

- 地区毎の計画練り直し策定。
- 計画期間は6年間。
- ６年間の活動計画を作成予定。

H29.7.7振り返り会

H29.９.14ステキ発見のススメ
すてき発見のススメ

H29.９~10月　各地区座談会

H29.12.12　第1回策定委員会

H30.1.17　第２回策定委員会

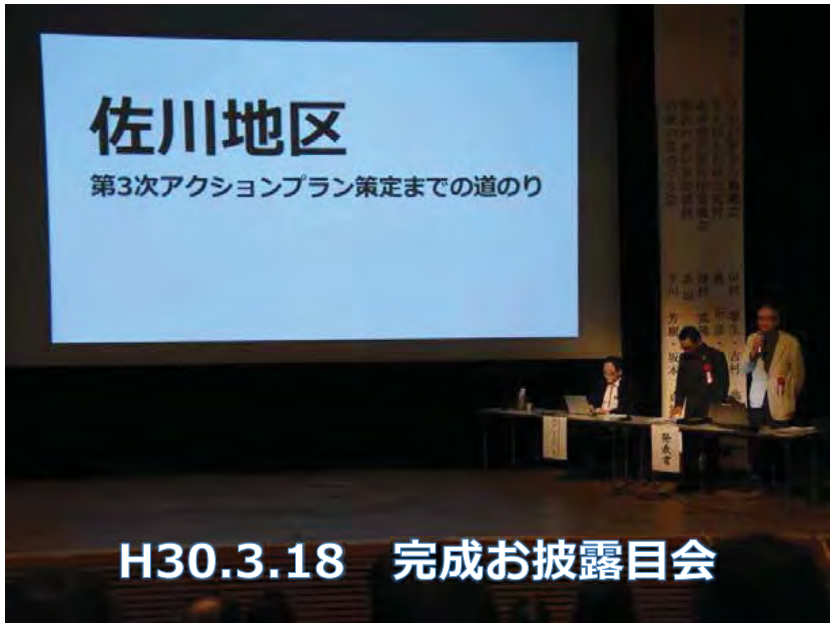
佐川地区
第3次アクションプラン策定までの道のり
H30.3.18　完成お披露目会

完成お披露目会
各地区計画報告

さぁ、みんなでイイまち
楽しくつくりましょう♪
みんなでイイまち 楽しくつくる
第3次地域福祉アクションプラン！

～笑顔集めて元気発信!!～

つながり・支え合う地域づくり

～あったかふれあいセンターにおける
住民参加による地域支援～

2019. 2. 18

NPO法人とかの元気村あったかふれあいセンターとかの
森　田　有　紀

「あったかふれあいセンターとかの」

あったかふれあいセンターとは

※高知県独自の事業

あったかふれあいセンターの目的

県は、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備する。

地域のニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動を行う。

要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行う地域福祉活動を推進する。

「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」第2条より

あったかふれあいセンター整備の流れ

あったかふれあいセンターの創設
ふるさと雇用再生特別交付金の活用（H21～H23）

平成21年度＞22市町村、28ヵ所で実施
平成22年度＞30市町村、39ヵ所で実施
平成23年度＞31市町村、40ヵ所で実施

高知県単独補助事業及び過疎債（ソフト枠）を活用した交付金制度の創設による事業継続（H24～）

平成24年度＞27市町村、35ヵ所で実施
平成25年度＞27市町村、36ヵ所で実施
平成26年度＞28市町村、38ヵ所で実施
⇓
平成30年度＞31市町村、48ヵ所で実施

多世代交流
多機能型拠点

あったかふれあいセンターとかの（斗賀野地区） H26.5スタート

地区人口　3,059人
６５歳以上人口　1,138人
高齢化率　37.2%
H30.3.31現在

地域の魅力

［ひ と］・特技を持っている人が多い。
・団結している。
・地区民運動会や色々な祭りが開催されていて人のつながりがある。
［環境］・公園や広場が多い。
・JRの駅がある。
・喫茶店、美容院等情報交換の場がある。
［自然］・お米や農作物がおいしい。
・田園風景が美しい。
・水がきれい。

地域での困り事

・移動手段がなくふれあいサロンや百歳体操など地域の集いに参加できない人がいる。
・地域のスーパーがなくなり買物に困っている人がいる。
・高齢者のみの世帯になり、これまで自分たちでできていたちょっとした事（精米・重たい物の片付け・家具の移動等）が難しくなっている人がいる。
・独居で認知症の方が増えている。

これまでの現状と課題

・H29年10月から「集落活動センターあおぞら」内に移転し、地区内外を問わず利用率が増加している。
・集落活動センターとあったかふれあいセンター両方の運営をNPO法人とかの元気村が行うことで拠点が一つになり、地域活動においても多様な拡がりができている。
・集いやイベントに参加したい新規の利用者の送迎や生活支援などの要望・ニーズも増加しており、配車等に苦慮している。

今年度の重点目標

・ボランティアスタッフの活躍の場（出番）を増やす。
・集落活動センターや、町内のあったかふれあいセンター・各団体と連携をし、地域のニーズに沿った多世代交流の様々なイベントを企画する。特に他地区のあったかふれあいセンターとは意見交換しながら相互に協力・支援する関係を構築する。
・関係機関と連携を図りながら、地域全体への抜け漏れのない見守り訪問を強化していく。
・認知症カフェを継続し、認知症の人や家族、地域住民の交流の場を設置するとともに認知症の理解・予防の場とする。

中長期の目指す姿

・ボランティアスタッフを拡げ、活躍できる場（出番）を増やす。お助け大作戦などを通じて助け合い・支え合いの仕組みつくりをする。
・集い利用者にも役割をもってもらえる場作りをする。
・民生委員やサロン・百歳体操のお世話役との連携を密にすることにより、小規模単位での見守り体制を構築し、地域のニーズ・課題を拾い上げる。

あったかふれあいセンター　とかの　実施機能

	機　能	活　動　概　要
必須機能	集い	週5日、集落活動センター内の小会議室を主施設として高齢者を中心にサロン活動を行います。また放課後の児童の集いの場所として活動します。
必須機能	集い送迎	「集い」を利用したい方で、希望する方を対象に送迎を行います（無料）
必須機能	訪問	独り暮らしの高齢者や見守りが必要な方等を訪問して、相談対応や生活支援を行います。
必須機能	相談・つなぎ	センター開設時間中にあったかのスタッフが随時相談に応じます。得た情報を整理して行政や社協等の関係機関に情報をつないでいきます。
必須機能	生活支援	センターに寄せられた「お困り事」のうち、対応可能な事はできる限り速やかに対応します。人手や労力のかかるものについては、一定利用者の負担もお願いしながら、元気村の会員やボランティアスタッフ、関係機関につなぐなどして解決を図っていきます。
付加機能	学ぶ	各種の学びの教室を開催し、世代間交流を行います。保健師・薬剤師等によるミニ講座や地元の文化的な活動を行っているボランティア講師に迎え、高齢者等の学習の場とします。
付加機能	交わる	地区の小学校児童や隣接する保育園との交流や情報共有を図ります。

～生活支援～
（無料）

買い物支援

移動販売車

外出支援

～生活支援～
（有料）1時間500円

窓拭き

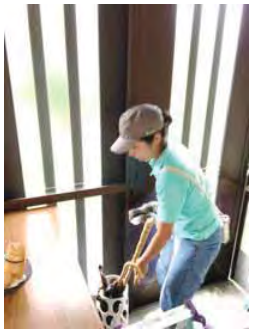

掃除・片付け

～地域支援活動～

敬老会

とかのバザール

昔ながらの七夕まつり

～地域支援活動～

～出番つくり～

ボランティアスタッフ
（あったかお助け隊）

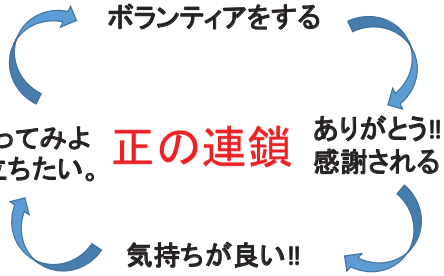

～地域支援活動～

～よさこいクラブ（老人クラブ）との連携～

写真クラブによるあったかギャラリー

スタンプラリー

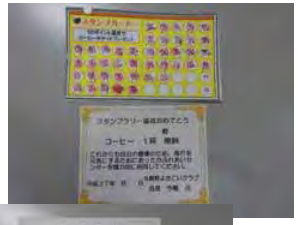

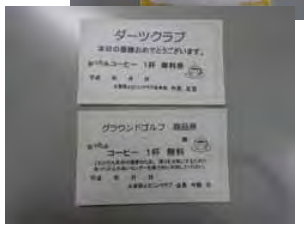

ダーツやグラウンドゴルフの景品に

～地域支援活動～

～あおぞら食堂～
（子ども食堂）

～地域支援活動～

～出番つくり～

カレーの日の材料は地域の方のおすそ分けで・・

子どもたちもボランティア

利用者もボランティア

～地域支援活動～

～つながり・支え合いの地域づくり～

9/3（日）「夏のお助け大作戦‼」
地域住民ボランティアによる生活支援の
ボランティアイベント

～きっかけ～

・あったかふれあいセンターで実施している生活支援でヘルパーができない箇所や窓拭き換気扇の掃除などのニーズが年々増えてきている→スタッフだけでは対応に限界

・ボランティアスタッフ登録をしている方（あったかお助け隊）が約40名いるが、一部の方への依頼に留まっている。全体への声かけや役割を持ってもらうことができていない。

あったかに集まってきている生活支援ニーズをイベント的に解消してみたらどうだろう

～目的～

・来たる南海大震災などの災害や高齢化率40%に備えて日頃からのつながりを強くしたい。

・地域で地域のニーズを解消する仕組みをつくりたい。

我がごと・丸ごと・お互い様意識

ニーズ調査

～あったか利用者独居・高齢者世帯・障害者～

あったか利用者さん宅に訪問し、ニーズ調査

あったかふれあいセンターとかの
夏のお助け大作戦 in とかの

ボランティア

がお手伝いにうかがいます

実施日：平成30年9月2日（日）

作業予定時間：9：30～11：30（の間で1時間程度）

ボランティア活動

・庭の草引き・草刈り

・家財道具の移動・模様替え

・ゴミの搬出・簡易な掃除

お問い合わせ

あったかふれあいセンターとかの

ニーズ受付カード＆求人票

（どちらかを○で囲んでください）

新規　継続　受付日時 7月27日（ ）17時　ニーズ受理番号（ / ）

依頼内容	種類	☑力仕事　☑経労働　□不明
		□屋内　☑屋外
		□家屋の片付け・家財の移動　□生活支援　□その他
	詳細	※できるだけ詳しい依頼内容を記述する。 草ひき　草刈り
世帯状況		☑高齢者世帯　□障がい者世帯　□一般世帯　□その他 （　　）
		☑独居　□その他
活動希望日時		9月3日（日） 午前9:30時～　時
活動場所（住所）		東組 468 ※地区名まで記入。詳しい氏名、住所・電話番号は最下部に記入すること。
派遣希望人数		男性 2 名 ・ 女性　名　合計　名
必要資機材 ※（ ）内に個数も記入		☑ゴム手袋（　）　□タオル（　）　□バケツ（　）　□スコップ（　） □一輪車（　）　□くわ（　）　☑かま（　）　□草刈機（　） ☑ゴミ袋（　）　□ブルーシート（　）　□住居用洗剤（　） □その他（具体的に　　）
特記事項		植栽してあるので、全部刈らない。息子さんがおってくれる。 チメリ

高知新聞斗賀野販売所の協力で イベントチラシを新聞折り込み

あったかふれあいセンターとかの
夏のお助け大作戦 in とかの

地域の支え合いのための

ボランティアに参加しませんか!?

○日時　平成29年9月3日（日）　小雨決行

○日程

○ボランティア活動の内容

○ボランティア活動に参加する方へ

お申込み問い合わせ

あったかふれあいセンターとかの

～9月3日当日～

早朝からの準備もボランティアさん

(人”▽`)ありがとう☆

～12名の選ばれしリーダーさんと打ち合わせ～

～リーダーの皆様へ～

●作業時間は9：30～11：30までの**1時間**ほめどにお願いします。遅くても11：30には集落活動センターあおぞら大ホールに集合をお願いします。

●要支援者宅に行った先支援者に声かけて**今から作業をすることを伝えてください。作業が終了したら、終わったことを伝えてください。**
支援する箇所など不明確な所は要支援者に聞いてください。

●班員に水分補給を摂るように声がけをお願いします。もちろんリーダーも！！

●草刈機を使用する班は軽トラに班員分の草刈機を乗せて現地に行ってください。駐車スペースにお年がある方については基本乗り合わせで現地まで行くようにお願いします。（添付地図参照）

●草刈機を使用する方については事前にボランティア活動保険に加入済みです。

●出たゴミはゴミ袋に入れてなるべく持ち帰ってください。大きい草木などゴミ袋に入らないものについては軽トラに積んで来て下さい。集らない分は後で回収車が回りますので敷地内にまとめて置いておいてください。

●送迎が必要な所は作業終了後、連絡をお願いします。（連絡カード）

●万一けが人、熱中症の方が出たなど緊急の場合は救護に連絡をおねがいします。（連絡カード）

●写真は記録係が回収しますが可能であれば作業中や作業後の様子を携帯等で撮影をお願いします。

●作業終了後、集落活動センターあおぞら大ホールにて**活動報告会の記入をリーダーさんにお願いします。**併せてアンケートの記入がありますので班員に声がけをお願いします。

～受　付～

～ちびボラも学生も～

～お助け隊・自主防の皆さんも大活躍～

～地域の力でこんなにきれいになりました～

～みんな笑顔(o^―^o)で
Win･Win～

【参加者アンケート抜粋】
（回答者数48名）

・初めての参加でしたが、ひとつの助け合いが大きなものになることに気づかされた時間でした。
・日常的に支援が必要と強く感じました。地域の人を知る、知ってもらうという意味でも又やれるとよい。
・いろんなことを挑戦したり、掃除してピッカピカにするのが楽しかった。（小学生ボランティア）
・一人では大変なことも、みんなで取り組むと楽しいと感じました。また参加したいです！
・地域思いの皆さんの温かい協力素敵です。子どもの参加があったこともとても良かったです。お宅の方喜んでいました。また参加したいです。
・とてもきちんとしている家でしたが毎日ご夫婦で過ごされていてお話を（相手）聴いてほしい感じでした。お父さんもお花の手入れ等いろいろとお話しして下さいました。楽しかったです。こちらこそありがとう！です。
・色々な人と関わることができて、とても楽しかったです。暑かったけどいい暑さだったと思います。
・定期的に計画すればお願いしたい人も増えて、広がりがみられることでしょう。近いうちに自分もお願いする側になると思いますがその為にも出来るところで参加させて頂きたいと思います。

夏のお助け大作戦！！

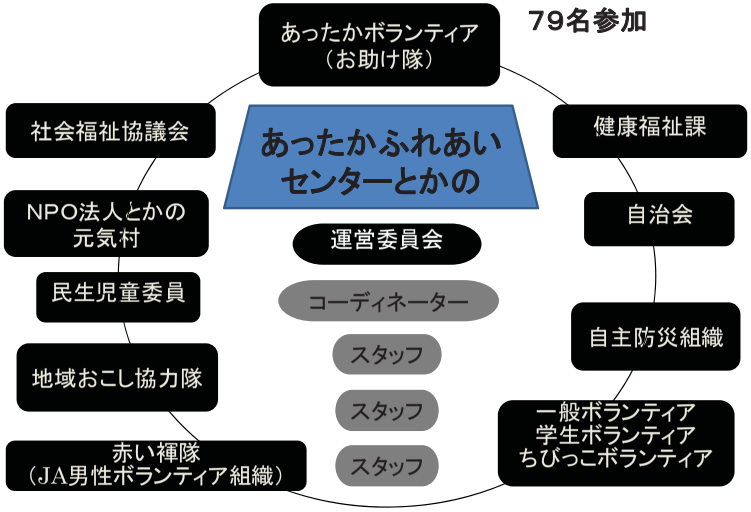

あったかふれあいセンターとかの　目指す姿

ともに支えあいながら誰もが排除されることなく安心して自分らしく暮らせる地域

・人は他人と関わり、つながることで幸せを感じる。

人間の究極の幸せとは
- ・人に愛されること
- ・人に褒められること
- ・人の役に立つこと
- ・人から必要とされること

・我がごと・丸ごと・お互い様意識。

地域住民一人ひとりが、住み慣れた大好きなこの地域で、生きがいややりがいを感じながらともに支え合い、安心して自分らしくずっと暮らせる地域づくりを目指します。

資料-212

住民の力を活かす！育てる！

地域に支え合いの生活支援を広げるために

香川会場【後半テキスト】

日　時　平成 31 年 2 月 18 日 (月) 13：00 ～ 17：00

会　場　香川県社会福祉総合センター 7 階 第 1 中会議室

主　催　一般社団法人 全国食支援活動協力会

後　援　社会福祉法人 香川県社会福祉協議会

住民の力を活かす支援事例

（2）香川県琴平町

琴平町社会福祉協議会

常務理事・事務局長　越智　和子 氏

コメント：香川県社会福祉協議会

事務局長　日下　直和 氏

2019･2･18:老健事業報告会発表資料

住民参加から住民主体へ

―包括ケアをめざした、福祉でまちづくりと社協の役割―

琴平町社会福祉協議会
越 智　和 子

誰もが安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりに寄り添って

- 在宅サービスの整備
- 地域福祉推進の体制づくり
- 住民主体のまちづくり

琴平町社会福祉協議会

1、琴平町社協全体の取り組み

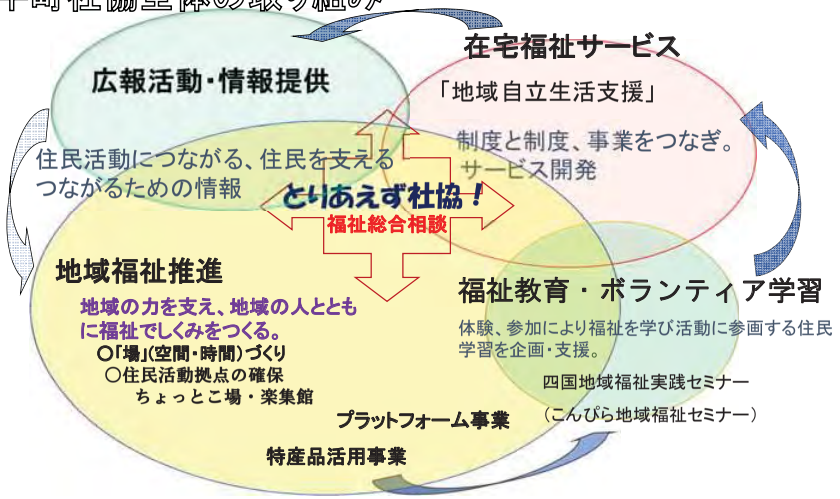

参考：住民主体で地域福祉を進める取り組み

- 「地域福祉とは、市町村を基盤に在宅福祉サービスを軸に自立生活を支援するシステムであり、新しい社会福祉のサービスシステム」（大橋謙策）

社協の事業展開

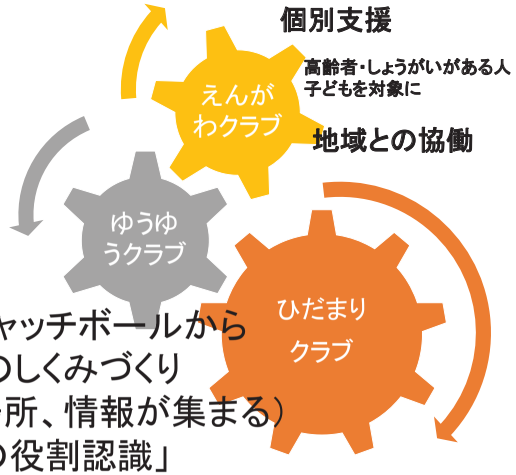

「住民とのキャッチボールから
地域のなかのしくみづくり
場づくり(居場所、情報が集まる)
と社協職員の役割認識」

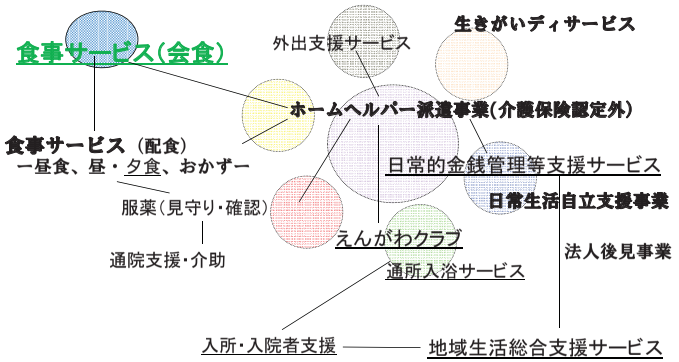

在宅福祉サービス(地域自立生活支援サービス)の展開

琴平町社会福祉協議会

資料-215

○医療との接点からの視点
　医療は命を救う、福祉の役割は？福祉が支える命とは“生活”する人。
①　一人暮らし高齢者に対する支援
　　投薬より食事確保、独居高齢者の食事実態、自分の体験
　　高齢者施設での取り組み、食文化、歓び、意欲、参加
②　在宅福祉サービスは地域生活主体者を支援するサービス。
　　“健康”を作り、“元気、意欲”を支えることが自立につながる。
○独居高齢者の料理教室「集う」⇒季節行事⇒会食サービス「孤食の解消」
　⇒配食「食の確保」
○地域福祉の対象者は高齢者だけでない。サービスが不足している状態の改善
○住民意識としては“支え合う”活動としてわかりやすい。
　住民参加のハードルが低い。広がる、つながる活動として

おすそ分け
お接待
行　事　文化

○子どもから高齢者までの事例の数々。

「食」にこだわる、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」

F

配食サービス

住民
参加大

食事サービス　食べる

小

ひだまりクラブ(会食)

おせち(配食)

もぐもぐ

フードバンク

みんなの食堂

こんぴら朝市

(ゆうゆうクラブ)

If

まちのキッチン　もぐもぐ

お惣菜、お弁当、カレー
駄菓子、飲物等
日替わり：おすし、巻きずし、パン
「声かけ、見守り、相談・連絡」

包括ケアをめざす2つ(専門職と住民)のネットワーク

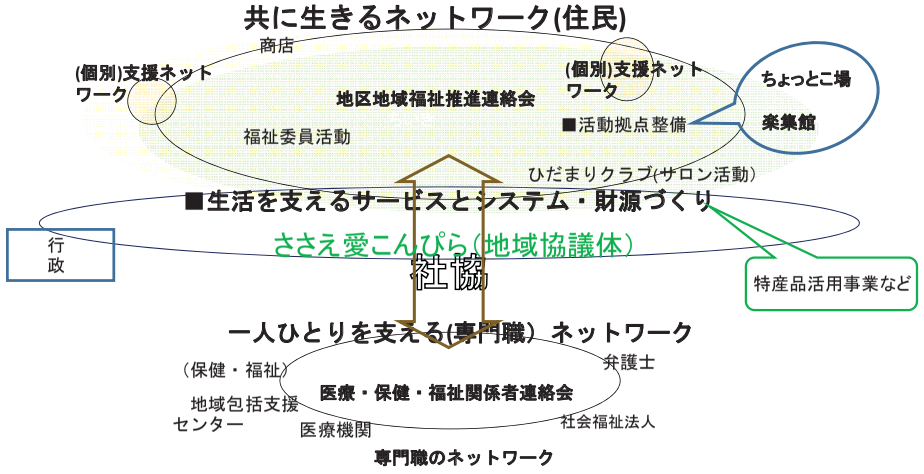

参考：住民主体で地域福祉を進める取り組み

- 「地域福祉とは、市町村を基盤に在宅福祉サービスを軸に自立生活を支援するシステムであり、新しい社会福祉のサービスシステム」（大橋謙策）

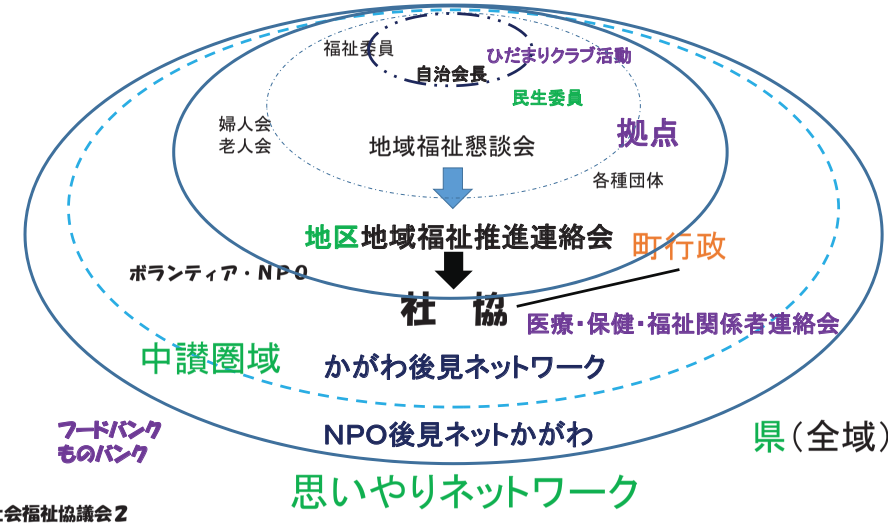

琴平町社会福祉協議会2

◇ 地域生活総合支援サービス

■生活支援から葬儀、死後事務まで包括的に支援する。
◇事業の位置づけ：公益事業
◇開始のきっかけ：安心生活創造事業
◇開始前、2003年ころから社協が葬儀供養を担当する事案が年平均2，3件。
・自治会からの要請、民生委員からの情報や協力依頼。介護サービスから本人の意思、依頼。
・周囲の期待感、「地域で人を支える」しくみとして。
・家族への支援や相談もある。
◇町内寺院との懇談会実施。協力、支援。

参考：琴平町社会福祉協議会のこれまでの取り組みと住民意識

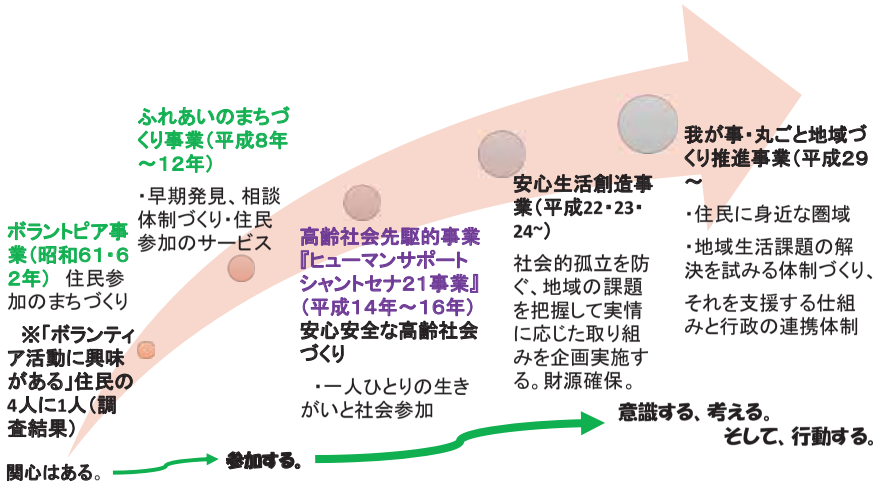

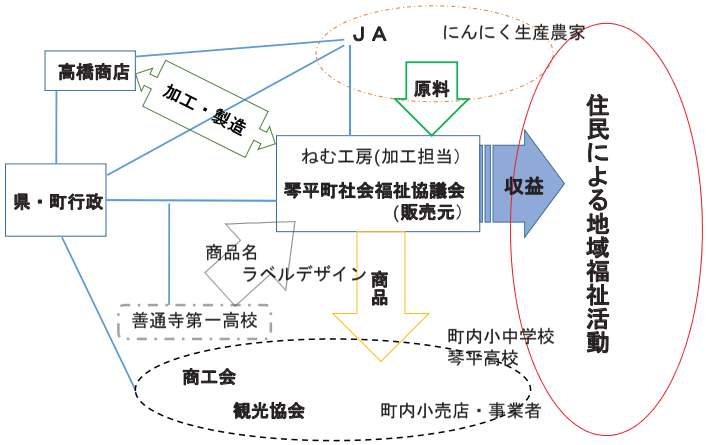

ガァリック娘（６次産業化＋福祉・教育）のシステム

ご清聴ありがとうございました。

香川県内の状況について（香川県社会福祉協議会 作成）2019年2月16日

1 香川の基礎データと取組みについて

◆世帯数　406,445世帯
- 市部　344,404世帯
- 町部　62,041世帯

◆県人口　961,623人
- 市部　812,217人
- 町部　149,406人

<出典> 香川県人口移動調査報告
香川県統計調査課

（平成30年12月１日現在推計値）

▶白部分が市部（８市）、塗りつぶし部分が郡部（９町）

▶社会福祉法人数 １９１ 民生委員・児童委員定数 ２，２１４名
（平成２９年４月１日現在）

香川県社協の特徴的な取組みとして

○ニーズ対応型社協の取組み
○香川おもいやりネットワーク事業
○生活困窮者自立支援事業 受託実施
自立相談支援事業（県社協・９町社協が受託実施）
家計相談支援事業（県社協が９町部分を受託実施）

○特定非営利活動法人後見ネットかがわ 事務局
○かがわ後見ネットワークの運営
○特定非営利活動法人フードバンク香川 事務局

2 香川県の人口等の状況

香川県地域福祉支援計画から
（平成３０年３月策定）

○平成１１年の約１０３万人をピークに減少し、平成２７年は約９７万人と、平成１２年以来１６年連続減少。

○平成５２（２０４０）年は７７万人程度まで減少の見込み。
平成３０年８月１日現在　人口　９６２,６３２人
世帯数　４０５,７３２世帯

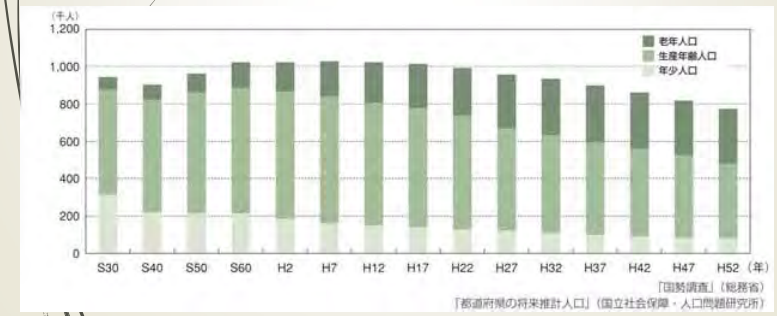

「国勢調査」（総務省）
「都道府県の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

3 出生数と合計特殊出生率の推移

○１年間に生まれてくる子どもの数は、昭和５０年には約１５,０００人以上いたのが、平成２８年には７,５００人程度まで減少。

○合計特殊出生率は昭和４８年をピークに減少し、平成２８年は概数で１．６４。

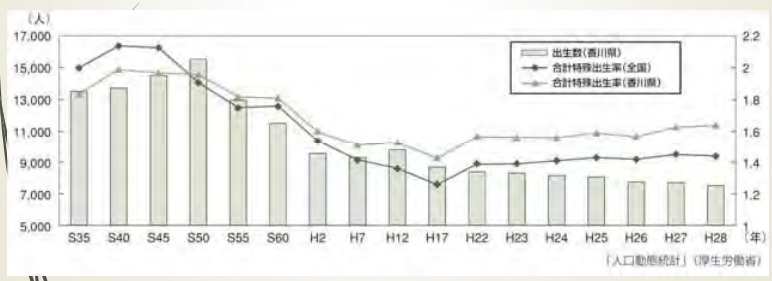

「人口動態統計」（厚生労働省）

4 老年人口と高齢化率の推移

○平成２８年に３０．２%になり、全国平均の２６．８%より１０年早いペース。

○平成５２（２０４０）年には３７．９%（全国３６．１%）の予測で３人に１人が高齢者。

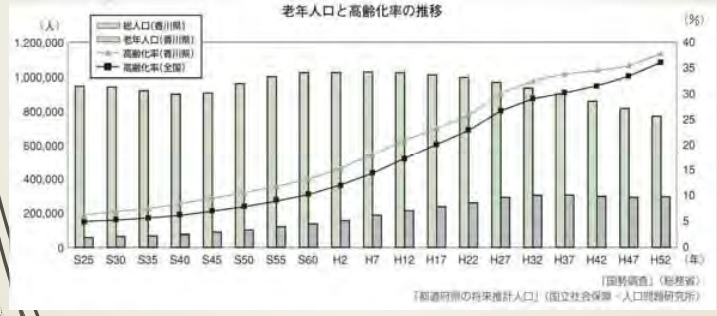

「国勢調査」（総務省）
「都道府県の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

資料-218

5

香川県内の取組み①

➡ 香川おもいやりネットワーク事業（平成27年度～）

平成27年4月から、香川県内の社会福祉法人（社会福祉法人施設と市町社会福祉協議会）が中心となり、**民生委員・児童委員**をはじめ地域の福祉関係者と連携して、さまざまな原因で生活に困っている方（いわゆる「生活のしづらさ」を抱え支援を必要とする方）たちに寄り添いながら、総合相談・居場所づくり等の支援活動を実施している。

誰もが住み慣れた地域で、人と人がつながる中で、その人らしく自立した生活を送ることができる「ふだんのくらし」をトータルで支える仕組みづくりをめざしている。

メェ～トさん

香川おもいやりネットワーク

6

香川おもいやりネットワーク事業「地域の居場所づくり等モデル事業」
「場の共生」から「地域共生」の取組み事例

事例１　善通寺市社協での「ここ家」の取組み

・市民から土地の寄付を受け、地域福祉活動の拠点、誰もが気軽に寄れる居場所、「支える側」「支えられる側」関係なく、誰もが役割をもてる交流、つながりの場である「ここ家」の取組みを平成２８年４月から開始。建設の財源は市補助金と自主財源。

・生きがい広場事業、通所サービス事業、ワンデイキッチン（シェフ）、子ども食堂、発達障害者居場所づくり事業、フードバンク事業を実施。

ワンデイキッチン

生きがい広場事業

子ども食堂

7

事例２　社会福祉法人祐正福祉会「ヌーベルかんざき」の取組み

・古民家を利用して、あたたかい雰囲気の中で、「地域に貢献できる施設をつくりたい」という想いから、地域住民、ボランティア団体等の意見をききながら、認知症対応型通所介護事業を平成２８年１１月に、さぬき市寒川町でスタート。

・認知症の通所介護に加えて、介護予防事業、コミュニティカフェ、ギャラリー・カルチャー教室、わんぱく教室（子どもの居場所・学習支援）を実施するなど共生型の拠点をめざす。

コミュニティカフェ

わんぱく広場

8

香川県内の取組み②（県社協が県から受託）

➡ 香川県子どもの未来応援事業（平成29年度～）

香川県が平成27年8月に策定した「香川県子どもの貧困対策推進計画」及び平成29年3月に策定した「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」に基づき、

①「教育と福祉等をつなぐ」
②「行政機関、相談・支援機関と地域をつなぐ」
③「子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なくつなぐ」

という「3つのつなぎ」を実現できる体制を構築するため、県全域において活動し、関係機関や各相談・支援機関の間で連絡調整を円滑に図ることのできる、教育・福祉に通じたコーディネーター（県コーディネーター）を配置するとともに、市町において支援体制の要となる人材（市町コーディネーター）の養成、資質向上のための研修を実施する。

9 県内の子どもの食堂の広がり

※公表可能な子ども食堂のみ掲載（2019年2月1日現在）

香川おもいやりネットワーク事業も、子ども食堂のこれから取組みについて一緒に考えています。

10 子ども食堂連絡会（ネットワーク）の開催

➡ 開催の経緯

子ども食堂は、食を通じて子ども同士がつながったり、また、地域の多様な大人たちとつながる経験・交流・気づきの場。

香川県内でも子ども食堂の取組みが広がっており、その活動が地域のさまざまな活動や団体とつながることができるよう、おもいやりネットワークとしても連携・協働していく必要があると考え、おもいやり事業運営員会（子ども部会）が中心となって呼びかけ、子ども食堂に取組む団体同士の情報交換を目的に開催。

11 子ども食堂連絡会（ネットワーク）での協議内容

➡ これまでの協議内容（抜粋）

- 香川おもいやりネットワーク事業、フードバンク香川等との連携等
- 「広がれ、こども食堂の輪!」全国ツアーの香川県での実施
- 全国の子ども食堂の取り組みについて紹介
- 一般財団法人・行政等からの子ども食堂助成事業の紹介
- 子ども食堂の実施団体における取組みの状況と課題
- 県内子ども食堂支援サイトの構築について

12 子ども食堂の実施団体における取組み状況と課題

➡ 活動している中でみえてきた課題（連絡会議事録より）

- どこに対象となる子ども・大人がいるか、ニーズキャッチが難しい。
- 新たな差別を生み出さないためにどういった周知の方法が効果的か。
- 新たなボランティアスタッフの確保。
- 地域の中の障害や生活のしづらさを抱える子ども達が、もっと当たり前の存在として認知され、共生できるようなネットワークを構築したい。
- 継続していくためには多様な支援が必要（担い手、資金、食材、ノウハウ、つながり）。
- 協力者に対する子ども食堂および子どもへの関わり方等の理解促進が不十分。
- 開催場所の問題（手狭になってきた、毎回借り上げ費用がかかる）。

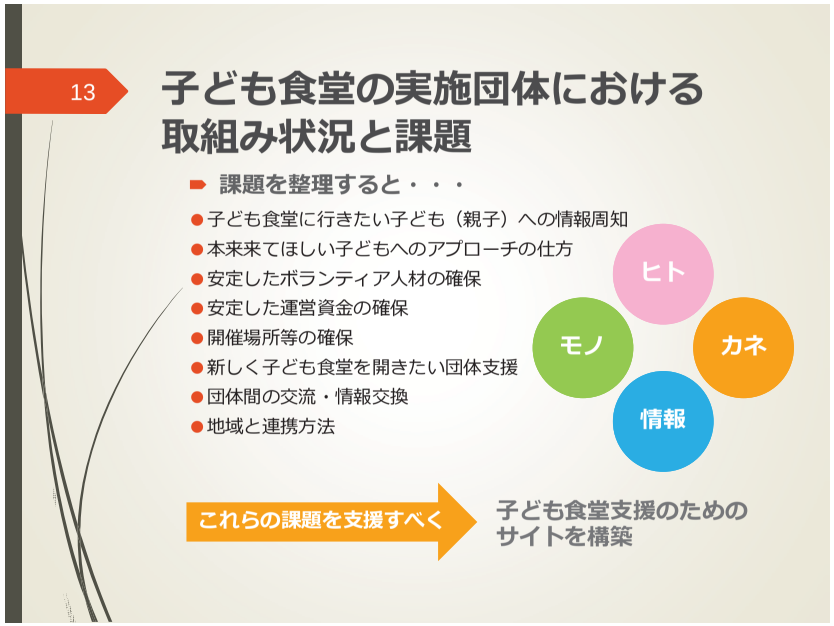

資料-221

パネルトーク
地域に支え合いの生活支援を広げるために

地域に支え合いの生活支援を広げ、取り組みを活性化させるための支援のあり方について、考えます。

コーディネーター
一般社団法人全国食支援活動協力会
専務理事　平野　覚治 氏

パネリスト
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構　研究総務部
次長　服部　真治 氏
秋田県小坂町福祉部町民福祉班
三政　貴秀 氏
高知県社会福祉協議会　地域・生活支援課長　兼
ボランティア・NPO センター　所長
間　章 氏
立教大学コミュニティ福祉学部
教授　原田　晃樹 氏
東京大学大学院人文社会系研究科・文学部
准教授　祐成　保志 氏
NPO 法人全国移動サービスネットワーク
事務局長　伊藤　みどり 氏

コメンテーター
日本大学文理学部
教授　内藤　佳津雄 氏

パネルトーク

地域に支え合いの生活支援を広げるために

本日のお題

①補助・助成、委託の基準が高い
＝実績がない、小さい活動の支援が必要
（前半テキストp18）
＝サービスに対する評価のギャップ

②どのように団体を増やすか
＝立ち上げ支援（前半テキストp8-9）

③人材育成のプログラム開発が必要
（前半テキストp9-10）

「支援の手引き」についての作業委員会の議論から

1．住民参加による活動の特徴

① 活動は自発的なものである
② 活動のきっかけや組織化の度合いはさまざま
　1　個人や少人数によるその時々の活動
　2a　ご近所活動型（地縁団体型）
　2b　サークル型（テーマ型）
　3　ボランティア団体型
　4　事業団体型
③ ステップアップ（高度な組織化）を目指すとは限らない
④ 他の活動とかさなり、つらなることで効果を発揮する
⑤ 評価されることに抵抗感をもつことがある

2．何のための指標か

① 団体・活動を支援する側が評価する場合
　団体・活動をふるいにかけるのではなく、
　担い手をほりおこし、よりそい、おぎなうための指標
② 団体・活動の担い手自身が評価する場合
　自らの強み・弱みをふりかえるための指標

3．何のための支援か

① 自主的な活動のすそ野を広げる
② サービスの質を確保する
③ 住民参加による活動に固有の役割を充実・強化する
　⇒地域の課題解決力の向上

地域に支え合いの生活支援を広げるために

平成31年2月18日

医療経済研究機構　研究部主任研究員兼研究総務部次長
服部　真治

2040年を見据えた最大の課題

人口減少に対応した社会保障・働き方改革の進め方について

■ 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。

■ **2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。**一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。

①多様な就労・社会参加の環境整備
②健康寿命の延伸
③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

«現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題»

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備・中途採用の拡大 ○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大 ○ 地域共生・地域の支え合い　等	○ 保険者等へのインセンティブの積極活用による疾病予防・介護予防 ・通いの場を中心とした介護予防と保健事業の一体的な実施 ・糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関する先進・優良事例の横展開 ○ 認知症の人の社会参加、環境づくりの推進 ○ 健康な食事・生活習慣の普及のための方策 ○ 次世代の健やかな生活習慣の形成　等	○ ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ○ タスクシフティングの推進、シニア人材を活かす仕組み ○ 組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化　等

«引き続き取り組む政策課題»

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

大阪府の人口推移（2015年を100とした場合）

○要介護リスクが高くなる後期高齢者（75歳以上）人口は、2030年まで上昇を続け、さらに2040年以降に再上昇。
○生産年齢（15-64歳）人口は2025年までほぼ横ばい、その後減少、後期高齢者人口とのギャップは大幅に拡大。
○それに加え、単身世帯・高齢者のみ世帯が増加すれば、生活支援ニーズは増加。

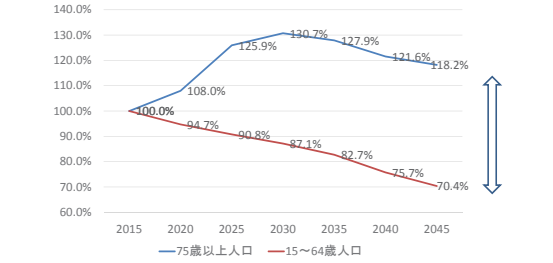

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」
※2015年を100とした場合の2045年までの推計値

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数（都道府県別）

わずか2年後には、必要な介護人材の供給が満たされない見込みです

（単位：人）

都道府県	2016年度（平成28年度）の介護職員数	2020年度（平成32年度）		2025年度（平成37年度）	
		需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み	需要見込み	（参考）現状推移シナリオによる供給見込み
大　阪　府	16,376	17,424	16,528	18,830	16,365
合　　計	1,898,760	2,160,494	2,034,133	2,446,562	2,109,956

（資料出所）2016（平成28）年度の数値：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（調査方法の変更等による回収率変動等の影響を受けていることから厚生労働省（社会・援護局）にて補正）
2020（平成32）年度、2025（平成37）年度の数値は都道府県が行った推計による
注1）2016（平成28）年度の計数は国及び各都道府県の補てこに回収率等を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない
注2）2016（平成28）年度の数値、需要見込み、供給見込みの値は、いずれも通所リハビリテーションの職員数を含まない（「医療・介護に係る長期推計」（平成24年3月）と同様の整理）注3）需要見込みの値は、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
注4）2016（平成28）年度の数値、需要見込みの値は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員を含む 注5）供給見込みの値は、現状推移シナリオ（近年の入職、離職の動向等を反映）による推計（平成30年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない）

厚生労働省資料

「肩車型」社会へ

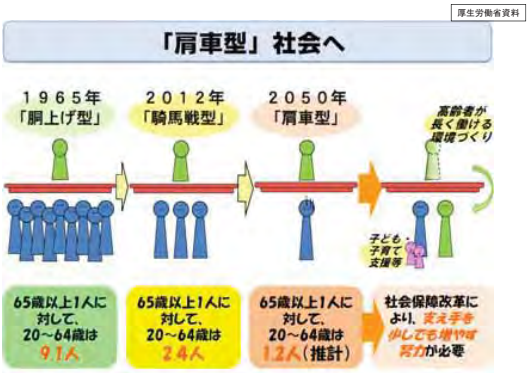

75歳以上を「支える側」とすると、景色が変わる

経済産業省資料

18-64歳で65歳以上を支える場合

18-74歳で75歳以上を支える場合

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡率中位）を基に作成

社会参加の促進による介護予防

介護の理由は、「認知症」「フレイル」「骨折・転倒」が多い

経済産業省資料

- 介護が必要になった主な原因は、生活習慣病に起因する「脳卒中」の他、「認知症」「高齢による衰弱（フレイル）」「骨折・転倒」の割合が大きい。

（出所）厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より作成。

社会参加によるフレイル予防

経済産業省資料

- フレイルの最初の入り口は、社会とのつながりを失うこと。
- 社会的な活動をしていると、フレイルのリスクが低いとのデータがある。

フレイルへのリスク

- 身体活動・文化活動・ボランティア等複数の活動を実施している者に比べ、活動をしていない者の方がフレイルリスクが高い。

フレイルの予防に向けた方向性

- 社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口。
- 社会とのつながりが失われると、身体や心の衰えがドミノ倒しのように進んでしまう。

（出所）東京大学高齢社会総合研究機構（ジェロントロジー：総合老年学）教授 飯島勝矢「フレイル予防を通した健康長寿のまちづくり」「食べるにこだわるフレイル対策 ONS（栄養補助製品）の手引き」を基に経産省が作成

社会参加による介護・認知症予防

経済産業省資料

- 定期的にサロンに参加すると、①要介護度認定リスクが半減し、②認知症の発症リスクが３割減少するというデータがある。

サロン参加と要介護認定・認知症リスク

- サロンに頻繁に参加していた人は、そうでない人よりも要介護認定を受けるリスクが低い。
- 年に４回以上のサロン参加は認知症の発症リスクを０.７倍に低下させる。

（出所）第３回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会（平成24年1月）資料１、引地博之：「憩いのサロン」参加で認知症リスク ３割減―７年間の追跡調査―. Press Release No:095-16-25、高齢者が交流を持つ「コミュニティ・サロン」をまちに設置すると、要介護認定率が半減する可能性がある. Press Release No: 056-15-01 を基に経産省が作成

評価視点３

サロンは、近い人ほど参加している

- 地理情報システム（GIS）により計測した会場までの距離を測定
- 近くに住んでいる人ほど，主観的健康感は改善

より作成

本評価に必要なデータ

✓利用者の名簿と住所 ✓サロン会場の住所 ✓当該地域の高齢者の住所
✓当該地域の高齢者へのプログラム実施前と実施後の質問紙調査データ

地域づくりによる介護予防を推進するための研究（27410101）

土壌づくりと全力応援

Institute for Health Economics and Policy

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

Institute for Health Economics and Policy

出典）平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

Institute for Health Economics and Policy

困っている人がいたら助けようと思うか

〇地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%
〇「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。

【設問】（「あまり助けようと思わない」・「助けようと思わない」と回答した人に）その理由は何ですか（2つまで）。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」（2016年）

Institute for Health Economics and Policy

愛知県豊明市作成資料

地域には数え切れないほどの資源がある

公共関係	地域・NPO	協同組合	民間企業	
場所 集会所・公民館など 公園・池・史跡 ゴミ置場など	**健康** 地域の集い 老人クラブサークル	**交流** 空き家改修 地域拠点	**食事** 喫茶店・居酒屋・回転すし ファミレス・牛丼屋	**宅配** 弁当・すし・ピザ
健康 貸館施設の定期活動 まちかど運動教室	健康 ウォーキングG ノルディック 史跡巡り 朝のラジオ体操	健康 たまり場 サークル活動	**食料品** コンビニ　スーパー 八百屋　果物屋　菓子店 まご・お米・牛乳屋	**美容** 理美容院 クリーニング屋
移動 市のバス停・ルート 福祉バス停・ルート	**生活支援** 自立生活支援 ボランティア	**生活支援** おたがいさまシート くらしすけあい	**薬・生活用品** 薬局・ドラッグストア めがね屋・補聴器 100円ショップ	**趣味** 楽器・カラオケ店 本・ビデオ・カメラ屋 花・ペット屋
学び 出前講座	**交流** 各種地域イベント 夏・秋祭り、文化祭 おこしもん・餅つき	**食事** けやきの森 地産地消食堂	**健康・学び** フィットネスクラブ スイミングスクール カルチャー教室　公文	**生活支援** 家事代行・便利屋 ゴミ処理 警備・見守り
お金 各課助成金 **人材** シルバーセンター アクティブシニア	**防災** 避難所マップ 各区情報マップ	**広報** 健康のとも	**移動** 各民間バス停ルート タクシー会社料金表 セニアカー　自転車屋	**その他** ゼンリン タウンページ 新聞店　文具屋

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

○ コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
○ 協議体はなるべく当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
○ 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
○ 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。

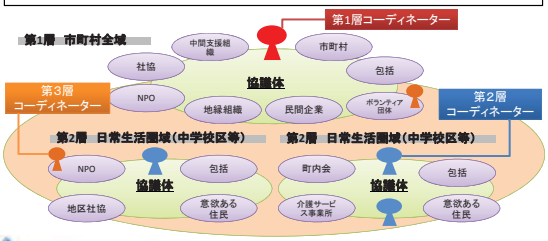

出典）平成29年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

出典）平成29年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

総合事業以外の武器

厚生労働省資料

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

1　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設　・　財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 訪問サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2　医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、６年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

Ⅱ　介護保険制度の持続可能性の確保

4　２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする。（介護保険法）

5　介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年４月１日施行。（Ⅱ５は平成29年８月分の介護納付金から適用、Ⅱ４は平成30年８月１日施行）

厚生労働省資料

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金

平成３０年度予算　２００億円

○ 各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題をの確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
○ また、保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合もあることを踏まえ、都道府県による保険者支援が重要
○ このため、平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金（市町村分、都道府県分）を創設

<市町村分>
1　交付対象　市町村（広域連合、一部事務組合）
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援

<都道府県分>
1　交付対象　都道府県
2　交付内容　自立支援・重度化防止等に向けた都道府県による市町村支援の取組を支援

<参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化

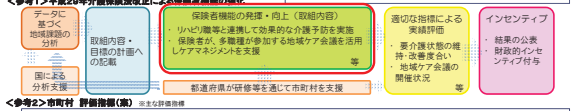

<参考2>市町村　評価指標（案）　※主な評価指標

①ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化
☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか　等

②ケアマネジメントの質の向上
☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか　等

③多職種連携による地域ケア会議の活性化
☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か　等

④介護予防の推進
☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か　等

⑤介護給付適正化事業の推進
☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか
☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか　等

⑥要介護状態の維持・改善の度合い
☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

保険者機能強化推進交付金の交付金額

【交付金額】

各市町村の交付額 ＝ 予算総額（※）×
（当該市町村の評価点数 ×当該市町村の第１号被保険者数）
／（各市町村の評価点数 ×各市町村の第１号被保険者数）の合計

（※）市町村分と都道府県分の合計で200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約10 億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、200 億円からこの額を控除した額とする。ただし、都道府県分については都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

⇒例えば、**人口100,000人、第１号被保険者数が27,000人の市町村**の場合、全市町村が同じ評価点数であれば、**約1,500万円の交付金**が見込まれる。

保険者機能強化推進交付金の性格

【交付金の性格】

・交付金については、国、都道府県、市町村及び第２号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、**交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていく**ことが重要である。

・なお、当該年度において１号保険料に余剰が発生した場合には、通常どおり、介護給付費準備基金に積み立てるものであることを申し添える。

⇒つまり、自立支援・重度化防止に取り組めば、事業費も増大することになり、事業費が増大すれば１号保険料も比例して増加するため、積極的に取り組む市町村に対して財政的支援を行うことが目的です。

逆に言えば、市町村は積極的に取り組むことで**実質的に１号保険料の負担を減らすことが可能**になります。

市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第１号被保険者の保険料	第１号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第１号被保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給　／等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業　／等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（低年金受給制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業　／等）	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス　／等
	対象が、要支援・要介護認定者に限定されている。また、財源が１号保険料100%のため、**保険料への影響が大きい。**さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。	財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者**と、特別給付と比べて幅広い。	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、**上限額**が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	事業の目的や対象者など**について、国の定めがないため、市町村の裁量で決定**できる。一方、一般財源での実施となるため、**市町村の財政力に影響を受けやすい。**

高知県における地域での支え合い活動の推進の取り組み

高知県社会福祉協議会
地域・生活支援課長　兼
ボランティア・NPOセンター所長　間　章

高知県社協　平成28～30年度において重点的に取組む事項

★基本理念
地域福祉の推進＝誰もが安心して心豊かに暮らせる元気で魅力ある地域づくりの推進
～一人ひとりの顔が見え、つながりが感じられる地域を目指して～

★活動方針
①地域を支える「こころ」づくり
②地域を担う「人」づくり
③地域がつながる「気運づくり」

重点３本柱

１　地域の総合相談・生活支援体制を強化する
○市町村社協職員等の相談スキルの向上と相談体制の強化への支援
○市町村社協等における住民や専門機関との連携及び局内連携の強化への支援等

２　福祉職場における福祉人材の確保・育成を推進する
○未経験者も含む多様な人材の参入促進
○多様な人材の参入を支える人材育成の仕組みづくり等

３　社会福祉法人の適正な運営と公益的な取組みを促進する
○社会福祉法人への情報提供及び相談対応
○地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組みの促進等

2

高知県の年齢3区分別人口推移（S60-H52）

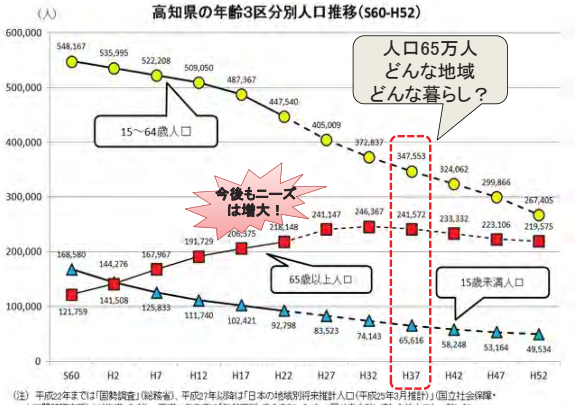

（注）平成22年までは「国勢調査」（総務省）、平成27年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より作成。ただし、平成22年までは「年齢不詳」を含まないため、3区分を合計しても全体人口と一致しない。

今の地域社会では・・・

高知県の現状と課題

(1)人口減少・少子高齢化の進行	①人口の減少、自然減 ・平成52年には約23万人減の53万7千人 ・20年連続で自然減 ②全国に先行した高齢化率 ③高齢者のみの世帯の増加 ・高齢者夫婦世帯及び高齢単身世帯は全世帯数の1/4 以上 ④認知症高齢者の増加
(2)貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応	①高い貧困状況 ・生活保護率は全国平均の1.6倍、就学援助率25.3% ②虐待の増加 ・児童虐待の認定件数は平成26年度最多 ・高齢者虐待の相談・通報及び認定件数は増加 ③高い少年非行・再非行率
(3)福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応	①介護サービス・障害福祉サービス事業者の参入が少ない山間地域 ②一時預かりや病児保育など実施施設数の不足

第2期高知県地域福祉推進支援計画(平成28年3月)より抜粋

高知県の現状と課題

(4)中山間地域の過疎化、高齢化の進行と暮らしの確保	①高い人口減少率 ・昭和35年と比較した中山間地域の人口減少率は約40% ②高い高齢化率 ・県全体の高齢化率が32.8%であるのに対し、全域が中山間地域では大豊町57.1% 、仁淀川町54.8%、室戸市46.6% ③小規模集落の増加 ・地域の商店の廃業や、公共交通の廃止・便数減少など、地域社会の機能が低下
(5)災害時要配慮者対策	①避難行動要支援者名簿の作成状況は100% (平成27 年4月1日現在) ②「福祉避難所」の指定促進 ・163 施設が指定(平成27 年3月末) ③福祉避難所の運営体制づくりの推進
(6)地域の支え合いの力の弱まり	①近所付き合いが薄いと感じている人の増加 ・56.7%(平成26年度県民世論調査) ②地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人の増加 ・55.8%(平成26年度県民世論調査)

第2期高知県地域福祉推進支援計画(平成28年3月)より抜粋

生活課題の多様化

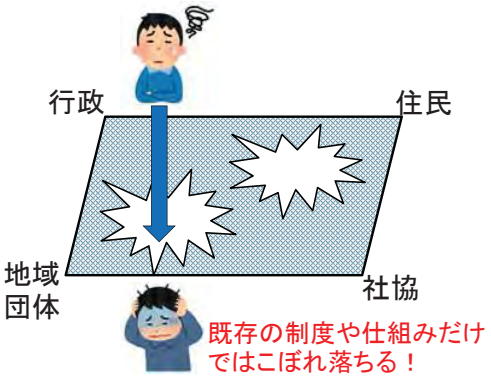

既存の制度や仕組みだけではこぼれ落ちる！

各地域での支え合い活動の推進

地域支え合い活動の種類

①見守り活動
・小地域ネットワーク活動
・アウトリーチ、訪問活動
・支え合いマップづくり
・安否確認

②居場所づくり
・サロン、ミニデイの開催
・子ども食堂、地域食堂
・老人クラブ、子育てサークル
・あったかふれあいセンター

③生活支援活動
・生活相談
・買い物、ゴミ出し、配食等の支援
・移動支援

多様な生活課題への対応

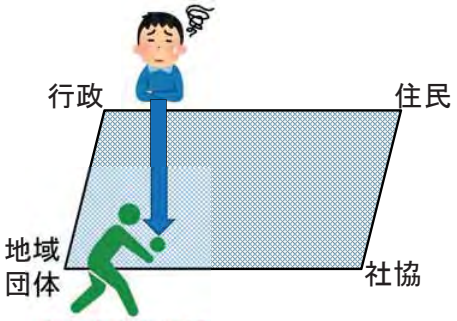

あらゆる生活課題を受け止める！
→連携の場づくりや仕組みづくりが重要

高知県での地域支え合い活動

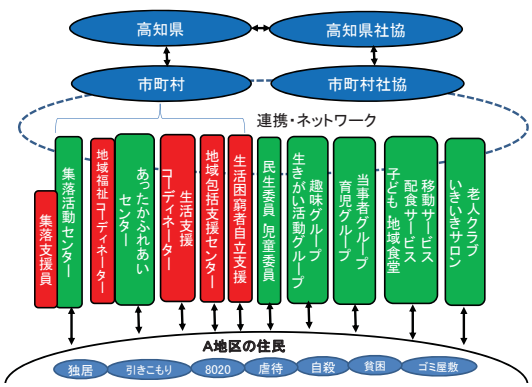

あったかふれあいセンター

概要

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に立ち寄れる場、集える場として開設し、既存事業では行き届かない様々な生活支援サービスや訪問相談、定期的な見守りなどを行っています。

背景

中山間地域では、多様なニーズがありながら、必要なサービスが身近な地域で提供されにくい状況がある。

31市町村、48ヶ所、231サテライトで実施

集落活動センター

概要

地域住民の皆さまが主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組みです。

背景

高齢化の進行や人口の減少に伴う地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安、農林水産業を担う人材の不足など、さまざまな課題に直面しています。

集落維持の仕組みづくり

①集落活動サポート
②生活支援サービス
③安心・安全サポート
④健康づくり
⑤防災活動
⑥鳥獣被害対策
⑦交流・定住サポート
⑧農産物等の生産・販売
⑨特産品づくり・販売
⑩エネルギー資源の開発
⑪その他の活動

旧小学校区エリアを想定

10市15町3村、47カ所

高知県のこどもの居場所・子ども食堂の広がり

子ども広場
お弁当屋（食品会社）が運営する365日毎日朝ごはんを提供する子ども食堂、高知市

朝食を楽しく食べる会
民生委員児童委員協議会が学校で実施する子ども食堂（月2回）、高知市

帯カフェ
中心商店街にある中学生や高校生の居場所としての子ども食堂（月2回）、高知市

こども食堂「コトコト」
社協とボランティアが協力し、子ども・家族・地域の人の交流の場として旧商店街で開催（月1回）、香南市

こどもの居場所「えいや家」
老人ホームの地域交流スペースを活用したこども中心の居場所（週1回）、高知市

7市3町・20箇所（平成29年3月末現在）

9市町48箇所増加

10市9町・68箇所（平成30年11月末現在）

高知県の地域支え合い活動の広がり

歴史探訪問ウォーク
住民座談会でのつぶやきから地域探検と多世代のつながりづくりへ（香南市）

小地域ネットワーク
行政・社協・民生委員・消防団・駐在等で地域で気になる方の情報共有（日高村）

喫茶元気村
地域のつながりづくりで始めたモーニング喫茶が多世代・地域内外の交流の拠点に（土佐清水市）

男性の日
男性の料理教室をきっかけに自主的継続的な活動に、別の地域にも活動が広がる（安田町）

地域福祉活動計画交流会
地域活動を実践する住民同士が取組みの情報交換、地域を越えた交流に（安芸市）

地域への思い×地域資源の活用×創意工夫
⇒様々な活動が継続・創出

地域で支え合い活動を広げるために

①地域のことを知る、考える　我がごと
↓
②「こんなこといいね」「できたらいいね」　つぶやき
↓
③「そうやの～」と仲間を広げる　共感
↓
④活動から笑顔を広げる　つながり
↓
⑤気にかけ合いや支え合いの広がり　支え合い
↓
⑥関係機関とのつながり　丸ごと

“地域の将来”と“住民のしあわせ”を本気で考える
－小坂町における地域活動への支援－

小坂町マスコットキャラクター「かぶきん」

自己紹介

- **現職**
  小坂町役場福祉課町民福祉班 （介護保険、地域包括ケア・地域共生政策推進担当）

- **職歴**
  2010年4月　秋田県小坂町役場入庁
  年金、国民健康保険、後期高齢者医療等を担当
  2013年度から介護保険担当
  2016年4月　厚生労働省老健局振興課
  総合事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター関係を担当
  2018年4月　小坂町役場町民課町民福祉班
  2018年7月　〃　福祉課町民福祉班（現職）

・著書（書籍・執筆など）

1. 改正介護保険の新しい総合事業のてびき これでうちの自治体も安心移行・推進へ
   第一法規株式会社，2016年（共著）
2. MIYAGI まちづくりと地域支え合い VOL.12 セミナーレポート
   日本コミュニティライフサポートセンター，2017年
3. 厚生福祉 平成30年5月22日（火）第6406号 特集（小坂町の住民主体の生活支援の取り組み」
   時事通信社，2018年
4. 「さあ、やろう」 第5号 「鼎談：新地域支援事業の3年間をかえりみつつ －今の課題と対応策－」
   さわやか福祉財団，2018年
5. 介護経営白書 2018年度版 「日本の介護が切り拓く新地平－地域の創生に向けた挑戦と創造－」
   日本医療企画,2018年

小坂町が置かれている状況

小坂町の位置・地勢

○ 秋田県の北東端、北東北三県（秋田県・青森県・岩手県）のほぼ中央に位置。
国の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の「十和田湖」がある。
○ 小坂鉱山の発見により、明治初期から「鉱山の町」として発展。かつては県下第二の都市として繁栄した。
鉱山閉山後は、それまで培った鉱山技術を活用し、最先端の環境リサイクル産業（レアメタルの回収）へ転換を図り、世界に誇る資源循環型産業として発展を続けている。
○ 鉱山の歴史に彩られた近代化産業遺産の建物群、廃線後の鉱山鉄道を活用したレールパークなど、観光分野も大きな柱。

人口・世帯の状況（平成３０年１２月末時点）

○人口：5,111 人（男 2,371人 女 2,740人）
○世帯数：2,372世帯
○高齢者人口：2,217人（うち75歳以上 1,293人）
○高齢化率：43.4%（75歳以上割合 25.3%）

町内の介護保険施設
・特養：２（定員110人）
・認知症グループホーム：１（9人）
・軽費老人ホーム：１（22人）
・訪問介護：0
・通所介護：３
・認知症対応型通所介護：１

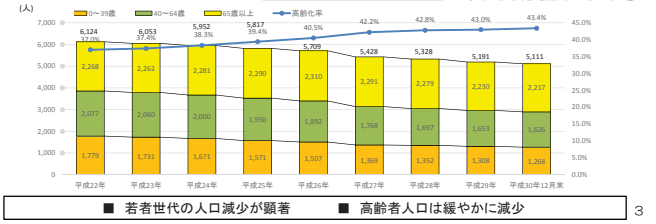

■ 若者世代の人口減少が顕著　■ 高齢者人口は緩やかに減少

将来の人口推計

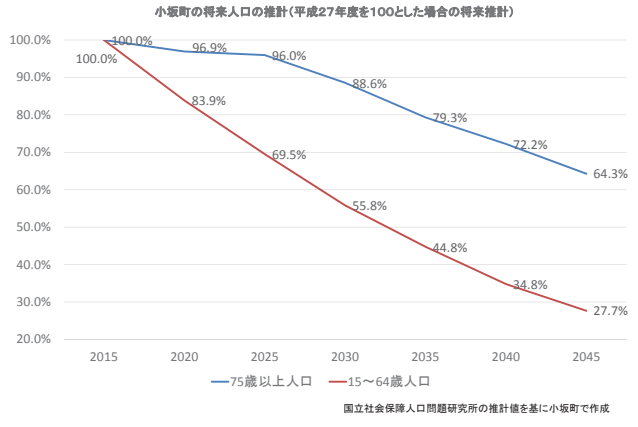

国立社会保障人口問題研究所の推計値を基に小坂町で作成

町を取り巻く社会変化

〈現状〉あらゆる世代の人口減少
→国がいう地域包括ケアシステム構築の背景は既に過去の話
〈課題〉・低下する“地域力”
・医療や介護サービスを始めとしたあらゆる分野での人材不足

〈現状〉あらゆる地域資源の縮小傾向
→人口減少が進むことによる公共・市場サービス等の減少
〈課題〉・生活基盤の維持・継続に向けた対応
・生産性の向上や効率化による持続性の追求
・自助や互助の力をどう維持していくか

〈現状〉地域の繋がりの希薄化
→歴史的かつ地域的な背景
〈課題〉・地域と公的支援の連動性の強化
・小地域単位での現状や課題、ニーズ等の把握
・互助の力をどう維持していくか

地域共生社会の実現

“縦割り”から“まるごと”に向かうための基本的骨格

①地域課題の解決力の強化
→住民が世代や背景を超えて繋がり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合う取組

②地域丸ごとの繋がりの強化
→耕作放棄地の再生や空き家の利活用など、地域社会が抱える様々な課題に対して、社会保障・産業などの領域を超えて繋がる取組

③地域を基盤とする包括的支援の強化
→地域包括ケアの理念を普遍化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築する取組

④専門人材の機能強化・最大活用
→専門職の育成課程を見直すことで、保健・医療・福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた人材を育てる取組

町が目指すビジョン（小坂町福祉総合計画）とは

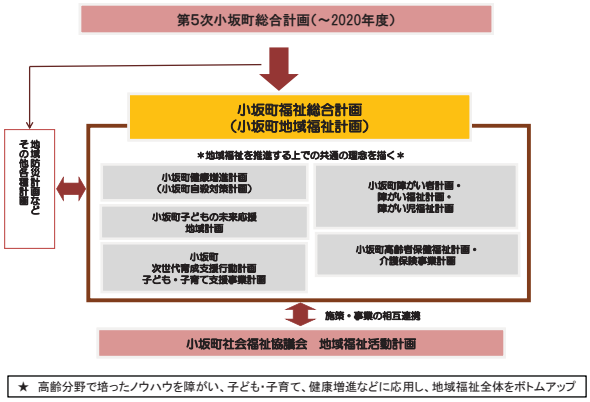

★ 高齢分野で培ったノウハウを障がい、子ども・子育て、健康増進などに応用し、地域福祉全体をボトムアップ

小坂町福祉総合計画で掲げていること

○小坂町地域福祉総合計画における主要事業

◇ **地域福祉計画**
① 成年後見制度利用促進（社会福祉協議会と連携）
・（仮）小坂町成年後見制度利用促進協議会設置

◇ **介護保険事業計画**
② 地域包括支援センターの体制強化
③ 地域包括支援センターのブランチ設置（平成30年４月１日～小坂ふくし会へ委託）
④ 短期集中介護予防サービス（平成30年１１月１日開始～社会福祉協議会へ一部委託し、町（包括）とチームで対応）
⑤ 住民同士で取り組む移動支援へのサポート（30年度内の事業開始に向け検討：社会福祉協議会と連携）

◇ **障がい者計画**
⑥ 改正障害者総合支援法等により創設された新サービス
・ 自立生活援助（障害者の重度化・高齢者を踏まえた地域移行・地域生活の支援）
・ 居宅訪問型児童発達支援（医療的ケア児への対応等）
・ 就労定着支援事業（就労系のサービスにおける工賃・賃金等の向上、一般就労への移行促進）

◇ **子ども未来応援地域計画**
⑦ 地域体制の整備
・（仮）小坂町子ども未来応援地域ネットワーク協議会設置
・ 子ども支援サポーター設置（平成30年２月１日～社会福祉協議会へ委託）

◇ **健康増進計画**
⑧ 健康づくり人材（ヘルスはっぴぃチャレンジャー）養成

◇ **その他**
○ 機構改革に伴う課の再編（まるごと支援班の創設）
・ 多世代型地域包括支援センター（まるねっと）設置（平成30年７月１日）
→ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、保健センターの機能を一本化
○ 平成31年度以降に向けた体制整備
・ 子育て包括支援センター設置（平成30年４月～）
・ ブランチを活用した「まるねっと」設置
※町と法人が連携し、専門職がチームで相談支援体制を検討

3つの基本コンセプト

①住民は出来るだけ長くお元気で

②地域の取組は徹底的に応援する

本日特に
お伝えしたいこと

③数少ない医療・介護の専門職が共通の視点で連携して包括的な対応する

自助の可能性を広げる

社会参加による健康維持・認知症等のリスク減少効果①

経済産業省資料

- 社会参加は、健康維持・認知症等のリスク減少に寄与することが、各種文献等から認められる。

① 就労やボランティア活動、趣味や稽古事などの社会参加・社会貢献活動を行っている高齢者ほど、自立を維持しやすい。

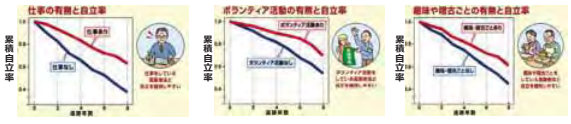

（出典）第３回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会（平成24年1月）資料１

② 運動は、スポーツグループに参加して行った方が、要介護状態になりにくい。

※運動をしていてスポーツグループに参加している者を基準としたとき、運動をしていてもスポーツグループに参加していない者は、1.29倍要介護状態になりやすかった。

（出典）JAGES project「スポーツによる高齢者の介護予防と政策展開に関する提言」（Kanamori et al.2012）

社会参加による健康維持・認知症等のリスク減少効果②

経済産業省資料

③ 自発的な社会参加は、健康維持効果が高い。

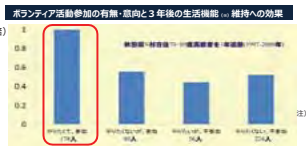

注）性、年齢、教育歴、慢性疾患(高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病)、過去1年の入院歴、喫煙、老研式活動能力指標、健康 度自己評価、BMI、血清アルブミン値で調整。
（※）基本的日常生活動作能力（BADL）

（出典）第４回中央教育審議会生涯学習分科会企画部会（平成28年11月）資料３「高齢者の社会参加による“Win-Win”型健康づくり」
東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム 藤原佳典
（Fujiwara Y, Shinkai S, Kobayashi E et al. 第25回日本疫学会総会, 名古屋, 2015.1.21－23）

④ 地域活動参加で認知症リスク22%減、役割を担うとさらに19%減。

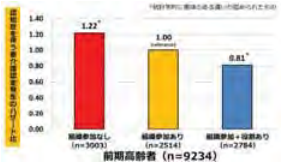

・高齢者の地域活動（自治会・町内会、趣味の会など）における役割（会長、世話役、会計など）の有無と認知症発症との関連について、高齢者13,850名を約10年間追跡調査。
・前期高齢者では、地域活動への参加者に比べ、役割を伴わない参加者は、認知症発症リスクが22%低くなる。また、役割を伴う参加者は、役割を伴わない参加者に比べて、認知症発症リスクが19%低い。
※性、年齢、教育年数、婚姻状況、居住形態、就業状況、歩行時間、既往歴（心疾患、脳卒中、高血圧、糖尿病）、飲酒、喫煙、抑うつ、IADL を考慮した解析
※※各対象者数は欠測値の補完前の対象者数を示す

（出典）橋本 裕太（甲賀医大大学院）地域活動参加で認知症リスク２２％減 役割を担うとさらに19%減 ～高齢者10年間の追跡調査～. Press Release No: 130-17-23
（Nemoto Y et.al. BMC Geriatr. 17(1):297. doi: 10.1186/s12877-017-0688-9. (2017)）

日常生活に“介護予防”を溶け込ませる①

介護予防ポイント（ささかはっぴいポイント）

事業の内容	○参加するごとに、１日上限５０Ｐ（５０円相当）としてポイントを交付し、１年間でたまったポイント数に応じて、町内で使用可能な商品券等と交換
目的・効果	○参加者数の掘り起こし ○意欲と目標をもった活動の推進 ○新しい「地域住民同士の支え合い体制の構築」 ○一人当たり月額５８円の介護保険料引き下げ効果（粗い試算）

ミニデイサービスくるみ

目的・効果	○日中の居場所が必要な要支援者の集約（通常デイとの分離の推進、棲み分けの明確化） ○地域の多世代なボランティアと繋がるきっかけづくり

はあとぷらす

目的・効果	○ADL／IADL動作の向上による、自己目標の達成支援 ※訪問・通所の一体型短期集中Ｃを町社協が地域包括支援センターと共同実施

日常生活に”介護予防“を溶け込ませる②

○ 「やりたいこと」「やってみたいこと」を全力で取り組める社会環境をつくる
⇒生きがいを無くさないための地域づくり

－農業と地域の居場所の一体的実施（上小坂地区）－

－特技を生かした会報誌の発行（栄町地区）－

“介護予防”と“日常生活支援”の効果

85歳以上の高齢者に占める認定者の割合の状況

都道府県	保険者	85歳以上	認定者	認定率
北海道	音威子府村	４２	１２	２８．５７
長野県	泰阜村	１９８	６５	３２．８３
新潟県	五泉市	５，８１８	１，９６８	３３．８３
長野県	平谷村	６５	２３	３５．３８
長崎県	小値賀町	３１４	１１６	３６．９４
福島県	矢祭町	４７９	１７８	３７．１６
長野県	大鹿村	１３６	５３	３８．９７
長野県	御代田町	６７３	２６４	３９．２３
高知県	檮原町	４１７	１６４	３９．３３
秋田県	小坂町	４４９	１７８	３９．６４
大分県	姫島村	２１１	８４	３９．８１
埼玉県	和光市	１，７１６	６８４	３９．８６
		．		
		．		

厚生労働省 介護保険事業状況報告（平成３０年４月暫定版）を基に作成

秋田県内における介護保険料の状況

保険者名	保険料額（月額）
五城目町	8，400円
井川町	7，900円
藤里町	7，400円
男鹿市	7，157円
三種町	6，900円
能代市	6，800円
潟上市	6，800円
八峰町	6，800円
大館市	6，771円
八郎潟町	6，700円
北秋田市	6，460円
鹿角市	6，300円
大曲仙北広域	6，300円
由利本荘広域	6，280円
横手市	6，257円
秋田市	6，232円
羽後町	6，050円
上小阿仁村	5，800円
湯沢市	5，700円
羽後町	5，700円
小坂町	5，300円
大潟村	4，600円

やりたい人たちを応援する

ニーズに合わせた支え合い

○ 日常生活圏域数は1つ。実施要綱で規定している協議体は、町全域をターゲットに活動（第1層レベル＝地域支え合い推進協議会）
○ 各地域の特性に応じた支え合い体制を構築するため、38自治会に分けて支え合い活動の普及・活発化を図る
（（実質的な）第2層レベル＝見守りネットワーク情報交換会。実施要綱等の規定なし）
○ 1層と2層レベルの活動がスムーズに進むことを支援するため、１.５層レベルの協議体を置く
○ 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は、（実質的な）2層レベル協議体の機能にも関わる
第1層レベルの協議体メンバーの一部とともに、第2層レベルの地域支え合い推進員の機能を担う
○ 地域支え合い推進員のみに押しつけず、地域包括支援センター（＋町社協）が進捗をグリップする

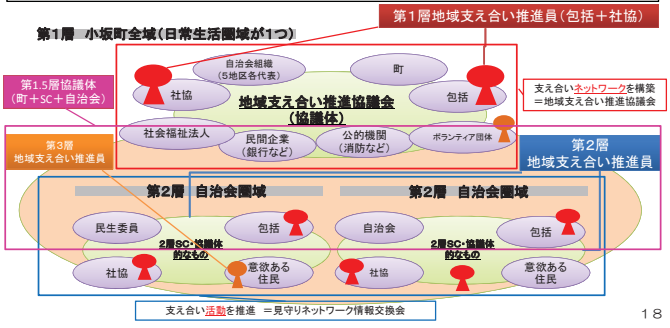

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の取り組み

～地域支え合い推進協議会～

・地域内の社会参加と支え合い体制の構築・推進に向けた関係機関のネットワーク構築、調整
・地域支え合い推進員の地域活動を支える
・各関係機関・関係者が地域で把握した課題、助け合いのニーズを共有し、地域全体の課題解決に結びつける

★民生委員、保健協力員の代表のほか、自治連協、警察、消防、郵便局など、地域に幅広く関わる関係者23人で構成！

～見守りネットワーク情報交換会～

・介護予防と支え合いによる地域づくりの必要性を啓発
・地域にある支え合いの取組を見つける
・地域が抱える生活課題の把握や助言
・支援や見守りが必要な方の把握・地域住民との情報共有

★地域支え合い推進員の訪問をきっかけに、地域を見つめ直し、新しい支え合い活動に取り組む自治会も出始めてきています！

地域の支援ニーズに応える①

冬季間の見守り活動を行うため、除雪をきっかけにしたいが、機具が小さくて大変だ

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

除雪機械（ローダー）の貸与
（除排雪業務を自治会へ委託）

町内で買うことのできない季節品や衣料品などを自分の目で見て買いたい（移動が困難）

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・車両リース費の支援
⇒町社会福祉協議会のバスを活用
訪問型サービスDなどで経費を補助
・ショッピングセンター等との交渉支援
⇒休憩場所の確保や介護予防体操の実施場所の確保
・理学療法士の派遣
⇒体操に限らず、歩行や買い物動作等の指導・助言の機会を確保
（地域リハ活動支援事業で人件費を補助）

配食サービスをしたいが場所が無い

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・町有施設の開放
⇒調理ボランティアが作業しやすいよう、調理台を改修・町有施設の開放
・配送費の支援
⇒中心部から離れた居宅への配達もあるため、燃料費等を助成

地域の支援ニーズに応える②

地域で支え合い活動（居場所など）を始めたいが、ノウハウが無くて自信が無い

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・事例集の配布
⇒町内の全ての支え合い活動の状況、立ち上げ経緯、活動のポイントを写真付きの事例集にまとめて配布
・地域支え合い推進員の助言や協力
（町内会長等などへの働きかけや補助制度の紹介や取り次ぎ等）

居場所を立ち上げたいが、場所や費用、開催内容等に助言・支援がほしい

町と地域支え合い推進員がしたことは・・・

・自治会館の改修
⇒身近な存在である自治会館の改築、改修（一般財源）
・立ち上げ費用の支援
⇒使途を厳しく限定しない補助制度の創設（１団体３回まで。上限３０万円）
⇒社協でも別に補助制度を創設
・備品の貸与
⇒包括で所有している介護予防器具等の貸与
・専門職の派遣
⇒包括・社協に所属する地域支え合い推進員に限らず、開催内容に応じて包括職員（健康運動指導士）、リハビリ専門職等を依頼に応じて派遣

雪国特有の問題にも支え合いで対応

－大地地区における見守り支援と地区内除雪の一体的実施－

大地自治会に除雪委託　町民との協働モデルに　小坂町

2017-11-30

小坂町は１２月１日から、冬期間の町民の快適な暮らしを確保するため、新たな取り組みとして七滝地区の大地自治会に除雪業務を委託する。町民との協働による除排雪体制づくりの先導に向け、今年から５年間のモデル事業として実施。除雪車１台を貸与し、住民に集落内の除排雪に取り組んでもらう。

町は、総合計画で「冬の暮らしも快いまち」（雪対策）を掲げ、各種施策に取り組んでいる。官民一体で総合的な除雪体制を効率的、効果的に実施しようと、町雪対策連絡協議会を設置し、この中の除雪研究部会では、地域が抱える問題や課題などについて具体的に話し合っている。

大地への除雪業務委託は、同部会からの提案によるもの。大地は町の西側、小坂川に沿った山沿いに位置する。これまで町による除雪作業は、ほぼ終日に行われていたことから、「通学や通勤時間帯に不安を感じる住民が多かった」（小畑勇松会長）という。町に解決策を求める一方、自治会としての要望を伝えるなどして、協働で取り組む方向性を探っていた。

除雪業務の委託は、８月に開催された同協議会での承認を得て、９月定例議会の補正予算案に関連経費を計上、今冬から５年間の試験実施が決まった。

町は小型ローダー１台を貸与し、地域の除雪を全て自治会の責任で行ってもらう。除雪車の操作は経験の必要な作業が伴うため、委託期間は１２月１日から来年３月３１日まで。１シーズンごとに事業について検証し、効果や課題をまとめる方針。

町建設課の伏見一雄課長は「今回のモデル事業を通して、町民との協働による除雪体制づくりを回っていきたい」と話した。

町内の中でも高齢化率が高い大地。自治会内の道路のほか、高齢者宅なども除雪したい考え。小畑会長は「地域をどうやって守れるか、守っていくかということを考えながら、取り組んでいきたい」と意気込んでいる。

平成29年11月30日付　北鹿新聞より引用

多機関連携で不安を解決する

－多機関協働による介護予防＋買い物＋移動支援の一体的実施－

あるものを最大限に活用する

－町有施設を活用した配食サービスの実施－

“誰かの役に立ちたい”気持ちを応援する

－住民主体の訪問型サービスに対する補助制度－

にない手さん

○　住民が主体となった、居宅への訪問による地域支え合い活動
○　事務局（庶務）は町社会福祉協議会が主体

サービス内容	住民が主体となって行う生活援助
目的・効果	○活動者にとっては、「誰かの役に立ちたい」気持ちが生きがいづくりに繋がる ○現役時代の特技や能力を地域で発揮できる場づくり ○住民同士が協力し、支え合える地域づくりメニューの一つ ○介護給付費の抑制 ○介護職人材の不足を補う
事業の内容	利用料：３０分　２５０円 買い物・調理・掃除・話し相手 外出支援(医療機関等への付き添い)等 日常生活の支援
実施方法	町からの活動費補助によって実施 （間接経費の全額補助）
活動者	地域の住民 （活動に対する講習会受講・登録者）

少しずつ増えている地域での支え合い①

従来からの地域の居場所

生活支援コーディネーターの活動によって把握された地域の居場所

生活支援コーディネーターが立ち上げに関わった地域の居場所

少しずつ増えている地域での支え合い②

地域での居場所・支え合いが増えている３パターン

昔からやっているよ	出来ることからやってみようかな	“お元気くらぶ（巡回型介護予防教室）”が楽しくて回数を増やせないかな
様々な思い（想い）で 昔から地域で活動しているパターン	ＳＣのサポート（後ろ支え）で 新しく活動を起こしたパターン	自治会単位で実施している介護予防教室の頻度に物足りなさを感じて 独自に回数を増やしたパターン

活動の見える化と地域との共有

地域の取組情報誌の発行

広報で地域の取組を紹介

～広報こさか７月号より～

応援する側も頑張る

単独で出来ることには限界がある

“つながる”ためにはと“情報”が必要

多職種・多機関連携の流れをつくる（町の取組から見えてきたこと）

① 委託の丸投げをしない
→地域包括支援センターを中心に、あらゆる事業所が関わる
→（例）介護予防事業、介護予防ケアマネジメント、短期集中介護予防サービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業を多機関で一体的に実施

② 情報は共有する
→行政、そして包括が持っている情報は宝の宝庫。活用しないのはもったいない
→情報によって、きっかけを作れることは実は多い

③ 互いの仕事（業務）を知る
→町内の社会福祉法人を対象とした実務研修制度（１年または２年）
→地域の情報や福祉に関わる制度に触れながら、地域包括支援センターの業務を経験する

④ 中身のあるネットワークをつくる
→月１回の医療・介護の連携会議の開催
→地域に暮らすあらゆる高齢者の情報を関係者で共有
→情報連携しやすい環境づくり

“縦割り福祉” から“まるごと支援”へ

平成30年7月1日～

○ 縦割りと指摘されがちな福祉に関する分野を一元的にまとめるため、課・班を新設。
○ 情報管理・共有を一体的に行うと同時に、福祉的な観点から地域を“まるごと”支える仕組みを整備。

多世代型地域包括支援センター“まるねっと”の体制状況

職員	保有資格など	※包括	認定調査	障害支援	ケアマネ	母子保健	介護予防	成人保健
A	保健師、精神保健福祉士、主任ケアマネ、第1層SC、相談支援専門員	○	○	○	△		○	
B	保健師、健康運動指導士、初期集中支援チーム員、相談支援専門員	○	△	△			○	
C	保健師、健康運動指導士、相談支援専門員					○		○
D	社会福祉士、主任ケアマネ、認知症地域支援推進員、初期集中支援チーム員、相談支援専門員	○	○	△	△		○	
E	保健師		△			○		○
F	保健師、初期集中支援チーム員	△	○			○		○
G	看護師、ケアマネ	○	○		△			
H	介護福祉士、ケアマネ、社会福祉主事	○	○				○	
I	介護福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員	△	△	○			○	
J	看護師、社会福祉主事	○	○				○	
K	看護師	○	○				○	
K	介護福祉士、主任ケアマネ	○	○		○		○	
L	看護師	○	○					
M（研修生）	社会福祉士、介護福祉士、ケアマネ、認知症地域支援推進員	○	○	○				
N（課長兼班長）	ケアマネ、社会福祉主事	○			○			
O	－	○	△				△	

※充実分新規３事業を含む

○：主で従事　△：資格は保有しているが従事はしていない 又は 間接的に従事

相談を２４時間・３６５日受け止める

● 人材・資源が限定される小規模地域では、単独での包括的相談対応の実現は大変困難
● 多職種・多機関が相互連携した“錯覚”に見えるような対応により、切れ目の無い相談・支援を実施

個々の福祉課題を多機関・多職種で受け止める

おわりに

地域には支援を必要としている人はたくさんいる
そして、地域にはたくさんの資源がある

しかし、実際には
「住民が何を望んでいるのか実はよくわからない」
「もっと自分たちの活動を住民に知ってほしい」
「困っている人はたくさんいるが、担い手が足りない」
「今なにも起きていないからそれでいい」
「どこから手をつければいいか分からない」
「役所（行政）はなにをやっているのか！」

住民も活動している人も専門職も、そして行政も･･･

⇒無いものねだりからの脱却
⇒待っていても状況は悪化
⇓
「待ち」の姿勢から「予防」の視点への転換
行政として、地域の現状に対して責任ある対応を

ご清聴ありがとうございました

小坂町かぶきん

平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究
事業　報告書

平成 31 年 3 月発行

内容照会先　一般社団法人全国食支援活動協力会
〒158-0098　東京都世田谷区上用賀 6-19-21
TEL　03-5426-2547　FAX　03-5426-2548
E-mail　infomow@mow.jp
URL　http://www.mow.jp